

越谷市地域防災計画

令和4年3月

越谷市防災会議

越谷市地域防災計画 目次

第1編 総論

章	節		担当部署	ページ
第1章 総則	第1節 目的	第1 計画の目的	関係各部	3
		第2 計画の策定・修正		3
		第3 計画の効果的推進		4
		第4 計画の用語		5
		第5 越谷市の基本構想（防災関連）		6
第2章 越谷市の現況	第1節 自然的条件	第1 位置と面積	関係各部	11
		第2 地形		11
		第3 活断層		11
		第4 地盤と表層地形		11
		第5 気象		12
		第6 本市における災害		15
	第2節 社会的条件	第1 人口	関係各部	16
		第2 重点建築物		16
		第3 道路		20
		第4 鉄道		20
		第5 危険物		20
		第6 土地利用・都市計画		20
	第3節 災害履歴	第1 地震災害	関係各部	26
		第2 風水害		27
		第3 大火		29
	第4節 被害想定	第1 地震被害想定	関係各部	30
		第2 風水害被害想定等		46
		第3 土砂災害被害想定		49
	第3章 防災関係機関等の業務の大綱	第1節 防災関係機関等の業務の大綱	第1 越谷市	関係各部
第2 指定地方行政機関			51	
第3 埼玉県及び県の機関			54	
第4 指定公共機関又は指定地方公共機関			55	
第5 自衛隊			56	
第6 その他防災上重要な施設の管理者等			56	

第2編 震災対策編

章	節	担当部署	ページ	
第1章 総則	第1節 基本方針	関係各部	61	
	第2節 減災目標		65	
第2章 震災予防計画	第1節 建築物・施設等の安全対策	第1 建築物の安全対策	危機管理室	67
		第2 河川施設の安全対策	総務部	70
		第3 道路・交通施設の安全対策	建設部	71
		第4 ライフライン施設の安全対策	都市整備部 水道企業団 関係機関・ライ フライン各社	71
	第2節 災害に強い都市づくり	第1 都市における震災の予防に関する計画の策定	環境経済部	74
		第2 土地利用の適正化	建設部	74
		第3 市街地の改善整備	都市整備部	75
		第4 不燃化等の促進	消防局	75
		第5 オープンスペース等の確保		76
	第3節 地盤災害の防止	第1 液状化対策	環境経済部	77
		第2 地盤沈下対策	建設部	78
		第3 宅地の安全対策	都市整備部 水道企業団 関係機関・ライ フライン各社	78
	第4節 災害に強い地域社会づくり	第1 協働による防災まちづくりの推進	危機管理室	80
		第2 自主防災組織・自主防災リーダーの育成	市民協働部	81
		第3 民間防火組織の育成・強化	関係機関・ライ フライン各社	84
		第4 事業所等の防災体制の充実	消防局	84
	第5節 防災教育計画	第1 防災業務に従事する職員に対する防災教育	危機管理室	88
		第2 市民、事業者に対する防災教育	市民協働部	88
		第3 学校教育における防災教育	福祉部	90
		第4 社会教育における防災教育	地域共生部	90
第5 事業所等における防災教育		市立病院	90	
第6 防災上重要な施設における防災教育		教育総務部 学校教育部	91	
第6節 防災訓練計画	第1 総合防災訓練	危機管理室	93	
	第2 市及び防災関係機関が実施する訓練	建設部	94	
	第3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練	消防局	95	
第7節 火山噴火降灰予防計画 (第2編 第2章 第8節 参照)		危機管理室 市長公室 市民協働部 保健医療部 環境経済部 建設部 水道企業団	96	
第8節 震災に備えた体制整備	第1 越谷市防災会議の組織	危機管理室	104	
	第2 防災関係機関の組織の整備	総合政策部	105	
	第3 防災関係機関相互の連携	市長公室	105	
	第4 応援協力体制・受援体制の整備	総務部	106	
	第5 防災活動拠点等の整備	福祉部	108	
	第6 緊急輸送ネットワークの整備	行財政部	108	
	第7 情報収集・伝達体制の整備	市民協働部	108	
	第8 ボランティア等の活動環境の整備	地域共生部	109	
	第9 消防体制の整備	子ども家庭部	112	
	第10 危険物対策	保健医療部	113	
	第11 救急・救助体制の整備	環境経済部	115	
	第12 医療救護体制の整備	建設部	117	
	第13 避難支援体制の整備	都市整備部	117	
	第14 物資の供給体制の整備	会計課	119	
	第15 帰宅困難者対策	市立病院	128	
	第16 遺体の埋・火葬	議会事務局	134	
	第17 防疫・保健衛生対策	教育総務部	136	
	第18 住宅対策	学校教育部	137	
	第19 文教対策・文化財の保護	監査委員・公 平委員会	138	
	第20 災害時の要配慮者対策	水道企業団 東埼玉資源環 境組合	140 141	

章	節		担当部署	ページ
第3章 震災応急対策計画		第21 業務継続計画の策定	関係機関・ライオン各社 消防局	148
	第9節 調査研究	第1 防災アセスメントに関する調査研究	危機管理室	149
		第2 震災対策に関する調査研究	都市整備部	149
	第1節 活動体制計画	第1 災害対策本部の設置	危機管理室	151
		第2 動員配備計画	市長公室	152
		第3 初動活動計画	総務部	154
		第4 応急活動計画	市民協働部	162
	第2節 情報収集伝達計画	第1 使用通信施設	危機管理室	167
		第2 地震情報の収集・伝達	総合政策部	169
		第3 県・国・その他の防災機関との連絡体制の整備	市長公室 総務部 消防局	173
	第3節 広報広聴計画	第1 広報活動	市長公室	175
		第2 広聴活動	福祉部	179
		第3 報道機関への発表	市民協働部 地域共生部	181
	第4節 自衛隊災害派遣要請計画	第1 災害派遣要請の範囲及び判断	危機管理室	183
		第2 県知事に対する自衛隊派遣要請の依頼等	総合政策部	184
		第3 災害派遣部隊の受入れ体制の整備		185
		第4 経費の負担区分		186
		第5 撤収の要請		186
		第6 自衛隊の自主派遣		186
	第5節 応援要請・要員確保計画	第1 応援要請	危機管理室	188
		第2 要員確保	消防局	191
		第3 国又は県による代行措置		191
	第6節 受援計画	第1 国からの応援	危機管理室	192
		第2 他の地方公共団体からの応援	福祉部	194
		第3 公共的団体からの応援	市民協働部	194
		第4 NPO・ボランティア等からの応援	関係機関・ライオン各社	195
	第7節 災害救助法の適用	第1 実施機関	危機管理室	197
		第2 災害救助法の適用申請	福祉部	198
		第3 救助の種類、実施方法		199
	第8節 消防計画	第1 消防局の活動	消防局	201
		第2 消防団の活動計画		205
		第3 応援要請		207
	第9節 火山噴火降灰応急対策計画 (第2編 第3章 第1、2、10、11、18節 参照)	第1 応急活動体制の確立	危機管理室	209
		第2 情報収集伝達計画	市長公室	209
		第3 交通対策	福祉部	210
		第4 避難所の開設・運営	行財政部	210
		第5 医療救護	市民協働部	211
		第6 ライフライン施設・交通施設等の応急対策	地域共生部	211
		第7 農業者への支援	子ども家庭部	211
		第8 降灰の処理	保健医療部	211
		第9 物価の安定、物資の安定供給	環境経済部 建設部 市立病院 水道企業団 東埼玉資源環境組合 関係機関・ライオン各社 消防局	212
	第10節 救急・救助、医療救護計画	第1 救急・救助体制	総務部	214
		第2 医療救護	福祉部	215
		第3 傷病者の搬送	保健医療部	218
		第4 精神医療対策	市立病院	218
		第5 医療マンパワーの確保	消防局	219
		第6 医薬品・医療救護資器材の調達		219
第11節 避難計画	第1 避難情報	危機管理室	221	
	第2 警戒区域の設定	市長公室	223	
	第3 避難誘導	福祉部	224	
	第4 避難所の設置	地域共生部	225	

章	節		担当部署	ページ
		第5 避難所の管理運営	建設部	226
		第6 避難所の閉鎖	教育総務部	231
		第7 広域避難	学校教育部 関係機関・ライ フライン各社 消防局	231
	第12節 防犯・交通対策	第1 防犯	危機管理室	232
		第2 交通対策	建設部 関係機関・ライ フライン各社	233
	第13節 緊急輸送計画	第1 輸送方針・対象	市長公室	235
		第2 応急復旧用資器材の整備	総務部	236
		第3 道路被害状況の把握	保健医療部	236
		第4 緊急輸送道路の応急復旧	環境経済部	237
		第5 緊急輸送道路の確保及び広報	建設部	237
		第6 緊急車両等の確保・体制の整備	関係機関・ライ フライン各社	239
		第7 物資の集積地及び要員の確保	消防局	240
		第8 救援物資の供給		240
		第9 災害救助法が適用された場合の費用等		241
	第14節 食料、飲料水及び生活必需品の供給	第1 食料の確保及び供給	総務部	242
		第2 飲料水の確保及び供給	保健医療部	245
		第3 生活必需品の確保及び供給	環境経済部 学校教育部 水道企業団	246
	第15節 帰宅困難者支援	第1 帰宅困難者等に対する支援	危機管理室 市長公室	248
	第16節 遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画	第1 行方不明者及び遺体の捜索	危機管理室	251
		第2 遺体の処理	福祉部	252
		第3 遺体の埋・火葬	市民協働部 関係機関・ライ フライン各社	253
	第17節 防疫・保健衛生計画	第1 防疫活動	福祉部	256
		第2 保健衛生活動	保健医療部	256
		第3 廃棄物処理	環境経済部	257
		第4 動物愛護	建設部 東埼玉資源環 境組合	261
	第18節 施設等の応急対策	第1 公共建築物	福祉部	264
		第2 危険物施設	地域共生部	264
		第3 ライフライン施設	環境経済部	265
		第4 交通施設	建設部	272
		第5 その他施設	都市整備部 市立病院 水道企業団 関係機関・ライ フライン各社 消防局	273
	第19節 応急住宅対策	第1 住宅等の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	環境経済部	276
		第2 被災住宅の応急修理	建設部	276
		第3 既存住宅の利用	都市整備部	277
		第4 応急仮設住宅の供給		278
		第5 住宅関係障害物除去		280
		第6 空き家に関する二次災害の防止措置		281
	第20節 文教対策	第1 事前措置	教育総務部	282
		第2 事後措置	学校教育部	283
		第3 応急教育		284
		第4 学用品等の調達及び配給		285
		第5 授業料等の減免		286
		第6 文化財等の応急措置		286
	第21節 災害時の要配慮者対策	第1 要配慮者に関する情報の収集・伝達	危機管理室	288
		第2 要配慮者に対する避難支援	市長公室	288
		第3 要配慮者に対する緊急援護	福祉部	289
		第4 外国人の安全確保対策	市民協働部 地域共生部	290

章	節		担当部署	ページ
	第22節 防災関係機関の災害対策計画	第1 鉄道施設の災害対策計画	関係機関・ライ フイン各社	291
		第2 電気通信設備の災害対策計画		294
		第3 電力施設の災害対策計画		295
		第4 都市ガス施設の災害対策計画		298
第4章 震災復旧復興計画	第1節 災害復旧計画	第1 災害復旧事業計画の作成	関係各部	301
		第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成		302
		第3 激甚災害に関する調査報告		303
		第4 特別財政援助額の交付手続		308
		第5 災害復旧事業の実施		317
	第2節 災害復興計画	第1 復興対策本部の設置	関係各部	319
		第2 復興方針及び復興計画の策定・公表		319
		第3 復興事業の実施		320
	第3節 生活の確保・再建支援	第1 罹災証明書発行	関係各部	322
		第2 義援金品及び見舞金の受入れ・配分		326
		第3 被災者の生活確保		327
		第4 被災者への融資等		330
		第5 被災者生活再建支援制度		335
		第6 行方不明者の相談		339
	第4節 火山噴火降灰復旧計画 (第2編 第4章 第1節 参照)		関係各部	340
	第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う措置計画	第1節 対策の考え方	第1 策定の趣旨	関係各部
第2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応			342	
第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応			関係各部	344

第3編 風水害対策編

章	節		担当部署	ページ
第1章 総則	第1節 基本方針		関係各部	361
第2章 風水害等予防計画	第1節 建築物・施設等の安全対策 (第2編 第2章 第1節 参照)	第1 建築物の安全対策	危機管理室	363
		第2 河川施設の安全対策	総務部	364
		第3 道路・交通施設の安全対策	建設部	364
		第4 ライフライン施設の安全対策	都市整備部 水道企業団 関係機関・ライ フライン各社	364
	第2節 災害に強い都市づくり (第2編 第2章 第2節 参照)	第1 土地利用の適正化	環境経済部	365
		第2 市街地の改善整備	建設部	366
		第3 オープンスペース等の確保	都市整備部 消防局	366
	第3節 地盤災害の防止 (第2編 第2章 第3節 参照)	第1 地盤沈下対策	環境経済部	367
		第2 宅地の安全対策	建設部 都市整備部 水道企業団 関係機関・ライ フライン各社	367
	第4節 災害に強い地域社会づくり (第2編 第2章 第4節 参照)	第1 協働による防災まちづくりの推進	危機管理室	368
		第2 自主防災組織・自主防災リーダーの育成	市民協働部	368
		第3 民間防火組織の育成・強化	関係機関・ライ フライン各社	368
		第4 事業所等の防災体制の充実	消防局	368
	第5節 防災教育計画 (第2編 第2章 第5節 参照)	第1 防災業務に従事する職員に対する防災教育	危機管理室	372
		第2 市民、事業者に対する防災教育	福祉部	372
		第3 学校教育における防災教育	市民協働部	372
		第4 社会教育における防災教育	地域共生部	372
		第5 事業所等における防災教育	市立病院	372
		第6 防災上重要な施設における防災教育	教育総務部 学校教育部 消防局	372
	第6節 防災訓練計画 (第2編 第2章 第6節 参照)	第1 総合防災訓練	危機管理室	373
第2 市及び防災関係機関が実施する訓練		建設部	373	
第3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練		消防局	374	
第7節 水害予防計画 (第2編 第2章 第1、2節 参照)	第1 水害予防体制の整備	危機管理室	375	
	第2 総合的治水対策の推進	建設部	375	
	第3 下水道の整備	都市整備部	377	
	第4 道路・橋梁の整備		377	
	第5 水防用資器材等の整備		377	
第8節 大規模水害予防計画 (第2編 第2章 第8節 参照)	第1 適時的確な避難の実現	関係各部	379	
	第2 応急対応力の強化と重要機能の確保		380	
	第3 地域の大規模水害対応力の強化		381	
	第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減		381	
	第5 防疫及び水害廃棄物処理対策		382	
第9節 注意報及び警報伝達計画	第1 注意報・警報等の種類及び発表基準等	危機管理室	383	
	第2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知	建設部 関係機関・ライ フライン各社	389	
	第3 消防法に基づく火災気象通報		390	
	第4 気象注意報・警報等の伝達		390	
	第5 異常現象発見時の通報		391	
第10節 竜巻等突風災害予防計画		関係各部	393	
第11節 雪害予防計画	第1 雪害の発生、対処に関する知識の普及	建設部	398	
	第2 道路交通の確保	関係機関・ライ フライン各社	398	
	第3 鉄道輸送の確保		399	
	第4 通信及び電力供給の確保		399	
	第5 資器材の確保		399	
	第6 農産物等への被害軽減対策		399	
第12節 災害に備えた体制整備 (第2編 第2章 第8節 参照)	第1 越谷市防災会議の組織	危機管理室	402	
	第2 防災関係機関の組織の整備	総合政策部	402	
	第3 防災関係機関相互の連携	市長公室	402	
	第4 応援協力体制・受援体制の整備	総務部	402	

章	節		担当部署	ページ	
		第5 防災活動拠点の整備	福祉部	403	
		第6 緊急輸送ネットワークの整備	行財政部	403	
		第7 情報収集・伝達体制の整備	市民協働部	404	
		第8 ボランティア等の活動環境の整備	地域共生部	404	
		第9 消防体制の整備	子ども家庭部	405	
		第10 危険物対策	保健医療部	405	
		第11 救急・救助体制の整備	環境経済部	405	
		第12 医療救護体制の整備	建設部	405	
		第13 避難支援体制の整備	都市整備部	405	
		第14 物資の供給体制の整備	会計課	405	
		第15 遺体の埋・火葬	市立病院	408	
		第16 防疫・保健衛生対策	議会事務局	408	
		第17 文教対策・文化財の保護	教育総務部	408	
		第18 災害時の要配慮者対策	学校教育部	408	
				監査委員・公平委員会 水道企業団 東埼玉資源環境組合 関係機関・ライフイン各社 消防局	409
		第13節 調査研究	第1 防災アセスメントに関する調査研究	危機管理室	410
			第2 風水害対策に関する調査研究	市長公室 建設部	410
		第3章 風水害等応急対策計画	第1節 活動体制計画 (第2編 第3章 第1節 参照)	第1 災害対策本部の設置	危機管理室
第2 動員配備計画	市長公室 総務部 市民協働部			412	
第2節 情報収集伝達計画 (第2編 第3章 第2節 参照)	第1 使用通信施設		危機管理室	413	
	第2 災害情報の収集・伝達		総合政策部	413	
	第3 県・国・その他の防災機関との連絡体制の整備		市長公室	416	
			総務部 建設部 消防局	416 416	
第3節 広報広聴計画 (第2編 第3章 第3節 参照)	第1 広報活動		市長公室	417	
	第2 広聴活動		福祉部	417	
	第3 報道機関への発表		市民協働部	417	
第4節 自衛隊災害派遣要請計画 (第2編 第3章 第4節 参照)	第1 災害派遣要請の範囲及び判断		危機管理室	418	
	第2 県知事に対する自衛隊派遣要請の依頼等		総合政策部	418	
	第3 災害派遣部隊の受入れ体制の整備			418	
	第4 経費の負担区分			418	
	第5 撤収の要請			418	
	第6 自衛隊の自主派遣			418	
第5節 応援要請・要員確保計画 (第2編 第3章 第5節 参照)	第1 応援要請		危機管理室	418	
	第2 要員確保		消防局	418	
	第3 国又は県による代行措置			418	
第6節 受援計画 (第2編 第3章 第6節 参照)	第1 国からの応援		危機管理室	419	
	第2 他の地方公共団体からの応援		福祉部	419	
	第3 公共的団体からの応援		市民協働部	419	
	第4 NPO・ボランティア等からの応援			419	
第7節 災害救助法の適用 (第2編 第3章 第7節 参照)	第1 実施機関		危機管理室	419	
	第2 災害救助法の適用申請		福祉部	419	
	第3 救助の種類、実施方法			419	
第8節 水防計画	第1 水防体制の確立		危機管理室	420	
	第2 水防活動		建設部	421	
	第3 決壊時の処置	消防局	422		
	第4 協力応援		423		
	第5 観測通報		423		
第9節 大規模水害応急対策計画	第1 適時的確な避難のための情報収集・伝達	危機管理室 市長公室	424		

章	節		担当部署	ページ
	第10節 竜巻等突風災害応急対策計画 (第2編 第3章 第7、11、19節 参照)		関係各部	425
	第11節 救急・救助、医療救護計画 (第2編 第3章 第7、11、19節 参照)	第1 救急・救助体制	総務部	428
		第2 医療救護	福祉部	429
		第3 傷病者の搬送	保健医療部	429
		第4 精神医療対策	市立病院	429
		第5 医療マンパワーの確保	消防局	429
		第6 医薬品・医療救護資器材の調達		430
	第12節 避難計画 (第2編 第3章 第11節 参照)	第1 避難情報	危機管理室	432
		第2 警戒区域の設定	市長公室	434
		第3 避難誘導	福祉部	434
		第4 避難所の設置	地域共生部	435
		第5 避難所の管理運営	建設部	435
		第6 避難所の閉鎖	関係機関・ライ フライン各社 消防局	435
	第13節 防犯・交通対策 (第2編 第3章 第12節 参照)	第1 防犯	危機管理室	436
		第2 交通対策	建設部 関係機関・ライ フライン各社	436
	第14節 緊急輸送計画 (第2編 第3章 第13節 参照)	第1 輸送方針・対象	市長公室	437
		第2 応急復旧用資器材の整備	総務部	437
		第3 道路被害状況の把握	保健医療部	437
		第4 緊急輸送道路の応急復旧	環境経済部	437
		第5 緊急輸送道路の確保及び広報	建設部	437
		第6 緊急車両等の確保・体制の整備	関係機関・ライ フライン各社	437
		第7 物資の集積地及び要員の確保	消防局	437
		第8 救援物資の供給		437
		第9 災害救助法が適用された場合の費用等		437
	第15節 食料、飲料水及び生活必需品の供給 (第2編 第3章 第14節 参照)	第1 食料の確保及び供給	総務部	436
		第2 飲料水の確保及び供給	保健医療部	436
		第3 生活必需品の確保及び供給	環境経済部 教育総務部 水道企業団	436
	第16節 遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画 (第2編 第3章 第16節 参照)	第1 行方不明者及び遺体の捜索	危機管理室	437
		第2 遺体の処理	福祉部	437
		第3 遺体の埋・火葬	市民協働部 関係機関・ライ フライン各社	437
	第17節 防疫・保健衛生計画 (第2編 第3章 第17節 参照)	第1 防疫活動	福祉部	438
		第2 保健衛生活動	保健医療部	438
		第3 廃棄物処理	環境経済部	438
		第4 動物愛護	建設部 東埼玉資源環 境組合	438
	第18節 施設等の応急対策 (第2編 第3章 第18節 参照)	第1 公共建築物	福祉部	438
		第2 危険物施設	地域共生部	438
		第3 ライフライン施設	環境経済部	438
		第4 交通施設	建設部	438
		第5 その他施設	都市整備部 市立病院 水道企業団 関係機関・ライ フライン各社 消防局	438
	第19節 応急住宅対策 (第2編 第3章 第19節 参照)	第1 住宅等の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	環境経済部 建設部	439
		第2 被災住宅の応急修理		439
		第3 既存住宅の利用		439
		第4 応急仮設住宅の供給		439
		第5 住宅関係障害物除去		439
		第6 空き家に関する二次災害の防止措置		439

章	節		担当部署	ページ	
	第20節 文教対策 (第2編 第3章 第20節 参照)	第1 事前措置	教育総務部	439	
		第2 事後措置	学校教育部	439	
		第3 応急教育		439	
		第4 学用品等の調達及び配給		439	
		第5 授業料等の減免		439	
		第6 文化財等の応急措置		439	
	第21節 災害時の要配慮者対策 (第2編 第3章 第21節 参照)	第1 要配慮者に関する情報の収集・伝達	危機管理室	440	
		第2 要配慮者に対する避難支援	市長公室	440	
		第3 要配慮者に対する緊急援護	福祉部	440	
		第4 外国人の安全確保対策	市民協働部 地域共生部	440	
	第22節 防災関係機関の災害対策計画 (第2編 第3章 第22節 参照)	第1 鉄道施設の災害対策計画	関係機関・ライ	440	
		第2 電気通信設備の災害対策計画	ワン各社	440	
		第3 電力施設の災害対策計画		440	
		第4 都市ガス施設の災害対策計画		440	
	第4章 災害復旧復興計画	第1節 災害復旧計画 (第2編 第4章 第1節 参照)	第1 災害復旧事業計画の作成	関係各部	442
			第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成		442
第3 激甚災害に関する調査報告				442	
第4 特別財政援助額の交付手続				442	
第5 災害復旧事業の実施				442	
第2節 災害復興計画 (第2編 第4章 第2節 参照)		第1 復興対策本部の設置	関係各部	442	
		第2 復興方針及び復興計画の策定・公表		442	
		第3 復興事業の実施		442	
第3節 生活の確保・再建支援 (第2編 第4章 第3節 参照)		第1 罹災証明書の発行	関係各部	443	
		第2 義援金品及び見舞金の受入れ・配分		443	
		第3 被災者の生活確保		443	
		第4 被災者への融資等		443	
		第5 被災者生活再建支援制度		443	
		第6 行方不明者の相談		443	
第4節 竜巻等突風災害復旧計画 (第2編 第4章 第3節 参照)			関係各部	444	

第4編 複合災害対策編

章	節	担当部署	ページ
第1章 複合災害予防計画	(第2編 第2章 第8節 参照)	危機管理室 総務部 福祉部 地域共生部 保健医療部 建設部 都市整備部 市立病院	449
第2章 複合災害応急対策計画	(第2編 第3章 第2節 参照)	危機管理室 市長公室 行財政部 市民協働部 子ども家庭部 建設部 関係機関・ライ フライン各社 消防局	453

第5編 事故対策編

章	節		担当部署	ページ	
第1章 事故災害予防計画	第1節 大規模火災予防計画	第1 火災予防	危機管理室	457	
		第2 消防活動	市長公室	459	
		第3 大規模火災予防	福祉部 地域共生部 建設部 都市整備部 教育総務部 学校教育部 関係機関・5イ 7イン各社 消防局	462	
	第2節 危険物等災害予防対策	第1 危険物施設等災害予防対策 第2 高圧ガス災害予防対策 第3 銃砲・火薬類災害予防対策 第4 毒物・劇物災害予防対策	第1 危険物施設等災害予防対策	関係機関・5イ	467
			第2 高圧ガス災害予防対策	7イン各社	468
			第3 銃砲・火薬類災害予防対策	消防局	468
			第4 毒物・劇物災害予防対策	消防局	469
	第3節 道路災害・航空機事故・鉄道事故予防対策計画	第1 道路災害予防 第2 航空機事故予防対策 第3 鉄道事故予防対策	第1 道路災害予防	危機管理室	470
			第2 航空機事故予防対策	市長公室	472
			第3 鉄道事故予防対策	建設部 都市整備部 関係機関・5イ 7イン各社 消防局	472
	第4節 放射線関係事故予防対策	第1 関係機関との連携体制の整備 第2 緊急被ばく医療機関との連携 第3 放射線量等の測定体制の整備 第4 資器材の確保 第5 避難収容活動への備え 第6 飲料水の供給体制の整備 第7 問い合わせ・広報に関する体制の整備 第8 防災教育・防災訓練の実施	第1 関係機関との連携体制の整備	水道企業団	473
			第2 緊急被ばく医療機関との連携	関係機関・5イ	474
			第3 放射線量等の測定体制の整備	7イン各社	474
			第4 資器材の確保	消防局	474
			第5 避難収容活動への備え	消防局	474
			第6 飲料水の供給体制の整備	消防局	474
			第7 問い合わせ・広報に関する体制の整備	消防局	475
			第8 防災教育・防災訓練の実施	消防局	475
	第5節 文化財災害予防対策	第1 予想される災害 第2 文化財の防火対策	第1 予想される災害	教育総務部	476
			第2 文化財の防火対策	消防局	476
	第2章 事故応急対策計画	第1節 大規模火災対策	第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	危機管理室	479
			第2 活動体制の確立	市長公室	480
			第3 消火活動	福祉部	480
			第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	地域共生部	480
			第5 避難収容活動	建設部	480
			第6 施設・設備の応急復旧活動	都市整備部	481
			第7 被災者等への的確な情報伝達活動	教育総務部 関係機関・5イ 7イン各社 消防局	481
		第2節 危険物等災害応急対策	第1 危険物施設等災害応急対策 第2 高圧ガス災害応急対策計画 第3 火薬類災害応急対策計画 第4 毒物・劇物災害応急対策計画 第5 サリン等による人身被害対策計画	第1 危険物施設等災害応急対策	関係機関・5イ
第2 高圧ガス災害応急対策計画				7イン各社	484
第3 火薬類災害応急対策計画				消防局	484
第4 毒物・劇物災害応急対策計画				消防局	485
第5 サリン等による人身被害対策計画				消防局	485
第3節 道路災害・航空機事故・鉄道事故応急対策		第1 道路災害 第2 航空機事故対策計画 第3 鉄道事故対策計画	第1 道路災害	危機管理室	488
			第2 航空機事故対策計画	市長公室	490
			第3 鉄道事故対策計画	建設部 都市整備部 関係機関・5イ 7イン各社 消防局	492
第4節 放射線関係事故対策計画		第1 事故発生直後の情報の収集・連絡 第2 活動体制の確立 第3 消火活動 第4 原子力緊急事態宣言発出時の対応 第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第6 退避・避難収容活動 第7 各種規制措置と解除 第8 被害状況の調査等	第1 事故発生直後の情報の収集・連絡	関係機関・5イ	495
			第2 活動体制の確立	7イン各社	495
			第3 消火活動	消防局	496
			第4 原子力緊急事態宣言発出時の対応	消防局	496
			第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	消防局	496
			第6 退避・避難収容活動	消防局	496
			第7 各種規制措置と解除	消防局	498
			第8 被害状況の調査等	消防局	499

章	節	担当部署	ページ
		第9 市民の健康調査等	499
		第10 放射性物質取扱施設事故対策計画	500

【担当部対照表】

区分	越谷市行政機構による担当部	越谷市災害対策本部要綱による担当部
	予防計画	応急対策計画
担当部	危機管理室	統括調整部
	総合政策部	統括調整第2部
	市長公室	秘書・広報部
	総務部	受援・輸送部
	選挙管理委員会事務局	
	福祉部	収容部
	行財政部	収容第2部
	市民協働部	収容第3部
	地域共生部	収容第4部
	子ども家庭部	収容第5部
	保健医療部	保健医療部
	環境経済部	環境経済部
	農業委員会事務局	
	建設部	土木部
	都市整備部	土木第2部
	会計課	会計部
	市立病院	医療救急部
	議会事務局	議会調整部
	教育総務部	文教部
	学校教育部	
監査委員事務局	協力部	
公平委員会事務局		
消防局	消防部	

第1編 総論

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、越谷市域における震災及び風水害その他の大規模災害に対処するため、災害予防、災害応急及び災害復旧等の対策について定めたものである。

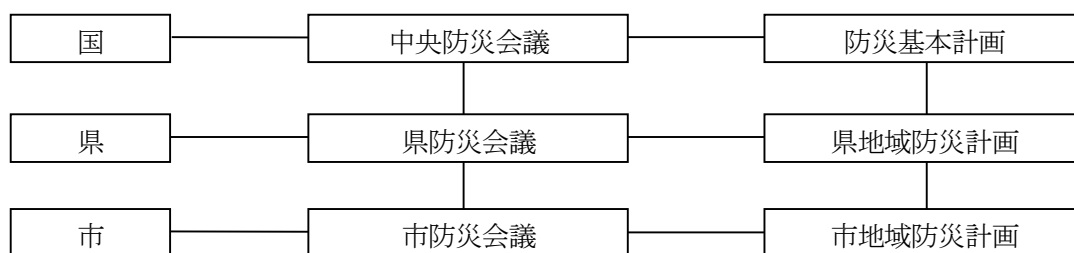
平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年に発生した熊本地震、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風などの近年の大規模災害の経験を礎に、重点をおくべき事項の指針を示すことにより、本市の災害に対処する能力の増強を図る。さらに、市民の積極的な協力とともに防災関係機関の総力を結集して、総合的かつ計画的な対策を推進することにより、災害による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

第2 計画の策定・修正

市は、越谷市防災会議を設置し、市計画を策定する。

越谷市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市計画に毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

本計画に基づく防災対策の推進にあたって必要と認められる細部の事項については、別に定めるものとする。



第3 計画の効果的推進

各防災関係機関は、本計画の趣旨を理解し、常に防災に関する調査・研究を行うとともに、職員に対する教育・訓練等を通じて本計画の習熟に努めるものとする。

また、市は、市民に対し周知徹底を図り、地震及び風水害その他の大規模災害による被害の軽減を目指すものとする。

さらに市は、男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大など、男女共同参画をはじめとした多様な視点を取り入れた防災体制の整備を図る。

(1) 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

(2) 男女共同参画をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進する。

(3) 広域的な視点

他の市町村とも連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進する。

(4) 人的ネットワークの強化

市、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

(5) 越谷市国土強靱化地域計画との関係

本計画は、災害対策基本法に基づく発災後の応急対策や復旧・復興対策に関する役割ごとの実施主体と取組内容について定めたものである。一方、「越谷市国土強靱化地域計画」は、発災前における平常時の施策を定めたものである。両計画は災害発生という危機に対して、市が総力を挙げて対応していくために必要不可欠なものであり、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図る必要がある。

(6) 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めるものとする。

- ・計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- ・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

市は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

第4 計画の用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1	県	埼玉県
2	市	越谷市
3	県知事	埼玉県知事
4	市長	越谷市長
5	県計画	埼玉県地域防災計画
6	市計画	越谷市地域防災計画
7	市社会福祉協議会	越谷市社会福祉協議会
8	防災関係機関	指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等
9	協定締結団体等	災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事業者
10	避難所	指定避難所
11	避難場所	指定緊急避難場所
12	避難情報	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

本計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1	避難	災害から命を守るための行動
2	立退き避難	災害リスクのある区域等の居住者等が避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難
3	避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
4	避難所	避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

5	近隣の安全な場所	避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
6	屋内安全確保	上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること
7	緊急安全確保	立退き避難を安全にできない可能性がある場合に、身の安全を可能な限り確保するため、相対的に安全である場所へ移動等すること
8	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他、避難に際して、特に配慮を要する者
9	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者
10	避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者に対する安否確認、避難支援等を実施するための基礎とする名簿

第5 越谷市の基本構想（防災関連）

「第5次越谷市総合振興計画」においては、一人ひとりが人間として尊重され、「やさしさ」や「心の豊かさ」などの人間らしさに満ちた、ふれあい豊かなまちづくりを進めるための「人間尊重」と、参加と協働による市民が主人公であるまちづくりを進めるための「市民主権」の2つをまちづくりの理念として掲げている。

また、市の将来像を「水と緑と太陽に恵まれたみんなが活躍する安全・安心・共生都市」とし、将来像の実現に向けたまちづくりのキーワードとして、「多様性・協働」、「健康・共生」、「集約・連携」、「持続・安全」、「魅力・活力」、「学び・活躍」の6つを大きな方向性として捉え、まちづくりを進めるとしている。

さらに、キーワードをもとに、まちづくりの目標として以下の6つを定め、各目標ごとに分野別計画が示されている。なお、それぞれの目標を、SDGsの17のゴールと結びつけ、連携させて施策を展開するとしている。

- 【目標①】多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり
- 【目標②】みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり
- 【目標③】都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり
- 【目標④】持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり
- 【目標⑤】魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり
- 【目標⑥】みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり

分野別計画のうち、地域防災計画の内容と関連する記述は、次のとおりである。

●【目標①】多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり

大項目	中項目	主な内容
1-1 市民参加と協働による市政を推進する	112 市民との協働のまちづくりを進める	○地域コミュニティの活性化、市民活動の促進 地域の魅力と活力を向上させるため、自治会連合会やコミュニティ推進協議会と連携し、地域活動に対する市民意識の醸成や担い手の育成・支援など、協働のまちづくりを推進します。また、地域の拠点施設である集会施設の整備支援や有効活用を推進します。
1-3 健全でスマートな都市経営を推進する	131 効率的かつ効果的な行政運営を進める	○災害時の業務継続に向けた庁舎、公用車の整備 だれもが安全で安心して利用できる庁舎の整備を進め、効率的で効果的な業務運営を行い、市民の利便性の向上に努めます。また、災害時における、業務の継続性を確保するため、柔軟な対応ができる庁舎を目指すとともに、非常電源として使用できる公用車の導入を推進します。

●【目標②】みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり

大項目	中項目	主な内容
2-1 ともに支え合いながら暮らせる地域をつくる	211 地域福祉体制の充実を図る	○包括的支援体制の整備 複雑・多様化する地域における生活課題に対応するため、行政による福祉サービスのさらなる充実と、住民相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪とした地域共生社会の実現に向け、地域住民がさまざまな課題を自分たちで把握し、解決の糸口を見つける力を養うとともに、多機関協働のもと、相談支援機関を中心とした総合的な支援体制の構築を目指します。
		○地域活動団体との連携強化 地域福祉推進の中心的な役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員、保護司をはじめ、さまざまな地域活動団体との連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組みます。
2-2 予防と助け合いのもとで、充実した地域医療・保健衛生体制をつくる	222 地域医療体制の充実を図る	○地域医療体制の整備 災害時等における地域の医療体制を維持するため、地域の医療機関との連携体制を強化します。
	223 保健衛生体制の充実を図る	○感染症対策等の専門的な保健衛生の推進 新たな感染症の発生が懸念されるなか、感染症発生時の迅速な対応、積極的疫学調査により、感染拡大・まん延防止を図ります。また、市民が予防のための行動がとれるよう、啓発活動や相談・検査事業を実施するとともに、感染症発生動向を分析し、積極的な情報発信を行い、衛生意識の向上を図ります。

●【目標③】都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり

大項目	中項目	主な内容
3-1 生活の質が高く選ばれ続ける都市をつくる	311 メリハリの ある土地利 用を進める	○地域特性に応じた土地利用の推進 都市の安全・安心を支える基盤として、燃えにくいまちづくりの促進を図ります。
3-2 地域を支える 道路・公共交 通をつくる	321 道路の整備 を図る	○幹線道路の整備、生活道路の整備 道路舗装や橋梁等の道路施設については、定期的な点検を行い、計画的な修繕・補修に努めるとともに、橋梁の耐震化を図るなど、災害に強い道路網の整備に努めます。
		○道の駅の整備 道路利用者のための休憩・情報発信機能のほか、「農」を中心とした地域の魅力を発信する拠点」「人と人の交流を生み出す拠点」「新たな魅力を創出する拠点」「広域的役割を見据えた防災の拠点」などの地域連携機能を備えた道の駅の整備を図ります。
3-3 水と緑でつな がるやすらぎ のある空間を つくる	332 だれもが利 用しやすく 安全な公園 をつくる	○都市基幹公園の整備・維持管理、住区基幹公園の整備・維持管理 公園は、自然とふれあうことのできる憩いや安らぎ、スポーツ・レクリエーションおよび、地域コミュニティ形成の場などであるとともに、災害時の避難場所となります。このため、市民が利用し広域避難場所となる都市基幹公園や、地域住民が身近に利用し、一時避難場所となる住区基幹公園などの整備を推進します。
3-4 安全で良好な 水環境をつく る	341 水害に強い まちづくり を進める	○河川・都市下水路の整備・維持管理、排水路の整備・維持管理、公共下水道（雨水）の改築・維持管理、ポンプ施設等の整備・維持管理、雨水流出量の抑制 国や県が進める河川改修事業を促進させるとともに、河川や都市下水路などの整備、雨水流出抑制対策による浸水被害の軽減に努めます。
		○総合治水対策（ソフト対策）の推進 市民の水害に対する防災意識の向上のため、防災に関する普及啓発や災害時の情報提供などのソフト対策を推進します。
3-5 安心して住む ことができる 住宅環境をつ くる	351 安心して暮 らせる住ま いづくりを 支援する	○既存住宅等の耐震化促進 地震発生時の被害を軽減するため、既存建築物の耐震化を促進します。

●【目標④】持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり

大項目	中項目	主な内容
4-1 環境にやさしい持続可能な地域・社会をつくる	414 安全・安心な環境づくりを進める	○気候変動影響への適応策の推進 地域の生活環境を守るとともに、近年頻発している気候変動による影響にもグリーンインフラストラクチャーの活用等により対応した、安全で安心な生活環境形成の実現を目指します。

4-2 安全・安心に 暮らせるまち をつくる	421 危機管理対策 の充実を図る	○危機管理・防災体制の強化 自然災害や大規模テロ、新たな感染症の発生など、市民の安全・安心な生活を脅かす緊急事態に適切に対応するため、職員一人ひとりの危機管理に対する意識の向上を図るとともに、他の自治体や企業との応援協力体制を構築し、関係機関等との連携強化に努めます。 市職員をはじめ地域住民や事業所等に対して、災害に関する研修・訓練等を実施し、危機対応力の向上を図るとともに、総合的な危機管理・防災体制の強化を図ります。 大規模自然災害等の発生時には、市民の安全・安心を守り、あらゆる緊急事態に備えるとともに、各種取組みを総合的かつ計画的に進め、地域の強靱化を図ります。
	422 災害対策を進 める	○地域防災力の向上 災害時に迅速かつ的確に応急・復旧活動を実施するため、地域における自主防災組織や人材の育成に取り組むとともに、防災訓練に感染症対策を取り入れるなど、訓練内容のさらなる充実を図り、防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ります。 ○被災者支援対策の推進、防災活動拠点および防災施設の強化 要配慮者をはじめ、帰宅困難者を含む被災者支援対策の推進を図るとともに、防災活動拠点および防災施設の強化、情報収集伝達体制の整備、防災備蓄の充実など、災害対策を推進します。
4-3 生命・身体・ 財産を守る消 防体制を整え る	431 火災を予防す る活動の充実 を図る	○防火意識の高揚 不特定多数の人が出入りし、利用する防火対象物や避難行動要支援者が入居する防火対象物を中心に査察を強化します。 火災を予防し、火災発生時における被害を軽減するため消防法令違反の是正促進に努めます。
	432 消防力の充 実・強化を図 る	○消防体制の充実・強化、消防自動車の整備 複雑多様化する各種災害や消防業務の専門化などに対応するため、各種教育訓練などを通じ、職員の知識、技術の向上を図るとともに、消防用資器材の新規導入および消防自動車の計画的な更新を行い、広く災害に備えます。 耐震性貯水槽の新設などにより、大地震に備えます。 ○通信指令の充実・強化 119番通報を受信し、出動指令や無線交信など一連の処理を迅速かつ的確に行うため、消防緊急情報システム等を24時間365日維持管理するとともに、安定的な稼働を確保するための部分更新を図ります。
	433 消防署の充 実・強化を図 る	○消防署の整備 災害時の消防活動拠点としての役割を果たすため、消防庁舎等を管理するとともに、耐震性の低い庁舎を建て替え、災害対応能力の強化を図ります。
	434 救急体制の充 実・強化を図 る	○救命効果の向上、救急自動車の整備 「消防力の整備指針」に基づき、救急車両の増強を図るとともに、計画的に救急救命士を養成することで、増大する救急需要への対応に努めます。 応急手当講習会等を通じて救急車の適正利用の広報や啓発活動に取り組むとともに、応急手当の知識と技術が広く普及するよう努めます。
	435 消防団の充 実・強化を図 る	○消防団体制の充実・強化、消防団施設等の整備、消防団車両の整備 地域防災活動の要である消防団の充実を図るため、災害活動に必要な救助資器材等を配備するとともに、活動拠点施設である器具置場を計画的に整備し、地震や水害などによる大規模災害に対応できる体制を備えます。

●【目標⑤】 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり

大項目	中項目	主な内容
5-3 持続的に農業が行われる環境をつくる	532 立地特性に応じて農地を保全・活用する	○農業生産基盤の整備 老朽化が進む農業水利施設などの補修・更新を計画的に推進します。

●【目標⑥】 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり

大項目	中項目	主な内容
6-1 生きる力を育む学校教育を推進する	616 質の高い教育環境を整備する	○安全・安心で快適な学習環境の整備・充実 児童生徒が安全・安心で快適に学校生活を送れるよう計画的に学校施設、設備等の整備・改修に取り組みます。また、学習で使用するICT機器等の整備充実を図るとともに、安定したネットワーク環境の整備に取り組みます。

第2章 越谷市の現況

第1節 自然的条件

第1 位置と面積

本市は、東京都心から25km、埼玉県南東部に位置し、東経139度47分38秒、北緯35度53分15秒にあり、川口市、草加市、春日部市、さいたま市、吉川市、松伏町の5市1町に隣接している。

本市の面積は60.24km²であり、東西の距離は最長8.6km、南北は最長11.5kmである。

第2 地形

本市は、西の大宮台地と東の下総台地に挟まれた中川流域の沖積低地に位置し、高低差の少ない平坦な地形となっている。

また、市内には5本の一級河川が流れ、西に綾瀬川、中央に新方川や元荒川、東に大落古利根川や中川が流れるほか、多くの河川や水路が流れている。

第3 活断層

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な114の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

埼玉県に存在すると推測される活断層帯は、立川断層帯、関東平野北西縁断層帯（主部、平井-楢挽断層帯）、元荒川断層帯（綾瀬川断層：北部と南部に分けられ、北部のみ活断層）、荒川断層（活断層ではない）の4断層帯が対象となっており、本市直下には活断層帯は存在しないといわれている。

第4 地盤と表層地形

本市は、中川低地に立地し、市域は沖積低地内にある。中川低地とは、自然堤防地帯で、自然堤防と後背湿地とが分布している地域であり、自然堤防上には、古くからの集落が立地しているが、最近では、後背湿地に盛土した住宅地が増加している。

また、軟弱地盤地域であり、かつ、その層が厚いことに加えて、下位の洪積層の締まりも悪いことから地震災害を受けやすく、関東大地震の際には、東京よりも全壊率が高く、西埼玉地震でも被害が集中した。

表層地質は、ほとんどが粘土と砂の互層からなる沖積層となっており、最上層に上部粘土層、

次層に上部砂層、第3層に下部粘土層、最下層に下部砂層が分布している。このような基本的な表層地質構造のうち、粒子が粗い砂層が厚く堆積しているところでは、液状化が発生する可能性が高い。

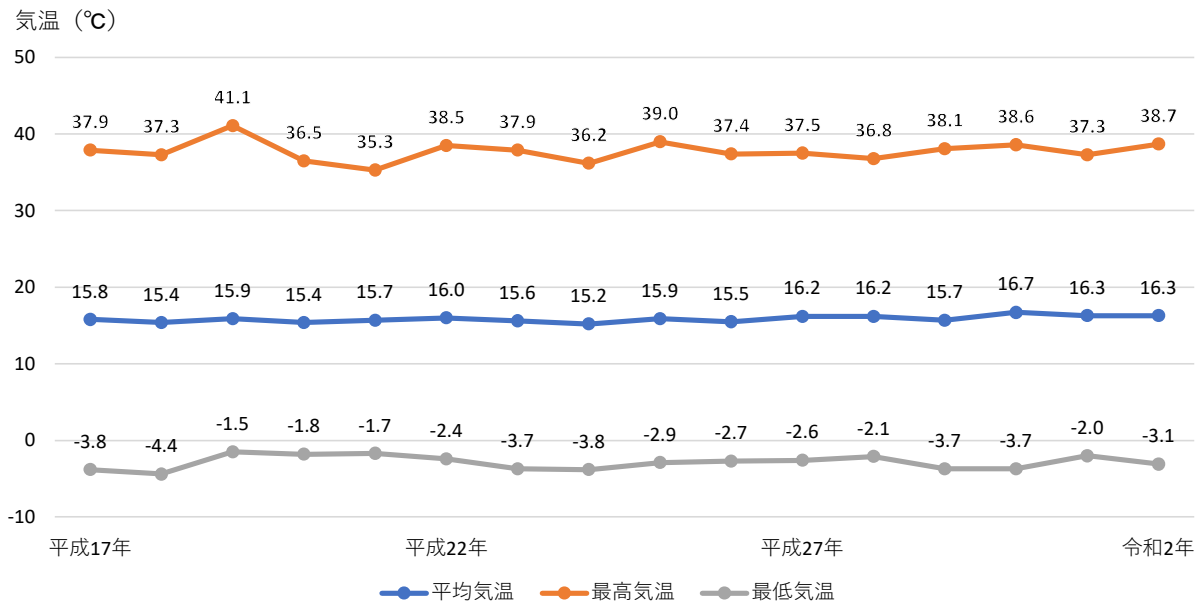
第5 気象

市内の気象的特徴は、風向き、風速とも臨海型を示すこと、県内では最も風量が少ないこと及び最も気温が高い地域に属していることである。

このうち臨海型の気象は、東京湾から最寄りの位置にあるだけでなく、大宮、下総両台地間の低地筋という地形の影響もかなり受けたものである。このほか、県内では、ひょう、霜、雷雨などの気象災害の少ない地域にあるが、水害だけは例外となっている。

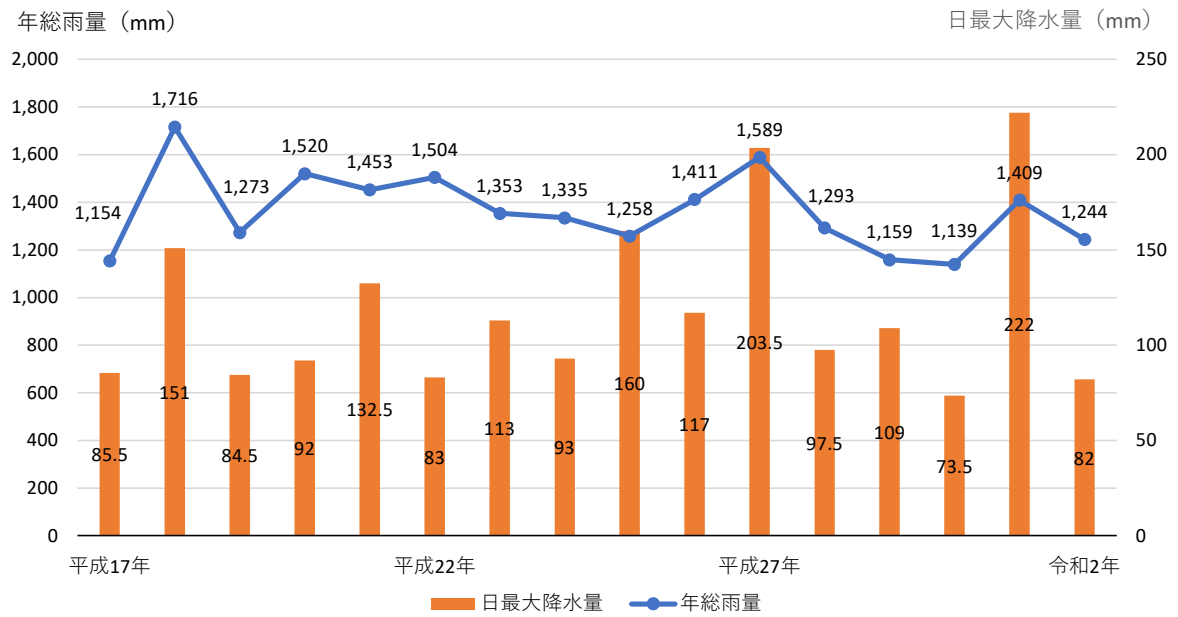
●本市の気象概況

(1) 気温



資料：消防本部・指令課

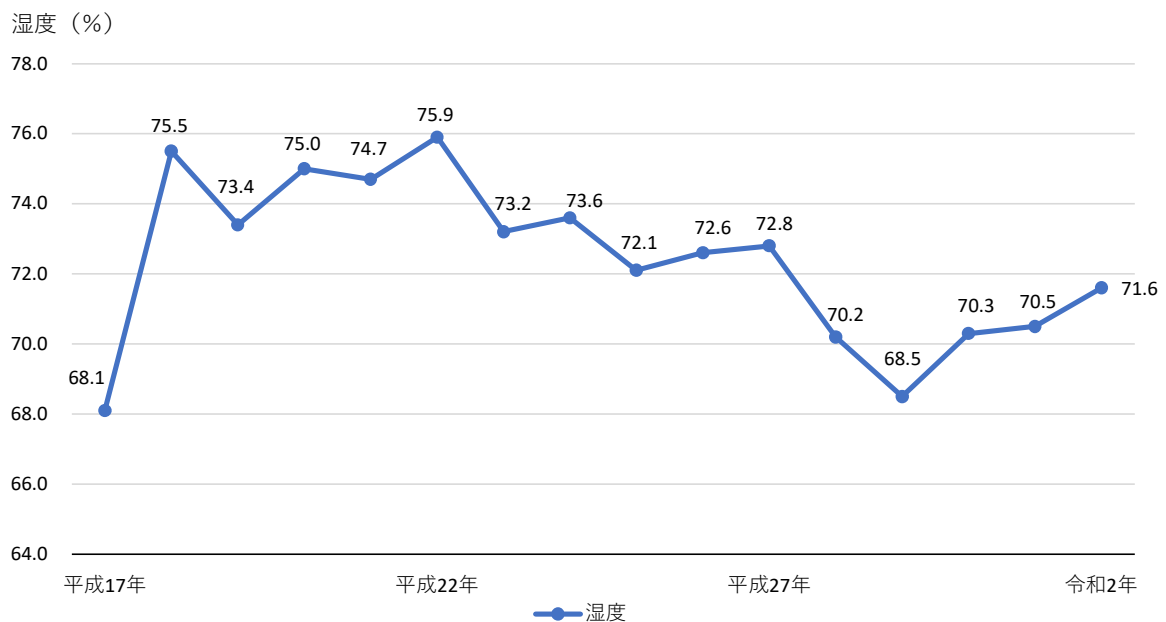
(2) 降水量



資料：消防本部・指令課
熊谷地方気象台

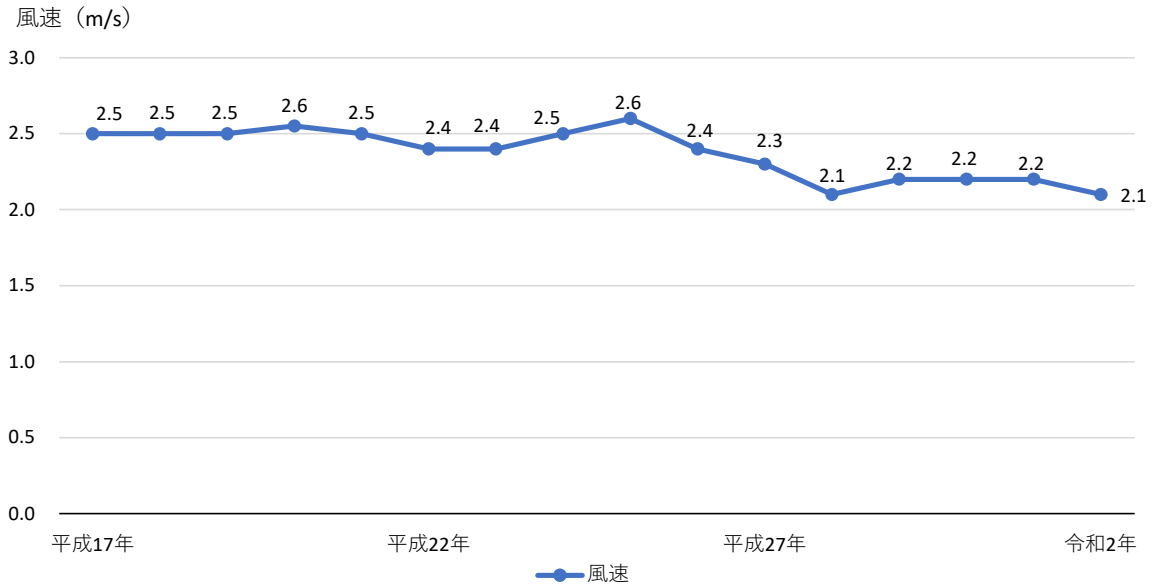
(注：日最大降水量（平成26年度以降）は越谷地域気象観測所における観測値)

(3) 湿度



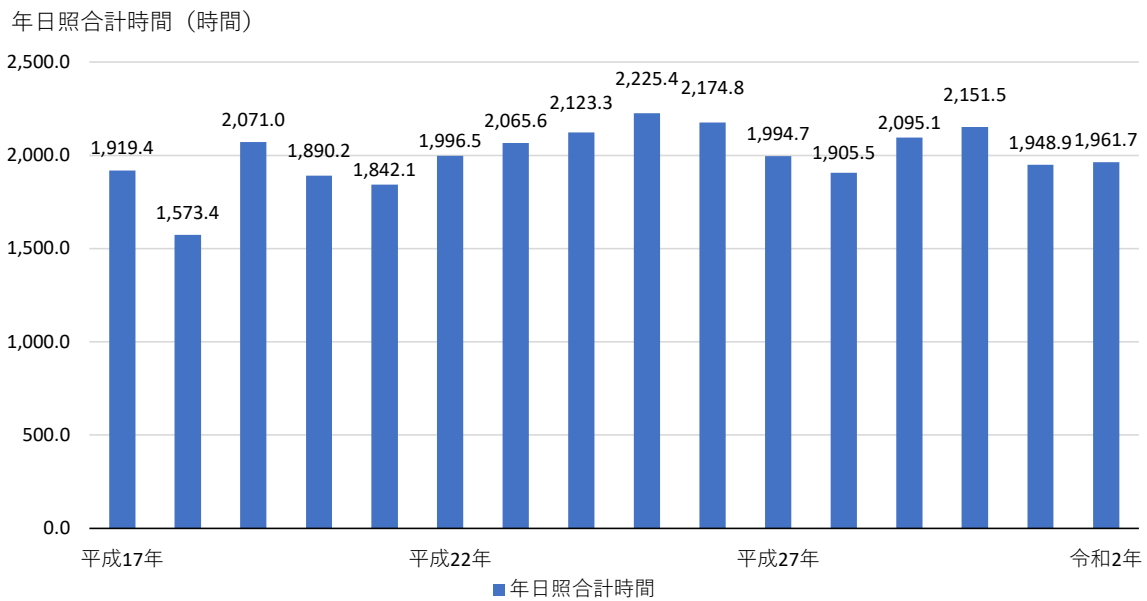
資料：消防本部・指令課

(4) 風速



資料：消防本部・指令課

(5) 日照時間



資料：熊谷地方気象台

第6 本市における災害

本市で発生する災害には、次のようなものが挙げられる。

(1) 自然災害

【気象災害】

- ・大雨災害

 - 浸水害

- ・その他の降雨災害

 - 土壌浸食災害、長雨災害（腐食・疫病蔓延）、大気乾燥（火災・疾病誘発）、渇水・干災害（用水不足・塩害）

- ・風災害

 - 風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航空機事故等）、拡散気流（大気汚染・悪臭等）、竜巻（旋風）

- ・雪害

 - 積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車）

- ・酷寒（気温低下）災害

 - 凍土（路盤破壊）、凍傷（人体障害）、冷害（農作物被害）

- ・酷暑（気温上昇）災害

 - 膨張破壊（レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂）、自然発火（木造家屋火災）、疾病（熱中症・機能低下）

- ・霜害農作物被害

- ・雹（ひょう）害

 - 人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶

- ・雷害

 - 人体被害、建造物・構造物火災、電子機器破損

- ・霧害

 - 交通視界困難

- ・湿度害

 - 疾病

【地変災害】

- ・地震災害

 - 地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶、帰宅困難者の発生

- ・火山災害

 - 降灰

(2) 人為災害（大規模事故）

本市において、過去に大規模事故は発生していない。

第2節 社会的条件

第1 人口

本市の人口は、市制施行（昭和33年11月3日）当時、人口48,000人、世帯数8,000世帯程度であったが、人口、世帯数ともに増え続けており、住民基本台帳に基づく令和3年4月1日現在の人口および世帯数は、それぞれ345,487人、158,751世帯となっている。平成28年4月1日は、337,181人、146,368世帯であったことから、5年間で、約8,000人、12,000世帯増加している。

人口の増加に伴い人口密度（行政区域人口／市域面積）も上昇しており、平成28年4月1日では約5,597人／ km^2 であったものが、令和3年4月1日現在では約5,735人／ km^2 となっている。

年齢階層別の人口動向を見ると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳から64歳）は減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にある。高齢者人口は、昭和50年に7,000人余りであったものが、平成7年には23,000人を超え20年間で3倍以上になり、さらに、令和3年4月1日現在87,396人と急増し、高齢化率（高齢者人口割合）も全国的に見ればまだ低い水準にあるものの約25.3%にまで上昇している。

また、令和3年4月1日現在の人口の分布状況をコミュニティ区（公民館区）別に見ると、桜井地区（37,991人）、大袋地区（51,375人）、蒲生地区（43,687人）で多くなっているが、人口密度で見ると、南越谷地区が13,133人／ km^2 と最も高く、蒲生地区、大沢地区、北越谷地区でも10,000人／ km^2 を超えている。

昼間人口は、近年増加傾向にあり、夜間人口の伸びを上回ってきている。国勢調査の結果による昼夜間人口比率は、平成22年が86.6%、平成27年が87.3%となっている。

第2 重点建築物

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、昭和55年の建築基準法改正により定められた新耐震設計法以前の耐震設計基準に基づいて建築された建物の被害が多かったことが報告されている。

また、近年の大地震の頻発や、中央防災会議の「地震防災戦略」等を受けて、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という）が改正され、都道府県及び市町村は、地域の実情に即した耐震改修促進計画を策定し、それぞれの自治体において建築物の耐震化を計画的に促進することとなった。

本市では地震発生による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の視点を基本に置き、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、平成27年度時点の住宅及び建築物の耐震化率の目標を定めるとともに、耐震化を促進するために必要な施策を示した「越谷市建築物耐震改修促進計画」を策定した。

この計画の対象とする建築物として、以下のとおり定めている。

●対象建築物

原則として建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された建築物のうち、以下に示すものとする。

種類	内容
住 宅	○戸建住宅、併用住宅、共同住宅
民間特定建築物	○耐震改修促進法第6条に定める特定建築物のうち民間が所有する建築物
市有建築物	○耐震改修促進法第6条に定める特定建築物

資料：越谷市建築物耐震改修促進計画

●特定建築物（耐震改修促進法第6条抜粋）

主な用途	特定建築物の規模要件（延床面積）
小学校、中学校、老人ホーム等	階数2以上かつ1,000㎡以上
学校※、病院、劇場、百貨店、事務所等	階数3以上かつ1,000㎡以上
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上

※幼稚園及び小中学校を除く

資料：越谷市建築物耐震改修促進計画

(1) 住宅

「越谷市建築物耐震改修促進計画」（令和3年3月改定）では、平成25年及び平成30年に実施された住宅・土地統計調査等を基に算出した令和2年度末の住宅の耐震化率は92.2%と推計されている。

●住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	自然更新	合計	耐震化率
	a	耐震性なし b	耐震性あり※ c				
平成15年 10月1日現在	29,867	29,080	787	80,693	81,480	110,560	74.0%
平成20年 10月1日現在	26,158	25,322	836	94,902	95,738	121,060	79.0%
平成25年 10月1日現在	23,601	16,986	6,615	107,429	114,044	131,030	87.0%
平成30年 10月1日現在	21,304	13,124	8,180	118,136	-	139,440	90.6%
令和2年 3月31日現在	20,642	12,327	8,315	121,348	-	141,990	91.3%
令和3年 3月31日現在	20,162	11,197	8,965	123,648	-	143,810	92.2%

※【耐震性あり】の戸数は、住宅・土地統計調査で「耐震工事をした」と答えた戸数

資料：越谷市建築物耐震改修促進計画

令和3年3月31日の耐震化率については、平成30年度までの数値を基に推計したものの。

(2) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、令和2年度末現在96.2%である。建築物の用途別で耐震化率が高いのは、劇場・集会場等、ホテル・旅館、社会福祉施設等が100%、次いで、店舗等が97.9%の順となっている。

●令和元年度末の多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (単位：施設)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
学校	5	3	2	27	32	90.6%
病院・診療所	3	2	1	19	22	90.9%
劇場・集会場等 ^{※1}	0	0	0	5	5	100.0%
店舗	1	1	0	47	48	97.9%
ホテル・旅館等 ^{※2}	0	0	0	14	14	100.0%
賃貸共同住宅等 ^{※3}	15	13	2	301	316	95.9%
社会福祉施設等 ^{※4}	0	0	0	69	69	100.0%
消防庁舎						
その他一般庁舎						
その他 ^{※5}	21	12	9	93	114	89.5%
計	45	31	14	575	620	95.0%

・調査方法：多数の者が利用する建築物（民間特定建築物）の耐震化の現状については、固定資産課税台帳及び建築の定期報告から算出

※旧耐震基準の建築物のうち耐震診断を行っていない建築物は、「耐震性なし」とした。（民間特定建築物の表も同様）

※1 「劇場・集会場等」とは、劇場、集会場、映画館及び公会堂など

※2 「ホテル・旅館等」とは、ホテル、旅館及び宿泊施設など

※3 「賃貸住宅等」とは、賃貸住宅（共同住宅）、寄宿舎、下宿、県営住宅及び市町村営住宅など

※4 「社会福祉施設等」とは、老人ホーム、身体障がい者福祉ホーム及びその他これらに類するもの

※5 「その他」とは、運動施設、遊技場及び工場など

資料：越谷市建築物耐震改修促進計画

(3) 多数の者が利用する市有建築物

多数の者が利用する市有建築物の耐震化率は、令和2年度末現在90.9%である。建築物の用途別で耐震化率が高いのは、学校、病院・診療所、店舗、賃貸共同住宅等、消防庁舎が100%、次いで、その他一般庁舎が92.3%の順となっている。

●令和2年度末の多数の者が利用する市有建築物の用途別耐震化率（単位：施設）

	昭和56年5月までの 旧耐震基準の建築物		昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の建築物	計	耐震化率	
	耐震性 なし※	耐震性 あり				
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
学校	40	0	40	5	45	100.0%
病院・診療所	1	0	1	0	1	100.0%
劇場・集会場等	0	0	0	0	0	0.0%
店舗	1	0	1	0	1	100.0%
ホテル・旅館	1	1	0	0	1	0.0%
賃貸共同住宅等	0	0	0	2	2	100.0%
社会福祉施設等	3	3	0	8	11	72.7%
消防庁舎	0	0	0	2	2	100.0%
その他一般庁舎	3	1	2	10	13	92.3%
その他	3	3	0	9	12	75.0%
計	52	8	44	36	88	90.9%

※「耐震性なし」とは、耐震診断を未実施、または実施した結果、耐震性が不足していた施設の合計
資料：越谷市建築物耐震改修促進計画

第3 道路

令和2年4月時点の市内の道路総延長は約1,346kmであり、その内訳は国道4路線約20km、県道13路線約62km、市道8,617路線約1,264kmとなっている。

主要道路として、南北方向に国道4号（国道4号線・東埼玉道路）、主要地方道足立越谷線（旧国道4号）があるが、この路線は市内でも特に交通量が多くなっている。また、東西方向では、西部に国道463号バイパスが整備されている。

市内の都市計画道路81路線のうち、幅員15m以上の道路は、46路線あり、そのうち22路線が整備済みとなっている（令和3年3月末現在）。

第4 鉄道

市内を通る鉄道は、JR武蔵野線（市内延長7.75km）及び東武鉄道伊勢崎線（東武スカイツリーライン）と東京メトロ日比谷線及び東京メトロ半蔵門線・東急田園都市線の相互乗り入れ線（市内延長9.3km）の2路線があり、JR武蔵野線は東西に、東武鉄道伊勢崎線（東武スカイツリーライン）が南北に走っている。

第5 危険物

市内の危険物施設は、令和3年4月1日現在で394施設、危険物製造所が11施設、同貯蔵所は264施設、同取扱所が119施設となっている。

これら危険物施設の分布状況を見ると、出羽地区で133施設と最も多く、次いで大相模地区で51施設、増林地区で47施設、桜井地区で39施設、蒲生地区で30施設となっている。各地区とも、地下タンク貯蔵所や給油取扱所などが多く設置されている。

第6 土地利用・都市計画

1 土地利用の概要

（1）土地利用の推移

本市は、東京近郊のベッドタウンとして昭和30年代から急速に発展してきた。本市の地目別土地利用面積の変化を見ると、昭和43年には、田が30.34km²、畑が9.37km²であり、宅地は8.32km²に過ぎなかったが、平成10年には田が14.27km²、畑が5.11km²となり、宅地は20.42km²に、平成25年には田が10.45km²、畑が4.08km²、宅地が22.86km²に、令和2年には田が9.06km²、畑が3.85km²、宅地が24.47km²へと変化している。

市街化区域においては、その面積の約40%において施行中を含めた土地区画整理事業に取り組み、地区計画制度の活用などとあわせ、安全で快適なまちづくりを図っている。

また、市街化調整区域においては、無秩序な市街地の形成を抑制し、自然環境に配慮した計画的な都市づくりを進めている。

●主な地目別土地利用面積の推移 (単位：km²)

	田	畑	宅地
昭和43年	30.34	9.37	8.32
53年	24.91	10.59	14.90
63年	19.30	6.78	18.82
平成10年	14.27	5.11	20.42
22年	11.06	4.25	22.33
24年	10.65	4.13	22.70
25年	10.45	4.08	22.86
30年	9.20	3.91	24.26
令和元年	9.11	3.88	24.39
2年	9.06	3.85	24.47

資料：資産税課（令和2年）
 都市計画マスタープラン（令和3年）

(2) 土地利用構想

「第5次越谷市総合振興計画」においては、地域の特性に応じた都市基盤の整備・充実やメリハリのある土地利用を図り、人口減少や少子高齢化の進行、気候変動や自然災害、社会・経済情勢の変化などに対応した、持続可能なまちづくりを推進することとしている。

2 都市計画の概要

本市の都市計画は、昭和32年に法適用した旧都市計画法及び昭和43年（法律第100号）に改正された新都市計画法により定められている。本市の都市計画の概要は、次のとおりである。

●都市計画の概要

面積（令和3年4月現在）	60.31km ² **
人口集中地区面積（平成27年国勢調査）	32.6km ²
都市計画区域 （平成29年4月現在）	60.31km ² ** 越谷市全域 市街化区域 28.72km ² （47.6%）* 市街化調整区域 31.59km ² （52.4%）*
地域地区指定面積 （平成29年4月現在）	(1) 用途地域（市街化区域に対する比率） ①第1種低層住居専用地域 4.934km ² （17.2%） ②第2種低層住居専用地域 0.039km ² （0.1%） ③第1種中高層住居専用地域 10.232km ² （35.7%） ④第2種中高層住居専用地域 0.123km ² （0.4%） ⑤第1種住居地域 5.540km ² （19.3%） ⑥第2種住居地域 3.049km ² （10.6%） ⑦準住居地域 0.535km ² （1.9%） ⑧近隣商業地域 1.124km ² （3.9%） ⑨商業地域 0.821km ² （2.9%） ⑩準工業地域 2.297km ² （8.0%） (2) 特別用途地区 特別工業地区 0.350km ² (3) 高度利用地区（3地区） 約0.058km ² (4) 防火地域（6地区） 約0.586km ² （2.0%） (5) 準防火地域（3地区） 約3.135km ² （10.9%） (6) 流通業務地区 約1.160km ² （4.0%）
都市計画道路（令和3年4月現在）	81路線 総延長 112km 完成済み約66%
都市計画公園（平成29年4月現在）	56か所 総面積 0.9565km ²

※市域面積については、平成26年（2014年）10月に6,031haから6,024haに変更となったが、都市計画の変更手続き中のため、従前の面積にて表記

3 都市計画・土地利用の特徴

越谷市の都市計画や土地利用の特徴は、以下のようにまとめることができる。

(1) 東京近郊ベッドタウンとしての特性

本市は、江戸時代には宿場町として発展し、昭和20年代までは日光街道沿いに市街地が形成されていたが、昭和37年に東武鉄道伊勢崎線（東武スカイツリーライン）に営団地下鉄日比谷線が相互乗り入れを始めたことにより、昭和40年代から東京のベッドタウンとして急激に人口が増加した。このことから、東武鉄道伊勢崎線（東武スカイツリーライン）の各駅を中心とした日常的な拠点が形成され、ほぼ駅を中心とした同心円的な市街地の発展がある。

(2) 各駅から2kmほどに市街化調整区域

本市の市街化調整区域は、市街化区域を取り囲むように指定されており、各駅から東西約2kmで、豊かな田園地帯が広がる地域に出ることができる。これは、防災上の観点からすると極めて有利な条件といえる。

(3) 豊かな水辺環境

本市には、元荒川、新方川、大落古利根川、中川、綾瀬川をはじめ、中小の河川・水路が流れ、古くから「水郷こしがや」と呼ばれてきた。しかし、急速な都市化の進展により一時、浸水被害を多く経験することがあった。近年では治水対策や水質の浄化も進み、「水郷こしがや」の復活と創造を目指している。

(4) 着実に進む都市基盤整備

人口急増期には人口の伸びに都市基盤整備が追いつかず、様々な問題を抱えていたが、近年では、面的整備が進み、土地区画整理事業施行地区面積割合は市街化区域の約4割に及んでいる。

4 都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念・目標と防災施策

都市計画の長期ビジョンを示す計画として「越谷市都市計画マスタープラン」がある。本市の都市計画マスタープランは、「第5次越谷市総合振興計画」に即して令和3年3月に改定している。都市計画マスタープランにおける防災に関する施策の概要は次のとおりである。

(1) 都市づくりの視点と都市の将来像

マスタープランでは、4つの「都市づくりの視点」を整理し、それらを包括する2つの「都市の将来像」が掲げられている。

○都市の将来像

人と環境にやさしい 暮らしやすい都市

活力とにぎわいに満ちた 魅力あふれる都市

(2) 都市づくりの方針

都市づくりの方針として、6つの項目を掲げている。

- ① 土地利用の基本方針（区域区分、用途別土地利用）
- ② 市街地形成の基本方針（居住環境、商業・業務地、産業・観光エリアなど）
- ③ 交通体系の基本方針（道路網、公共交通網）
- ④ 水と緑の基本方針（水と緑のネットワーク、公園、身近な緑）
- ⑤ 都市環境の基本方針（環境、景観、福祉、都市施設、公共施設）
- ⑥ 安全・安心の基本方針（防災・減災、防犯）

(3) 防災施策

都市づくりの方針「⑥安全・安心の基本方針」の中に、防災・減災対策の推進が掲げられている。その内容を以下に示す。

①災害に強い都市づくり

○水害対策の推進

- ・中川、綾瀬川、元荒川、新方川、大落古利根川など多くの河川が流れる本市の特性を踏まえ、大雨等による浸水被害の軽減に向けて、総合治水対策を推進します。
- ・一級河川については、国、埼玉県が進める河川改修を促進します。
- ・雨水排水施設や調整池等の適正な維持管理に努めるとともに、準用河川や普通河川の改修、公共下水道雨水幹線、都市下水路、ポンプ施設等の整備や機能強化を進め、浸水被害の軽減を図ります。
- ・河川への雨水流出量を抑制するため、公共施設や民有地における雨水流出抑制施設の設置を促進するとともに、保水・遊水機能を有する農地・緑地等の適正な管理・保全に努めます。

○火災・震災対策の推進

- ・甚大な被害をもたらす大規模地震や火災の発生に備え、住宅やマンションなどの建築物の耐震化や不燃化を促進します。また、災害時に緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物については、緊急車両等の円滑な通行を確保するため、耐震化や不燃化の促進を図ります。
- ・多くの人が集まる駅周辺や住宅が密集した地域については、火災による延焼被害の軽減を図るため、生活道路やオープンスペースの確保に努めるとともに、防火地域・準防火地域の指定等による不燃化を促進し、燃えにくい・燃え広がりにくい都市づくりに努めます。
- ・地震発生時に倒壊が懸念される建築物やブロック塀については、所有者等へ日常的な点検・管理の周知や啓発により、安全性の向上に努めます。
- ・災害時における消防水利として、適正な維持管理や耐震性防火用貯水槽などの整備を進め、消火用水の確保に努めます。

○災害に備えた環境整備の推進

- ・防災中枢拠点となる市役所や、ヘリポートや防災資器材の備蓄機能を有した防災拠点である河川防災ステーションについては、適正な維持・活用を図ります。また、総合的な防災活動機能を有する県民健康福祉村についても、埼玉県と連携を図りながら、防災拠点としての機能の維持に努めます。
- ・災害時の避難場所や避難所となる公共施設や公園・緑地などについては、市計画に基づく適正配置と、防災備蓄倉庫などの関連施設の充実・強化に努めます。
- ・災害時における延焼遮断帯や緊急輸送道路としての機能を果たす幹線道路については、緊急車両等の円滑な通行や救援物資等の輸送の確保に向けて、国・埼玉県などの関係機関との連携・協働を図りながら、安全性の向上に努めます。

②災害・防災情報の充実

- ・地震、洪水、内水など、本市で想定される自然災害に関する災害リスクをあらかじめ把握できるよう、ハザードマップによる市民や事業者、来訪者への周知を推進します。
- ・災害時に避難できる場所や防災施設など、防災に関する啓発の充実を推進します。また、水害に関する情報を市街地に表示するなど、災害発生時に主体的な避難行動を促す取組を推進します。
- ・平常時から災害時まで、災害・防災対策に関する情報の周知を推進するため、市災害情報管理システムをはじめ、ICTなどの技術の活用も図りながら、情報の収集や発信の強化に努めます。

③協働による地域防災力の強化

○ 防災意識の醸成

- ・「自助（自分の身は自分で守る）」、「共助（共に助け合う）」、「公助（行政が必要な支援を行う）」の考え方に基づいて、それぞれが主体となって防災活動を実践できるように、防災意識の醸成に向けた継続的な取組を促進します。
- ・避難計画の作成や避難訓練の実施など、防災意識の向上に向けた取組を促進します。

○ 広域連携の推進

- ・大規模災害による長期的な復旧も見据え、周辺市町や民間事業者との広域連携による地域防災力の強化や、早期復旧に向けた協力体制のあり方についても検討します。

○ 関係事業者等との連携の推進

- ・電気、通信、ガスなどのライフラインについては、災害時に備え、体制の強化や早期復旧に向けて、関係事業者との連携・協力を図ります。

第3節 災害履歴

第1 地震災害

埼玉県に被害を及ぼした記録が残っている主な地震は次表のとおりであるが、市周辺において直下型の大規模地震や本市に甚大な被害をもたらした地震の記録は見あたらない。

●埼玉県における主な地震災害

発生年月日	震源地域	被害記録
1791. 1. 1	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損。川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854. 12. 23	東海	(埼玉県) 推定震度 蕨、桶川、行田 5。
1855. 11. 11	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが、土蔵で全く被害のないものは1つもなかった。民家の倒壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊は1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.22km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事に至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県) 推定震度 大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52か村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷で土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落ち等あり。
1859. 1. 11	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々破損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6. 20	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で、死者24、負傷157人。家屋全半壊90、家屋破損4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県) 埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894. 10. 7	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、煉瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流失868軒。 (埼玉県) 死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒。
1924. 1. 15	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9. 21	埼玉県北部	(埼玉県) 死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	埼玉県中部	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1989. 2. 19	茨城県南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2軒。他に塀、壁、車、窓ガラス等破損、熊谷で震度3。
2011. 3. 11	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。 (埼玉県) 最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件。

資料：埼玉県地域防災計画資料編

第2 風水害

本市の大部分は、大落古利根川、元荒川、綾瀬川が流下する後背低湿地となっており、これまでもたびたび大規模な浸水被害を被っている。

最近の水害の原因は内水氾濫が多いが、これは、本市の都市化進展による雨水の貯留・浸透機能の低下が大きな要因となっているものと考えられる。

また、これまで竜巻・突風による大規模な被害は発生していなかったが、平成25年9月に竜巻が発生し、本市で人的被害、建物被害が生じた。

●埼玉県及び本市における主な風水害

発生年月日	台風名称等	被害記録
1703年（元禄16年） 7月		元荒川出水堤防損壊。
1704年（宝永元年）		関東大水害。
1742年（寛保2年） 8月		未曾有の大洪水あり。利根川、荒川、入間川が氾濫し堤防の決壊は広く96か所に及びその被害も甚大で多数の人命が失われた。 現在秩父線樋口駅前はこの水害の時の水位標が建てられているがこの時に荒川の洪水位は平水位約18mの高さに達したといわれている。関東大水害により越谷地域が被害を受ける。
1756年（宝暦6年）		関東水害綾瀬川沿岸の村被害。
1757年（宝暦7年）		利根川、洪水あり。権現堂川堤が決壊す。古利根川、元荒川、綾瀬川大出水。
1777年（安永6年） 6月		関東大出水越谷地域も被害を受ける。
1786年（天明6年） 7月		関東大洪水利根川堤防を押し切り栗橋、羽生、岩槻、草加等被害多し。江戸にありては寛保の大水をうわまわる惨害を呈す。関東大水害により日光街道の通行止まる。
1790年（寛政2年） 7月		関東水害。新方地区被害を受ける。
1791年（寛政3年） 8月		荒川通り菅沼村新堤が残らず切れ、石原村、熊谷宿、久下村堤数箇所押し切る。関東大出水、八条領被害を受ける。
1823年（文政6年） 7月		利根川、荒川ともに増水、石原堤は越水し、上川上は北川原堰が決壊す。大風雨越谷地域不作。
1824年（文政7年） 6月		埼玉県北部に出水あり。関東水害越谷地域も被害を受ける。
1859年（安政6年） 7月		大洪水あり。利根川堤防及び荒川の熊谷堤防決壊、人家流失、田畑被害多し。関東大出水越谷地域も大水害となる。
1864年（元治元年） 8月		暴風雨により川越領辺川増水。田畑を侵す。元荒川通り大出水、新方領の被害甚大。
1896年（明治29年） 9月		水害発生し、川柳村、大相模村に被害（湛水19日間）が出る。
1947年（昭和22年） 9月	カスリーン台風	記録的な降雨が戦時中濫伐とあいまって洪水が一時に殺到した。利根川、渡良瀬川、荒川等で162か所が破堤し、その被害は激甚となり死亡者80人、行方不明者40人、負傷者1,275人、橋梁流失113か所、その他多数の被害を受けた。 (越谷市) 利根川堤防決壊により増林・新方・桜井・大袋で洪水となり被害甚大、床上浸水1,155戸を数える。

第1編 総論
第2章 越谷市の現況
第3節 災害履歴

1981年（昭和56年） 10月	台風24号	10月22日から23日にかけての台風24号は、関東の南海上を北東に進み、最も接近した22日22時頃から風雨が強くなり、県南東部を中心に住宅の一部損壊7戸、床上浸水2,119戸、床下浸水20,277戸に及ぶ大きな被害をもたらした。 (越谷市) 床上浸水223戸、床下浸水1,851戸、道路冠水は市内道路の20%
1982年（昭和57年） 9月	台風18号	9月12日に御前崎付近に上陸した台風18号は、県の平野部を中心に大雨を降らせ、死者1名、負傷者4名、損壊家屋42戸、浸水家屋63,835戸に及ぶ被害をもたらし、昭和41年の台風26号以来の災害救助法が9市に適用された。 (越谷市) 床上浸水3,610戸、床下浸水3,869戸、道路冠水延べ450km、田畑冠水1,364.2ha、住宅浸水7,715ha
1985年（昭和60年） 6月	台風6号	台風6号による風と雨の影響により、県内で床上浸水704戸、床下浸水3,069戸の被害が発生した。 (越谷市) 床上浸水573戸、床下浸水1,702戸
1986年（昭和61年） 8月	台風10号	(越谷市) 強い雨雲を伴った台風10号が関東地方に上陸し、総雨量229.0mm（時間最大雨量42.0mm）の大雨を降らせた。 床上浸水1,835戸、床下浸水3,485戸
1991年（平成3年） 9月	台風18号	(越谷市) 台風18号は秋雨前線を刺激し、総雨量226mm（時間最大雨量24.0mm）の大雨を降らせた。 床上浸水1,207戸、床下浸水4,052戸
1993年（平成5年） 8月	台風11号	(越谷市) 総雨量186mm（時間最大雨量24.0mm）の大雨を降らせた。床上浸水198戸、床下浸水2,904戸。
2004年（平成16年） 10月	台風22号	(越谷市) 総雨量220mm（時間最大雨量21.5mm）の大雨を降らせた。 床上浸水32戸、床下浸水479戸
2013年（平成25年） 9月	竜巻	(越谷市) 竜巻と見られる突風が発生し、気象庁は竜巻（F2）と認定した。重傷3名、中等症2名、軽傷70名、全壊30世帯、大規模半壊59世帯、半壊143世帯、一部破損1,436世帯。竜巻が通過した付近の道路は、電柱の倒壊やがれきの散乱により5か所9路線で通行止めとなり、竜巻発生時の停電は4,300軒に及んだ。
2013年（平成25年） 10月	台風26号	(越谷市) 総雨量217.5mm（時間最大雨量37.0mm）の大雨を降らせた。 床上浸水71戸、床下浸水530戸
2014年（平成26年） 10月	台風18号	(越谷市) 総雨量231.0mm（時間最大24.5mm） 床上浸水1件（住家）、床下浸水4件（住家）
2015年（平成27年） 9月	台風18号	台風18号及び台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。 (越谷市) 総雨量402.0mm（時間最大43.5mm） 床上浸水473件（住家417件、非住家56件）、床下浸水2,016件（住家2,014件、非住家2件）
2017年（平成29年） 10月	台風21号	超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸し、その後、暴風域を伴ったまま東海地方及び関東地方を北東に進み、福島県沖に抜けた。この台風の接近・通過により、大雨となった。 (越谷市) 総雨量152.0mm（時間最大17.5mm）、床上浸水1件（非住家）、床下浸水2件（住家）
2019年（令和元年） 10月	東日本台風	(越谷市) 総雨量234.5mm（時間最大49.0mm）、床上浸水36件（住家28件、非住家8件）、床下浸水302件（住家300件、非住家2件）

資料：消防年報平成26年版（越谷市消防本部）、埼玉県地域防災計画資料編

第3 大火

住家の集積していた越ヶ谷町（越ヶ谷宿）や大沢町においては、江戸時代から明治時代にかけて大火の記録は残っているが、昭和に入ってからの大火の記録はない。

●本市における火災による被害

発生年月日	発生場所	被害記録
1701（元禄14年11月）	大沢町	中宿重右衛門方から出火。大沢橋際まで類焼。
1741（元文4年1月）	越ヶ谷町	袋町より出火、瓦曾根村まで延焼。
1783（天明3年1月）	大沢町	93軒焼失の大火。
1794（寛政6年1月）	越ヶ谷	167軒焼失、内往還通り110軒焼失。
1816（文化13年3月）	大沢町	四丁野火事本陣ほか197軒焼失。
1874（明治7年10月）	越ヶ谷町	越ヶ谷宿大火、焼失戸数396戸瓦曾根村の一部に延焼。針屋火事と呼ばれる。
1899（明治32年2月）	越ヶ谷町	越ヶ谷町大火、芋金火事と呼ばれる。

資料：消防年報平成19年版資料編（越谷市消防本部）

第4節 被害想定

第1 地震被害想定

1 埼玉県「埼玉県地震被害想定調査」(平成24・25年度)

中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」において実施された、首都圏における直下地震の被害想定の基本資料に基づいて、埼玉県では地震及び活断層における最新の知見や社会的状況の変化を受けて、平成24・25年度に5回目の地震被害想定調査を実施した。

調査では、埼玉県に大きな影響を及ぼす地震として、5種類の地震を想定地震として設定している。また、地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変わることから、季節・時刻については3ケース、風速については、2ケース想定することを基本としている。

地震被害想定の結果は、県内区市町村毎に得られており、被害想定概要と越谷市における想定結果の概要は以下のとおりである。

●埼玉県地震被害想定調査における想定地震

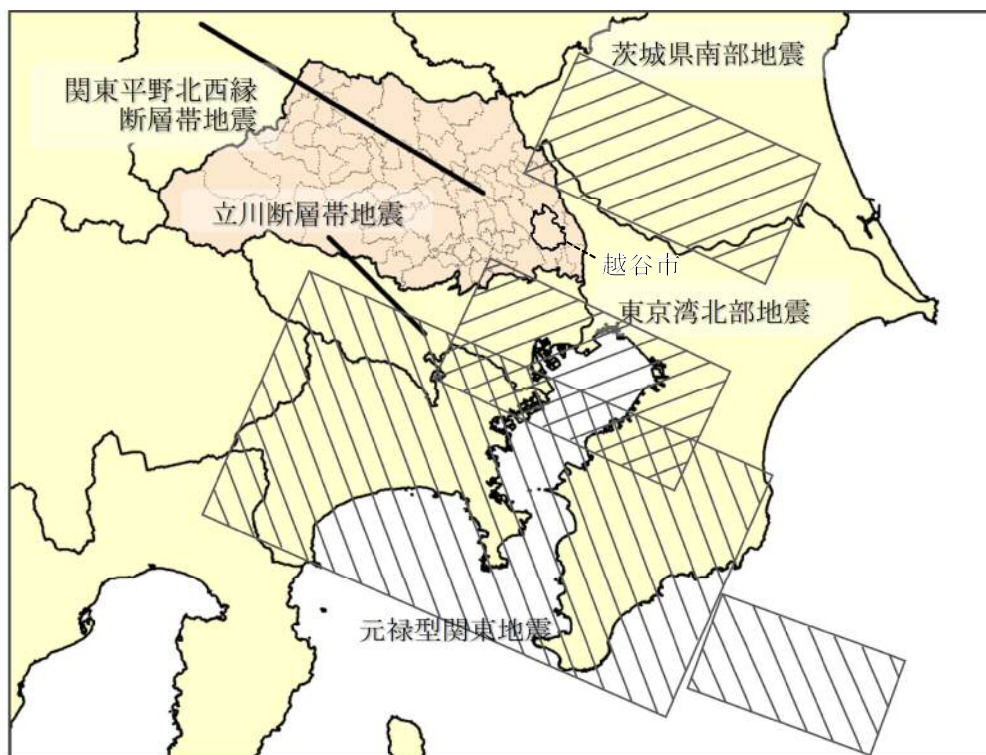
地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	7.3	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※地震調査研究推進本部による長期評価を参照

資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

なお、平成26年3月に「首都直下地震緊急対策推進基本計画」が策定されるとともに、県全域を含む首都直下地震緊急対策区域が指定された。このため、首都直下地震への備えが急務である。

●埼玉県地震被害想定調査における想定地震の断層位置図



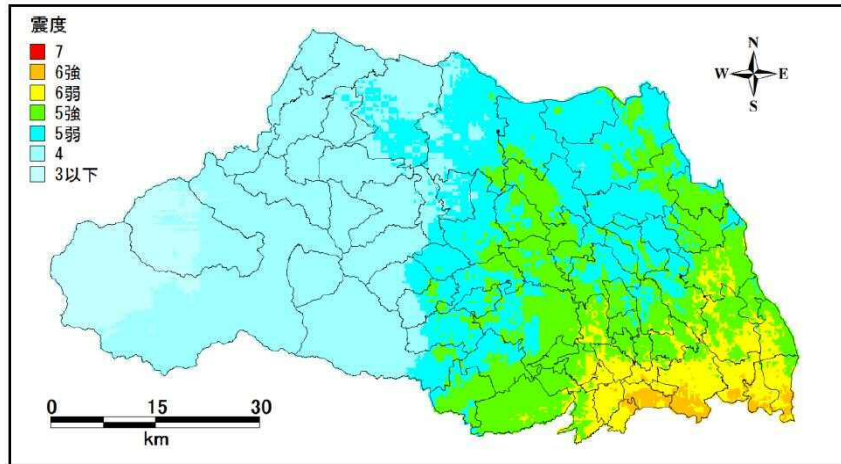
資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

●埼玉県地震被害想定調査における想定条件

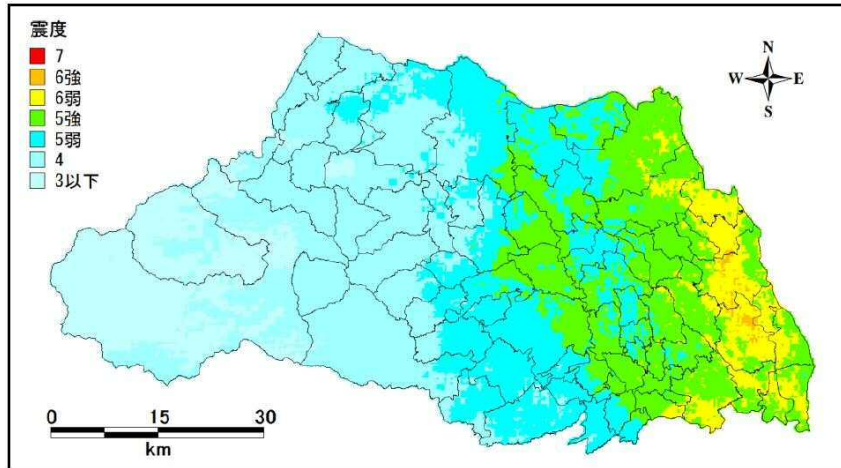
想定ケース		選定理由
季節・時刻	夏12時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
	冬5時	大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
	冬18時	火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
風速	3m/s	平均的な風速のケース
	8m/s	強風のケース

●地震震度分布図（海溝型地震）

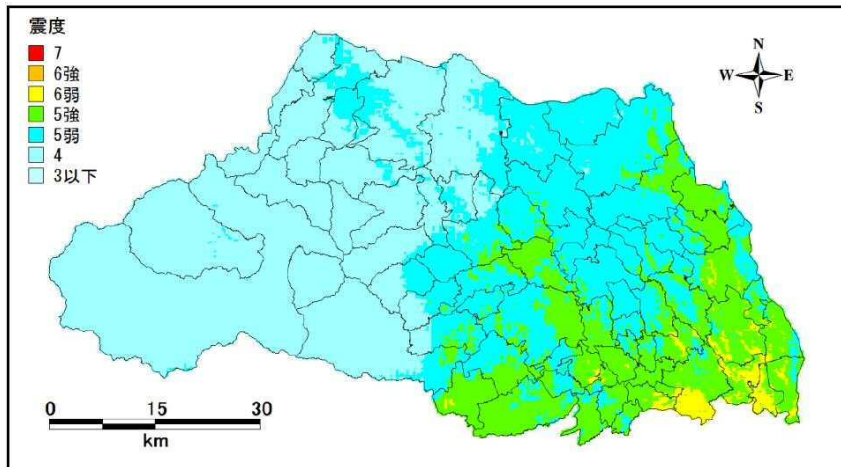
東京湾北部地震



茨城県南部地震



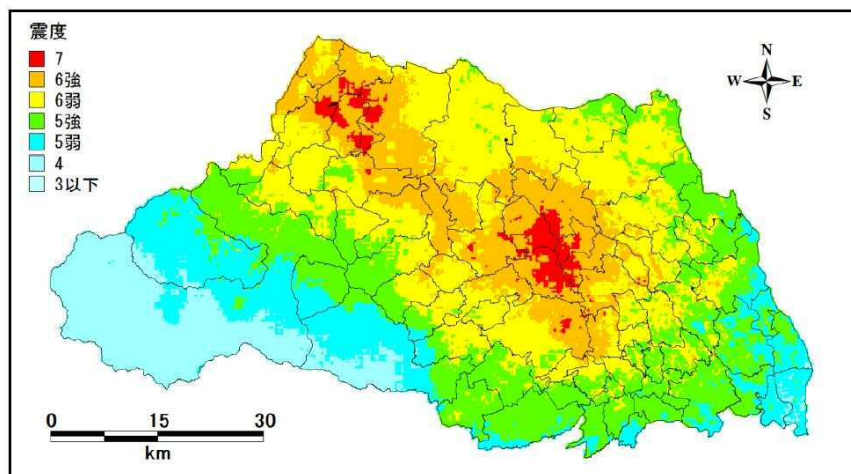
元禄型関東地震



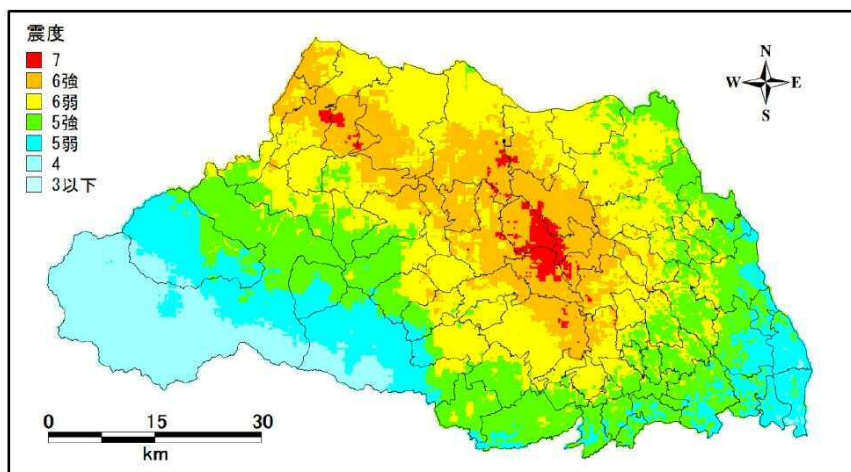
資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

●地震震度分布図（活断層型地震 関東平野北西縁断層帯地震）

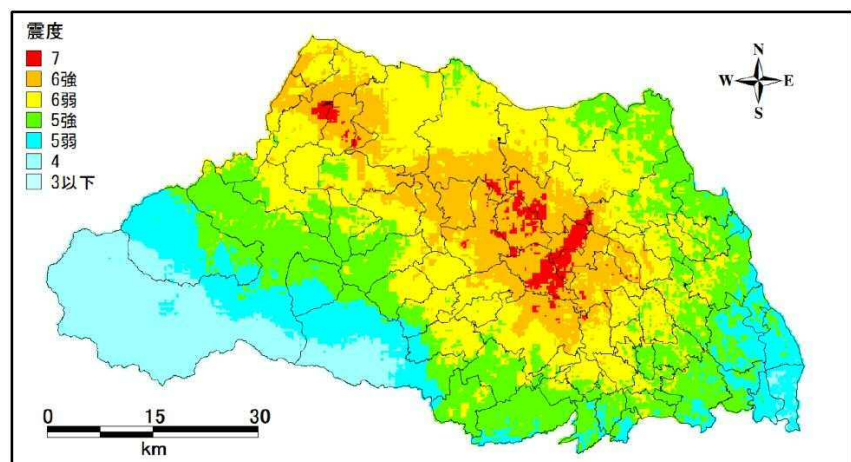
破壊開始点：北



破壊開始点：中央



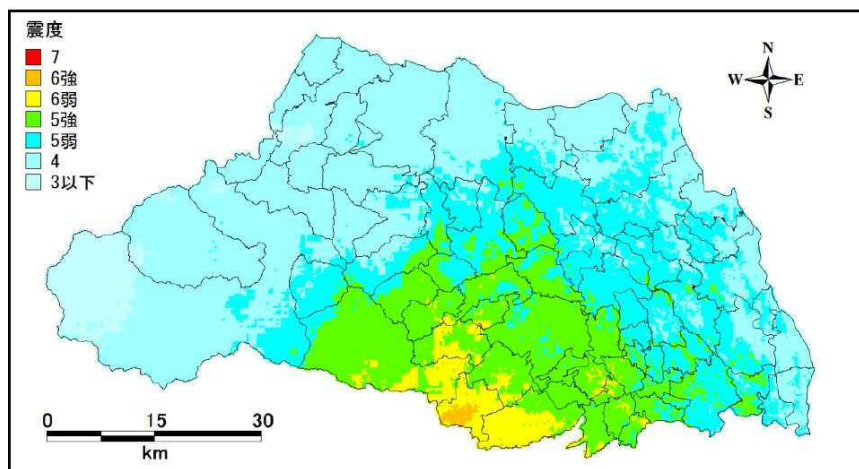
破壊開始点：南



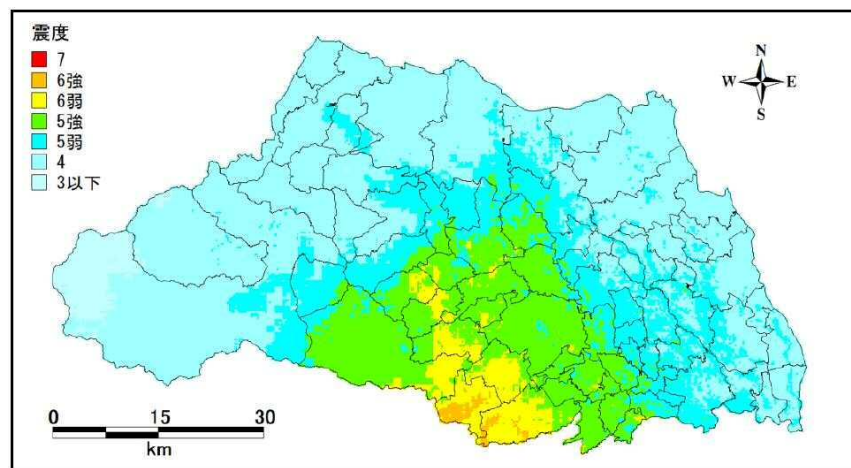
資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

●地震震度分布図（活断層型地震 立川断層帯地震）

破壊開始点：北



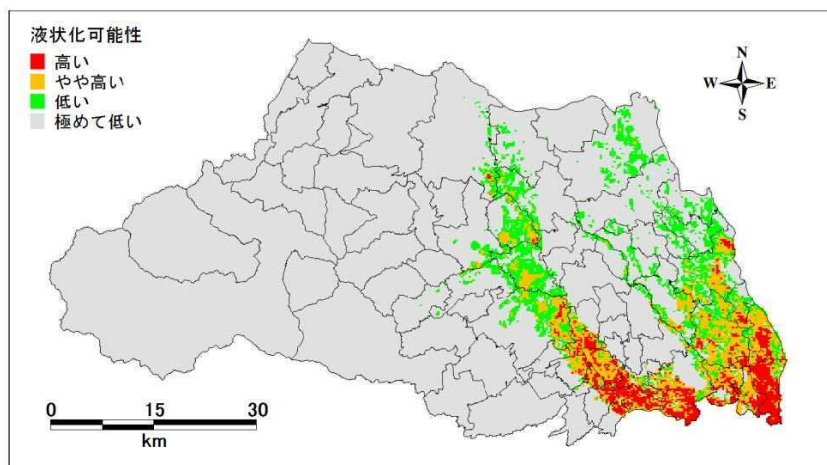
破壊開始点：南



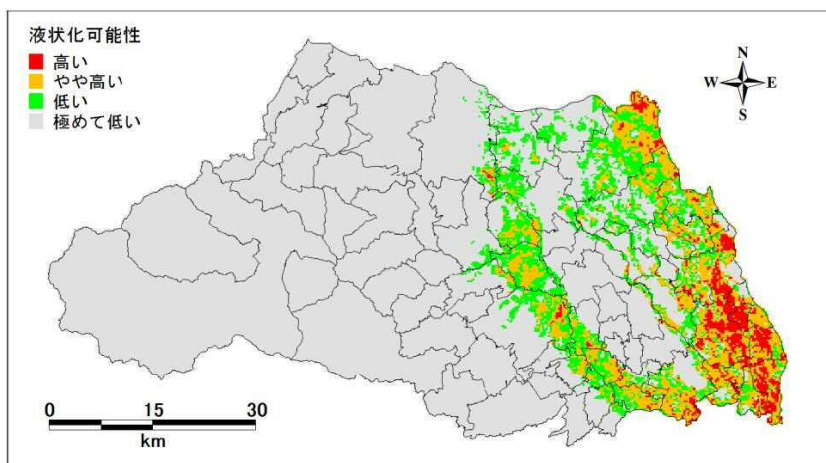
資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

●液状化可能性分布図（海溝型地震）

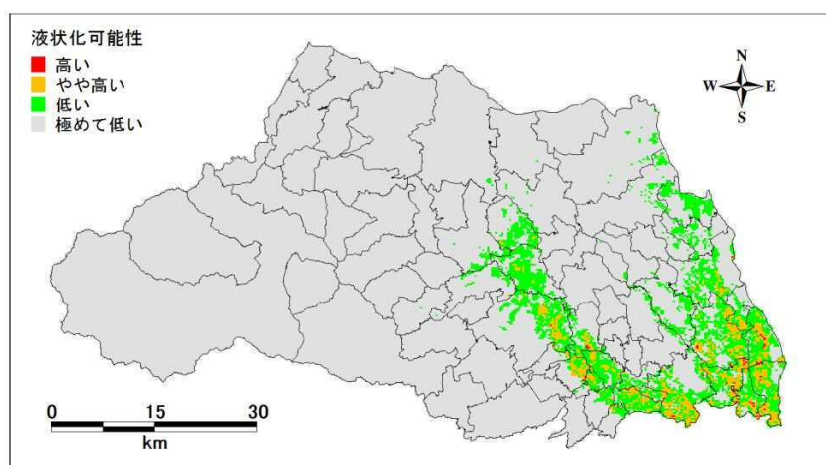
東京湾北部地震



茨城県南部地震



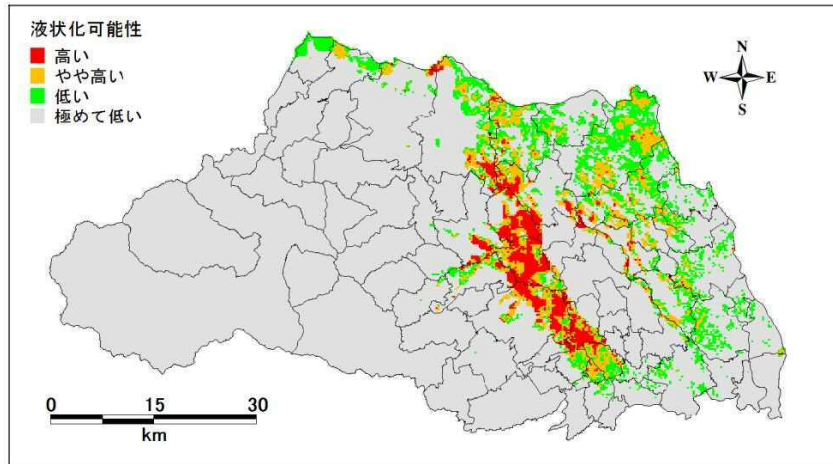
元禄型関東地震



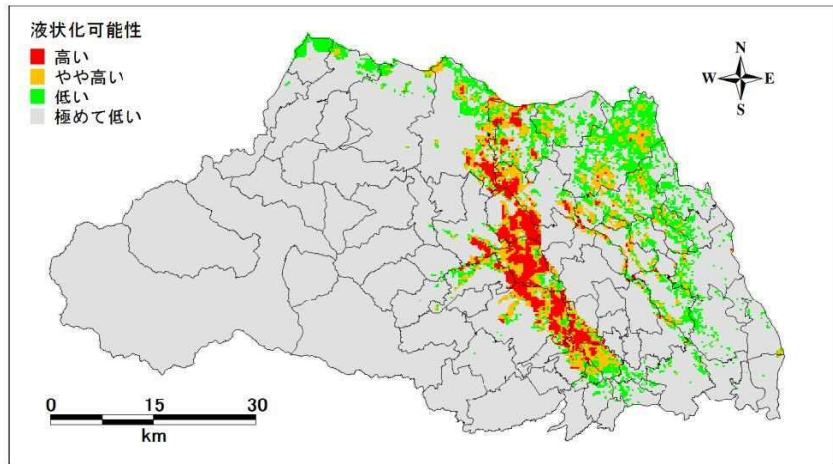
資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

●液状化可能性分布図（活断層型地震 関東平野北西縁断層帯地震）

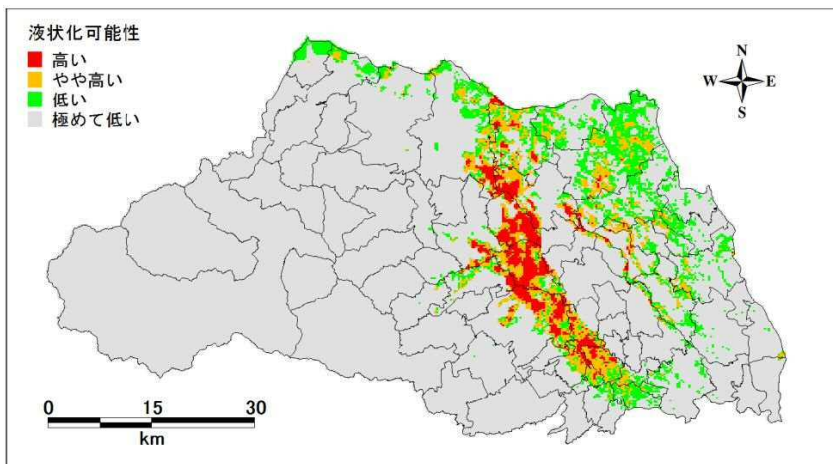
破壊開始点：北



破壊開始点：中央



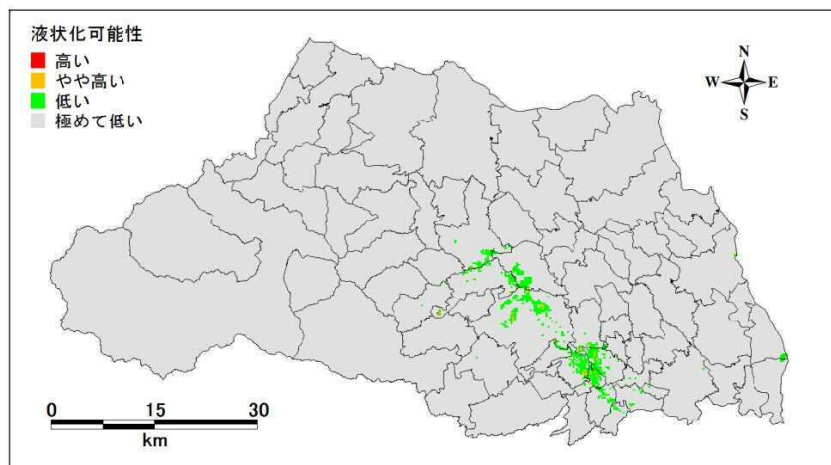
破壊開始点：南



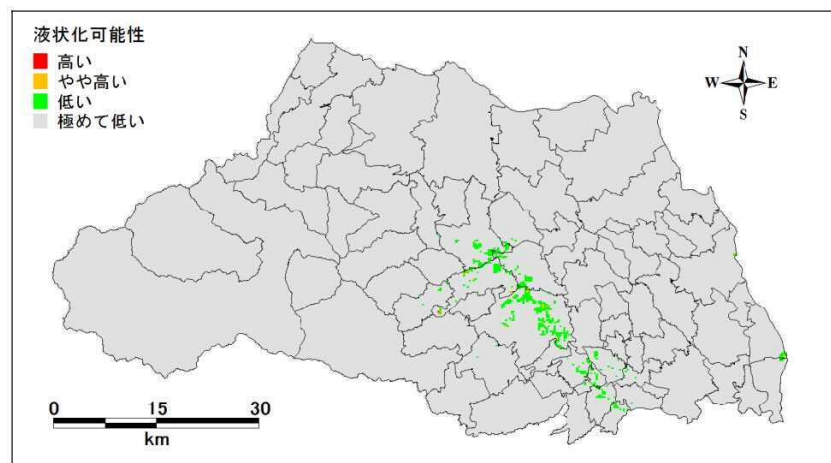
資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

●液状化可能性分布図（活断層型地震 立川断層帯地震）

破壊開始点：北



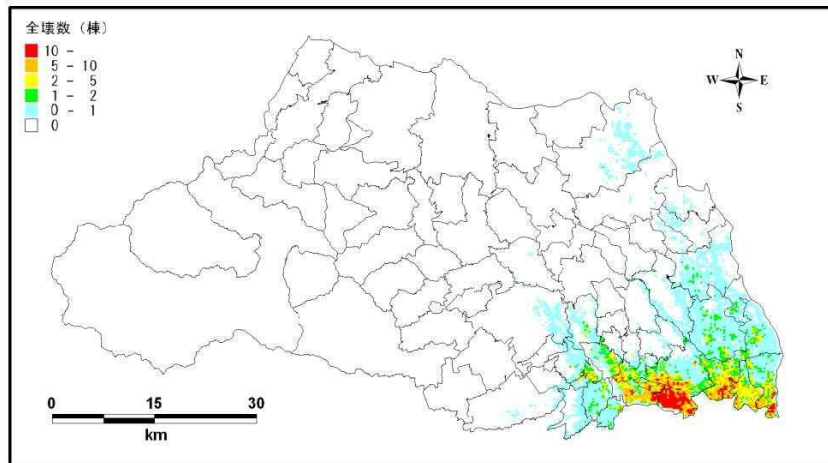
破壊開始点：南



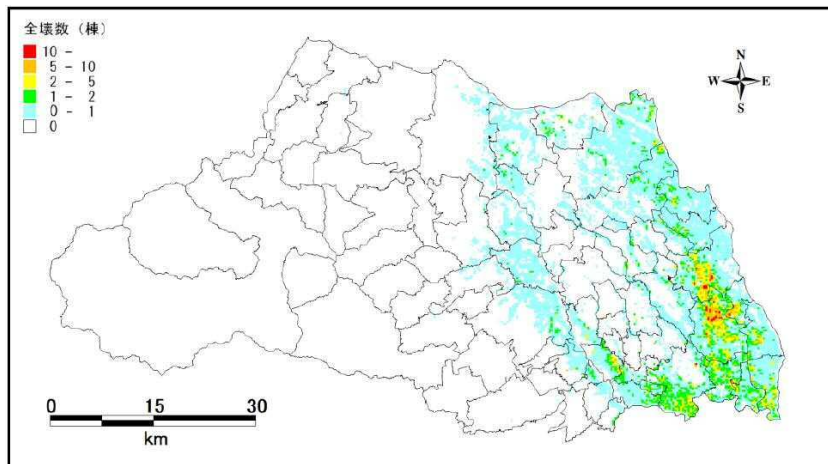
資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

●全建物全壊棟数予測分布図（海溝型地震）

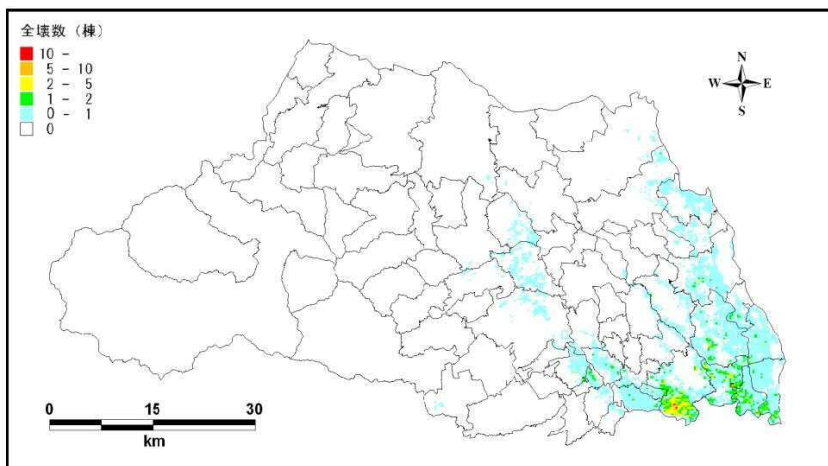
東京湾北部地震



茨城県南部地震



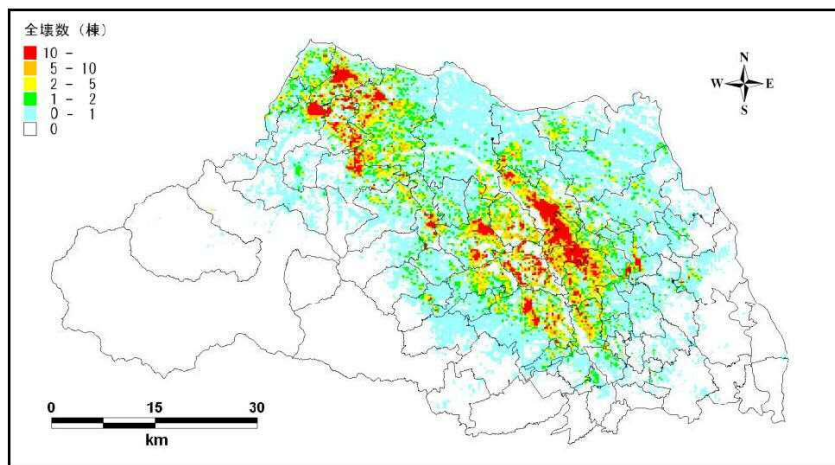
元禄型関東地震



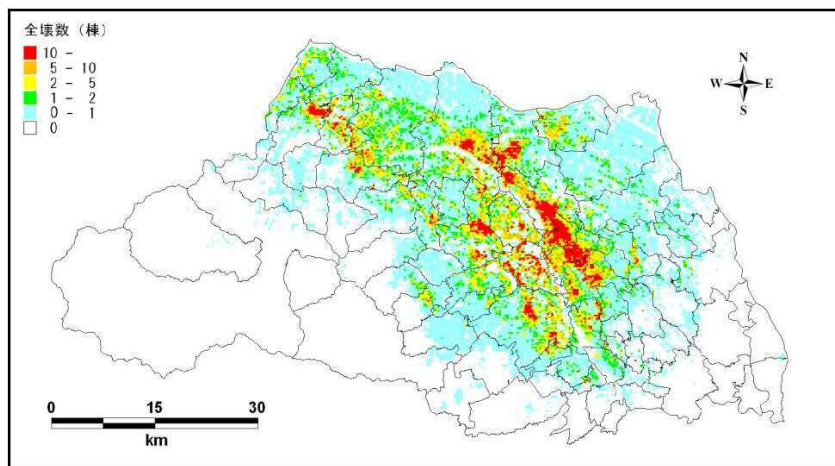
資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

●全建物全壊棟数予測分布図（活断層型地震 関東平野北西縁断層帯地震）

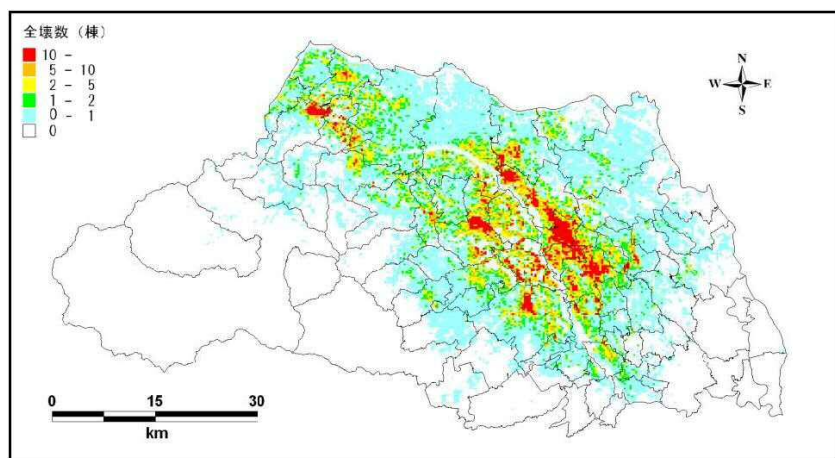
破壊開始点：北



破壊開始点：中央



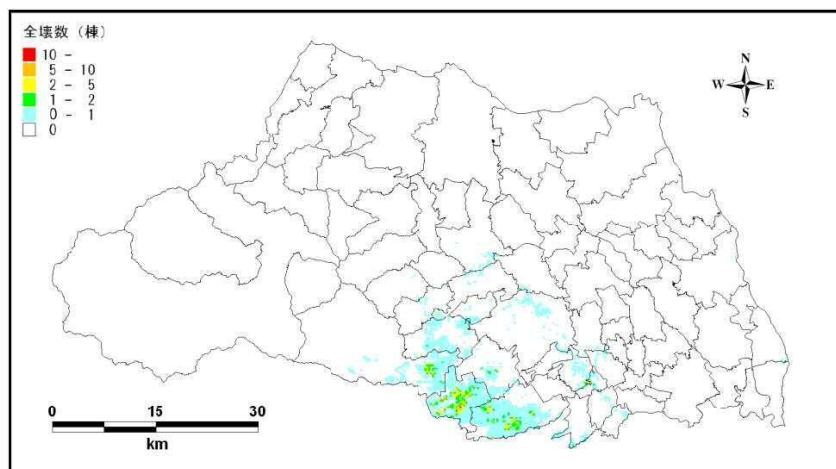
破壊開始点：南



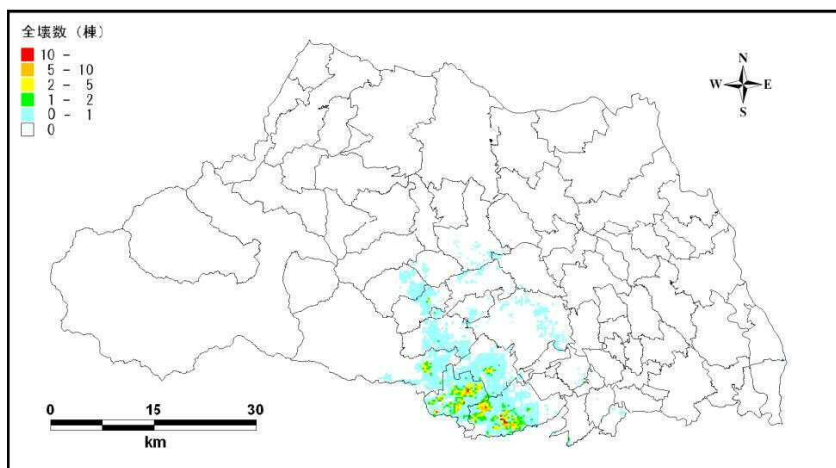
資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

●液状化可能性分布図（活断層型地震 立川断層帯地震）

破壊開始点：北



破壊開始点：南



資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

●埼玉県地震被害想定調査における被害想定（越谷市分）

項目	予測内容		ケース	風速	想定地震								
					東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震		
								破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南	
地震動	震度		-	-	6強	6強	6弱	6弱	6弱	6弱	5強	5弱	
	最大震度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
液状化	液状化可能性 別 面積率 (%)	ランク別面積率	極めて低い	-	9.5	8.7	34.1	72.1	88.0	94.6	100.0	100.0	
			低い	-	29.9	11.4	46.3	24.4	11.9	5.4	0.0	0.0	
			やや高い	-	53.9	43.4	19.1	3.6	0.1	0.0	0.0	0.0	
			高い	-	6.8	36.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	液状化可能性 別 面積 (km2)	ランク別面積	極めて低い	-	5.274	4.839	20.163	43.163	53.310	57.408	60.261	60.261	
			低い	-	17.702	6.004	27.918	15.011	6.885	2.852	0	0	
			やや高い	-	33.040	26.868	11.861	2.087	0.065	0	0	0	
			高い	-	4.245	22.550	0.319	0	0	0	0	0	
急傾斜地 崩壊	急傾斜地崩壊危険箇所数 (箇所)		箇所数	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
			ランクA	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
			ランクB	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			ランクC	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建物 被害	全壊数 (棟)	揺れ・液状化による	-	-	442	1,956	208	2	2	0	0	0	
		急傾斜地崩壊による	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
	半壊数 (棟)	揺れ・液状化による	-	-	1,896	6,878	773	168	99	52	2	0	
		急傾斜地崩壊による	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
火災 被害	出火件数 (件)		冬5時	-	0.3	1.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	
			夏12時	-	0.7	2.0	0.5	0.3	0.4	0.3	0.1	0.1	
			冬18時	-	2.0	6.7	1.4	1.0	1.0	0.8	0.3	0.2	
	焼失棟数 (棟)		冬5時	3m/s	3	48	2	1	1	1	1	0	
				8m/s	4	68	2	2	2	2	1	1	
			夏12時	3m/s	11	81	7	6	6	6	3	1	
				8m/s	14	113	10	8	8	8	3	2	
			冬18時	3m/s	38	306	28	22	22	18	6	3	
				8m/s	51	439	37	29	30	24	7	4	
	人的 被害	死者数 (人)		冬5時	3m/s	4	57	1	0	0	0	0	0
8m/s					4	57	1	0	0	0	0	0	
夏12時				3m/s	3	29	1	0	0	0	0	0	
				8m/s	3	29	1	0	0	0	0	0	
冬18時				3m/s	4	40	1	1	1	0	0	0	
				8m/s	4	40	1	1	1	0	0	0	
要配慮者死者数 (人) (人的被害死者数の内数)		冬5時	8m/s	-	-	-	-	-	-	-	-		
		夏12時	8m/s	-	-	-	-	-	-	-	-		
		冬18時	8m/s	-	-	-	-	-	-	-	-		
負傷者数 (人)		冬5時	3m/s	191	797	69	28	17	9	0	0		
			8m/s	191	798	69	28	17	9	0	0		
		夏12時	3m/s	141	444	59	32	20	13	1	0		
			8m/s	141	445	59	32	20	13	1	0		
		冬18時	3m/s	150	537	57	43	29	19	1	0		
			8m/s	150	544	57	43	30	19	1	0		
要救助者数 (人)	木造+非木造	冬5時	-	21	260	4	1	1	0	0	0		
自力脱出 困難者数(人)		冬5時	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ライフ ライン 被害	電力	電柱被害数 (本)	冬18時	8m/s	59	307	31	10	10	8	2	1	
		停電世帯数 1日後 (世帯)	冬18時	8m/s	1,745	7,979	840	45	47	32	10	5	
	通信	電柱被害数 (本)	冬18時	8m/s	20	104	11	3	4	3	1	0	
		不通回線数 (回線)	冬18時	8m/s	101	632	60	30	30	24	7	4	
		不通回線数 1日後 (回線)	冬18時	8m/s	-	-	-	-	-	-	-	-	

第1編 総論

第2章 越谷市の現況

第4節 被害想定

ライフライン 被害	都市ガス	供給停止件数 (件)	-	-	59,393	72,019	13,638	41	41	41	0	0	
		供給停止件数 直後 (件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上水道	配水管被害箇所数 (箇所)	-	-	97	326	0	25	19	7	0	0	0
		断水人口 1日後 (人)	-	-	47,900	135,344	33	11,074	8,146	2,736	1	0	0
	下水道	管渠被害延長 (km)	-	-	274	308	249	219	213	198	89	50	50
		機能支障人口 (人)	-	-	80,197	90,184	72,866	64,157	62,393	57,991	26,111	14,711	14,711
供給支障人口 直後 (人)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生活支障	避難者数 (人)	1日後	冬 18時	8m/s	2,615	11,636	1,223	187	157	109	27	14	
		4日後	冬 18時	8m/s	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		1週間後	冬 18時	8m/s	5,768	20,354	1,223	980	738	304	27	14	
		1か月後	冬 18時	8m/s	2,615	13,448	1,223	2,009	1,430	512	27	14	
	帰宅困難者数 (人) (帰宅困難率:内閣府 2013)			休日 12時	-	26,233	23,410	25,550	25,185	25,172	19,442	15,844	4,975
	住機能支援 (人)	短期住機能支援	1週間後避難所避難者数	-	2,884	10,177	734	490	369	152	16	7	7
			収容人数過不足	-	32,303	25,010	34,453	34,697	34,818	35,035	35,171	35,180	35,180
		中期住機能支援	住居被害避難所避難者数	-	785	3,491	367	56	47	33	8	4	4
			応急仮設住宅等需要数	-	309	1,373	144	22	19	13	3	2	2
	飲食機能支援	食料 (食)	需要量 3日分	-	20,328	83,619	7,610	2,182	1,727	929	167	85	85
			過不足量 3日分	-	146,720	83,429	159,438	164,866	165,321	166,119	166,881	166,963	166,963
			需要量 7日分	-	57,798	220,306	16,793	8,069	6,196	2,848	369	188	188
			過不足量 7日分	-	109,250	-53,528	150,255	158,979	160,852	164,200	166,679	166,860	166,860
		飲料水 (k l)	需要量 3日分	-	356	1,006	0	83	61	20	0	0	0
			過不足量 3日分	-	20,644	19,994	21,000	20,917	20,939	20,980	21,000	21,000	21,000
			需要量 7日分	-	599	1,695	0	141	104	35	0	0	0
			過不足量 7日分	-	20,401	19,305	21,000	20,859	20,896	20,965	21,000	21,000	21,000
	生活必需品	需要量	-	5,768	20,354	1,468	980	738	304	32	14	14	
		過不足量	-	58,442	43,856	62,742	63,230	63,472	63,906	64,178	64,196	64,196	
衛生機能支援	仮設トイレ (基)	需要量	-	26	95	7	4	3	1	0	0		
		過不足量	-	259	190	278	281	282	284	285	285		
	し尿発生量 (k l)	-	-	6.1	22.3	1.7	1.0	0.7	0.3	0.0	0.0		
要配慮者	1週間後避難所避難者数 (人)	-	-	442	1,559	112	75	57	23	2	1		
エレベーター停止	停止台数 (台)	直後	-	77	142	41	31	5	5	1	1		
		1日後	-	61	72	33	31	5	5	1	1		
	停止率 (%)	直後	-	7.3	13.5	3.9	3.0	0.4	0.4	0.1	0.1		
		1日後	-	5.8	6.8	3.1	3.0	0.5	0.5	0.1	0.1		
エレベーター閉じこめ (台)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
中高層住宅支障	支障世帯数 (世帯)	-	-	346	407	187	179	28	27	6	6		
	中高層被災世帯数 (世帯)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	災害廃棄物 (万 t)	冬 18時	8m/s	9.7	43.1	4.9	0.6	0.6	0.5	0.1	0.1		
	直接被害額 (億円)	建物躯体	-	-	458.1	1,691.9	216.1	36.1	26.7	17.2	3.0	1.4	
		家財	-	-	25.7	133.1	13.1	2.4	2.4	1.9	0.6	0.3	
合計	-	-	483.8	1,825.1	229.2	38.5	29.1	19.1	3.6	1.7			

資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

●埼玉県地震被害想定調査における被害想定 要因別死者数（越谷市分）

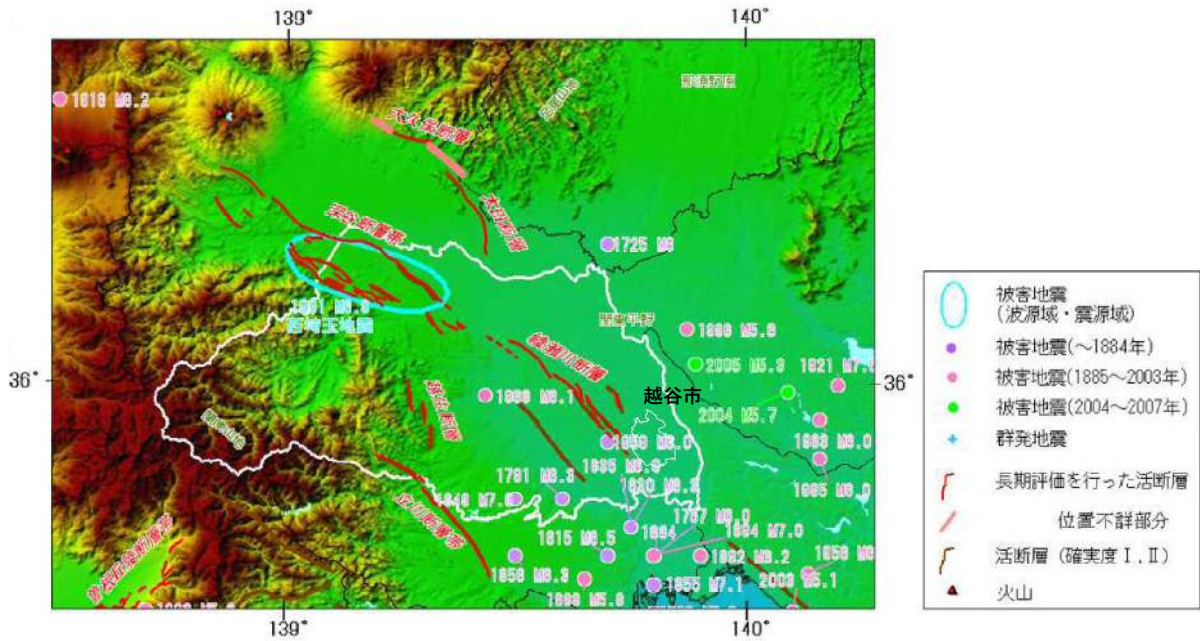
ケース	項目	風速	東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁 断層帯地震			立川断層帯地震		
						破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南	
冬5時	建物倒壊		4	57	1	0	0	0	0	0	
	うち、屋内転倒		2	9	1	0	0	0	0	0	
	急傾斜地崩壊		0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロック塀等		0	0	0	0	0	0	0	0	
	火災	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		4	57	1	0	0	0	0	0	0	
昼12時	建物倒壊		3	29	0	0	0	0	0	0	
	うち、屋内転倒		1	3	0	0	0	0	0	0	
	急傾斜地崩壊		0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロック塀等		0	0	0	0	0	0	0	0	
	火災	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		3	29	1	0	0	0	0	0	0	
冬18時	建物倒壊		3	39	1	0	0	0	0	0	
	うち、屋内転倒		1	5	1	0	0	0	0	0	
	急傾斜地崩壊		0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロック塀等		0	1	0	1	0	0	0	0	
	火災	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合計		4	40	1	1	1	0	0	0	0	

※小数点以下、四捨五入の関係により、合計値が合わないことがある。

※屋内転倒による死者は、建物倒壊の死者の内数とする。

資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

●参考：埼玉県の活断層



資料：埼玉県地域防災計画資料編

●参考：地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要

断層帯名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	我が国の主な活断層における想定的評価(※)	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
			ランク	30年以内	50年以内		100年以内
深谷断層帯	7.9程度	Aランク	ほぼ0%~0.1%	ほぼ0%~0.2%	ほぼ0%~0.5%	0.2-0.6	10,000年-25,000年程度 約6,200年前以後-約5,800年前以前
綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.1-0.3	45,000年-71,000年程度 約15,000年前以後-約9,000年前以前
綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	7.0程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
立川断層帯	7.4程度	A*ランク	0.5%~2%	0.8%~4%	2%~7%	0.9-2.0	10,000年-15,000程度 約20,000年前-13,000年前
越生断層	6.7程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。
 地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

資料：埼玉県地域防災計画資料編

2 火山噴火降灰被害想定

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、県南部・南西部・南東部に最大で2～10cm程度、全域で2cm未満、本市においても2cm未満の降灰が想定される。また、その他の近隣火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、県内で数cmの降灰堆積の可能性はある。

●富士山の噴火による降灰分布



資料：富士山火山防災会議「富士山火山防災マップ」

降灰とは、細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。以下に火山灰の特徴を示す。

- 粒子の直径が2mmより小さな噴出物（2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある）
- マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- 亜硫酸ガス（SO₂）、硫化水素（H₂S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
- 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- 硫酸イオンは金属腐食の要因
- 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
- 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000°Cと低い
- 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
- 苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない

珪長質（シリカに富む）マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い
 資料：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会

第2 風水害被害想定等

1 風水害被害想定

市内には、元荒川、新方川、大落古利根川、中川、綾瀬川の主要河川が流下し、それらに流入する中小河川が数多くある。近年、都市部を中心として集中豪雨が多発する傾向にあり、それに伴う浸水被害が各地で発生している。

国土交通省関東地方整備局が作成した利根川水系利根川浸水想定区域図、利根川水系江戸川浸水想定区域図、利根川水系中川・綾瀬川浸水想定区域図及び荒川水系荒川浸水想定区域図並びに県が作成した利根川水系中川・綾瀬川・元荒川・大落古利根川・新方川浸水想定区域図によると、本市の浸水被害の想定は、概ね以下のようになっている。

●本市の浸水被害の想定

浸水想定河川	前提(雨量・破堤場所等)*	主な地区の最大浸水深	備考
利根川水系 利根川	利根川流域、八斗島上流域 72時間 総雨量491mm	越谷駅付近0.5m未満 増林3.0～5.0m未満 下間久里3.0～5.0m未満	荒川・江戸川等の氾濫は考慮していない。 (平成29年7月20日)
利根川水系 江戸川	利根川流域、八斗島上流域 72時間 総雨量491mm	越谷駅付近 — 増林0.5～3.0m未満 下間久里0.5～3.0m未満	利根川・荒川等の氾濫は考慮していない。 (平成29年7月20日)
利根川水系 中川・綾瀬川 (国)	中川、綾瀬川流域48時間 総雨量596mm	越谷駅付近0.5m未満 下間久里0.5～3.0m未満 花田0.5～3.0m未満	利根川・荒川・江戸川等の氾濫は考慮していない。 (平成29年7月20日)
利根川水系 中川・綾瀬川・元荒川・大落古利根川・新方川 (県)	中川流域 48時間 総雨量596mm	越谷駅付近0.5m未満 増林3.0～5.0m未満	利根川や江戸川、中川、綾瀬川の国管理区間、その他浸水想定河川以外の氾濫を考慮していない。 (令和2年5月26日)
荒川水系荒川	荒川流域 72時間 総雨量632mm	越谷駅付近 — 増林0.5～3.0m未満	隅田川・新河岸川等の支派川及び江戸川・利根川等の氾濫は考慮していない。(平成28年5月30日)

※想定最大規模の雨量

資料：国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所）、埼玉県

洪水は自然現象であり、利根川及び荒川の河川整備の目標流量を上回る増水が発生する可能性があることや、気候変動により大雨の頻度の増加が予測されていることから、一級河川管理者は、概ね1000年に1度の発生確率の洪水流量を対象とした想定最大規模の浸水想定区域図を公表している。

本市では、これを踏まえ、令和2年度に洪水ハザードマップを更新した。

2 越谷市において想定される大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

(1) 広大な浸水地域、深い浸水深

利根川が氾濫した場合に浸水が想定される区域は、市のほぼ全域となり、特に元荒川以北の地域で浸水深が大きく、当該地域のうち、新方川周辺では3.0m～5.0mの浸水深が広く分布する。荒川が氾濫した場合に浸水が想定される区域も、市のほぼ全域となり、0.5m～3.0mの浸水深が広く分布する。

(2) 地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。

また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。

(3) 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

(4) 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

(5) 地域により異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い。

本市は、首都圏広域氾濫（利根川）の場合、加須市弥兵衛地先の堤防決壊後24時間以内に、元荒川広域氾濫（荒川）の場合、鴻巣市大芦地先の堤防決壊後24時間以内に市北部から氾濫流が到達する。

3 竜巻等突風の特徴

(1) 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。国内では年間10～20個程度発生している。

季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などにもなつて発生するが、台風シーズンの9月頃に最も多く確認されており、日本ではどの場所においてもその危険がある。

気象庁のデータによると、竜巻発生時の気象条件は、暖気の移流や寒気の移流、寒冷前線、台風、気圧の谷などが多く、9月の台風シーズンばかりではなく、冬場においても寒冷前線の影響で発生している。

平成24年5月に茨城県つくば市で発生した竜巻は、藤田スケールF3（5秒間の平均風速70～92m/s）、国内史上最大で、死者1名、負傷者37名、住宅の損壊は634棟という被害をもたらした^{※1}。最近では、平成25年9月2日に本市、松伏町、さいたま市で藤田スケールF2（7秒間の平

均風速50～69m/s)の竜巻が発生し、75名が負傷、住宅の損壊が1,000棟以上という被害をもたらした^{※1}。また、同年9月15日から16日にかけての台風第18号に伴い、熊谷市・行田市・滑川町で、令和2年7月25日には三郷市で竜巻被害が発生した。

平成25年9月2日の午後2時頃に発生した竜巻による本市の被害は、負傷者75名、家屋の全壊30世帯、大規模半壊59世帯、半壊143世帯、一部破損1,436世帯に及び、竜巻発生時には4,300軒が停電した。竜巻が通過した付近の道路には電柱の倒壊、がれきが散乱したため、市内の道路5か所9路線が通行止めとなった。小中学校や体育館等のガラス、屋根が破損する公共施設の被害や、農地にがれきが飛散する農作物への被害が発生した^{※2}。

これらの被害は、人口が密集している地域では、ひとたび竜巻が発生した場合には大きな被害が生じることを示している。

※1 「市町村向け竜巻・突風等対応マニュアル」(埼玉県)

※2 平成26年度 越谷市防災会議資料

(2) 竜巻の被害想定

竜巻は、その発生時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百メートルであり、数キロメートルにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。

住家が密集した市街地で竜巻が発生すると、看板や屋根瓦の破片など多様な飛散物が発生し、住家の窓ガラスが割れる被害や、老朽住宅では庇や屋根が飛ばされるなどの被害が想定される。耐火建築物である学校においても、教室や体育館の窓ガラスが割れる被害が出ると予想される。

竜巻の規模によっては、電柱の傾斜や折損、電線の垂れ下がりといった被害も発生し、停電や通信回線の途絶が起きることが想定される。また、これまで国内でも駐車中の車が横転したり、飛ばされるなどの被害があったことを考慮すると、道路上の大事故も想定される。

ただし、台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、個人単位で見ると、竜巻に遭遇する頻度は低い。

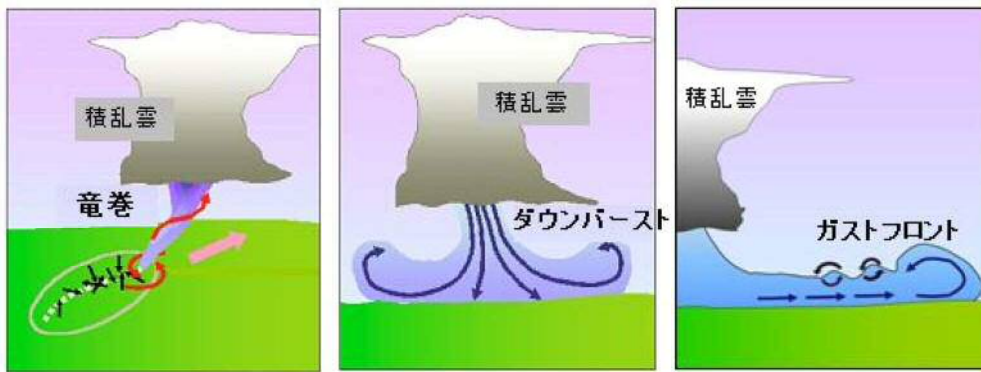
(3) その他突風の被害想定

○ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりには数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

○ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい(重い)空気の塊が、その重みにより温かい(軽い)空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりには竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



資料：気象庁ホームページ

第3 土砂災害被害想定

市内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等は存在しない。

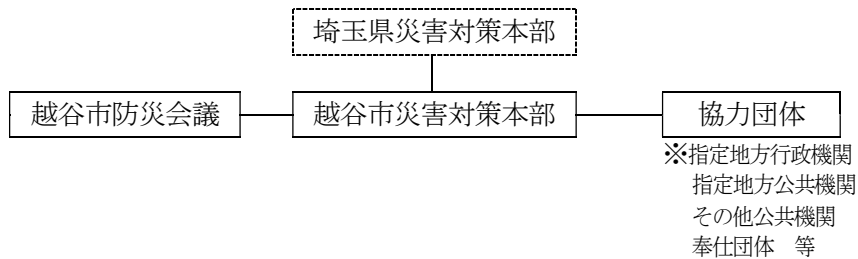
第3章 防災関係機関等の業務の大綱

第1節 防災関係機関等の業務の大綱

第1 越谷市

1 越谷市の防災組織

本市における防災組織は、次のとおりである。



指定地方行政機関等は、本市の行う防災上の諸活動に対し、それぞれの業務に応じて協力するものとする。

2 越谷市の処理すべき事務又は業務の大綱

本市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策について、次のことを実施する。

- 1 防災に関する組織の整備に関すること
- 2 防災に関する調査、研究に関すること
- 3 防災に関するまちづくり計画の推進に関すること
- 4 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること
- 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること
- 6 防災知識の普及と防災に関する訓練の実施に関すること
- 7 本市内にある公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること
- 8 消防、水防その他の応急措置に関すること
- 9 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示又は指導に関すること
- 10 情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- 11 被災者に対する救助及び救護措置に関すること
- 12 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること
- 13 災害時における保健衛生、文教対策に関すること
- 14 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関すること
- 15 災害に関する広報及び広聴の実施に関すること
- 16 その他災害の発生の防御又は拡大の防止措置に関すること
- 17 越谷市防災会議に関する事務に関すること
- 18 関係防災機関との連絡、総合調整に関すること

第2 指定地方行政機関

名 称	内 容
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事 2 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関する事 3 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事 4 警察通信の確保及び統制に関する事
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害査定立会に関する事 2 金融機関等に対する金融上の措置に関する事 3 地方公共団体に対する融資に関する事 4 国有財産の管理処分に関する事
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 2 関係職員の派遣に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事 2 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9) 関係職員の派遣に関する事 3 復旧対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関する事 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事
関東運輸局埼玉運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事 3 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関する事
東京航空局東京空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関する事 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 3 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関する事

名 称	内 容
東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）の実施に関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
関東地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、水難救助等に関すること 2 緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関すること 3 その他、災害応急対策の実施に必要な事項に関すること
関東地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること
埼玉労働局（春日部労働基準監督署）	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること

名 称	内 容
関東地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか以下の事項を行うよう努める。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 震災対策の推進</p> <p>(2) 危機管理体制の整備</p> <p>(3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進</p> <p>(4) 防災教育等の実施</p> <p>(5) 防災訓練</p> <p>(6) 再発防止対策の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保</p> <p>(2) 活動体制の確保</p> <p>(3) 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(4) 災害対策用資器材、復旧資器材等の確保</p> <p>(5) 災害時における応急工事等の実施</p> <p>(6) 災害発生時における交通等の確保</p> <p>(7) 緊急輸送</p> <p>(8) 二次災害の防止対策</p> <p>(9) ライフライン施設の応急復旧</p> <p>(10) 地方公共団体等への支援</p> <p>(11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣</p> <p>(12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣</p> <p>(13) 被災者・被災事業者に対する措置</p> <p>3 災害復旧・復興</p> <p>(1) 災害復旧の実施</p> <p>(2) 都市の復興</p> <p>(3) 被災事業者等への支援措置</p>

第3 埼玉県及び県の機関

名 称	内 容
埼玉県	<p>県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する（災害対策基本法第4条第1項）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備 (2) 防災に関する訓練の実施 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令及び伝達 (2) 消防、水防その他の応急措置 (3) 被災者の救難、救助その他の保護 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 (5) 施設及び設備の応急の復旧 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持 (8) 緊急輸送の確保 (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置
越谷警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、伝達及び広報 2 警告及び避難誘導 3 人命の救助及び負傷者の救護 4 交通秩序の維持 5 犯罪の予防検挙 6 行方不明者の捜索 7 検視又は死体調査 8 漂流物等の処理 9 その他治安維持に必要な措置

第4 指定公共機関又は指定地方公共機関

名 称	内 容
東日本旅客鉄道 (株) 大宮支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行う 2 災害により線路が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと (2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ、速やかに開通手配をする 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4 死傷者の救護及び処置を行うこと 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと
日本貨物鉄道 (株) (関東支社越谷貨物ターミナル駅)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の代行輸送に関すること 2 荷主・通運事業者の被災状況調査に関すること 3 貨物流動変動状況調査に関すること 4 救急物資輸送に関すること 5 被害状況及び列車状況の把握と、広報、運輸局等への情報提供と連絡に関すること
東日本電信電話 (株) 埼玉事業部 (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の整備に関すること 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
日本郵便 (株) 新越谷郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること
日本赤十字社埼玉県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること
NHKさいたま放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民に対する防災知識の普及に関すること 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
東京電力パワーグリッド (株) 川口支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力供給に関すること 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
東武鉄道 (株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全保安に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
埼玉県トラック協会越谷支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時におけるトラックによる救助物資の輸送の協力に関すること
土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること

名 称	内 容
東彩ガス(株)	1 ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給の確保に関すること
(株)テレビ埼玉	1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
(株)エフエムナックファイブ	1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
一般社団法人越谷市医師会 一般社団法人越谷市歯科医師会 公益社団法人埼玉県看護協会	1 医療及び助産活動の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
一般社団法人埼玉県バス協会	1 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
一般社団法人埼玉県LPガス協会 (越谷松伏LPガス協議会)	1 LPガス供給施設の安全保安に関すること 2 LPガスの供給の確保に関すること 3 カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること

第5 自衛隊

名 称	内 容
陸上自衛隊第32普通科連隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施 2 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

第6 その他防災上重要な施設の管理者等

1 給水機関

名 称	内 容
越谷・松伏水道企業団	1 災害時における飲料水の確保に関すること 2 被災上水道施設の調査及び復旧に関すること 3 市長が行う応急給水活動への協力に関すること

2 ごみ・し尿処理機関

名 称	内 容
東埼玉資源環境組合	1 災害時のごみ・し尿処理に関する事

3 消防関連

名 称	内 容
消防団	1 災害時の消火及び救護活動に関する事

4 産業経済団体等

名 称	内 容
農業協同組合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 2 農作物の災害応急対策の指導に関する事 3 被災農家に対する融資、あっせんに関する事 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 5 農産物の需給調整に関する事
生活協同組合	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事
商工会等商工業関係団体	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事

5 災害時の協力協定締結企業・団体

災害時の協力協定締結企業・団体については、災害時において被災者に支給する食料、医療、生活必需品、災害応急対策に必要な資器材の確保、施設及び人材の提供に関する事。

なお、令和3年4月現在、災害時の協力協定締結企業・団体は以下のとおりである。

※越谷市災害対策応援協議会、越谷市建設業協会、埼玉県電気工事工業組合、越谷建築設計監理事業協同組合、一般社団法人越谷市医師会、一般社団法人越谷市薬剤師会、一般社団法人越谷市歯科医師会、越谷市獣医師会、越谷市接骨師会、埼玉県動物薬品器材協会、埼玉土建一般労働組合越谷支部、有限会社サポートマーケティングサービス、(株) 佐々商店、越谷蕎麦商組合、越谷中華料理生活衛生同業組合、味の素冷凍食品 (株) 埼玉工場、越谷市農業協同組合、埼玉県米穀小売商業組合 越谷支部、(株) 丸善、越谷流通団地運営協議会、(株) イトーヨーカ堂、(株) 東急ストア北越谷店、(株) マミーマート、NPO法人コメリ災害対策センター、イオンリテール (株) イオンせんげん台店、イオンリテールストア (株) イオン南越谷店、イオンリテール (株) 北関東カンパニー、イオンモール (株) 営業本部、コカ・コーラボトラーズジャパン (株)、(株) 伊藤園、ワタキューセイモア (株) 関東支店、越谷材木商組合、東彩ガス (株)、一般社団法人埼玉県LPガス協会 南東武支部、埼玉県石油商業組合 越谷支部、越谷市造園業協会、(株) セキ薬品、埼玉東部ヤクルト販売 (株)、越谷小売酒販組合越谷支部、王子コンテナ (株) 埼玉工場、東日本旅客鉄道 (株) 大宮支社、学校法人古藤学園CAD製図専門学校、(株) 森エイト ホテルサンオーク南越谷、大森機械工業 (株)、(株) ティア、一般社団

法人全日本冠婚葬祭互助協会、越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会、JARL越谷無線クラブ、(株)ジェイコム埼玉・東日本、ヤフー(株)、(株)エフエムこしがや、越谷建設推進協同組合、建設埼玉東部地区本部 越谷支部、建設埼玉東部地区本部 蒲生支部、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 越谷支部、(株)デベロップ、埼玉司法書士会、埼玉県行政書士会、埼玉県トラック協会 越谷支部、新日本ヘリコプター(株)、日本郵便(株)、ジャパンテック(株)、NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン、越谷市清掃業者連絡協議会、(株)ゼンリン、東関東生コン協同組合、南埼コンクリート(株)越谷工場、三協フロンテア(株)、一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク、イオンペット(株)、アルフレッサ(株)、(株)スズケン、(株)メディセオ、東邦薬品(株)

6 文化団体等

婦人会、青年会議所等の団体については、市が実施する応急対策についての協力に関する事。

7 地域住民組織

自治会、自主防災組織等の地域住民組織については、地域住民の自主的な防災活動に関する事、及び市が実施する応急対策についての協力に関する事。

8 その他公共的な活動を営む団体

名 称	内 容
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 被災時の病人等の収容、保護に関する事 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事 2 災害時における収容者の保護に関する事
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資に関する事
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事 2 被災時における教育対策に関する事 3 被災施設の災害復旧に関する事
社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関する事 2 災害時におけるボランティア活動の受入れ及び支援に関する事

第2編 震災対策編

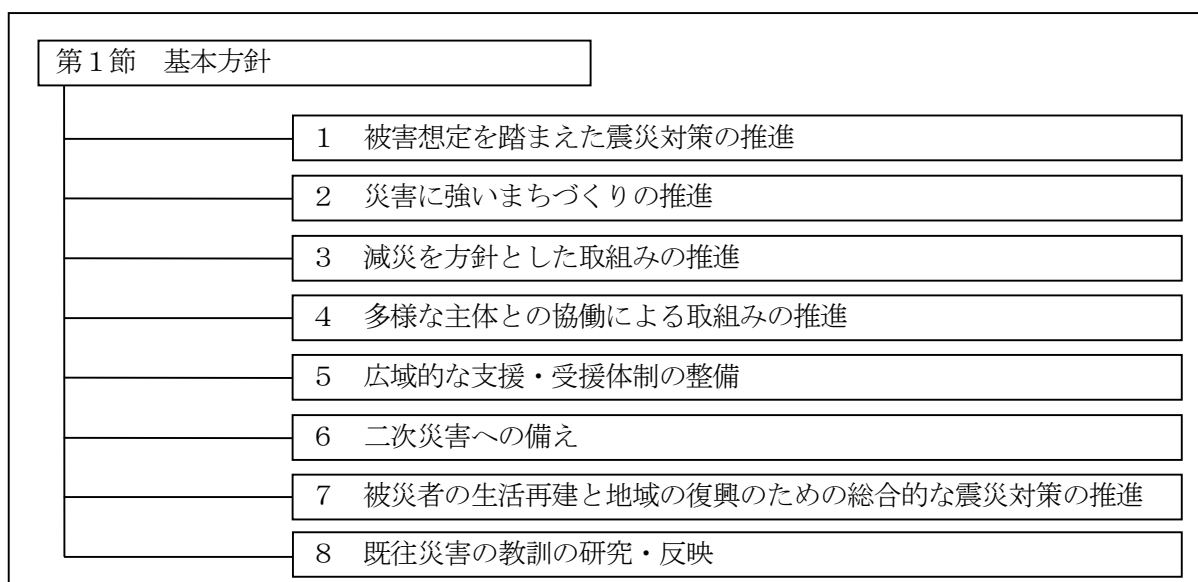
第1章 総則

第1節 基本方針

■趣旨■

地震による被害を最小限に食い止め、市民の生命、身体及び財産を地震から守り、いち早く復旧復興を果たすことを目標とし、事前の備え、発災時の対応、速やかな生活再建に取り組むこととする。これらに向け震災予防対策、震災応急対策、震災復旧復興対策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定める。

■施策の体系■



■施策の内容■

1 被害想定を踏まえた震災対策の推進

埼玉県地震被害想定調査報告書（平成24・25年度）に示された被害想定のうち、茨城県南部地震及び東京湾北部地震では、本市がかなりの被害を受けることが想定されている。また、中央防災会議の被害想定でも、東京湾北部地震やさいたま市直下地震などが発生した場合には、東京のみならず本市を含む埼玉県でも相当の被害を受けることが想定されている。

本市の人口は、都心部等からの転入者の増加により微増傾向を示しているが、長期的には人口減少過程に入るものと見込まれる。また、少子・高齢化の進展やコミュニティ意識の希薄化等により、地域の防災力の低下が懸念される。

このような本市を取り巻く状況及び県の被害想定を踏まえ、地震発生時に迅速かつ的確な対策

を実施するために本市が取組むべき震災対策を立案し推進していくものとする。また、被害想定等に基づく事態想定についても十分検討し、その成果の施策への反映を図る。

2 災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりとは、建築物や都市基盤の耐震・不燃化等により地震に強い市街地を形成する「災害に強い都市づくり」と、自らの地域を自らの手で守ることができる市民を育てる「災害に強い人づくり」であると言える。この両者は車の車輪のような関係であり、どちらか一方では真の災害に強いまちの実現は成し得ない。

また、再度災害の防止の観点から、震災後においても、災害に強い都市づくりと人づくりをなお一層推進していく必要がある。

このため、「災害に強い都市づくり」と「災害に強い人づくり」に資する対策を立案し、施策・事業を推進する。

3 減災を方針とした取組みの推進

本市では、今後、被害を完全には防ぐことができない大災害に見舞われる可能性を直視し、ハードとソフトの様々な対策を組み合わせて実施することにより災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、災害対策を推進する。

4 多様な主体との協働による取組みの推進

地震災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、かつ被害を最小限に食い止めるためには、都市の防災化や国・地方公共団体等からの支援物資や備蓄等の「公助」はもとより、家庭における平常時からの災害への備え等の「自助」、要配慮者への避難支援や自治会などの地域や身近にいる人同士が協力し消火活動等を行う「共助」による施策・事業を推進していく必要がある。

また、地震発生時において、諸活動を効果的に実施し、かつ、一日も早い復興を成し遂げるには、市民、事業者、ボランティア・NPO、専門家など、地域で生活し活動する様々な関係者・団体が協働し、復興に向けた取組みを進めていく必要がある。

このため、あらゆる機会を通じて、広く市民及び関係者に対し取組みを呼びかけ、防災分野のみならず様々な分野での協働関係を確立するとともに女性の参画を拡大し、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災体制の整備に努め、震災予防対策、震災応急対策、震災復旧復興対策を推進する。

5 広域的な支援・受援体制の整備

本市が位置する埼玉県は7つの都県と県境を接し、5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側、さらに西日本から首都圏への玄関口となっていることから、地の利を生かし、避難の受け皿や支援・受援の拠点として、国に協力して首都圏の復旧復興に取り組むこととしている。このため、市は、県南東部地域の中核都市として国や県等と連携し、広域的な支援・受援について円滑に実施できる体制整備を進める。

6 二次災害への備え

首都圏は一体として様々な機能を分担している。茨城県南部地震や東京湾北部地震発生等によって、石油コンビナートや発電所、交通網が壊滅的な被害を受けると、長期にわたる停電や燃料枯渇などによる二次災害のおそれがある。

こうした万が一の事態に備え、市庁舎・避難所などの防災拠点の電源・燃料確保の多重化や、市外からの避難者の受入れ、帰宅困難者対策等を進める。また、非常用電源確保にあたっては、エネルギーレジリエンス強化の視点から、災害に強く環境負荷の小さいエネルギー供給体制の構築を目指す。

7 被災者の生活再建と地域の復興のための総合的な震災対策の推進

阪神・淡路大震災の教訓の一つに、被災者の住宅再建や地域経済の再生、まちの人口回復などの復興にかなりの時間を要した点が挙げられる。

市民が、震災のダメージから立ち直り、再び本市でいきいきと生活できるようにするためには、震災後であっても市民生活・事業活動の継続性に配慮し、かつ、生活再建のための多様な支援策が用意される必要がある。

このため、震災後において、一日も早く市民や事業者が生活再建・事業再開を図ることができるよう、市は、発災後は速やかに市所管施設を復旧し、国・県の施策等との連携を図りながら、震災応急対策の段階から復興を見据えた支援策の立案などの環境整備を行う。

なお、環境整備にあたっては震災復興計画を策定し、市が主体的に取り組むとともに、国・県がそれを支援する等適切な役割分担の下、市民の意向を尊重し協同して、被災地における生活の再建及び経済の復興を図り、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進する。

8 既往災害の教訓の研究・反映

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、極めて大きな地震災害であり、甚大な人的・物的被害をもたらした。この震災では、木造建物密集地区や住工混在地区における延焼拡大、ライフラインの途絶による応急・復旧対策の長期化、老朽木造家屋への集中被害など、地震災害に対する都市の脆弱さを露呈したばかりでなく、地震災害に対する平常時からの取組みが重要であることが指摘された。

平成16年10月に発生した新潟県中越地震は、阪神・淡路大震災を上回る規模・回数の余震が発生し、避難生活の長期化や車中避難によるエコノミー症候群の問題が発生した。また、生活・生産の場である地盤の被害が大きく、孤立集落への対応や集落再編、農林業生産基盤の復旧、景観の再生のあり方等の課題も明らかになった。さらに、初動段階における情報収集体制の確立や広域支援・受援のあり方、要配慮者の避難支援、コミュニティの維持、地域産業の再生といった課題も指摘された。

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、エレベーターへの閉じ込めや長時間にわたる鉄道の運行見合わせとそれに伴うターミナル駅における混乱など、都市型災害への対応という新たな課題が明らかになった。

平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震では、夏場の避難所での冷房設備の必要性が問題とな

った。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、わが国における戦後最大の地震・津波災害であり、特に津波の影響により広範囲に人的・物的被害が発生した。この震災では、他市町村へ広域避難する被災者が多く発生し、広域的な支援を行うための行政の体制整備が課題となった。また、この震災で津波の来襲を受けた地域は、元々、津波の被災経験を持つ地域も多く、教訓・課題を防災教育等を通じて後世に伝承していく必要性が指摘された。

平成28年4月に発生した熊本地震は、現在の気象庁震度階級が制定されてから初めて震度7が2回観測され、我が国における地震のリスクを再認識させるものであった。

平成30年6月に発生した大阪府北部地震は、大阪府北部で震度6弱が観測され、エレベーターへの閉じ込め発生やブロック塀の倒壊など、都市部特有のリスクを再認識させるものであった。

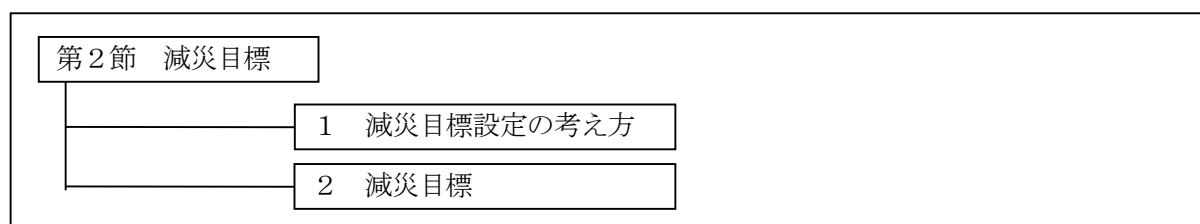
過去の災害で明らかになった課題を繰り返すことなく、かつ、地震による被害を最小限に食い止めるためには、既往災害の教訓を踏まえ、震災対策を立案することが重要である。このため、地震災害の特徴や既往災害の教訓等を継続的に調査研究し、その成果を震災予防対策等に反映する。

第2節 減災目標

■趣旨■

本市が直面する大規模地震のリスク等を踏まえ、市民の生命と財産を守り、経済社会活動を継続して安全に営むことができるよう、被害を極小化するため、減災目標を設定する。

■施策の体系■



■施策の内容■

1 減災目標設定の考え方

想定より震源が本市に近くなる場合や市内直下で発生する場合、あるいは様々な悪条件が重なる複合災害に見舞われる可能性もある。そのため本市では、被害想定を参考にしながら、人的被害をさらに減らすとともに、市民の生活の速やかな回復を図るため、減災の数値目標と目標達成への主な対策を明示し、関係機関、企業、市民等が共有することにより、さらに被害を極小化する取組を進める。

2 減災目標

本市でも、県の減災目標に基づき、想定される地震災害の被害の発生の予防及び軽減に努める。

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を約50%減少させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震化 ・家具類の転倒防止対策の推進 ・自主防災組織、消防団の初期消火力の強化 など
避難者（1週間後）を約50%減少させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震化 ・被災建築物の応急危険度判定 ・ライフラインの早期復旧 など
関係機関と連携し、防災活動拠点の運用に必要なライフラインを優先して復旧する。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の耐震化 ・設備構成の多重化バックアップ など

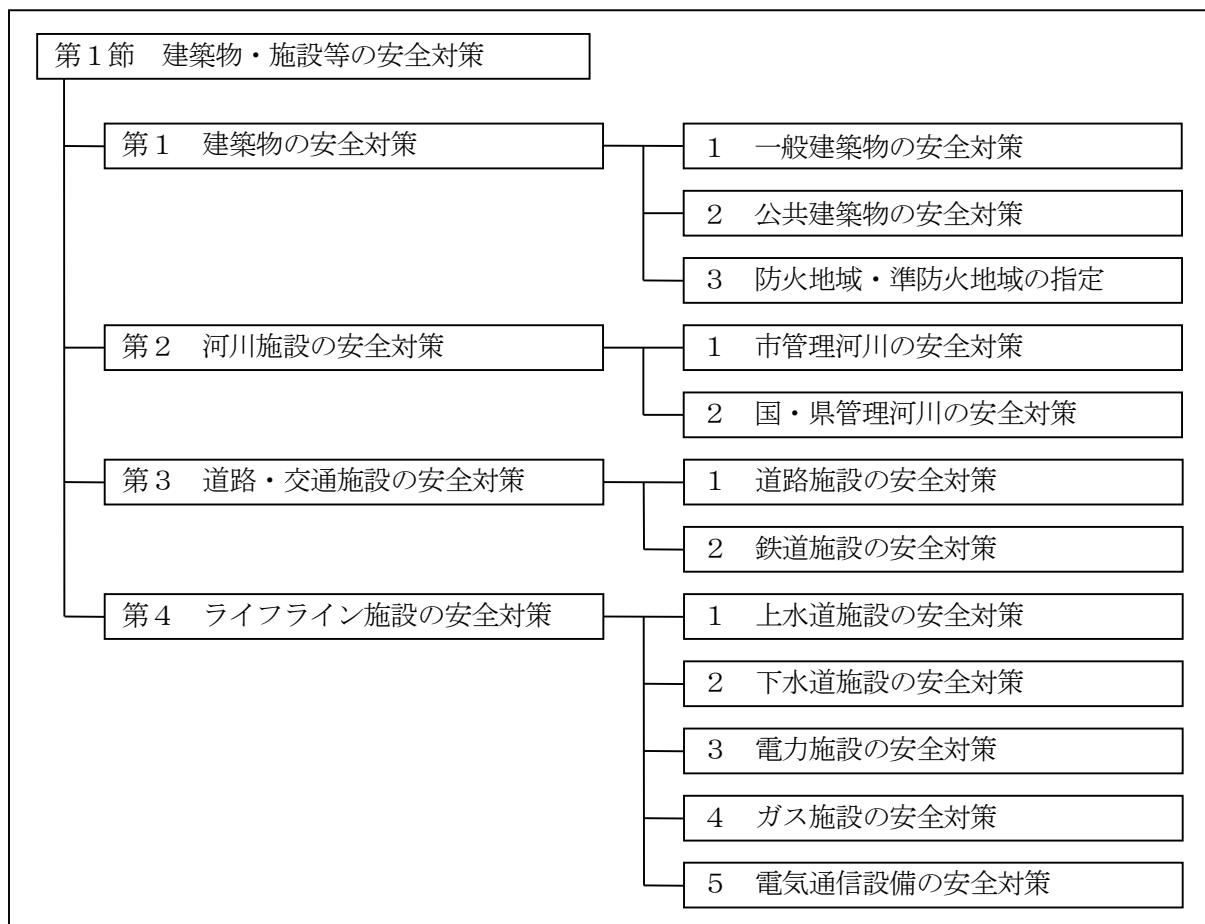
第2章 震災予防計画

第1節 建築物・施設等の安全対策

■趣旨■

地震や火災による人的被害や経済被害を最小限にとどめ、かつ、緊急輸送道路や避難路の確保等により発災後速やかな応急対策を実施できるよう、一般建築物の耐震・不燃化等安全対策を促進するとともに、防災上重要となる公共建築物やライフライン施設の耐震・不燃化を計画的に実施する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 建築物の安全対策

1 一般建築物の安全対策

(1) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市は、一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者・管理者等に対し、建築物の耐震診断・耐震改修のための支援措置を講じる。

① 「越谷市建築物耐震改修促進計画」の推進

市は、今後の地震による建築物の倒壊等の更なる被害を未然に防止し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、新たな耐震化率の目標の設定や対象建築物の拡充を図り、建築物の耐震化のより一層の促進を図ることを目的として、令和7年度における住宅及び建築物の耐震化率の目標を定めるとともに、耐震化を促進するために必要な施策を示した「越谷市建築物耐震改修促進計画」を策定している。

今後、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び「市建築物耐震改修促進計画」等に基づき、より一層の一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進に力を入れていくことが重要である。

特に、民間特定建築物は、多くの市民が日常の生活において利用する建築物であり、地震が発生した場合には大きな被害が想定される。そのため、市は民間特定建築物の所有者等に対し、意識の啓発に加え情報提供の充実を図る。併せて、耐震化を進めるための情報提供や「越谷市総合振興計画」等の関連計画と連携して、必要に応じて建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導・助言等を行い、耐震化の促進を図る。

耐震性能の評価は、「越谷市公共施設等総合管理計画」で示される市所管施設等を対象に行った。評価基準は、築年に基づき、新耐震基準が定められている昭和56年以降の建物をA、新耐震基準が定められていない昭和55年以前の建物をBとして評価した。また、新耐震基準が定められていない昭和55年以前の建物のうち、耐震改修を実施したもの及び、耐震診断の結果、耐震性があると判断されたものを、耐震性能Aとした。

※昭和56年6月1日以前の建築基準は、現行の基準における耐震性能を満たしておらず、倒壊等の被害を受ける確率が高いことが阪神・淡路大震災の際に確認されている。

② 市民への情報発信

市は、地震災害の危険性及び耐震化の促進に向けた施策等を記載した「越谷市建築物耐震改修促進計画」の概要版を配布又はホームページに掲載することにより、耐震化の必要性について意識啓発に努める。また、市で行っている無料簡易耐震診断についても、定期的に市民に対し周知する。

③ 地震ハザードマップの活用

市は、「越谷市総合防災ガイドブック」中の地震ハザードマップを活用し、市民に対し地震に対する安全性の向上に関する意識の啓発に努める。

④ 耐震認定マーク表示制度の活用

市は、耐震改修促進法第22条に基づき、地震に対する安全性を確保している建築物に対しての認定を行う。認定された場合、耐震性が確保されている旨の表示（耐震認定マーク）をすることが可能となるため、ホームページ等で表示制度の周知する。

⑤ 出張講座やイベントでの周知

市は、職員等出張講座や地区の防災訓練等の際に、耐震化の促進に向けた市民への説明及び資料の配布、パネルの展示等を行い、市民への意識の啓発を行う。

⑥ 相談窓口の設置及び情報提供

市は、耐震相談窓口を設置するとともに、「越谷市建築物耐震改修促進計画」の概要版等の配布、簡易耐震診断等の受付、支援策の説明を行うことで、耐震化の促進に係る情報の提供を行う。

⑦ 住宅リフォーム・耐震相談会の実施

市は、建物所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するため、建築士事務所協会及び建築士会と連携を図り、住宅リフォーム・耐震相談を実施する。

⑧ 耐震サポーター登録制度の周知

県は、建築物に関する所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口の一つとして、県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設けている。市は、建築物所有者が耐震化について安心して相談先を探せるよう、本制度を周知する。

⑨ 自治会・専門団体との連携体制の構築

市は、自主防災組織の構成単位である自治会と連携を図り、建築物の耐震化の促進に取り組む。また、建築士等の専門団体に耐震相談を行うことで、市民が安心して耐震化の促進を図れるよう、連携体制を構築する。

⑩ 無料簡易耐震診断等の実施

市は、木造住宅の無料簡易耐震診断を実施する。診断の結果、耐震化が必要とされた旧耐震基準及び平成12年5月31日以前に建築された住宅には、耐震診断及び耐震改修の重要性の説明と併せ、耐震化に関する補助制度を紹介するとともに、所有者等が耐震化の必要性を認識し、自ら住宅の耐震化を図る方向へ誘導する。

⑪ 木造戸建て住宅・分譲マンションへの支援策への支援策

市は「越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱」および「越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱」に基づき、木造戸建て住宅に対し、木造住宅耐震診断、木造住宅耐震改修、木造住宅簡易耐震改修の助成、分譲マンションに対し、分譲マンションへの支援策、マンション耐震本診断、マンション耐震改修の助成を行う。

⑫ 地震保険加入の啓発

市は、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るため、県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容や、地震保険料の所得控除等の特例措置についての情報を提供する。

⑬ 住宅の耐震化を総合的に支援するための施策

市は、「旧耐震基準の住宅の所有者への働きかけ」や、「事業者へのリフォームと合わせた耐震改修工事の提案」といった、耐震化を促進していくための取り組みを規定したアクションプログラムを策定し、その中で毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握・検証し、対策を進めていく総合的な支援策について、検討を行い、耐震化の促進を図る。

(2) 空き家等の実態把握

市は、広報資料の作成・配布、市広報紙やホームページの活用など、あらゆる機会を通じ、空き家等の所有者・管理者等に対し、助言・指導等による適正管理の促進だけでなく、空き家等の予防・抑制や活用・流通の促進に関する周知・啓発に努める。

市は、通常時から管理不全な空き家等に関する情報提供の総合的な相談窓口を設置し、市民等に周知することにより、地域における空き家等の実態の把握に努めるとともに、必要に応じて、空家等対策の推進に関する特別措置法等に基づき、所有者・管理者等に対し、助言・指導等を行う。

(3) 窓ガラス等の落下・転倒防止対策

市は、地震時の建築物の窓ガラスや外壁タイル、看板等の落下、及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及並びに改修等に努めるよう周知、啓発を行う。

① 落下・転倒防止対策に関する知識の普及・啓発

市は、建築物の所有者・管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策の重要性について、広報資料の作成・配布、市広報紙やホームページの活用など、あらゆる機会を通じ、普及・啓発に努める。

また、市は、関係団体と連携して、自動販売機の設置者・管理者に対し、自動販売機の地震に対する安全対策の重要性について、普及・啓発に努める。

② 助言・指導

市は、特に緊急輸送道路や避難路などの防災活動上重要な区域については、安全性の確保に関する実態の把握に努めるとともに、地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、必要に応じて、所有者・管理者等に対し、助言・指導を行うとともに、屋外広告物法等関係法令に基づき、許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行う。

(4) ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震発生時に建築物のブロック塀の倒壊を防止するため、建築物等の所有者・管理者に対し、倒壊防止対策を促進する。

① 倒壊防止対策に関する知識の普及・啓発

市は、ブロック塀の所有者・管理者に対し、倒壊防止対策の重要性について、広報資料の作成・配布、市広報紙やホームページの活用など、あらゆる機会を通じ、普及・啓発に努める。

② 助言・指導

市は、特に緊急輸送道路や避難路などの防災活動上重要な区域については、安全性の確保に関する実態の把握に努めるとともに、地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、必要に応じて、ブロック塀の所有者・管理者に対し、助言・指導を行う。

(5) 家具類等の転倒・落下・出火防止対策

市は、地震や火災による建物内での家具類・什器の転倒・落下・火災発生を防止するため、市民及び事業者に対し、家庭内又は事業所内の安全対策を促進する。

① 転倒・落下・出火防止対策に関する知識の普及・啓発

市は、市民及び事業者に対し、家庭内又は事業所内での家具類等の転倒・落下・出火防止対策の重要性について、広報資料の作成・配布、市広報紙やホームページの活用など、あらゆる機会を通じ、普及・啓発に努める。

(6) 高層建築物等の防災対策

市は、高層建築物等の建築にあたって、高層建築物等の安全性を確保するための防災計画の作成を指導する。

(7) エレベーターの地震対策

市は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備の促進を図るため、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策についての啓発に努める。

2 公共建築物の安全対策

(1) 公共建築物の耐震診断・耐震改修の推進

市は、災害時の防災拠点となる公共施設や避難場所・避難所となる公共施設、不特定多数の人々が利用する公共施設などの市所有の建築物については、「越谷市公共施設等総合管理計画」に基づき、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前に建てられた建築物を優先し耐震診断・耐震改修を行うなど、公共建築物の安全対策を総合的かつ計画的に実施する。

(2) 公共建築物の落下・転倒防止対策の推進

市は、公共建築物の周辺及び内部の安全性を確保するため、窓ガラス、外壁等の落下防止や、建物内の設備機器類の落下・転倒防止対策を講じる。

3 防火地域・準防火地域の指定

市は、多くの人が集まる駅周辺や住宅が密集した地域について、建築物の不燃化を促進するため、都市計画法に基づき、防火地域・準防火地域の指定を推進する。

第2 河川施設の安全対策

1 市管理河川の安全対策

市は、災害による河川の堤防及び河道の破損、排水機場、調節池等の被害を未然に防止するため、市管理河川の河川改修等を計画的かつ継続的に実施するとともに、災害時における河川の被害状況等の情報収集体制をあらかじめ整備する。

2 国・県管理河川の安全対策

市は、国・県管理河川については、各河川管理者との連携のもと、市域に係る河川施設の安全対策を促進する。また、災害時における国・県管理河川の被害状況等の情報提供についてもあらかじめ協力体制を整備する。

第3 道路・交通施設の安全対策

1 道路施設の安全対策

各道路管理者は、地震災害時における緊急輸送道路及び避難路としての機能が確保されるよう、土砂崩落・落石等の危険箇所に対する法面保護工の施工、路面下空洞調査の実施による対策、老朽化した橋梁に対する架替、補強及び既設橋梁の耐震対策等安全対策を講じる。

2 鉄道施設の安全対策

市は、東日本旅客鉄道大宮支社及び東武鉄道に対し、既存の鉄道施設の点検・診断及び耐震補強が必要なものについては耐震補強工事又は取替工事を行うなど、万全の予防措置を講じるよう要請する。

第4 ライフライン施設の安全対策

1 上水道施設の安全対策

市は、越谷・松伏水道企業団に対し、浄・配水場施設の耐震強化を要請するとともに、地震発生時における施設機能の確保に向けて、施設・設備の整備・改修に努める。

越谷・松伏水道企業団は、水道事業マスタープランに基づき、老朽化した配水管を耐震性を有する管へと布設替えることなどによって管路の耐震化を推進する。また、震災時に災害対応の中核となる災害拠点病院、指定避難所、市役所等の重要施設への供給ルートとなる配水管については、優先的に耐震化を推進する。

2 下水道施設の安全対策

市は、地震による被害を最小限に食い止め、発生時においても下水の排除ができるよう、計画的に下水道施設の整備・改修を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。

3 電力施設の安全対策

市は、電気事業者に対し、電力施設の耐震化を要請するとともに、地震発生時における代替電力の確保対策を整備する。

電気事業者は、被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備する。

4 ガス施設の安全対策

市は、ガス事業者に対し、ガス供給施設、導管等の耐震化及び緊急遮断装置の設置等を要請するとともに、地震発生時における重要施設への代替エネルギーの確保対策を整備する。

ガス事業者は、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、災害防止に努める。

5 電気通信設備の安全対策

市は、通信事業者に対し、電気通信設備の耐震化及び緊急・災害時のバックアップ体制の整備を要請する。

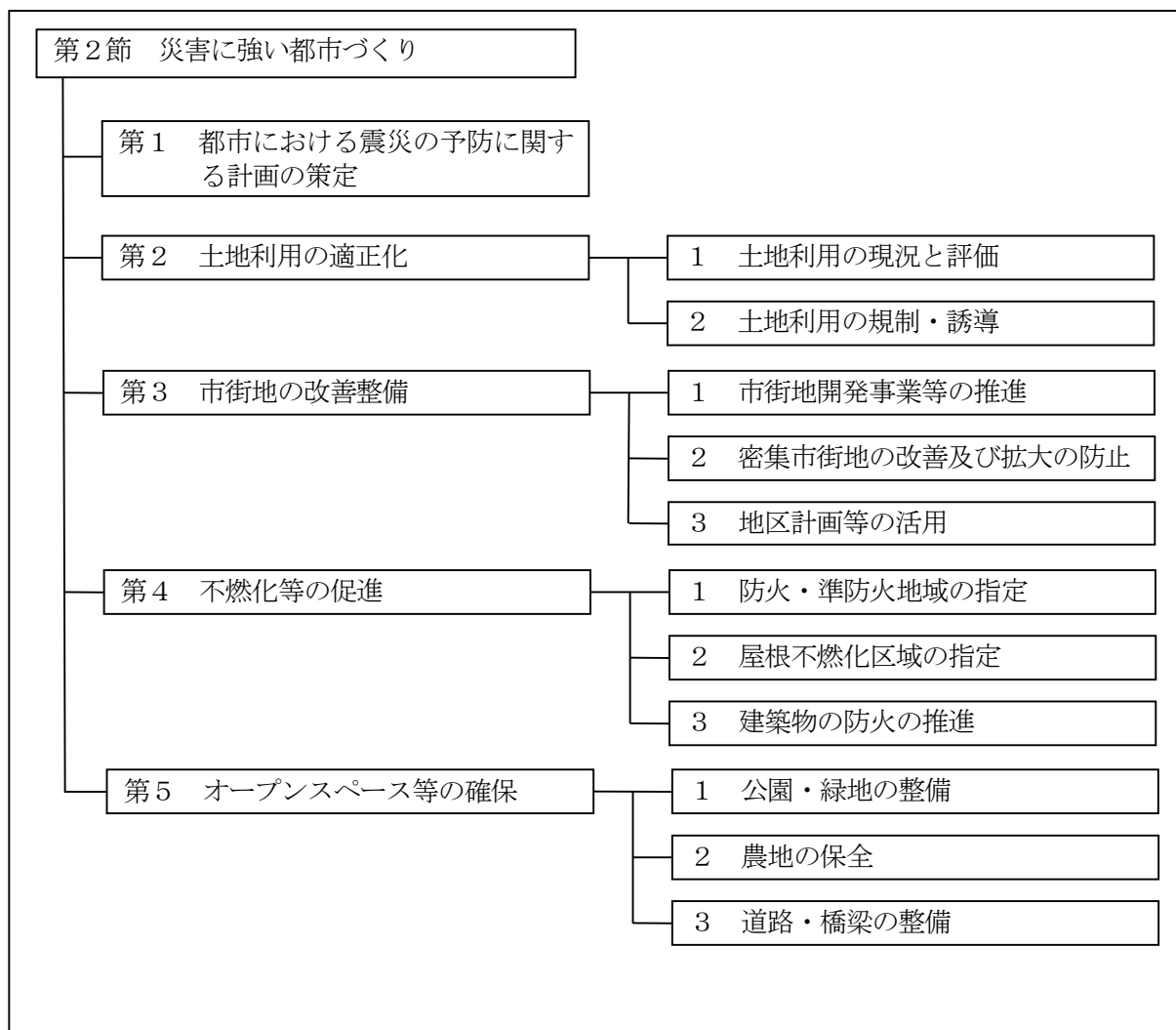
通信事業者は、地震発生時においても通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化、通信伝送路の整備・拡充、災害時における体制整備を図る。

第2節 災害に強い都市づくり

■趣旨■

地震による被害を最小限にするため、土地利用の適正化や市街地整備、不燃化促進、オープンスペースの確保等の災害に強い都市づくりを推進する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 都市における震災の予防に関する計画の策定

市は、地震による被害を最小限にするため、「越谷市建築物耐震改修促進計画」を策定し、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指しており、この計画に基づき、各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強い都市づくりを推進する。

また、各部局の連携の下、災害の危険性等地域の実情に応じて、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

その他、災害に強い都市づくりに向け、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

第2 土地利用の適正化

1 土地利用の現況と評価

(1) 土地自然情報の整備

市は、地形、地質、地盤、地下水、河川の状況や植生等、土地利用の変遷、災害履歴に関連する情報を収集・整理し、適正かつ安全な土地利用の推進に資する。

(2) 災害強度評価の実施・地震ハザードマップの作成

市は、上記の情報を用いて、対象とする土地の地震に対する強度を様々な観点から評価し、その結果に基づき、地震ハザードマップを作成する。

(3) 住宅の耐震化・土地利用の適正化

市は、上記で整備する土地自然に関する情報や評価結果を広く一般市民に対して公開することにより、市民の意識を啓発し、住宅の耐震化や市民と行政が協力した土地利用の適正化を図る。

(4) 地籍調査の推進

被災地の復旧の際には、敷地境界の確定が必要であり、平常時から地籍調査を推進していく必要がある（地籍調査は筆界点の位置を、近代的な測量手法により国家基準点に基づいた座標値で表すため、境界線が不明になった状況でも現地に土地の境界を正確に復元することとなる）ため、地籍調査を推進する。

2 土地利用の規制・誘導

市は、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画及び都市計画法をはじめとす

る各種関係法令等、さらに市の土地利用に関する計画を含む都市計画マスタープラン等に沿って、適正かつ安全な土地利用への規制・誘導を図る。

第3 市街地の改善整備

1 市街地開発事業等の推進

活力ある街並みを確保し、ゆとりある安全で快適な市街地を形成するため、市は、市街地開発事業等による計画的な基盤整備と適正な土地利用の誘導を図り、現在施行中の西大袋地区の早期完成を図る。

2 密集市街地の改善及び拡大の防止

市は、道路や公園などの公共施設が未整備な地区について、避難路の確保や公園などを整備するとともに、まちの整備に関する条例を活用した道路の整備に基づき、防災機能の強化及び良好な居住環境の向上を図る。また、狭隘道路が多い旧市街地については、居住環境の改善を目的に、地区の特性にあった整備手法を検討し、推進する。

3 地区計画等の活用

良好な市街地環境を形成・保全するため、市は、地区住民による積極的な参加により、きめ細かなまちづくりの手法である地区計画の策定や景観協定、建築協定・景観協定の締結を促進する。なお、地区計画は沼田地区をはじめ、千間台地区、花田地区等の19地区で策定している。

第4 不燃化等の促進

1 防火・準防火地域の指定

市は、公共施設の不燃化を進めるとともに、防火地域、準防火地域の指定による建築物の不燃化を促進する。

2 屋根不燃化区域の指定

防火・準防火地域以外の市街地において木造等の建築物の延焼を防止するため、市は、建築基準法に基づき、屋根を不燃材で造り又は葺かなければならない地域を指定している。

3 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度の活用や違反処理体制の強化に努める。

第5 オープンスペース等の確保

1 公園・緑地の整備

公園・緑地は、災害時には避難場所や延焼防止等のオープンスペースとして機能し、また、救援活動や物資集積等の防災活動拠点として重要な役割を果たすことから、市は、防災機能を考慮した総合的かつ計画的に公園・緑地の整備と適正配置を図る。

2 農地の保全

農地は、火災の延焼防止や緊急時における食料供給等重要な役割を担っていることから、市は、農用地の計画的な保全を図る。

3 道路・橋梁の整備

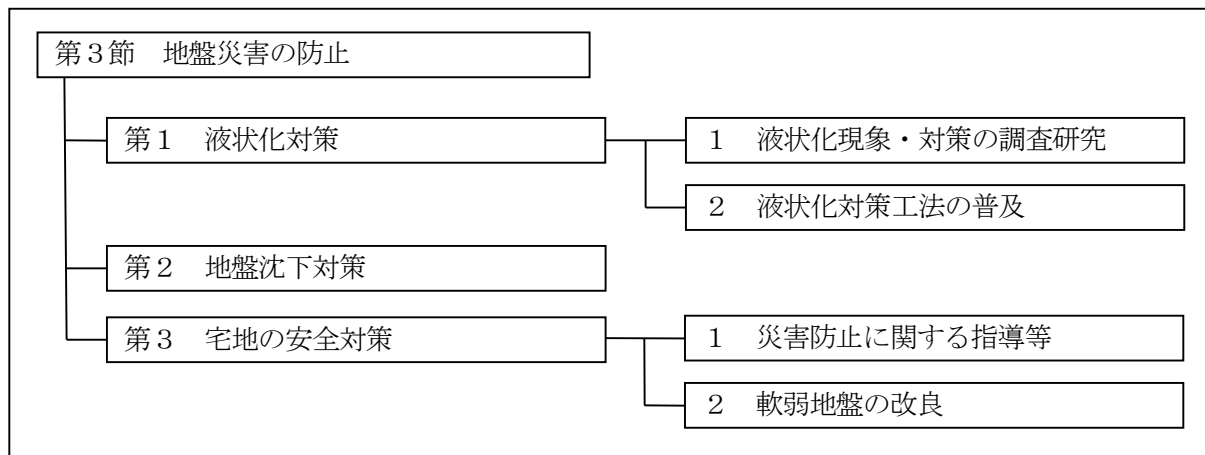
道路・橋梁は、火災の延焼を防止するオープンスペースともなり、また、災害時に応急対策活動を実施するうえで重要な役割を果たすことから、市は、災害に強い道路・橋梁の整備を図るとともに、災害時における効果的な緊急輸送活動の実施等に資する道路網の整備を促進する。

第3節 地盤災害の防止

■趣旨■

本市は、地形、地質及び地盤の状況から、液状化危険及び地盤沈下による被害が大きくなるものと考えられることから、特にその被害の予防又は軽減に努める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 液状化対策

1 液状化現象・対策の調査研究

市は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象の調査研究やその予防対策に関する成果を踏まえ、液状化危険地域における危険度予測を予防対策に反映させる調査研究を実施する。

2 液状化対策工法の普及

市は、以下の工法をはじめとする各種の液状化対策工法の普及を図り、施設整備に反映させる。

(1) 土木施設構造物

土木施設構造物、建築物、地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策(地盤改良工法)と液状化の発生を前提とした構造的な対策がある。

(2) 耐震診断の実施

地震時に液状化現象が発生する可能性が高い地域に対しては、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策に努める。

第2 地盤沈下対策

県は、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を停止させることを目標とし、地下水採取の規制及び地盤沈下に関する調査を行っている。また、越谷・松伏水道企業団の自己水源としての地下水は、地盤沈下防止などの対策から取水を調整しており、埼玉県営水道からの受水（県水）を水資源の柱としている。

そのため、市は、県の調査を活用し、市域内の地盤沈下の状況を把握し、地盤沈下変動地域における湛水を予測し、予防対策に反映させ減災を図る。

第3 宅地の安全対策

1 災害防止に関する指導等

市は、造成地に発生する災害を防止するため、都市計画法において規定されている宅地造成開発許可、当該工事の施工に対する指導、監督を通じて、宅地造成地の安全対策の徹底を図る。

また、造成後については、巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

2 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

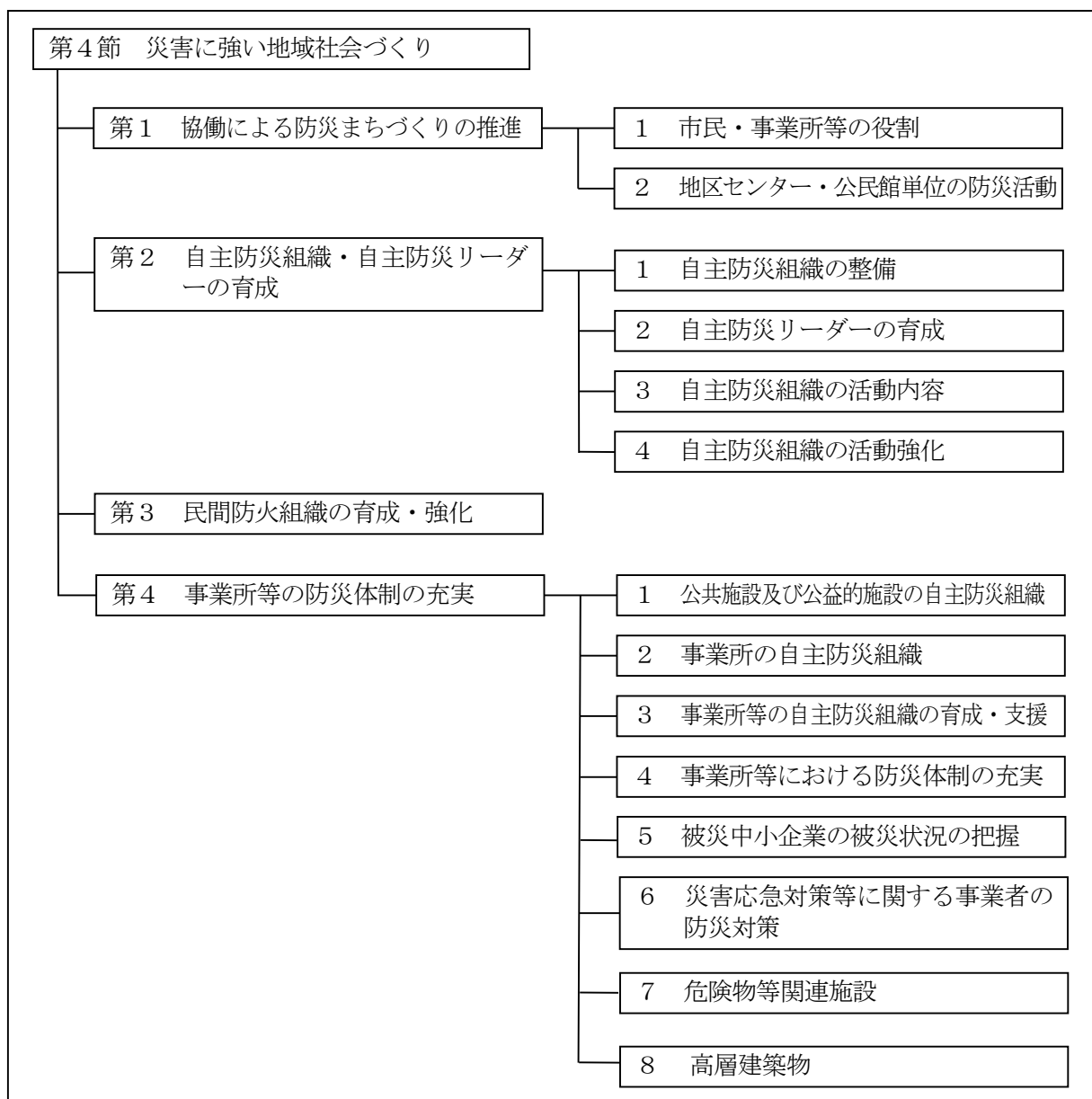
また、湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、市民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進する。

第4節 災害に強い地域社会づくり

■趣旨■

防災の基本は、自らの身の安全は自らが守るであることから、市は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を推進し、市民、事業所、行政等多様な主体の協働による防災活動推進体制を構築するとともに、地域に密着した自主防災組織や自治会、事業所等における防災組織等の整備を促進する。

■施策の体系■



■ 施策の内容 ■

第1 協働による防災まちづくりの推進

1 市民・事業所等の役割

災害が発生した場合に、本計画に基づき応急復旧対策を実施するが、広範囲な被災状況に対し、より迅速に対応するために市民や事業所の積極的な協力を必要とする。また、市民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことも必要である。

このため、各地域において、地域住民は災害に備え、災害発生時には関係機関等と協力し、消火活動、避難誘導をはじめとする防災活動を実施する。さらに市は、自主防災組織等の育成、強化を図り、関係機関等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

(市民の役割)

平常時の役割	1 防災に関する学習 2 災害教訓の伝承 3 火災の予防 4 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置 5 防災用品、非常持出品の準備 6 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） 7 生活必需品の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油 8 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策 9 ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全点検・改修 10 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板Web171など） 11 市や県、自治会や自主防災組織等の実施する防災訓練への参加 12 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加 13 近隣の要配慮者への配慮及び要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 14 住宅の耐震化 15 地震保険への加入、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え 16 帰宅困難時の対応知識の修得 17 家庭や地域での防災総点検の実施 18 地区防災計画の提案（「地区防災計画ガイドライン」を活用した提案など） 19 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 20 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 （例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布） 21 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 22 防災用資器材の購入・管理等 資器材の例 初期消火資器材（軽可搬ポンプ、消火器）、救助用資器材（ジャッキ、バール、のこぎり）、救護用資器材（救急医療セット、リヤカー） 23 地域の把握（例 危険箇所の把握、要配慮者）
災害時の役割	1 初期消火 2 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。 3 自主防災活動への参加、協力 4 避難所でのゆずりあい 5 市、県、防災関係機関が行う防災活動への協力 6 風評に乗らず、風評を広めない。 7 情報の収集・伝達の実施 8 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 9 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意） 10 避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

また、事業所は、自主的に防災活動の充実に努め、災害発生時には、特にその立地する地域において、地域住民の自主防災組織及び関係機関等と協力を図り、防災活動を実施する。

(事業所の役割)

平常時の役割	1 業務継続計画の策定 2 防災体制の整備 3 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄 4 防災訓練の実施 5 事業所の耐震化の推進 6 予想被害からの復旧計画策定 7 各計画の点検・見直し 8 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策の実施 9 地区防災計画の提案（「地区防災計画ガイドライン」を活用した提案など） 10 事業継続マネジメント（BCM）の推進
災害時の役割	1 従業員や顧客の安全確保 2 二次災害の防止 3 重要事業の継続 4 地域貢献・地域との共生

2 地区センター・公民館単位の防災活動

市では、市内のコミュニティ区（地区センター・公民館区）を単位とした市民の防災活動を推進している。市は、地区センター・公民館単位での日常的な生涯学習や福祉活動、環境保全活動、ボランティア活動を展開しながら、地域住民の連携と協働体制づくりを進める。また、各地区には都市構造上の特徴があることから、市は、地区の特性にあわせた防災活動を支援する。

第2 自主防災組織・自主防災リーダーの育成

1 自主防災組織の整備

自主防災組織の整備にあたっては、既存の自治会を活用するが、自治会のない地域においては、隣接する自治会と連携しつつ、当該地域単独もしくは隣接する自治会と連合した自主防災組織の整備を促進する。また、時間帯、曜日等に関わらず地域で活動できる組織を編成するよう留意する。

自主防災組織の構成については、概ね以下に示すとおりとするが、班編成及び班人数等は地域の実情に応じて地域住民が自主的に決めることとする。

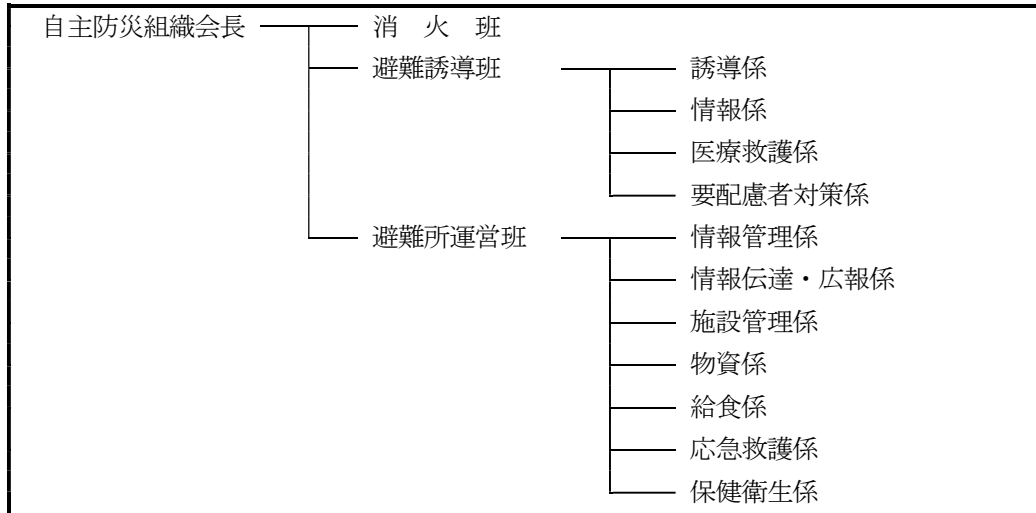
市は、自主防災組織の整備促進を図るため、関係機関と連携を図り、講演会や研修会の開催、パンフレットやリーフレットの作成・配布などにより、自主防災組織の活動の重要性等を啓発し、自主防災組織の結成率の向上を図る。また、自主防災リーダーを育成するための研修会等の実施、組織に多様な世代が参加できるような環境の整備等を図り、自主防災組織の活性化に努める。併せて、男女共同参画の視点を踏まえ、組織に女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画を促進するとともに、女性の視点を取り入れた訓練等を指導できる人材の育成にも努めるものとする。

なお、令和3年4月1日現在で、380自治会のうち302の自治会で自主防災組織が結成されており、

自主防災組織が組織されている地域の自治会への未加入世帯も含めた全世帯数を市の全世帯数で割った場合、組織率は92.0%となっている。

【資料編関連】「資料3 越谷市自主防災組織育成費補助金交付要綱」

(自主防災組織の構成例)



2 自主防災リーダーの育成

地域の自主防災活動を推進していく自主防災リーダーの育成とリーダーとしての活動を支援するため、市は、関係機関と連携を図り、リーダー育成のための講習会の開催やハンドブックの作成・配布等の支援を行う。また、その際、1組織に複数のリーダーを配置することを目指すとともに、女性のリーダーの育成に努める。

3 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、平常時においては、地域住民の防災意識の高揚を図るための活動及び消火訓練や避難訓練などの防災知識・技術の向上に係る活動、防災資器材の整備・点検、備蓄物資の確保等を行うとともに、市、関係機関、事業所等との連携強化を図る。

災害時においては、あらかじめ自主防災組織内で役割分担が明確になっている場合は、それに沿った行動を迅速かつ適切に実施する。

(自主防災組織の活動例)

	平常時における活動内容	災害時における活動内容	
組織全体	○まちの安全点検活動		
自主防災組織会長	○初期消火訓練、避難訓練、避難所運営に係る訓練 ○各班のとりまとめ	○市職員、施設管理責任者、および自主防災組織会長（地域住民代表者）から成る代表者会議の設置、運営 ○各活動系の意見調整・情報集約 ○市災害対策本部との連絡・調整 ○秩序維持 等	
消火班	○初期消火訓練 ○家庭における火気の取扱い、初期消火等に係る指導及び情報提供 ○消火用資器材の備蓄・管理 等	○初期消火活動 ○避難時における各家庭の消火確認の徹底	
避難誘導班	○避難訓練 ・避難誘導 ・各種情報の収集及び伝達 ・要配慮者避難 ・応急手当て ・救出救援 等 ○応急手当て用医薬品、救出用資器材等の備蓄・管理 ○地域住民に対する避難に係る指導及び情報提供 等	避難係	○一般市民に対する避難場所・避難所までの誘導等
		情報係	○関係機関との情報伝達、情報収集 ○台帳等に基づく地区住民の避難確認等
		医療救護係	○応急手当て、医療機関との連絡及び搬送補助 ○救出救援等
		要配慮者対策係	○在宅で自力避難が困難な者に対する避難支援 ○施設入所者等で自力避難が困難な者に対する避難支援等
避難所運営班	○運営に係る訓練 ・各種情報の収集及び伝達 ・応急手当て ・介護・介助 ・炊き出し 等 ○応急手当て用医薬品、食料、生活必需品等の備蓄・管理 ○地域住民に対する避難所生活に係る指導及び情報提供 等	情報管理係	○避難者名簿の管理 ○問い合わせや避難者の呼出し ○ボランティアの受入れ、管理 等
		情報伝達・広報係	○生活情報等の収集、発信 ○収集した情報の管理 ○取材への対応 等
避難所運営班	○地域住民に対する避難所生活に係る指導及び情報提供 等	施設管理係	○危険箇所への対応 ○避難所の管理 ○防火・防犯対策 等
		物資係	○物資の調達、配布 ○物資の受入れ、管理 等
		給食係	○炊き出しの対応 等
		応急救護係	○医療・救護活動 ○医療情報の収集 ○要配慮者への対応 等
		保健衛生係	○トイレ対応 ○防疫に関する対応 ○避難所の清掃、ゴミ対応 ○家庭動物対策 等

※上記のいずれも市及び関係機関の協力のもと実施する。

4 自主防災組織の活動強化

自主防災組織の活動を活性化するため、市は、関係機関と連携を図り、講演会や研修会を開催するとともに、パンフレットやリーフレットの作成・配布、消防職員による防災訓練への助言・指導、専門家やアドバイザーの派遣によるまちづくり講座の開催などを実施し、自主防災組織の防災知識・技術の向上を図る。

また、防災訓練に災害図上訓練（DIG^{*1}）や避難所開設・運営訓練（HUG^{*2}）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

さらに、市民の自主防災組織が活動するうえで必要な防災資器材・備蓄物資の整備及び諸活動に係る支援を行う。

地域の防災リーダーとなる消防防災関係OBや防災士との連携を図る。

※1 DIG (Disaster Imagination Game)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

※2 HUG (Hinanzyo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

第3 民間防火組織の育成・強化

地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を図る。

第4 事業所等の防災体制の充実

1 公共施設及び公益的施設の自主防災組織

市は、学校、市立病院その他市有施設及び民間の医療機関、福祉施設、ホテル及び旅館、駅ビル、大規模小売店、レクリエーション施設など、不特定多数の人々が入り出する施設に対して、防火・防災管理者を中心とした自主防災組織の結成、消防計画の策定、避難訓練の実施など、防火・防災管理体制の整備を図るよう指導する。

また、公共施設における防災資器材や備蓄物資の整備を進めるとともに、医療機関や福祉施設等における防災資器材や備蓄物資の整備を促進する。

2 事業所の自主防災組織

市は、事業所に対して、防火管理者及び防災管理者を中心とした自主防災組織の結成、消防計画の策定、避難訓練の実施など、防火管理体制の整備を図るよう指導する。

事業所の自主防災組織は、平常時においては、自主的に防災訓練等を行うとともに、関係機関

及び地域住民の自主防災組織等との連携強化を図る。また、災害時には、地域住民の自主防災組織及び関係機関等と協力を図り、消火活動、避難誘導をはじめとする防災活動を実施する。

3 事業所等の自主防災組織の育成・支援

市は、関係機関と連携を図り、事業所等の自主防災組織に対して講演会・研修会の開催や防災活動の技術的指導・助言、防災知識の習熟のための資料の作成・配布などを実施し、事業所の自主防災組織の防災知識・技術の向上を図る。

4 事業所等における防災体制の充実

事業所等は、災害時に事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、市が実施する事業所等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、事業所等は、各事業所等が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市及び越谷商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

5 被災中小企業の被災状況の把握

市は、被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けた経済復興を支援するため、あらかじめ越谷商工会議所等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

6 災害応急対策等に関する事業者の防災対策

市と災害時の応援協定を締結している事業者は、災害時に協力すべき応急対策等を行うことができるよう、災害時に事業活動の継続に努めることを責務とする。

7 危険物等関連施設

市は、危険物等関連施設の管理者に対し、予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガス施設は、可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており、地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。

このため、高圧ガス関係保安団体と連携し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等を行う。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

8 高層建築物

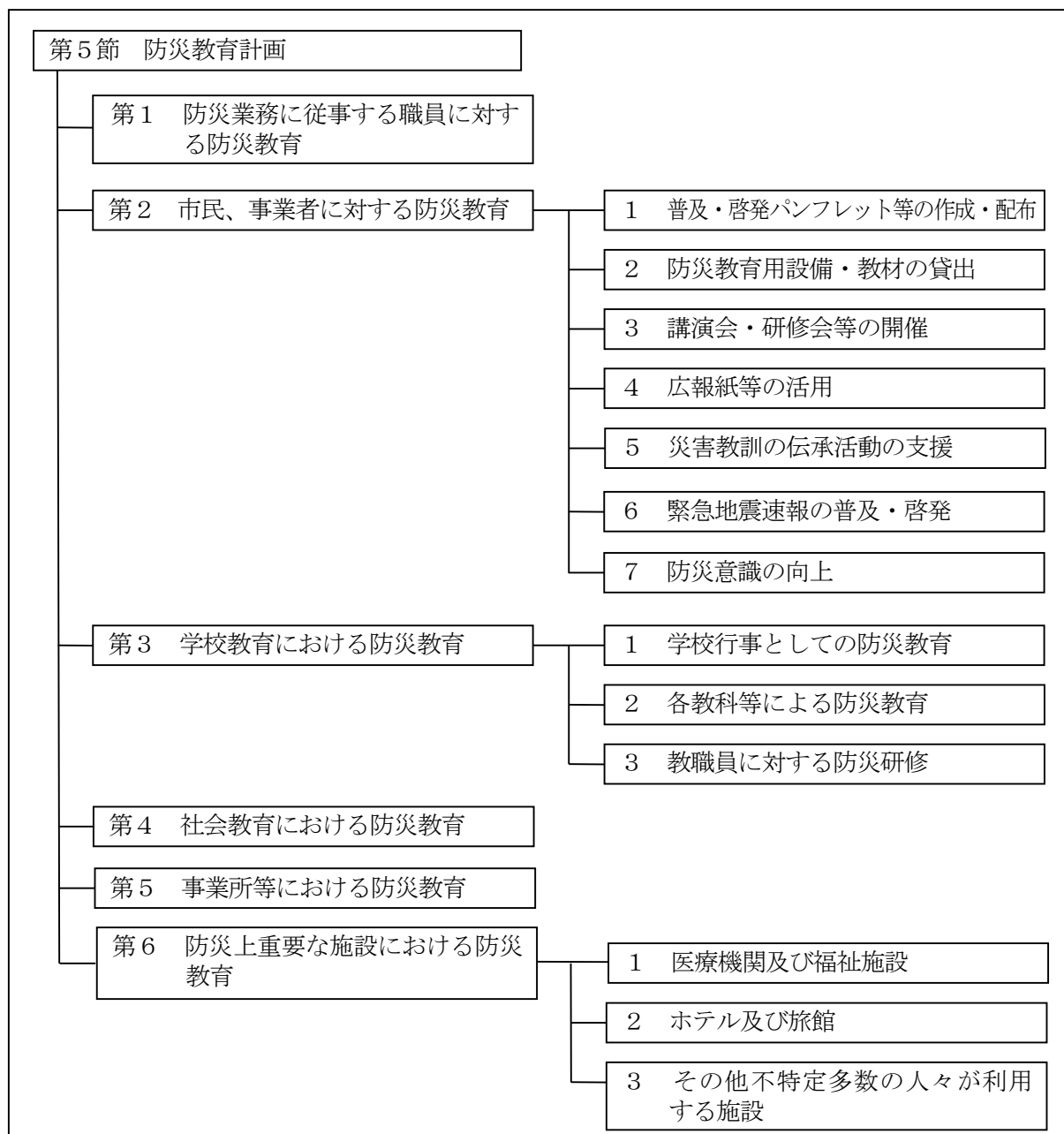
市は、高層建築物（消防法第8条の2、高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

第5節 防災教育計画

■趣旨■

防災業務に従事する職員の防災知識及び技術の向上を図るため、市をはじめとする防災関係機関の職員に対して防災教育を実施するとともに、市民に対して学校教育や社会教育を通じて防災知識及び技術の習熟を図る。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 防災業務に従事する職員に対する防災教育

市は、国や県等が実施する合同研修等に積極的に参加し、初動対応等の災害対応能力の向上に努める。

また、市及び関係機関は、災害発生時における的確かつ迅速な判断力と行動力が求められることから、防災業務に従事する職員等に対し、専門家の知見も活用しつつ、各種災害に関する防災知識及び技術、市計画や防災体制等の手引書の作成・配布、防災の専門家等による研修会・講習会の開催等の防災教育を実施する。なお、手引書の作成にあたっては、以下の内容に留意する。

- 初動参集・動員基準
- 参集途上の情報収集
- 救助、応急手当て
- 初期消火
- 避難誘導
- 避難所の開設・運営
- 災害情報のとりまとめ
- 広報活動
- その他必要な事項

第2 市民、事業者に対する防災教育

1 普及・啓発パンフレット等の作成・配布

市は、広く市民や事業所等に対し、防災知識の普及・啓発を図るため、関係機関・団体と連携し、市民や事業所の従業員等に向けた防災に関するパンフレットを作成し、配布する。また、防災教育教材の開発・研究及び普及に努める。

2 防災教育用設備・教材の貸出

市は、防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等の防災教育教材を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

3 講演会・研修会等の開催

市は、市民、事業所、自主防災組織、コミュニティ推進協議会、自治会、地域団体に対し、防災に関する講演会・研修会を開催する。

また、市は、(財)日本防火協会、(社)埼玉県危険物安全協会が実施する防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習等の講習会については、関係機関・団体に対し、講習会の場を活用し、防災教育の実施・充実に要請する。

4 広報紙等の活用

市は、広報紙やホームページ、市の防災情報などを電子メールで配信するサービス（以下「越谷Cityメール」と言う。）、ツイッター等のSNS、テレビ広報番組、広報車、防災行政無線等を活用し、防災に関する情報を広報する。

5 災害教訓の伝承活動の支援

市は、市民の防災意識の向上に向けて、災害教訓の伝承活動の支援の実施に努める。

6 緊急地震速報の普及・啓発

市では、市民に緊急地震速報を全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いて提供するようにしている。本市が属する埼玉県南部地域で震度5弱以上の揺れが予想される場合に、防災行政無線により「報知音」の後に「緊急地震速報。大地震です。大地震です」と3回繰り返し放送することになっている。

市は、市民が緊急地震速報を受けたときの適切な行動を含め、市における緊急地震速報の情報伝達についての普及・啓発を図る。

7 防災意識の向上

(1) 防災対策への取組

市は、市民が、いざという時に避難行動への負担感や過去の経験・先入観から危険な状況と認識できないこと（正常性バイアス）等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく避難行動をとることができるよう、過去の被災経験等を基準にした災害の危険性や、災害時のシミュレーション結果等を示しながら、以下の事項について普及啓発を図る。

- ・避難場所への避難経路等の確認をすること。
- ・避難先の候補として、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等があること。
- ・通常の避難と広域避難の相違点やそれぞれの考え方について。

さらに、発災後に生活再建に資する行動がとれるよう、周知する。

- ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動について。

市民は、市及びその他の行政機関が実施する防災対策事業に積極的に参加するとともに、過去の震災から得られた教訓の伝承などを、自らの問題として捉えて、防災対策に取り組むよう努める。取組を進めるにあたっては、自主防災組織等の地域の関係者と連携し、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクを踏まえた防災教育や避難訓練の機会を設けるように努める。

(2) 家庭内の3つの取組及び携帯トイレ備蓄の普及

市民は、特に以下の事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

- ・家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- ・災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- ・家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。
- ・災害時には、トイレが使えなくなるおそれがあるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

(3) 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

市は、防災部局と福祉部局との連携により、高齢者に対し、避難行動に関する理解の促進を図る。その際には、地域包括支援センターやケアマネジャー等の協力を得られるように努める。

第3 学校教育における防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。中学生に対しては、自助・共助の態度の育成についても配慮する。

1 学校行事としての防災教育

市及び教育委員会は防災の専門家、災害体験者の講演会等の実施に努める。また学校は関係機関・団体やPTAと連携を図り、全校的な避難訓練を実施する。

2 各教科等による防災教育

学校は、小学校及び中学校における各教科を通して、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等について、効果的な教材等を活用し、教育を行う。

また、児童・生徒が防災を自分たちの問題として認識し、適切な判断・行動ができるよう、地域の防災点検や防災マップの作成、地震疑似体験等の体験学習を実施するよう努める。

3 教職員に対する防災研修

市及び教育委員会は、地震災害時において教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導の要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び地震災害時に特に留意する事項等に関する研修を充実し、地震災害に対する教職員の対応力の向上を図る。

第4 社会教育における防災教育

市は、地区センター・公民館等における生涯学習の一環として、防災教育の講座・教室を開催するとともに、各種社会教育関係団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

第5 事業所等における防災教育

市は、関係機関・団体と連携し、各種団体や事業所による従業員に対する防災研修や防災教育の実施・充実を積極的に推進する。

第6 防災上重要な施設における防災教育

1 医療機関及び福祉施設

地震災害時における医療機関や福祉施設の入所者及び通所者の適切かつ迅速な避難誘導等を図るため、市は、関係機関と連携を図り、施設管理者及び職員に対する資料の作成・配布や、研修会・講習会の開催等を実施する。

医療機関及び福祉施設の施設管理者は、日頃から、地震災害時における活動要領や要介護者への対応等を確認し、職員に対して十分に周知徹底するなど、防災教育や訓練を実施する。その際、地域住民や関係機関・団体等と協働で避難誘導訓練を実施するなど、日頃からの連携強化に向けた活動に取り組む。

2 ホテル及び旅館

地震災害時における宿泊客等の安全確保を図るため、市は、関係機関と連携を図り、事業者に対し、従業員に対する消防設備の整備や初期消火、避難誘導等に重点を置いた防災教育を実施するよう指導する。また、事業者に対し、宿泊客等に対する災害時の対処についての掲示板やパンフレット等で周知するよう指導する。

ホテル及び旅館の施設管理者は、日頃から、地震災害時における活動要領や宿泊客等の避難誘導等を確認し、従業員に対して十分に周知徹底するなど、防災教育及び訓練を実施する。

3 その他不特定多数の人々が利用する施設

市は、関係機関と連携を図り、駅ビル、大規模集客施設、レクリエーション施設などの不特定多数の人々が利用する施設の事業者に対し、地震災害時において来訪者の避難誘導等を迅速かつ確実に実施するための従業員に対する防災教育を行うよう指導する。

大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、地震災害時に、避難誘導、情報伝達その他各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

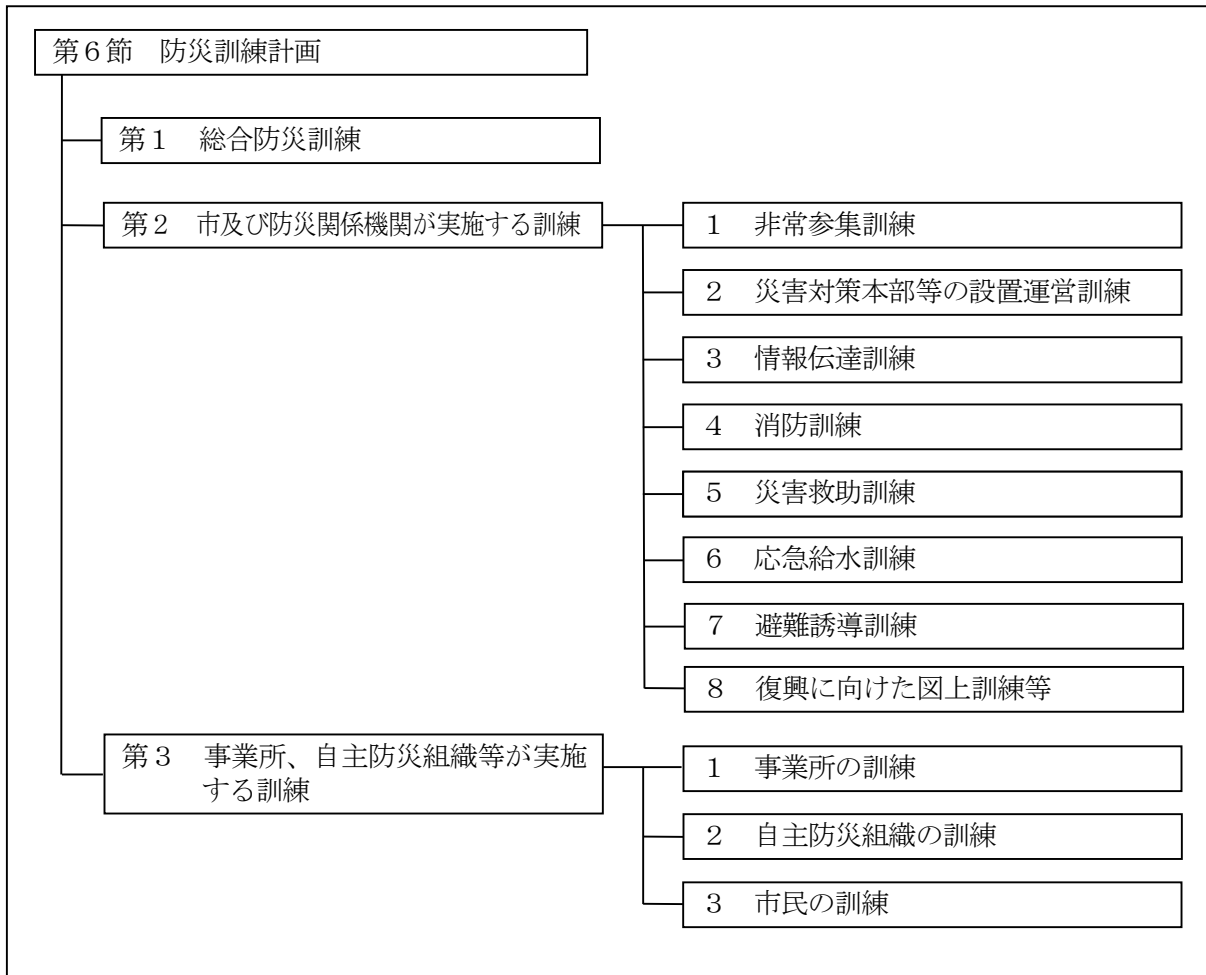
第6節 防災訓練計画

■趣旨■

地震災害時に迅速かつ適切な行動をとるためには、平常時における訓練が重要であり、また、実的な想定に基づく防災訓練は、防災関係機関相互の連携体制及び防災関係機関と市民との協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発等の効果も高いことから、防災訓練を継続的に実施する。

なお、防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 総合防災訓練

市は、災害対策基本法に基づき、総合防災訓練を実施し、地震災害時の応急対策活動に関する知識・技術の習熟と、市、防災関係機関、市民等との連携協力体制の確立・強化を図る。総合防災訓練を常に検証することで、地域防災計画等の既往の防災計画の改善、課題の把握及び職員の災害対応能力の向上に努める。

総合防災訓練は、防災の日、防災週間、火災予防運動週間等にあわせて年1回以上、防災関係機関、関係団体、市民、事業所等の協力を得て、以下のような内容で実施する。

(訓練内容例)

① 市が主とするもの

- 非常参集訓練
- 災害対策本部等の設置運営訓練
- 災害情報の収集伝達訓練
- 広報訓練
- 避難誘導訓練
- 避難所・医療救護所運営訓練
- 道路応急復旧訓練
- 自主防災組織等の活動支援訓練
- 災害現地調査訓練
- 応援派遣訓練
- 業務継続計画対応訓練 等

② 防災関係機関を主とするもの

- 救出救助訓練
- 救急救護訓練
- 災害医療訓練
- 応急給水訓練
- 学校・福祉施設・大規模小売店・駅等における混乱防止訓練
- 帰宅困難者対策訓練
- ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練
- 救援物資輸送訓練
- 消防訓練 等

③ 事業所、自主防災組織、市民を主とするもの

- 初期消火訓練
- 避難訓練
- 応急救護訓練
- 避難誘導訓練（要配慮者の避難誘導も含む）
- 炊き出し訓練
- 巡回点検訓練
- シェイクアウト訓練
- 高齢者・障がい者等の安全確保訓練 等

上記の訓練実施にあたっては、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資器材の操作方法等の習熟を図る。また、訓練種別等に応じて、大規模広域災害時における円滑な広域避難を想定した関係機関連携も考慮することとする。その他、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

なお、市は訓練の実施に際し、必要に応じて「第3編第1章第4節2タイムラインに応じた目標行動」に示した「大規模地震発生時の災害応急対策タイムライン」を用いる。

第2 市及び防災関係機関が実施する訓練

1 非常参集訓練

市及び防災関係機関は、地震災害時における迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施する。

2 災害対策本部等の設置運営訓練

市及び防災関係機関は、災害対策本部の迅速かつ的確な設置・運営のため、災害対策本部等の設置運営訓練を実施する。

3 情報伝達訓練

有線通信が不通となった場合、もしくは有線通信系を利用することが著しく困難な場合において、迅速かつ確実な通信連絡を確保するため、市及び防災関係機関は、以下に関する通信連絡訓練及び非常通信訓練を実施する。

- ・災害に関する予警報の伝達
- ・被害状況報告
- ・災害応急措置に関する報告

4 消防訓練

(1) 火災防御訓練

市は、消防局、消防団、その他関係機関、市民の協力を得て、以下の火災防御訓練を実施する。

- ・通報訓練
- ・消火訓練
- ・救助、避難誘導訓練

(2) 消防操法技術訓練

消防局は、消防団及び消防関係職員を対象とした消防操法技術訓練を実施する。

5 災害救助訓練

市及び防災関係機関は、水防訓練、火災防御訓練等の消防訓練などと併せて災害救助訓練を実施する。

6 応急給水訓練

市及び越谷・松伏水道企業団は、災害時に飲料水を円滑かつ迅速に給水するため、耐震性飲料用貯水槽等による応急給水訓練を実施する。

7 避難誘導訓練

災害時における避難指示及び立退き等を、円滑、迅速確実に実施するため、市が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織、自治会、市民等の協力を得て、避難誘導訓練を実施する。

8 復興に向けた図上訓練等

「埼玉県震災都市復興の手引き」を参考とした復興まちづくりイメージトレーニング、建築制限区域の要件等の整理、図上訓練等を実施する。

第3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

1 事業所の訓練

学校、医療機関、福祉施設、工場、事業所、駅ビル、大規模集客施設、レクリエーション施設、その他不特定多数の人々が入り出りする施設、消防法で定められた防火対象物等の管理者は、市及び防災関係機関の指導・協力のもと、消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、管理者は、市及び防災関係機関、自主防災組織等が実施する防災訓練に、積極的に参加するよう努める。

2 自主防災組織の訓練

自主防災組織は、市及び防災関係機関の指導・協力のもと、初期消火訓練、避難訓練、避難誘導訓練（要配慮者の避難誘導も含む）、応急救護訓練、その他地域の防災力向上のために必要な訓練を実施する。

また、避難訓練及び避難誘導訓練の実施にあたっては、自主防災組織、事業所、医療機関、福祉施設等が協働で実施するなど、組織的な訓練の実施に努める。

さらに、市民及び事業所の自主防災組織からの指導・協力の要請を受けた市及び防災関係機関は、関係する諸機関と連絡調整を図り、積極的に自主防災組織の活動を支援する。

3 市民の訓練

市及び防災関係機関は、広く市民に防災訓練への参加を呼びかけ、市民の防災意識の啓発に努める。

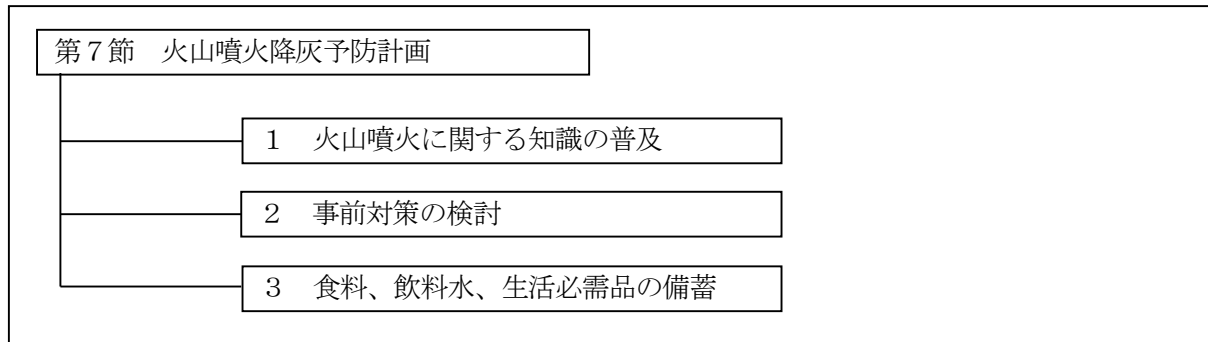
市民は、各種の防災訓練及び防災教育活動に参加するとともに、家庭の防災会議でイメージの訓練を行う。

第7節 火山噴火降灰予防計画

■趣旨■

本市は富士山の噴火により2cm未満の降灰堆積の可能性があることから、富士山の噴火が市民生活等に与える影響を最小限にとどめるために、火山噴火に関する知識の普及をはじめ、市民の健康や生活、農作物の生育への影響を抑えるための事前対策の検討、家庭での備蓄の推進に努める。

■施策の体系■



■施策の内容■

1 火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに市民が理解できるよう、市及び県は、火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発、火山情報の種類と発令基準の周知及び降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知を図る。火山情報の種類と発表基準は以下のとおりである。

○噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

○噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警戒に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の地域防災計画に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

【噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル】

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)	住民等の行動
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法等を判断）。
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル4 (避難準備)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)	通常的生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。
	火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)	
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1 (活火山であることに留意)	通常的生活。

【噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合】

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそ れより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あ るいは発生すると予想される。	居住地域 厳重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この 範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火 が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離 れたところ までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるい は発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火 口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ）。	活火山である ことに留意

○噴火速報

気象庁が、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、登山者や周辺の住民が身を守る行動をとるために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
 - ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

○火山の状況に関する解説情報

気象庁は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

○噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

○降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

① 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

② 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山^{※1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山^{※2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

○火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

○火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

市民は気象庁が発表する火山の噴火警報を理解するとともに、自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておく。また、「第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第14 物資の供給体制の整備」に示す備蓄品のほか、マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常時の持ち出し用品の準備に努める。

2 事前対策の検討

市は、降灰によって生じる被害を想定し、市民の安全と健康の管理、降灰による空調機器等への影響、視界不良時の交通安全確保、農産物等への被害軽減対策、上下水道施設への影響の軽減

対策、降灰処理等の事前対策について検討する。

3 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、市及び県は、家庭内における食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品の備蓄を促進する。

その他の内容については、

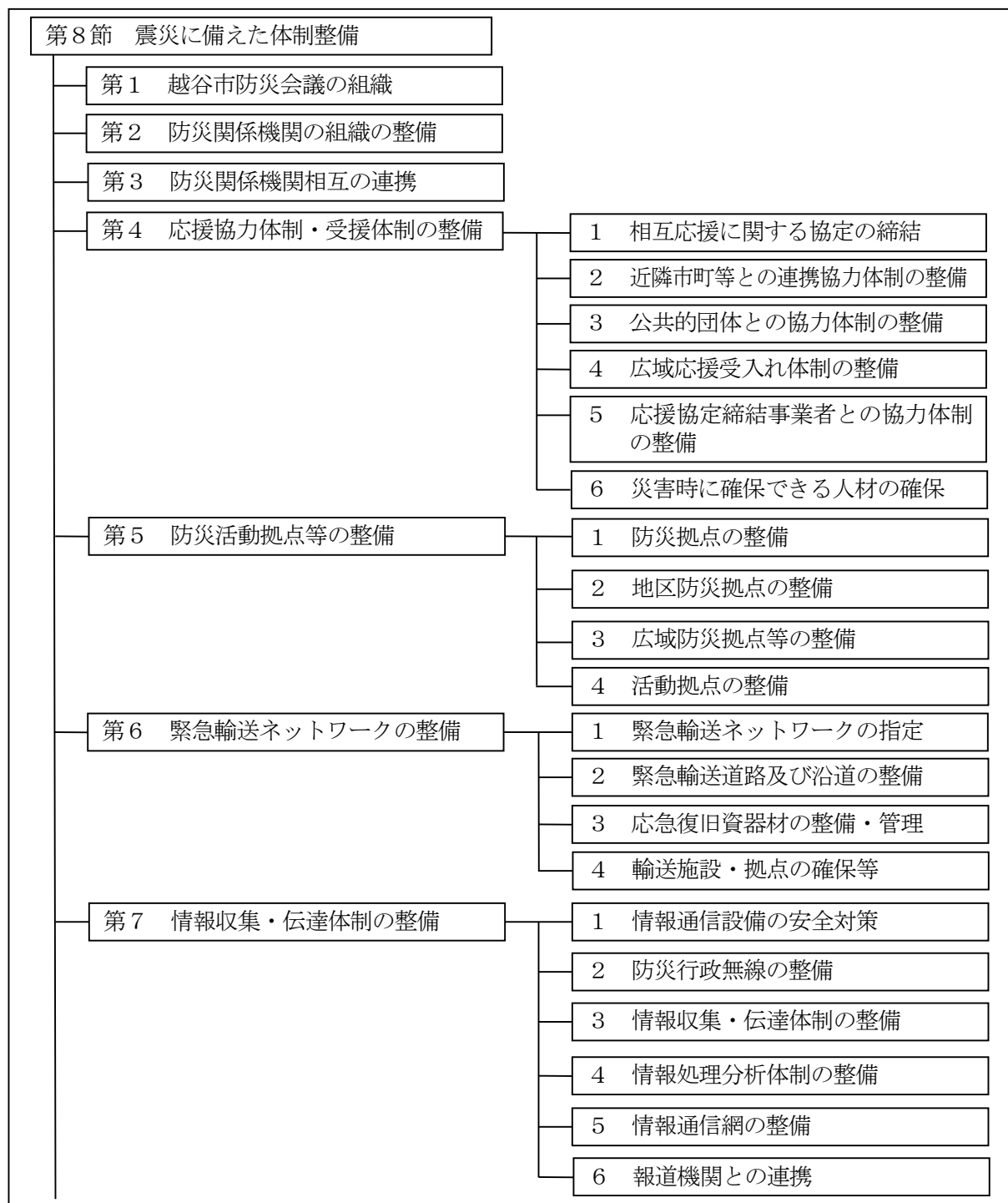
第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第14 物資の供給体制の整備 を準用する。

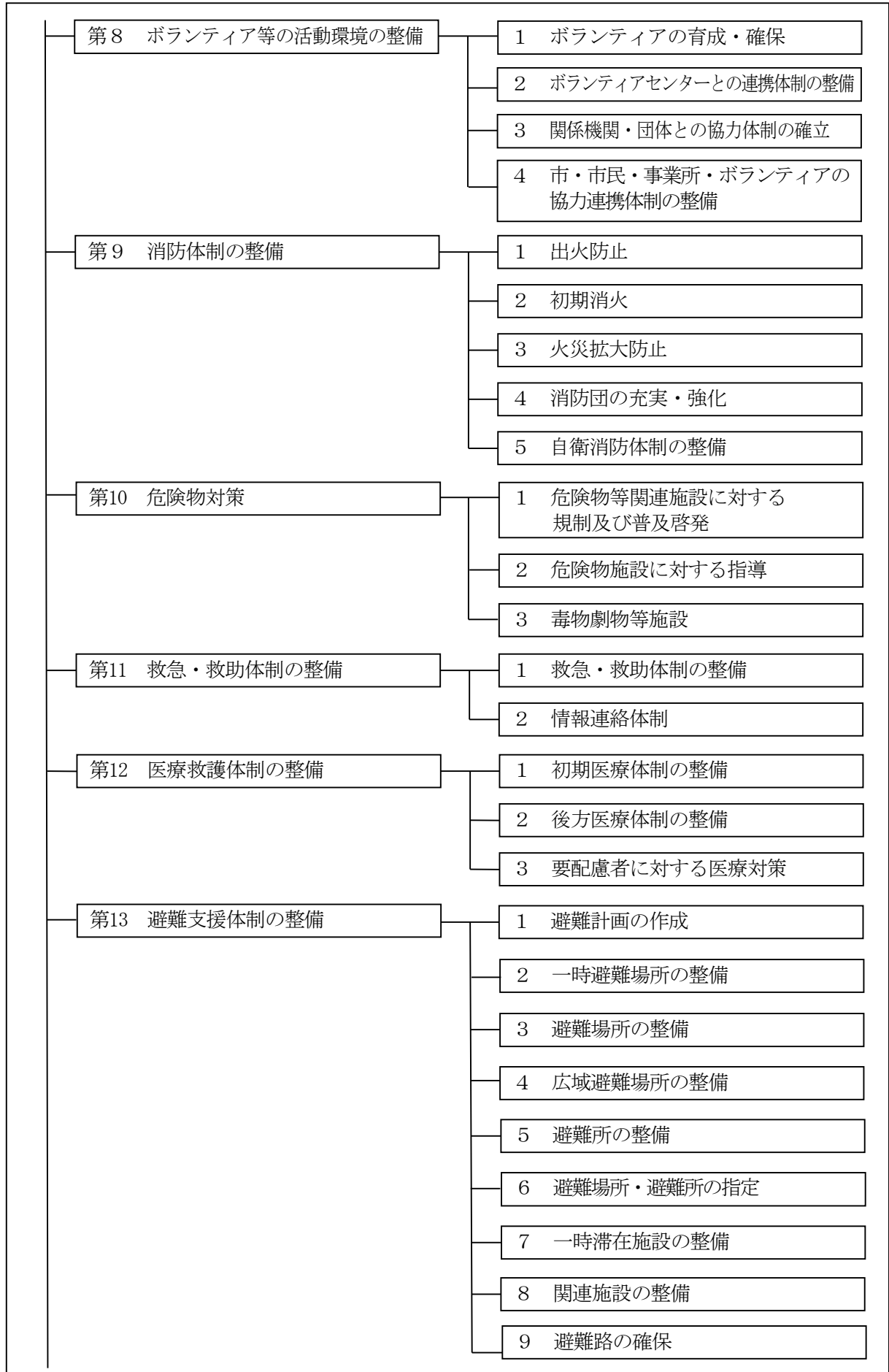
第8節 震災に備えた体制整備

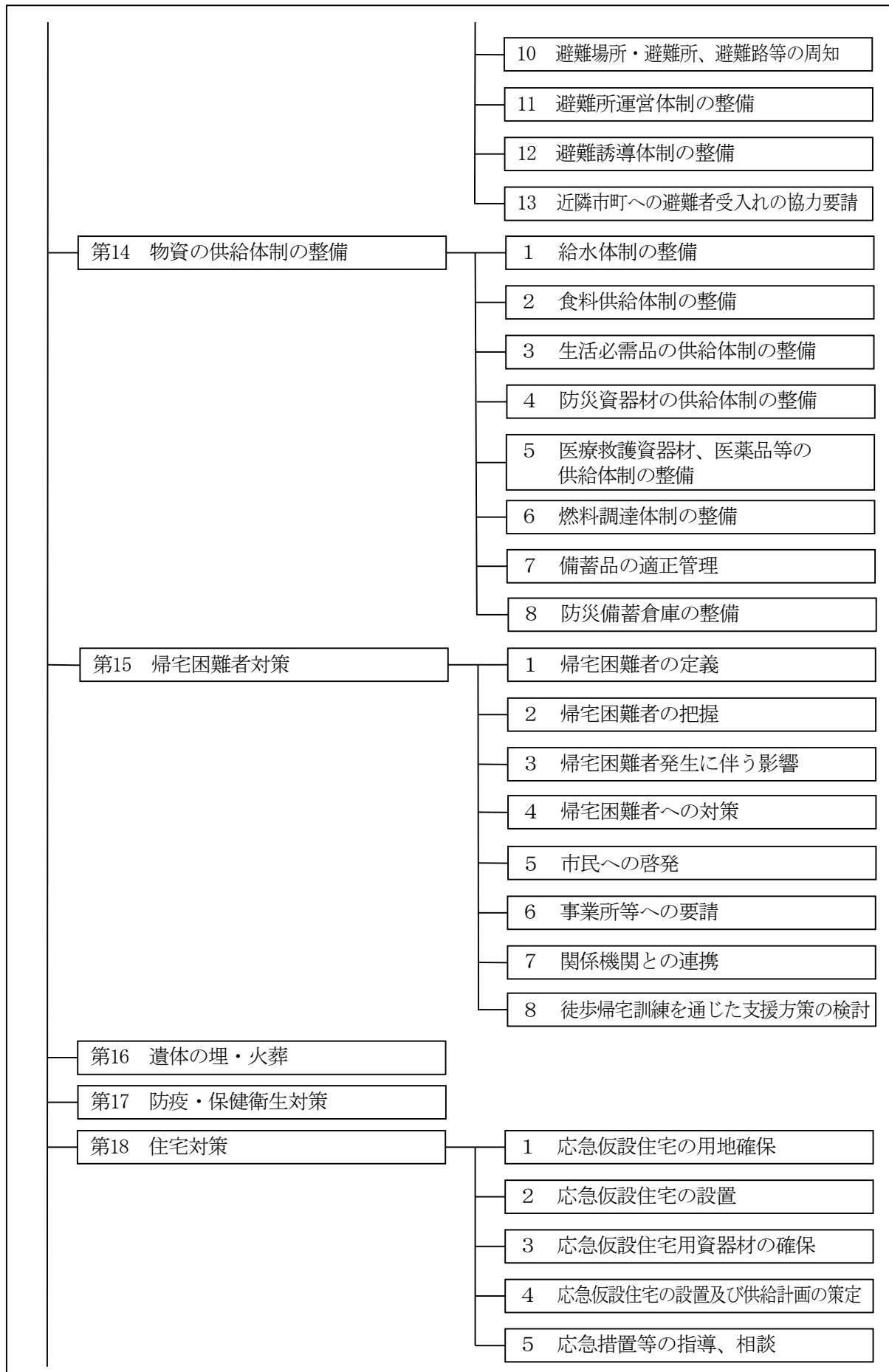
■趣旨■

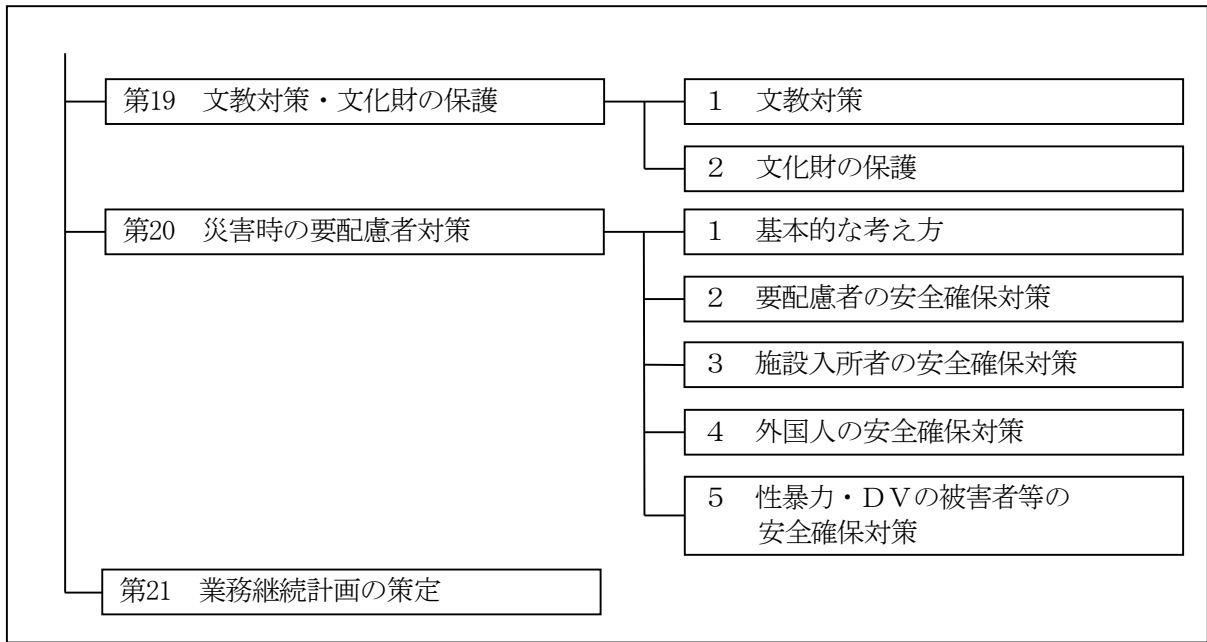
地震発生時の被害を最小限にとどめるため、市、県、防災関係機関、市民及び事業所等が地震に対応できる体制を確立する。

■施策の体系■









■施策の内容■

第1 越谷市防災会議の組織

越谷市防災会議は、平常時に地域の防災に関する重要事項を審議する場である。越谷市防災会議の組織及び運営については、災害対策基本法、越谷市防災会議条例、越谷市防災会議運営規程の定めるところによる。

市は、男女共同参画の視点から、越谷市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

(越谷市防災会議委員の構成)

令和3年4月1日現在

No	委員の別	区分	所属機関団体名	職名
1	会長	越谷市	越谷市	市長
2	1号委員	指定地方行政機関	春日部労働基準監督署	署長
3	2号委員	県の機関	埼玉県越谷県土整備事務所	所長
4			埼玉県東部地域振興センター	所長
5	3号委員	警察の機関	越谷警察署	署長
6	4号委員	市の機関	越谷市	副市長
7			越谷市	市立病院長
8			越谷市	総合政策部長
9			越谷市	市長公室長
10			越谷市	行財政部長
11			越谷市	総務部長
12			越谷市	市民協働部長
13			越谷市	福祉部長
14			越谷市	地域共生部長
15			越谷市	子ども家庭部長

No	委員の別	区分	所属機関団体名	職名
16	4号委員	市の機関	越谷市	保健医療部長
17			越谷市	環境経済部長
18			越谷市	建設部長
19			越谷市	都市整備部長
20			越谷市	会計管理者
21	5号委員	教育機関	越谷市教育委員会	教育長
22	6号委員	消防機関	越谷市消防局	消防長
23			越谷市消防署	署長
24			越谷市消防団	団長
25	7号委員	給水機関	越谷・松伏水道企業団	企業長
26	8号委員	指定公共機関又は 指定地方公共機関	日本郵便株式会社新越谷郵便局	局長
27			日本貨物鉄道株式会社関東支社	越谷貨物ターミナル駅長
28			東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	南越谷駅長
29			東日本電信電話株式会社埼玉事業部	埼玉南支店長
30			東武鉄道株式会社	新越谷駅長
31			東京電力パワーグリッド株式会社 川口支社	川口支社長
32			埼玉県トラック協会越谷支部	支部長
33			東彩ガス株式会社	執行役員管理本部供給保安部長
34			葛西用水路土地改良区	理事長
35			一般社団法人越谷市医師会	会長
36			朝日自動車株式会社	専務取締役
37	9号委員	自主防災組織又は 学識経験	公立大学法人埼玉県立大学	准教授
38			文教大学	教育学部教授
39			公益社団法人埼玉県看護協会	常務理事
40			越谷市婦人防火クラブ連絡協議会	会長

【資料編関連】「資料1 越谷市防災会議条例」

「資料2 越谷市防災会議運営規程」

第2 防災関係機関の組織の整備

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする連絡会議等の組織の整備に協力する。

第3 防災関係機関相互の連携

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営が成し得るようにする。

また、市は、県への応援要請及び避難情報を発令する際に国又は県に必要な助言を求めること

ができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

第4 応援協力体制・受援体制の整備

1 相互応援に関する協定の締結

本市は、中核市各市と「中核市災害時相互応援に関する協定」を締結している。また、群馬県高崎市及び福島県二本松市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結し、平常時からの連携協力体制の構築を図っている。

今後も、災害について適切な応急措置を講じるため、災害対策基本法第67条の規定等による応援要請に関し、市と県内外の市町村との間で、あらかじめ相互に応援協定を締結する。

2 近隣市町等との連携協力体制の整備

被害状況等によっては近隣市町の避難場所に避難する方が適当な場合もあることから、市はあらかじめ近隣市町に対して緊急時における避難場所の利用に関する協力要請を行う。市内から近隣市町の避難場所に至る経路については、近隣市町と連携を図りながら整備する。

また、避難所については、市内での収容が困難になった場合等も想定されることから、市はあらかじめ近隣市町に対して避難所の使用等に関する協力要請を行う。

さらに、市内から避難者を移送する場合に本市のみでは移送手段の確保が困難なことも予想されることから、市はあらかじめ近隣市町等に対して移送協力を要請する。

3 公共的団体との協力体制の整備

災害時における応急対策等に対して、市社会福祉協議会、自主防災組織、コミュニティ推進協議会、自治会、婦人会、青年会議所等の公共的団体の積極的な協力が得られるよう、市はあらかじめ公共的団体との協力体制を整備する。

また、市は、それぞれの所掌業務に関する公共的団体とあらかじめ協議し、災害時における協力業務及び協力の方法を明確にすることにより、災害時における公共的団体の積極的な協力が得られるようにする。

なお、公共的団体の協力業務としては次の事項が考えられる。

- ①異常現象、危険な場所等を発見したときに関係機関に連絡すること。
- ②災害時における広報等に協力すること。
- ③出火の防止及び初期消火に協力すること。
- ④避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- ⑤救出救助業務に協力すること。
- ⑥炊き出し及び物資の調達・配分に協力すること。
- ⑦被害状況の調査に協力すること。

4 広域応援受入れ体制の整備

市は大規模な地震災害が発生した場合において、国や他の地方公共団体の応援要員、各種専門家等を円滑に受け入れることができるよう、「越谷市受援計画」を元に、広域応援の受入れ対応に必要な体制を整備する。体制の整備にあたっては以下の事項を実施する。

- (1) 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- (2) 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペース等の適切な空間の確保に配慮する。
- (4) 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。また、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- (5) 訓練等を通じて、国の被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。
国や県で広域支援等に係る計画が施行された場合は、これに応じて市は広域支援受入れ体制の整備に努める。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。
- (6) 応急対策職員派遣制度に従い、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。

5 応援協定締結事業者との協力体制の整備

市は、災害時において被災者に支給する食料、医療、生活必需品、災害応急対策に必要な資器材の確保、施設及び人材の提供に関する応援協力を行う組織と、平常時から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

6 災害時に確保できる人材の確保

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、職員の中で災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとともに、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

第5 防災活動拠点等の整備

1 防災拠点の整備

市は、市役所を、予防活動及び応急復旧対策の防災中枢拠点として位置付け、機能の整備・強化を進める。

また、北後谷にある県民健康福祉村が、県の防災基地（県東部地域）として位置づけられており、ヘリポートなどが整備されている。市は、県と連携し、防災拠点としての機能維持に努める。

さらに、河川防災ステーションは、防災器具や防災資材の備蓄機能を有した防災拠点としての充実を図るほか、避難場所、避難所、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的な整備を図る。

2 地区防災拠点の整備

市は、各地区センター・公民館を、地域での災害予防活動及び災害現場での応急対策を行う地区防災拠点と位置づけ、機能の整備・強化を推進する。

3 広域防災拠点等の整備

大規模災害による被害の最小化を図るため、予防対策、応急対策における広域防災拠点及び後方支援基地、中継基地の整備等を行うことが考えられる。これら広域防災拠点等の整備及び連携体制について、市は、県及び県内市町村と協議のうえ、検討することに努める。

4 活動拠点の整備

大規模災害による被害を軽減するため、消防署・分署を活動拠点と位置付け整備、強化を勧める。

第6 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送ネットワークの指定

市は、市内における効率的な緊急輸送を行うため、地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、近隣市町、関係機関と協議のうえ、市内の防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路を指定する。

2 緊急輸送道路及び沿道の整備

(1) 施設管理者の役割

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画に基づき、緊急輸送道路の整備に努める。その際、管理者は発災後の応急復旧作業について民間等から協力が得られるよう、あらかじめ民間等との協力体制の整備・充実に努める。

(2) 市の役割

市は、災害発生時において、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図るとともに、災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。

また、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、必要に応じて、防火地域・準防火地域の指定を行い、火災の発生・延焼を最小限に食い止めるとともに、地震による倒壊建築物やがれき等の障害物の発生を最小限にするよう努める。

さらに、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生のおそれのある箇所について調査検討を行い、あらかじめその対策の実施に努める。

【資料編関連】「資料4 第一次特定緊急輸送道路・第一次緊急輸送道路」
「資料5 第二次緊急輸送道路」

3 応急復旧資器材の整備・管理

市は、平常時より、応急復旧資器材の整備を行うとともに、その適正管理に努める。

4 輸送施設・拠点の確保等

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）について把握・点検する。また、市は、国及び県と協力して、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する防災活動拠点等を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

第7 情報収集・伝達体制の整備

1 情報通信設備の安全対策

(1) 非常用電源の確保

市及び防災関係機関は、大規模災害による長期間の停電や屋外の活動に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

さらに、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

(2) 地震動に対する備え

市及び防災関係機関は、災害情報システムのコンピュータを設置する際は、各種機器の転倒防止措置等を講じる。

(3) システムのバックアップ

市及び防災関係機関は、確実な通信連絡体制を確保するため、防災行政無線の通信回線の多重化及びネットワーク化による連携を検討する。また、バックアップシステムを地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。特に、市は市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップ体制を整備する。

2 防災行政無線の整備

(1) 防災行政無線の整備

市では、防災行政無線（固定系及び移動系）を、令和3年度末時点で次表のとおり整備している。今後も防災行政無線の維持・管理に努めることとし、防災行政無線による情報伝達の確保を図る。

固定系	基地局（市役所） 遠隔制御装置（消防局）	子局（市内139局）
移動系	統制局制御装置（PHF） 遠隔制御器（河川課・庁議室）	陸上移動局 (184局)
		車載無線機 40局
		携帯無線機 60局
		可搬移動局
		ライフライン関係機関 9局
		学校給食センター 3局
		地区センター 13局
		小中学校 45局
		高齢者福祉施設 10局
その他 4局		

(2) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

市は、災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

【資料編関連】「資料6 防災無線局移動系一覧」

3 情報収集・伝達体制の整備

(1) 情報収集体制の整備

市は、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、情報収集体制を整備する。

① 情報収集体制の整備

被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

② 情報総括責任者の選任

市は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告にあたらせるものとする。

③ 機動的な情報収集活動

市は、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

(2) 情報伝達体制の整備

市は、被害状況の実態を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、カメラやビデオカメラ等の情報収集手段の確保に努める。

このほか市は、避難所、出先機関（出張所等）、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、防災行政無線（戸別受信機を含む）、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ（CATVシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む）、ラジオ（コミュニティFM放送、FM文字多重放送を含む）、ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷Cityメール、緊急速報メール、デジタルサイネージ、ツイッター等のSNS、Lアラート（災害情報共有システム）、道路情報表示板等を有効に活用する。また、東日本電信電話（株）埼玉事業部と連携し、特設公衆電話の定期試験実施に努める。

さらに、災害情報通信に使用する手段として、指定有線電話や県からの衛星携帯電話の貸出しによる通信確保の準備も推進する。

4 情報処理分析体制の整備

(1) 収集すべき災害情報の整理

市及び防災関係機関は、地震災害時において必要な情報を迅速かつ的確に収集できるよう、あらかじめ収集すべき情報や収集体制等について整理するとともに、職員に対し十分周知しておく。

災害時に とりかわされる情報	観測情報	地震計等からの情報
	被害情報	物的被害、人的被害、機能被害に関する情報
	措置情報	県、市、防災関係機関の行う対策に関する情報
	生活情報	ライフライン等生活に関する情報
事前に準備すべき 情報	地域情報	地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報
	支援情報	地域防災、対策手順、基準等の情報

(2) 災害情報データベース等の整備

①市及び防災関係機関は、日頃から災害に関する情報を収集・蓄積するとともに、災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

また、必要に応じ、災害対策を支援するシステムの充実を図る。

災害情報データベースは、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難場所・避難所、防災施設等のデータを保有する。

②市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努める。

災害対応業務のデジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

（3）災害情報シミュレーションシステムの整備

市及び防災関係機関は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムの整備に努める。

（4）人材の育成

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の意見を活用できるよう努める。

5 情報通信網の整備

人工衛星を用いて、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の緊急情報を送信し、防災行政無線を自動起動して情報を伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備しており、その適切な運用と通信の確保に努める。なお、県では、県内市町村に震度計を整備し、県防災行政無線装置等により震度情報を集約する震度情報ネットワークシステムが整備されている。

6 報道機関との連携

災害時に各被害状況等をいち早く市民へ伝える広報媒体としては、テレビ、ラジオ等の報道機関が最も効果的であることから、市は、あらかじめ報道機関と協定を締結するなど、報道機関との連携に努める。

第8 ボランティア等の活動環境の整備

1 ボランティアの育成・確保

市は、県、県災害ボランティア支援センター、市社会福祉協議会ボランティアセンター等と連携を図り、市民に対し、市社会福祉協議会が行う災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録を積極的に呼びかける。

また、講演会の開催やパンフレットの作成配布などを行い、市民のボランティアの活動に対する意識の醸成と参加促進を図る。

2 ボランティアセンターとの連携体制の整備

市が被災した場合、または市外の被災地支援を行う場合、避難者の受け入れや救援物資受け入れ等

の対応を迅速に行うために、ボランティアとの連携が重要である。

災害時におけるボランティアの受入れ及び活動調整等を円滑に実施するため、市は、平常時から市社会福祉協議会ボランティアセンター、県、県災害ボランティア支援センターとの連携体制を整備する。

また、災害時において、市社会福祉協議会ボランティアセンターが災害ボランティアの受入れ及び調整・指示や、市や県等との連絡等が円滑に実施できるよう、平常時から市社会福祉協議会ボランティアセンターの体制整備を図る。

3 関係機関・団体との協力体制の確立

市は、関係する公共的団体に対し、災害時の応急対策等に積極的協力が得られるよう、あらかじめそれぞれの所掌事務に関する公共的団体と災害時における協力の方法等を協議し、災害時において積極的な協力が得られるよう体制を整備する。なお、公共的団体とは以下のものをいう。

赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会、青年団及び婦人会等

4 市・市民・事業所・ボランティアの協力連携体制の整備

災害時において、市・市民・事業所・NPO・ボランティアが連携しながら迅速かつ円滑に活動できるようにするためには、平常時からの有機的な連携体制の構築が重要である。特に、災害時においては、災害ボランティアに加え、医療、福祉、建築、法律、清掃など、様々な分野のボランティアが活動することが想定される。

市は、平常時における防災訓練や防災情報の交換などの活動支援やリーダーの育成に加えて、福祉施策や環境施策などの密接に関わりをもつ分野においても、あらゆる機会を通じて、市、市民、事業所、ボランティア、専門家等の協力連携体制の整備を図る。

また、市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築に努める。

加えてボランティア関係機関等との間の非常用通信ネットワークの構築など、平常時からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

第9 消防体制の整備

1 出火防止

(1) 防火・防災管理者制度の徹底

市は、防火・防災対象物について防火・防災管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等を徹底するよう指導する。また、防火管理者を育成するための講習会の開催等により事業所等の防火管理体制の向上を図る。

(2) 予防査察の強化

消防機関は、防火対象物及び危険物施設等の予防査察を行い、これらの施設の実態把握を行うとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、火災予防上の不備欠陥事項については是正指導を徹底する。

(3) 一般火気器具からの出火防止

ガスこんろや石油ストーブなどの一般火気器具については、地震による建物倒壊や器具の転倒等により出火する危険性が高いことから、市及び消防機関は、広く市民に対し、石油ストーブ及びその他石油燃料器具やガス燃焼器具について、対震自動消火装置、過熱防止装置、対震自動ガス遮断装置等の安全装置付きの火気器具の普及と管理徹底を図る。

また、住宅用火災警報器等の設置を普及啓発するとともに、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと、地震後はブレーカーを落としてから避難すること等の普及啓発を図る。

(4) 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、事業所等で保有する化学薬品については、地震による落下あるいは棚の転倒により容器が破損し、混合混触による出火の危険性があるため、混合混触による出火の危険性のある化学薬品については、分離して保管するなどの適切な安全対策を、引火性の化学薬品については、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止対策を、それぞれ講じるよう徹底を図る。

2 初期消火

(1) 初期消火器具の設置推進及び取扱要領の習熟化

市及び消防機関は、市民及び事業所に対し、消火器や消火バケツ等の初期消火器具の設置を積極的に推進するとともに、初期消火器具の適正な設置・管理について指導を行う。また、消火器具等の取扱訓練を実施するなど、市民及び事業所に対し習熟を図る。

(2) 事業所の初期消火力の強化

市及び消防機関は、地震時において事業所が自立的に行動できるよう、事業所における自主防災対策の強化及び平常時からの初期消火等について、具体的な対策計画の作成を促進する。

(3) 市民の初期消火力の強化

市及び消防機関は、家庭及び地域における初期消火力の強化を図るため、市民及び自主防災組織、自治会等に対し、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行う。

(4) 市民と事業所の連携

市及び消防機関は、平常時からの防災訓練その他地域の活動の機会を生かし、市民、自主防災組織、自治会、事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実・強化を図る。

3 火災拡大防止

(1) 消防用資器材の整備・充実

市及び消防機関は、最新の車両・資器材の導入を図りながら、特殊車両等の整備や各種消防活動用資器材の整備・拡充を図る。また、消防救急無線機等の維持管理に努める。

(2) 消防水利等の整備

① 耐震性防火用貯水槽等の整備

地震時には、上水道施設の破損等による断水や水供給の低下によって消火栓の使用が困難になることが予想されることから、市及び消防機関は、耐震性防火用貯水槽等の消防水利の整備・充実を図る。

② プール、貯水池、河川等の既存水利の確保・整備

市及び消防機関は、プールや貯水池、河川、池、プラント用水などの既存水利の確保を図るとともに、既存水利から取水ピットへの導水施設の設置を図る。

【資料編関連】「資料7 耐震性防火用貯水槽設置場所一覧及び配置図」

(3) 消防職員の人材育成

消防機関は、大規模災害などに的確に対応できる高度な知識や技術を習得するため、埼玉県消防学校での研修をはじめとする各種研修や教育訓練を充実させるほか、OJT（職場内研修）を確立し、人材育成を図る。

4 消防団の充実・強化

消防団の活動能力の一層の向上を図るため、市及び消防機関は、消防団協力事業所表示制度などを活用し、消防団員の確保に努める。

また、消防用資器材や器具置場等の更新・整備及び団員の知識や技能の向上を図るとともに、消防団と自主防災組織等と連携し、協力体制の充実・強化を図る。

5 自衛消防体制の整備

市及び消防機関は、事業所及び市民の自主防災組織等における自衛消防体制の整備を促進するとともに、消防用資器材や備蓄倉庫の整備を図る。

また、事業所及び市民の自主防災組織間の連携協力体制、事業所及び市民の自主防災組織と消防団等の連携強化を図る。

第10 危険物対策

1 危険物等関連施設に対する規制及び普及啓発

市及び消防機関は、危険物等関連施設の安全性に関する実態把握を行うとともに、各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

危険物施設	過去の震災例に基づき、消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。このため、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。
毒劇物取扱施設	毒劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づき、県は監視指導を行っている。毒劇物はその化学的性質上、万一流出すると、被害を相乗的に拡大するおそれがある。このため、これらの実態把握に努めるとともに、貯蔵設備及び配管の耐震化等に重点をおき、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。
高圧ガス施設	法令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。
火薬類施設	火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが、厳しく規制されている。しかし、万が一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。このため、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

2 危険物施設に対する指導

市及び消防機関は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講じるよう指導する。

① 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を講じる。

② 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生時の危険を確認するため、危険物の貯蔵・取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

③ 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

④ 災害発生時の応急活動

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

⑤ 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等の防災関係機関に通報し状況を報告する。

⑥ 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施

災害発生事業所は、消防、警察等の防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

3 毒物劇物等施設

市は、毒物劇物取扱施設に係る災害発生時の応急対策について、特に保健衛生上の危害を最小限にとどめるため、以下の応急措置を講じるよう指導する。

- ① 保健所、警察、消防等関係機関等への届出
- ② 毒物劇物の流出等の防止措置及び中和等の除害措置
- ③ 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置
- ④ 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立
- ⑤ 緊急連絡等情報網の確立により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制の確立

第11 救急・救助体制の整備

1 救急・救助体制の整備

- (1) 市長及び消防長は、消防署、消防団器具置場及び自治会集会所等における救急・救助資器材の整備を行い、消防団員及び市民等に対する救急・救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急・救助体制の整備を図る。
- (2) 市長及び消防長は、消防法に定める防火・防災管理者に対し、高層建築物等に関する救急・救助活動及び自衛消防組織の整備について徹底した指導を行い、自主的な体制の強化に努める。

2 情報連絡体制

市・消防機関・保健所は、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を整備する。

第12 医療救護体制の整備

1 初期医療体制の整備

- (1) 医療救護活動計画（マニュアル）の策定
市は、効果的な医療救護活動を行うため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、自主防災組織等と協議し、事前に以下の項目に関する計画またはマニュアルを定める。
 - 医療救護所の設置
 - 医療救護班の編成
 - 医療救護班の活動
 - 自主防災組織等による自主救護体制の整備
 - 医薬品等の確保
- (2) 医療救護所の設置
地震発生時には、大量の負傷者の発生や医療機関の被災により地域の医療機能が混乱することが想定されることから、市は、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置等について、あらかじめ医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等と協議を行う。
また、医療救護所の設置・運営に必要な医療救護資器材や医薬品の備蓄を図るとともに、感染症対策についても対策を図る。

(3) 医療救護班の編成

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関等と連携し、初動医療に従事する医療救護班の編成に必要な予防対策を推進する。班構成は、原則として、医師1名、看護職3名、事務員2名とし、構成員は状況に応じた人数を確保する。

また、市は、医療救護班の出動順や出動基準について、あらかじめ医師会と協議を行い、地震災害時において円滑な医療救護が開始できるよう努める。

(4) 救急医療機関の災害対応力の強化

令和3年4月1日現在、越谷市保健所管内の救急告示医療機関として5機関（1760床）が指定されている。

救急医療機関等は、あらかじめライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

(5) 自主防災組織等による自主救護体制の整備及び応急救護能力の強化

市は、災害時の初期医療が円滑に実施されるよう、自主防災組織等による応急救護活動を支援するための計画を定める。また、市は、自主防災組織等による自主的な応急救護活動が円滑に実施されるよう、自主防災組織等に対し、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練や防災教育を実施し、自主防災組織等の応急救護能力の強化を図る。

自主防災組織等は、軽微な負傷者に対し、避難場所・避難所や医療救護所等において応急救護活動を行えるよう、自主救護体制の整備に努めるとともに、訓練等を通じて応急救護能力の向上に努める。

2 後方医療体制の整備

(1) 後方医療体制の確立

市は、埼玉県と協議・連携を図り、医療救護所や救急医療機関等で対応できない重症者や高度救命処置が必要な患者等に対する後方医療体制を整備する。なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、県立病院、(独)国立病院機構の病院、公立病院等の地域の中心的な病院とする。

(2) 搬送体制の整備

医療救護所から市内の医療機関への搬送、あるいは後方医療機関への広域搬送が必要な負傷者を想定して、市は、搬送手段について事前に関係機関と協議・調整を図る。

3 要配慮者に対する医療対策

(1) 在宅療養者への対策

市は、在宅療養者や医療を必要とする障がい者等について、可能な限り状況を把握し必要な情報を後方医療機関等に提供できるように努める。

(2) 被災者に対するメンタルケア対策

市は、地震災害によって精神的ダメージを受けた被災者に対するケア等が実施できるよう、医師会や医療機関等と連携し、メンタルケアの専門職員の確保等の体制の整備を図る。

(3) 透析患者等への対応

市は、人工透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患の患者への対応について、県の仕組みを活用できるよう、あらかじめ医師会等関係機関と協議を行い、体制整備を図る。

【資料編関連】「資料8 人工透析実施医療機関一覧」

第13 避難支援体制の整備

1 避難計画の作成

(1) 避難計画の作成

市は、市民の避難誘導を迅速かつ適切に実施するための避難計画を策定する。また、市民及び自主防災組織等に対して、避難計画の周知を図るとともに、地域ごと（避難所単位）の避難計画の作成を促進する。避難計画の作成にあたっては、被災者台帳の作成形式、データ項目の内容、作成と運用に係る手順やルール等を定めるものとする。

(避難計画の内容例)

- ① 避難指示の判断基準及び伝達方法
- ② 避難場所・避難所、避難経路
- ③ 避難誘導の方法
- ④ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ・給水措置
 - ・給食措置
 - ・毛布、寝具等の支給
 - ・衣料、日用必需品の支給
 - ・負傷者に対する応急救護
 - ・高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦に対する応急救護 等
- ⑤ 避難場所・避難所の管理・運営に関する事項
 - ・避難場所の管理
 - ・避難所の管理
 - ・避難所の運営体制
 - ・避難所収容者台帳の作成
 - ・避難者に対する情報伝達
 - ・避難者に対する相談業務
 - ・ボランティアの受入れ体制
 - ・近隣市町への避難要請 等

(2) 防災上重要な施設の避難計画

医療機関、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- ① 医療機関においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の収容施設の確保、移送の実施方法等
- ② 高齢者、障がい者及び児童施設等においては、地域の特性等を考慮したうえで避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- ③ 駅等の不特定多数の人々が利用する施設においては、地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮したうえで、避難場所・避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- ④ 工場、危険物保有施設においては、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、警察、消防との連携等

(3) 公立学校等の避難計画

公立学校等においては、多数の児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立案する。

① 防災計画

災害が発生した場合に、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。計画の作成にあたっては、公立小中学校管理規則にしたがって計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

② 防災組織

学校等においては、防災組織の充実・強化を図る。その際、国、県、市、防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

③ 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

④ 防火管理

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

⑤ 日常点検の実施

職員室、理科室、家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消防用設備等についても点検する。

⑥ 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等の消防用設備等については、精密に機能等をチェックする。

⑦ 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。また、避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し児童及び生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、市地域防災計画に基づき、消防、警察、市及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難場所・避難所については保護者に連絡し周知徹底を図る。

(4) 私立学校等の避難計画

市は、私立学校等が、(3)に準じて自主的に避難計画を作成するよう助言するものとする。

【資料編関連】「資料9 避難場所一覧」
「資料10 避難所一覧」
「資料11 避難所・避難場所等の配置図」

2 一時避難場所の整備

避難者が、避難場所・避難所へ避難する前に一時的に集合して、状況の確認及び集団を形成する場所で、都市公園や空地等を活用する。

3 避難場所の整備

市は、地震、洪水、内水氾濫、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。）を指定し、必要に応じて見直すこととする。

また、災害の想定等により必要に応じて、他市町村と協議のうえ、市域を超えて避難場所を設ける。

避難場所について、概ね次の基準により整備する。

なお、都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(避難場所の整備基準)

- ① 一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するため、集合する人々の生活圏と関連した場所とする。
- ② 都市火災の危険に対して、十分な安全性を確保する。必要に応じて周辺地域に防火地域・準防火地域の指定を行う。
- ③ 複数の出入口を常に確保する。
- ④ 情報伝達上の利便性を確保する。
- ⑤ 水害時における避難場所については、これらに加え以下の基準により整備する。
- ⑥ 地盤高の場所など、浸水被害が及ばない場所とする。

4 広域避難場所の整備

市は、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の市民を対象に、次の基準によりあらかじめ広域避難場所を選定確保する。

- ① 面積10ha以上とする（面積10ha未満の公共空地で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積10ha以上となるものを含む）。
- ② 避難者1人あたりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。
- ③ 要避難地区のすべての市民を収容できるよう配慮する。
- ④ 木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- ⑤ 大規模なげけ崩れや浸水などの危険のないところとする。
- ⑥ 以下の事項を勘案して避難場所を区分けし、市民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

ア 避難場所の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

イ 避難場所の地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。

ウ 避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地における広域避難場所の収容能力に余裕をもたせる。

5 避難所の整備

市は、地区センター・公民館や地域体育館等の公共施設、学校の体育館を活用し、概ね次の基準によりコミュニティ区（公民館区）を単位として避難所を指定する。地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地区センター・公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るために必要十分なスペースをあらかじめ指定する。指定管理施設が避難所に指名されている場合には、指定管理者と事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。また平常時から、避難所として使用可能なスペース、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。周知にあたっては、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、市ホームページやツイッター等のSNS等の多様な手段の整備に努める。

（避難所の整備基準）

- 原則として耐震性・耐火構造の建築物とする。
- 避難者の収容・保護に必要な設備を有する施設とする。
- 地域の防災活動に必要な設備を有する施設とする。
- 情報伝達上の利便性を確保する。
- 避難所の必要面積：一人あたり概ね2㎡※

※新型コロナウイルス等の感染症対策を考慮した場合、1世帯あたり9㎡程度のスペースが必要となる。

(留意事項)

- 高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が使用できるよう施設・設備（空調、洋式トイレの設置等）を整備・改善する。
- 原則として学校の教室は利用しない。ただし、超過収容や帰宅困難者の発生、新型コロナウイルス等の感染症対策を考慮し、状況に応じて教室等、体育館以外の施設も収容場所として検討するものとする。
- 避難所に指定する建物は、換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。
- 避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源、燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。
- 新型コロナウイルス感染症等対策のため、避難所における生活環境を把握したうえで必要な措置の実施するとともに、受入れ人数やスペースの基準等、避難所における感染諸対策を実施できる体制を整える。

6 避難場所・避難所の指定

(1) 避難場所・避難所

災害対策基本法では、被災者が切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、避難者が一定期間滞在し、その生活環境を確保するための避難所を明確に区分し指定することが規定された。

市では、これまでの「広域避難場所」、「避難場所」及び「避難所」の基準要件は保持しつつ、「避難場所」については、市の基準要件で「避難場所（広域避難場所を含む）」及び「避難所」としているものから、市の自然的条件等を踏まえて洪水、地震、大規模な火事の災害種別ごとに指定する。また、「避難所」については、市の基準要件で「避難所」としている施設を「指定避難所」として指定する。

(避難場所の基準)

本市における避難場所は、災害発生時に開放され、避難上の支障を生じさせない施設・場所であり、以下の基準を満たすものとする。

災害種別	指定基準	
	施設	場所
地震	①新耐震基準(昭和56年6月1日建築基準法施行令改正)に適合する施設 ②耐震改修等により①と同等の性能(耐震指標 I_s 値 0.6 以上)を有する施設	校庭や公園等の周辺に地震による倒壊等により、生命や身体に危険を及ぼす建築物等がない場所
洪水	越谷市洪水ハザードマップ（越谷市総合防災ガイドブック）において、 ①浸水想定区域外にある施設 ②浸水想定区域内にある施設であっても、想定浸水深よりも上部に避難の用に供する部分及び当該部分までの避難経路を有する施設	場所は指定しない
大規模な火事	広域避難までは要しない地震等に起因する都市火災として、地震の指定基準と同じとする。	

(避難所の基準)

本市における避難所の指定基準は、災害対策基本法施行令第20条の6に基づき、以下のとおりとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること
構造	速やかに被災者等を受け入れ、又は物資等の配布が可能な構造又は設備を有すること
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所であること
交通	車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること
その他	要配慮者への措置が講じられていること ※要配慮者の滞在が想定される施設のみ（福祉避難所）

加えて、避難場所・避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 福祉避難所

福祉避難所の指定にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。さらに、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ受入れ対象者を特定して公示するとともに、対象者を事前に調整の上、避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

7 一時滞在施設の整備

市は、平常時から、市民だけでなく、市外から来訪した駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れるための一時滞在施設の指定に努める。一時滞在施設については、公共施設や民間施設を問わず幅広く確保する。

8 関連施設の整備

避難場所・避難所の整備にあつては、以下の施設の整備を図る。

(1) 耐震性貯水槽等の設置

市は、避難者に対する飲料水及び消火用水の確保を図るための耐震性貯水槽等を計画的に設置する。

(2) 防災備蓄倉庫の設置

非常食料、応急必需品等の備蓄及び消防資器材、救出・救助資器材、医薬品等の保管ができるよう、防災備蓄倉庫を設置する。

(3) 情報伝達施設

避難者への正確な情報伝達及び災害対策本部との連絡を確保するため、無線設備を整備するとともに、小中学校や地区センター・公民館等の避難所では、戸別受信機及びパソコンの活用を図る。また、地区センター及び市役所本庁舎、総合体育館に整備した避難所Wi-Fiの活用を図る。

9 避難路の確保

市は、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を確保するよう努めるものとする。

- ① 避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
- ② 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- ④ 避難路の確保にあたっては、市民の理解と協力を得るものとする。
- ⑤ 避難路の確保にあたっては、複数の道路を確保するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

10 避難場所・避難所、避難路等の周知

(1) 避難場所・避難所、避難路の周知

災害発生時の混乱の中、市民が迅速に安全な場所に避難するためには、平常時から市民自らが避難場所・避難所、避難路を認識しておくことが重要である。

このため、市は、避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、災害危険箇所等の所在や避難場所への移動を行うことがかえって危険な場合等に「近隣の安全な場所」への移動、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(2) 避難所生活のルールへの周知

避難所の円滑かつ適切な運営のためには、何よりも避難者の協力が不可欠であることから、市は、高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する配慮や食料・飲料水・物資の配給など、避難所生活におけるルールをあらかじめ作成し、広報等を通じて広く市民に周知を図る。

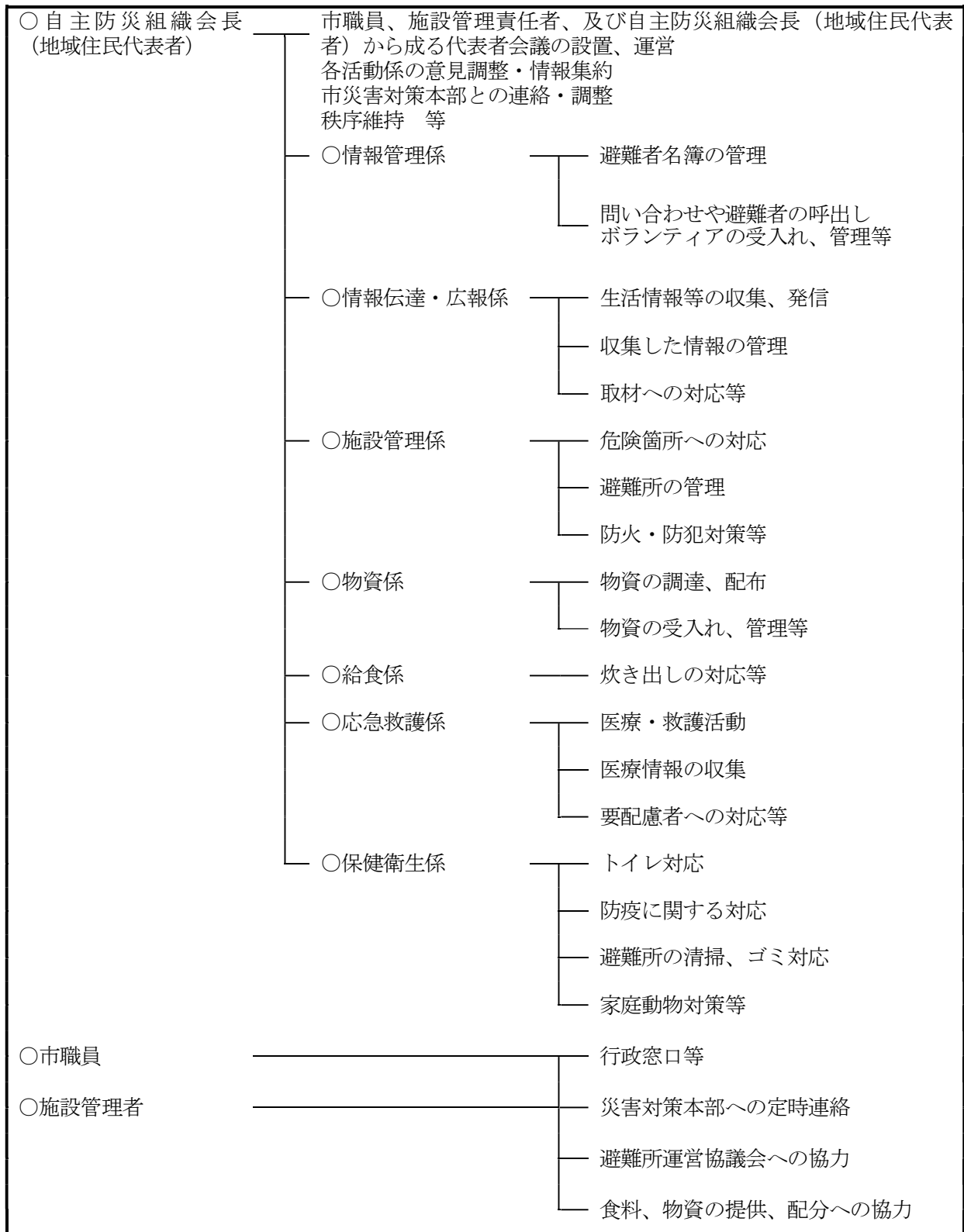
11 避難所運営体制の整備

(1) 避難所運営組織の設置準備

避難所運営にあたっては、避難所運営協議会を設置し、運営方法の検討、意見調整、情報集約などを行う。避難所運営協議会は、自主防災組織会長等の地域住民代表者、学校教職員等の施設管理責任者、本部長が指定した市職員の各代表者で組織する代表者会議と、作業を担当する自主防災組織の活動係で構成するものとする。なお市職員は、避難所運営の支援（補助）を行う位置づけとする。

このほか、避難所の運営詳細については、市では運営組織の構成や運営方法、業務内容、各種報告の様式などを記載した避難所運営マニュアルによるものとする。

(運営組織の構成例)



(2) 避難所への専門家派遣体制の整備

避難者の心身のケアや自力再建等を支援するための避難所への専門職（医師、看護師、保健師、カウンセラー、介護福祉士、手話通訳者、弁護士、県が派遣する社会福祉士や介護福祉士、

保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チーム等)の派遣について、市は、あらかじめ関係機関に協力を要請するとともに、専門家リストの作成等を行う。

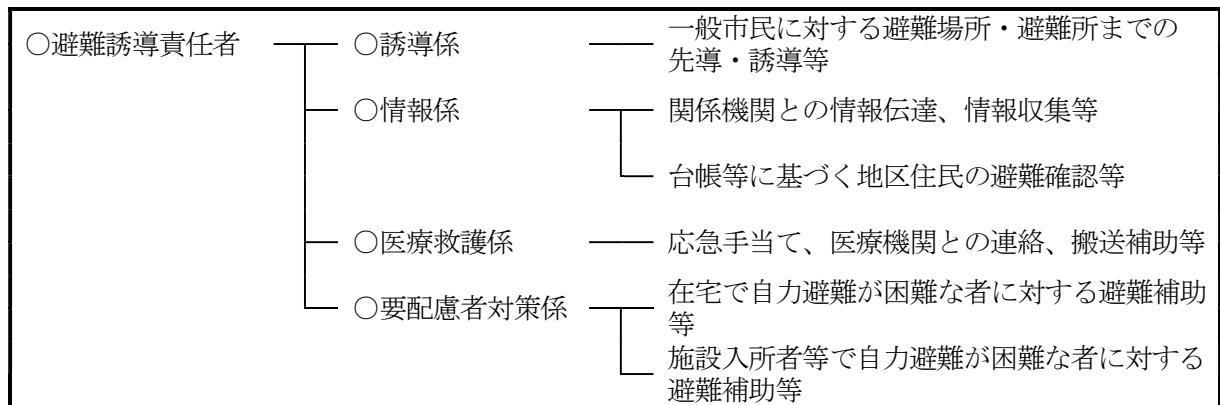
1 2 避難誘導體制の整備

市民を適切に避難誘導するため、市は、あらかじめ自主防災組織における避難誘導組織を整備するよう指導するとともに、市、消防、警察と自主防災組織との連携体制を確立する。

また、要配慮者の避難誘導に際しては、地域の民生委員・児童委員や福祉関係機関等との協力も重要であることから、市は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体と連携し、避難支援プランを作成するなど、要配慮者の避難支援体制を確立するよう努める。

さらに、地域内に医療機関や福祉施設等が所在する場合は、施設入所者・通所者の避難誘導を実施できるよう、市は、施設管理者と自主防災組織等との連携協力体制を確立するよう支援する。

(自主防災組織における避難誘導體制の整備例)



1 3 近隣市町への避難者受入れの協力要請

(1) 近隣市町の避難場所の利用要請及び避難路の確保

被害状況等によっては近隣市町の避難場所に避難する方が適当な場合も考えられることから、あらかじめ近隣市町に対して緊急時における避難場所の利用に関する協力要請を行う。また、市内から近隣市町の避難場所に至る経路についても、近隣市町と連携を図りながら整備を図る。

(2) 近隣市町の避難所の使用要請及び避難者の移送

被害が甚大かつ広範囲にわたり市内の避難場所・避難所で避難者の収容が困難になった場合等において、近隣市町に対して避難者の受入れを要請できるよう、あらかじめ近隣市町に対して避難所の使用等に係る事項について協力要請を行う。また、避難者の移送のための車両やヘリコプター等の確保対策を図る。

第14 物資の供給体制の整備

市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、備蓄物資や物資拠点を登録する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、冷暖房器具など季節に応じた備蓄品の整備に努めるとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 給水体制の整備

(1) 応急給水の実施主体・対象

① 実施主体

原則として、市及び越谷・松伏水道企業団が行う。

② 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け上水道の給水が停止した断水世帯並びに緊急を要する医療機関や福祉施設等とする。

(2) 耐震性飲料用貯水槽等の整備

市は、越谷・松伏水道企業団との連携のもと、避難場所・避難所を中心とする市内22か所に耐震性飲料用貯水槽を整備し、震災発生時の飲料水の確保に努めている。

市内の飲料水の貯留状況は、市内の耐震性飲料用貯水槽に2,200m³が貯留されているほか、越谷・松伏水道企業団の浄・配水場の貯水容量は84,000m³であることから、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成24・25年度）」における茨城県南部地震での断水人口（1日後：135,344人）の3日分（必要量を一人1日3リットルで計算）をまかなうに足りる量が貯留されている。

施設名		所在地	貯水容量 (m ³)	緊急遮断弁作動時 水量 (m ³)
市内	南部浄水場	越谷市南越谷3-23-22	9,000	6,000 1,200 6,200 13,400
	東部配水場	越谷市レイクタウン5-24	15,000	
	北部配水場	越谷市下間久里633	6,000	
	西部配水場	越谷市北後谷201	36,000	
小計			66,000	13,400
築比地浄水場		松伏町築比地802	18,000	4,000
合計			84,000	17,400

(3) 応急給水資器材の備蓄並びに調達計画の策定

市及び越谷・松伏水道企業団は、給水拠点の整備、応急給水資器材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法等を定めた応急給水資器材の備蓄・調達計画を策定する。

(4) 応急給水資器材の備蓄・調達

市及び越谷・松伏水道企業団は、応急給水資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資器材の備蓄、更新及びメンテナンスを行うとともに、資器材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得るなどの事前対策を講じる。

【資料編関連】「資料12 耐震性飲料用貯水槽設置場所一覧及び配置図」

2 食料供給体制の整備

(1) 食料の備蓄・供給の実施主体・役割・目標

① 実施主体

- 食料の備蓄は、市、県、市民が行う。
- 食料の調達は、市、県が行う。
- 食料の給与は、市が行う。

② 市と県の役割

食料の備蓄、調達は、原則として市が行い、県はそれを補完するものとする。

③ 備蓄目標

市は、食料等の備蓄計画については、被害が最大となるような災害をもとに設定する必要があるため、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成24・25年度）」において想定されている5種類の地震のうち、本市における被害が最も大きいとされた茨城県南部地震での想定避難者数（冬18時、風速8m/s、1週間後：20,354人）等をもとに、食料（アルファ米・ビスケット等）の備蓄を進める。

また、県では、東京湾北部地震の被害想定に基づき備蓄目標として以下のとおり設定している。

供給対象者	県	市	県民
避難住民	1.5日分以上※	1.5日分以上※	最低3日間 (推奨1週間)分
災害救助従事者	3日分以上	3日分以上	—

※県と市で合計3日分以上

資料：埼玉県地域防災計画 震災対策編（令和3年3月）

これを踏まえ、市内全体想定避難者の3日分以上の食料を県と市でそれぞれ1.5日分以上備蓄する。さらに、災害救助従事者用の3日分以上の食料を県と市でそれぞれ備蓄する。

なお、市民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

また、別途、帰宅困難者用の食料の備蓄として、東京湾北部地震での想定帰宅困難者数（休日12時、26,233人）等をもとに、食料（アルファ米・ビスケット等）の備蓄を検討する。

④ 備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに配慮したものとする。例示すると以下のとおりである。

主食品：アルファ米、ビスケット、レトルトがゆ

乳児食：粉ミルク、液体ミルク、離乳食

⑤ 要配慮者への配慮

高齢者や障がい者、乳幼児等の要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、市は、日常生活に近い食事や食べやすさ等についても考慮し、食料の備蓄や供給体制の整備に努める。

また、透析患者やアレルギー患者に配慮した食料の備蓄や供給体制の整備に努める。

(2) 食料の備蓄・調達計画の策定

市は、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法、その他必要事項等、食料の備蓄計画を策定する。また、備蓄物資以外の調達物資についても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等を定めた調達計画を策定する。

(3) 食料の調達体制の整備

市は、備蓄物資以外の調達物資に関して、販売業者、生産者、組合等と協定を締結するなど、あらかじめ協力を得ておく。

(4) 食料の輸送体制の整備

市は、災害時において食料の輸送に必要な車両、要員を確保するため、あらかじめ輸送業者等と十分に協議し、協定を締結するなど、食料の輸送体制の整備に努め、連携体制の強化を図るものとする。

また、市は、食料の集積・仕分け等を行う物資集積地等をあらかじめ定めておく。

3 生活必需品の供給体制の整備

(1) 生活必需品の備蓄・供給の実施主体・対象・目標

① 実施主体

原則として市が行い、県はそれを補完するものとする。

② 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

③ 備蓄目標

市は、生活必需品のうち毛布について、茨城県南部地震での想定避難者数（冬18時、風速8 m/s、1週間後：20,354人）等をもとに備蓄する。そのほかの生活必需品については、避難所数等をもとに備蓄する。

④ 備蓄品目

市民の基本的な生活を確保する上に必要な生活必需品のほか、要配慮者のうち、特に障がい者の特性に配慮して備蓄に努めるものとする。また、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的な影響を最小限にとどめるため、避難者のプライバシーや高齢者、女性に配慮した簡易間仕切りのほか常備薬、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、衛生用品（簡易トイレ、凝固式トイレパック、携帯トイレ、大人用紙おむつ、女性用下着、生

理用品、マスク、消毒液、防塵マスク等) 等といった避難所生活を想定した物資等についても備蓄する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 要配慮者等に必要な物資等の整備

市は、要配慮者をはじめ、女性や子どもに配慮した物資等を速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

【要配慮者等のために必要と思われる物資等 (例示)】

想定される 要配慮者	必要と思われる物資等
高齢者	紙おむつ、尿とりパッド (女性用、男性用)、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー・ホイッスル、義歯洗浄剤
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首 (ニップル)、コップ (コップ授乳用に使い捨て紙コップも可)、粉ミルク (アレルギー用含む)・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水 (軟水)、離乳食 (アレルギー対応食を含む)、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ (食用と別にする)、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
肢体 (上肢、下肢、体幹) 不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者・内部障がい者	医薬品や使用装具 膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭 呼吸機能障害：酸素ボンベ
聴覚障がい者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障がい者	白杖、点字器、ラジオ
知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
妊産婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム (絵文字)、スプーン・フォーク、宗教対応食、ストール

(3) 生活必需品の備蓄・調達計画の策定

市は、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法、その他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定する。また、備蓄品目以外の調達物資についても検討し、調達数量、品目、調

達先、輸送方法、その他必要事項等を定めた調達計画を策定する。なお、生活必需品の調達については、避難時の女性用品の不足に注意し、女性向け物資の備蓄に配慮する。

(4) 生活必需品の調達体制の整備

市は、備蓄物資以外の調達物資に関して、販売業者、生産者、組合等と協定を締結するなど、あらかじめ協力を得ておく。

(5) 生活必需品の輸送体制の整備

市は、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄及び調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定を締結するなど、あらかじめ協力を得ておき、連携体制の強化を図る。

また、市は、生活必需品の集積・仕分け等を行う物資集積地等をあらかじめ定めておく。

(6) 物資の集積地の確保

市は、救援物資を市民から受け入れるための集積地を事前に指定することに努める。

4 防災資器材の供給体制の整備

(1) 防災資器材の備蓄・供給の実施主体・目標・品目

① 実施主体

原則として市が行い、県はそれを補完するものとする。

② 備蓄目標

想定避難者数や避難所数等をもとに備蓄する。

③ 備蓄品目

○発電機

○仮設トイレ（マンホール対応型を含む）、簡易トイレ、凝固式トイレパック

○投光機

○救助用資器材（バール、ジャッキ、のこぎり等）

○移送用具（担架、リヤカー、自転車等）

○炊飯用具

○道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資器材 等

○ろ水機・発動発電機・投光機・炊飯器・テント・ブルーシート・土のう袋

○避難所運営用資器材（看板、表示板、レイアウト図）

○モバイル機器用充電器

(2) 防災資器材の備蓄・調達計画の策定

市は、防災資器材の備蓄数量、品目、保管場所、輸送方法、その他必要事項等、防災用資器材の備蓄計画を策定する。また、備蓄品目以外の調達物資についても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等を定めた調達計画を策定する。

(3) 災害用水の備蓄及び整備

市は、昭和55年から公設耐震性防火用貯水槽（100m³）を計画的に設置し、令和3年4月1日現在までに52基の設置が完了している。また、これ以外に40m³以上の防火水槽は、令和3年4月1日現在で公設・私設併せて1,224基（耐震性380基）設置されている。さらに、非常災害用井戸の設置・認定を進めており、令和3年度末現在で7か所が設置されている。今後とも、県と連携して、必要に応じて非常災害用井戸の整備を進めていく。

非常時の防火用水、生活雑用水としての井戸については、所有者の理解協力を得るとともに、認定に際しては水質及び立地状況等の調査を行い、利用しやすさを確認したうえで認定を行う。協力の承諾を得た事業者等については「災害緊急用井戸」設置事業所として表示板を掲示し、対外的に明示する。なお、令和3年度末現在で、市が認定している災害緊急用井戸は51か所である。

5 医療救護資器材、医薬品等の供給体制の整備

(1) 医療救護資器材、医薬品等の備蓄・供給の実施主体・対象・目標

① 実施主体

原則として市が行い、県はそれを補完するものとする。

② 利用対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う県、市及び県、市が要請した機関とする。

③ 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療救護資器材と、軽治療用医薬品等に分類される。必要となる品目及び備蓄量は、茨城県南部地震での負傷者数（冬5時、風速8m/s、798人）等をもとに備蓄する。

市では、災害発生時に医薬品等の不足が生じることのないよう、市、（一社）越谷市薬剤師会及び医薬品卸売会社の間で「緊急時における医薬品等の供給に関する協定」を締結している。

④ 備蓄場所

防災備蓄倉庫、保健所・保健センター、地区センター・公民館等に備蓄する。

(2) 医療救護資器材、医薬品等の備蓄・調達計画の策定

市は、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品等の備蓄並びに調達計画を策定する。

(3) 医療救護資器材、医薬品等の調達体制の整備

市は、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品等の調達に関し、県及び関係業者と十分に協議し、調達体制を整備する。

6 燃料調達体制の整備

市は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平常時から埼玉県石油商業組合越谷支部と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

7 備蓄品の適正管理

市は、被害想定に基づく備蓄目標を確保するとともに、備蓄品の品質管理及び機能維持を確保するため、備蓄品の定期点検、計画的な入れ替え、メンテナンスを行う。

8 防災備蓄倉庫の整備

市は、防災活動拠点での備蓄物資の充実を図るため、避難場所に指定されている公園等を中心に16か所に防災備蓄倉庫を設置するとともに、大型地区センター9か所、小学校1か所に防災備蓄倉庫を設置し、食料、生活必需品、応急給水資器材及び防災資器材等の備蓄を実施している。今後は、都市公園や大型地区センター・公民館の整備に併せて防災備蓄倉庫の整備を計画的に進めるとともに、避難所で防災備蓄機能を有するように努める。

また、自主防災組織が設立されている組織に対し自主防災組織育成費補助制度を導入して、自主防災組織に必要な防災備蓄倉庫及び防災資器材等の購入費用に対して補助を行い、整備促進を支援している。

【資料編関連】「資料11 避難所・避難場所等の配置図」
「資料13 防災備蓄倉庫設置場所一覧及び配置図」

第15 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

なお、本市による支援が必要な帰宅困難者は、市内外で外出中に被災した越谷市民及び、市内で被災した来訪者とする。

2 帰宅困難者の把握

鉄道の運行停止により、主要駅等で帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱することが想定される。地震被害想定調査によると、市内外で外出中に被災した越谷市民である帰宅困難者数の算定は以下のとおり行っている。

- 平常時の交通手段が徒歩や自転車の場合、災害時でも徒歩や自転車で帰宅可能とする。
- 震度5強以上となる地域の鉄道は停止し、この区間を通る交通は遮断される。
- 外出先及び居住地が震度5強以上である場合、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループによる「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成25年）」の帰宅困難率を採用し帰宅困難者数を算定する。
- 外出先又は居住地の一方が震度5強以上である場合、震度5弱以下の地域における移動では交通機関を利用し、震度5強以上の地域における移動では、内閣府2013の帰宅困難率を採用し、帰宅困難者数を算定する。震度5強以上の地域を移動する際は、その距離が最小となる経路を選択することとする。

○内閣府2013の帰宅困難率による帰宅困難者の算定は以下のように行う。

東日本大震災の帰宅実態調査結果に基づく外出距離別帰宅困難率を、パーソントリップ調査に基づく交通手段別の現在地ゾーン別居住地ゾーン別滞留人口に対して適用する。

$$\text{帰宅困難率}\% = (0.0218 \times \text{外出距離km}) \times 100$$

地震被害想定調査では、本市の帰宅困難者数は東京湾北部地震の夏12時で、45,867人と想定されており、その内訳は以下のとおりである。

外出先	帰宅困難者数
県内	11,055人
東京都	27,270人
県外	7,542人
合計	45,867人

また、市内で被災した来訪者である帰宅困難者数は、東京湾北部地震の休日12時で26,233人と想定されている。

3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

市外において外出中に被災した越谷市民の帰宅困難者は想定で最大約4.6万人であることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

(2) 非居住者の増加

越谷市内で被災した来訪者の帰宅困難者は想定で最大約2.6万人であり、駅周辺に滞留する。

(3) 都内帰宅困難者

越谷市民のうち、外出先が東京都となる帰宅困難者数は約2.7万人であるが、都内全体では約517万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。

4 帰宅困難者への対策

市は、平常時から、帰宅困難者（市内外で外出中に被災した越谷市民及び市内で被災した来訪者）のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れるための一時滞在施設の指定に努めるとともに、避難所への受入れ手順について検討する。一時滞在施設については、公共施設や民間施設を問わず幅広く確保する。

また、帰宅困難者用の物資として、食料、水、毛布等の備蓄を整備する。

5 市民への啓発

市は、県及び防災関係機関と連携し、市民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法や災害時

における情報提供方法、帰宅行動への具体的な支援策等について周知するとともに、「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認など、市民一人ひとりがあらかじめ対策を講じておくよう啓発する。

大地震発生直後に、被害状況が分からないまま慌てて行動すると、余震による建物の倒壊など、思わぬ危険にあたり、応急活動の妨げになることが予想される。そこで、市は、県及び防災関係機関と連携し、市民に対し、まず落ち着いて身の安全をはかるなどの必要な措置を行い、ラジオ、テレビや公的機関からの信頼できる情報を収集し、周囲の状況を確認してから、適切に行動するよう心がけることについて啓発する。

6 事業所等への要請

市は、企業、学校及び大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や児童・生徒及び顧客等に対し、適切な対応を行えるよう、事業所に対し、帰宅困難者対策の検討・立案を要請する。

企業等においては、市は、自社従業員を一定期間留める重要性和効果について周知するとともに、災害時のマニュアル作成、及び家族との安否確認手段の確保、飲料水及び食料等の備蓄に努めることを企業等に要請する。

学校においては、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、市は、災害時のマニュアル作成、及び災害時における学校と保護者との連絡手段の整備、飲料水、食料等の備蓄に努めることを学校に要請する。

7 関係機関との連携

市は、市及び県、関係機関等から成る帰宅困難者対策協議会を設置し、帰宅困難者の支援方策についての体制整備や訓練の実施に努めるものとする。

また、膨大な帰宅困難者が発生する駅や大規模商業施設の管理者に対し、災害時における混乱防止対策、情報提供のあり方及び円滑な避難誘導について平常時から協議を行い、災害時の応急対策について整備するよう呼びかける。

8 徒歩帰宅訓練を通じた支援方策の検討

県が実施する交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を通じて、市は、県と連携して、市民への啓発を行うほか、帰宅困難者に対する支援方策を検討していく。

第16 遺体の埋・火葬

市は、地震災害時に、柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ民間事業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

また、大規模災害時には多くの身元不明者の遺体が発生する可能性も予想される。そのため、

市は平常時から遺体安置所を確保・選定するよう努める。

第17 防疫・保健衛生対策

市は、地震災害時に、防疫対策及び食品衛生や動物愛護等保健衛生対策を適切に実施できるよう、資器材・薬剤の調達や実施体制等について、民間事業者等との連携を進めるとともに、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備する。併せて、廃棄物処理施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。

(1) 具体的な取り組み

① 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

市は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

② 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出及び分別仮置きについての広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

仮置場を管理・運営するために必要となる資器材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や資器材・人員の配置を検討する。

③ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行うものとする。また、被災後も生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理については、通常時の体制を継続して実施できるよう整備する。

④ 広域連携による廃棄物処理

市は、大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO法人等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

⑤ 災害廃棄物発生量の推計値

東京湾北部地震、関東平野北西縁断層帯地震における災害廃棄物発生量推計は以下のとおり。

(種類別災害廃棄物発生量推計結果 (東京湾北部地震)) (t)

総量	被害区分				廃棄物種類				
	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	可燃物	不燃物	コンクリート	金属	柱角材
136,766	48,087	83,747	0	4,932	10,552	39,631	78,477	4,152	3,955

(種類別災害廃棄物発生量推計結果 (関東平野北西縁断層帯地震)) (t)

総量	被害区分				廃棄物種類				
	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	可燃物	不燃物	コンクリート	金属	柱角材
8,727	5,698	0	0	3,029	459	3,259	4,546	292	171

(2) 廃棄物処理施設等の機能の確保

廃棄物処理施設の被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及び廃棄物処理施設管理者は、廃棄物処理施設について、地震災害においては耐震性の確保、不燃堅牢化、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

市及び廃棄物処理施設管理者は、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。

第18 住宅対策

1 応急仮設住宅の用地確保

(1) 応急仮設住宅の建設用地の選定基準

市は、応急仮設住宅の建設用地を確保する際、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、次の基準から適切な用地を選定する。

- 飲料水が得やすい場所
- 交通の便を考慮した場所
- 保健衛生上適当な場所
- 居住地域と隔離していない場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所
- 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

(2) 応急仮設住宅建設用地の選定

市は、応急仮設住宅建設用地の選定基準に従い、市有地及び建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設用地を選定し、その情報を整理しておく。また、私有地の選定にあたっては、あらかじめ地権者等と協定を締結するなどの方策を講じるよう努める。なお、被害が大規模な場合は、想定される必要仮設住宅戸数を超えて、応急仮設住宅が建設される場合もあるため、できる限り建設可能用地の情報を収集・整理しておく。

2 応急仮設住宅の設置

市は、応急仮設住宅の設置について県知事より委任された場合は、市と越谷建設推進協同組合との間で締結した協定に基づき実施することになるため、平常時から関係団体との連携確保に努めることとする。

応急仮設住宅の建設戸数については、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成24・25年度）」による想定必要戸数を応急仮設住宅建設戸数の基礎とするが、これ以外に建物に大きな被害がなくとも居住が危険と判断される家屋や居住者が不安を感じて居住できない場合等を加える必要があり、想定被害家屋棟数をかなり上回ることを考慮し、建設戸数算出の考え方や方針等を検討しておく。

3 応急仮設住宅用資器材の確保

市は、被害想定を考慮し、越谷建設推進協同組合及び関係団体等と協力体制の強化を図り、地震時において応急仮設住宅用資器材の調達が円滑に進むよう努める。

4 応急仮設住宅の設置及び供給計画の策定

市は、以下の点を踏まえ、応急仮設住宅の設置及び供給計画の方針を策定する。

(1) 応急仮設住宅の入居者の選定

市は、入居者の選定にあたっては、収容部（福祉部）、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定することとするが、あらかじめ入居者の選定基準等を検討しておくものとする。

(2) 入居基準及び要配慮者に対する配慮

市は、入居者の選定基準に従い、入居者を選定するものとする。入居者の選定にあたっては、それまでの地域のコミュニティなどを考慮するとともに、要配慮者に配慮するものとする。

市は被災者の状況を調査のうえ、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。

- ・住居が全壊又は流出した者
- ・居住する住宅がない者
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者

※ 選定にあたっては、保健福祉部局職員、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及び家庭動物の飼養状況に対する配慮を行うほか、可能な限りコミュニティの形成に考慮する。

(3) 応急仮設住宅の管理・運営

市は、応急仮設住宅の維持管理について県知事より委任された場合は、公営住宅に準じて行うが、あらかじめ体制等について検討しておく。市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

5 応急措置等の指導、相談

市は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動の方法、内容等を検討しておく。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第19 文教対策・文化財の保護

1 文教対策

(1) 市及び教育委員会

- ① 市及び教育委員会は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- ② 教材用品の調達及び配給の方法については、教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を策定する。
- ③ 私立学校については、公立学校に準じて計画が作成できるよう必要に応じて支援する。
- ④ 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境が異なり通常の教育を実施することが難しくなることが予想されることから、それぞれの実情に応じた措置を行い継続して授業を実施できるよう努める。
- ⑤ 被害の程度により臨時休校等の措置を行うことも予想されることから、授業を行うことができなかった時間について補習授業等を行うなどの対策を図る。

(2) 校長等

- ① 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を策定する。
- ② 校長は災害の発生に備えて、以下のような措置を講じなければならない。
 - 市の防災計画における学校の位置づけを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
 - 児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
 - 教育委員会、警察、消防、保護者への連絡網及び協力体制を確立する。

- 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

2 文化財の保護

(1) 文化財の現況

本市には令和3年4月1日現在、国指定文化財2件、県指定文化財7件、市指定文化財64件がある。これらの文化財に対する災害としては、火災、風水害、地震、落雷などが予想されるが、特に地震に起因する火災により文化財を失う可能性が大きいことから、文化財の防火対策等を実施する。

(2) 文化財の防火対策

市及び教育委員会は、文化財の所有（管理）者と連携し、文化財の災害予防措置に関し、以下の文化財の防火対策を徹底し、地震災害が発生した場合であっても文化財の保存に万全を期する。

① 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

② 防火設備の整備強化

- ア 自動火災報知設備及び非常警報設備の整備強化
- イ 消火器、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備等の充実・強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

③ その他

- ア 文化財の防火対策について普及徹底を図るための講習会等の啓発活動
- イ 所有者、管理者に対する助言・指導
- ウ 管理保護に関する助言・指導

【資料編関連】「資料14 文化財の現況」

第20 災害時の要配慮者対策

1 基本的な考え方

(1) 地域との協力体制の整備

要配慮者の安全確保は、行政とともに、地域住民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。また、公共機関、その他集客施設においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難支援計画の策定を行うことが必要である。

(2) 対象による配慮

要配慮者の対象ごとに、必要な援護を行えるようにする。なお、概ねの区分は以下のとおりである。

① 高齢者、乳幼児及び妊産婦

日常から介護支援及び保護が必要な者で、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が容易な者。

② 障がい者

障がいにより介護及び保護が必要な者で、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が困難な者。

③ 外国人

地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の援護が必要な者。

(3) 避難行動要支援者に対する避難支援計画の策定

市は、「越谷市避難行動要支援者支援制度」に基づき、避難支援計画を作成する。

なお、避難支援計画の内容は次のとおりとする。

① 避難支援体制の整備

- 平常時及び災害時の業務内容
- 関係機関との連携強化
- 情報伝達の手段

② 避難行動要支援者に対する避難支援制度の策定

- 対象者の範囲
- 避難行動要支援者の情報収集
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の共有・情報管理
- 個別避難計画の検証
- 避難支援等関係者の決定

2 要配慮者の安全確保対策

(1) 避難行動要支援者に対する避難行動支援に関する取組み

① 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部課所で把握している要配慮者の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、積極的に情報提供を求める。

② 避難行動要支援者の範囲の設定

市は、避難行動要支援者の範囲について、次のとおり設定する。

- ア 75歳以上の一人暮らしの方で避難支援を必要とする方
- イ 75歳以上の高齢者のみの世帯の方で避難支援を必要とする方
- ウ 要介護認定区分3・4・5の認定を受けている方で避難支援を必要とする方
- エ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方で避難支援を必要とする方
- オ その他避難支援が必要と判断される方

また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象者を把握するよう努める。

③ 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿の更新は、原則年1回更新することとするが、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、登録情報の変更が著しい場合は、状況に応じて適宜更新する。

(避難行動要支援者名簿の記載事項)

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

④ 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者本人の同意を得て、避難支援等関係者（越谷警察署、市社会福祉協議会、制度に賛同いただいた自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等）に対し、平常時から名簿情報を提供し、共有する。

また、市は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められる場合は、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供できる。

市は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

⑤ 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の管理にあたって、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の情報を他団体に漏らさないこと、避難行動要支援者名簿を目的以外に使用しないこと、避難行動要支援者名簿の紛失等がないように適正な維持管理をすること、避難行動要支援者名簿の複製又は複製をしないことを遵守しなければならない。これに反する事態が生じた場合、市は必要に応じて避難支援等関係者に対し登録情報の保護に関する指示又は調査を行うなど、速やかに適切な措置を講ずる。

⑥ 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とし、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行える

るよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、市は、避難行動要支援者に対しても、「災害時には避難支援等関係者も同じように被災しているケースが想定されることから、登録により必ず支援を受けられるものとは限らないこと」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

⑦ 個別避難計画の作成

国の方針において、個別避難計画作成が市町村の努力義務とされたことを踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿の情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所・避難所などの情報を記録し、市や避難支援等関係者で共有する。また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(2) 緊急通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救援活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの充実を図る。

(3) 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を考慮した避難路の確保、車椅子使用者にも支障のない出入口のある避難場所・避難所の整備、大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を推進する。

(4) 要配慮者等に配慮した避難所運営計画の策定

市は、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送テレビやFAXの設置、要配慮者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者が避難所で生活できる環境を整えるため、避難所の運営計画を策定する。

(5) 防災カードの普及

市は、要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかる防災カードの普及を図る。

(6) 防災教育及び訓練の実施

市は、施設管理者及び市民に対して災害に関する基礎知識を普及するため、広報紙、パンフ

レット、チラシの配布等の啓発活動を推進する。

また、施設管理者に対して地域における防災訓練への職員及び入所者の参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

(7) 地域との連携

① 役割分担の明確化

市は、市街地の特性及び想定される災害時の通行障害などをもとに、市内の地域をブロック化し、地域内の避難場所・避難所や医療機関、福祉施設、ケアマネジャー等の社会資源を明らかにするとともに、地域内における社会資源の役割分担を明確にし、平常時から連携体制を確立しておく。

② 福祉施設との連携

市は、災害時に介護が必要な被災者が速やかに施設入所できるよう、平常時から福祉施設との連携を図っておく。

③ 地域による支援体制の確立

市は、要配慮者に対する自治会、自主防災組織、近隣住民、民生委員・児童委員等による、災害時における支援体制の促進を図る。

④ 地区防災計画との整合

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(8) 相談体制の確立

市は、被災者からの相談（経済生活、雇用、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的ダメージを受けた被災者に対してケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員の確保の方策について検討する。

3 施設入所者の安全確保対策

(1) 防災計画及び災害対策マニュアルの作成

施設管理者は、消防法に基づく消防計画にとどまらず、様々な種類の大規模災害の発生も想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めた災害対策マニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市及び消防機関はこれを指導する。

(2) 緊急連絡体制の整備

① 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の参集確保に努める。

② 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、入所者の家族と迅速に連絡が取れるよう緊急連絡網等を整備する等の緊急連絡体制を整備する。

(3) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における入所者の避難誘導を安全かつ迅速に行うため、非常口や避難路を確保するとともに、所定の避難場所への誘導や移送のための体制整備を行う。

(4) 施設間の相互支援システムの確立

① 市内の連携

市は、市街地の特性及び想定される災害時の通行障害などをもとに、市内の地域をブロック化し、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合には、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう、体制の整備を図る。

② 市外との連携

市は、被災した施設が多く、入所者すべてを市内で収容することが困難な場合に備え、近隣市町などと相互応援に関するシステムを確立する。

(5) 被災した在宅の要配慮者の受入れ体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者などの要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

(6) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する意識の普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定した防災計画及び災害対策マニュアルについて周知徹底し、消防署や地域住民あるいは他施設等との合同防災訓練や夜間などの職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練等を定期的の実施するものとし、市はこれを促進する。

(7) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について地域の協力が得られるよう、平常時から、近隣の自治会、コミュニティ推進協議会やボランティア団体及び近くの高校、大学等との連携を図っておく。

(8) 施設の安全性の確保と災害対策

① 福祉施設等の不燃性・耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、必要に応じて、不燃化や耐震診断・耐震改修を行い、市はこれらの安全対策について指導する。

② 食料、防災資器材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、市はこれを指導する。
また、施設管理者は、市が施設に対し備蓄を依頼したときは、これに協力する。

- | | |
|---------------------|----------|
| ア 非常用食料（3日分以上） | カ 仮設トイレ等 |
| イ 飲料水（3日分以上） | キ 照明器具 |
| ウ 常備薬（3日分以上） | ク 熱源 |
| エ 介護用品（3日分以上） | ケ 発電機 |
| オ 移送器具（担架・ストレッチャー等） | |

(9) 情報伝達体制の整備

市は、県と連携を図り、福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

(10) 福祉施設への指導等

市は、県と連携を図り、地震対策を網羅した消防計画及びマニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

4 外国人の安全確保対策

(1) 支援体制の整備

① 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努める。

② 防災基盤の整備

市は、避難場所・避難所や避難路の標示等の災害に関する案内板について、多言語及びやさしい日本語を併記した標示を進め、外国人にもわかりやすい案内板の設置に努める。また、案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(2) 外国人に対する知識啓発

① 防災知識の普及・啓発

市は、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対して、多言語及びやさしい日本語による防災に関するパンフレット等を作成し、関係団体や外国人雇用事業所などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、平常時から、多言語表示シート等を準備するほか、広報紙やガイドブック、ホームページ、越谷Cityメール、ツイッター等のSNS、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用して、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報についての多言語及びやさしい日本語による情報提供を行う。

② 防災訓練の実施

市は、平常時から、外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

③ 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、関係団体と連携し、ボランティアなどの確保を図る。

5 性暴力・DVの被害者等の安全確保対策

市は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう「暴力は許されない」という意識の普及、徹底を図る。

第21 業務継続計画の策定

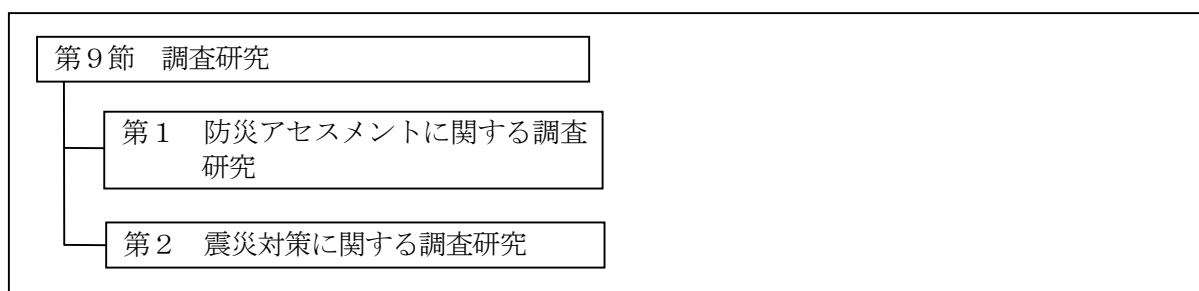
人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画を策定する。

第9節 調査研究

■趣旨■

地震による被害は、広範囲でかつ複雑である。震災対策を総合的、効果的に推進するうえで、震災に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が極めて重要であることから、防災アセスメント調査及び震災対策に関する調査を行う。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 防災アセスメントに関する調査研究

地震による被害を最小限にするためには、防災アセスメント調査により、地域特性を踏まえつつその地域の災害危険性を総合的、科学的な手法により把握しておくことが重要である。

市では、平成9年度に防災アセスメント調査を実施している。今後、地震災害に関する調査研究が進み、また、本市における社会環境が大きく変化した時点で、防災アセスメント調査の再調査を検討し、実施する。

また、防災アセスメント調査の再調査を行う場合、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性（子ども、女性、高齢者の比率などを含む）を診断した「カルテ」から構成されるため、作成にあたっては男女別データの収集・分析に努める。

第2 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と地域の社会的条件とが複合化し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、その対象は多岐の分野にわたっている。

本市の地盤は軟弱地盤地域であるなど、様々な面で地震に対する危険をはらんでいる。今後も、災害に強い安全なまちづくりを進めるための調査研究に努める。

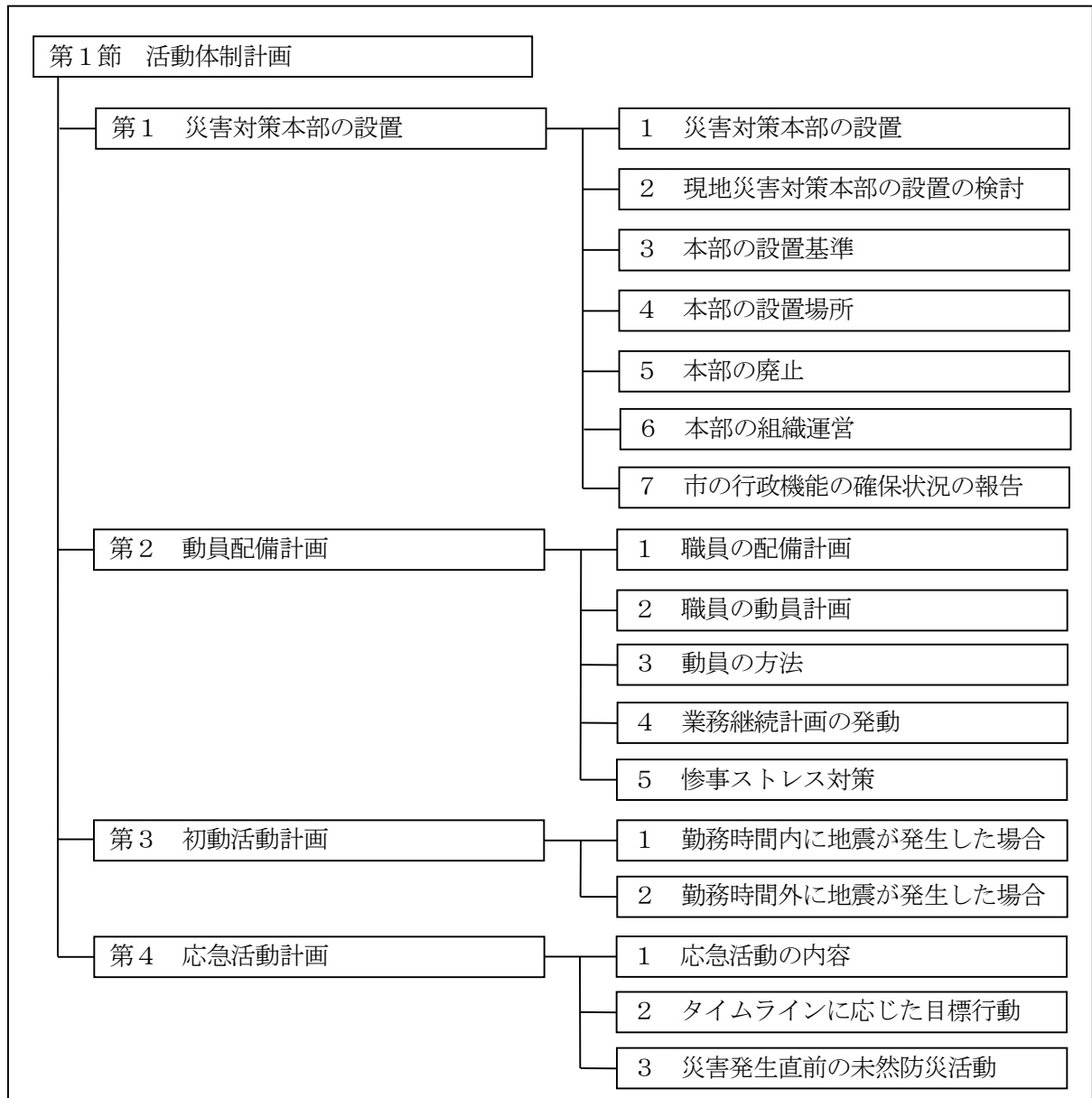
第3章 震災応急対策計画

第1節 活動体制計画

■趣旨■

市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに市内の公共団体及び市民等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

市長は、必要があると認めるときは、この計画及び越谷市災害対策本部条例並びに別に定める越谷市災害対策本部要綱により、越谷市災害対策本部（以下この章において「本部」という。）を設置する。

(1) 本部が設置されたときは、直ちに県及び関係機関に通知する。

(2) 本部が設置されたときは、設置場所の入口に本部の標識を掲げる。

【資料編関連】「資料15 越谷市災害対策本部条例」
「資料16 越谷市災害対策本部要綱」

2 現地災害対策本部の設置の検討

市長は、市内の特定の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、被災地の応急対策や本部との連絡・調整を円滑に進めるために必要であると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

3 本部の設置基準

(1) 震度5弱以上の地震又は相当規模の災害が発生し、被害が予想される場合で、かつ早急な応急対策を必要とするとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

4 本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、市庁舎内とする。市庁舎が被災し、本部が設置できない場合は、市内の公共施設への本部設置の可能性を検討し、設置可能な公共施設に本部を設置するとともに、参集した職員に明示する。

現地災害対策本部の設置場所は、災害対策本部長が指定する場所とする。

5 本部の廃止

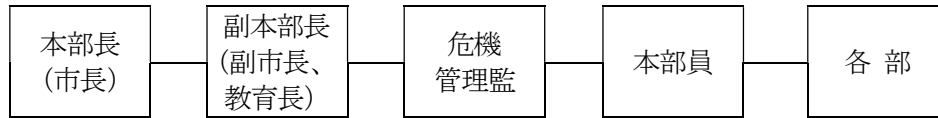
市長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、市内における災害応急対策が概ね完了したと認められたとき、本部を廃止する。

本部が廃止されたときの通知及び公表は、本部の設置の際の手続きに準ずる。

6 本部の組織運営

本部の運営、組織及び各部・班の事務分掌については、越谷市災害対策本部要綱及び越谷市における災害対策活動の実施に関する要領に定めるものとする。

本部組織の概要は以下のとおりである。



また、地震発生後の応急対策の重点課題に対応できるよう、本部にプロジェクトチームを設置するなど、柔軟な組織体制の構築に留意する。

市長不在等の場合には、越谷市災害対策本部条例第2条第2項に基づき、越谷市災害対策本部副本部長である副市長または、教育長がその職務を代理する。

【資料編関連】「資料17 越谷市における災害対策活動の実施に関する要領」

7 市の行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した場合、市は、所定の様式により速やかに、以下の事項について県（統括部）に報告する。

- ① トップマネジメントは機能しているか
- ② 人的体制は充足しているか
- ③ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。

県は市からの報告を取りまとめ、原則として発災後12時間以内（遅くとも24時間以内）に総務省（自治行政局市町村課）に報告する。

第2 動員配備計画

1 職員の配備計画

(1) 配備基準及び配備体制

災害発生時の職員の活動体制は、以下のとおりとする。

市は、被災地又は発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、消防機関（危険物災害においては自衛消防組織等を含む。）による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた対策を講じる。

区 分	活 動 内 容
待機体制	各種警報発令時、災害の発生又は発生のおそれがある場合に、関係各課職員が待機する体制
警戒体制	災害の発生または発生のおそれがある場合に、災害対策本部要綱で定められた各部各班の活動を行う体制
非常体制	相当規模の災害の発生が予測される場合又は相当規模の災害が発生した場合において、組織及び機能の全てをあげて活動する体制

(2) 配備体制の決定

配備体制の施行手順は、越谷市における災害対策活動の実施に関する要領に定める。

【資料編関連】「資料17 越谷市における災害対策活動の実施に関する要領」

(3) 配備状況の報告

各部長は、所属職員の動員・参集・配備状況を記録し、統括調整部長を通じ、定期的（本部より指示する時間ごと）に、災害対策本部長に報告する。

(4) 災害活動の相互援助

各部長は、配備された職員をもって十分に災害応急活動を実施できないと認めるときは、本部長に対して応援の職員を要請する。

各部長は、本部長の指示があったときは、自らの部以外の災害活動について協力する。

(5) 災害活動の報告

各班長は、班員の災害活動状況について把握し、適宜報告する。

【資料編関連】「資料18 参集職員名簿（別紙様式1）」

2 職員の動員計画

警戒体制、非常体制それぞれの職員動員計画については、越谷市災害対策本部要綱及び越谷市における災害対策活動の実施に関する要領に定める。

各課長等は、配備区分の決定により職員を配備したときは、その人員を直ちに危機管理室に報告する。

【資料編関連】「資料17 越谷市における災害対策活動の実施に関する要領」

3 動員の方法

各職員に対する配備決定に基づく動員の指示は、以下の手段によって行う。

(1) 勤務時間内に災害が発生した場合

勤務時間内に災害が発生した場合の動員の指示は、庁内放送、移動系防災行政無線、電話及び職員参集メール等で行う。

(2) 勤務時間外に災害が発生した場合

勤務時間外に災害が発生した場合の動員の指示は、電話、職員参集メール及び移動系防災行政無線等で行う。

4 業務継続計画の発動

「越谷市業務継続計画」の発動基準は以下のとおりとする。

- ・ 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合、「越谷市業務継続計画」は自動的に発動するものとする。また、市内に震度6弱未満の地震が発生した場合においても、市長の判断に基づき、同計画を発動するものとする。
- ・ 市長は、通常体制への復帰が相当であると判断したときは、その旨の指示を行うものとする。
- ・ 同計画が発動された場合は、関連する計画に優先して適用されるものとする。

5 惨事ストレス対策

捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

その際、市は、越谷市医師会及び県を通じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）等に協力を求める。また、消防局は、必要に応じて、国（消防庁等）に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3 初動活動計画

初動活動とは、地震発生直後から災害対策本部が設置されるまでの間、すなわち職員が参集し、ある程度の体制が整うまでの間に実施する活動であり、地震が①勤務時間内、②勤務時間外に発生した場合に分けてその内容を定める。

初動活動の詳細については、以下に基づき、対応することとする。

1 勤務時間内に地震が発生した場合

(1) 地震直後の緊急措置

勤務時間内に地震が発生した場合、各部長は緊急措置として以下の措置を行う。

① 各庁舎、各施設の被害状況の把握と初期消火

市役所や各施設の被害状況を把握し、庁舎管理者等へ速やかに報告する。また、火災が発生した場合は、初期消火に努める。

② 来庁者の安全確保と避難誘導

市役所や各施設の市民等来庁者の安全を確保し、火災発生等避難が必要と判断される場合は、安全な場所へ直ちに避難誘導を行う。

③ 被害発生に伴う各庁舎、各施設の緊急防護措置

速やかに非常用発電機能や通信機能の点検機能確保を行う。

- ④ 火災等の発生防止措置
- ⑤ 非常持出品の搬出

(2) 配備体制

各部長は、非常配備体制が発令されたときは、「越谷市における災害対策活動の実施に関する要領」で定められた配備体制に基づき、職員を班ごとに配備につけ災害活動を実施する。

【資料編関連】「資料17 越谷市における災害対策活動の実施に関する要領」

(3) 地震情報の収集

統括調整部は、地震発生直後より、県防災行政無線、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム、埼玉県災害オペレーション支援システム、テレビ、ラジオ、インターネット、市災害情報管理システム等から地震情報を収集する。

(4) 初動期災害情報の収集

発災が昼間の場合は、直ちに被害調査を実施し、各部署の初動対応に必要な情報及び自衛隊災害派遣要請、広域応援要請の判断に必要な情報等を収集する。

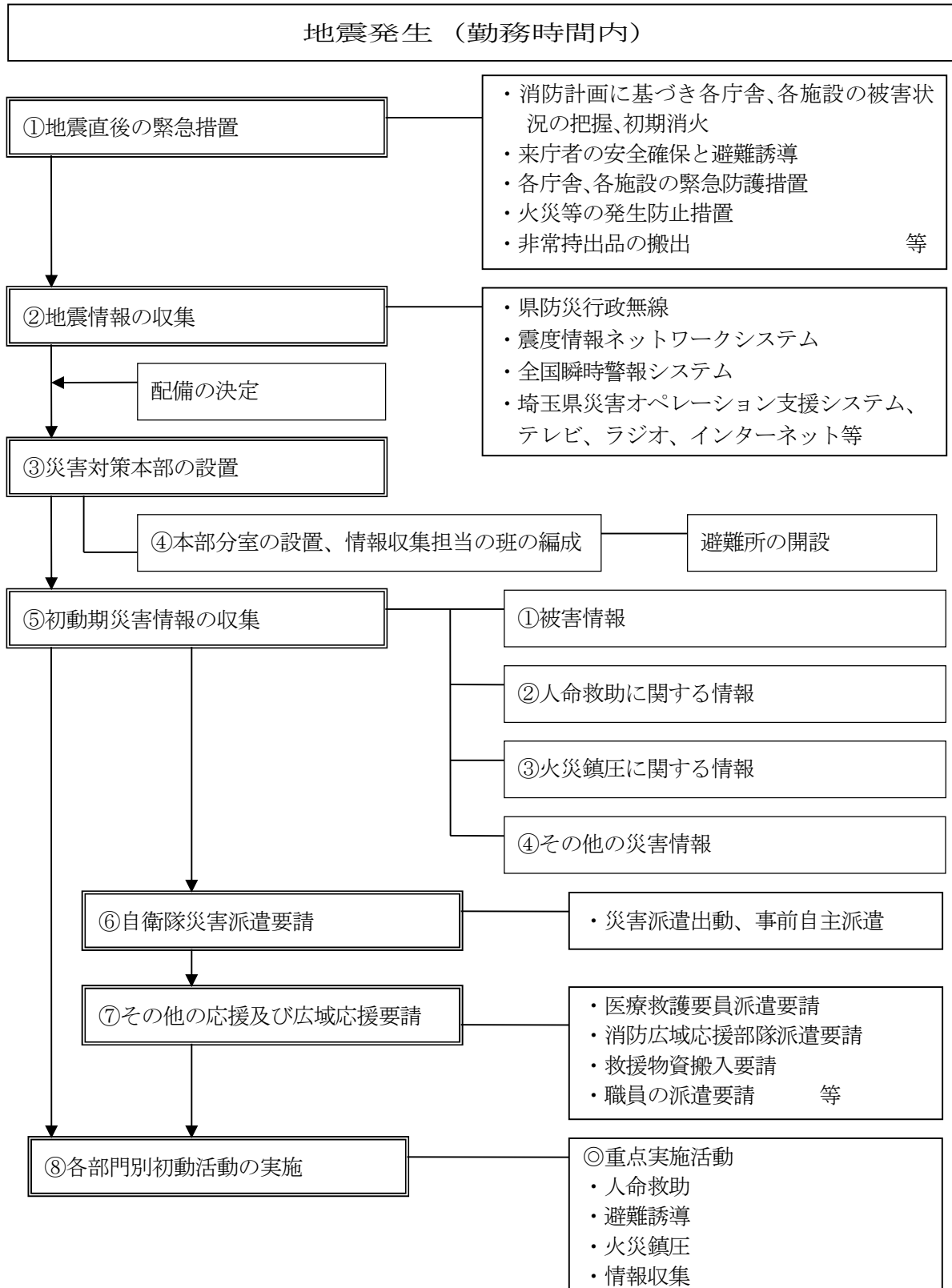
また、早期に被害の全体像を把握し、迅速な対応をとるために概括的な被害情報を併せて収集する。

災害対策本部は、収集された情報により市内の被害の全体像を早期に把握するよう努める。

情報収集に関する詳細については、「第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第2節 情報収集伝達計画」で定めるとおりとするが、主な収集情報項目は以下のとおりである。

- ① 被害情報
- ② 人命救助に関する情報
- ③ 火災鎮圧に関する情報

(勤務時間内に地震が発生した場合の初動活動の流れ)



2 勤務時間外に地震が発生した場合

(1) 動員の原則

すべての職員は、勤務時間外又は休日においても、地震が発生し被害が予想されるときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により直ちにあらゆる手段をもって、あらかじめ決められた参集場所に登庁し、応急対策活動に従事しなくてはならない。その際、市役所や参集場所に登庁するかどうかの電話による問い合わせをしてはならない。

また、災害その他の事情により、あらかじめ決められた参集場所に到達できない場合は、最寄りの地区センター・公民館に参集し、その旨を所属長に報告するよう努めなければならない。

(2) 参集基準及び参集場所

各職員は、以下の参集基準にしたがって、「緊急時における職員参集マニュアル」に規定されている参集基準をもとに、同マニュアルで規定された場所に参集する。

なお、震度5強以上の地震が発生した場合、全職員があらかじめ決められた場所に参集する。参集手段は、原則として徒歩、自転車、バイクを使用する。

○災害対策本部員 参集基準…震度5弱以上 参集場所…市役所

震 度	災害対策本部員			
震度5弱以上	本部長	市長		
	副本部長	副市長、教育長		
	本部員	危機管理監	総合政策部長	市長公室長
		行財政部長	総務部長	市民協働部長
		福祉部長	地域共生部長	子ども家庭部長
		保健医療部長	環境経済部長	建設部長
		都市整備部長	保健所長	市立病院長
		市立病院副院長	市立病院事務部長	
		会計管理者	議会事務局長	
		教育総務部長	学校教育部長	
		監査委員・公平委員	消防長	
		員会事務局長		

○市役所参集課 参集基準…下記の表のとおり 参集場所…市役所

震 度	部名等	課名等	
震度4以上	危機管理室	危機管理室	
震度5弱以上	市長公室	行政デジタル推進課	
	総務部	庁舎管理課	
	建設部	道路総務課	道路建設課 河川課
		下水道経営課	下水道事業課
		営繕課	維持管理課
	都市整備部	都市計画課 市街地整備課	
	公園緑地課	建築住宅課	
教育総務部	教育総務課		
学校教育部	学校管理課 指導課 給食課		
	情報収集班員※ 電話対応班員※	各部より選出された職員	
震度5強以上	市長公室	秘書課 広報シティプロモーション課	
	市民協働部	市民活動支援課（地区センター職員を除く）	
	環境経済部	環境政策課	
		資源循環推進課（リサイクルプラザを除く） 廃棄物指導課 農業振興課	
議会事務局	議事課		

※危機管理室に参集

○職場参集課所 参集基準…下記の表のとおり 参集場所…各職場

震 度	部名等	課名等	
震度5弱以上	消防局	全ての課	
	消防署	全ての署	
震度5強以上	市民協働部	北部出張所※ 南部出張所 パスポートセンター	
	子ども家庭部	児童発達支援センター 児童館コスモス※ 児童館ヒマワリ※ 全ての保育所	
	保健医療部	地域医療課	健康づくり推進課 保健総務課
		生活衛生課	衛生検査課 感染症保健対策課
	環境経済部	リサイクルプラザ 経済振興課 農業技術センター	
	市立病院	診療部 看護部 事務部	
	教育総務部	科学技術体験センターミラクル※ 図書館 全ての体育館※	
学校教育部	教育センター 全ての小中学校※ 全ての学校給食センター		

※指定避難所となる施設

○避難所担当課所^{※1, 2}

参集基準…震度5強 参集場所…事前に定められた避難所または職場^{※3}

震 度	部名等	課名等
震度5強以上	市長公室	人権・男女共同参画推進課
	総合政策部	政策課 南越谷にぎわい推進室
	行財政部	財政課 行政管理課 公共施設マネジメント推進課 市民税課 資産税課 収納課
	総務部	法務課 総務課 人事課 安全衛生管理課 契約課 工事検査課
	市民協働部	全ての地区センター くらし安心課 市民課
	福祉部	福祉総務課 生活福祉課 障害福祉課
	地域共生部	地域共生推進課 地域包括ケア課 介護保険課
	子ども家庭部	子ども施策推進課 子ども福祉課 保育入所課 保育施設課 青少年課
	保健医療部	国保年金課
	都市整備部	開発指導課
		会計課
	教育総務部	生涯学習課 スポーツ振興課
	学校教育部	学務課
	選挙管理委員会事務局	
	監査委員事務局・公平委員会事務局	監査課
農業委員会事務局		

※1 参事、副部長、副参事及び課長（兼務含む）は市役所に参集

※2 保健師は、保健所に参集

※3 緊急時における職員参集マニュアルにおいて定める避難所開設職員は避難所へ参集する。その外の職員は職場に参集し、越谷市災害対策本部要綱に定める事務分掌に則った事務を行う。

(3) 配備体制

各部長は「越谷市における災害対策活動の実施に関する要領」により作成が定められている動員計画にしたがって、速やかに配備体制を整える。ただし、職員の参集状況によっては、あらかじめ定めた組織計画にとらわれることなく、順次応急対策活動に必要な班編成を行い、速やかな防災活動の実施を行う。

【資料編関連】「資料17 越谷市災害対策本部要綱災害対策活動の実施に関する要領」

(4) 地震直後の緊急措置

市役所において守衛が地震発生直後に実施する緊急措置は、以下のとおりである。

- ① 各庁舎、各施設の被害状況の把握と初期消火
- ② 被害状況を踏まえた各庁舎、各施設の緊急防護措置
- ③ 火災等の発生防止措置

なお、庁舎管理担当の職員が登庁した段階で、速やかに非常用発電機能や電話・FAXの通信機能の点検機能確保を行う。

(5) 被害状況等の報告

各職員は、庁舎等に参集する途上に被害状況や災害状況の情報収集を行い、災害対策本部に「被害概況報告書」で報告するとともに、最寄りの通信機器の整備された連絡可能な場所から災害対策本部へ移動系防災行政無線、電話、インターネット、FAX、市災害情報管理システムに入力する。

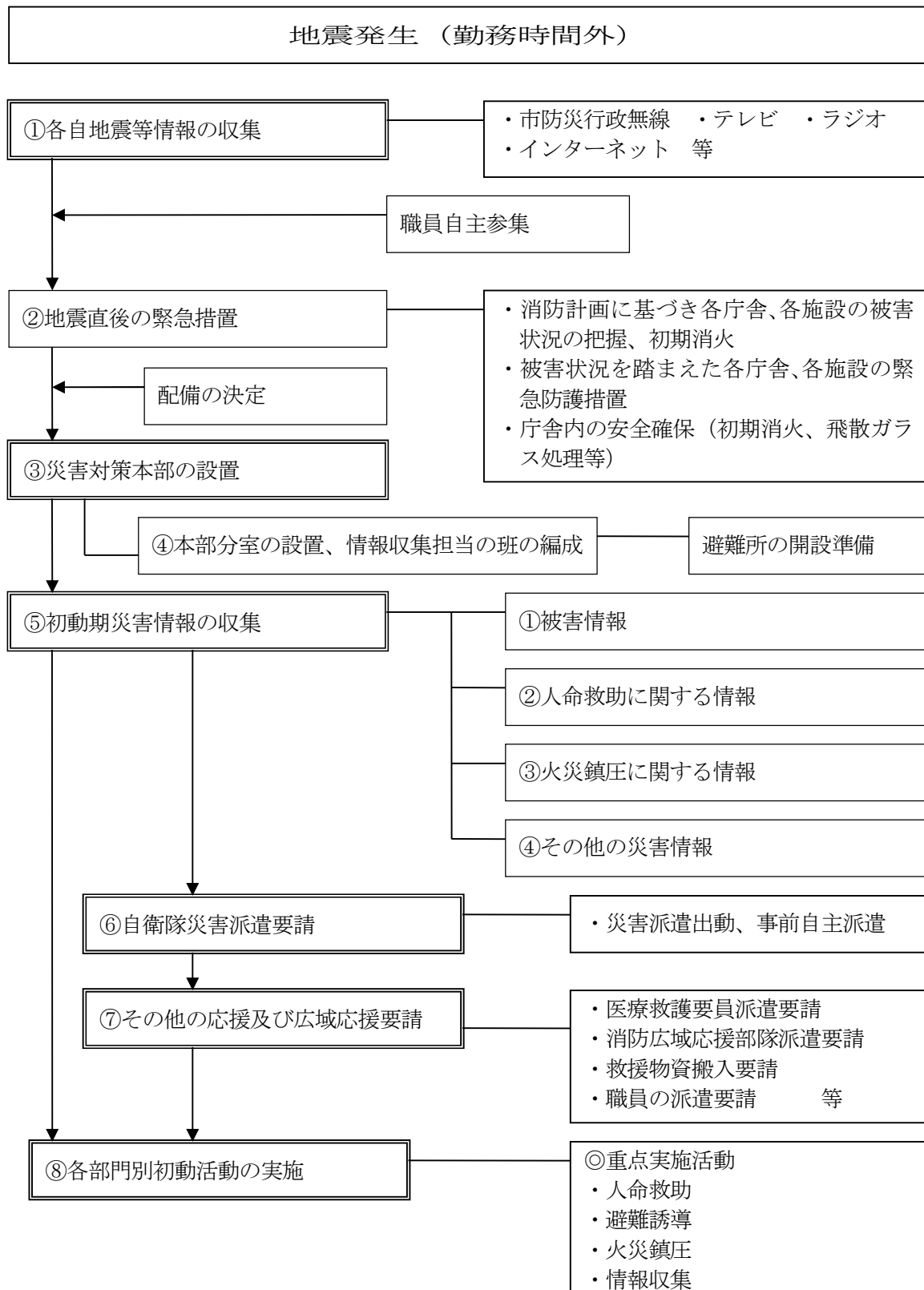
(6) 配備体制の移行

本部長は、上記の配備体制をもって活動中であっても、職員の参集状況と災害推移経過を勘案し、必要と認めるときは、「勤務時間内における配備体制」に移行するように指示する。

また各部長は、非常配備体制の発令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに統括調整部長を通じ、本部長に報告する。

【資料編関連】「資料19 被害概況報告書（報告様式1）」

(勤務時間外に地震が発生した場合の初動活動の流れ)



第4 応急活動計画

1 応急活動の内容

応急活動の内容について、概ね次表のように定める。

活動の種類	震災発生直後～12時間以内	発災後12時間～概ね72時間以内	発災後72時間～1週間以内
情報	<ul style="list-style-type: none"> 市民及び各部署からの被害情報の収集・伝達 消防署、消防団からの被害情報の収集・伝達 その他の被害情報の収集・伝達 安否確認（職員等） 交通・帰宅困難者情報の収集・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 建物等被害情報の収集・伝達 ライフライン被害情報の収集・伝達 被災者への生活情報の収集・伝達 被害状況、初動対応状況等情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活情報の収集・伝達
広報	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示及び安全な避難場所に関する情報 パニック防止を促す情報 市民への被害全体状況、生命維持等に関する情報の広報 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所・避難所に関する情報 救援救護に関する情報 被害状況、初動対応状況等情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 救援救護に関する情報 市外避難者への情報提供
救急・救助 医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 医療救護所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 医療救護所での応急処置 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者等の救急医療活動 避難所巡回による被災者診療活動、健康管理、メンタルケア
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設運営及び状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の衛生管理、食中毒対策・指導 	<ul style="list-style-type: none"> 避難者数・生活状況等の実態把握
救援・救護 活動	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水、食料の確保及び供給 生活必需品の確保及び供給 	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水、食料の供給 生活必需品の供給 	<ul style="list-style-type: none"> 救急物資の供給 食料の供給（炊き出し）
要配慮者への 対応	<ul style="list-style-type: none"> 避難所でのケア 要介護者の被災状況等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所でのケア 在宅要配慮者、重傷要介護者の施設への受入れ 要配慮者、外国人への広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者に対する組織的な応急福祉サービス 要配慮者支援本部の活動
広域連携・ 応援	<ul style="list-style-type: none"> 県・他市町村からの支援受入れの判断 	<ul style="list-style-type: none"> 広域他市町村からの支援受入れの判断 	
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法等による交通規制の実施状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法等による交通規制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法等による交通規制の強化

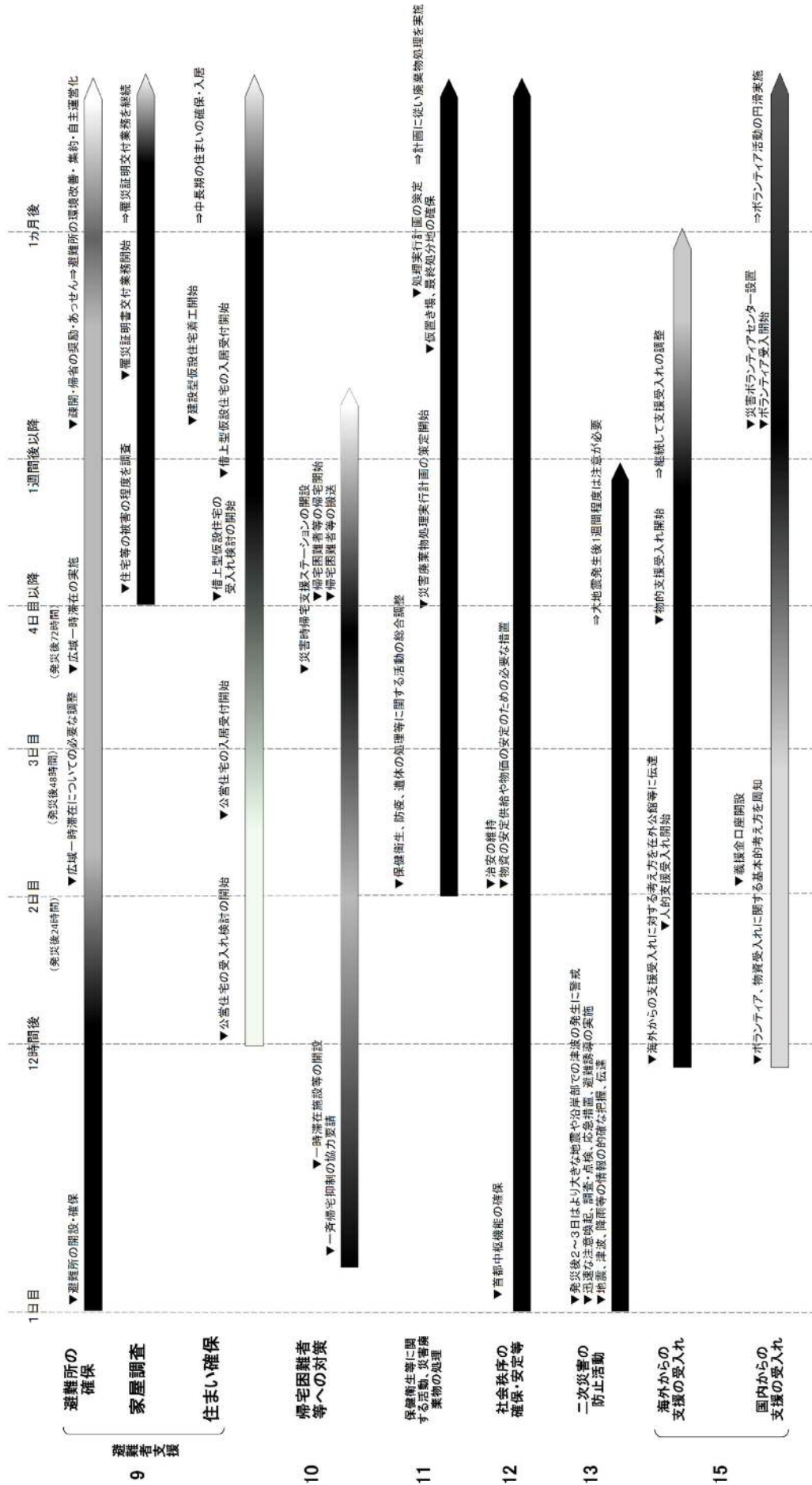
活動の種類	震災発生直後～12時間以内	発災後12時間～概ね72時間以内	発災後72時間～1週間以内
緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の確保 道路橋梁等の被害状況の把握 道路啓開の実施 飛行場外離着陸場、災害時緊急離着陸場の状況の把握及び臨時ヘリポートの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の確保
ボランティア活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンターの設置（情報の提供） 活動拠点の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアへ情報提供 ボランティアニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアへ情報提供 ボランティアニーズの把握
死体捜索・埋火葬	<ul style="list-style-type: none"> 火葬場等施設被害状況の把握 棺やドライアイスの確保 		
廃棄物処理・し尿・防疫対策	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等への仮設トイレ等の設置 ごみ処分場やし尿処理施設等施設被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレ等の設置 ごみ収集処理 災害廃棄物処理計画の立案と仮置場の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ・し尿処理 ごみ収集処理 災害廃棄物処理
ライフライン復旧	<ul style="list-style-type: none"> 各ライフライン被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 各ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 各ライフラインの復旧
被災地安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 県へ被災建物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地環境保全・管理対策 	
二次被害防止	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を踏まえ、二次災害防止対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を踏まえ、二次災害防止対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を踏まえ、二次災害防止対策の実施
生活安定			<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の開設 罹災証明書等発行の準備 応急仮設住宅建設の準備 被災建物応急修理の準備 学校再開の準備 住宅関係障害物の除去の準備 災害公営住宅建設の準備

2 タイムラインに応じた目標行動

大規模地震発生時からの経過時間に応じて、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が応急対策活動を整合的かつ調和的に行うため、以下に示すタイムラインを目安に、防災関係機関は国の緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して、迅速な行動を行う。

大規模地震発生時の災害応急対策タイムライン(表1)

	1日目	12時間後	2日目 (発災後24時間)	3日目 (発災後48時間)	4日目以降 (発災後72時間)	1週間後以降	1カ月後
1 初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 首都対策室設置 人材確保 ● 緊急災害対策本部設置 ● 政府部室回派遣 		<ul style="list-style-type: none"> ● 現地対策本部設置 ⇒ 緊急本部会議等を通じて適宜情報共有 				
2 被害情報等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 関係省庁、地方公共団体、マスコミ等からの情報収集 ▼ヘリ等による被害状況の概況把握 ▼情報伝達連絡体制の確立 ▼緊急輸送ルート等の概況把握 ▼被災道路府県からの各層要請収集 		<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 概ね一日で被害の全体像の把握 ▼情報空白域、孤立地域の把握、脱消の必要な措置を講ずる ▼避難者数の把握 ▼帰宅困難者数の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 概ね一日で被害の全体像の把握 ▼情報空白域、孤立地域の把握、脱消の必要な措置を講ずる ▼避難者数の把握 ▼帰宅困難者数の把握 			
3 緊急輸送のための交通の確保	<ul style="list-style-type: none"> ▼道路管理者による通行禁止等 ▼災害対策基本法76条の6の区間指定 ▼緊急輸送ルートの指定 ▼緊急輸送ルートの指定 ▼状況集約、迂回路設定 		<ul style="list-style-type: none"> ▼広域移動ルートの概ねの再開 ▼緊急交通路指定 ▼主な被災地へのアクセスルートの概ねの再開 	<ul style="list-style-type: none"> ▼被害が甚大な被災地内ルートの概ねの再開 ⇒以降、被災地全域へのルートを早期に再開 			
4 救助・救急消火活動等	<ul style="list-style-type: none"> ▼被災地内部隊最大動員 ▼広域応援部隊の先遣隊派遣 ▼広域応援部隊の増派・出動 ▼航空機による救助等活動 		<ul style="list-style-type: none"> ▼船による救助等活動 ▼最大勢力の派遣・活動 				
5 医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ▼遠方DMATの空路参集拠点への参集 ▼DMATの被災地参集、派遣先都道府県指示 ▼DMAT出動 ▼SCU設置 ▼広域医療拠点病院、SCU等での活動開始 ▼JMAT・日本赤十字社等の医療活動 		<ul style="list-style-type: none"> ▼広域医療部隊の順次到着、活動本格化 ⇒被災地内の医療機能の確保・回復 				
6 物資の調達	<ul style="list-style-type: none"> ▼アッシュ型支援実施決定 ▼物資調達関係省庁による調達の開始 ▼業界との調整、必要数量の確保 ▼物資関係省庁による調達の開始 ▼輸送手段の確保 ▼広域物資調達拠点開設 		<ul style="list-style-type: none"> ▼調達物資の輸送開始 ▼広域物資調達拠点開設 ▼広域物資調達拠点まで物資を輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ▼広域物資調達拠点まで物資を輸送 ▼市町村、避難所まで物資を輸送 ▼フル型支援への切替え 			
7 燃料供給	<ul style="list-style-type: none"> ▼系列BCP・連携計画による安定供給体制構築 ▼災害時石油供給連携計画の発動 ▼重点継続供給の施設指定、供給体制の確保 ▼燃料輸送、供給体制の確保 		<ul style="list-style-type: none"> ▼優先供給施設の特定・要請把握 ▼燃料輸送、供給体制の確保 ⇒重点継続供給と優先供給を含む供給対応を継続 ⇒優先供給施設への供給開始 				
8 ライフラインの復旧	<ul style="list-style-type: none"> ▼緊急点検、被害状況、復旧見通し等の把握 		<ul style="list-style-type: none"> ⇒復旧計画に従い順次復旧 ▼必要に応じ迅速な復旧に必要な要請・支援 ▼必要に応じ、全国から人員、機材等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒復旧計画に従い順次復旧 ▼必要に応じ迅速な復旧に必要な要請・支援 ▼必要に応じ、全国から人員、機材等の支援 			<ul style="list-style-type: none"> ⇒復旧に時間がかかると想定される施設に対して、必要な対応を総合調整



上記のタイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

3 災害発生直前の未然防災活動

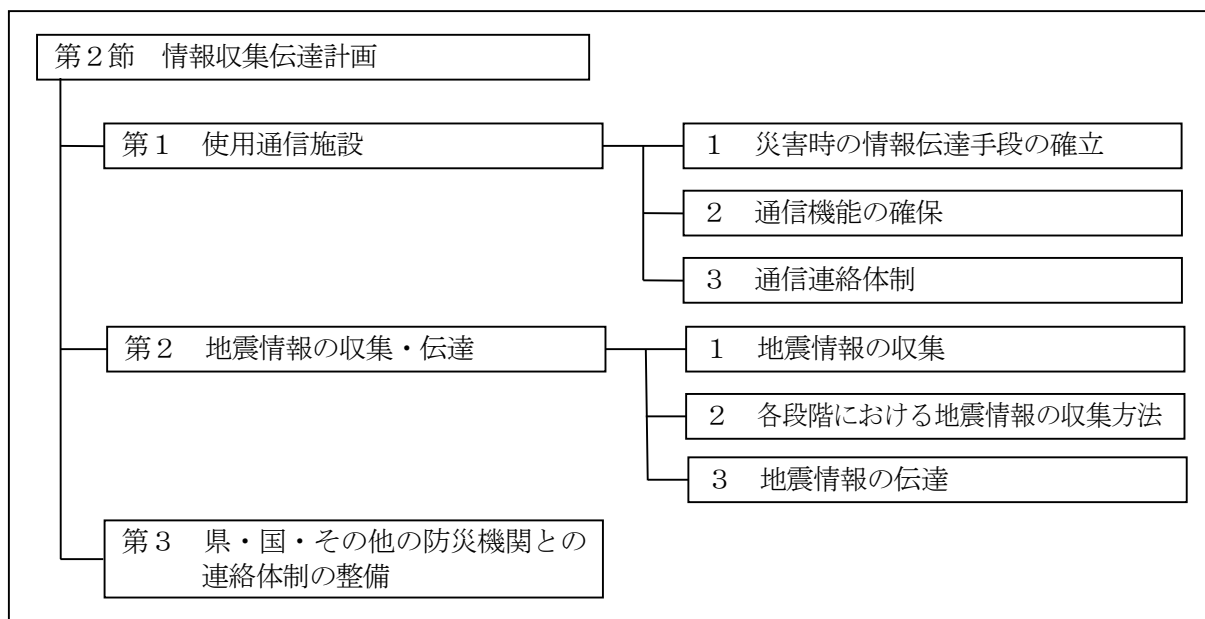
市は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策として、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2節 情報収集伝達計画

■趣旨■

災害情報を迅速かつ正確に収集し、地震災害時の応急対策を適切に実施するため、関係機関と密接な連携を図りながら、迅速かつ的確に災害情報の収集・伝達並びに関係機関等への連絡を行う。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 使用通信施設

1 災害時の情報伝達手段の確立

激甚な災害が発生した場合においては、通信が途絶し、混乱することも予測されるため、市は、以下の通信施設の中で最も確実なものを利用し、情報収集連絡等を行う。また、必要に応じて、自転車やバイク等により情報伝達を行う。

(1) 一般加入電話及び市内電話

本部への電話による連絡及び報告は、次の電話番号による。

災害対策本部（災害対策本部分室）：048-964-2111

(2) 県防災行政無線、衛星通信ネットワーク、埼玉県災害オペレーション支援システム 県及び県下全市町村の情報連絡に利用する。

(3) 市防災行政無線（固定系・移動系）

統括調整部の庶務担当の班が統制管理し、運用する。

(4) 消防無線

指令担当の班が統制管理し、運用する。

(5) 携帯電話・メール

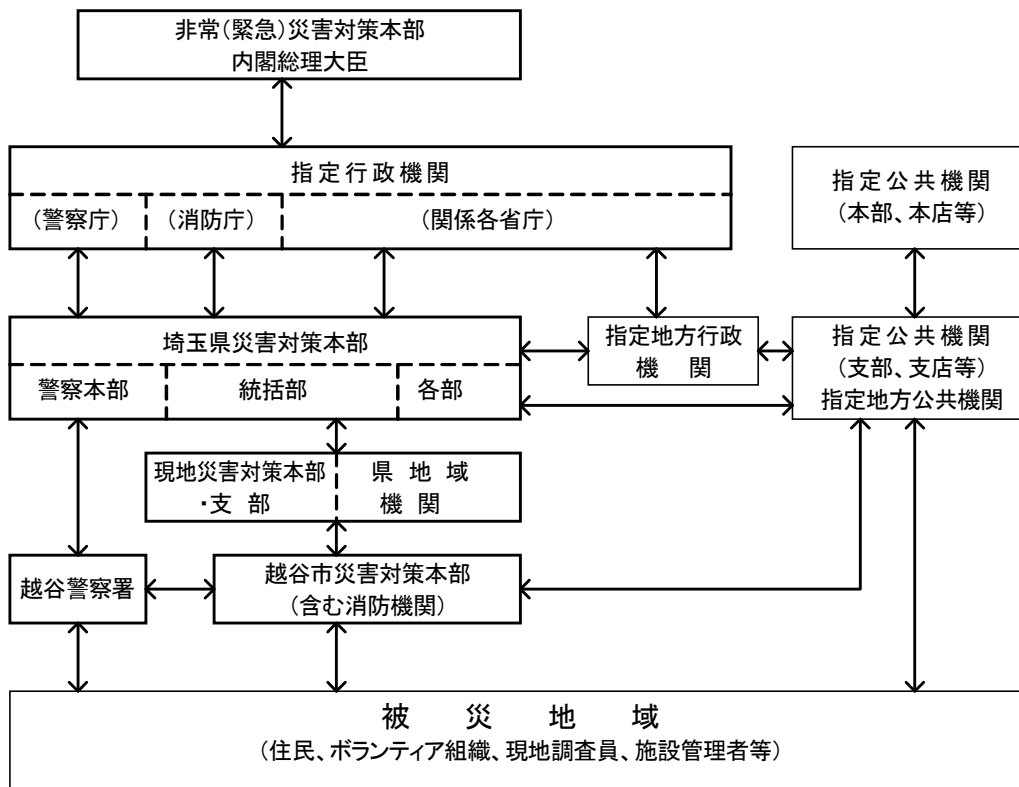
(6) インターネット、SNS

2 通信機能の確保

有線通信が機能を喪失した場合には、本部は、直ちに東日本電信電話（株）埼玉事業部の協力を得て修復を図る。また、無線機については、常に良好な通信が確保できるよう、災害時においてもその機能の維持に努める。

3 通信連絡体制

(1) 通信連絡系統図



(2) 県等との通信連絡体制

市、県及び防災関係機関は、有線が途絶、又は、途絶するおそれがある場合には、以下により行う。

- ① 防災行政無線、衛星通信ネットワーク、埼玉県災害オペレーション支援システム
 市、防災関係機関と県との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

② 非常通信

市、県及び防災行政機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信(無線通信)を行うことができる。

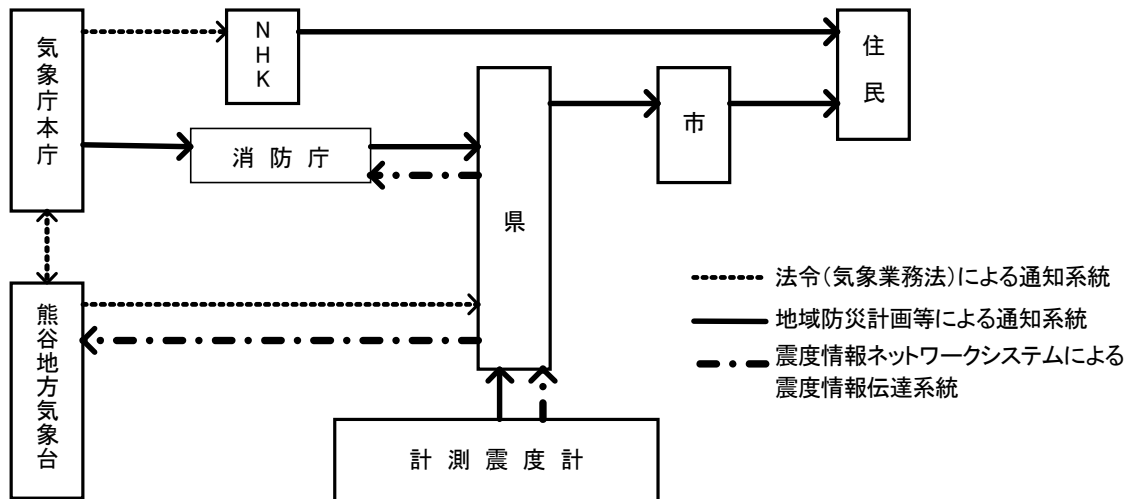
③ 使者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行う。

第2 地震情報の収集・伝達

1 地震情報の収集

市は、震度計の測定結果及び気象庁発表の地震情報、県防災行政無線により伝達された地震情報を収集し、地震の規模と範囲の概況を把握する。



2 各段階における地震情報の収集方法

災害発生直後から、迅速な対応を行い、適切な応急対策を実施するために、①緊急時、②初動期、③応急活動期の期間ごとに必要な情報を時系列的に位置づける。

(1) 緊急時における情報収集(発災直後)

災害発生直後は、被害状況の早期把握のため、情報収集担当の班及び各職員は、市域の被害概要についての情報の収集を行う。これらの情報をもとに、自衛隊派遣要請及び広域応援要請等の判断を行うとともに、初動活動の方針を検討するなど、災害対策本部体制の確立を図る。

① コミュニティ区(公民館区)、あるいは小中学校区別被害概況

情報収集担当の班を中心に、各コミュニティ区(公民館区)、あるいは小中学校区の被害概況を調査する。なお、大規模地震発生時には、障害物等による途絶も想定されることから、情報収集には自転車やバイク等の利用も考慮する。

② 関係機関等からの情報収集

移動系防災行政無線等を利用して、防災拠点や警察、消防、自治会等から被害情報を収集する。

③ その他の情報収集

被害状況の早期把握のため、日本郵便（株）新越谷郵便局、JARL越谷無線クラブ等に協力を求め、一般被害の情報収集にあたる。特に、大規模地震や水害による大規模冠水が発生した場合には、道路交通が途絶することが想定されることから、無線系の通信手段を確保する。

(2) 初動期の情報収集について（発災後概ね72時間以内）

初動期では、人命救助を主目的に、個別・具体的な被害情報を中心とした情報収集を行う。また、避難所開設等の応急対応に必要な情報の収集も同時に行う。以下に収集すべき情報を優先順に示す。

- ① 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- ② 住宅被害の状況
- ③ 道路被害の状況
- ④ 二次被害（地震による火災等）の発生状況及び危険性
- ⑤ 避難の必要の有無及び市民の動向
- ⑥ 道路交通状況
- ⑦ 避難指示又は警戒区域の設定状況
- ⑧ 庁舎等所轄施設・設備の損壊状況
- ⑨ 避難所開設情報
- ⑩ 気象台が発表する情報

（余震等に関する情報、二次災害防止のための気象警報・注意報等）

(3) 応急活動期の情報収集について（発災後概ね72時間以降）

応急活動期は、災害による生命の危機を脱した後の被災者に対する生活の安定についての対策の時期である。行政の対策としては、避難所の運営や給食・給水、生活関連情報の提供等が主目的となる。したがって、収集する情報も、避難所の収容者数等や交通機関の復旧見込み、ライフラインの復旧情報といった、生活安定に係る情報が多くなると考えられる。また、これと並行して、二次災害による被害情報や避難指示の情報等緊急対応に係る情報収集も一部残る。以下に収集すべき情報を示す。

- ① 避難所運営情報
- ② 交通機関・道路・ライフラインの不通・復旧見込みその他の生活安定に関する情報
- ③ 二次災害に影響を与える大雨等の気象情報
- ④ 避難情報の収集
- ⑤ 個別被害情報の収集
- ⑥ 被害映像
- ⑦ 二次災害等による新規避難所開設情報
- ⑧ 地区別被害状況報告等

3 地震情報の伝達

(1) 本部連絡員の派遣

各部は、災害対策本部が設置されたときは、連絡員を本部に派遣し、それぞれの部との連絡の任にあたらせる。

① 報告すべき事項

- ア 緊急時における情報収集活動において収集した情報
- イ 被害状況
- ウ 災害に対してすでにとった措置
- エ 災害に対して今後とろうとする措置
- オ その他災害対策上必要な措置

② 被害状況の確定報告

各部は、災害が終息した時点で具体的な被災状況の調査を開始し、把握した被災状況について逐次報告するとともに、その状況が最終的に判明したときは、文書をもって本部長に報告する。

(2) 県に対する報告

市は、市内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、埼玉県災害オペレーション支援システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告するとともに、災害応急対策に関する既に措置を講じた事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。なお、市が被害状況の報告ができない場合、県は自ら職員派遣等をもって被害情報の把握に努めるなど、必要な措置を講ずる。

① 情報収集体制の整備

被害報告を迅速かつ正確に行うため、地区又は地域別及び被害の種別ごとの部門別に、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打ち合わせをする等、情報収集体制をあらかじめ整備する。

② 情報統括責任者の選任

市は、災害情報の統括責任者を選定し、災害情報の収集、統括及び報告にあたらせるものとする。なお、選任の結果を支部に充てられる東部地域振興センターに報告する。

③ 情報の収集

- ・市は災害情報の収集にあたっては、越谷警察署と緊密に連絡する。
- ・被害の程度の調査にあたっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整する。
- ・被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- ・全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- ・行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、越谷警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡す

る。外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等に連絡する。

④ 県に対する報告内容等

本部長は、次の災害について県災害対策課に対し被害状況等の報告を行う。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

(県に対して報告すべき災害)

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 県又は市が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- カ 地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの
- キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(県に対して報告すべき事項)

- ア 災害の種別
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対してとられた措置
 - ・災害対策本部の設置状況
 - ・主な応急措置の状況
 - ・その他必要事項
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

(県に対する報告の種別)

- ア 被害速報：被害速報は、発生速報と経過速報に区分する。
 - (ア) 発生速報：概要について、被害の発生直後に行う。
 - (イ) 経過速報：被害状況の進展に伴い、収集した被害について逐次報告するものとし、特に指示がある場合を除いて2時間ごとに行う。
- イ 確定報告：確定報告記入要領に基づく被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

ウ 報告先：埼玉県災害オペレーション支援システムにて報告。システムが使用できない場合は以下のとおりとする。

○対策本部設置前（現地対策本部又は支部設置前）

・勤務時間内

災害対策課

電話 048-830-8181 FAX 048-830-8159

・勤務時間外

危機管理防災部当直

電話 048-830-8111 FAX 048-830-8119

○対策本部設置後（現地対策本部又は支部設置後）

現地災害対策本部・支部（東部地域振興センター）

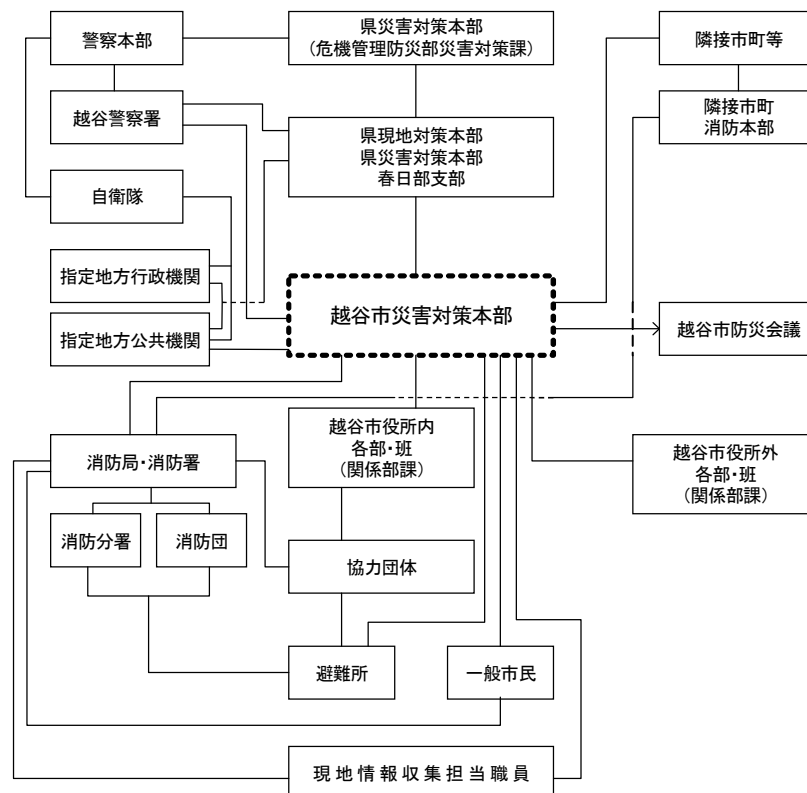
電話 048-737-1110 FAX 048-737-9958

エ 報告責任者：統括調整部長

- 【資料編関連】「資料20 発生速報（様式第1号）」
 「資料21 経過速報（様式第2号）」
 「資料22 被害状況調（様式第3号）」

第3 県・国・その他の防災機関との連絡体制の整備

地震災害時における情報連絡系統は次のとおりである。国、県、市が情報を共有し、連携して災害応急対策を実施するものとする。整備にあたっては、埼玉県災害オペレーション支援システムの活用体制や県より派遣される市町村情報連絡員・係等との連携体制を構築する。

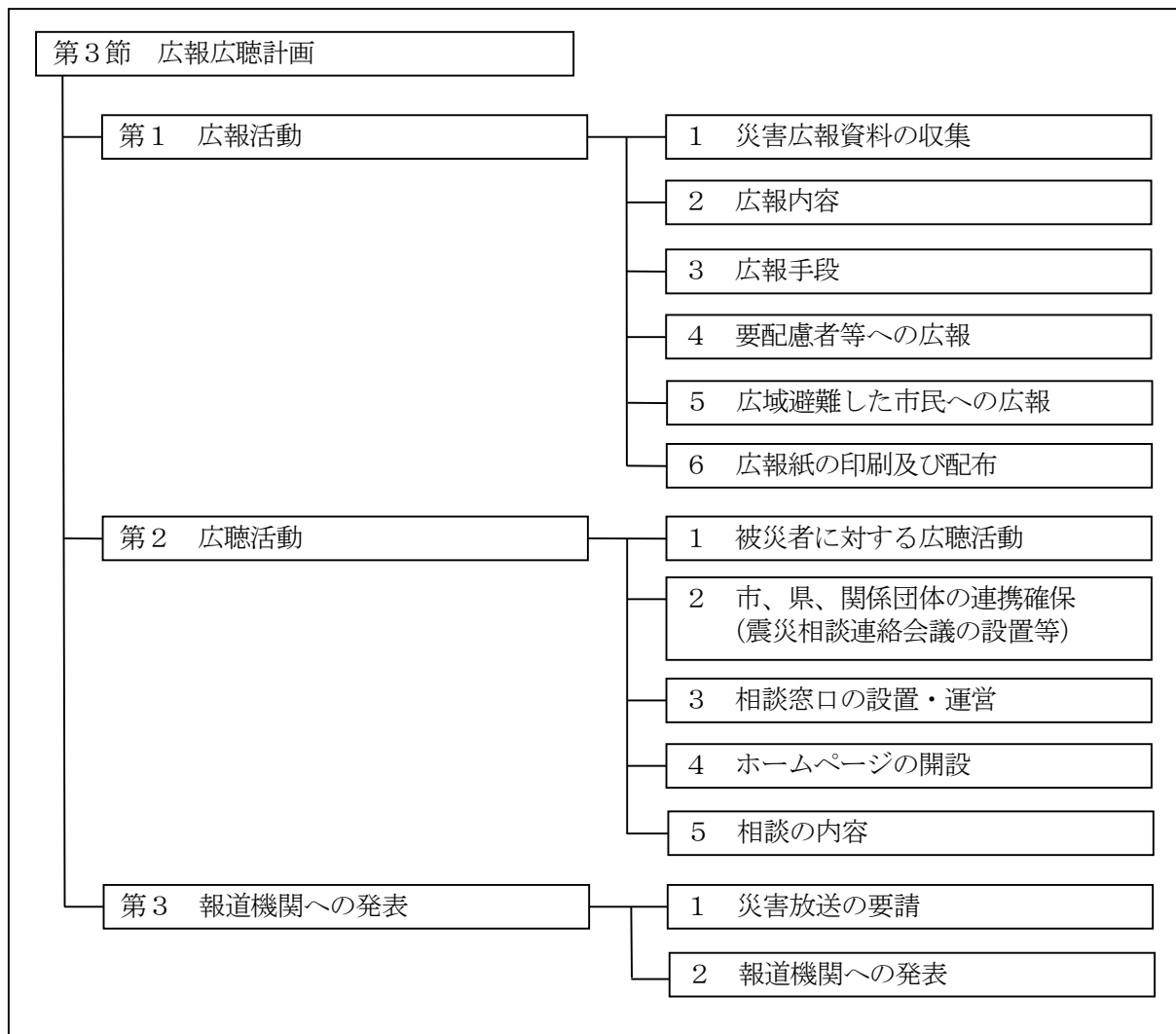


第3節 広報広聴計画

■趣旨■

地震発生時に、パニックの発生を防止し、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、市民に対し、正確な有用情報の迅速な広報を実施するとともに、被災者や一般市民の要望や苦情などの広聴を実施する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 広報活動

1 災害広報資料の収集

市は、災害広報活動を行うために必要な資料として、以下の事項を作成、また関係機関等の協力を得て収集する。

- (1) 情報収集担当の班又は広報広聴担当の班を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ映像
- (2) 関係機関及び住民等が取材した写真及びビデオ映像
- (3) 報道機関等による災害現地の航空写真
- (4) 水防及び救助等応急対策活動取材した写真等

2 広報内容

(1) 地震発生直後の広報内容

市は、地震発生直後においては、市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に、広報活動を実施する。

■混乱防止情報	
①状況判断用の情報 ・災害の規模・範囲・内容 ・ライフライン情報 ・道路情報（通行止め・交通規制等） ・交通機関情報（運休・運行情報）	④一般的な避難情報 ・避難場所の情報 ・避難時の注意 ・避難時の車の使用制限
②救援活動状況の広報 ・救援活動情報 ・人命救助の協力呼びかけ ・全国からの救援の状況	⑤行政の対応状況 ・応急対策実施状況
③二次災害防止情報 ・出火防止情報	⑥その他の情報 ・遺体安置情報
■生存関連情報	
①医療情報 ・医療機関の受入れ情報 ・臨時開設された医療施設情報 ・専門治療（透析等）医療機関情報	③被災者生活再建支援に関する情報
	④その他の応急対策活動の状況に関する情報
	⑤犯罪防止に関する情報
②水・食料の物資情報 ・水の配給拠点場所 ・救援物資の受入れ情報 ・物資等の配給状況	⑥流言飛語の防止に関する情報
	⑦その他必要と認められる情報

(2) 生活再開時期の広報の内容

① 第1時期（地震発生後3日から1週間程度）

この時期は、地震発生直後の生存のための情報よりも、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、市は、生活関連情報、各種行政施策を、避難場所・避難所を中心とした様々な広報対象者に迅速かつ的確に広報する。

② 第2時期（2週間から3週間目）

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するため、市は、避難生活者への広報とともに、通常生活を再開した市民に対する行政サービスに関する情報を広報する。

③ 第3時期（4週間目以降）

避難所での避難生活から仮設住宅や公営住宅での個別の生活に移行するとともに、大部分の市民が通常生活を開始する時期になるため、市は、避難生活者向けの情報とそれ以外の市民向けの情報を提供する。

■生活関連情報	
①ライフライン情報 ・ライフライン復旧情報	④教育関連情報 ・学校の休校・再開情報
②交通・道路情報 ・公共交通機関の復旧情報 ・道路情報（交通規制・通行止め） ・代替交通機関の情報	⑤その他の情報 ・医療情報 ・各種相談窓口情報 ・その他情報
③生活の基礎情報 ・商業施設再開情報 ・避難場所・避難所・地域での生活情報 ・通常の行政サービス情報	
■行政施策情報	
・住宅関連情報 ・罹災証明書・義援金関連情報 ・各種貸付・融資制度関連情報 ・都市計画関連情報 ・各種式典関連情報 ・経済活動支援関連情報	・見舞金・弔慰金等の支給関連情報 ・各種減免・軽減・延期措置情報 ・その他災害対策関連情報 ・復興関連情報 ・二次災害防止啓発関連情報 ・その他の行政情報

3 広報手段

(1) 地震発生直後の広報手段

市は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることを鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、地震発生直後の停電時や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体での広報を行うとともに、広報車等を活用し、適切に情報提供を実施する。その他、地震発生直後の市民等に混乱を与えないよう、以下の手段によって広報活動を行う。なお、広報の際には、要配慮者、在宅避難者、所在を把握できる広域避難者、外国人に特に配慮して行う。

- 防災行政無線
- 広報車
- 拠点広報（避難場所・避難所・街頭・郵便局等への張り出し）
- インターネット、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷Cityメール、ツイッター等のSNS、緊急速報メール（エリアメール）
- ハンドマイク
- テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報

- 警察、消防、その他防災関係機関への広報依頼
- 応援協定における地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）

（2）生活再開時期の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関する手続き等、複雑な内容になってくるため、市は、文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を通じて迅速かつ的確に広報する。なお、広報の際には、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、外国人に特に配慮して行う。

- 広報紙
- 拠点広報（避難場所・避難所・街頭・郵便局等への張り出し）
- インターネット、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷Cityメール、ツイッター等のSNS
- テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報
- 応援協定における地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）

① 避難場所・避難所における市民への広報

避難者に対しては、避難場所・避難所への広報紙・臨時広報紙の配布、掲示板への掲出、防災行政無線による伝達を中心に行う。

② 避難場所・避難所外における市民への広報

避難場所・避難所外の市民に対しては、地区センター・公民館等の公共施設での広報紙・臨時広報紙の配布、掲示板への掲出、防災行政無線や広報車、インターネット、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、SNS等による伝達、報道機関への情報提供による広報を中心に行う。

③ 他市町村避難者に対する広報

他市町村への避難者に対しては、当初段階は報道機関への情報提供による広報で対応するとともに、時間経過等に応じて、広報紙の市外郵送サービスやFAX、インターネット、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷Cityメール、ツイッター等のSNSなどでの情報提供を行う。

4 要配慮者等への広報

市は、聴覚・視覚障がい者や外国人などの災害時における情報の入手・伝達に支援が必要な方に対し、関係団体等と緊密な連携を図り、迅速かつ的確に情報を伝達する。

（1）障がい者等への広報

聴覚障がい者に対しては、広報紙の配布、掲示板への掲出、FAX、ホームページ、越谷Cityメール、ツイッター等のSNSなどによる広報のほか、テレビ局に文字放送や手話放送、テロップ付き放送の実施を要請する。

視覚障がい者に対しては、テレビ、ラジオ、広報車による広報を行うとともに、ホームページの読み上げ機能やスマートフォンアプリ「防災こしがや」を活用し、音声による情報提供を行う。

(2) 外国人への広報

市は、被災外国人（旅行者を含む）への情報伝達を行うため、広報内容を多言語及びやさしい日本語でも表現し、国際化関係団体やNPO・ボランティア、多文化共生推進員等の協力を得て、広報を行う。

(3) 帰宅困難者への広報

市は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板Web171等を利用した安否確認方法を広報するとともに、県が実施する活動と連携し、徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布、帰宅困難者への支援対策の広報を行う。

5 広域避難した市民への広報

市は、他市町村へ広域避難した市民に対し、行政支援を容易かつ確実に受け取ることができるよう、報道機関の協力を得て情報提供を行う等の対策を講じ、広報に努める。

6 広報紙の印刷及び配布

(1) 印刷体制

広報紙の迅速な発行にあたっては、平常時の発行手順の短縮化を図るとともに、近隣市町と相互協力を行うなどして、災害時でも安定した印刷体制を確保する。

(2) 配布場所

被災当初は、多くの被災者が共有して見られる場所（避難場所・避難所、市役所、街頭張り出し）等へ重点的に配布する。その後、発行部数の増加とともに、商店街や集会所、物資の配布所など、市民の立ち寄る場所等に配布を開始する。最終的には平常時の方法により全市民に行きわたるよう段階的に配布を拡充する。

(3) 配布手段

広報紙の配布は、市職員、自治会など地域コミュニティ組織、ボランティア等の協力の下に行うものとし、発災当初は、市及び関係機関等の職員が、避難所等を巡回する際に各避難所へ配布する。その際、車での配布が困難なことが予想されるため、バイク・自転車・徒歩等により機動性を確保するとともに、物資等の配布ルートを活用して、迅速かつ継続的に配布をすることが必要である。その後、配布部数の増加とともに、ボランティア等の協力を得て、市民の立ち寄る場所等への拠点配布を行い、最終的には、自治会、コミュニティ推進協議会、ボランティア等の協力を得ながら、平常時の方法による配布を行う。

避難所等にはFAX、インターネットを利用して広報紙を送り、それを避難所でコピーするなど、様々な方法で避難者及び周辺住民への広報に努める。

第2 広聴活動

1 被災者に対する広聴活動

市は、被災者に対する個別聴取やアンケート等を実施し、全般の応急対策の実施状況を把握する。

また、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行うとともに、必要があれば、県に広聴活動の協力を要請する。

2 市、県、関係団体の連携確保（震災相談連絡会議の設置等）

市、県、関係団体は、震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認する。

また、地域振興センター等の県の地域機関においても、管内の市町村への情報伝達と連携体制の強化を図る。

3 相談窓口の設置・運営

市は、被災住民からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、県、関係団体等と協力しながら、速やかに臨時市民相談窓口を設置し、電話・FAX等の通信手段及び相談員を配置する。また、外国人への相談にも対応するため、通訳・翻訳ボランティアの配置又は関係団体の協力を得て、多言語による相談窓口の設置を行う。

相談窓口の設置にあたっては、被災者からの相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、市は、法律、税務、会計、建築、医療・保健・福祉、消費生活等の専門家及び関係機関・団体の協力を得て、窓口の設置・運営を行う。また、相談窓口設置の際には、被災者が1か所ですべての相談ができるよう、その内容の充実を図る。

- 市役所、地区センター・公民館等での臨時市民相談窓口
- 各避難所の巡回相談窓口
- 電話相談窓口

4 ホームページの開設

市は、ホームページに、災害情報に関するページを開設し、行政情報等の広報を行うものとする。また、必要に応じて、県が開設する「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

5 相談の内容

(1) 生活再建相談

市は、以下の相談を実施し、生活再建のための経済援助、手続き等の周知を図る。

- 住家の被害認定調査・罹災証明書の発行
- 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付等
- 倒壊家屋の処理

- 住宅の応急修理、仮設住宅の入居
- 公営住宅の入居
- 住宅の補修・再建、住宅ローン
- その他生活相談

(2) 事業再建相談

市は、事業の再建のため、本市、県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。

- 中小企業関係融資
- 農業関係融資
- その他融資制度

(3) 個別専門相談

- 法律相談

市は、被災によって生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談について、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等と事前に協力体制を整備し、相談活動を行う。

- 医療相談

市は、心身の健康に関わる医療問題などに対して、医療関係団体等と事前に協力体制を整備し、相談活動を行う。

特に、被災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等、心の悩みを受け止めるため、専門職による電話相談、面接相談を行う。

(4) ライフライン相談

市は、ライフラインの被災、復旧状況についての相談活動を行う。電気、ガス、水道等については関係機関と連絡を密にするとともに、必要に応じて関係機関による相談活動も実施する。

(5) 消費生活相談

市は、地震発生直後から災害に伴う悪質商法等により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、速やかに相談活動を始める。また、場合によっては、相談の処理や事業者の指導等について、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

(6) 安否情報の提供

大規模な地震災害が発生した場合、同居の家族や市民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者が広く関心を寄せる事項であり、市内外からの安否確認の問い合わせが一時的に殺到することが予想されることから、通常の相談窓口とは別に安否情報窓口を設置し、また、安否情報システムを活用して、迅速かつ的確な情報の提供を行う。

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合におい

て、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3 報道機関への発表

1 災害放送の要請

市は、災害対策基本法第57条に基づき、災害情報等の伝達又は警告が緊急を要し、その通信のため特別の必要がある場合は、NHKさいたま放送局、(株) テレビ埼玉、(株) エフエムナックファイブ等に対し、災害放送の要請をする。この場合、原則として県知事に要請依頼するものとするが、特別の事情がある場合は、放送機関に対し本市より直接要請を行う。

また、(株) ジェイコム北関東及び(株) エフエムこしがやについては、市と災害情報等の放送に関する協定を締結しているため、市から直接要請を行う。

2 報道機関への発表

市は、被害状況やライフラインの復旧情報などの被災者等に有用な情報を迅速かつ的確に伝えるため、報道機関に必要な情報を発表する。

(1) 発表方法

項目	実施主体	内容
発表内容の検討	市災害対策本部	市は、災害情報及び被害状況、応急活動状況、ライフラインの復旧状況等の報告に基づいて収集されたものうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、報道機関に発表する内容を検討するものとする。
発表の実施	市災害対策本部	市は、発表内容、発表場所について協議・決定し、報道機関に発表するものとする。
	指定公共機関 指定地方公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関が地震に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部と協議のうえ実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部に連絡するものとする。
発表内容の伝達	市災害対策本部	市は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部の必要と認められる各部及び関係機関に送付するものとする。
取材に対する対応	市災害対策本部	市は、報道機関からの取材に一元的に対応するため、災害対策本部内に報道対応担当を置き、取材対応を行うものとする。

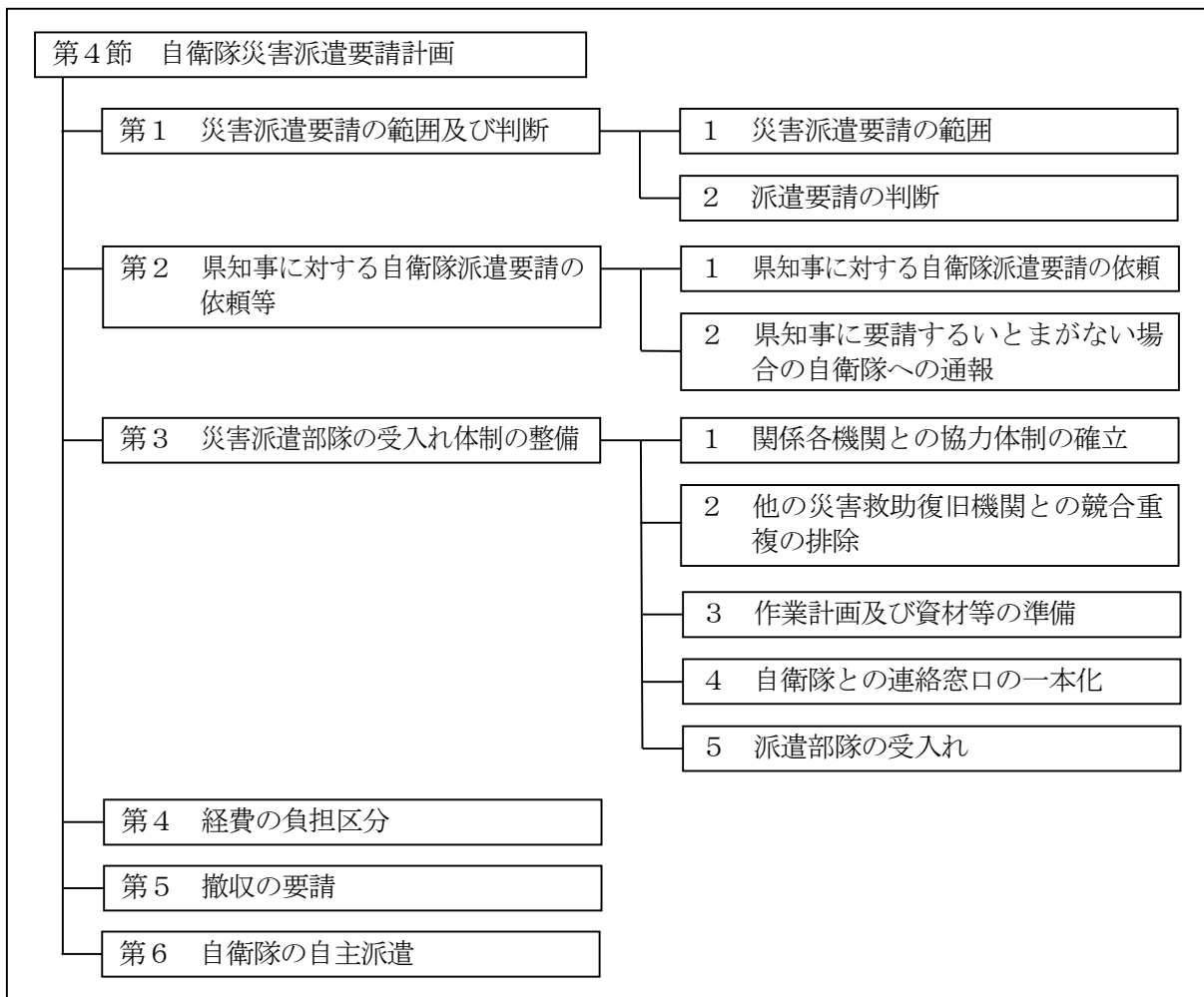
【資料編関連】「資料23 市町村放送要請依頼用紙（様式2）」

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

■趣旨■

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に対する災害派遣要請の依頼を県知事に対して行い、迅速な応急活動の実施を図る。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 災害派遣要請の範囲及び判断

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

(災害派遣活動の3要件)

(1) 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

(2) 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

(3) 非代替性の原則

自衛隊の部隊が派遣される以外に、他に適切な手段がないこと。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、概ね次のような場合である。

- ・被害状況の把握
- ・避難者の誘導、輸送
- ・避難者の捜索、救助
- ・水防活動
- ・消防活動
- ・道路又は水路等交通上の障害物の除去
- ・診察、防疫、病虫害防除等の支援
- ・通信支援
- ・人員及び物資の緊急輸送
- ・炊事及び給水支援
- ・救援物資の無償貸付又は贈与
- ・交通規制の支援
- ・危険物の保安及び除去
- ・予防派遣
- ・その他

2 派遣要請の判断

市長は、地震の規模や被害概況情報を踏まえ、人命及び財産の保護を必要とし、市の組織、資器材、備蓄物資等をもってしても災害応急対策の実施あるいは事態の収拾が困難であると判断した場合、速やかに県知事へ自衛隊の派遣を要請する。

第2 県知事に対する自衛隊派遣要請の依頼等

1 県知事に対する自衛隊派遣要請の依頼

市長は、災害に際し、自衛隊の救援を必要とするときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、県知事に対して自衛隊の派遣要請を行う。この場合において、市長は、必要に応じて市内の災害状況を自衛隊に通知するものとする。

市長が県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、以下の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、口頭又は電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送付する。

(1) 提出（連絡先） 危機管理防災部危機管理課

・勤務時間内

電話 048-830-8131 FAX 048-830-8129
 防災無線（地上系） 電話 85-200-6-8131 FAX 85-200-8126
 防災無線（衛星系） 電話 89-200-6-8131 FAX 89-200-6-8129

・勤務時間外 危機管理防災部当直

電話 048-830-8111 FAX 048-830-8119
 防災無線（地上系） 電話 85-200-6-8111 FAX 85-200-6-8119
 防災無線（衛星系） 電話 89-200-6-8111 FAX 89-200-6-8119

(2) 提出部数 3部

(3) 記載事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

【資料編関連】「資料24 自衛隊災害派遣要請依頼書、撤収要請依頼書」

2 県知事に要請するいとまがない場合の自衛隊への通報

市長は、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により県知事に要請するいとまがない場合、直接第32普通科連隊又は最寄り部隊に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。

部隊名	連絡責任者、電話番号		要請文あて先	所在地
陸上自衛隊 第32普通科連隊	時間内 第3科長 048-663-4241 内線435	時間外 部隊当直指令 内線402	第1師団長 (第32普通科連隊長気付)	さいたま市北区日進町一丁目40番地7

第3 災害派遣部隊の受入れ体制の整備

1 関係各機関との協力体制の確立

市は、県、警察、消防等と協力して、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した場合の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により策定するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口の一本化

市は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておく。

5 派遣部隊の受入れ

市は、自衛隊からの要求があった場合、派遣された部隊に対し次の施設等を準備する。

- ①本部事務室（連絡場所）
- ②宿舎施設又は野営場所
- ③資材置場（野外の適当な広さ）
- ④駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- ⑤ヘリコプター発着場

令和3年4月現在で、飛行場外離着陸場として、県立越谷東高等学校、県越谷防災基地、河川防災ステーションの3か所、災害時緊急離着陸場として、大杉公園、しらこぼと運動公園の2か所が指定されている。さらに、ドクターヘリの離着陸ポイントとして、県立越谷東高等学校、県越谷防災基地、河川防災ステーション、大杉公園、しらこぼと運動公園、県立越谷南高等学校、埼玉県立大学、出羽公園グラウンド、川柳公園グラウンド、平方公園、増林多目的運動場、越谷総合公園多目的運動場、本田公園グラウンド、南越谷グラウンドの14か所が指定されている。

今後、大規模災害に対応するためヘリコプターが離発着できる場所等を検討していく。

【資料編関連】「資料25 ヘリコプター離着陸場一覧」

第4 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- ①派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- ②派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- ③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ④派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- ⑤その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、市長と派遣部隊等の長との間で協議する。

第5 撤収の要請

自衛隊災害派遣部隊の撤収については、市長が、埼玉県及び自衛隊派遣部隊と協議のうえ、県知事に要請する。

【資料編関連】「資料24 自衛隊災害派遣要請依頼書、撤収要請依頼書」

第6 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事からの要請で行われることを原則とするが、要請による災害派遣を補完する例外的な措置として、地震災害に際し、その実態に照らして特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する場合がある。

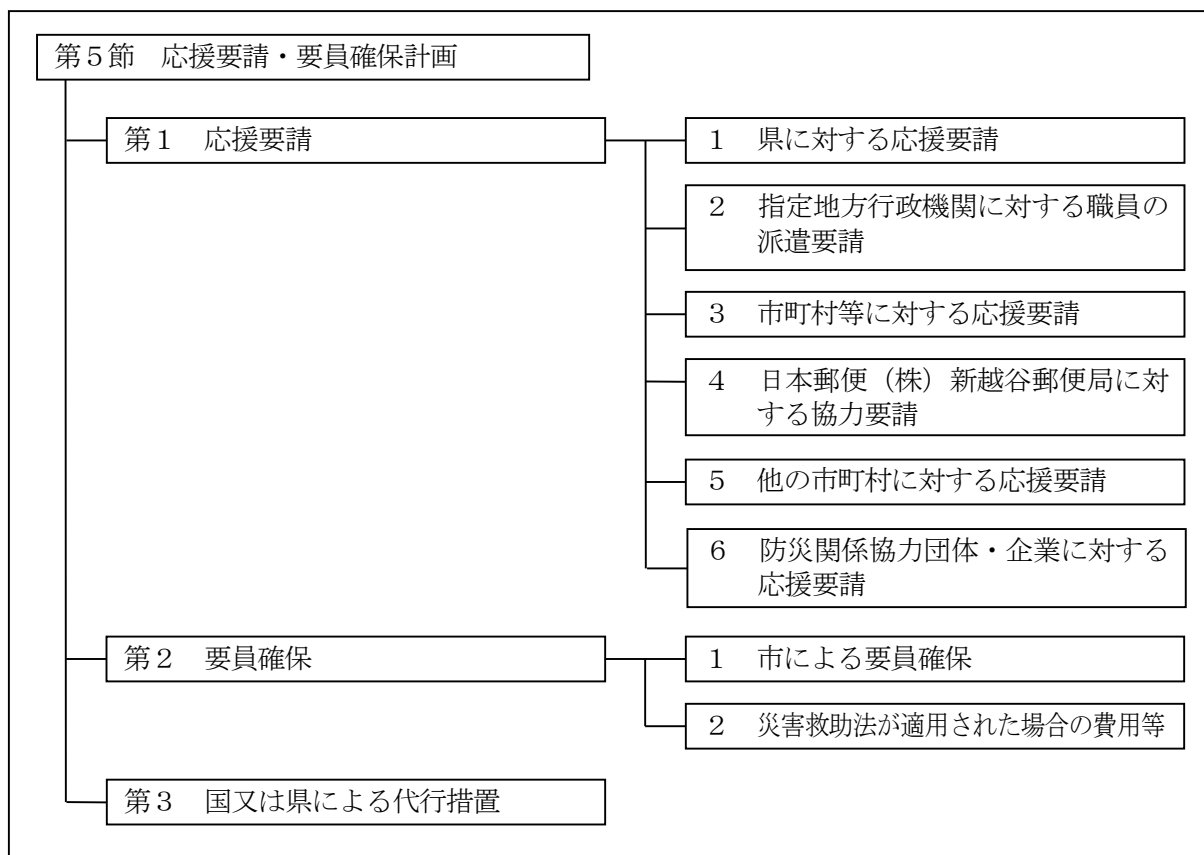
この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに県知事及び市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

第5節 応援要請・要員確保計画

■趣旨■

大規模な地震災害が発生し、応急対策や災害復旧又は応急措置の迅速な実施にあたって、市の独自の体制のみでは対応が困難な場合は、県や他市町村、関係機関等に応援の要請を行う。また、災害応急対策を遂行するうえで不足する労働力については、必要な要員を確保する。

■施策の体系■



■ 施策の内容 ■

第1 応援要請

1 県に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第68条に基づき、本市の災害に係る応急措置（避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕等）に対する応援と、県が行うべき応急措置の実施について要請する。

県知事に対する応援又は応援のあっせんや応急措置等の要請は、危機管理防災部災害対策課に以下の事項について文書をもって要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援(応急措置の実施)を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置の内容) 6 その他必要な事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣の要請	自衛隊災害派遣要請計画参照（第3章第4節）	自衛隊法第83条
指定地方行政機関、他都県の職員又は、他都県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	1 派遣のあっせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第29条、30条、地方自治法第252条の17

2 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請

市長は、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請するときは、災害対策基本法施行令第15条の規定に基づき、以下の事項について、取り急ぎ電話又は口頭をもって要請し、後日文書により処理する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする機関名
- ④ 派遣を必要とする期間と場所
- ⑤ 派遣を必要とする活動内容
- ⑥ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

3 市町村等に対する応援要請

市は、地震災害時に他市町村からの応援が円滑に受けられるよう、以下の協定を各市町との間に締結し、また平常時からの連絡・交流によって協定が有効に機能するよう図っているが、応急

措置を実施するにあたり特に必要があると市長が認めるときは、災害対策基本法第67条の規定により、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他市町村の長に対して応援を求める。

また、市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

なお、県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同システムは、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援、②被災市町村が行う災害マネジメントの支援を目的として応援職員の短期派遣を行う。

市は、国と協力し、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。

(1) 埼玉県下消防相互応援協定

消防組織法第39条第2項に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組織相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限にとどめるため、県及び県下市長との間に「埼玉県下消防相互応援協定」を締結している。

(2) 近隣市町消防相互応援協定

市では、消防組織法第39条第2項に基づき、草加八潮消防組合、春日部市、さいたま市、吉川松伏消防組合及び川口市と相互応援協定を締結している。

(3) 高崎市等広域市町村圏振興整備組合との協定

市は、地震等の大規模災害により広域的に被害を受けた場合の対策として、高崎市等広域市町村圏振興整備組合と消防相互応援協定を締結している。

(4) 中核市災害時相互応援に関する協定

市は、いずれかの中核市域において災害が発生し、被害を受けた都市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、協定を締結している。

○連絡担当部局：危機管理室（048-964-2111）

(5) 災害時における相互応援に関する協定

市は、災害が発生し、市独自では被災者救援等の応急措置が実施できない場合における相互応援協定として、群馬県高崎市及び福島県二本松市との間にそれぞれ「災害時における相互応援に関する協定」を締結している。

○連絡担当部局：危機管理室（048-964-2111）

協定締結市	連絡担当課	電話番号
①群馬県高崎市	総務部防災安全課	027-321-1111
②福島県二本松市	市民部生活環境課	0243-23-1111

(6) 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

市は、災害時に円滑な相互応援・協力が得られるよう、埼玉県及び県内各市町村との間に「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を締結している。

(7) 災害に対する相互応援及び協力に関する協定

市は、災害時に円滑な相互応援・協力が得られるよう、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町との間に「災害に対する相互応援及び協力に関する協定」を締結している。

協定締結市町	連絡担当課	電話番号
①草加市	市長室危機管理課	048-922-0151
②八潮市	生活安全部危機管理防災課	048-996-2111
③三郷市	危機管理防災課	048-953-1111
④吉川市	市民生活部危機管理課	048-982-5111
⑤松伏町	総務課	048-991-2711

(8) 災害時における避難場所相互利用に関する協定

市は、災害時において緊急に避難をする必要が応じた場合の避難場所の確保のため、さいたま市及び春日部市との間にそれぞれ「災害時における避難場所相互利用に関する協定」を締結している。

○連絡担当部局：危機管理室（048-964-2111）

協定締結市	連絡担当課	電話番号
①さいたま市	総務局危機管理部防災課	048-829-1111
②春日部市	市長公室防災対策課	048-736-1111

- 【資料編関連】「資料26 災害時応援協定締結先市町一覧」
 「資料27 中核市災害時相互応援に関する協定」
 「資料28 災害時における相互応援に関する協定（群馬県高崎市）」
 「資料29 災害時における相互応援に関する協定（福島県二本松市）」
 「資料30 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」
 「資料31 災害に対する相互応援及び協力に関する協定（草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町）」
 「資料32 災害時における避難場所相互利用に関する協定（さいたま市（旧岩槻市）」
 「資料33 災害時における避難場所相互利用に関する協定（春日部市）」

4 日本郵便（株）新越谷郵便局に対する協力要請

市長は、災害時に、市民の避難先及び被災状況等に係る情報の提供、避難所等での臨時郵便差出箱の設置などの協力を要請する。

5 他の市町村に対する応援要請

市長は、市域に災害が発生し、被害が甚大である場合には、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して、迅速な応急対策の実施に関する応援要請を行う。

6 防災関係協力団体・企業に対する応援要請

市長は、緊急道路の確保、医療救護活動、その他の応急措置について防災関係協力団体・企業の協力を必要とするときは、緊急時における応援協定に基づき協力を要請する。

【資料編関連】「資料17 越谷市における災害対策活動の実施に関する要領」

第2 要員確保

1 市による要員確保

応急救助の実施に必要な労務の供給は、以下の救助活動を行う者について、必要最小限度の労働者の雇上げによって行う。

なお、災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労働力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保する。

- ① 被災者の避難
- ② 医療及び助産における移送
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救助用物資の整理分配及び輸送
- ⑥ 遺体の搜索
- ⑦ 遺体の処理
- ⑧ 緊急輸送路の確保

2 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための作業員の人件費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において、市が県に請求できる。

第3 国又は県による代行措置

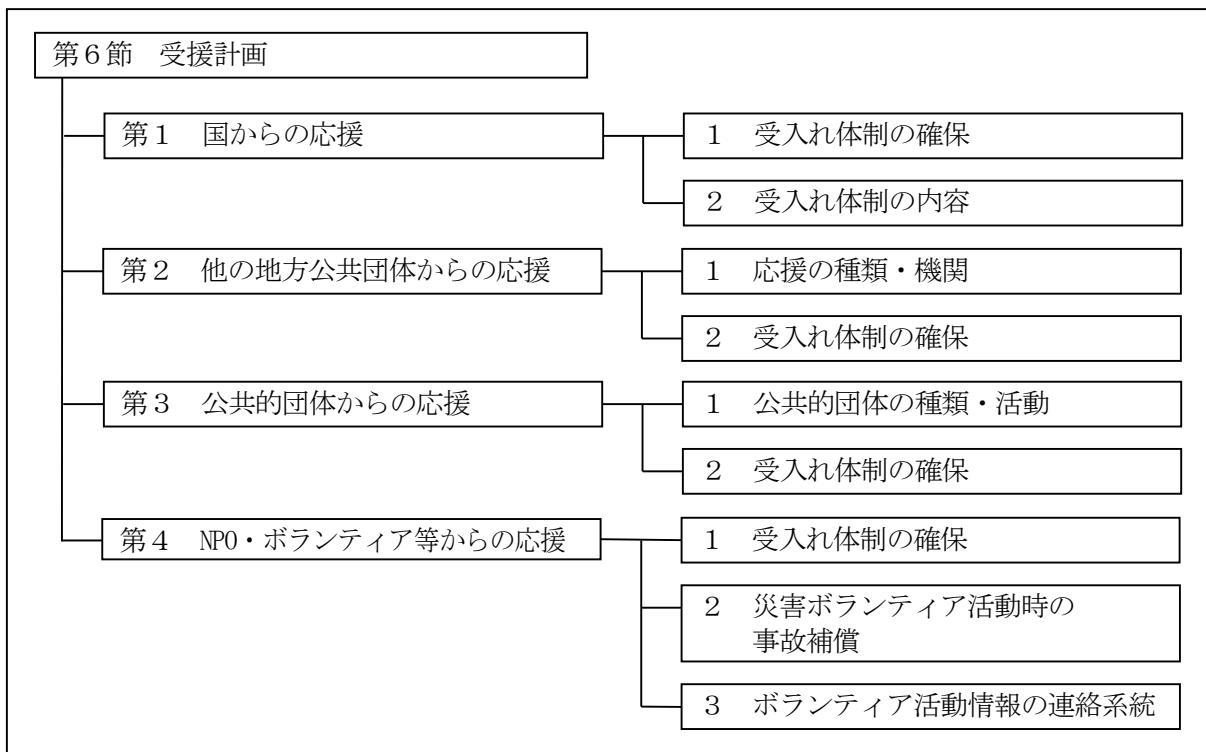
本市が甚大な被災を受けること等により本市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となった場合は、国又は県が救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置を代行する。

第6節 受援計画

■趣旨■

大規模な地震災害が発生した場合、国や他の地方公共団体等からの応援を円滑に受け入れるとともに、NPOやボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 国からの応援

1 受入れ体制の確保

市は、国からの応援又はあっせんを円滑に受け入れるため、担当窓口や連絡系統の明確化を図る等の情報交換のための収集・連絡体制の整備に努める。

2 受入れ体制の内容

受入れ体制の主な内容については、以下のとおりである。これ以外の必要な項目は、それぞれの部において臨機応変に判断し対応するものとする。

なお、大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市では、応援の

受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への対応など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からの連絡情報員（リエゾン）や応援職員が円滑に活動できるよう「埼玉県広域受援計画」等を参考に作成した「越谷市受援計画」の見直しを行う。

(1) 要請及び応援活動の記録

- ① 要請先、要請期間、要請内容
- ② 回答内容、回答時間
- ③ 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名・連絡先
- ④ 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿舎）
- ⑤ 搬入物資内容・量、返却義務の有無
- ⑥ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- ⑦ 撤収日時

(2) 応援部隊の活動計画

市は、応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等の応援部隊の活動計画を作成する。

(3) 応援部隊への情報提供

市は、応援部隊等に対し、市内の被害状況や道路交通状況、市内への進入ルート等の応援活動上必要な情報を伝達する。

(4) 応援部隊の活動拠点の選定

県では、国からの応援部隊が被災地で活動するための災害応急対策活動拠点の候補地を170か所（市内は、しらこぼと公園・しらこぼと運動公園・県民健康福祉村、越谷防災基地の4か所）選定している。

災害時には、市は、県と連携し、候補地の中から活動拠点を選定する。

(5) 食料、飲料水、宿所等の準備

応援部隊の活動は自己完結型であることが原則であるが、必要に応じて、食料、飲料水、備品等を用意するよう努める。

第2 他の地方公共団体からの応援

1 応援の種類・機関

(1) 応援体制の種類

- ① 中核市からの応援
- ② 関東知事会からの応援
- ③ 九都県市からの応援
- ④ 他の都道府県又は市町村からの応援

(2) 応援活動の種類と機関

- ① 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- ② 保健医療の広域応援に関連する業務（例：医療担当の班等）
- ③ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）
- ④ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣（事務の補助））

2 受入れ体制の確保

(1) 受入れ体制の整備

市は、他の地方公共団体からの応援を円滑に受け入れるため、担当窓口や連絡系統の明確化を図る等の情報交換のための収集・連絡体制の整備に努める。

(2) 受入れへの対応

受入れにあたっては、以下の点について明確にし、応援機関に伝達することとするが、これ以外の必要な項目は、それぞれの部において臨機応変に判断し対応する。

- ① 受入れ窓口
- ② 応援の範囲、区域及び制約条件
- ③ 担当業務
- ④ 応援の内容
- ⑤ 交通手段及び交通路の確保

第3 公共的団体からの応援

1 公共的団体の種類・活動

(1) 公共的団体

赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、生活協同組合、商工会、青年団及び婦人会等

(2) 活動の例示

- ① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること

- ② 震災時における広報等に協力すること
- ③ 出火の防止及び初期消火に協力すること
- ④ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- ⑤ 被災者の救助業務に協力すること
- ⑥ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- ⑦ 被害状況の調査に協力すること

2 受入れ体制の確保

市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため、市内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整備する。

第4 NPO・ボランティア等からの応援

1 受入れ体制の確保

(1) 受入れ窓口の設置

市社会福祉協議会は、市と連携して住民の被災状況を考慮し、災害救援ボランティアによる支援が必要であると認められる場合に、迅速に災害ボランティアセンターを設置する。

(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営

市社会福祉協議会は、市と連携して関係各機関と密に連携を図り、災害ボランティアセンターを設置・運営する。なお、運営に必要な設備・備品・資材については、市災害対策本部と協議のうえ、市及び関係団体と連携を図りながら整備する。

なお、共助に係るボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

災害ボランティアセンターの主な業務は、以下のとおりとする。

- ① ボランティアニーズの把握及び情報提供
- ② 派遣の要請（要否を含み）等についてボランティア対応担当の班との連携
- ③ ボランティアの受入れ・受付
- ④ 活動に関する事前研修（活動形態・内容等）
- ⑤ ボランティア活動情報の集約・管理
- ⑥ 災害対策本部との連絡調整
- ⑦ ボランティア間のネットワークを形成し活動調整を行う支援

(3) 災害ボランティアセンターの設置場所

市社会福祉協議会は、被災の状況を鑑み、市災害対策本部と協議のうえ、災害ボランティアセンターの設置場所を決定する。

(4) ボランティアコーディネーターの指名

市社会福祉協議会は、市と連携し、ボランティアニーズの集約・分析、派遣先・派遣人数の調整、行政機関等との調整、ボランティアへの研修等の業務を行うコーディネーターを選定・指名する。ボランティアコーディネーターについては、ボランティア団体のリーダー的な人物又は市社会福祉協議会担当者にあてるものとする。

(5) 災害支援ボランティア活動の例示

- ① 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け、避難者の受入れ対応等
- ② 特殊作業：緊急物資の運搬、救急救護、メンタルケア、介護、多言語通訳、アマチュア無線による連絡通信、手話等
- ③ ボランティアコーディネート業務
- ④ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

(6) 災害ボランティアセンターの閉鎖

市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの閉鎖の適否について、災害ボランティアによる支援の必要性を鑑み、市災害対策本部と協議のうえ、決定する。

2 災害ボランティア活動時の事故補償

市は、市民に対し、市災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを行う。

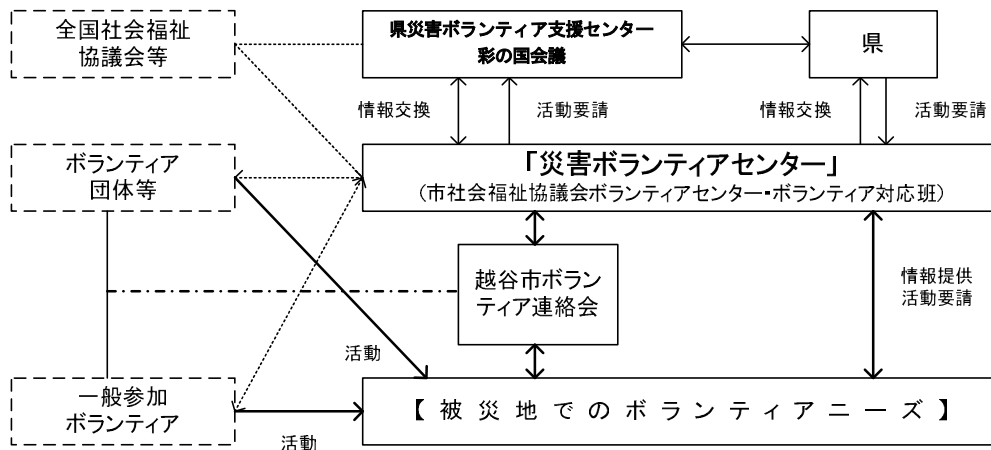
また、市社会福祉協議会において「全国社会福祉協議会ボランティア活動保険」の加入申し込みを勧める。

※埼玉県災害ボランティアの補償制度は登録制度が無くなると同時に終了

3 ボランティア活動情報の連絡系統

市は、災害時に災害対策本部からリアルタイムに被災情報が伝達され、各種団体やボランティアに対する情報発信ができるシステムを構築する。

また、各被災地でのボランティアニーズを本部長が掌握し、適切なコーディネートを行うための連絡系統を整備する。



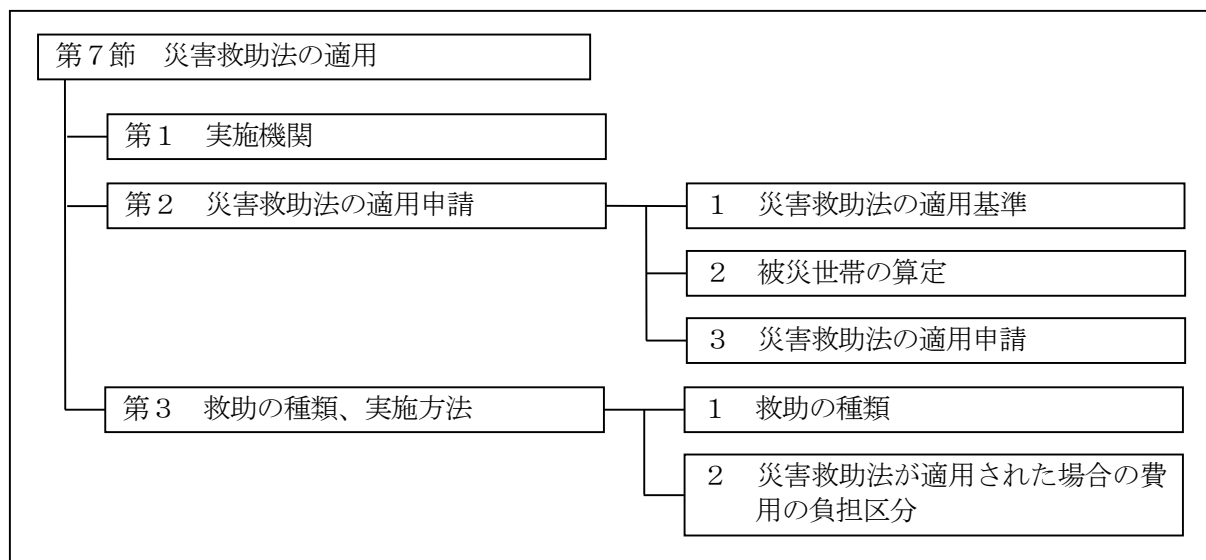
第7節 災害救助法の適用

■趣旨■

市域において災害救助法の適用基準を超える災害が生じた場合は、同法を適用し、県その他関係機関等と連携し、被災者の救助を実施する。

災害救助法に基づいて行う救助は、災害に際して、人命の保護及び食料その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病に悩む被災者に対して応急的、一時的な救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 実施機関

災害救助法が適用された場合、災害救助法による救助の実施は、国の責任において県知事があたることになっており、県知事からの通知により、救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととされた場合は、その救助の実施について市長が行う。ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく県知事による救助の実施を待つことができないときは、市長が自ら救助に着手するものとする。

第2 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市の区域内において、150世帯以上の住家が滅失したとき（基準1号）
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の住家のうち滅失した世帯の数が（1）の1/2に達したとき（基準2号）
- (3) 被害が広域な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき（基準3号）
- (4) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（基準3号）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（基準4号）

2 被災世帯の算定

住家滅失した世帯数の算定方法	住家が滅失した全世帯数＝（全壊、全焼もしくは流失した世帯数） ＋1/2（住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数） ＋1/3（住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数）
住家の滅失等の認定基準	①住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。 ②住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。 ③住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの （①）及び（②）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
住家及び世帯の単位	住家：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取扱う。 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。

3 災害救助法の適用申請

市は、先に示した基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかの判断をし、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

市からの報告又は申請に基づき、県は、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに内閣府に連絡し、災害救助法による救助を実施するときは、速やかに告示することとなる。

いる。

期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

第3 救助の種類、実施方法

1 救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食料の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 災害救助法が適用された場合の費用の負担区分

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に基づくものとする。ただし、市が費用の支払いが困難な場合は、国または応援をする地方公共団体の長に対して一時繰替支弁を求めることができる。

災害救助法に基づく救助の費用……………県負担

その他の費用……………市負担

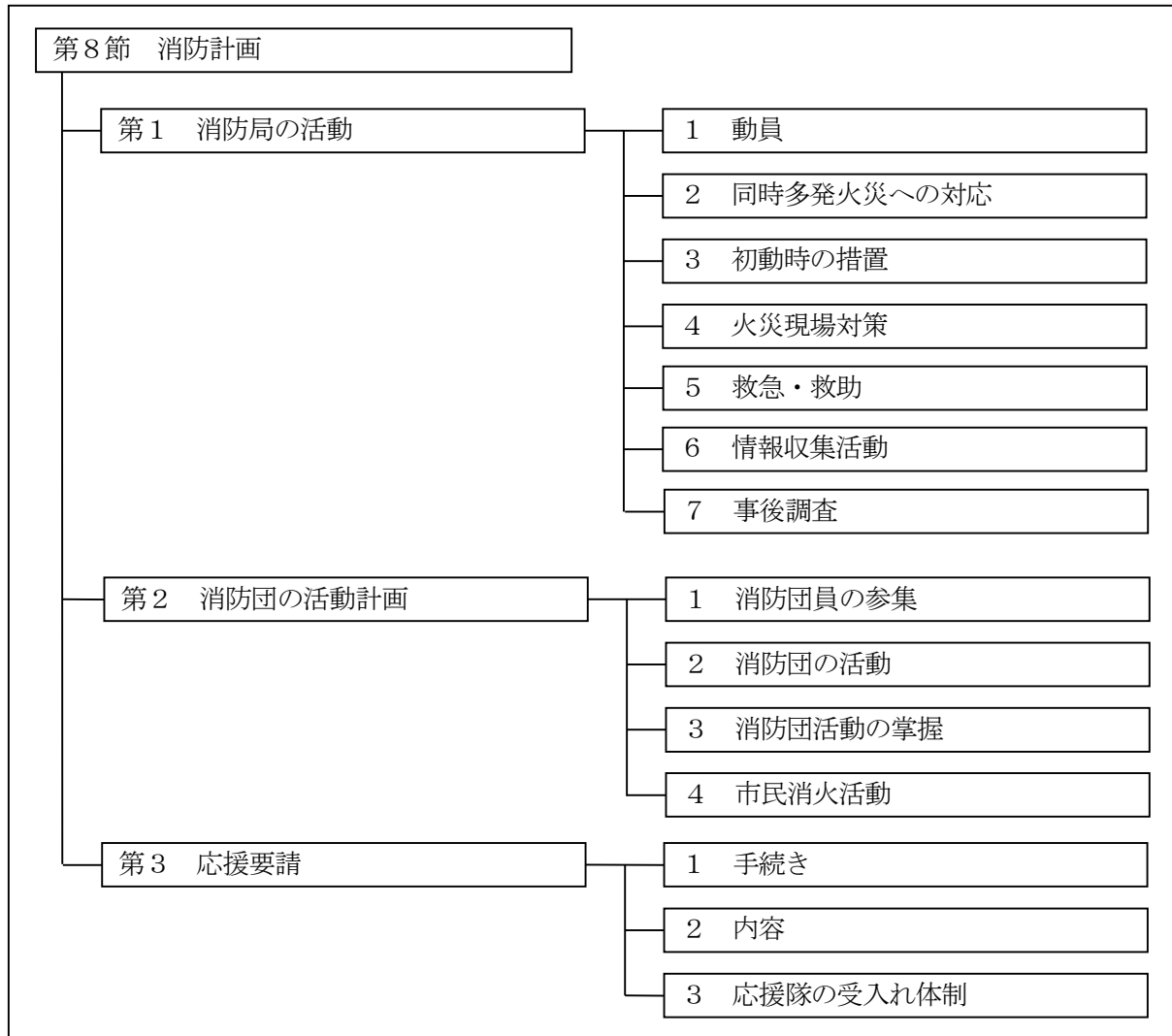
【資料編関連】「資料34 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」
「資料35 救助の特例等申請様式（様式1～様式25）」

第8節 消防計画

■趣旨■

地震火災による被害の発生をできるだけ防止するため、市は、消防局及び消防団の全機能を挙げて応急対策に取り組む。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 消防局の活動

1 動員

(1) 動員の原則

消防職員は、地震の警戒宣言が発せられたことを覚知した場合は、動員命令を待つことなく直ちにあらゆる手段をもって、所属署又はあらかじめ指示された場所に参集するものとする。ただし、自己被災や通行障害等により所属署又はあらかじめ指示された場所に参集することが不可能な場合は、最寄りの消防署へ参集するものとする。

(2) 参集時の緊急措置

消防職員は、参集途上において火災あるいは人身事故に遭遇したときは、その事故の規模により、消火、救助等の活動の可否について判断し、適切な処置をとるものとする。また、参集途上市内で知り得た被害等の情報は直ちに上司に報告するものとする。

【資料編関連】「資料36 消防機構図」

2 同時多発火災への対応

火災が各地に続発し、少ない消防力をもって対応するには、いかなる条件下においても即応できる防御方策が必要であり、次の防御方針により対処する。

(1) 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い火災について優先的に消防活動を行う。

(2) 避難場所・避難所、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とし、避難場所・避難所及び避難路の確保のための消防活動を行う。

(3) 市街地優先の原則

- ① 多数の人を収容する高層建築物等から出火した場合は、人命の救助を目的として消防活動を行う。
- ② 大規模な工場から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地への延焼拡大防止を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して他の部分の消防活動にあたる。

(4) 重要施設優先の原則

重要施設周辺とほかの一般市街地から同時に出火した場合は、重要施設周辺の消防活動を優先して行う。

(5) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

3 初動時の措置

消防局は、地震が発生し被害が予測される場合は、直ちに次の措置をとり、早期に災害活動体制を整える。

(1) 警防対策本部の設置

消防局に警防対策本部を設置し、消防長が本部長となり消防活動の指揮統括にあたる。

(2) 指令、通信統制の確立

指令担当は、直ちに消防緊急情報システム及び無線通信機器の通信障害の有無を確認する。

(3) 署員及び車両の安全確保

地震により消防庁舎に倒壊等の危険が発生した場合には、署員が消防車両とともに直ちに他の消防署又は関係機関に移動するものとする。

(4) 電源の確保

平常時から発電機の整備を行い、庁舎照明及び各種通信機器等を維持するための電源を確保する。

(5) その他必要な措置

4 火災現場対策

(1) 火災現場活動の原則

火災現場では、消防活動を達成するため、状況により次の原則で活動する。

- ① 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、点線路を確保した延焼拡大阻止及び救急・救助活動の成算等を判断し、行動を決定する。
- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(2) その他、現場の状況により適宜次のことを行う。

① 配水管からの取水

災害発生時にも、浄・配水場や管路などの上水道施設に被害がなければ、送水可能な配水管の消火栓から直接取水し、消防活動を行う。

② 取水ピットの活用

消防職員又は消防団員は、消火栓等の消防水利が被災し使用不能な場合、取水ピットを活用し、消防活動を行う。

③ 応急公用負担の実施

市長又は消防職員及び消防団員は、消防活動を達成するため緊急の必要があると認めるとき、災害対策基本法及び消防法等に基づき、現場の被災した工作物又は物件で当該消防活動の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を行う。

④ 警戒区域の設定

消防職員は、消防活動を達成するため警戒区域を設定し、消防活動に従事する者以外の者に対してその区域からの退去、又は出入りの制限、禁止を命ずる。

⑤ 避難路の確保

消防職員は、避難路の確保を行い、警戒区域内の市民等の避難の安全を確保する。

⑥ 避難指示

消防職員は、消防活動を達成するため消防法に基づき退去を命ずる。また、市長は必要と認めるとき、災害対策基本法に基づき、避難指示を命ずる。

(3) その他、火災現場の状況によっては、以下のことにも留意する。

① 警察官不在時の対策

消防職員は、警察官がその場にはいない場合、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。

② 災害が拡大した際の対策

消防職員は、災害が広域化、大規模化した場合、公園、緑地、道路、河川、その他耐火建築物等を利用して、延焼阻止線を設定するなど、地形地物を活用して防御にあたる。

5 救急・救助

消防職員は、要救助者の救出救助と負傷者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

詳細については、「第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画 第1 救急・救助体制」による。

6 情報収集活動

消防局は、消防活動を的確に行い、円滑な部隊運用を図るため、迅速かつ的確な情報収集活動を行う。また、消防長は災害の状況を本部長に報告し、他の消防機関への応援要請の手続きに遅れないよう働きかける。さらに、情報の収集及び近隣の消防機関との連携を図るため、共同で指令業務の運用を検討する。

(1) 情報収集方法

- ① 市民からの通報による情報収集
- ② 高所見張りによる情報収集
- ③ 近隣者等からの情報収集
- ④ 参集職員からの情報収集
- ⑤ 消防団員からの情報収集
- ⑥ 広報車両による情報収集
- ⑦ 出動中の消防隊及び救急隊からの情報収集

(2) 情報収集項目及び留意点

① 火災

- ア 延焼火災発生状況（場所、程度、推移）
- イ 防御火点の鎮火可否の見通し
- ウ 消防隊による鎮火可否の見通し
- エ 市民が消火した火災及び自然鎮火数
- オ 焼失棟数の概数

② 道路障害

- ア 道路損壊等による通行の可否状況
- イ 交通渋滞状況

③ 火災以外の被害

- ア 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の流出による人命危機
- イ 高層建築物、電柱、ブロック塀等の倒壊による人命及び道路被害状況
- ウ 重要防御施設の被害状況
- エ 電気、ガス、水道の被害状況
- オ 家屋等の被害状況

④ 消防署（分署を含む）

- ア 建物の損壊及び通信施設の障害の有無
- イ 消防車出動の可否
- ウ 職員の負傷の有無
- エ 職員参集状況

⑤ その他

- ア 消火栓、防火水槽等消防水利の使用可否
- イ 補給資器材等の有無
- ウ 死者、行方不明、負傷者等の情報
- エ 関係機関の活動状況

(3) 状況把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を本部長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。

(4) 応援隊の受入れ及びその準備

【資料編関連】「資料37 消防通信系統図」

7 事後調査

応急活動終了後、速やかに以下の事項を調査する。

- ・庁舎の破損
- ・消防車両及び消防用資器材の破損
- ・職員家族の被災状況
- ・消防水利施設の復旧状況及び使用可否の確認
- ・消防局の活動状況
- ・焼失棟数、面積及び罹災世帯数及び罹災人員
- ・消防局の緊急調達の状況
- ・消防団の被害
- ・その他必要な事項

第2 消防団の活動計画

1 消防団員の参集

消防団員は、被害が発生した場合又は地震の警戒宣言が発せられたことを覚知した場合には、あらかじめ指定された参集場所に参集するものとする。あらかじめ指定された参集場所に参集できない場合は、消防団長に連絡しその指示を受ける。

【資料編関連】「資料38 消防団編成図」

2 消防団の活動

(1) 参集した団員は、消防局との連携のもと、活動方針に従い消防活動を行う。

(2) 消防局との協力

消防団は、消防局と相互に協力して消火活動を行い、火災の早期鎮火に努め、消防隊が他の災害現場に移動した場合には、その火災現場の事後処置を行う。

また、災害現場において消防隊員から応援の要請を受けた場合は、積極的に協力し応援活動を行う。

(3) 出火防止の広報と初期消火の指導督励

消防団は、拡声器、メガホン等を利用して火の始末、火気使用制限等、出火防止の広報を行い、火災を発見した場合は、付近住民とともに初期消火に努める。

(4) 人命救助

消防団は、家屋倒壊等による人命に関わると判断される事故を発見したときは、救急救助用資器材を活用し、付近住民とともに救助活動を行う。

(5) 避難の指示・誘導

消防団は、分団の区域内に避難指示がなされた場合、避難方法、避難場所・避難所を対象区域の市民に周知徹底するとともに、関係機関と連携をとりながら市民を安全に避難させる。

(6) その他の活動

- ① 消防団は、危険物、可燃性ガス等により、人命に危険が及ぶ状況が発生した場合は、その管理者等と連携し、点検排除を行うとともに、付近の火気使用について広報活動を行い、更に、通行規制等の警戒活動を行う。
- ② 消防団は、火災により飛び火があると判断したときは、風下方向の市民に対して、飛び火の警戒及び消火について広報活動を行うとともに、火災を発見したときは、付近住民とともに消火にあたる。
- ③ 消火活動上又は避難上支障となる物件等を発見した場合は、災害対策本部に通報する。
- ④ 消防局による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。
- ⑤ 応援隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を消防局と協力して行う。
- ⑥ さくら分団及び機能別団員は避難所運営の補助活動を行う。

3 消防団活動の掌握

消防団長は、区域における地震及び火災による被害状況、また、消防団員の参集状況及び消防団の活動状況等を把握し、消防団活動の全般を指揮監督し、消防長と連絡を密にして消防団の総力をあげて震災に対処するものとする。

4 市民消火活動

大規模地震時においては、同時多発火災や延焼拡大火災が発生するおそれが高い。この場合、現有の消防力のみではその消防活動に限界があり、火災被害を最小限に食い止めるためには、市民による初期消火活動が何よりも有効である。

そのため、市は、普段から消防局や消防団と自主防災組織、コミュニティ推進協議会、自治会との連携を強化し、平常時からの消火訓練等の充実を図るとともに、自主防災組織のない自治会には、自主防災組織や防災部会を設けるよう指導する。市民は、災害時に初期消火活動を迅速かつ的確に行う。

第3 応援要請

1 手続き

消防相互応援協定による応援要請	市長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき、協定している他の市町村等の長に応援を要請する。
県知事による応援出動の指示等	被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、県知事は、県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。 市長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、県知事に対して応援要請を求めることができる。
緊急かつ広域的な応援要請	県知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認めたときは、消防組織法第44条「緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画」に基づき緊急消防援助隊を要請するものとする。

2 内容

市長は、応援を要請したいときは、以下の事項を明らかにして県知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ① 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
- ② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

3 応援隊の受入れ体制

緊急消防援助隊等

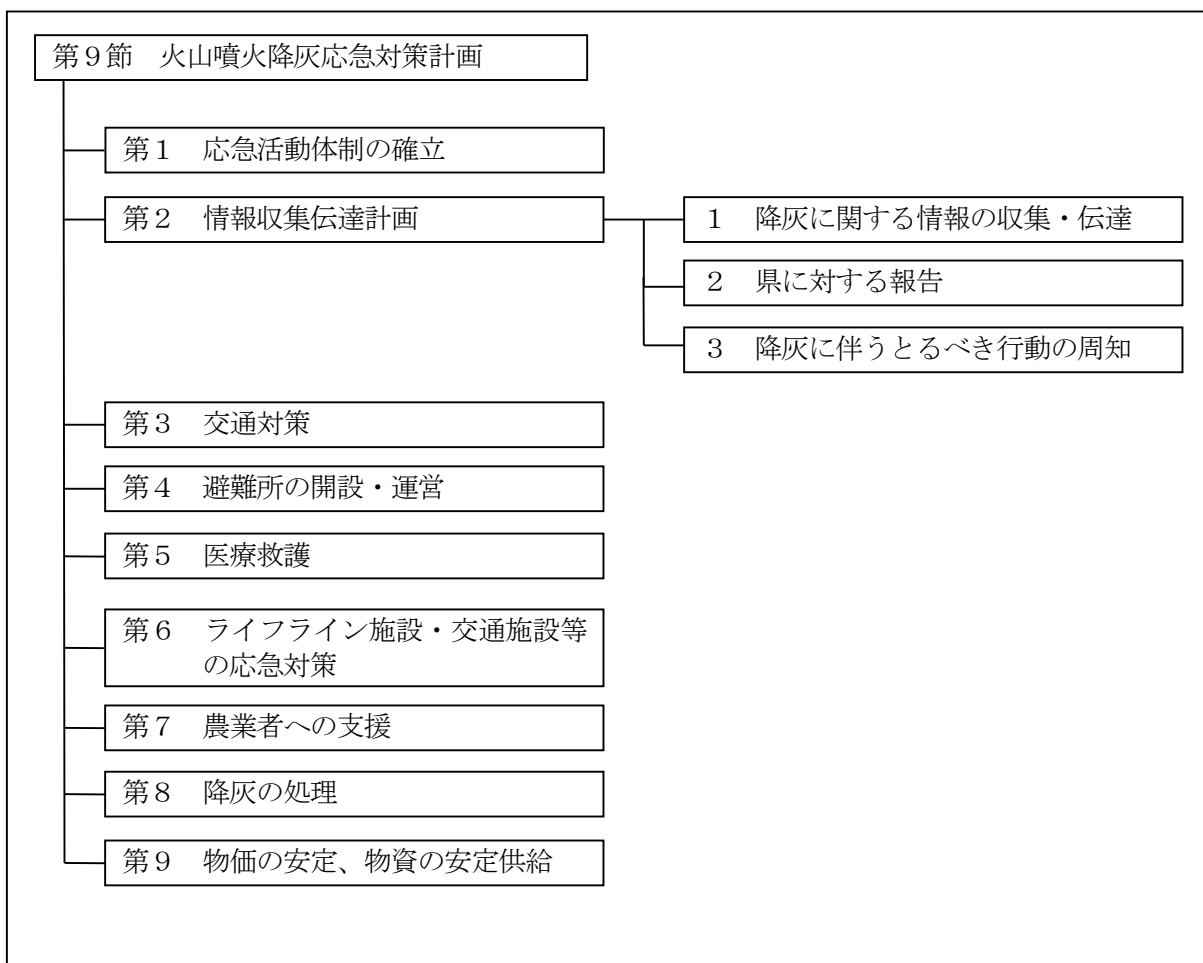
越谷市消防局非常時における受援計画に基づき活動する。

第9節 火山噴火降灰応急対策計画

■趣旨■

本市は富士山の噴火により約2cm未満の降灰堆積が想定されている。降灰による被害が生じた場合、ライフライン・インフラ等への影響に加えて市民の健康や農作物の生育に悪影響を与えることが考えられるため、速やかに情報収集及び伝達、交通規制、降灰の処理等を実施し、市民の安全と健康の管理に努める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 応急活動体制の確立

市は、降灰による被害が発生し、または発生するおそれがある場合に、県の援助の下、災害応急対策の実施に努める。このため市は必要に応じて災害対策本部を設置し、対応する。

災害対策本部の設置については、
第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第1節 活動体制計画 第1 災害対策本部
の設置 を準用する。

第2 情報収集伝達計画

1 降灰に関する情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するために、市は県及び防災関係機関との緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

気象庁が市内を対象として降灰予想を発表したとき、もしくは市内に降灰があったときは、市及び県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

また、市は、埼玉県災害オペレーション支援システムから以下の情報を取得する。

- 噴火警報・予報
- 火山の状況に関する解説情報
- 噴火に関する火山観測報
- 火山に関するお知らせ

情報伝達手段については、
第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第2節 情報収集伝達計画 第1 使用通
信施設 1 災害時の情報伝達手段の確立 を準用する。

2 県に対する報告

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、埼玉県災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影

○降灰量・降灰の厚さ

3 降灰に伴うとるべき行動の周知

市は、降灰時にとるべき行動を市民に発信する。即時性の高いメディア（インターネット、越谷Cityメール、ツイッター等のSNS、データ放送など）も活用し、以下の内容等を発信する。

○外出については、マスクやゴーグルの着用、傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。

○家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。

○自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

第3 交通対策

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が増加することが予想されることから、市は、降灰による視程不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため、越谷警察署と連絡協議して交通規制を実施する。

第4 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、市は、避難所を開設、運営する。ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

降灰による被害の影響から、市内での避難が困難な場合は、他市町村の協力を得て市民等を避難させる。また、市内での避難が可能な場合は、必要に応じて広域避難を余儀なくされる他市町村の住民を受け入れるため、県の支援のもと、広域一時滞在のための避難所を提供する。

その他の内容については、

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第11節 避難計画 第4 避難所の設置 ・ 第5 避難所の管理運営 を準用する。

第5 医療救護

市は、医療機関と連携し、健康に関する情報を提供する。

その他の内容については、

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画 第2
医療救護 を準用する。

第6 ライフライン施設・交通施設等の応急対策

施設管理者は、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるように対策を講じる。なお、降灰による被害は以下の事例が報告されている。

(過去に報告された被害事例)

施設	過去に報告された被害
電力施設	・降灰の荷重により、電線が切れる。 ・雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
上水道施設	・水源である河川に火山灰が流入し、濁水により浄水場で取水ができなくなる。 ・火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
道路施設	・降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
鉄道施設	・線路等の鉄道設備に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

その他の内容については、

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第18節 施設等の応急対策 第1 公共建築物 第3 ライフライン施設 ・ 第4 交通施設 を準用する。

第7 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、市は、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するように支援する。

また、火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、市は、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な対処法を示す。

第8 降灰の処理

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。ただし、宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。各事業者から排出された灰の仮置場までの運搬については各

事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

市は、一時仮置場を設置するとともに、降灰のみレジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。また、火山灰の利用と処理の検討を行う。

第9 物価の安定、物資の安定供給

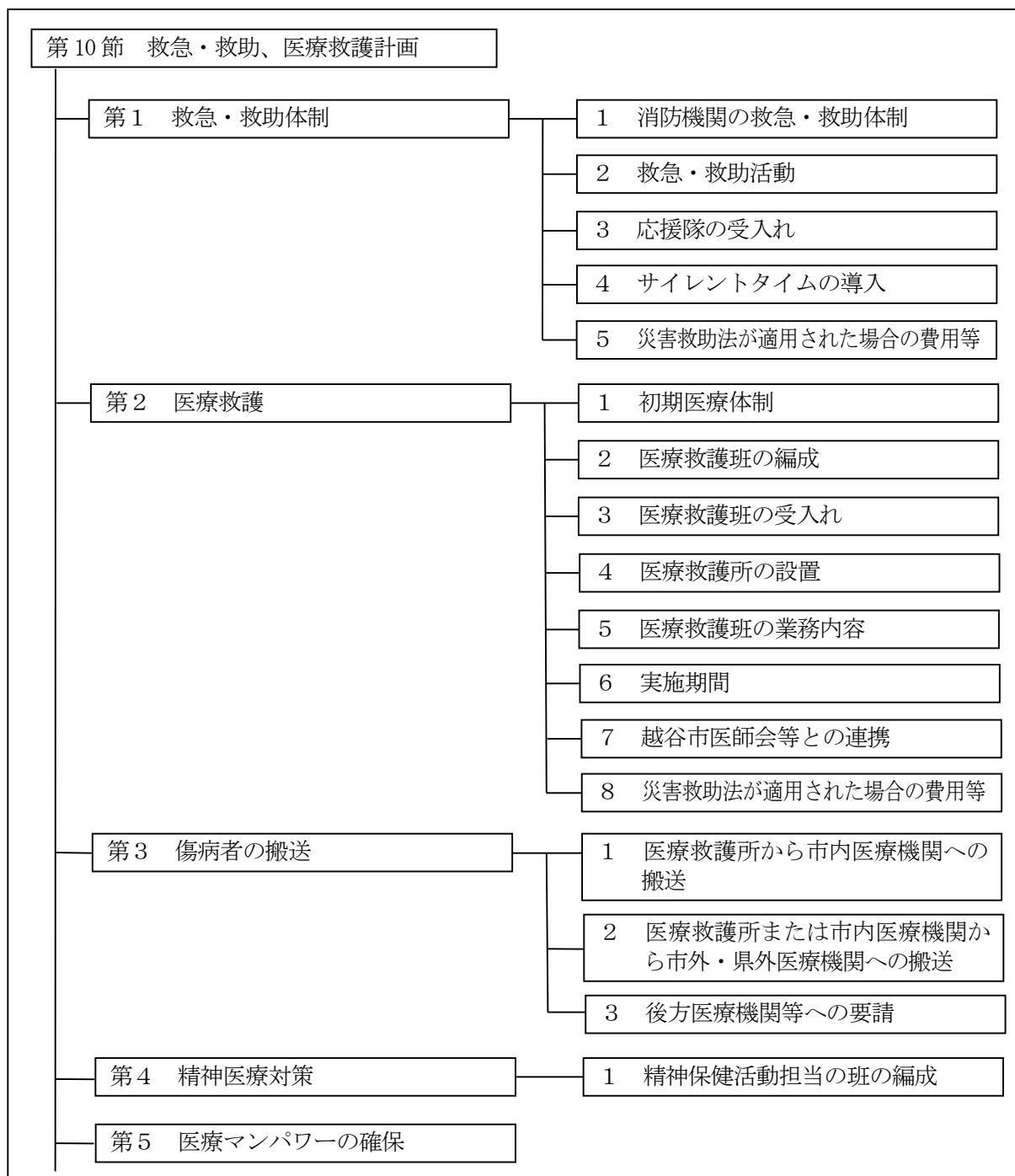
噴火による物流障害は、事業者の売り惜しみや市民の買い占めを引き起こし、生活必需品の供給障害や物価の高騰等、市民生活に大きな影響を及ぼすことが考えられる。市は、生活必需品の物価が高騰しないよう、また事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行い、市民生活への影響を最小限にとどめるよう努める。

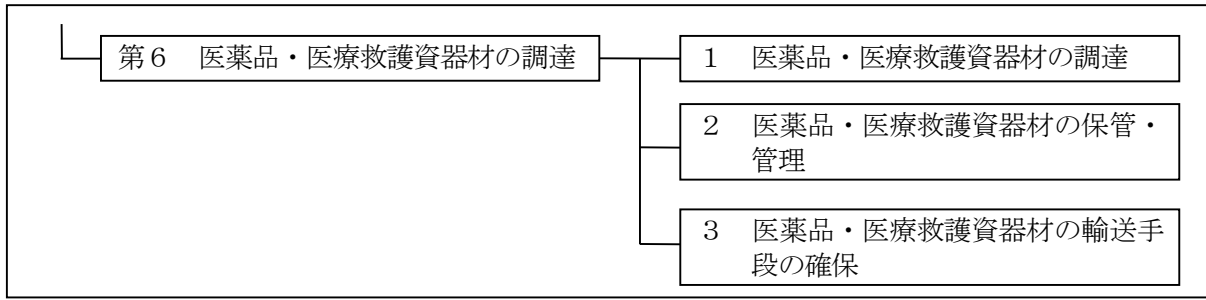
第10節 救急・救助、医療救護計画

■趣旨■

地震災害時には、救急・救助、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、災害時における救急・救助、医療救護体制を確立し、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ適切な活動を実施する。

■施策の体系■





■ 施策の内容 ■

第1 救急・救助体制

1 消防機関の救急・救助体制

消防機関は、被害状況を勘察し、救急隊、救助隊、消防隊を出動させる。救急・救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と救助隊又は消防隊が連携して出動する。救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命処置を要する重傷者を優先する。

なお、消防局では人命救助に関する専門的な教育を受けた高度救助隊が、画像探索機や地中音響探知機等の高度救助資器材を駆使し、救助活動を行う。

2 救急・救助活動

救護及び医療機関等への受入れ体制は、市災害対策本部との緊密な連携のもとに実施する。

- (1) 救急・救助が必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊及び救助隊と医療救護班等が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命処置を要する重傷者を優先して出動する。
- (3) 救急隊による救急活動は、救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救急活動を実施する。
- (4) 救助隊による救助活動は、救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、市民組織及び付近住民に協力を求めて救助を行う。
- (5) 救急隊及び救助隊は、延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助活動が必要となる場合、火災現場付近を優先に行う。
- (6) 救急隊及び救助隊は、延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助活動が必要となる場合、多数の人命を救護できる現場を優先して効率的に行う。

- (7) 同時に小規模な救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急・救助活動を行う。
- (8) 署は、近隣の負傷者等の応急処置について、救護・援助担当の班による医療救護所が開設されるまでの間、署又は付近の安全な場所等に仮設救護所を設け、救護を求めてきた傷病者の応急救護を行う。
- (9) 消防隊に余力のある場合には、適宜、救急・救助活動を行う。
- (10) 散発的で小規模な救助活動は、消防団又は付近住民に協力を要請する。

3 応援隊の受入れ

市は、日本赤十字社埼玉県支部、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関と連携を図り、救急車両や救急・救助資器材の確保に努めるとともに、県、消防、警察、自衛隊、他市町村等の応援隊の受入れ体制を整備する。

4 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合、市及び救出活動実施機関は、相互に調整のうえ、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行、車両の通行及び重機の使用を規制又は自粛を要請する。

5 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内で県に請求する。

第2 医療救護

1 初期医療体制

ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される医療救護所やその他の診療可能な医療機関へ医療スタッフを派遣するとともに、医療救護資器材、医療品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

2 医療救護班の編成

本部長は、災害の状況に応じ、日本赤十字社埼玉県支部、災害派遣医療チーム（DMAT）及び越谷市医師会等に協力を求めて医療救護班を編成する。医療救護班1班あたりの標準構成は、各団体が定めるところによるが原則として、市では医師1名、看護職3名、事務員2名をもって組織する。

災害の程度により本市の能力をもってしては十分でないと認められたとき又は災害救助法適用

後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

【資料編関連】「資料39 医師会登録医療機関一覧」

3 医療救護班の受入れ

市は、県、医療機関等と協議し、受入れ窓口の明確化、連絡調整等の受入れ体制を整備するとともに、医療救護班の派遣計画（派遣先、医療救護班の班員、診療科目等）を行い、宿舍、食料、飲料水の確保等に努める。

また、市内の保健医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関の被災による医療機能の低下、精神保健医療需要の増加、保健医療行政の指揮調整機能の混乱により市内の医療機関等だけでは、保健医療救護活動を十分に実施できない場合、県へ保健医療活動チームの派遣を要請する。

4 医療救護所の設置

(1) 被害の程度等に応じ、以下の場合には医療救護所を設置する。

- ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- ② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

(2) 医療救護所の設置場所は以下のとおりである。

- ① 避難場所・避難所
- ② 被災現場
- ③ その他条件を満たすところ

【資料編関連】「資料40 初動対応期の医療救護所設置場所」

5 医療救護班の業務内容

- ① トリアージ（被災負傷者・病人の治療優先順位に基づいて分類）
- ② 治療優先順位に基づく重症者に対する応急処置
- ③ 病院又は診療所への搬送指示
- ④ 傷床者に対する応急処置
- ⑤ 軽症者に対する医療
- ⑥ 簡易治療材料の処方
- ⑦ 看護
- ⑧ 死亡の確認（必要に応じて医師が実施）
- ⑨ 遺体の検案への協力（警察と協議を行い必要に応じて医師が実施）

6 実施期間

医療又は助産の実施期間については、災害の程度に応じて市長が定める。ただし、災害救助法が適用された場合は同法に基づき県知事が定める。

7 越谷市医師会等との連携

(1) 越谷市医師会

災害が発生し、市長又は県知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、救護活動を実施する。また、医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として越谷市医師会長が指揮する。

(2) 越谷市歯科医師会

災害が発生し、市長又は県知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、救護活動を実施する。また、歯科医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として越谷市歯科医師会長が指揮する。

(3) 越谷市薬剤師会

災害が発生し、市長又は県知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、救護活動（歯科医療の堤防、身元確認の協力、口腔ケア活動等）に参画する。また、市長又は県知事の要請により薬剤師会が派遣する薬剤師の現場における医療救護活動については、原則として越谷市医師会長、越谷市歯科医師会長が指揮する。

(4) 埼玉県看護協会・看護協会各支部

災害が発生し、市長又は県知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県看護協会長の指令で救護・保健活動に参画する。また、市長又は県知事の要請により県看護協会が派遣する看護師の現場における医療救護・保健活動については、原則として越谷市医師会長、越谷市歯科医師会長が指揮する。

8 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手しているときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内で県に請求する。

第3 傷病者の搬送

1 医療救護所から市内医療機関への搬送

トリアージの実施結果を踏まえ、以下の搬送手段により市内医療機関に搬送し、救護を行う。

- ① 医療救護班が消防局に配車・搬送を要請する。
- ② 公用車、市内医療機関、又は医療救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
- ③ 医療救護所の班員、消防職員、その他市の職員により担架やリヤカーで搬送する。
- ④ 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

2 医療救護所または市内医療機関から市外・県外医療機関への搬送

市内の医療機関で対応できない傷病者については、市は、市外・県外の高度医療機関へ以下の搬送手段により搬送する。

- (1) 市内医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送については、消防機関、医療機関等の協力を得て実施する。

- (2) 緊急に人命救助をする必要があると認める場合、市は、県に対し、防災ヘリコプター及びドクターヘリによる搬送の要請を行い、ヘリコプターによる搬送を実施する。なお、令和3年4月現在で、本市では防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場として、県立越谷東高等学校、県越谷防災基地、河川防災ステーションの3か所、災害時緊急離着陸場として、大杉公園、しらこぼと運動公園の2か所が指定されている。さらに、ドクターヘリの離着陸ポイントとして県立越谷東高等学校、県越谷防災基地、河川防災ステーション、大杉公園、しらこぼと運動公園、県立越谷南高等学校、埼玉県立大学、出羽公園グラウンド、川柳公園グラウンド、平方公園、増林多目的運動場、越谷総合公園多目的運動場、本田公園グラウンド、南越谷グラウンドの14か所が指定されている。

【資料編関連】「資料25 ヘリコプター離着陸場一覧」

3 後方医療機関等への要請

市は、県及び相互応援協定を締結している市町等へ要請し、市外及び県外の収容可能な医療機関を把握するとともに、医療機関に必要な情報を伝達する。

【資料編関連】「資料41 県内の災害拠点病院」

第4 精神医療対策

1 精神保健活動担当の班の編成

市は、越谷市医師会及び県を通じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）等に協力を求めて精神保健活動担当の班を編成し、避難所や応急仮設住宅等への巡回を行い、以下の対策を実施する。

- ① 発症あるいは症状が悪化した精神障がい者の診療

- ② 精神科医療機関のあっせん
- ③ 精神科医療機関等への搬送手段の確保
- ④ 精神科医療機関、福祉施設との連絡調整
- ⑤ 被災者のメンタルケア

第5 医療マンパワーの確保

市は、県や医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と協力し、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等医療マンパワーの確保と活動調整を行う。

第6 医薬品・医療救護資器材の調達

1 医薬品・医療救護資器材の調達

市は、災害の状況に応じ越谷市薬剤師会及び医薬品卸売会社との間で締結した協定に基づき、医薬品及び医療救護資器材等の調達について協力を要請する。

また、医薬品・医療救護資器材の調達が困難な場合は、県、国、他の地方公共団体に対し、協力を要請する。

2 医薬品・医療救護資器材の保管・管理

市は、医薬品・医療救護資器材の保管場所を定め、協定に基づき調達した医薬品・医療救護資器材及び全国から集まる医薬品・医療救護資器材について、越谷市薬剤師会に協力を求め保管・管理を適正に行う。

3 医薬品・医療救護資器材の輸送手段の確保

緊急を要する医薬品等の輸送にあたっては、県等に対し、ヘリコプターによる輸送を要請する。

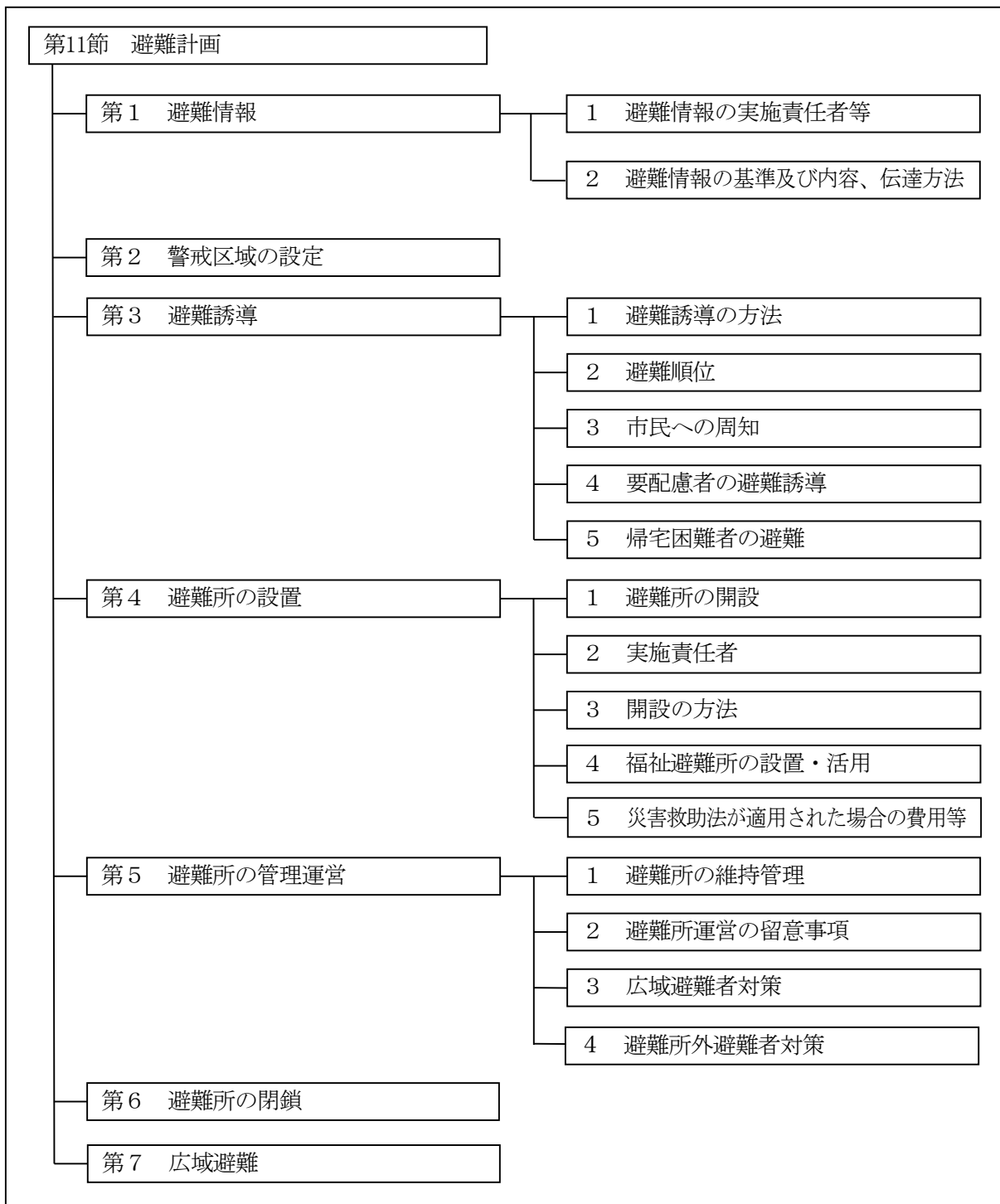
市内の医療救護所や避難所等への輸送にあたっては、市は、道路交通状況等を把握しつつ、自動車やオートバイ等により迅速に輸送する。

第11節 避難計画

■趣旨■

地震災害時に危険区域にある市民を安全に避難させ、人的被害の軽減と避難者の援護を図るとともに、速やかに避難所を開設し、避難生活を適切に支援する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 避難情報

1 避難情報の実施責任者等

(1) 市長

市長は、火災等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民に対し、速やかに避難又は立退きの指示を行う。この場合、市長は県知事に必要な事項を伝達するものとする。

また、市長は、避難指示のほか、一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者及び避難支援等関係者に対して、早い段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

(2) 警察官

警察官は、災害の発生により市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、もしくは市民の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合においては、直ちに当該地域の市民に対して避難又は立退きを指示するものとする。

(3) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に避難の指示をするものとする。この場合、自衛官は、市長を通じて県知事に必要な事項を伝達するものとする。

(4) 県

県知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の市民に対し、速やかに立退きの指示等を行うものとする。

県知事又はその命を受けた職員は、洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の市民に対して避難又は立退きを指示するものとする。

また、県は市による的確な避難情報発令のため、市長から助言を求められた場合に応答するものとする。

(5) 国

国（地方気象台等）は市による的確な避難情報発令のため、市長から助言を求められた場合に応答するものとする。

2 避難情報の基準及び内容、伝達方法

市長は、以下の基準により避難情報を発令し、避難対象市域の市民及び滞在者等に伝達する。その際、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ確かな周知が行われるように留意する。特に、要配慮者及び避難支援等関係者に対しては、要配慮者が居宅等に取り残されることがないように、個別伝達及び複数ルートによる伝達により、周知に努める。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

避難情報の発令にあたっては、避難対象地域、避難理由、避難先及び避難経路、避難時の留意事項等を明示して行う。また、避難場所や避難所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合は、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内に留まることも避難行動の1つとして周知する。

(避難情報の基準)

	発令基準	伝達事項	伝達方法
高齢者等 避難	1 災害に関する注意が必要との関係機関からの通報を受け、避難準備を要すると判断するとき。 2 その他避難の準備勧告を必要とするとき。	○対象地域 ○高齢者等避難の理由 ○避難先、避難経路 ○避難時の留意事項 ○その他必要な事項	防災行政無線 広報車 サイレン又は警笛 口頭伝達 ホームページ 緊急速報メール（エリアメール）等
避難指示	1 災害に関する警戒が必要との関係機関からの通報を受け、避難を要すると判断するとき。 2 河川が氾濫注意水位を超え洪水のおそれがあるとき。 3 河川の決壊のおそれがあるとき。 4 火災の延焼のおそれがあるとき。 5 危険物の流出又は爆発のおそれがあるとき。 6 その他避難指示を必要とするとき。	○対象地域 ○避難指示の理由 ○避難先、避難経路 ○避難時の留意事項 ○その他必要な事項	防災行政無線 広報車 サイレン又は警笛 報道機関 口頭伝達 標識 ホームページ 緊急速報メール（エリアメール）等
緊急安全 確保	1 災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられるとき。	○対象地域 ○緊急安全確保の理由 ○緊急安全確保の例 ○避難時の留意事項 ○その他必要な事項	防災行政無線 広報車 サイレン又は警笛 報道機関 標識 ホームページ 緊急速報メール（エリアメール）等

(避難指示に係る実施責任者)

災害の種類	実施責任者	根拠法	区分
災害全般	市長	災害対策基本法第60条	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保
	現場警察官	災害対策基本法第61条 (警察官職務執行法第4条)	避難指示・緊急安全確保 (警告・強制的措置)
	自衛官	自衛隊法第94条	避難指示・緊急安全確保
洪水	県知事、その委任を受けた職員、水防管理者	水防法第29条	避難指示

第2 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示等と同様に、関係機関及び市民に、その内容を周知するものとする。

なお、警察官は市職員が現場にいない場合又は市職員から要求があった場合について、自衛官は市職員及び警察官が現場にいない場合について、当該措置を講じることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

また、市長は、消防法第23条に基づき、火災の警戒上、特に必要があると認めるときは、期間を絞って、一定区域内におけるたき木又は喫煙の制限をすることができる。

(警戒区域の設定)

警戒区域を設定する状況	措置内容	指示者	対象者
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	(ア)立入制限 (イ)立入禁止 (ウ)退去命令 (エ)使用制限	(ア)市長 (イ)警察官※ (ウ)自衛官 (エ)県知事	災害応急対策に従事する者以外の者
水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(ア)立入制限 (イ)立入禁止 (ウ)退去命令	(ア)消防機関に属する者 (イ)警察官※※	水防関係者以外の者
危険物事故の現場、火災の現場及び水害を除く災害（消防法第23条の2・28条・36条）	(ア)退去命令 (イ)出入の禁止 (ウ)出入の制限	(ア)消防機関に属する者 (イ)警察官※※	命令で定める者以外の者

※市長もしくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

※※(ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

第3 避難誘導

1 避難誘導の方法

- (1) 市は、職員を状況に応じて現地に適切に配置するとともに、自主防災組織、自治会、消防、警察、民生委員・児童委員、福祉関係機関等と連携を図り、地域住民の避難誘導を実施する。避難誘導関係者に対しては、誘導中の事故防止を徹底するよう周知する。
- (2) 避難経路については、原則として地区内の主要生活道路及び地区内の主要幹線道路を利用することとし、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな火災、倒壊、爆発、落下物等の危険が危惧される場所を避ける。
- (3) 危険な地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- (4) 高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者や外国人、新しく転入した者など地理に不案内な者を確実に避難させるための職員配置を行うとともに、自主防災組織、自治会等と連携を図り、迅速な避難を図る。また、状況により高齢者や障がい者等を適当な場所に集合させるなどの措置を講じ、車両等による輸送を行う。
- (5) 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、基本的に自治会単位で行う。

2 避難順位

避難順位は概ね次の順序によるものとする。

- (1) 病弱者、障がい者
- (2) 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
- (3) 一般住民

3 市民への周知

(1) 避難場所・避難所等の指示

市は、災害時における地域条件を考慮し、災害種別ごとの具体的な避難場所・避難所等を定めるとともに、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても避難場所・避難所がわかるように配慮し、あらかじめ、市民に周知しておくものとする。

なお、避難所等の指定にあたっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、高齢者・障がい者・乳幼児、妊産婦等、自力避難が困難なものに十分に配慮するものとする。

(2) 所持品の制限

携帯品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、若干の食料、最低限の身の回り品等、立退きに支障をきたさない最小限のものとする。

(3) 適時適切な避難行動の周知

避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難場所への避難を原則とするものの、周囲の状況等により、避難場所への避難がかえって危険を伴う場合もあることから、市は市民等に対して、状況に応じて「近隣の安全な場所」への避難又は「緊急安全確保」を行う必要があることについて周知徹底に努める。

4 要配慮者の避難誘導

市は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が避難できるよう、市社会福祉協議会、自主防災組織、コミュニティ推進協議会、自治会、消防団、福祉関係者等と連携を図り、要配慮者の避難所等への避難誘導を支援する。

5 帰宅困難者の避難

市は、昼間に発災した場合の帰宅困難者への対応として、駅周辺や、商業・業務機能が集積した地区等の帰宅困難者に対し適切な情報を提供し、避難誘導を行うものとする。避難誘導を行う際は、一時滞在施設へ安全に誘導するため、越谷警察署の協力を得るものとする。ただし、企業等における帰宅困難者に対しては、報道機関の協力を得て、一斉帰宅抑制について呼びかけを行うこととする。

一時滞在施設の開設及び運営の際は、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。また、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対して食料、水、毛布等の提供を行うものとする。

第4 避難所の設置

1 避難所の開設

本部長は、地震災害により、現に被害を受け又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。避難所開設の基準は、基本的に「緊急時における職員参集マニュアル」に基づくこととする。

避難所は、学校、地区センター・公民館等の既存建物を応急整備して使用する。適当な施設が得られないときは、野外に仮設建物を設置するなどして対応する。なお、大規模広域災害などで政令で災害が指定された場合、消防法第17条の規定を適用せずして避難所を設置・開設することができる。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設する。開設にあたり、ホームページやツイッター等のSNS、スマートフォンアプリ「防災こしがや」等の多様な手段を活用して避難所の開設を周知するとともに特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることが無いよう、避難所の混雑状況等の情報を提供する等、避難の円滑化に努める。

2 実施責任者

災害全般に関する避難所の開設の実施責任者は市長（本部長）とする。

3 開設の方法

市長は、避難所を開設した旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。また、避難所を開設した場合は、直ちに県に以下の事項を報告する。

- ①避難所開設の目的・日時・場所
- ②箇所数及び受入れ人員

③開設期間の見込み

4 福祉避難所の設置・活用

(1) 福祉避難所

福祉避難所とは、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。災害救助法が適用された場合において、都道府県又はその委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行ううえで専門的な知識を有する者）等の配置、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用具等の用具の費用について国庫負担を受けることができる。

(2) 福祉避難所の設置

市は、要配慮者の利用に困難を生じない既存施設を活用し、福祉避難所とする。また、適切な場所にこのような施設がない場合又は不足する場合は、国、県、近隣市町村に対し、福祉避難所の確保への協力を要請するとともに、必要に応じて、宿泊施設の借上げや、一般の避難所に要配慮者用のスペースを確保するなどの措置を講じる。

(3) 福祉マンパワーの確保・配置

市は、福祉避難所で活動する生活相談職員等が不足した場合、国、県、他の地方公共団体に対し、応援を要請する。

5 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内で県に請求する。

第5 避難所の管理運営

1 避難所の維持管理

(1) 避難所の使用管理

- ① 市は、避難所を開設したときは、担当職員を派遣して使用管理を行うとともに、避難者の保護について措置する。
- ② 避難所の使用管理にあたった職員は、避難所状況報告書を作成し、避難所閉鎖後、本部に記録を提出する。

(2) 避難所の運営

避難所担当職員は、避難者への生活必需物資の給与又は貸与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等収容施設の維持管理について、関係部長と総合的な連絡調整を行う。

避難所の運営については、「避難所運営マニュアル」に基づいて、自主防災組織、コミュニティ推進協議会、自治会等を母体とした避難者の組織化を促進し、避難者による自主運営を図るよう支援する。加えて「被災者台帳の作成等に関する実務指針」に基づいて、被災者情報を記録するとともに関係機関等への情報提供に努めるものとする。

なお、避難所の運営組織には複数の女性の参画を図り、運営に際して女性の意見を積極的に反映することで、男女のニーズに配慮した避難所運営を行えるよう努める。

また、女性用下着、生理用品等の衛生用品といったプライバシーに配慮すべき物資については、女性スタッフによる配布ができるよう組織構成に配慮する。

【資料編関連】「資料42 避難所状況報告書・避難者名簿（報告様式2）」

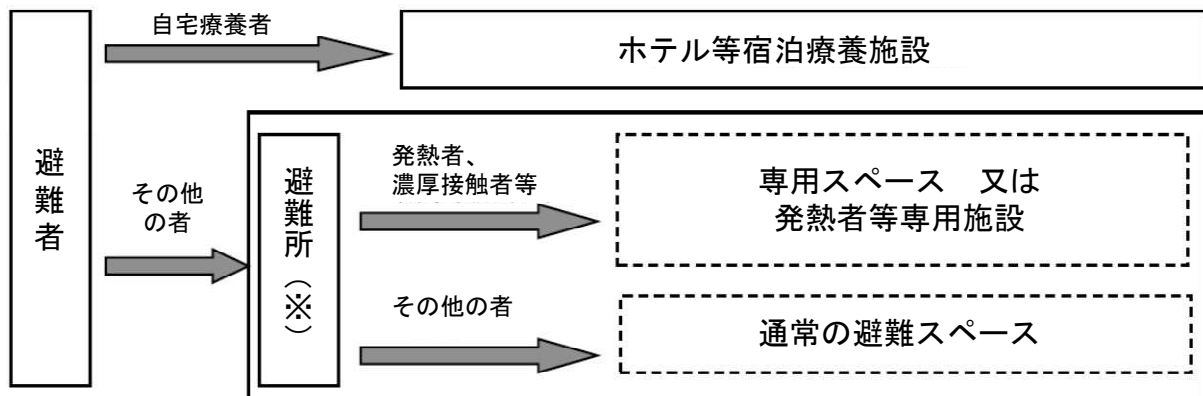
2 避難所運営の留意事項

市は、避難所の運営にあたって、以下の点に留意する。

- (1) 避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」に基づいて実施する。
- (2) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、市民等の協力を得られるように努め、必要に応じて、県、近隣市町村に要請する。
- (3) 避難者ニーズの早期把握に努める。
- (4) 避難者への適切な情報提供に努める。また、視覚障がい者・聴覚障がい者・外国人等の要配慮者への情報提供については、特段の配慮を行う。
- (5) 避難所における生活環境に注意し、男女のニーズの違い等にも配慮し、良好な生活の確保と避難者のプライバシーの確保に配慮する。女性に配慮したスペースとして、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室を確保するよう努める。また、要配慮者が健常者とともに避難所生活を行ううえでの障害をできるだけ取り除くよう努める。
- (6) 性別により役割を分担する考え方（固定的性別役割分担意識）による作業配分や作業量の偏りの防止に配慮する。
- (7) 避難生活では、心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて巡回による診療・相談を行う。特に高齢者は歩行困難などの生活機能の低下が懸念されるため、運動機会の促進等に努めるものとする。また、要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。
- (8) 避難所生活が長期化した場合、生活関連等において種々の問題が発生する。そのため、関係機関と連携し、入浴、冷暖房、洗濯等の対策を検討し実施する。

- (9) DV（ドメスティックバイオレンス）の被害者等、匿名での避難者登録を希望する避難者のため、別途、避難者名簿を作成するよう努める。
- (10) 性的少数者のため、男女別のトイレのほか、誰でも使用可能な共用トイレの確保に努める。
- (11) 避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、以下の事項に配慮する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ・女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する
 - ・トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する
 - ・照明を増設する
 - ・性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する
- (12) 避難所に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
- (13) 女性の相談員、福祉相談員の配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設に努める。相談員の配置や相談窓口の開設等にあたっては、男女共同参画支援センターや民間団体を積極的に活用する。なお、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう十分に注意する。
- (14) 新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、関係部局が連携し、主に以下の対策をとる。

(健康状態に合わせた避難スペースの確保)

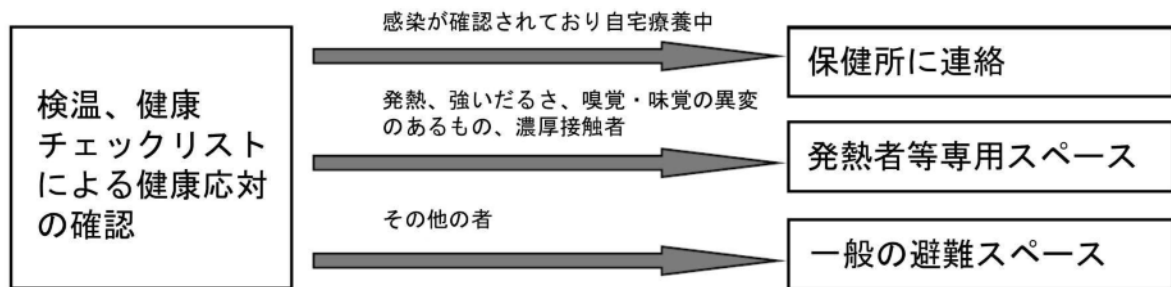


※ 十分なスペースを確保するため避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

(十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設)

- ・体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど避難スペースの確保に努める。
- ・地域の実情に応じてホテル・旅館等の活用を検討する。

(避難所受付時のフロー)



(避難所レイアウトの検討)

- ・世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

(避難者の健康管理)

- ・避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
- ・感染症の疑いがある者が発生した場合に備え市保健所と連絡体制を整備する。

(発熱者等の専用スペースの確保)

- ・発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設の確保に努める。
- ・発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- ・発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(物資・資材)

- ・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資の備蓄に努める。

(自宅療養者の対応)

- ・自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は市保健所に連絡するよう事前に周知する。
- ・避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。
- ・自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局間で避難所の運営に必要な情報を共有する。

(住民への周知)

- ・広報紙、ホームページ、ツイッター等のSNS等を活用し以下の事項を住民に周知する。
 - ア 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
 - イ 避難生活において必要なマスク、消毒液等の衛生用品については、可能な限り持参して避難すること。等

(感染症対策)

- ・手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。

- ・定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。
- ・食事時間をずらして密集・密接を避ける。

(発熱者等の対応)

- ・避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- ・避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

(車中泊（車中避難）等への対応)

- ・やむを得ず車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

(15) 避難所の運営にあたっては、必要に応じて、以下のガイドラインを参考とする。

- ・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」：避難生活を支援する行政が取り組むべき事項のうち、「トイレの確保と管理に関して指針」を示すもの
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」：災害発生後における福祉避難所の設置・運営にあたって活用でき、かつ、平常時においては、事前対策をはじめ、地方公共団体が独自のマニュアル作成に活用できるもの
- ・「埼玉県災害時栄養管理ガイドライン」：栄養指導等（栄養・食生活支援）を効果的に行うための目安となるものであり、災害時の支援活動を迅速かつ効果的に展開するためのもの
- ・「市緊急時における避難所開設及び職員参集マニュアル」：勤務時間外に大地震が発生した場合に、速やかに参集して初動対応を行い、市民の生命、身体及び財産を保護するため、職員の参集基準及び活動内容等を定めたもの 等

(16) 夏季には熱中症の危険性が高まるため、避難所においても、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

3 広域避難者対策

市は、他市町村の受入れ施設に避難した者をできるだけ把握し情報を整理するとともに、住宅関連情報、再就職支援情報等の帰宅支援情報を提供する等、行政支援を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

4 避難所外避難者対策

市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している避難者に関する情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談等の保健医療サービスの提供、避難生活に必要な情報提供の支援を実施し、避難生活の質の向上を図る。特に車中泊（車中避難）を行う避難者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、注意喚起等を実施する。

第6 避難所の閉鎖

避難所については、余震が収まり避難者が自らの住家に戻ることができた時点や応急仮設住宅の完成や避難者の自力再建の目途が立った時点で閉鎖する。

第7 広域避難

市は、国、県、運送事業者等と協力して、広域避難に関して具体的なオペレーションを定めた計画をあらかじめ策定することに努め、その計画をもとに、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努める。

また、市は、市外への広域的な避難、避難所及び避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。

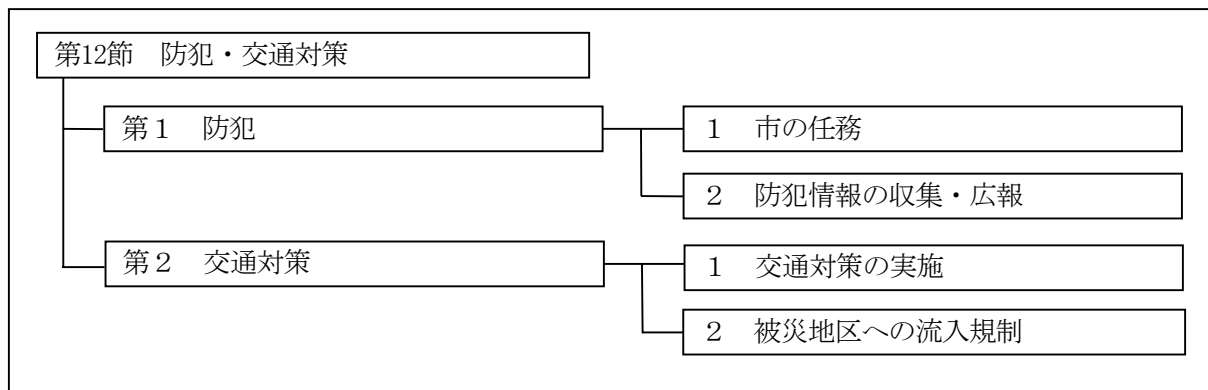
さらに、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

第12節 防犯・交通対策

■趣旨■

大規模な地震災害が発生した場合、社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測されることから、関係機関との連携のもと、犯罪の予防等、市民の安全の確保、市民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地域の秩序の維持に努める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 防犯

1 市の任務

市は、災害が発生し、又は発生のおそれのある場合は、市民の避難誘導及び救助、犯罪の予防等の応急対策を実施して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持に努める。

2 防犯情報の収集・広報

(1) 情報収集

市は、被害の概要や主要被害の状況、避難者の状況、主要交通機関の被害状況及び復旧状況、通信の被害状況など、防犯上必要な災害に関する情報を収集する。

(2) 広報活動

市は、災害の状況、避難措置、犯罪の予防などに関して防犯に関する広報を行う。

第2 交通対策

1 交通対策の実施

- (1) 市は、被災地及び被災地付近の現状を調査把握するとともに、越谷警察署と連絡協議して、通行の禁止又は制限を実施する。あらかじめ協議する時間がなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。なお、極力迂回路の設定などの措置も行う。
- (2) 市は、通行の禁止又は制限を実施するときは、現場に道路標識、案内板等の設置を行い、必要に応じて広報車による広報活動を実施し、市民に周知徹底を図るとともに、他市町村民に対しても報道機関等を利用して広報を行い、周知を図る。
- (3) 市は、道路占有物（電力、通信、都市ガス、水道）等に被害が生じ、交通の障害となる場合は、それぞれの事業者又は所有者に必要な措置を命じ、交通の安全確保を図る。
 - ① 道路管理者は、その管理する道路が損壊したこと等により、通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。
 - ② 道路管理者は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する場合には、あらかじめ越谷警察署長及び市長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

2 被災地区への流入規制

市は、震災が発生した直後において、警察と協力し、以下により避難路及び緊急輸送道路について、優先的にその機能確保を図る。

- (1) 混乱防止及び緊急交通路の確保のため、関係機関と連携をとりながら、被災区域への車の流入抑制のための通行の禁止又は制限を実施する。
- (2) 災害対策基本法に基づく通行の禁止又は制限がまだなされていない場合においても、道路交通法に基づき越谷警察署長による交通規制又は現場警察官の指示により迅速な通行の禁止又は制限を実施する。

第13節 緊急輸送計画

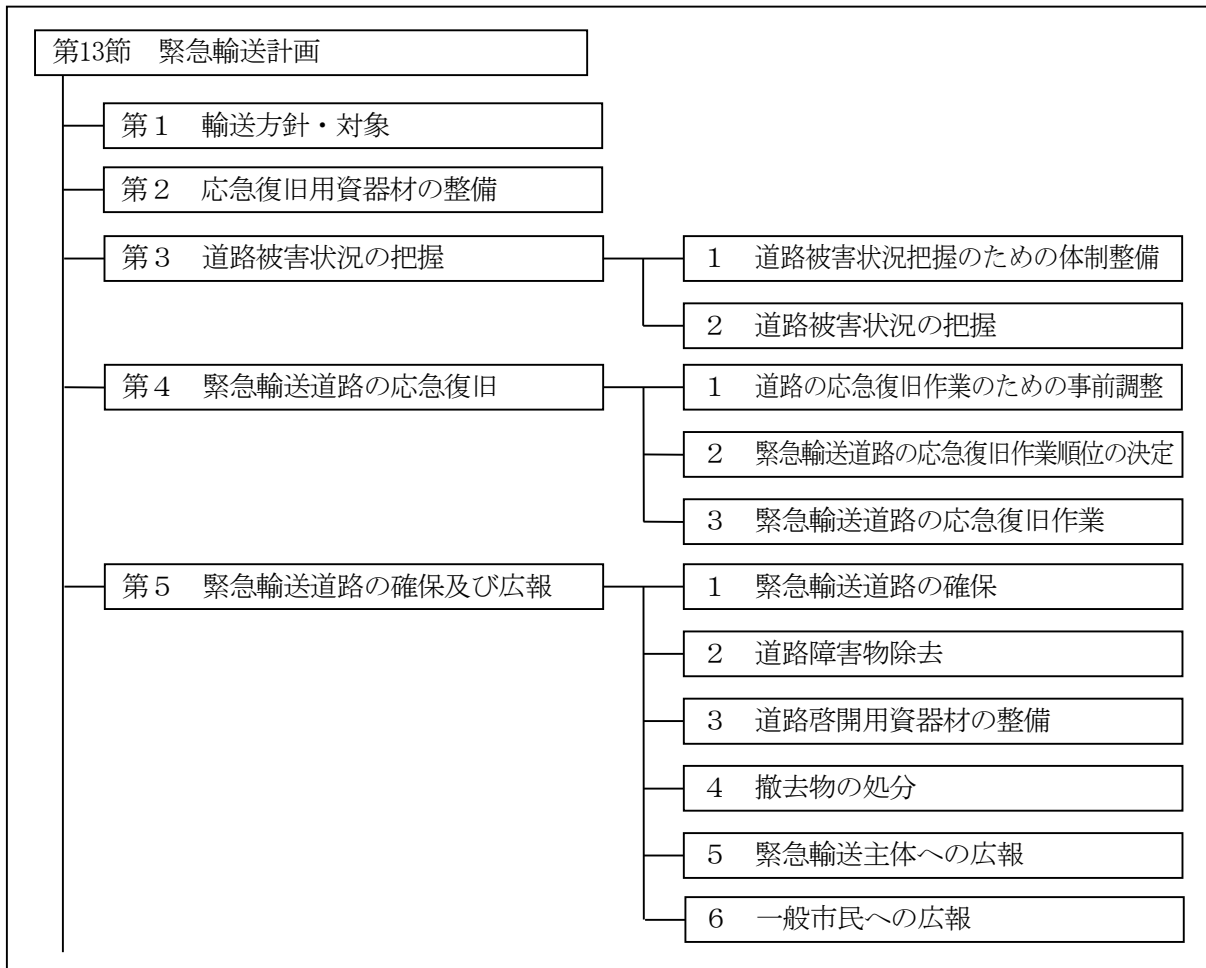
■趣旨■

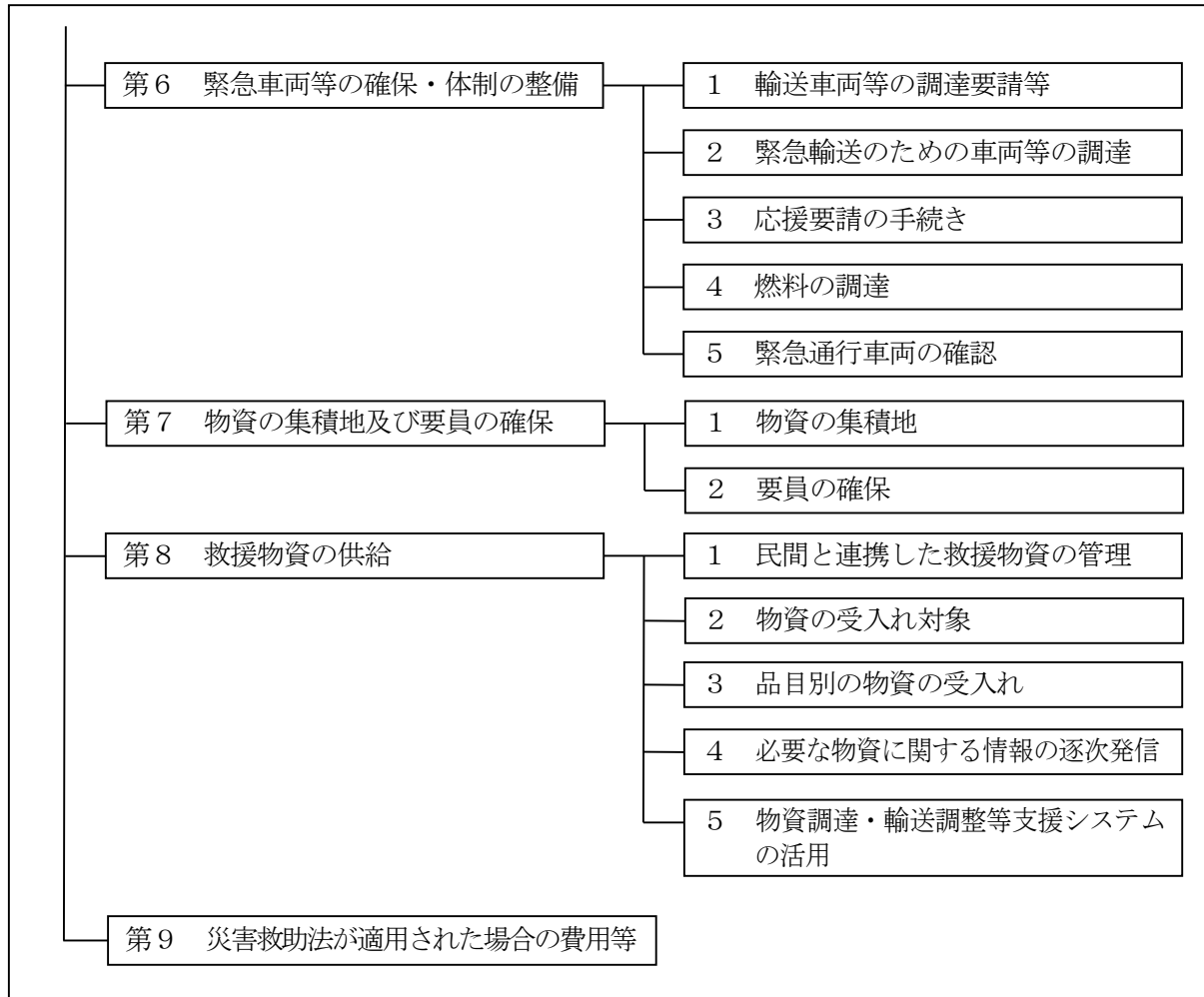
地震災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊した建築物や電柱等が散在している可能性がある。これら障害物の除去、路面の亀裂、陥没等の破損箇所の修復等の道路機能回復のための応急復旧作業は、関係機関による被災後の応急対策を効果的に講じるための必要条件である。

道路の応急復旧を、制約された条件下で効果的に行うため、あらかじめ指定した道路について迅速に被害状況を把握し応急作業を行う。

■施策の体系■





■施策の内容■

第1 輸送方針・対象

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

- (1) 市民の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 被害の拡大を防止するため必要な輸送
- (3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
①救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
	①食料、水等生命の維持に必要な物資 ②疾病者及び被災者の被災地外への搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
		①災害復旧に必要な人員及び物資 ②生活必需品

第2 応急復旧用資器材の整備

市は、普段から応急復旧用資器材の整備を行い、また、越谷市建設業協会との連絡を密にし、使用できる建設機械等を把握しておくとともに、地震発生時に必要とする資器材が不足したときは、越谷市建設業協会及び他の関係機関から調達する。

第3 道路被害状況の把握

1 道路被害状況把握のための体制整備

市は、道路の被害を把握し、応急復旧に着手するため、事前に、県、国土交通省関東地方整備局等の道路管理者、消防、警察、越谷市建設業協会などの関係機関とともに、地震発生直後の道路被害状況を把握するための体制整備に努めるとともに、地震発生時には迅速に被害状況を把握する。

2 道路被害状況の把握

(1) 市

市は、市内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、直ちに県などの関係機関に連絡する。

(2) 警察

警察は、現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、直ちに市及び県に報告する。

(3) 越谷市建設業協会

越谷市建設業協会加盟の建設業者は、市、消防、警察及び他の道路管理者が行う道路の被害状況、道路上の障害物の状況の調査の支援を行う。

第4 緊急輸送道路の応急復旧

1 道路の応急復旧作業のための事前調整

市は、道路の効率的な応急復旧のために、他の道路管理者、警察、越谷市建設業協会と連携し、以下の事項について事前協議を実施する。

- ①復旧路線区間
- ②復旧する車線数
- ③復旧作業の相互応援
- ④協力建設会社との連携（復旧要請の手順等）

2 緊急輸送道路の応急復旧作業順位の決定

市は、あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況をもとに、以下の基準を目安に、緊急性を考慮して、県危機管理防災部、県土整備部、警察と調整のうえ、応急復旧順位を設定する。

(1) 第一次緊急輸送道路

選定基準をもとに、消火活動や人命救助を最優先とし、国道などの4車線道路とこれを補完する広域幹線道路及び市内の主要な防災拠点を連絡する主要路線とする。

(2) 第二次緊急輸送道路

地域内の防災拠点を連絡する路線とする。

3 緊急輸送道路の応急復旧作業

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、直ちに県に報告する。また、所管する道路については、その道路の重要性に応じ、応急復旧作業を実施する。このうち、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防及び占用工作物管理者等の協力を得て行き、交通確保に努める。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合、2車線を確保することを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。また、必要に応じて、災害復旧応急組立橋による復旧を行う。

第5 緊急輸送道路の確保及び広報

1 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、緊急輸送道路として確保すべき国道、主要地方道、一般県道及び市内の重要幹

線及び各広域避難場所等に通じる道路等から優先して障害物除去、路面の整備及び橋梁の応急修理等を系統的に行い、生活必需品、復旧資材等の輸送の円滑化を図る。なお、市指定緊急輸送道路のなかで、市以外の道路管理者が管理する道路については、あらかじめ道路管理者と協議する。

道路管理者は、災害発生時において、立ち往生車両や放置車両等により、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両等の占有者等に対し、当該車両等の道路外の場所への移動その他必要な措置をとることを命ずる。当該車両等の占有者による移動ができない場合は、道路管理者が自らその措置を実施する。

なお、道路管理者は、当該措置を実施するにあたりやむを得ない限度において、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分及び当該措置に係る車両等を破損することができ、それらにより損失が生じた場合は、規定に基づき損失補償を行う。

2 道路障害物除去

道路管理者は、交通機能を確保するために倒壊建築物等の障害物を除去するとき、障害物の状況により所有者等への周知を図り、障害物の除去作業を実施する。

3 道路啓開用資器材の整備

市は、普段から道路啓開に必要な資器材の整備を行うとともに、越谷市建設業協会との連絡を密にし、使用できる道路啓開用資器材を把握しておき、地震発生時に資器材が不足した場合には、越谷市建設業協会、その他関係機関から調達する。

4 撤去物の処分

市は、道路啓開により発生した撤去物の処理にあたっては、第2編第3章第16節第3「廃棄物処理」との調整を図り、合理的に実施するものとする。

5 緊急輸送主体への広報

市は、効率的な緊急輸送を行うために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送道路に関する情報伝達窓口を設置し、緊急輸送を実施している主体からの問い合わせ等に対して、的確に情報伝達ができる環境を整備する。

6 一般市民への広報

市は、ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷Cityメール、広報紙（配布、拠点施設への張り出し等）、テレビ、ラジオ、ツイッター等のSNSを通じて交通規制の状況を広報する。

第6 緊急車両等の確保・体制の整備

1 輸送車両等の調達要請等

市は、越谷市建設業協会及び埼玉県トラック協会越谷支部と連絡を密にし、事前に車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、地震発生時に必要とする車両等が調達不可能となった場合、県及び関係機関に対して調達及びあっせん、又は人員及び物資の輸送を要請する。

2 緊急輸送のための車両等の調達

(1) 貨物車両、バス、乗用車等

市は、貨物車両が不足した場合、埼玉県トラック協会越谷支部と締結した協定に基づき協力を求める。バス、乗用車等については、バス会社、タクシー会社等に協力を要請する。

(2) 特殊車両

市は、特殊車両が不足した場合、越谷市建設業協会等に協力を求める。

(3) 舟艇

市は、舟艇が必要になった場合、消防署又は必要に応じてその他の機関に協力を求める。また、市長は、必要に応じて自衛隊の派遣を県知事を通じて要請する。

(4) 鉄道

市は、鉄道輸送が必要になった場合、東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）、東武鉄道（株）に協力を要請する。

(5) 航空機

市は、新日本ヘリコプター（株）と締結した協定に基づき協力を求める。また、緊急を要するときは、自衛隊の航空機（ヘリコプター）の派遣を県を通じて要請する。

3 応援要請の手続き

市は、緊急輸送のための車両等の応援要請を行うときは、業務の目的、積載内容、台数、期間、場所等を明らかにして要請する。

4 燃料の調達

市は、車両等の燃料が必要な場合、埼玉県石油商業協同組合越谷支部と市の間で締結した協定に基づき調達する。

5 緊急通行車両の確認

大規模地震の発生時は、交通規制により一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両を優先して通行させる。

(1) 緊急通行車両の要件

緊急通行車両は、以下の事項に該当するものとする。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関するもの
- ② 消防、水防その他の応急処置に関するもの
- ③ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

(2) 確認機関

越谷警察署

(3) 確認手続き等

緊急通行車両の使用者は、越谷警察署又は交通検問所において、緊急通行車両の確認を受け、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。なお、交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい場所に掲出するものとする。

また、緊急通行車両確認証明書は当該車両に常に備え付け、提示を求められたときは、これを提示するものとする。

第7 物資の集積地及び要員の確保

1 物資の集積地

施設の利用可能状況や輸送路の通行可能状況を把握し、物資の集積地として利用する。

市が定めた場所として、大杉公園、越谷流通団地、平方公園を活用するほか、県が定めた集積地である越谷総合食品地方卸売市場や備蓄食品保管場所である県越谷防災基地、県立越ヶ谷高等学校、県立越谷北高等学校を活用する。

2 要員の確保

市長はあらかじめ作成した動員計画に基づき要員の確保を行う。

第8 救援物資の供給

1 民間と連携した救援物資の管理

食料、物資、輸送に関わる職員と民間物流事業者が連携し、物資に関する情報を一元的に管理して、救援物資の受入れ及び配送の指示を行う。特に市職員の人員や集積所のスペースが不足す

る等、市での対応が困難となる場合は、民間物流事業者が持つ、ノウハウやマンパワー、倉庫などの施設を使用し、救援物資の受入れ、仕分けを行う。

2 物資の受入れ対象

災害発生直後の不特定多数からの小口の救援物資については、仕分け等に多大な労力を要し、復旧活動への影響も考えられることから、個人による物資については、原則申し出を辞退することとし、企業や団体等大口の申し出のみを対象として物資を受け入れる。

3 品目別の物資の受入れ

救護物資の協力を申し出る者に、品目別の物資の発送を要請し、あらかじめ品目ごとに指定した倉庫に救援物資を受入れ、保管する。併せて、物資の種類、数量、サイズ、賞味期限等の情報の表記を要請する。

4 必要な物資に関する情報の逐次発信

不足している救援物資の品目や数量、配送先の倉庫などの情報をインターネット上に公開し、また、報道機関に情報提供を行うなどして、タイムリーな情報を発信する。

5 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

関係機関は、物資・資器材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

第9 災害救助法が適用された場合の費用等

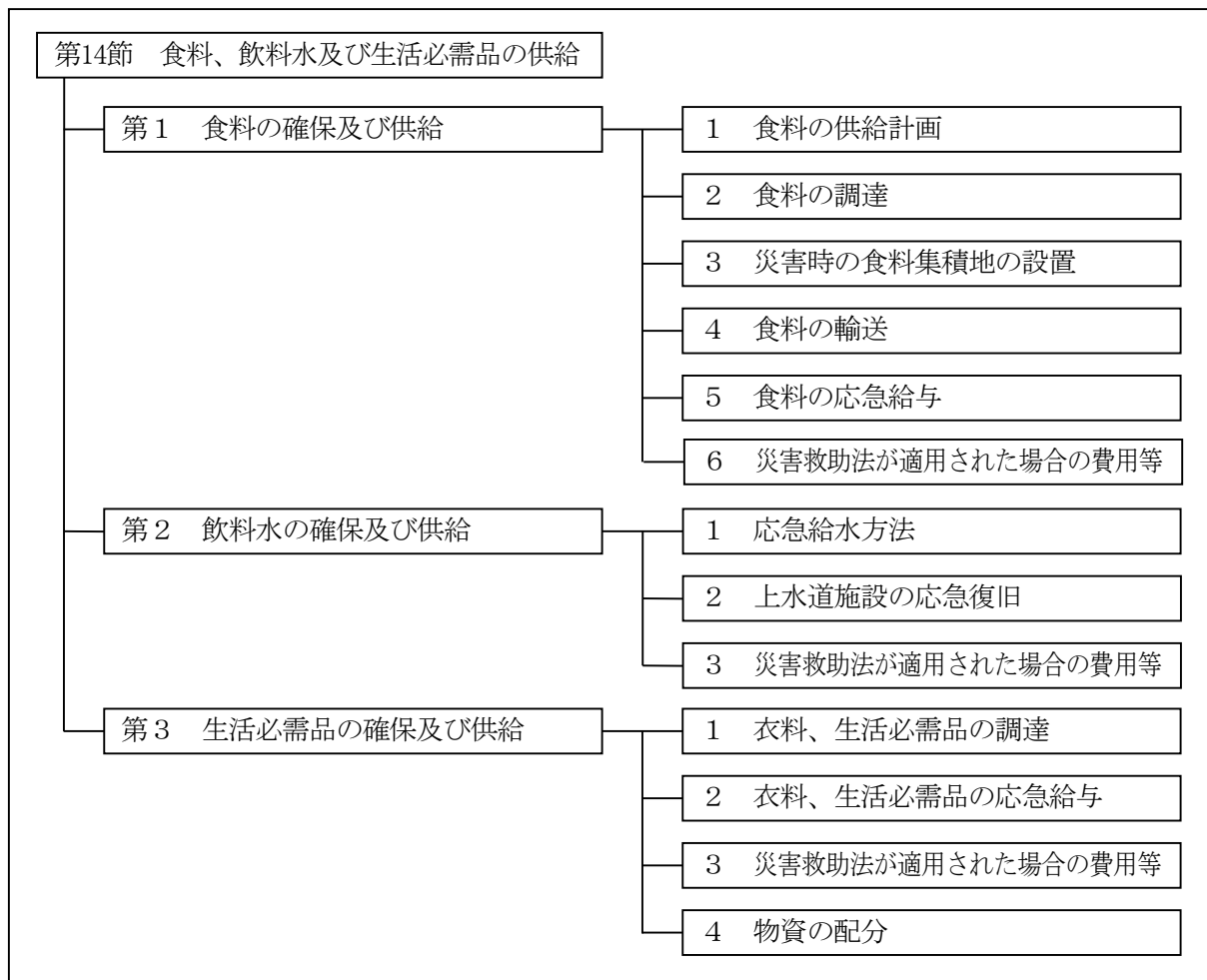
応急救助のための輸送に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内で県に請求する。

第14節 食料、飲料水及び生活必需品の供給

■趣旨■

地震により日常生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに迅速な救援を実施する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 食料の確保及び供給

1 食料の供給計画

地震災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給の確実を期するものとする。

(1) 災害時における食料の給与

災害時における被災者等に対する食料の給与は、原則として以下より実施する。

① 食料の給与は、市長が実施する。

② 給与の内容は次のとおりとする。

ア 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給

イ 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対して行う米穀等の応急供給

ウ 給与する食料の品目は、次のとおりとする。

- ・前号(ア)にあつては、米穀（米飯を含む）、パン、クラッカー等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。
- ・前号(イ)にあつては、原則として米穀とするが、消費の実情等によってはクラッカー等及び乳製品とする。

(2) 食料給与計画の策定

市長は、災害時の食料給与の円滑を期するため、食料の調達（備蓄を含む）、輸送、集積地、炊き出し及び配分等に関する計画を内容とする食料給与計画を策定しておく。

2 食料の調達

(1) 米穀等

市は、被災者に対して給与の必要があると認めた場合は、市備蓄のアルファ米を放出し、また埼玉県米穀小売商業組合越谷支部及び越谷市農業協同組合と市との間で締結した協定に基づき米穀等を調達する。

なお、災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動された場合は、あらかじめ、県知事から指示される範囲内で、関東農政局企画調整室及び生産部業務監理課の協力のもと、農林水産省生産局農産部貿易業務課又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき政府所有米穀の緊急の引渡しを要請し供給する。

(2) クラッカー等

市で備蓄しているクラッカー等を応急的に放出し、不足が生じた場合は県に対して備蓄品の放出を要請する。

(3) 粉ミルク

粉ミルクは、市の備蓄粉乳及び越谷市薬剤師会と市との間で締結した協定に基づき調達し、不足が生じた場合は県備蓄粉乳の放出を要請する。

(4) その他の食料

その他の食料については、必要に応じて市内民間企業と市の間で締結した協定に基づき調達する。

3 災害時の食料集積地の設置

市は、施設の利用可能状況や輸送路の通行可能状況を把握し、食料集積地として利用する。また、食品管理に万全を期すため、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置する。

4 食料の輸送

市は、食料の輸送に必要な車両、要員を確保し、備蓄食料や食料集積地に集積した食料を、避難所等に輸送する。

5 食料の応急給与

(1) 食料給与の決定

市長は、以下の基準に基づき必要と認めたとき、食料の応急給与を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、その規定により県知事の委任に基づき行う。

食料供給の提供期限は、ライフライン機能が復旧し、商店等商業機能が復旧した段階までを目途とする。

- ① 被災者に対して、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- ② 米穀の供給機構による通常の供給を行う必要がある場合
- ③ 災害時における救助作業等、急迫した災害の防止及び応急復旧作業に従事する者に対して行う必要がある場合

(2) 食料給与の方法

食料の給与にあたっては、現に食し得る状態にある物を給与する。

- ① 米飯の炊き出し
米飯の炊き出しは、市立学校給食センターを利用し行う。
- ② 産業給食（弁当等）による食料の給与
炊き出し施設の利用が不可能な場合、又は炊き出し施設の利用のみでは充当不可能の場合は、産業給食業者に提供を要請する。
- ③ クラッカー等による食料の給与
- ④ 粉ミルク等による乳幼児に対する食料の給与

(3) 応急給与対象者

食料の応急給与の対象者の基準は以下のとおりとする。

- ① 避難所に避難された者
- ② 住家の被害が全壊、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- ③ 市内の旅行者又は一時的滞在者等
- ④ 被災し、一時縁故先に避難する者

- ⑤ 救助作業等に従事する者で給食を行う必要がある者
- ⑥ その他本部長が必要と認める者

(4) 県への協力要請

市長は、市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県知事に炊き出し等について協力を要請する。

(5) 実施状況報告

市長は、炊き出し、食料の配分その他の食料の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに県知事に報告する。

6 災害救助法が適用された場合の費用等

食料の供給に要した費用等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内で県に請求する。

第2 飲料水の確保及び供給

1 応急給水方法

市及び越谷・松伏水道企業団は、応急給水の第1段階として、給水不能地域については、給水車とウォーターバルーンの併用や地域防災拠点等に設置された耐震性飲料用貯水槽（22か所）により市民に給水する。ウォーターバルーン及び耐震性飲料用貯水槽については仮設給水栓を設置し、地域住民との協働により給水活動を行う。給水にあたっては、被災地の必要な地点に拠点給水箇所、指定給水場所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水の供給を行う。

必要最低量（1人1日約3リットル）の水を確保できない場合は、隣接市町や県に速やかに応援を要請する。なお、越谷・松伏水道企業団の危機管理計画では、応急給水目標水量は以下のとおりとなっている。

	災害発生からの日数	目標水量	主な給水方法
第1段階	災害発生～3日	3 ℓ/人・日	耐震性飲料用貯水槽、給水車等
第2段階	4日～10日	20 ℓ/人・日	基幹管路付近の可搬式応急給水栓
第3段階	11日～21日	100 ℓ/人・日	配水管上の可搬式応急給水栓
第4段階	22日以降	250 ℓ/人・日	仮配管からの各戸共用給水

※給水車等による応急給水は1か月以内の終了を目途とする。

2 上水道施設の応急復旧

越谷・松伏水道企業団は、越谷・松伏水道企業団の危機管理計画に基づき、上水道施設の被害状況の調査及び復旧工事を可能な限り早期に完了するよう実施する。

また、上水道復旧資器材や技術者が不足した場合等は、関係機関に対し、応援を要請する。加えて、市は応急、復旧工事を実施するために必要があれば、県に対して技術者等のあっせん要請を行う。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第3 生活必需品の確保及び供給

1 衣料、生活必需品の調達

市は、衣料、生活必需品等の調達については、市と民間業者との間で締結した協定に基づき調達するものとし、災害に際して迅速に給与又は貸与できるよう措置する。災害救助法が適用された場合は、災害救助法の規定により県知事の委任に基づき行う。

2 衣料、生活必需品の応急給与

(1) 生活必需品の種類

被服、寝具その他の生活必需品の品目は、概ね次のとおりである。

- ① 寝具
- ② 衣類
- ③ 日用雑貨品
- ④ その他

(2) 給与又は貸与の対象者

衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は、貸与に要した費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

4 物資の配分

(1) 救援物資の配分計画

市は、被害状況を取りまとめ、県に報告するとともに、救援物資の交付又は調達を行い、災害救助法の定める基準の範囲内で配分計画を作成し、配給する。また、市は、県等から調達した生活必需品を避難所等に輸送する。

(2) 救援物資の輸送

避難所の備蓄物資の融通に係る輸送については、原則として受援・輸送部の輸送担当の班が準備する車両により実施する。

(3) 救援物資の配布計画

① 避難所での配布

調達した物資は避難所の運営責任者へ引き渡され、運営責任者を通して避難者へ配布する。

② 在宅避難者への配布

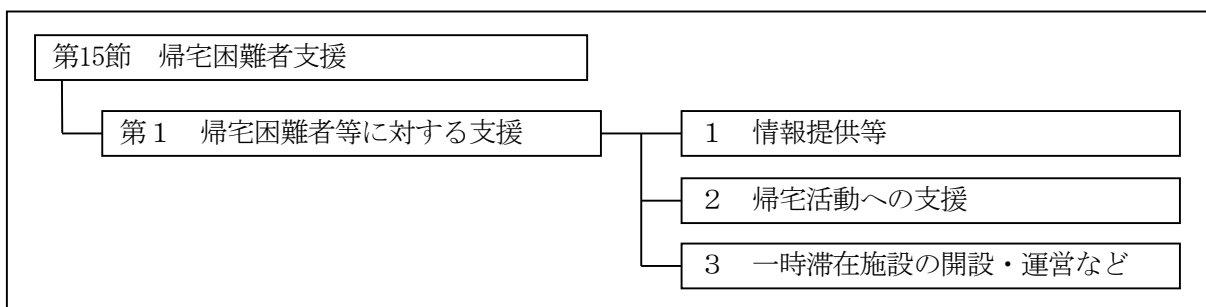
在宅避難者用の物資は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。ただし、当該地域の避難所が被災した在宅避難者は、隣接する避難所へ登録し、この避難所から配布を受ける。また、自ら取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者に対しては、近隣住民やボランティア等が配布を支援する。

第15節 帰宅困難者支援

■趣旨■

大規模な地震が発生した場合、公共交通機関の運行停止など移動手段の途絶等により、外出先で足止めされることとなる。市内外で外出中に被災した越谷市民及び、市内で被災した来訪者である帰宅困難者に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 帰宅困難者等に対する支援

1 情報提供等

市は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板Web171等を利用した安否確認方法を広報するとともに、県が実施する活動と連携し、徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布、帰宅困難者への支援対策の広報を行う。

2 帰宅活動への支援

市は、帰宅困難者の帰宅活動を支援するため、県が実施する活動と連携し、水や食料の配布、徒歩帰宅者への休憩所の提供、代替輸送の提供等を事業所等と連携し実施する。

3 一時滞在施設の開設・運営など

(1) 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設

市は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、県、鉄道事業者等と連携し、主要駅周辺等の帰宅困難者を受入れる一時滞在施設を開設する。

なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、越谷市と締結した覚書に基づき帰宅困難者を受け入れる。

一時滞在施設を開業した時は、帰宅困難者に対し、ホームページや越谷Cityメール、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、ツイッター等のSNSの他、必要に応じて広報車等で周知する。

(2) 一時滞在施設への誘導

市は、県、鉄道事業者等と連携し、一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内し、その際には、越谷警察署の協力を得る。

(3) 一時滞在施設の運営

市は、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。
また、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、帰宅困難者に情報を提供する。
運営にあたっては、施設内の帰宅困難者に協力を得られるよう努める。

(4) 一時滞在施設の閉鎖

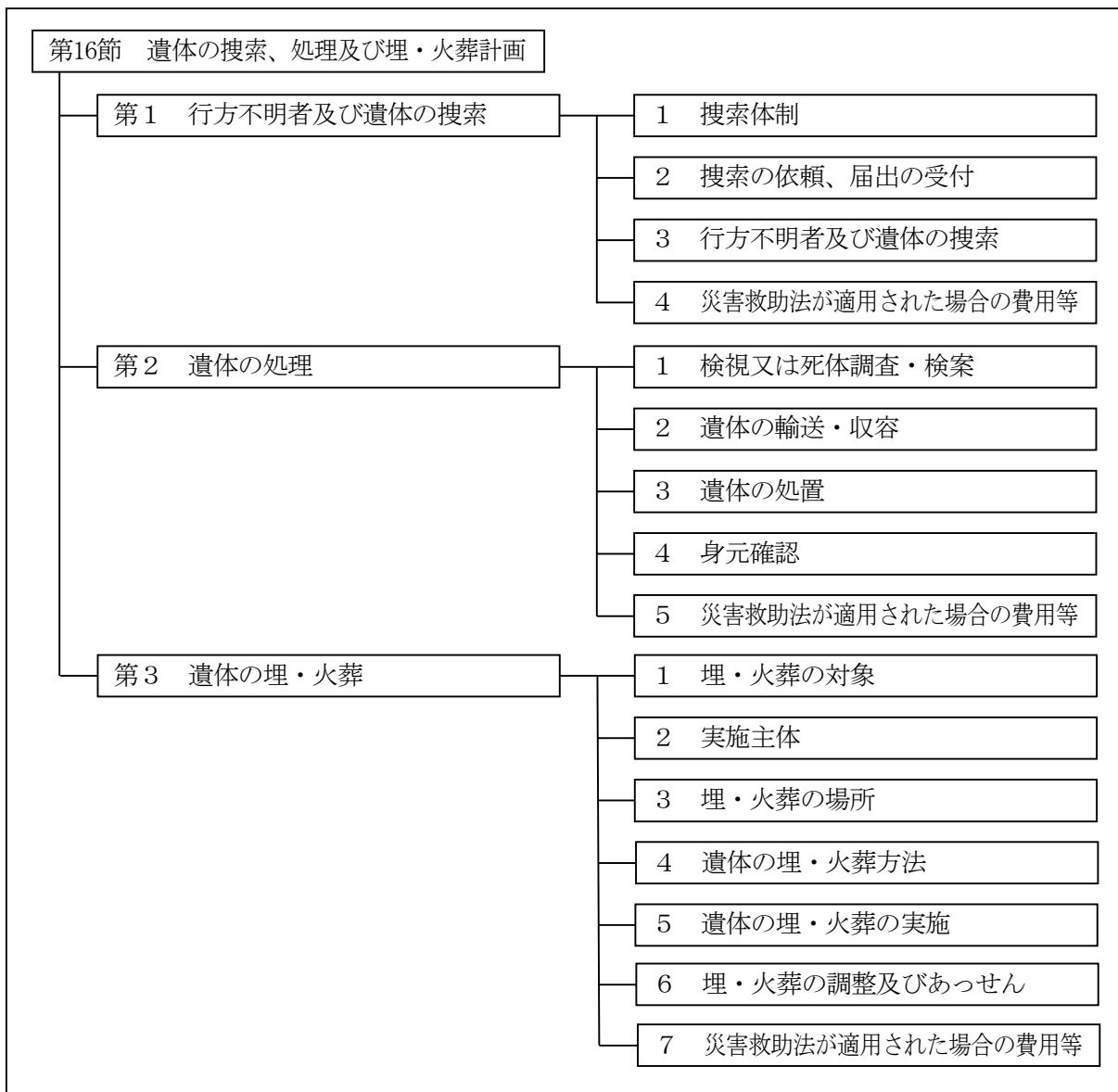
一時滞在施設の閉鎖に際しては、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していることなどを考慮して判断する。
一時滞在施設の管理者は、閉鎖にあたって、市は一時滞在施設の管理者と調整する。管理者は、安全が確保されている道や公共交通機関の運行状況、代替輸送の状況等を帰宅困難者に情報を提供する。

第16節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画

■趣旨■

大規模な地震災害の発生により、多数の死者、行方不明者が発生することが考えられることから、地震災害によって死亡又は死亡していると推定される者については搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施し、市民の精神面での安定を図るものとする。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 行方不明者及び遺体の搜索

1 搜索体制

災害救助法が適用された場合は、県知事の委任に基づき市長が実施する。災害救助法が適用されない災害の場合は、市長が実施する。

遺体及び行方不明者の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索にあたっては、県、警察、関係機関及び地元奉仕団等の協力のもとに実施する。

2 搜索の依頼、届出の受付

(1) 相談窓口の開設

災害対策本部内収容部に「行方不明者相談窓口」を設置し、所在のわからない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼、届出の受付を行う。

(2) 記録の作成

届出にあたっては、行方不明者の住所、連絡先、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他特記事項等必要事項を聴取し、記録しておく。

(3) 本部への報告

届出のあったものについては、前号の事項を記載した書面で災害対策本部に報告する。ただし、状況により書面をもって報告することが困難な場合は、無線等をもって連絡する。

3 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索対象者

遺体及び地震により行方不明になった者のうち、地震の規模、被災地域の状況等の事情により、既に死亡していると推定される者の搜索を行う。なお、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、正確な情報の収集に努める。

なお、行方不明者に関する公表は、県及び県警察と調整し、必要に応じて実施する。

(2) 搜索の方法

搜索活動は、本部及び県警察が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、防災関係機関及び地元自治会等の協力並びに車両、舟艇、機械器具の借上げ等可能な限りの手段方法により、早期収容に努める。なお、人命救助、救急活動及び遺体・行方不明の搜索中に遺体を発見したときは、本部及び県警察に連絡するとともに身元確認を行う。

(3) 他市町村在住者等に関する情報の取扱い

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

行方不明者及び遺体の搜索に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内で県に請求する。また、災害救助法による搜索期間は、原則として地震発生の日から10日以内とする。

第2 遺体の処理

1 検視又は死体調査・検案

警察官は、検視又は死体調査を行う。

警察嘱託医は、検案を行い、必要に応じて、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

2 遺体の輸送・収容

(1) 遺体の輸送

市は、警察官による検視又は死体調査及び警察嘱託医による検案を終えた遺体について、県に報告のうえ、警察、消防等の協力を得て遺体収容（安置）所へ輸送する。

(2) 遺体の収容

① 遺体収容（安置）所の開設

市は、市内の寺院、公共施設、公園等遺体収容（安置）に適切な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設する。遺体収容（安置）所として利用できる既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備する。

遺体収容所（安置所）には、必要に応じて、検視又は死体調査、検案を行うための検視所を併設する。

② 必要用具の確保・調達

遺体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用具等必要器具を確保するとともに、不足する棺・納骨つぼ・ドライアイス等の調達については、市内葬儀業者等に協力を要請するほか、県にも要請する。

③ 遺体及び遺留品等の整理

市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。

3 遺体の処置

警察は、遺体の検視又は死体調査を行った後、身元不明又は引取人のない遺体を、市に引き渡す。

また、警察嘱託医等は、日本赤十字社埼玉県支部及び越谷市医師会の協力を得て、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行った後、身元の判明した遺体を遺族・親族に引き渡す。

遺体の処置は、地震災害が発生した日から10日以内に完了するものとする。

4 身元確認

警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等の写真撮影をするとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺品を保管しておく。

5 災害救助法が適用された場合の費用等

遺体の処理に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内で県に請求する。

第3 遺体の埋・火葬

1 埋・火葬の対象

地震災害時に死亡した者のうち、遺族等の引取人がいない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合は、必要に応じて火葬又は埋葬を行う。

2 実施主体

遺体の埋・火葬は、市長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、県知事の委任に基づき市長が実施する。

3 埋・火葬の場所

埋・火葬は原則として市内で実施する。

遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、市は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取るいとまがないときは、市は県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施する。

4 遺体の埋・火葬方法

埋・火葬を実施する際には、「埋・火葬処理簿」を作成し、処理年月日、遺体発見日時及び場所、死亡者氏名、遺族氏名、死亡者との関係、洗浄等の処理内容、金額、その他必要事項を記載する。

5 遺体の埋・火葬の実施

- (1) 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- (2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

6 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

また、県は埋火葬資材の不足等による市からの協力あっせん要請があった場合、協定締結団体へ協力の要請を行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については市が負担する。

7 災害救助法が適用された場合の費用等

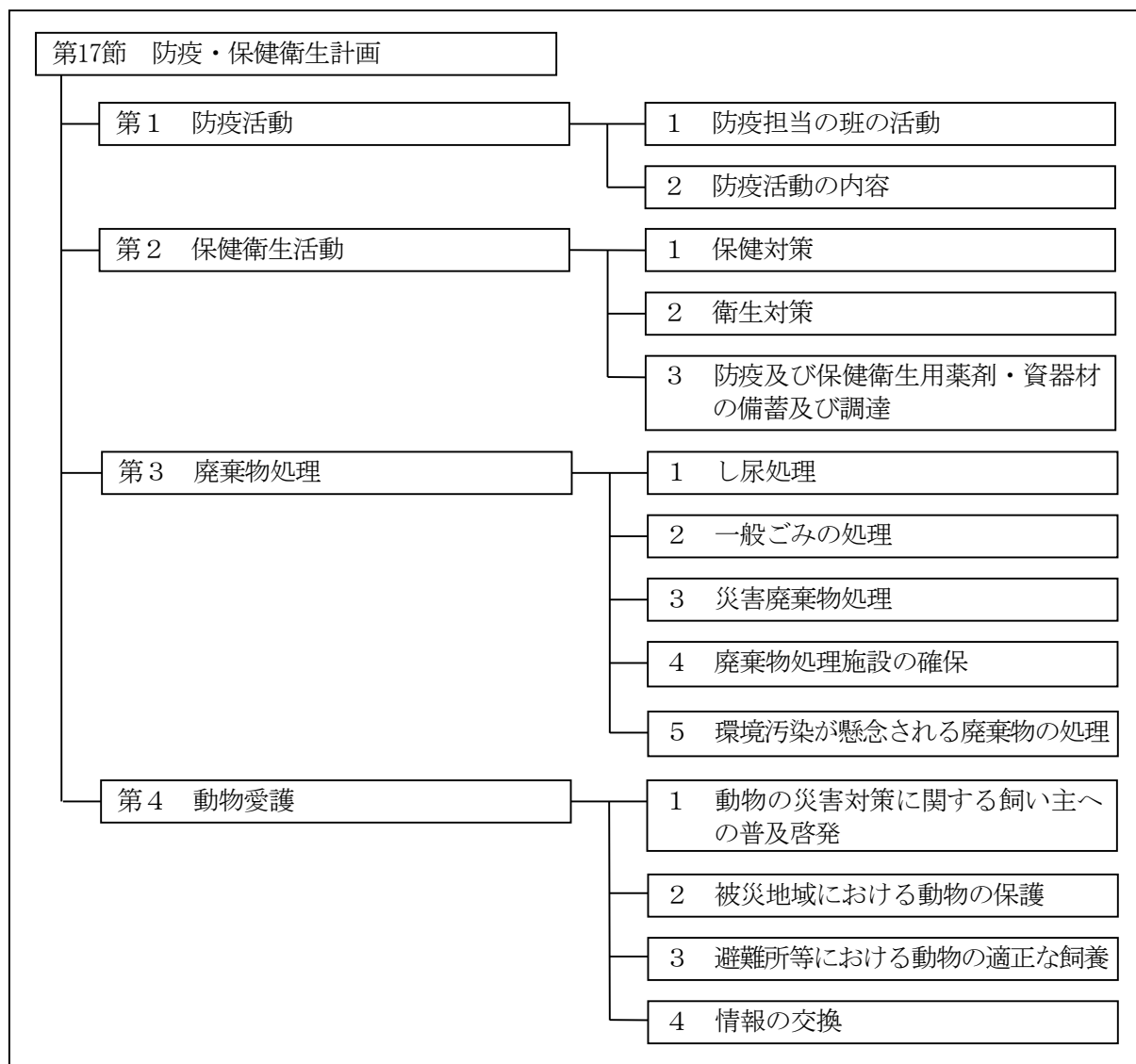
遺体の埋・火葬に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内で県に請求する。

第17節 防疫・保健衛生計画

■趣旨■

災害時における被災者の病原体への抵抗力や衛生環境の低下、並びに地震後の感染症の多発流行等を防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定するところにより迅速かつ的確な防疫活動を実施し、被災者の心身の健康維持を図る。

■施策の体系■



■ 施策の内容 ■

第1 防疫活動

1 防疫担当の班の活動

本部長は、水道の断水、汚物の溢水等により衛生環境の悪化が懸念される被災地及びその周辺において、感染症や集団食中毒の発生防止活動を行うとともに、災害の状況等により防疫担当の班を適宜設置し、救護・援助担当の班・環境保全担当の班と協力し、被災地及び避難所等における感染症の患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努め、必要に応じて健康診断等の予防措置を行う。

2 防疫活動の内容

主な活動内容は以下のとおりである。

(1) 健康診断

救護・援助担当の班と連絡を密にし、臨時健康診断等を実施して、患者の早期発見及び被災地の感染症発生状況の早期把握を行う。

(2) 清掃・消毒作業

被災地において感染症が発生し、又は発生するおそれがある区域を中心に、消毒作業及び清掃作業を実施する。また、感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、患者の家屋等の消毒を実施する。

(3) 予防接種

災害の状況や被災地における感染症発生状況により、臨時予防接種を行う。

第2 保健衛生活動

1 保健対策

市は、避難所及び仮設住宅等において、保健師・栄養士等による巡回健康相談や栄養相談等を行い、被災者が自ら健康管理ができるよう支援する。

2 衛生対策

避難所等で配布される弁当や炊き出しによる食料等、避難所における食料や飲料水を対象として、保健所が主体となって衛生管理を行う。

3 防疫及び保健衛生用薬剤・資器材の備蓄及び調達

(1) 薬剤・資器材の備蓄

市は、地震時に必要と思われる防疫及び保健衛生用薬剤・資器材については最低必要数量を備蓄しておく。

(2) 防疫及び保健衛生用薬剤・資器材の調達

不足する薬剤・資器材等については、市、越谷市薬剤師会及び医薬品卸売会社との間で締結した協定及び、越谷市流通団地運営協議会と市の間で締結した協定に基づき調達し、併せて県等にも協力を要請する。また、資器材についても県等に協力を要請する。

第3 廃棄物処理

1 し尿処理

(1) し尿処理方法

① 避難場所・避難所

市は、被害状況や避難者数、トイレの使用可否等、避難場所・避難所の状況を把握し、必要な場合には、仮設トイレ等を設置する。仮設トイレ等の設置にあたっては、障がい者等への配慮を行うものとする。

また仮設トイレの設置状況を把握し、汲み取りの実施等適切な管理体制を確保する。

水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難場所・避難所の衛生向上を図る。

② 広域避難場所

市は、広域避難場所での避難が長期化した場合、被害状況や避難者数、トイレの使用可否等、避難場所の状況を把握し、必要な場合には、仮設トイレ等を設置する。

また仮設トイレの設置状況を把握し、汲み取りの実施等適切な管理体制を確保する。

③ 被災地域

市は、ライフラインの被害によりトイレの使用が不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレ等を設置する。

④ 被災家屋

市は、倒壊又は焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、地域の防疫や衛生環境維持のため、可能な限り早急に収集、処理を行う。

便槽が破損し、し尿が外に流れてしまっている場合には早急にその対処にあたる。

⑤ 事業者

事業者は、普段から仮設トイレやポータブルトイレ等の備蓄に努めるとともに、地震発生時には、市の調達要請に応じ、災害時における地域の衛生環境の維持に努める。

(2) し尿処理施設の被害の把握と応急措置

施設管理者は、地震発生直後に建物及びプラントについて、液状化、不等沈下等の地盤災害の影響による被害を調査・把握し、必要な応急措置を講じる。また、市に対し被害状況の調査結果及び復旧の見込み等を報告する。

市は報告を受け、必要に応じて近隣自治体の処理施設にし尿の受入れを要請する。

(3) 仮設トイレ等の備蓄及び調達

市は、防災備蓄倉庫への仮設トイレ（マンホール対応型を含む）、簡易トイレ、凝固式トイレパック及び清掃に必要な道具の備蓄に努める。また、備蓄している仮設トイレ等が不足したときは、関係業者からの流通在庫の調達又は県及び相互応援協定を締結している隣接市町等に対する協力要請を行う。

2 一般ごみの処理

(1) 一般ごみの処理方法

① ごみの収集

震災時にはあらゆるごみが同時・大量に排出されるが、生ごみ等は季節によっては保健衛生上の観点から、一層迅速な処理が必要とされる。

このため、市は、被災状況を的確に把握するとともに、迂回路など収集経路を確保し、収集する人員数及び車両を的確に配置して効率的な収集に努める。また、直接収集を核とした収集体制づくりとあわせて、災害規模によっては、県、他市町村、民間の応援を要請する。

② 仮置場の確保

市は、処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保する。

③ 避難場所・避難所ごみ対策

市は、避難場所・避難所では、保健衛生面から適時適切な収集を実施するとともに、段ボール、梱包材料等、再利用が可能なものについては、できる限り再利用する。

④ 落下物対策

損壊家屋等から排出される、瓦、モルタル、ブロック等については、その材質上、ごみとは別の処理が必要であり、自治会単位等による地域別の収集方策をとるとともに、市は、当該廃棄物の処理方法についての広報を行う必要がある。

(2) 一般ごみの処理体制

市は、地震発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、県、他市町村、民間事業者の応援を得ながら、速やかに一般ごみの収集体制を整える。

(3) 市民への広報

市は、市民に対し、広報車、ホームページ、ツイッター等のSNS、報道機関等を通じ、災害時のごみ収集日程や分別方法の周知を図る。

3 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物発生量の推定

震災時においては、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、その発生量を被災状況等から予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

(2) 損壊家屋の解体撤去

① 作業の実施主体

解体工事及び災害廃棄物の撤去運搬は、原則建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理基地の確保や処理処分に関する情報の提供等を行う。ただし、震災の規模や状況によっては、公費負担制度について県及び国と協議する。

② 解体撤去作業の実施

市及び損壊家屋の所有者は、損壊家屋等について、危険性及び公共性に配慮するとともに、環境保全に留意し、解体及び撤去を計画的に行う必要がある。また、解体作業にあたっては、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。さらに、解体現場での分別を徹底するとともに、粉塵の発生防止及び有害物質の飛散防止のため、関係法令に従い適正処理する。

(3) 仮置場・中間処理基地の確保

① 第1次仮置場

市は、震災により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど、緊急を要するものについては、それらを集積するため、未利用地を第1次の仮置場として確保する。

② 中間処理基地

市は、災害廃棄物処理の促進及び交通渋滞対策のため、最終処分、リサイクルを考慮した分別・焼却・破砕等の中間処理基地を確保する。また、震災の規模によっては、これらを複数設置するほか、市外又は東埼玉資源環境組合の区域外処理についても考慮する。

(4) 処理・処分の実施

市は、大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応のあり方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO法人等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

① 解体現場での分別の徹底

損壊家屋の所有者は、災害廃棄物について解体家屋ごとに現場にて分別を行った後、仮置場に搬入する。

② リサイクルの推進

市は、コンクリートガラや金属、可燃物のうちの良質木材等は分別を徹底し、リサイクルを促進する。

③ がれき等解体ごみ及び片付けごみ等の処理

市は、危険なもの、道路の通行上、支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬する。また、市の意図しない場所に片づけごみ等が集積されないよう、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。解体ごみ及び片づけごみの選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確認する。

応急対応時においても、市は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。

(5) 石綿飛散防止対策の実施

建築物の倒壊等により石綿の飛散及びばく露が懸念されるため、市は、災害の規模及び被害状況に応じた石綿飛散防止対策を行う。市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（埼玉県）」に基づき、対応する。

○ 注意喚起

発災直後に必要に応じて救護活動や障害物撤去を行う従事者等に対して石綿飛散に係る注意喚起を行う。

○ 石綿露出状況等の調査の実施

吹付け石綿等を使用している可能性のある建築物等を対象に石綿露出状況等の調査を実施する。

○ 応急対策の実施

石綿露出状況等の調査の結果、吹付け石綿等の露出や石綿飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に連絡し、石綿飛散・ばく露防止の応急対策（ビニールシート等による養生、散水・薬液散布、立入禁止）を指示する。

○ 石綿モニタリング

石綿の大気中濃度を把握するため、避難所周辺等の石綿モニタリングを実施する。

4 廃棄物処理施設の確保

【東埼玉資源環境組合】

(1) ごみ処理施設の確保

市は、地震発生後において、災害の影響による被害等を調査し、東埼玉資源環境組合管理者と調整し、ごみ処理機能の確保に向けて必要な措置を講じる。災害廃棄物処理にあたっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整する。

5 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、石綿等の有害物質を含む廃棄物や、有害物質取扱い事業者から排出される廃棄物について、適正な処理に努める。

第4 動物愛護

1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の避難者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要なことから、市は、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。また、取組の推進にあたっては、「人と家庭動物の災害対策ガイドライン」に基づくこととし、「人と家庭動物の災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト」を活用する。

【所有者明示に関する普及促進】

市、越谷市獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発を行う。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。

【災害に備えたしつけに関する普及啓発】

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、市、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

2 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等については、市、県、獣医師会、動物関係団体等が協力のうえ、保護し、動物保護施設等へ搬送する。

3 避難所等における動物の適正な飼養

動物の飼い主は、自分の身体に急迫な危険が迫るなどの緊急事態を除き、災害時に動物を放置して餓死させたり、解き放すことにより第三者に危害を加えることのないよう努める。

また、避難所や応急仮設住宅等で動物を飼養する場合は、動物にアレルギーのある避難者や動物を苦手とする避難者に十分に配慮するよう努める。

市は、越谷市獣医師会等と連携し、次のような避難所や応急仮設住宅等における動物の適正飼養の指導など、飼い主の責任を促すとともに、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うもの

とする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

4 情報の交換

市は、越谷市獣医師会、県及び動物関係団体等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- (1) 市内の被害、避難所、応急仮設住宅等での動物飼育状況
- (2) 必要資器材、獣医師の派遣要請
- (3) 避難所、応急仮設住宅等から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- (4) 他都県、市町村への連絡調整及び応援要請

県、獣医師会及び動物関係団体が設置する動物救援本部は、以下の事項を実施する。

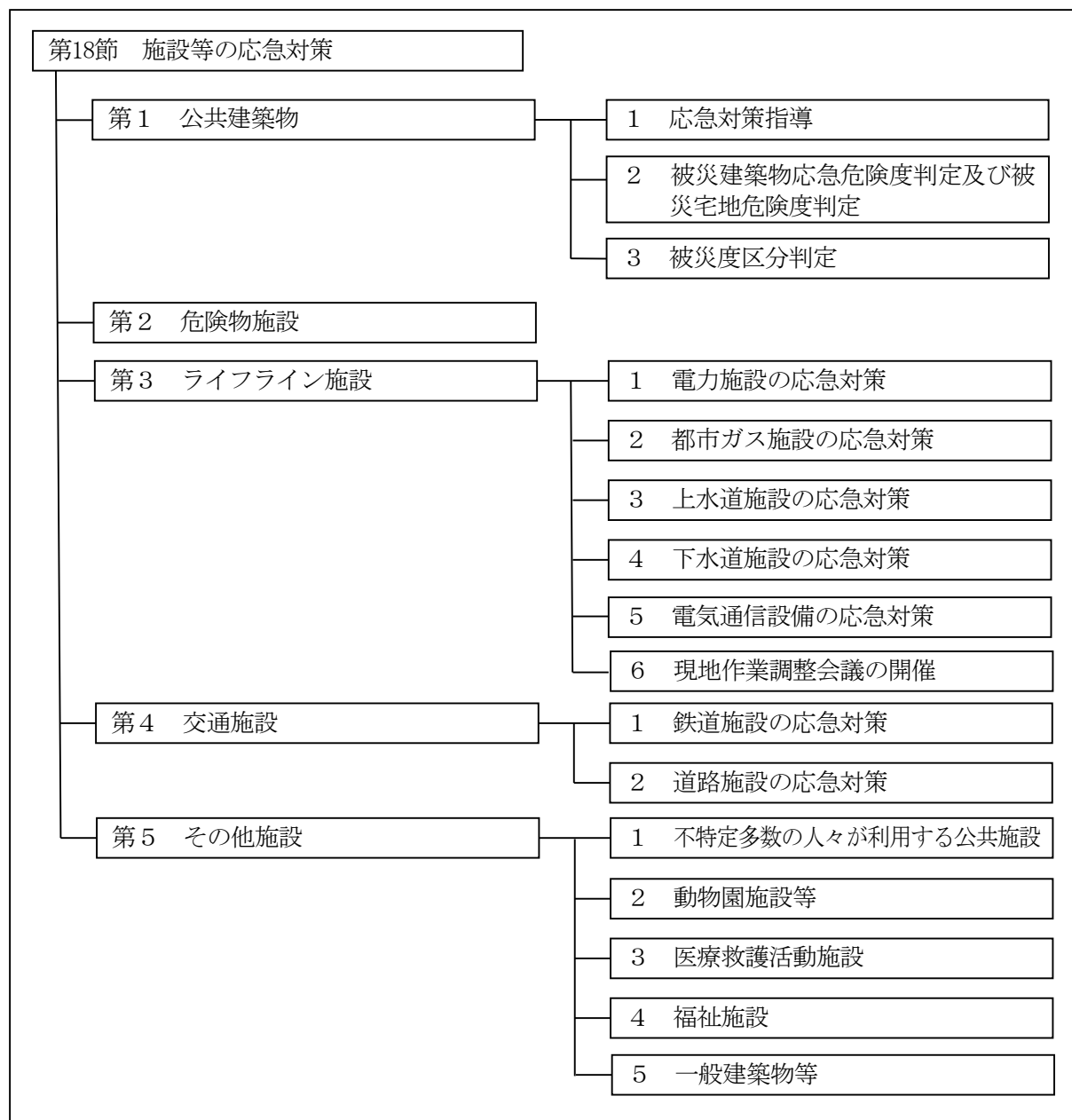
- 動物保護施設の設置
- 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- 飼養困難動物の一時保管
- 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- 動物に関する相談の実施等

第18節 施設等の応急対策

■趣旨■

応急対策活動を行ううえで重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設及び交通施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 公共建築物

1 応急対策指導

市は、各公共施設の管理者に対し、地震発生時には、人命の安全及び施設の機能確保を図るとともに、自主的な応急活動により被害の軽減を図るよう指導する。また、発災後における災害復旧が順調に行われるように、以下のような措置を講じるよう指導する。

- ① 避難対策については特に綿密な計画を策定し、万全を期する。
- ② 災害時における混乱の防止措置を講じる。
- ③ 緊急時には、関係機関へ通報し、臨機の措置を講じる。
- ④ 避難場所・避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- ⑤ 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- ⑥ 被害状況を市に報告する。

また、市は、公共施設が被災し、使用不能な場合において、各関係施設間での相互応援及び機能代替のシステムの整備を実施する。

2 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としている判定であり、主として外観目視等によって判定される。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保するものである。

市は、市所有又は使用している建築物について、建築物の危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の地震後の使用可能性について判断を行う。

3 被災度区分判定

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

市は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じて市建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。さらに、応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第2 危険物施設

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は、消防、警察、関係機関との連絡を密にし、以下のような措置を講じる。

- ① 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置
- ② 危険物施設の応急点検
- ③ 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
- ④ 災害発生時の応急活動体制の確立
- ⑤ 防災関係機関への通報
- ⑥ 従業員及び周辺住民に対する人命安全措施

第3 ライフライン施設

1 電力施設の応急対策

【東京電力パワーグリッド（株）川口支社】

(1) 基本方針

災害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

(2) 応急対策

- ① 危険予防措置
 - ・ 電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。
 - ② 要員の確保
 - ・ 災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は非常体制の発令に備え、非常体制が発令された場合は、速やかに所属事業所に出動する。
 - ③ 被害状況の把握
 - ・ 災害が発生した場合は、次に掲げる各種情報を迅速かつ的確に収集し、総合的な被害の状況把握に努める。
- ア 一般情報等
- A 気象及び地象情報
 - B 一般被害情報
 - C 対外応対状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応対状況）
 - D その他災害に関する情報（交通情報等）
- イ 東京電力パワーグリッド（株）川口支社および東京電力グループの被害情報
- A 電力施設等の被害状況および復旧状況
 - B 停電による主な影響状況
 - C 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項
 - D 従業員の被災状況
 - E その他災害に関する情報

- ④ 復旧計画・復旧順位
 - ・各設備の被害状況を把握し、復旧計画を策定する。
 - ・復旧にあたっては、定められた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。
- ⑤ 復旧要員の広域運営
 - ・他電力会社等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。
- ⑥ 広報活動
 - ・災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、広報車等により電力施設被害状況および復旧状況について広報を行う。
 - ・災害による断線、電柱の倒壊、折損等による感電事故や電気火災を未然に防止するため広報活動を行う。
 - ・非常災害が発生した場合は、越谷市の関係機関と必要に応じて連携を図る。

2 都市ガス施設の応急対策

【東彩ガス（株）】

(1) 基本方針

災害が発生した場合は、速やかに被災状況を把握し、必要に応じて日本ガス協会の協力を得て速やかな復旧を行い、都市ガスの安定供給に努める。

(2) 応急対策

災害対策本部を設置し、二次災害防止のために次の措置をとる。

- ① 区域内から非常招集により要員の確保を図り、区域内巡回を行い被害状況の把握を行う。
- ② 供給所の受入れ量、送出量の監視、調整及び停止
- ③ 整圧所の送出量の監視、調整及び停止
- ④ 供給所、受入れステーション、整圧所の圧力監視、調整
- ⑤ 都市ガス施設、又は利用者の被害状況による都市ガス供給のブロック遮断
- ⑥ 被害状況及び安全措置に関する関係各機関、付近住民への広報
- ⑦ その他状況に応じた適切な措置

(3) 復旧対策

- ① 災害対策本部の指示に基づき、被災施設の応急復旧にあたる。
- ② 保有施設を点検し、機能や安全性を確認するとともに、必要な調整修理を行う。
- ③ 供給停止地区においては供給系統の切り替え及び被災施設の修理等を行い、速やかに都市ガス供給再開に努める。
- ④ 広域的な復旧が必要な場合は、日本ガス協会に応援を求めるとともに復旧基地を確保し、復旧部隊の受入れを行う。
- ⑤ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

(4) 災害復旧活動資器材の確保

① 導管材料

資材としての導管材料については、東彩ガス（株）各事業所、メーカー及び各協力会社等が日常的に備蓄しているものを使用し、必要に応じ日本ガス協会を通じ資材確保の要請を行う。

② 車両、工作機器、計器類

車両、工作機器、計器類については、東彩ガス（株）各事業所で保有するもので対処し、不足時には日本ガス協会、メーカー及び各協力会社から調達する。

③ 仮設供給設備

緊急病院等重要施設には、仮設供給のための移動式ガス発生設備を設置するため、移動式ガス発生設備及び原料の備蓄を行う。

(5) 利用者への注意事項の広報

東彩ガス（株）は、以下の注意事項を東彩ガス広報車により広報を行うとともに、必要に応じて市災害対策本部による一斉広報等を依頼し、市民の協力を得られるように努める。

- ① 室内で都市ガスの漏洩を発見した場合は、メーターガス栓を閉め、窓を開け放して火気に注意し、速やかに東彩ガス（株）に連絡する。
- ② 道路や屋外で都市ガスの漏洩を発見した場合は、火気の使用を厳禁し、東彩ガス（株）に連絡するとともに、漏洩の程度に応じ避難する。
- ③ 地盤沈下・冠水等都市ガス設備に損傷を与えるおそれのある場合は、速やかに東彩ガス（株）に連絡する。
- ④ ガス器具の点火不良、その他都市ガス設備に異常を生じた場合は、東彩ガス（株）に連絡する。
- ⑤ 災害のため、都市ガスの供給が止まった場合は、メーターガス栓を閉める。なお、修理が完了し、都市ガスが開通しても、東彩ガス（株）から点火試験に訪問するまで使用しない。

(6) 都市ガスの災害復旧計画

都市ガスの供給を停止した場合の供給再開については、二次災害を防止するため、以下の手順により慎重に進める。

① 供給所における措置

都市ガスの供給を一時もしくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検修理を行い、各施設の安全性を確認後、標準作業に基づいて都市ガスの供給を再開する。

② 整圧所における措置

都市ガスの受入れ及び送り出しを一時もしくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検修理を行い、安全性を確認後、本社災害対策本部の指示に従い、操業を再開する。

③ 供給施設の点検

都市ガスの供給を再開する場合のガス漏れ等による二次災害を防止するため、以下の点検措置を行う。

- ア 中圧導管
供給所及び受入れステーションから整圧所までの中圧導管を路線別に点検調査し、必要に応じて被害箇所の修復を行う。
 - イ 整圧器
作動並びに据え付け状況の点検を行い、機能を確認する。
 - ウ 低圧本管
整圧器出側からの本支管について点検調査を行い、被害の大きな地区については、復旧措置をブロック単位で実施し、順次修復する。
 - エ 供給の再開
供給を停止した導管系統のうち、点検を行い安全が確認できたガス中圧導管から順次ガスを開通する。整圧器以降の低圧導管も同様に行う。
- ④ 利用者設備の点検
低圧本支管の点検修理と並行して、各利用者の内管検査及びガスメーターの点検を実施し、必要な補修を行う。

3 上水道施設の応急対策

【越谷・松伏水道企業団】

(1) 基本方針

災害発生ときは、越谷松伏管工事業協同組合等の協力を得て、速やかに被害箇所の復旧に努めるとともに、市民の生活を維持するため、構成市町等の関係機関及び市民の協力を得て、応急給水を実施する。

(2) 上水道施設の応急復旧

- ① 復旧計画は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、次の事項について策定する。
 - ア 復旧班の配置及び応援復旧班の要請
 - イ 復旧資材の所要量の概算及び調達
 - ウ 復旧作業の日程及び仮復旧の完了見込
 - エ 復旧工事用機械及び工具類の調達
 - オ その他必要な対策
- ② 復旧作業は、原則として次の順に行うが、「災害の状況」「各施設の被害の程度」「復旧の難易」「復旧作業の能力」等を勘案し、被害箇所の復旧順位を決定し、作業を行う。
 - ア 取水、導水、浄・配水場施設
 - イ 基幹管路
 - ウ 配水管
 - エ 給水装置
- ③ 管路の復旧工事で復旧が困難な場合又は復旧に日時を要する箇所は、道路管理者等と協議のうえ、仮設配管を布設する。

④ 施設の被害調査は、次の区分に応じて越谷・松伏水道企業団の危機対策本部に設置する各部により行う。

- | | |
|--------------------------|-----|
| ア 取水、導水、浄・配水場施設及び電気機械施設等 | 水源部 |
| イ 基幹管路、配水管及び給水装置等 | 工事部 |
| ウ 企業団庁舎 | 管理部 |

(3) 応急給水

応急給水は、断・減水状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水の区域・期間等の計画を立案して、次の基本方針により実施する。

- ア 応急給水は、期間に応じて設定する目標給水量を確保することを基本とし、拠点給水方式と運搬給水方式の併用により、柔軟に対応する。
- イ 応急給水の重点的な活動内容及び目標給水量については、発災から3日以内、10日以内、21日以内、28日以内の期間ごとに設定する。
- ウ 耐震型飲料用貯水槽設置箇所は、優先的に拠点給水箇所として開設する。
- エ 耐震型飲料用貯水槽設置箇所以外での応急給水は、指定給水場所に仮設水槽や可搬式応急給水栓等を運搬・設置して行う。
- オ 断水の発生した病院、福祉施設等の重要施設に対しては、車輛による運搬給水で優先的に対応する。
- カ 応急給水体制の確立に当たっては、給水場所及び給水車の進入経路の確保、給水活動について、市及び自治会や自主防災組織との連携を図りながら行う。

(4) 広報

① 災害広報資料の収集

災害広報活動に必要な次の資料を用意する。

- ア 被害状況に関する資料
- イ 応急復旧、応急給水等の計画と実施状況に関する資料
- ウ 県、構成市町、報道機関又は市・町民・水道ボランティアから収集した資料

② 災害広報活動の実施

- ア 広報活動は、市・町民に対する広報車による巡回のほか、構成市町の無線広報設備、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を要請し、あらゆる手段で行う。また、市・町民の来庁、電話等による問い合わせに対応する。
- イ 主な広報事項
 - 上水道施設の被害状況
 - 供給支障の状況
 - 応急給水・応急復旧の現状と見通し
 - 拠点・指定給水場所の状況
 - その他必要と認める事項

4 下水道施設の応急対策

(1) 基本方針

市は、災害により下水道施設が被害を受けた場合、速やかに下水道施設の点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握するとともに、被災施設の復旧を行う。

(2) 点検

市は、道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占有者などの他機関からの情報、市民等からの情報を収集し、中継ポンプ場、マンホール、管渠や管渠が埋設されている道路の路面等の点検を行う。

(3) 施設の応急対策

市は、市管理の下水道施設（ポンプ場、管渠）については、被害状況を速やかに把握し、以下の措置を講じる。

- ① 下水道施設（ポンプ場、管渠）の被害状況を把握する。また、路面の陥没等の2次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施する。
- ② 施設の被害が確認された箇所は、早急に応急復旧を行う。
- ③ 下水道施設の応急復旧等のため、維持管理委託業者、施設保守業者の人員、資器材の確保に努める。
- ④ 工事中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう、受注者を指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資器材の補給を行わせるものとする。

(4) 災害時の広報

市は、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。

5 電気通信設備の応急対策

【東日本電信電話（株）埼玉事業部】

災害等により電気通信設備に被害の発生、又は発生するのおそれのある場合において、東日本電信電話（株）埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 応急対策

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生、又は発生するのおそれのある場合、災害からの迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生、又は発生するのおそれのある場合、市対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講じる。

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講じる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置の支援を行う。

ウ 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板Web171等の提供

地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板Web171等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

ア 災害の発生、又は発生するおそれのある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板Web171等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講じる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の措置を講じる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握するためには、直通連絡回線、携帯無線等の利用による情報収集活動等を行う。

④ 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により通信が輻輳する場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講じる。

⑤ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

6 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市は、必要に応じて、県、ライフライン事業者等と連携して、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

第4 交通施設

1 鉄道施設の応急対策

【東日本旅客鉄道（株）】

(1) 東日本旅客鉄道（株）の防災対策

大宮支社管内において線路の被害防止のため、土留、のり面工、護岸の防災装置を施してある。

(2) 交通施設応急対策計画

① 東日本旅客鉄道（株）としては、災害時における列車の運転方法はその都度決定するが、概ね以下より実施する。

ア う回又は折り返し運転

イ 臨時列車の特発

② 災害等により列車の運転を中止し、又は、徐行運転をする場合は、東日本旅客鉄道（株）で定める基準に従う。

【東武鉄道（株）】

(1) 災害復旧活動

① 当面の復旧活動

恒久的復旧を原則とするが、鉄道輸送の社会的使命を考慮し、運行再開を優先させるため、被害状況により仮復旧を行い、輸送力の確保に努める。

なお、各施設及び車両の復旧後における使用開始については、検査及び試運転後とする。

② 復旧活動

ア 復旧活動の実施

復旧活動の実施にあたって次の復旧を優先する。

A 二次災害発生の危険性のある施設

B 列車運転に直接関係する施設

C 旅客取扱に関わる施設

イ 恒久的復旧

恒久的復旧にあたっては、関係部門及び関係自治体等と協議のうえ、総合的な復旧計画を策定し、復旧活動を行う。

【日本貨物鉄道（株）】

(1) 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、市等の関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者をはじめとした関係会社と密接な情報連絡を行うことができるよう、これに必要な措置を定めておく。

(2) 広報

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表できるよう、その体制を定めておく。

(3) 輸送対策

災害時における輸送の円滑を期するため、列車の迂回及びトラック代行輸送の手配等の輸送対策を策定しておく。

2 道路施設の応急対策

市は、市内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県及び関係機関に報告するとともに、越谷市建設業協会と協力し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努める。また、通行が危険な路線、区間については越谷警察署長に通報するとともに交通規制を実施し、通行者及び市民の安全を図るよう措置し、関係機関に事後連絡を行う。

第5 その他施設

1 不特定多数の人々が利用する公共施設

- (1) 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難場所・避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- (2) 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 動物園施設等

- (1) 入園者の避難誘導にあたっては、パニックを防止し、あらかじめ定める避難場所・避難所に誘導し安全確保に万全を期する。
- (2) 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちに破損箇所を修理するなどの応急措置を行う。
- (3) 動物の脱出等の事態が発生した場合は、あらかじめ定められた計画に基づき処理する。

- (4) 被災後直ちに被害状況を把握し、復旧を行う。特に、脱出により人命に危害を及ぼすおそれのある猛獣等の動物舎については、緊急に復旧工事を行う。

3 医療救護活動施設

- (1) 各施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 施設管理者は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

4 福祉施設

- (1) 福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 施設管理者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じて施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

5 一般建築物等

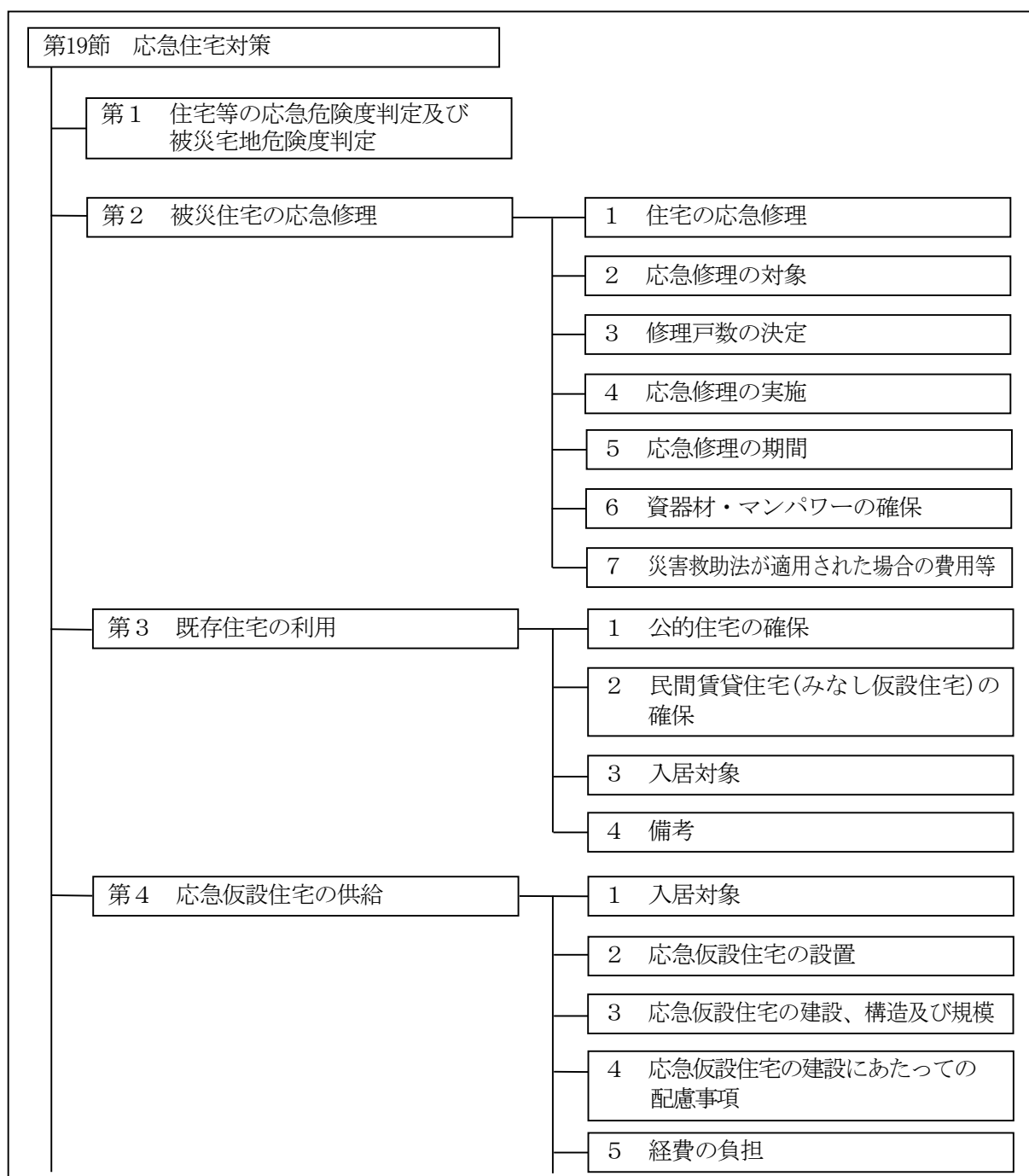
地震時には、二次災害を防止するため、第1の公共建築物に準じて応急措置等を行う。

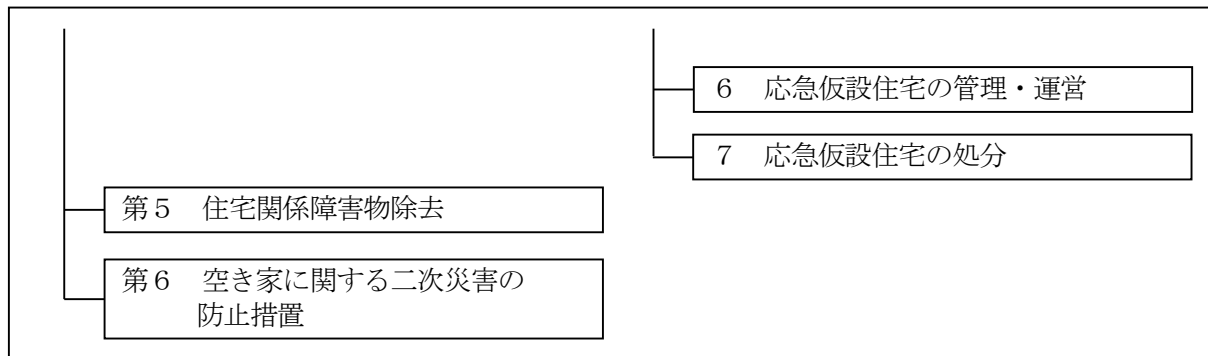
第19節 応急住宅対策

■趣旨■

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を提供するとともに、災害により大規模半壊、半焼、半壊（中規模半壊を含む）、又は準半壊した住宅については応急修理を実施し、震災後の被災者の応急住宅の確保を支援する。

■施策の体系■





■ 施策の内容 ■

第1 住宅等の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

市は、地震により被災した建築物が余震等により倒壊等を行うことで生じる二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（被災建築物の危険度の応急的な判定）及び被災宅地危険度判定（被災した宅地の危険度判定）を行う。

市は、一般住宅等の応急危険度判定等を行うための体制を整備するとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動等を行う。なお、市内の被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の不足が生じた場合には、県に対し県の被災建築物応急危険度判定士台帳等に登録されている判定士の派遣を要請するとともに、その効率的活用のための体制整備に努める。

【資料編関連】「資料43 越谷市被災建築物応急危険度判定要領」

第2 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって住家の安定を図ることを目的として実施するものである。

災害によって住家が大規模半壊、半焼、半壊（中規模半壊を含む）、又は準半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、破損箇所を応急的に修理すれば日常生活を営むことができるような場合に、応急修理を行う資力がない者に対し、必要最小限度の補修を行い、被災者を保護しようとするものである。

2 応急修理の対象

- ①住家が大規模半壊、半焼、半壊（中規模半壊を含む）、又は準半壊し、自らの資力により応急修理をすることができない者
- ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

3 修理戸数の決定

被害状況、罹災証明書発行のために実施した住家の被害認定調査結果により、修理戸数を決定する。

4 応急修理の実施

市は、災害救助法が適用された場合には、県知事の委任を受けて、災害により住宅が大規模半壊、半焼、半壊（中規模半壊を含む）、又は準半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、トイレ、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修理を行う。災害救助法が適用された場合に実施する応急修理の結果等については、県に報告する。

災害救助法が適用されない場合又はその他の場合であって市長が特に必要と認めた場合には、市は必要な措置を講じる。

5 応急修理の期間

原則として、地震発生の日から1か月以内に完了する。

6 資器材・マンパワーの確保

市は、建設業団体等に協力を求め、建設資器材やマンパワーの確保を行う。また、建設資器材や建設業者が不足した場合は、県に対し、あっせん・調達を要請する。

7 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内で県に請求する。

第3 既存住宅の利用

1 公的住宅の確保

市は、災害時に、市営住宅等の空家の確保に努めるとともに、県や他の自治体、都市再生機構・公社等に空家の提供依頼をし、被災者に提供する。

2 民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）の確保

市は、関係団体等に対し震災時の協力について働きかけを行い、借上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

3 入居対象

以下の事項にすべて該当する被災者を入居対象者とする。ただし、使用申込は一世帯一箇所とする。

- ①住宅が全壊、全焼又は流失した者

- ②居住する住宅がない者
- ③自らの資力では住宅を確保できない者
- ④住宅の応急修理を実施していない者

4 備考

入居者の選定に際しては、上記3の入居対象者のうち、高齢者世帯や身体障がい者世帯等の要配慮者を優先する。

入居に際しては、それまでの地域的な結びつき、近隣の状況等のコミュニティの形成及び家庭動物の飼養状況に対する配慮を行う。

第4 応急仮設住宅の供給

1 入居対象

以下の事項にすべて該当する被災者を入居対象者とする。

入居に際しては、それまでの地域的な結びつき、近隣のコミュニティの形成状況及び家庭動物の飼養状況等に対する配慮を行うものとする。

- ①住宅が全壊、全焼又は流失した者
- ②居住する住宅がない者
- ③自らの資力では住宅を確保できない者
- ④住宅の応急修理を実施していない者

2 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は県知事が実施するが、災害の状況によっては、市長が県知事の委任を受けて実施することがある。そのため、市は、以下の体制を整備する。

- ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定の実施体制整備
- ・余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための広報活動の実施
- ・被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談等の運用体制の確立
- ・応急仮設住宅用地の選定、確保
- ・応急仮設住宅の適地調査の実施
- ・応急仮設住宅の入居・管理体制の整備

なお、応急仮設住宅の建築は、市と市内建設業者との間で締結した協定に基づき実施する。

3 応急仮設住宅の建設、構造及び規模

(1) 設置戸数

被害状況、罹災証明書発行のために実施した住家の被害認定調査結果等により、設置戸数を決定する。

(2) 構造及び規模

構造は、一戸建又はアパート式建築とし、一戸あたりの規模は26.4㎡（8坪）を基準とする。

(3) 建設場所

市は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、上下水道、教育、保健衛生、地域のコミュニティ等を考慮のうえ、建設場所を決定する。

なお、平常時から応急仮設住宅を建設できる用地を検討し、併せて建物配置及び地域的配置計画を策定しておく。また、地震発生時においては、空地管理を行い、建設用地を確保する。

(4) 着工

地震の発生の日から20日以内に着工する。

(5) 供与期間

応急仮設住宅としての供与期間は、原則として建設工事が完了した日から2年以内とするが、2年を超えて被災者が入居している場合は、入居者の退去が完了するまでとする。

【資料編関連】「資料44 応急仮設住宅設置事業に係る様式（様式1～5）」
「資料45 応急仮設住宅設計図（標準設計）」

4 応急仮設住宅の建設にあたっての配慮事項

(1) 生活利便施設の併設

応急仮設住宅地内に、規模に応じて以下のような生活利便施設を併設することを配慮する。

- ①ごみステーション
- ②団地案内板
- ③通路の照明
- ④集会所
- ⑤自動販売機
- ⑥広場

(2) 生活必需品の支給

仮設住宅に入居する際には、今後の自立した生活を支援するため、生活必需品を支給する。

(3) 高齢者・障がい者用仮設住宅

高齢者・障がい者の被災状況に応じて、バリアフリー、手すり、車椅子用斜路等、高齢者や障がい者の利便を配慮した住宅を供給する。

(4) 仮設住宅の規格

仮設住宅を建設する際には、世帯人員数や要配慮者の有無など、当該世帯の状況に応じた間取り等に配慮するとともに、応急仮設住宅の建設用地が不足する場合、2階建ての応急仮設住宅の建設を検討する。

(5) 応急仮設住宅入居者へのケア

応急仮設住宅へ入居した一人暮らしの高齢者等へは、保健師の巡回をはじめ、訪問ヘルパー等を派遣し、ケアに努める。

5 経費の負担

災害救助法が適用され、市長が県知事の委任を受け応急仮設住宅を建設した場合の建設費用に関しては、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、県に請求する。

6 応急仮設住宅の管理・運営

市長は、県知事からの委任を受け、公営住宅に準じて、応急仮設住宅を管理・運営する。

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性のコミュニティへの参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについて可能な限り配慮する。

7 応急仮設住宅の処分

応急仮設住宅の供与が終了した場合は、県知事が処分を行う。

第5 住宅関係障害物除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住家又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の倒壊後のがれきとは異なる。

(1) 活動方針

- ①障害物の除去は、市長が行うものとする。
- ②一次的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。
- ③労力又は機械力が不足する場合は、埼玉県越谷県土整備事務所に要請し、隣接市町からの派遣を求める。
- ④労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界等に対し資器材、労力等の提供を求める。
- ⑤この他、平常時から越谷市建設業協会との協定に基づき協力体制を整備するとともに、災害発

生時には効果的に除去作業を進める。

(2) 対象

住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、被災住家を早急に調査のうえ、以下の条件に該当するものに対して実施する。

- ①障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- ②障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
- ③自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- ④住家が半壊又は床上浸水したものであること
- ⑤原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(3) 対象者の選定基準と除去戸数

市は障害物除去対象者の選定を行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握したうえで算定する（選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する）。

(4) 災害救助法の適用された場合の費用等

住宅などに対する障害物の除去の費用に関しては、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内で県に請求する。

(5) 実施期間

市は、住宅関係障害物除去作業を、災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、その結果を県へ報告する。

第6 空き家に関する二次災害の防止措置

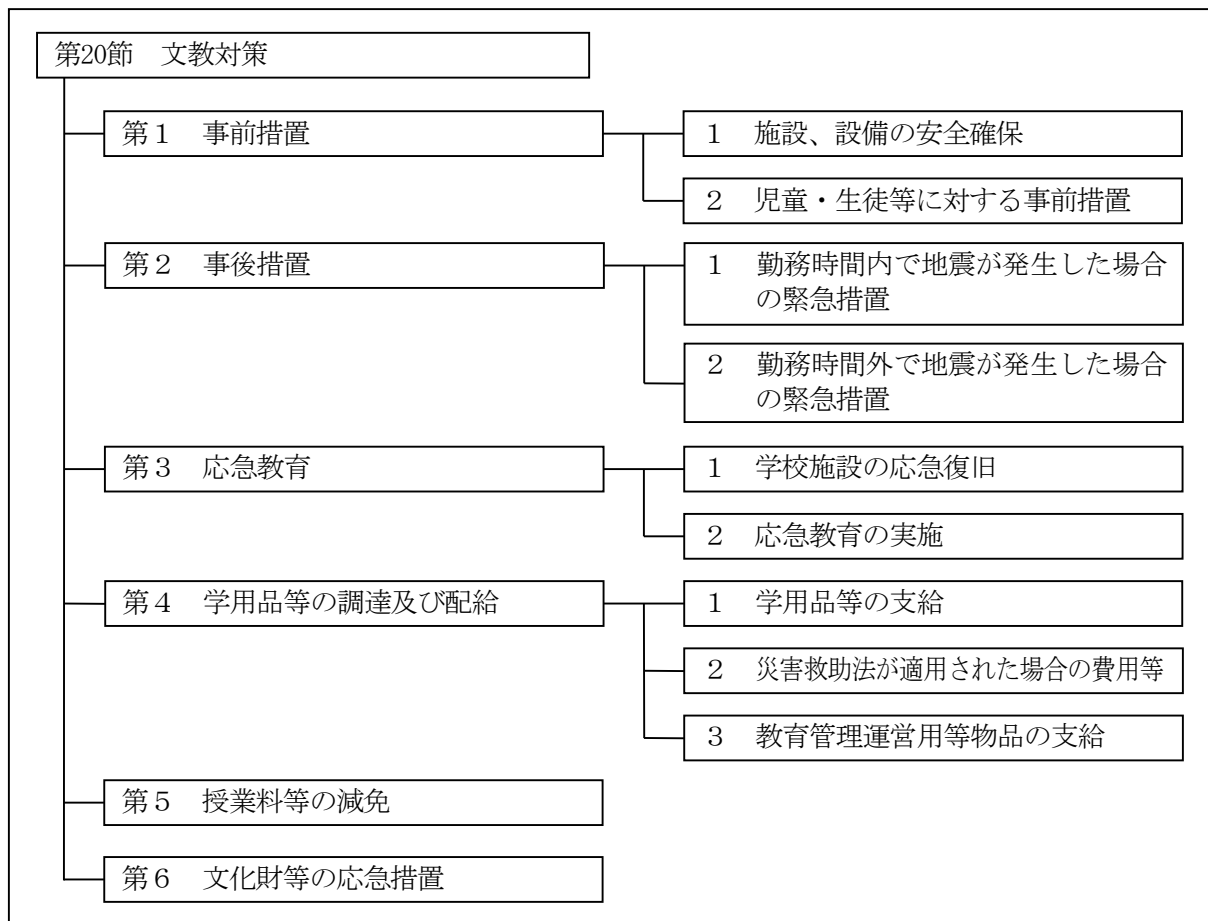
市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、必要に応じて緊急に安全を確保するために、外壁等の飛散防止措置や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第20節 文教対策

■趣旨■

地震によって文教施設が被災した場合、児童・生徒等の生命の安全確保はもちろん、教育の場を確保し、学校教育の早期再開を目指す必要があることから、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じる。また、市内の文化財の散逸・損壊を防ぐ措置を講じる。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 事前措置

1 施設、設備の安全確保

本部長は、学校及び社会教育施設の管理者に対して、災害に対する事前措置として以下の点に留意しておくよう指導する。

- 学校及び社会教育施設の管理者は、大地震の発生に備え危険箇所の補強、消防用設備等、階段、出入口、非常口等を定期的に点検し、整備しておく。

- 学校においては、ガス、実験用薬品等の安全保管に留意し、震災時の出火防止に努める。
- 負傷者の救急処置のため医薬品を常備し、緊急時に備える。
- 学校及び社会教育施設は、それぞれの地域での一時的な避難場所又は避難所として緊急使用されることを想定し、あらかじめ必要な措置を講じておく（詳細は、第2編第2章第8節第13「避難支援体制の整備」に準ずる）。
- プール及び貯水槽は、消火用及び生活用水として利用するため常時貯水しておく。

2 児童・生徒等に対する事前措置

学校及び社会教育施設の管理者は、児童・生徒等に対し、防災教育として以下の点を中心に普段から指導を行う。

- 学校は、児童・生徒に対し地震についての知識の普及、震災時の緊急対処の方法等について指導を行う。
- 児童・生徒の登・下校時に地震が起こった場合を想定し、通学方法、通学路の安全対策について検討しておく。
- 児童・生徒の登・下校時に地震が起こった場合には、状況により対応できるよう指導しておく。
- 災害が発生した場合を想定して、学校はPTAと協議し、災害時の連絡方法や協力体制を整えるとともに通信不能の事態を想定した連絡方法も確立しておく。
- 学校及び社会教育施設の管理者は、大地震に備え、児童・生徒及び施設利用者の安全確保を図るため、種々の条件を想定した訓練を定期的実施する。
- 被害の状況によって学校施設が危険となった場合を想定し、避難路及び広域避難場所を確認しておく。
- 学校はPTAと協議し、災害発生後の教材、学用品等の紛失状況を把握できるよう、事前に連絡方法を確立しておく。

第2 事後措置

1 勤務時間内で地震が発生した場合の緊急措置

(1) 児童・生徒等の安全確保と被害状況の把握

地震が発生した場合は、平常の訓練をもとに児童・生徒の安全確保を図り、災害拡大要因がある場合は、速やかに校庭等安全な場所へ避難させる。児童・生徒を安全な場所に避難させた後は、保護者、児童等の不安や動揺の解消を考え、教職員の指導のもとに保護者に引き渡すことを原則とする。また、被害の状況により、上記によりがたい場合は、教育委員会と緊密な連絡をとり、地域住民の協力を得てより安全な場所に児童・生徒を避難させる等の適切な措置を講じ、保護者に対しては、あらかじめそれらの措置について周知させておく。

(2) 被害状況の把握及び本部への報告

校長等は、地震発生直後、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備及び周辺の被害状

況を速やかに把握し、教育委員会を通して本部に避難、誘導等の状況を速やかに報告する。

(3) 防災体制

学校は施設、設備等の点検確認を行い、各学校の防災計画に基づく防災体制をとる。

(4) 臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置を講じる。
また、その措置内容について保護者に連絡し、周知を図る。

(5) 校長不在時の措置

地震発生時に校長が不在の場合は、教頭が、校長・教頭ともに不在の場合は、あらかじめ校長が指名した者がその代行を行い、校長到着までの間、現場の指揮をとる。

2 勤務時間外で地震が発生した場合の緊急措置

(1) 被害状況の把握

校長及び非常招集した教職員は、地震発生後直ちに学校施設及び周囲の被害状況を把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童・生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、児童・生徒等や教職員の安全確認を、電話等の方法により確認する。

(3) 防災体制

学校は施設、設備等の点検確認を行い、各学校の防災計画に基づく防災体制をとる。

(4) 臨時休業等の措置

校長等は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法で保護者に連絡するとともに、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。

第3 応急教育

1 学校施設の応急復旧

校長等は、災害の種類、規模や施設の被害状況に応じて、教育委員会等の関係機関と協議のうえ、速やかに応急教育が開始できるよう、必要な施設・設備の確保に努める。

(1) 施設の被害が軽微な場合

あらかじめ定めた方法により、危険防止に必要な措置を講じるなど、速やかに応急措置をとり、安全な教育の場を確保する。

(2) 施設の被害が相当に甚大な場合

校舎の全部又は大部分が被害を受け、教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建及び仮設校舎の建設を検討し、教育環境の改善に努める。

2 応急教育の実施

(1) 応急教育の開始

応急教育は、施設の復旧状況及び児童・生徒の家庭の被災状況等を考慮し実施する。応急教育の開始にあたって、校長等は教育委員会に報告するとともに、保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

校舎に被害があった場合は、体育館等の一時転用を図り、なお不足する場合は、仮設教室の設置等適切な措置を講じる。被害の程度により臨時休校等の措置を行うことも予想されることから、授業を行うことができなかった時間について補習授業等を行うなどの対策を図る。

(2) 教職員等の確保

校長等は、応急教育の開始にあたり、教職員の被災状況を把握するとともに、応急教育を実施するために必要な教職員の確保に努める。

(3) 学校給食の措置

学校給食センターが被害を受けた場合には、その程度により異なるが、速やかに応急修理を行い給食実施に努める。当該学校給食施設・設備は、被災者に対する炊出しの用にも供されることが予想されることから、学校給食及び被災者に対する炊出しとの調整に留意する。また、衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

第4 学用品等の調達及び配給

1 学用品等の支給

(1) 支給の対象

被災児童・生徒に対する学用品の給与は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとされている。

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。支給にあたっては、教育委員会及び各学校の協力を得て行う。

(2) 支給の実施

① 教科書、教材の給与

学用品の給与は市が行うが、教科書については、県が市教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じる。

なお、教科書・教材が地域や学校によって異なる場合は、市長が教育委員会又は市立学校長の協力を得て、調達から配分まで行うこともある。

② 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、市が被害の実情に応じ現物をもって行う。

2 災害救助法が適用された場合の費用等

教科書、教材の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内で県に請求する。

3 教育管理運営用等物品の支給

災害発生後、速やかに実情調査を行い、必要に応じて学校管理運営用、事務用及び教授用物品類を各関係機関に連絡し、調達する。

第5 授業料等の減免

被災により授業料等の減免が必要と認められる者については、県の関係条例及び規則の定めるところにより、授業料等減免の措置が講じられることになる。

第6 文化財等の応急措置

市は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認した場合には、以下の手段を講じる。

(1) 国、県指定文化財

国、県指定文化財に被害を確認した場合、市教育委員会は県教育委員会に報告する。所有者又は管理者は、県教育委員会の指示にしたがって応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。

(2) 市指定文化財

市指定文化財に被害を確認した場合、所有者又は管理者は市教育委員会に報告する。所有者又は管理者は、市教育委員会の指示にしたがって応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。

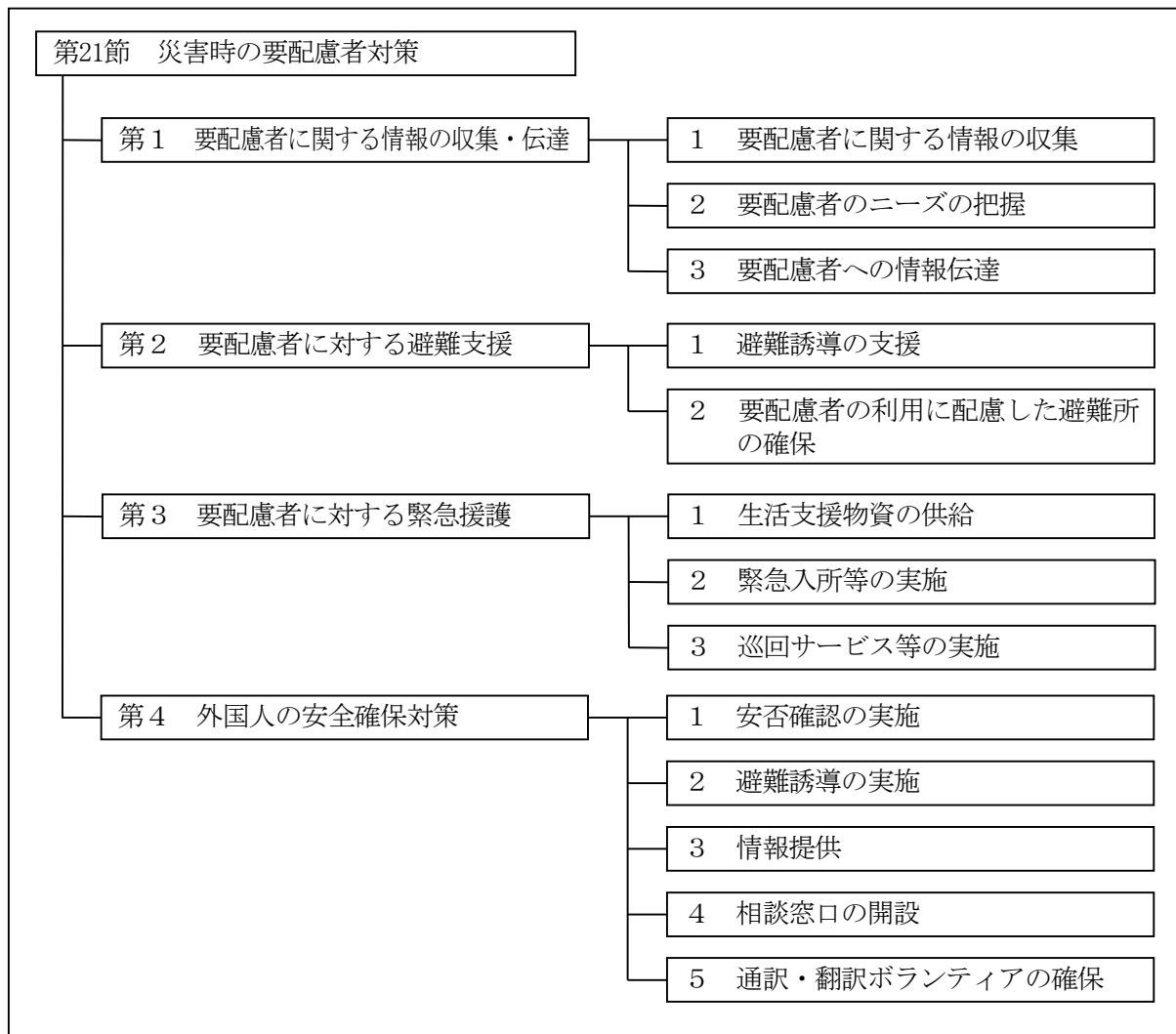
第21節 災害時の要配慮者対策

■趣旨■

要配慮者とは、災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等があげられる。

要配慮者は、災害が起こったとき、自分の身体、生命を守る対応能力が不足していたり、情報の受発信に関係する障害から迅速かつ的確な判断や行動がとりにくいなど、災害時において被害を受ける場合が考えられることから、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、要配慮者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 要配慮者に関する情報の収集・伝達

1 要配慮者に関する情報の収集

(1) 関係機関・団体との連携

市は、消防、警察、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉施設、医療機関、ケアマネジャー等福祉関係者、自治会、自主防災組織等と連携・協力し、要配慮者の安否確認、避難先等の情報を収集する。

(2) 情報の集約・共有化

市は、要配慮者の避難や救助活動等の応急活動を迅速かつ適切に実施するため、収集した情報を整理する。

また、市は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められる場合は、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者本人の同意を得ることなく、情報を提供できることから、関係機関・団体等と情報を共有する。

2 要配慮者のニーズの把握

(1) 相談活動の実施

市は、要配慮者用の相談窓口を開設し、総合的な相談活動を実施する。また、在宅要配慮者や避難所又は福祉施設等に避難されている要配慮者を定期的に巡回し、ニーズの把握に努める。

(2) 実態・ニーズ調査の実施

市は、福祉施設入所者及び在宅の要配慮者の実態及びニーズを把握するため、地震発生後の時間経過を見計らい、要配慮者の実態及びニーズ調査を行う。

3 要配慮者への情報伝達

市は、要配慮者が的確に情報を入手できる形での情報提供に努める。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難等の発令及び伝達にあたっては、特に配慮する。

第2 要配慮者に対する避難支援

1 避難誘導の支援

(1) 避難行動要支援者

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、関係機関・団体の協力を得て、避難行動要支援者の避難を支援する。職員による調査担当の班のほか、避難支援等関係者等の協力

を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。また、避難支援等関係者（越谷警察署、市社会福祉協議会、制度に賛同いただいた自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）は、本人の生命及び身体の安全を守ることを前提とし、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行う。

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であり、事前の把握が困難なことから、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

そのため、市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討する。妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、避難行動要支援者と同様に優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

(2) 福祉施設入所者

施設管理者は、入所者の救出・救助及び避難誘導を迅速に行い、速やかに入所者、利用者の安全を確保する。また、入所者・利用者及び職員の安否の確認・所在の把握を行うとともに、施設の被害状況を市に連絡する。

市は、福祉施設入所者の安全確保、避難誘導及び受入先への移送の実施にあたり、自主防災組織やボランティア団体等に協力を得られるように努める。

また、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

2 要配慮者の利用に配慮した避難所の確保

要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所を確保するとともに、通常の避難所において要配慮者を受入れする場合は、要配慮者の利用に配慮した措置を講じる。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

第3 要配慮者に対する緊急援護

1 生活支援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。特に障がい者の特性に配慮して備蓄物資の調達及び供給を行うものとする。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなどの配慮に努める。

2 緊急入所等の実施

福祉施設が被災又は二次災害のおそれがある場合、市は、福祉施設に入所している要配慮者の受入れ先を確保するとともに、要配慮者の搬送を支援する。

また、避難所又は福祉施設等での生活が困難で、援護を必要とする要配慮者又は被災による事情により在宅で十分に介護できない要配慮者に対し、医療機関、特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

3 巡回サービス等の実施

市は、職員、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、保健師、自主防災組織、ボランティア団体などからなるチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者に対して、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

第4 外国人の安全確保対策

1 安否確認の実施

市は、関係団体と協力をして、職員や通訳・翻訳ボランティア等により調査担当の班を編成し、住民登録等に基づき外国人安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

2 避難誘導の実施

市は、あらかじめ用意した原稿等を活用し、広報車や防災行政無線等を活用して多言語及びやさしい日本語による広報を実施するとともに、関係機関・団体の協力を得て、外国人に対する速やかな避難誘導を行うよう努める。

3 情報提供

市は、ホームページ、越谷Cityメール、ツイッター等のSNS、テレビ、ラジオ等を活用して多言語及びやさしい日本語による情報提供に努める。また、通訳・翻訳ボランティア等の協力を得ながら、広報紙による生活情報の提供を随時行うよう努める。

4 相談窓口の開設

市は、関係団体と協力をして、災害に関する外国人の相談窓口を開設し、職員や通訳・翻訳ボランティア等による、総合的な相談活動を実施する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

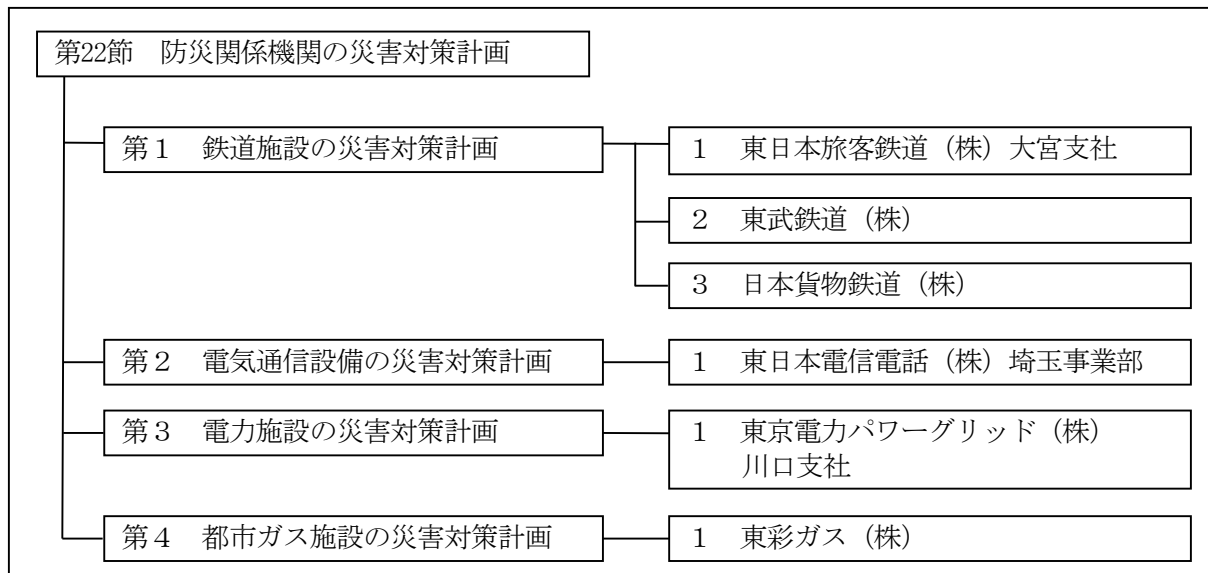
市は、被災外国人に対する情報伝達やニーズ把握等を行うため、関係団体の協力を得て、多言語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第22節 防災関係機関の災害対策計画

■趣旨■

市民生活や産業を支える、鉄道、電気通信設備、電力施設、都市ガス施設といったライフライン機関は、災害によって被害を受けた場合、市民生活に大きな影響を及ぼすことが予想される。このため、各ライフライン施設機関の災害予防対策（防災知識の普及や訓練を含む）及び災害発生後の応急・復旧対策を本計画に定める。ただし、施設の応急対策については、「第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第18節 施設等の応急対策」に準ずる。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 鉄道施設の災害対策計画

本市に関連する鉄道施設は、東日本旅客鉄道（株）大宮支社、東武鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）となっている。

ここでは、東日本旅客鉄道（株）大宮支社と東武鉄道（株）の予防対策・復旧対策等を定める。また、東武鉄道（株）については、特に震災を想定した計画となっている。

1 東日本旅客鉄道（株）大宮支社

(1) 現況

本市にある東日本旅客鉄道（株）は、次表の施設がある。

線名	延長	記事
武蔵野線	7.75km	昭和48年4月1日開通

(2) 防災対策

大宮支社管内において、平成17年度に南越谷駅耐震補強工事が完了している。今後も必要な対策を施していく。

(3) 防災知識普及計画

① 計画方針

市並びに関係防災機関は、相互に緊密な関係を保ち、単独又は共同して市民のため、防災知識を普及広報するとともに常に防災知識の向上に努めるよう計画する。

② 普及広報について

大宮支社では、春秋の火災予防運動期間中、立看板、ポスター等を駅に掲出して火災予防について啓発する。

③ 訓練計画

消防局の協力を得て火災消火訓練を実施する。訓練項目は次のとおりである。

通報連絡・初期消火・旅客の避難誘導・負傷者の救護・退避誘導等

④ 非常招集訓練

9月頃に災害発生を想定した非常参集訓練を実施する。訓練内容は災害発生の想定に基づき、各社員が予め指定された箇所に参集し、参集先の箇所長等の指揮下に入り行動することを想定したものとする。

2 東武鉄道(株)

(1) 目的

鉄道事業部門における大規模地震に備えた災害予防措置および発災対応措置について定め、地震による被害の軽減および輸送の円滑を図ることを目的とする。

(2) 災害予防措置

① 設備の点検整備

以下の点検整備について、社内基準等に基づき実施する。

ア 建築物および構造物等の点検整備

イ 電気関係設備の点検整備

ウ 要点検箇所の把握

エ 消防用設備等の点検整備

オ 放送設備の点検整備

カ 車両設備の点検整備

② 教育訓練

ア 防災訓練

警戒宣言発令及び大規模地震の発生を想定し、予知対応型訓練及び発災対応型訓練を実施する。

なお、本訓練は、原則として毎年9月1日の「防災の日」に実施し、実施にあたっては、九都県市合同防災訓練に参加する関係機関と連携をとるものとする。

イ 防災知識の普及、向上

予想される地震に関する防災知識の普及向上を図るため、各部長及び管区・駅・区・所長は所属員に対して、教育訓練を行う。

③ 管区・駅・区・所長の災害予防措置

ア 常備品の点検整備

管区・駅・区・所長は大規模地震発生時に即対応できるよう、日頃から常備品の点検整備を行うとともに、所属員にその保管場所、使用方法、案内図の掲出場所、案内方法等を教育しておく。

イ 旅客の避難誘導體制

管区・駅・区長は、発災時における旅客の救護および避難誘導の方法、体制を定め適切な誘導を図るべく、教育訓練を行う。

ウ 避難場所の確保

管区・駅長は、発災時における一時避難場所および広域避難場所を定めておく。なお、広域避難場所が駅から遠距離の場合は、近くの公園、学校等を旅客の避難場所として使用できるように事前に自治体と打ち合わせておく。

エ 消防計画の作成

管区・駅・区・所長は消防法に基づく防火管理者および火元責任者を定めて火災予防に務めるとともに、必要により消防計画の作成および自衛消防組織の編成を行う。

オ 発災時に旅客がとるべき行動に関する啓発

管区・駅長は、防災週間を中心に大地震発生時に旅客がとるべき行動について掲示等により啓発を図る。

3 日本貨物鉄道（株）

(1) 目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項の規定に基づいて定める防災業務計画であって、日本貨物鉄道株式会社が管理運営する貨物鉄道事業及びこれに関連する事業等に係る車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的且つ有機的な推進をはかることを目的とする。

(2) 実施の方針

輸送事業を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮できるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者をはじめとした関係会社との密接な連携のもとに、万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

(3) 防災体制

① 施設に対する防災体制

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進を図る。

② 施設に対する防災体制

ア 災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ本社及び当該支社に災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧の推進をはかる組織をあらかじめ構成しておく。

イ 管理職社員は、震度6弱以上の地震が貨物列車運転地域で発生した場合及び事故・災害等により、多大な輸送障害が想定される場合は、別に定める場合を除き、緊急連絡の有無にかかわらず全員出勤する。

ウ 事故・災害等が関東地域で発生した場合で、本社の指令機能が麻痺し本社・支社間の通信が途絶えた際には、社長は、本社の体制が整うまでの間、本社列車の運行指令権を支社に委任する。この場合、東日本エリア（関東支社以北）は東北支社長が、また西日本エリア（東海・関西支社以西）については関西支社長が、それぞれ社長代行を行うものとし、本社指令機能が回復した時点で、東北及び関西支社長による社長代行は中止する。

③ 防災業務機器の整備

ア 関係機関との連絡を緊密に行い、事故・災害等の予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な機器を整備しておく。

イ 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置などの配備を進める。

第2 電気通信設備の災害対策計画

1 東日本電信電話（株）埼玉事業部

(1) 基本方針

電気通信設備に被害の発生、又は発生するおそれのある場合において、電気通信設備の防護措置又は応急措置を講じる必要がある場合には、東日本電信電話（株）埼玉事業部に通知し、その速やかな措置を図る。

(2) 災害対策本部各班の組織構成

災害対策本部各班は次のような業務を遂行する。

東日本電信電話（株）埼玉事業部災害対策本部の分担表

本部長（埼玉事業部長） 副本部長（設備部長）

班名	業務内容
情報統括班	○ 本部の立上げ・調整および統括的運営に関する事 ○ 情報連絡（収集／記録／発出）に関する事 ○ 行政対応（県及び自治体の災害対策本部等）に関する事 ○ 重要通信確保に関する事 ○ 本社・支店内の情報連絡・共有システム等の運用に関する事 ○ 広域支援における情報連絡等の統括に関する事 等
設備復旧班	○ 応急復旧、設備復旧に関する事 ○ 設備現場調査に関する事 ○ 必要な機器及び工事用車両の措置に関する事 ○ 電気通信設備等の安全対策に関する事 ○ 防災応急対策に関する事 ○ 必要とする要員（広域支援、受入れ含む）の計画及び稼働調整に関する事 等
法人ユーザ班	○ お客さま要望に沿った復旧、移転、新設工事計画作成に関する事 ○ お客さま向け広報資料作成に関する事 ○ 全国システムを有するお客さまの復旧調査に関する事 ○ お客さま応対上の必要な措置計画に関する事 ○ お客さま応対上の必要な要員措置に関する事 等
マスユーザ班	○ 利用者の利便に関する事項の指導に関する事 ○ 臨時お客さま窓口及び電話受付に関する事 ○ 復旧活動に関する事 ○ 特設公衆電話回線の統括的運営とお客さま案内に関する事 ○ お客さま応対上の必要な措置計画に関する事 ○ お客さま応対上の必要な要員措置に関する事 ○ 電気通信サービスの臨時的措置（公衆電話無料化含む）に関する事 等
広報班	○ 社外広報に関する事 ○ 社内広報に関する事 等
現地対応 (埼玉南支店)	○ 行政対応（自治体）に関する事 ○ お客様応対上の必要な措置計画に関する事 ○ お客様応対上の必要な要員措置に関する事 等

第3 電力施設の災害対策計画

1 東京電力パワーグリッド（株）川口支社

(1) 基本方針

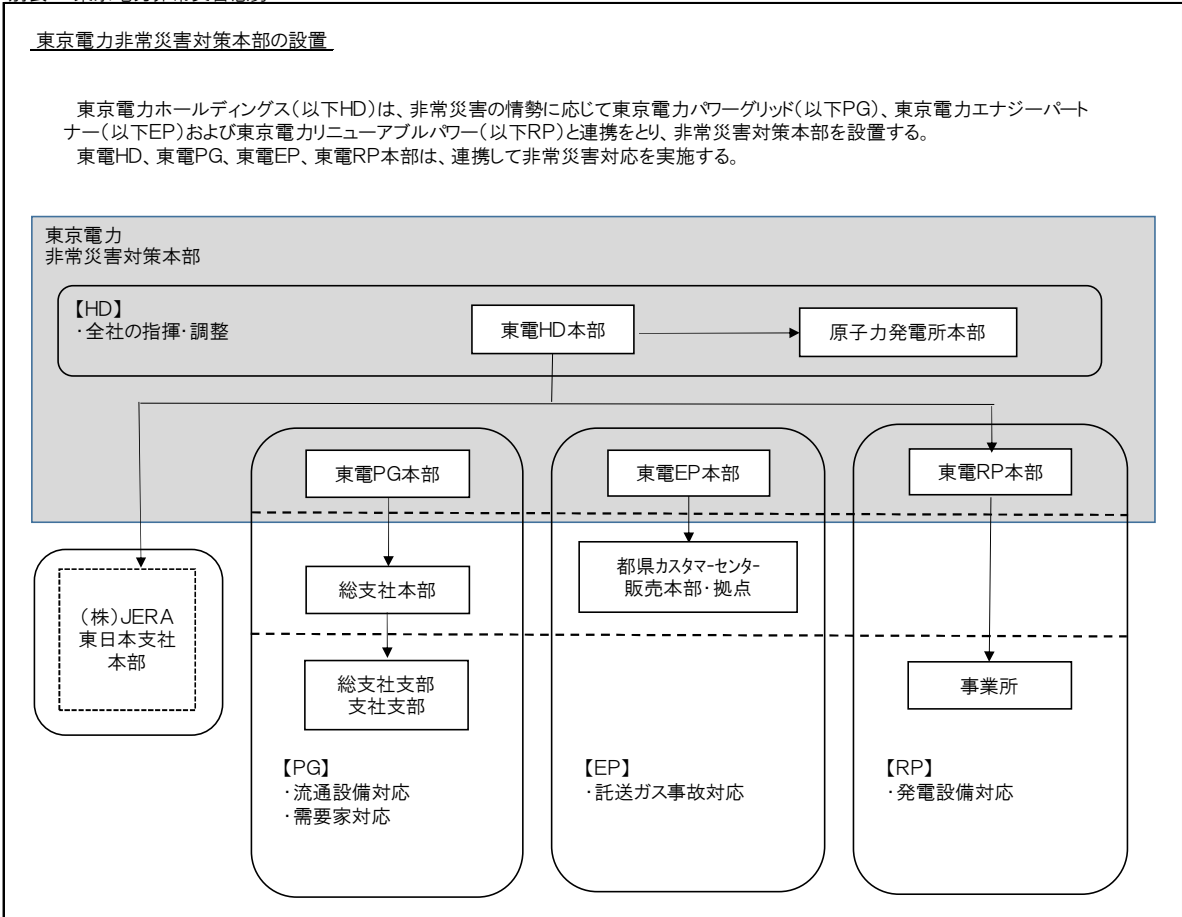
災害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

(2) 非常災害体制

- ・災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合、非常災害の情勢にあわせ非常体制を区分し、非常災害態勢をとる。（別表1参照）

- ・東京電力本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は、非常体制に対応する災害対策組織を構成する。(別表2参照)
- ・対策組織を非常災害対策本部と非常災害対策支部に区分し、非常災害対策活動を実施する(別表3参照)

別表1 東京電力非常災害態勢



別表2 東京電力災害対策組織構成

班構成	業務分掌
情報班	①本部長指令の伝達 ②各班の情報総括、各班への情報配信 ③国、都の災害対策本部等への派遣者との連絡 ④官公庁との連絡 ⑤一般被害情報等の収集、連絡 ⑥停電件数集約 ⑦お客さま対応の総括
広報班	①マスコミ対応、連絡 ②社内全体への情報提供
復旧班	①当社被害・復旧情報の収集、連絡 ②復旧計画の樹立、ならびに復旧活動の実施 ③所要応援隊の把握、手配 ④所要復旧資機材の把握、手配 ⑤設備の災害予防措置の実施
給電班	①電力系統運用状況の把握 ②電力系統の応急対策、復旧方法の検討 ③供給力増強対策（他社からの応援受電、自家発電、自家発電要請を含む）
資材班	①所要復旧資機材の調達、輸送 ②社外工事力および社外機動力の調達 ③東地域等他電力会社からの資機材融通
厚生班	①人身災害情報、厚生班関連設備の被害・復旧情報の収集、連絡 ②救急、救護、医療、防疫、衛生活動 ③食料、被服の調達 ④宿泊施設、寝具の手配 ⑤社員・家族間の安否状況連絡の実施、支援センターの設置 ⑥厚生班関連設備の災害予防措置の実施
総務班	①非常災害対策本部の設置・運営支援 ②業務設備の被害・復旧情報の収集、連絡 ③通話制限の実施 ④業務設備の災害予防措置の実施 ⑤保有建物の建物危険度判定、機能継続処置の実施 ⑥保有建物自己調査ならびに建物危険度判定実施状況の把握 ⑦行政からの要請に基づく建物応急危険度判定に関する対応
スタッフ	①非常災害発令の役員等への連絡、要員呼集 ②非常災害対策本部の運営

別表3 対策組織の区分

対策組織	機能
東京電力 非常災害対策本部 (パワーグリッド本社)	・東京電力全社における非常災害対策活動の総括・指揮 ・本社における非常災害対策活動の実施
非常災害対策 事業所本部 (埼玉総支社)	・自事業所における非常災害対策活動の実施 ・各都県域等に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
非常災害対策 対策支部 (川口支社)	・自事業所における非常災害対策活動の実施

第4 都市ガス施設の災害対策計画

1 東彩ガス（株）

(1) 目的

この計画は、地震、水害その他非常災害に際し、都市ガス施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害の早期復旧を図ることを目的とする。

(2) 都市ガス災害予防計画

① 施設の安全性

ア 供給施設

A ガスホルダー

ガスホルダーはガス事業法などの諸法規並びに基準に基づき、安全装置、遮断装置、離隔距離を考慮し、設計施工している。また、阪神・淡路大震災規模の地震に十分耐えうるよう、設計施工している。

B ガス導管

ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計施工している。導管材料は中圧管と特殊設計部等のガス管は鋼管を用い、低圧本支管は可とう性に富むポリエチレン管を現在使用している。

ガス導管には、緊急遮断並びに、供給操作のため、遮断できる装置を設置している。

設置箇所は、ガスホルダーの送出入管、整圧器の送油管等、安定供給上必要な箇所に設置している。また、需要家には、ガスメーター入側には、すべてガス栓が取り付けられている。

ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させている。また、消防、警察、関係機関と連絡体制を整えている。

C 需要家設備

二次災害を防止するため、震度5弱相当以上の地震時にガスの供給を遮断する安全システム（マイコンメーター等）を、すべての一般家庭に設置している。

イ 通信設備

有線設備は災害時優先電話にし、交換機は耐震性並びに、停電時の検討を行い補強を実施している。

無線には、固定局と移動局があり、特に固定局は地震並びに台風等の大きな風圧力に耐えうるよう設計施工している。

ウ 巡視・点検

ガス施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期点検及び、当社保安規程により自主検査を実施している。また、災害等が発生した場合の点検経路を定めている。

② 予防計画

ガス施設の耐震性の強化、及び被害の軽減のため諸施策を実施するとともに、災害防止に努める。

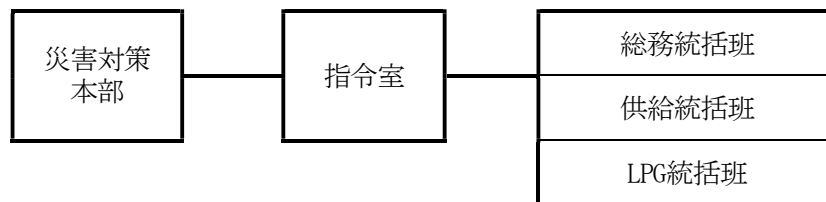
- 既設ガス導管及び整圧器を耐震性に優れたポリエチレンガス管、あるいはAFV型整圧器等へ取替えを促進し保安レベルを向上させる。
- 整圧器に集中監視用圧力計、流量計、地震計等の取付けを増強し、災害発生時に速やかな情報収集が可能なようにするとともに、併せてガスの遠隔遮断も行えるようにする。
- 地震の強さを感知し緊急時の判断資料とするため、各事業所に設置してある地震計を有効活用する。
- 通信設備の定期点検修理を行い、災害発生時に支障のないよう維持管理する。

③ 防災教育訓練計画

本社・事業所・営業所等は、災害時にガス供給施設等の被害を最小限に食い止め、都市ガスの安定供給を行うため、緊急事故対策及び地震などの非常時の緊急措置について、日常の業務を通じ訓練を実施する。さらに県・市並びに各消防局等の公共機関が実施する大規模地震等を想定した、総合防災訓練に参加し、都市ガス施設に対する災害予防措置及び災害応急対策措置の訓練を行う。

また、訓練は動員・出動・応援体制・設備の復旧体制及び通信連絡等について、定期的を実施する。

④ 非常時体制組織表



(3) 主要設備

主要設備は以下のとおりである。

名 称	設置場所	数 量
70,000m ³ 球形ガスホルダー	岩槻供給所	2基

供給区域 越谷市（市街部） 都市ガス施設の状況（平成26年3月現在の越谷市）	
項 目	数 量
需要家件数	73,511件
供給量（1か年）	51,162,165m ³
埋設管延長	755km
中圧管延長	81km
低圧管延長	674km

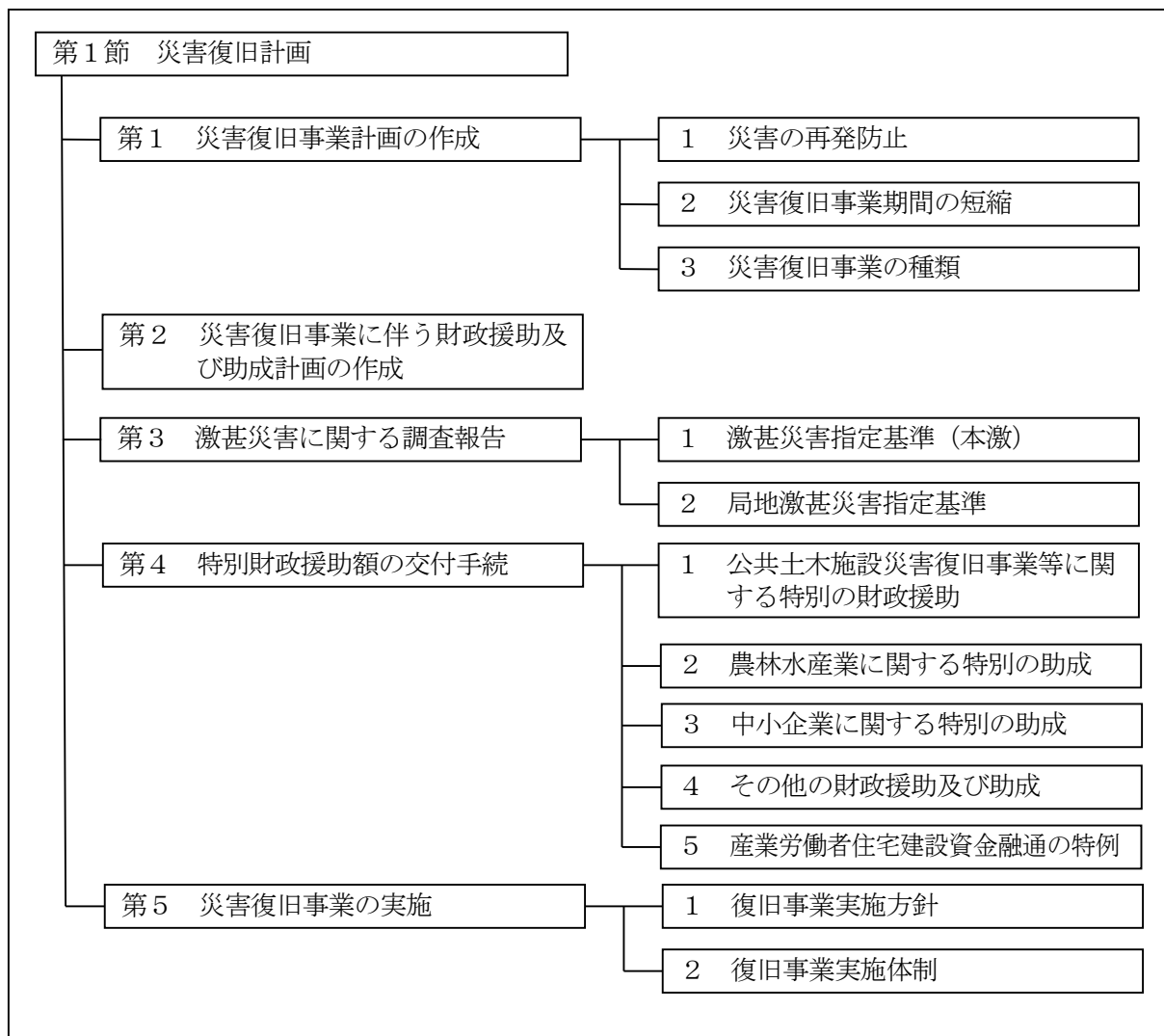
第4章 震災復旧復興計画

第1節 災害復旧計画

■趣旨■

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原型復旧と併せ、再び災害が発生しないようにするため、応急復旧終了後の被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害にも備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

■施策の体系■



■ 施策の内容 ■

第1 災害復旧事業計画の作成

道路・河川等の公共土木施設並びに電気、水道、ガス、交通等の公共施設は、市民生活の根幹をなすものであり、極めて重要な機能を持っている。このため、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

1 災害の再発防止

復旧事業を進めるにあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の作成にあたっては、市は、被災状況を的確に把握し、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

3 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の対象として次の事業を実施する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
河川公共土木施設災害復旧事業計画
道路公共土木施設災害復旧事業計画
下水道災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他の資金計画
- ⑪ その他の計画

参考：公共土木施設災害復旧取扱手続き－市町村の行うべき手続きの流れ

県への災害報告

→ 県への応急工事・工法協議

→ 国庫負担を申請（県を通して）

→ 災害査定

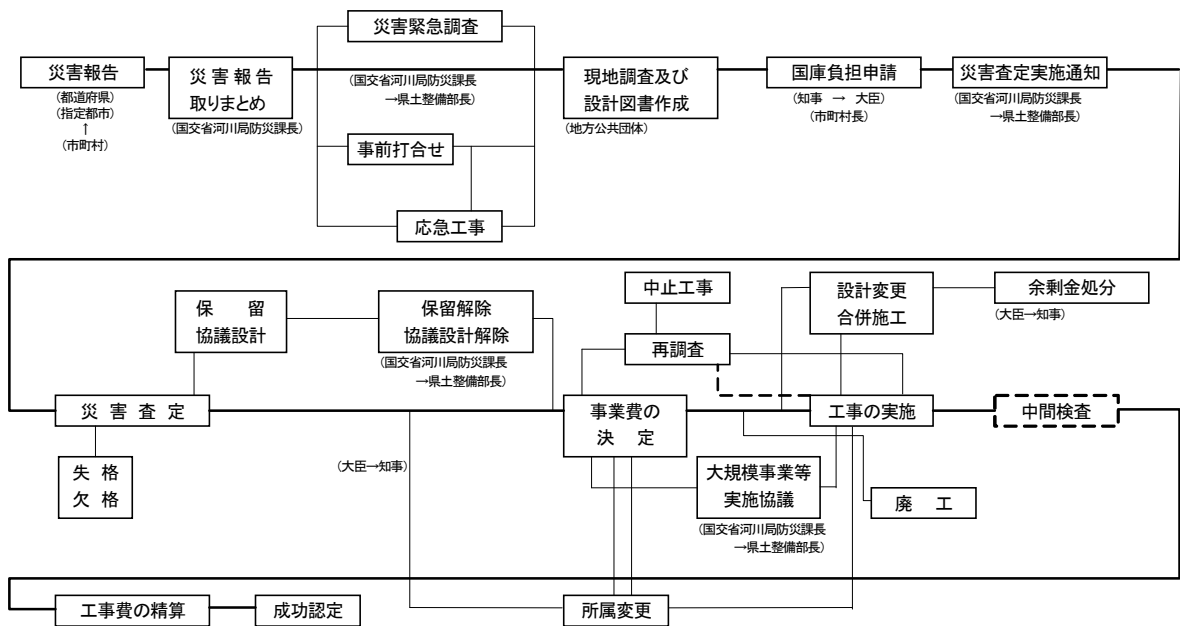
→ 工事の実施

→ 事業費決定の通知と事業費の交付（県を通して）

→ 事業の成功の認定を申請（県を通して）

→ 検査

→ 事業の成功の認定



第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その多大な費用をまかなうため、国や県に財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援を求める。

また、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるために査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるように努める。

(法律に基づき国が一部負担又は補助するもの)

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
 自然公園法（以下「法」という）第12条により公園計画及び公園事業決定をし、法第14条により事業施行の承認を受けて都道府県知事が執行した公立公園施設のうち、法第26条による国庫補助対象事業の施設が災害を受けた場合は、1施設あたりの復旧費が500千円以上のものについて、災害復旧対象事業として国庫補助事業としている実績がある。
- ⑪ 水道法
 特に、公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

第3 激甚災害に関する調査報告

市長は、激甚災害が発生した場合に、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、その被害状況等を県知事に報告し、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

1 激甚災害指定基準（本激）

昭和37年12月7日に中央防災会議が決定したものであり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に、次のように基準を定めている。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が 1 以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が 1 以上

<p>第5条</p>	<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</p>	<p>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の農業所得推定額×4% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額>10億円 ……の県が1以上</p>
<p>第6条</p>	<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</p>	<p>(1)第5条の措置が適用される場合 又は (2)農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)、(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3)漁船等の被害見込額>全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4)漁業被害見込額>全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
<p>第8条</p>	<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</p>	<p>A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者>当該都道府県の農業者×3% ……の県が1以上 ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
<p>第11条の2</p>	<p>森林災害復旧事業に対する補助</p>	<p>A 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5% B 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 >当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1% ……の県が1以上 ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限る、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>

<p>第12条</p>	<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</p>	<p>A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1)一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2)一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円 ……の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
<p>第16条</p> <p>第17条</p> <p>第19条</p>	<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>第22条</p>	<p>被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p>	<p>A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸</p> <p>B (1)被災地全域滅失戸数≥2,000戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2)被災地全域滅失戸数≥1,200戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
<p>第24条</p>	<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。</p>

第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

2 局地激甚災害指定基準

激甚災害指定基準（本激）では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設（昭和37年）当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越えられない（激甚災害として指定されない）という状況が生じていた。

そこで、市町村単位の被害額を基準とする局地激甚災害指定基準を昭和43年に創設し、限られた地域内で多大な被害を被った地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。局地激甚災害指定基準を以下に示す。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、

(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置(ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置(水産業共同利用施設に係るものに限る。))、(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助	<p>(1)次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ)当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$当該市町村の標準税収入\times50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ)当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$当該市町村の標準税収入\times20%</p> <p>(ハ)当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$当該市町村の標準税収入\times20% $+ ($当該市町村の標準税収入-50億円$) \times 60\%$</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第5条	農地等の災害復旧 事業等に係る補助 の特別措置	<p>(2)次のいずれかに該当する災害</p> <p>①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$当該市町村の農業所得推定額\times10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>

<p>第6条</p>	<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</p>	<p>(2)次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 >当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
<p>第11条の2</p>	<p>森林災害復旧事業に対する補助</p>	<p>(3)当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) >当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1)大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は (2)その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%</p>
<p>第12条</p>	<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p>	<p>(4)中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
<p>第24条</p>	<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。</p>

第4 特別財政援助額の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けた場合は、国による特別財政援助額の交付を受けるため、事業の種類ごとに法令に基づき関係調書を作成し、県知事に提出する。

国は、激甚法により、激甚災害に係る次の各号に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」*という）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。特別財政援助措置は次のとおりである。

*特定地方公共団体（政令1条）

その年に発生した激甚災害（激甚法第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同条

第2項の規定により当該事項に係る法の規定の適用が指定された災害をいう、以下同じ)に係る激甚法第3条第1項に掲げる事業ごとの当該都道府県又は市町村の負担額を合算した額の、当該激甚災害が発生した年の4月1日の属する会計年度における当該都道府県又は市町村の標準税収入(激甚法第4条第1項第1号の標準税収入をいう、以下同じ)に対する割合が、都道府県にあつては20/100、市町村にあつては10/100を超える地方公共団体。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

国は、激甚災害に係る以下の事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該市町村の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該市町村の国に対する負担金を減少するものとする。

- ①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
- ②災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業
- ③公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
- ④公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
- ⑤生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- ⑥児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- ⑦老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- ⑧身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- ⑨障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により都道府県又は市町村が設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- ⑩売春防止法第36条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設(市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む)の災害復旧事業
- ⑪感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- ⑫激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第57条第4号の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業
- ⑬激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの(他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復

旧事業に付随して行うものを除く)

- ⑭激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く）
- ⑮激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置

激甚災害を受けた政令で定める地域における当該激甚災害に係る農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業については、国は、都道府県に対し、災害復旧事業にあつては暫定措置法第3条第1項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助のほか、予算の範囲内において、以下の経費を補助することができる。

- ① 都道府県が行なう災害復旧事業又は災害関連事業に要する経費の一部
- ② 都道府県以外の者の行なう災害復旧事業又は災害関連事業につき、都道府県が当該事業を自ら行なうものとした場合においてこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する経費（その額をこえて補助する場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部

また、①の規定により国が行なう補助の額は、当該災害復旧事業又は当該災害関連事業に要する経費の額（災害復旧事業にあつては暫定措置法第3条第1項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助の額に相当する部分の額を除く。）のうち政令で定める額に相当する部分の額を政令で定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ 9/10 の範囲内において政令で定める率を乗じて得た額を合算した額とする。なお国が補助する額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

- (2) 激甚災害を受けた暫定措置法第2条第4項に規定する共同利用施設のうち、政令で定める地域内の施設については、暫定措置法第2条第6項及び第7項中「40万円」とあるのは「13万円」と、同法第3条第2項第5号中「2/10」とあるのは「4/10（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、9/10）」とし、その他の地域内の施設については、同号中「2/10」とあるのは、「3/10（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、5/10）」とする。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

国は、激甚災害を受けた政令で定める地域において、当該激甚災害を受けた以下の施設の災害復旧事業であつて施設ごとの工事の費用が13万円以上のものに要する経費につき、都道府県が9/10を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費の全部を補助することができる。

- ① 開拓者の住宅、農舎その他政令で定める施設

- ② 開拓者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの
- ③ 水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの

(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第2条第4項第1号中「200万円（北海道にあつては350万円、政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2500万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は5000万円）」とあるのは「250万円」とし、同項第2号中「6年」とあるのは「6年（政令で定める資金については7年）」とする。

天災融資法第2条第3項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第2条第8項中「2500万円（連合会に貸し付けられる場合は5000万円）」とあるのは、「5000万円（連合会に貸し付けられる場合は7500万円）以内で政令で定める額」とする。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において森林組合その他政令で定める者が施行する政令で定める林業用施設に係る堆積土砂の排除事業の事業費につき、都道府県が2/3を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が2/3をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において土地改良区又は土地改良区連合が政令で定めるところにより湛水の排除事業を施行する場合において、その事業費につき、都道府県が9/10を下らない率による補助をするときは、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が9/10をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

(7) 森林災害復旧事業に対する補助

国は、激甚災害を受けた政令で定める地域における森林災害復旧事業につき、予算の範囲内において、都道府県に対し、以下の経費を補助することができる。

- ① 都道府県が行う森林災害復旧事業に要する経費の1/2
- ② 都道府県以外のもが行う森林災害復旧事業につき、都道府県が2/3を下らない率による補助をする場合におけるその補助に要する経費（都道府県が2/3を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の3/4

なお森林災害復旧事業とは、都道府県、市町村、森林組合その他政令で定めるものが政令で定めるところにより当該激甚災害を受けた森林を復旧するために行う当該激甚災害を受けた樹

木（当該激甚災害を受けた樹木以外の樹木であつて当該激甚災害を受けた樹木の伐採跡地における造林の障害となるものを含む。以下「被害木等」という。）の伐採及び搬出並びに被害木等の伐採跡地における造林、当該激甚災害により倒伏した造林に係る樹木の引起こし又はこれらの作業を行うために必要な作業路の開設の事業であつて政令で定める基準に該当するものをいうものとする。

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

中小企業信用保険法第3条第1項に規定する普通保険、同法第3条の2第1項に規定する無担保保険又は同法第3条の3第1項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、災害関係保証を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第3条第1項、第3条の2第1項及び第3項並びに第3条の3第1項及び第2項の規定の適用については、同法第3条第1項中「保険価額の合計額が」とあるのは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第3条の2第1項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第3項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同法第3条の3第1項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第2項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

- ① 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、協業組合及び中小業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体
- ② 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

また普通保険の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての中小企業信用保険法第3条第2項及び同法第5条の規定の適用については、同法第3条第2項中「70/100」とあり、及び同法第5条中「70/100（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、80/100）」とあるのは、「80/100」とする。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法第3条第1項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に受けた同法第2条第5項に規定する設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は同条第6項に規定する設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係るものについては、同法第5条第1項の規定にかかわらず、その償還期間を

2年を超えない範囲内において延長することができる。またこの規定により償還期間の延長を受けた貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金助成法第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用权の提供に係る対価の支払期間について、その延長を受けた期間と同一期間延長するものとする。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

国は、都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会の倉庫、生産施設、加工施設その他共同施設であつて政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき $\frac{3}{4}$ を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費（都道府県が $\frac{3}{4}$ をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の $\frac{2}{3}$ を補助することができる。

4 その他の財政援助及び助成

(1) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助

国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育に関する施設であつて政令で定める建物、建物以外の工作物、土地及び設備の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費及び設備費並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その $\frac{2}{3}$ を補助することができる。ここで規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。また国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部科学大臣の権限に属する第1項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

国は、激甚災害を受けた私立の学校の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その $\frac{1}{2}$ を補助することができる。

また公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助に関する規定は、本規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第3項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。また、私立学校振興助成法第12条から第13条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第2条第1項及び第2項の規定は、第1項の規定により国が補助する場合について準用する。

(3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

特定地方公共団体である市町村が激甚災害のための感染症予防事業に関して行つた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第57条の支弁については、同法第59条中「2/3」とあるのは「全額」と、同法第61条第3項中「1/2」とあるのは「2/3」と読み替えて、それぞれ同法第59条又は第61条第3項の規定を適用する。

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例

特定地方公共団体である都道府県に対し、国が母子及び父子並びに寡婦福祉法によって貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度及びその翌年度に限り、同法第37条第1項の規定にかかわらず、同項の規定によって貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする（※1）。また都道府県が被災年度の翌年度の末日までに被災者に対し貸し付けた金額が、当該都道府県が被災年度及びその翌年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の4倍に相当する金額に満たないこととなつた場合には、当該都道府県は、被災年度の翌翌年度において、その満たない額の1/8に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の1/4に相当する金額を国に償還しなければならない（※2）。この規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第1項の規定は、適用しない。

（※1）の都道府県であつて（※2）に示す規定により特別会計への繰入れを行つたものについての母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項及び第6項の規定の適用については、同条第2項第2号及び第6項第2号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」とあるのは、「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第20条第2項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。）」とする。（※1）の都道府県であつて（※2）に示す規定により国への償還を行つたものについての母子及び父子並びに寡婦福祉法第36条第2項並びに第37条第2項、第4項及び第6項の規定の適用については、同法第36条第2項中「同条第2項及び第4項」とあるのは、「同条第2項及び第4項並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第20条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「次条第5項」と、同法第37条第2項第1号中「この項及び第4項」とあるのは「この項及び第4項並びに激甚災害法第20条第2項」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第2項及び激甚災害法第20条第2項」と、同条第6項第1号中「第2項及び第4項」とあるのは「第2項及び第4項並びに激甚災害法第20条第2項」とする。

(5) 水防資材費の補助の特例

激甚災害であつて政令で定める地域に発生したのものに関し、都道府県又は水防法第2条第1項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の2/3を補助することができる。

(6) 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

国は、地方公共団体が激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災

害により滅失したものにその災害の当時居住していた者に賃貸するため公営住宅の建設等をする場合には、同法第8条第1項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用の3/4を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の5割に相当する戸数（当該激甚災害により滅失した住宅にその災害の当時居住していた者に賃貸するため事業主体が借り上げる公営住宅であつて同法第17条第3項の規定による国の補助に係るものがある場合にあつては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。この規定による公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助金額の算定については、公営住宅法第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等の特例

激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によって必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては80万円以上120万円未満、その他の市町村にあつては30万円以上60万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が10万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるものが施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のもの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の50/100、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の65/100に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については90/100の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。ここでいう地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

激甚災害を受けた政令で定める地域にある雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業に雇用されている労働者が、当該事業の事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、同法の規定の適用については、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに政令で定める日までの間に限る（※1）。

（※1）の規定による基本手当の支給を受けるには、当該休業について厚生労働省令の定め

るところにより厚生労働大臣の確認を受けなければならない（※2）。

（※2）の確認があつた場合における雇用保険法（第7条を除く）の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第13条第2項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条第3項の規定により離職したものとみなされた者いずれも」と、同法第23条第2項中「受給資格者」とあるのは「受給資格者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条第3項の規定により離職したものとみなされた者で第13条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有するもの（いずれも）」とする。（※1）の規定による基本手当の支給については、雇用保険法第10条の3、第15条、第21条、第30条及び第31条の規定の適用について厚生労働省令で特別の定めをすることができる。（※1）に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者又は同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。この場合において、第1項の規定において適用される同法第17条第4項第2号2中「30歳未満」とあるのは「30歳未満又は65歳以上」と、同法第22条第2項第1号中「45歳以上65歳未満」とあるのは「45歳以上」と、同法第23条第1項第1号中「60歳以上65歳未満」とあるのは「60歳以上」とする（※3）。（※2）の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、雇用保険法の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至つた者は、就業の最初の日に雇用されたものとみなす。（※3）の規定により高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなされた者と従前の事業主との雇用関係が終了した場合（新たに雇用保険法の規定による受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）には、その雇用関係が終了した日後におけるその者に関する同法第3章の規定の適用については、厚生労働省令で特別の定めをすることができる。（※2）の確認に関する処分については、雇用保険法第6章及び第81条の規定を準用する。

5 産業労働者住宅建設資金融通の特例

健康で文化的な生活を営むに足る産業労働者住宅を建設しようとする者に対し、産業労働者住宅の建設に必要な資金の一部を長期且つ低利で融通する。

（1）上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金については、次の事業を交付の対象とするものである。

- ①この補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害により被害を受けた上水道施設（給水人口が5,000人をこえる水道施設をいう。）並びに簡易水道施設（101人以上5,000人以下を給水人口とする水道施設をいう。）及び飲料水供給施設（50人以上100人以下を給水人口とする水道施設をいう。）を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合

においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。)並びに
応急的に施設を設置する事業(応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。)であって、
次の各号に掲げるものを除外した事業とする。

ア 水道事業または水道用水供給事業ごとの復旧費の額(応急仮工事の額を除く。)が以下の
限度額又は当該事業による現在給水人口に130円(簡易水道については110円)を乗じて得
た額以下の場合。

(ア) 上水道事業または水道用水供給事業

県 7,200千円

市 1,900千円

町村 1,000千円

(イ) 簡易水道事業

市 1,000千円

町村 500千円

イ 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るも
の。

ウ 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。

エ 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。

この場合の工事施工中に生じた災害とは、着工の日(請負工事にあつては工事請負契約書記
載の着工の日、直営工事にあつては、着工届等に記載の着工の日)から竣工検査完了の日ま
での間に生じた災害をいう。

②災害復旧事業の対象となる施設は、水道法(昭和32年法律第177号)第6条または第26条
に基づく厚生労働大臣の事業認可を受けた水道事業または水道用水供給事業経営者のうち、地
方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合
を含む。以下同じ。)が管理する水道事業または水道用水供給事業のための施設であつて、
かつ、次の施設にかかる建物、建物以外の工作物、土地、土地造成施設及び設備とする。取
水施設(井戸、集水埋きよ、取水ポンプその他取水に必要な施設)貯水施設(貯水池、その
他貯水に必要な施設)導水施設(導水管、専用道路、その他導水に必要な施設)浄水施設
(浄水池、沈殿池、ろ過池、滅菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設)送水施設(送水
管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設)配水施設(配水池、配水管、配水ポ
ンプ、専用道路、その他配水に必要な施設)。ただし、需要者に水を供給するため地方公共
団体が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具(消火栓、
給水栓を含み、以下「給水装置」という。)並びに事務所、門、さく、へい、植樹その他維
持管理のための施設は災害復旧事業の対象としない。

③飲料水供給施設の災害復旧事業は、当分の間簡易水道事業に準じて取扱うものとする。

第5 災害復旧事業の実施

1 復旧事業実施方針

実施にあたっては、各種事業計画に基づき、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から

復旧工事を優先して行う。

2 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を迅速に行うため、市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と密接な連携を図り、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講じる。復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係住民に対して理解が得られるように努める。災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

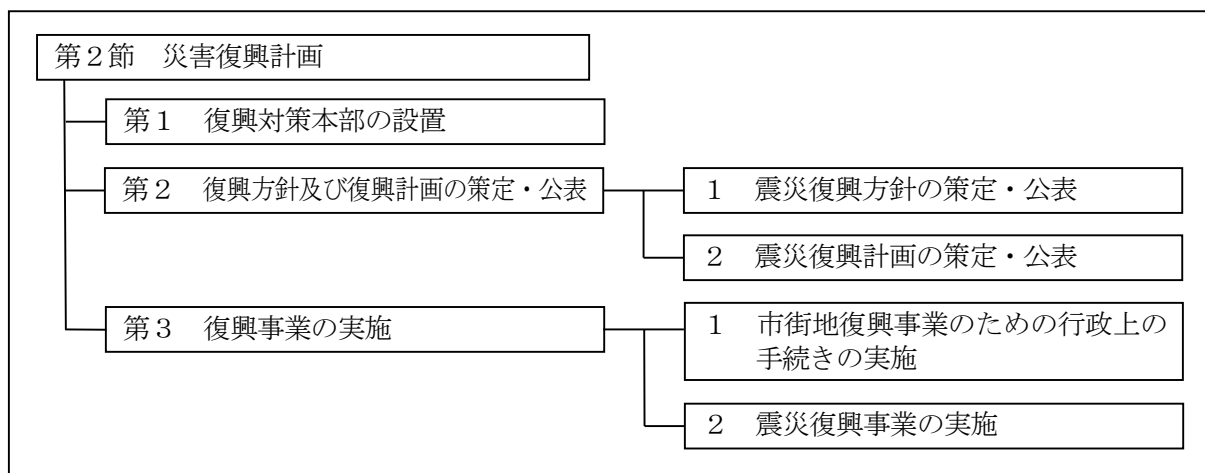
第2節 災害復興計画

■趣旨■

市は、発災後は速やかに市所管施設を復旧し、被災者に対して適切な支援を行い被災地の復興を図る。

なお、復興にあたっては震災復興計画を策定し、市が主体的に取り組むとともに、国・県がそれを支援する等適切な役割分担の下、市民の意向を尊重し、協同して被災地における生活の再建及び経済の復興を図り、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

第2 復興方針及び復興計画の策定・公表

1 震災復興方針の策定・公表

市は、震災復興に関する専管部署を設置するとともに、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。策定にあたっては、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを目指すものとする。また、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来を見据えたまちづくりを目指すこととし、住民の理

解を求めるよう努めるものとする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。

なお、国、県等の上位機関が震災復興方針を策定する場合は、これと即した内容とする。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容について市民に公表する。

2 震災復興計画の策定・公表

市は、震災復興方針及び県計画に基づき、復興に係る最上位計画として、具体的な震災復興計画を策定する。震災復興計画においては、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、各計画の事業手法・財源確保・推進体制に関する事項を定める。震災復興計画を策定した場合は、速やかにその内容について市民に公表する。

なお、震災復興方針及び震災復興計画の策定にあたっては、「埼玉県震災都市復興の手引き【震災後の取組編】」などを参考にする。

第3 復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

本市は、建築主事をおく市であり、被災した市街地で土地区画整理事業等の必要が認められる場合には、建築基準法84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

2 震災復興事業の実施

市は、震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

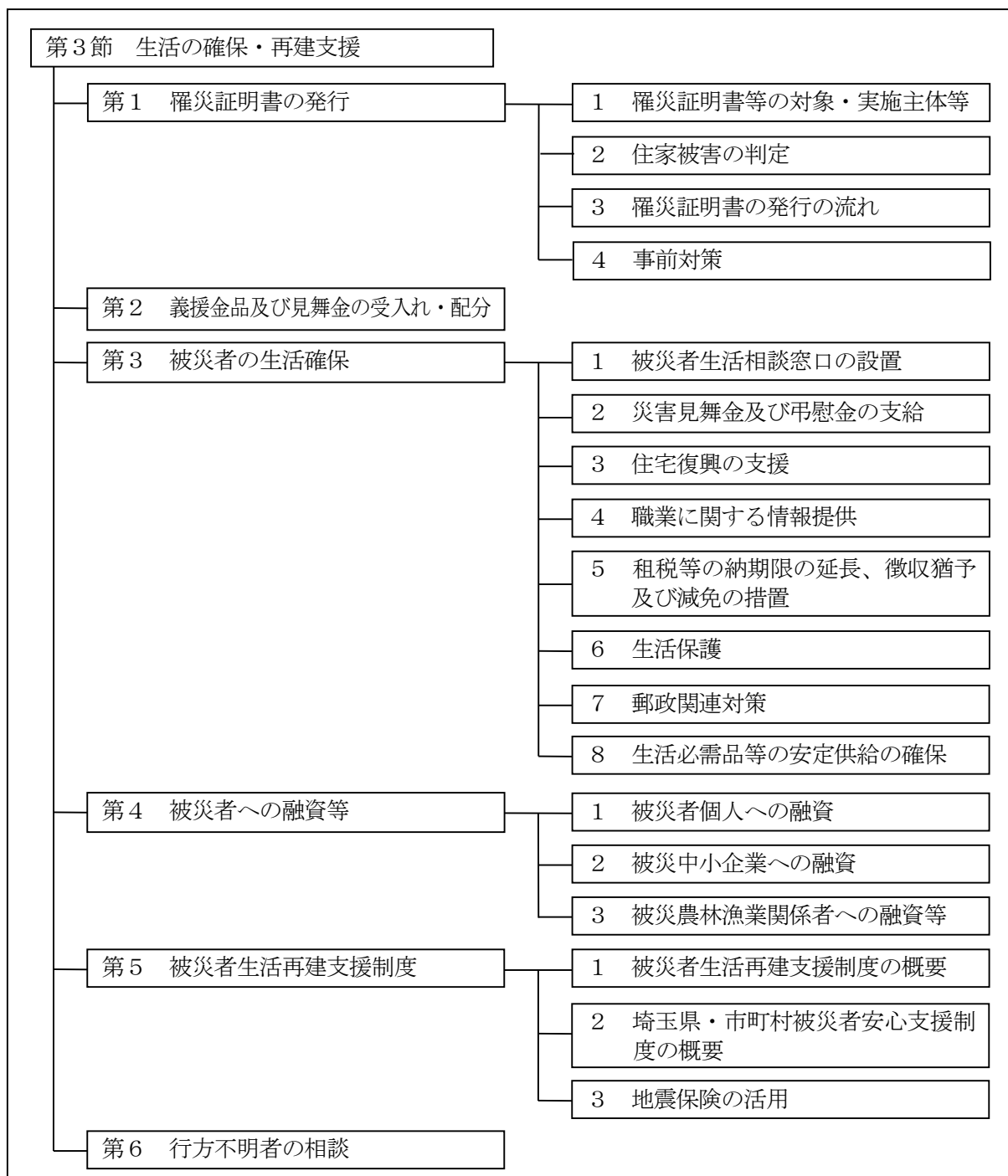
また特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等については、震災復興計画に基づき市街地開発事業等を実施することにより、円滑かつ迅速な復興を図るものとする。なお、震災復興方針に基づく施策推進等にあたっては、国、県等の防災関係機関と調整を図るとともに、緊急といえども関係住民に対して理解を得るように努める。また、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第3節 生活の確保・再建支援

■趣旨■

大規模な地震災害が発生した場合、多くの市民が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。社会秩序の維持を図り、速やかな災害復旧と市民生活の安定のために、関係機関と協力し、生活安定のための緊急措置を講じる。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 罹災証明書の発行

市は、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市税の減免等の実施に必要な住家の被害状況について、市長が確認できる程度の被害に対し、罹災証明書等を発行する。

1 罹災証明書等の対象・実施主体等

市は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、被災者への効率的な支援を行う体制を整備するため、効率的な罹災証明書等の交付のための情報基盤の整備に努め、被災者関係情報の電子データ管及び閲覧方法の方法や当該業務を支援するビデオ会議システムの活用等について検討を行い、被災者への効率的な支援を行い、導入に努める。

また、住家の被害程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

(1) 罹災証明書等の対象

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた住家について、証明を行う。

なお、住家以外のものが罹災した場合において必要があるときは、火災以外については市長が罹災申告書受理証明書で対応する。

(2) 罹災証明等を行う者

罹災証明は、市長が行う。ただし、火災による被災証明書は、消防長が行う。

(3) 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行は、災害により被害を受けた住家の使用者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとし、上記(2)の罹災証明を行う者が申請を受け付け、罹災証明書を作成し、これらの者に発行する。

(4) 証明手数料

罹災証明書の発行については、証明手数料を徴収しない。

【資料編関連】「資料46 罹災（申告書受理）証明書交付申請書・罹災（申告書受理）証明書」
「資料47 被災証明書交付申請書兼被災証明書」

2 住家被害の判定

被災した住家の調査方法及び判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って行う。

（被害の認定基準）

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に示されている住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分である。「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。
（令和2年3月末時点）

被害の種類	火災による被害程度
全焼	建物の損害焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの、またはこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないもの
半焼	建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないもの

資料：総務省消防庁「火災報告」より

被害の種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「軽傷者」とは、1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

資料：「災害に係る住家の被害認定基準について」

(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)から警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長あて通知)より作成
 注1：住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

3 罹災証明書の発行の流れ

(1) 罹災証明書の発行、被害認定調査の実施方針の確認

市は、地震発生後、速やかに、罹災証明書の発行及び被害認定調査の実施方針を確認する。

(2) 罹災証明書の発行、被害認定調査等の実施に関する広報

市は、罹災証明書の発行及び被害認定調査の実施方針等が確認でき次第、速やかに、被災者に対し、その内容を広報する。また、罹災証明書を必要とする施策がある場合は、その施策等についてもあわせて広報する。

広報にあたっては、罹災証明書と罹災申告書受理証明書との違いや、被災建築物応急危険度判定と被害認定調査との違いを、被災者に正確に伝達するように留意する。

(3) 調査実施計画の作成

調査を迅速かつ計画的に進めるため、災害対策本部に収集された情報をもとに、被害全体状況を把握し、調査方法、調査範囲、調査人員、調査体制、調査期間、その他必要な事項を明記した調査実施計画を作成する。

(4) 調査員及び調査備品の確保

調査員が不足する場合において、市は、県に応援要請を行うほか、必要に応じて相互応援協定締結先自治体に対して、応援職員の派遣を要請し調査員を確保する。確保した調査員に対し、研修等が必要な場合は実施する。

また、次のような調査に必要な備品等の準備を行う。

- 調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
- 調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）
- 調査員運搬用車両の確保、手配
- 他市町応援職員等の宿泊所の確保

(5) 被害認定調査の実施

市は、地震発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、被害認定調査を実施する。

(6) 罹災証明書の申請受付・発行等の窓口の設置

市は、罹災証明書の受付・発行等を行う窓口を設置し、被害認定調査や罹災証明書に係る被災者からの相談についても対応する。

(7) 罹災証明書の発行

市は、被災者から罹災証明書の申請を受け付け、遅滞なく罹災証明書を発行する。

(8) 台帳の整備

市は、被害認定調査の対象家屋データや判定結果、被災者からの罹災証明書発

行の申請、罹災証明書の発行等を管理するため、台帳を整備する。なお、台帳の整備にあたって、市は必要な個人情報を利用できることとする。

(9) 再調査の実施

罹災証明書の発行後、罹災証明書の判定結果に対する不服の申し出があった場合等は、市は、再調査を実施する。

再調査の結果、被災度判定が変更となった場合は、罹災証明書の修正を行う。

4 事前対策

(1) 住家の被害調査員の登録

市は、必要とときに速やかに調査員を確保できるよう、税務、建築、消防等の経験職員について、事前に把握することに努める。

(2) 判定基準等の研修

市は、埼玉県等の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。

(3) 他自治体との協力体制の確立

大規模な地震災害が発生した場合は、特に調査員の不足が予想されることから、あらかじめ他自治体との協力体制の確立に努める。

(4) 調査携帯物品等の備蓄

土木部及び土木援助部に、傾斜計、コンバックス等調査携帯物品を備蓄する。

第2 義援金品及び見舞金の受入れ・配分

義援金品及び見舞金を混乱なく受入れ、必要とする被災者に効果的に配分されるよう、市は、義援金品及び見舞金の受付・保管・配分・輸送についての計画を策定する。

また、県又は日本赤十字社から送付された義援金品及び見舞金については、赤十字奉仕団等関係団体等の協力を得て被災者に配分する。

義援金品及び見舞金の受付・保管・配分・輸送についての対応の概要は次のとおりである。

(1) 受付

- ① 他都道府県、他市町村及び市民から寄託された義援金品、見舞者等から寄託された見舞金品は、秘書・広報部の秘書担当の班において受け付ける。
- ② 県、日本赤十字社等から寄託された義援金品は、収容部の収容統括担当の班が受付窓口を開設し、受け付ける。

(2) 義援金品の保管・配分及び輸送

- ① 義援金品等の保管・配分は、収容部の収容統括担当の班が主体となり、義援金品の保管場所をあらかじめ定めておくとともに、配分について関係団体と協議を行い配分計画を策定し、配分を行う。協議においては、配分方法、被災者に対する伝達方法、義援金の収納額及び用途についての寄託者及び報道機関等への周知方法を決定する。また、配分先や用途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理する。
- ② 配分が終了した後、義援金品は避難所等へ輸送し、自治会長等を通じて被災者に配分する。

第3 被災者の生活確保

1 被災者生活相談窓口の設置

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、市役所、地区センター・公民館、避難所などにおいて、被災者の自立に関する援助や助成措置等を被災者が容易に知ることができるよう広く広報するとともに、可能な限り総合的な相談窓口等の設置することで、相談の機会を設けるほか、被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うものとする。

また、市外に避難した被災者に対しても、市と避難先の市町村が協力して、被災者に必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 災害見舞金及び弔慰金の支給

(1) 災害見舞金

市は、災害により被災した市民を見舞うため、越谷市災害見舞金等支給条例に基づき見舞金又は弔慰金を支給する。

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

市は、災害により、死亡又は精神及び身体に重度の障害を受けたり、住居や家財に被害を受けたりした場合は、その救済措置として越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金・災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付

市は、災害により、負傷又は住居や家財に被害を受けた世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行う。

(4) 生活福祉資金の貸付

市社会福祉協議会は、災害により、被害を受けた低所得者に対し、生活福祉資金貸付制度による福祉資金の貸付を行う。

3 住宅復興の支援

市は、被災者の住宅復興を支援するために、災害復興住宅融資及び災害特別貸付金の借り入れを促進する。

4 職業に関する情報提供

市は、災害による離職者に対して、越谷公共職業安定所からの求人情報を、市役所、地区センター・公民館、避難所などに掲示し、求人情報等就職に関する情報提供を広く行い、被災者の就職を促進する。

5 租税等の納期限等の延長、徴収猶予及び減免の措置

市は、災害の状況に応じて罹災した納税者、特別徴収義務者その他保険料等の納入義務者（以下「納税者等」という）に対し、条例及び関係法令等（以下「条例等」という）の規定に基づいて、納期限等の延長、徴収の猶予又は減免の措置を講じる。

(1) 市税の納期限等の延長、徴収猶予及び減免

① 納期限等の延長

市は、納税者等が災害により法令又は条例に定める申告、申請、請求、その他書類の提出（不服申立に関するものを除く。）又は、納付等に関する期限までにこれらの行為を行うことができないと認める場合には、地域、期日、その他必要な事項を指定し、当該期限を延長する。

② 徴収猶予

市は納税者等が災害等により、市税の全額を期限までに納付できないときは、納税者等からの申請に基づいて、その納付できないと認められる金額を限度として、1年以内（最長2年）の期間で徴収を猶予することができる。

③ 減免

市は、納税者等が災害により条例等に定める事由に該当することとなった場合には、市税等の額を減額し、又は免除する。

(2) 国民健康保険制度の保険税納期限等の延長、徴収猶予及び減免

① 保険料の納期限等の延長

市は、納税者が災害により法令又は条例に定める申告、申請、請求、その他書類の提出又は、納付等に関する期限までにこれらの行為を行うことができないと認める場合には、市税条例の定めるところにより、地域、期日、その他必要な事項を指定し、当該期限を延長する。

② 保険料の徴収猶予

市は納税者等が災害等により、国民健康保険税の全額を期限までに納付できないときは、納税者等からの申請に基づいて、その納付できないと認められる金額を限度として、1年以内（最長2年）の期間で徴収を猶予することができる。

③ 保険料の減免

市は、納税者が災害により条例等に定める事由に該当することとなった場合には、納税者から市への申請によって保険税及び一部負担金の減免を行う。

(3) 後期高齢者医療制度の保険料徴収猶予及び減免、一部負担金の減免

① 保険料の徴収猶予

市は、被保険者又は連帯納付義務者が関係法令等に定める事由により、保険料の全部又は一部を一時的に納付することができない場合、6か月を限度とする徴収猶予申請を受け付け、これを埼玉県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という）に提出する。

② 保険料の減免

市は、被保険者又は連帯納付義務者が関係法令等に定める事由により、必要があると認められる場合、減免申請を受け付け、これを広域連合長に提出する。

③ 一部負担金の減免

市は、被保険者が関係法令等に定める事由により、必要があると認められる場合、一部負担金減免申請を受け付け、これを、広域連合長に提出する。

(4) 介護保険制度の保険料徴収猶予及び減免、居宅介護サービス費等の減免

① 保険料の徴収猶予

市は、災害により被保険者又は被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が条例等に定める事由に該当した場合には、6か月以内の期間を限って保険料の徴収を猶予することができる。

② 保険料の減免

市は、災害により被保険者又は被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が条例等に定める事由に該当した場合には、保険料を減額し、又は免除することができる。

③ 居宅介護サービス費等の減免

市は、災害により要介護被保険者又は要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が条例等に定める事由に該当した場合には、条例等に定める居宅介護サービス費等を減額し、又は免除することができる。

(5) 国民年金保険料の免除

市は、被災した年金加入者又はその世帯員が、災害により財産に損害を受けたことによって、保険料を納付することが困難な場合には、法令に基づき申請内容を確認し、社会保険事務所長へ免除申請を報告する。

6 生活保護

市は、被災によって生活困窮となった者の生活確保のために、生活保護法に基づく保護の要件に適合している者に対しては、その実情を調査のうえ、最低生活を保障する措置を講じる。

7 郵政関連対策

日本郵便（株）新越谷郵便局は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災状況等被災地の実情に応じ、次のような災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 郵便関係

① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は新越谷郵便局とする。

② 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物(速達郵便物及びレタックスを含む)の料金免除を実施する。なお、取扱局は日本郵便(株)関東支社が指定した郵便局とする。

③ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便(株)新越谷郵便局が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用の物品を内容とするゆうパック及び災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

④ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(2) その他協定による事項

その他、市は「包括連携協定に係る災害時相互協力に関する協定」により、日本郵便(株)新越谷郵便局に対し協力を要請する。

8 生活必需品等の安定供給の確保

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、県及び事業者団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

第4 被災者への融資等

1 被災者個人への融資

(1) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例による自然災害(以下「災害」という)により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金を支給する。

また、越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活を立て直すために災害援護資金の貸付けを行う。

(災害弔慰金の支給)

対象災害	①県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ②当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象者	①上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む） ②住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	①生計維持者が死亡した場合500万円 ②①以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

(災害障害見舞金)

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	①生計維持者250万円 ②①以外の場合125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

(災害援護資金の貸付)

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。																								
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。 ①世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円																								
貸付対象となる被害	①療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ②住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害																								
貸付限度額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①世帯主の1か月以上の負傷</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">限度額</td> <td style="width: 30%;">150万円</td> </tr> <tr> <td>②家財の1/3以上の損害</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③住居の半壊</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>170 (250) 万円</td> </tr> <tr> <td>④住居の全壊</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>250 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑤住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>⑥①と②が重複</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>⑦①と③が重複</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>270 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑧①と④が重複</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>※（ ）は、特別の事情がある場合の額</p>	①世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円	②家財の1/3以上の損害	"	150万円	③住居の半壊	"	170 (250) 万円	④住居の全壊	"	250 (350) 万円	⑤住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円	⑥①と②が重複	"	250万円	⑦①と③が重複	"	270 (350) 万円	⑧①と④が重複	"	350万円
①世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円																							
②家財の1/3以上の損害	"	150万円																							
③住居の半壊	"	170 (250) 万円																							
④住居の全壊	"	250 (350) 万円																							
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円																							
⑥①と②が重複	"	250万円																							
⑦①と③が重複	"	270 (350) 万円																							
⑧①と④が重複	"	350万円																							
貸付利率	年3%以内で市の条例により設定。ただし据置期間中は無利子																								
償還期間	10年間（措置期間を含む）とし、据置期間は、そのうち3年間（特別の場合5年間）																								
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。																								

- 【資料編関連】「資料48 越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例」
 「資料49 越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」
 「資料50 越谷市災害見舞金等支給条例」
 「資料51 越谷市災害見舞金等支給条例施行規則」

(2) 災害復興住宅融資

市は、被災家屋の状況を遅滞なく調査し、災害復興住宅融資について、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、被災者に融資制度の周知徹底を図り、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を促進する。災害復興住宅融資に基づく資金貸付の内容は次のとおりである。

① 建設・購入（新築住宅、リ・ユース住宅）の場合

対象災害	自然災害又は住宅金融支援機構が指定した災害
貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸あたりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度額	① 建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下
貸付利率	基本融資額 年1.20% 特例加算額 年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

② 補修の場合

対象災害	自然災害又は住宅金融支援機構が指定した災害
貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度額	① 補修資金640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金390万円以下
貸付利率	基本融資額年1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

2 被災中小企業への融資

市は、災害により被災した中小企業の再建を促進するため、一般金融機関及び政府系金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努め、また、中小企業者に対する融資を実施し、事業の安定を図るものとする。

市は、次のような対応で、中小企業が迅速に資金を融通できるよう努める。

(1) 資金需要の把握

市は、中小企業関係の被害状況について速やかに調査し、再建のための資金需要を把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

市は、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じ、貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業に対する金融制度の周知

市や中小企業関係団体は、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) 埼玉県経営安定資金（災害復旧関連）による融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、必要な資金を融資する埼玉県制度融資。市は融資を利用する際に必要となるセーフティネット保証等の認定書や罹災証明書発行事務を迅速に行う。

資金の対象者	【大臣指定等貸付】 次のいずれかに該当する中小企業者・中小企業組合 ①経済産業大臣が指定した災害その他の突発的事由の影響を受けており、市町村長の認定を受けた方（セーフティネット保証3・4号、危機関連保証） ②激甚災害を受け災害関係保証を利用する方 【知事指定等貸付】 災害の影響を受け、市町村長等の罹災証明書を受けた中小企業者・中小企業組合
貸付対象	設備資金及び運転資金
受付場所	中小企業は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会
担保	金融機関及び信用保証協会との協議により定める
その他	当該市長の被害認定を受けた者

3 被災農林漁業関係者への融資等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対して、復旧を促進し、かつ農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、融資制度を周知し、その活用を促進する。

農林漁業への融資は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、(株)日本政策金融公庫法、埼玉県農業災害対策特別措置条例、農業災害補償法によるものがある。次のような災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう、業務の適正かつ迅速化を県及び関係機関に要請する。

(1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく融資

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく貸付は以下のとおりである。

貸付対象者	被害農林漁業者
貸付対象	種苗、肥料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期間	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市長の被害認定を受けた者

(2) (株) 日本政策金融公庫農林水産事業による災害資金

(株) 日本政策金融公庫農林水産事業が行う貸付は以下のとおりである。

(令和3年6月18日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地、牧野の新設、改良、造成及び復旧	農業を営む者、農協・同連合会、土地改良区・同連合等	0.16～0.30% (災害復旧)	25年以内	10年以内
	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	災害により必要とする長期運転資金	認定農業者(農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人)等	0.16～0.30% (特例5年間0%)	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	①農業用施設等の復旧 ②果樹の改植又は補植費用	農業を営む者等、農協・同連合会	0.16～0.30% (災害復旧)	①15年以内 ②25年以内	①3年以内 ②10年以内
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	認定農業者、認定就農者等	0.16～0.30%	10年以内	3年以内

(申込方法) 各融資機関を通じて行う。
 (貸付限度) 額は各資金によって異なる。

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

県は、埼玉県農業災害対策特別措置条例第2条第1項の規定に基づき、指定された災害に基づく被害農業者に必要な資金を融資する。貸付の内容は以下のとおりである。

貸付対象者	被害農業者
貸付対象	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな、蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きこの栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年1.8%（県0.9%、市0.9%の利子補給により実質0.0%）
償還期間	6年以内（据置1年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
貸付機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	当該市町村の被害認定を受けたもの

（4）農業災害の補償等

県は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

支払対象者	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稲：25a以上当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、家畜（牛、豚、馬）、果樹（ぶどう、なし）、畑作物（大豆、蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

第5 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援制度の概要

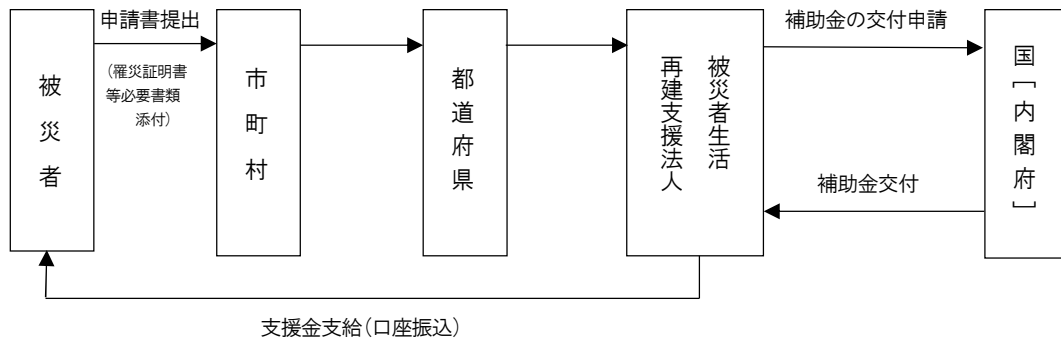
令和2年9月1日現在

1. 目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
2. 対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
3. 対象災害の規模	政令で定める自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

<p>4. 支給対象世帯</p>	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</p>																										
<p>5. 支援金の支給額</p>	<p>支給金は、以下の2つの支援金の合計額とする。 （※世帯人数が1人の場合、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" data-bbox="379 857 1366 987"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (4. ①に該当)</th> <th>解体 (4. ②に該当)</th> <th>長期避難 (4. ③に該当)</th> <th>大規模半壊 (4. ④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p><全壊等></p> <table border="1" data-bbox="379 1072 1366 1202"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><中規模半壊等></p> <table border="1" data-bbox="379 1247 1366 1377"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給</p>	住宅の被害程度	全壊 (4. ①に該当)	解体 (4. ②に該当)	長期避難 (4. ③に該当)	大規模半壊 (4. ④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊 (4. ①に該当)	解体 (4. ②に該当)	長期避難 (4. ③に該当)	大規模半壊 (4. ④に該当)																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																								
支給額	100万円	50万円	25万円																								
<p>6. 支援金の支給申請</p>	<p>(申請窓口) 市役所</p> <p>(申請時の添付書類) ①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等</p> <p>(申請期間) ①基礎支援金：災害発生の日から13か月以内 ②加算支援金：災害発生の日から37か月以内</p>																										
<p>7. 基金と国の補助</p>	<p>○国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人道道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給</p> <p>○基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助</p>																										
<p>市町村</p>	<p>①住宅の被害認定</p> <p>②罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務</p> <p>④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付</p>																										
<p>県</p>	<p>①被害状況のとりまとめ</p> <p>②災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示</p> <p>③支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付</p>																										

被災者生活再建支援法人	①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

（支援金の支給手続き）



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

2 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要

被災者生活再建支援法では救済されない地域には、埼玉県と県内市町村が共同で埼玉県独自の総合的な支援制度として埼玉県・市町村被災者安心支援制度（平成 26 年 4 月 1 日創設）が適応される。この被災者安心支援制度では、生活再建支援金と家賃給付金等が支給される。ただし、半壊特別給付金については令和 2 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用される。

（1）埼玉県・市町村生活再建支援金（被災者生活再建支援法の補完）

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第 2 条第 1 項（2）ア～エで定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容

支給金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借(公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計200(又は100)万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																		
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査(第2次)、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定																		

(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害)
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	50万円 (※世帯人数が1人の場合は、37万5千円)
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査(第2次)、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金(災害救助法の補完)

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害)

給付対象世帯	<p>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <p>① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。</p> <p>② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。</p> <p>③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。</p> <p>④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。</p> <p>⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</p> <p>⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由。</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>

(4) 被災市町村への人的支援

罹災証明書の発行に必要な住家の被害認定をできる職員などの相互派遣を行う。

【資料編関連】「資料52 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」

「資料53 埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱」

「資料54 埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱」

「資料55 埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱」

3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。地震における火災等については、火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、市ではその制度の普及啓発に努める。

第6 行方不明者の相談

市は、県や警察及び関係市町村と協力して、行方不明者の発見に努め、市民からの行方不明者の相談及び照会に協力する。なお、照会にあたっては、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮したうえで、本人の同意なしで家族等に回答できることとする。また、他関係都県や市町村からの照会に対しても協力し、発見に努め、必要に応じて新聞、テレビ及び広報紙等により照会する。

第4節 火山噴火降灰復旧計画

■趣旨■

火山噴火降灰復旧計画は、災害発生後被災した施設の原型復旧と併せ、再び災害が発生しないようにするため、応急復旧終了後の被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害にも備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第4章 震災復旧復興計画 第1節 災害復旧計画 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第4章 震災復旧復興計画 第1節 災害復旧計画 を準用する。

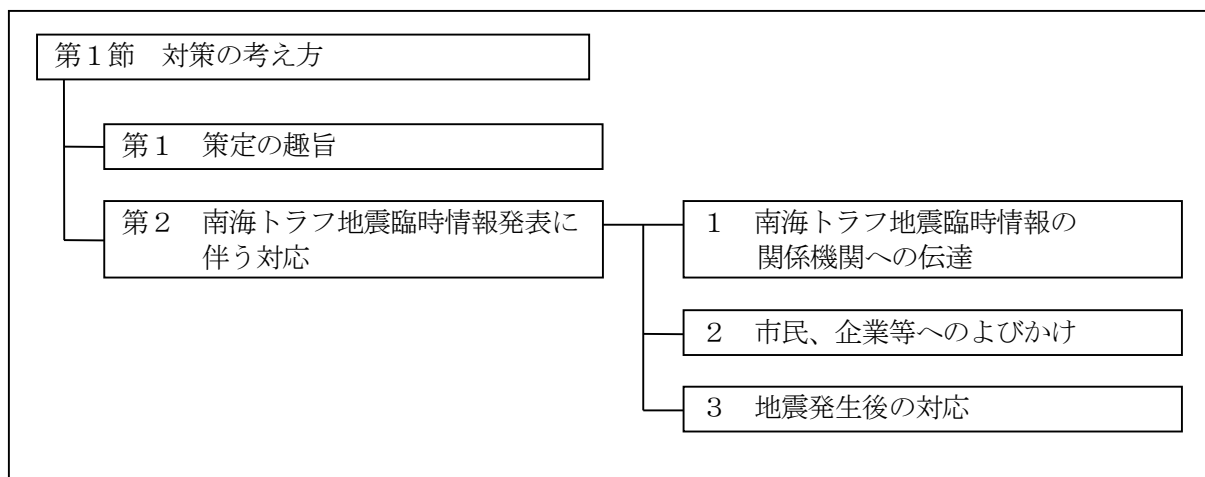
第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う措置計画

第1節 対策の考え方

■趣旨■

大規模地震対策特別措置法に基づき、南海トラフ地震に関連する調査情報、地震注意情報、地震予知情報の発表及び警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間における対応措置について定める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本市は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している市中心部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

以上を踏まえ、本市では、南海トラフト地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるために、南海トラフト地震の警戒宣言に伴う対応措置計画として地震防災応急対策に係る措置等を定め、これを推進する。

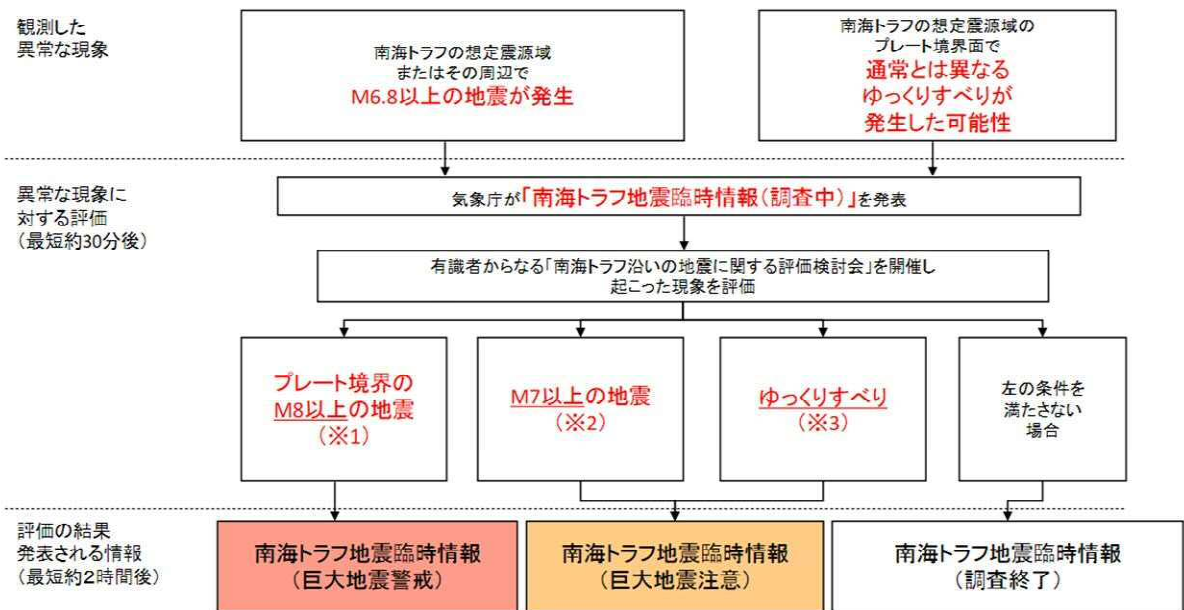
第2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達することとされている。

市は、情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体に伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

2 市民、企業等へのよびかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	2週間 （警戒：1週間）（注意：1週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■市民の防災対応

日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。行動例を以下に示す。

- ・家具の固定状況の確認
- ・非常用持ち出し袋の確認
- ・避難場所や避難経路の確認
- ・家族との安否確認方法の確認
- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常用持出品の確認等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

日頃の地震への備えについて再確認し、災害の規模に応じた防災対応を実施したうえで、可能な限り事業を継続する。対応例を以下に示す。

- ・安否確認手段の確認
- ・什器の固定・落下防止対策の確認
- ・食料や燃料等の備蓄の確認
- ・支援物資の集積場所等の災害拠点の確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認 等

3 地震発生後の対応

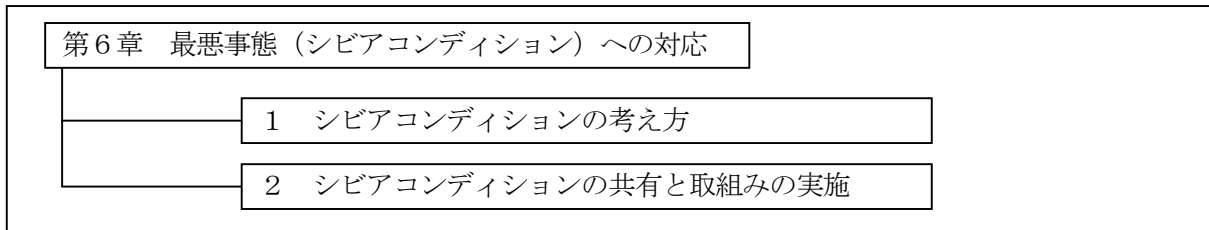
異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、市及び防災関係機関は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行う。

第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

■趣旨■

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。しかし、実際には平均的に算出された被害想定を超えた、最悪事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性があるため、最悪事態をシビアコンディションとして想定するとともに、対策の方向性を検討する。

■施策の体系■



■施策の内容■

1 シビアコンディションの考え方

震災対策編第1章から第4章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備をはじめ、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組みである。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、そのうえで生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守るうえで有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

2 シビアコンディションの共有と取組みの実施

市は、従来どおり被害想定に基づく特定地震を対象とした防災対策を着実に進め、そのうえで、最悪の事態をも想定し、その想定と対策の方向性を防災関係機関や市民と共有することに努める。

大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード対策や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」といったソフト対策と組み合わせることにより、なんとしても市民の命を守ることが重要である。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態をシビアコンディションとして示し、対策の方向性を示す。

○想定される最悪事態（シビアコンディション）

防災関係機関や市民が最悪事態（シビアコンディション）をイメージしやすいように文章化するとともに、想定される事象ごとに課題とその対策の方向性を示す。

- ①命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になる～
- ②支援者の犠牲はあってはならない
- ③火災から命を守る
- ④首都圏長期大停電と燃料枯渇
- ⑤そのとき、道路は通れない
- ⑥デマや不安を煽るメッセージは新たな災害
- ⑦都心からの一斉帰宅は危険
- ⑧危険・不便な首都圏からの避難
- ⑨助かった命は守り通す
- ⑩食料が届かない
- ⑪災害の連鎖を防止せよ

① 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になる～

シビアな状況

市や県、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みです。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えると、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。

市民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。

そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。

(課題と対策の方向性)

災害フェーズ	課題	対策の方向性
予防期	家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。	・市民は、家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
	室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。	・市民は、家具の配置を見直し、家具の固定を進める。 ・市民は、地震に備えた防災総点検を行う。

② 支援者の犠牲はあってはならない

シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて 254 人になります。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は 27 人、警察官は 30 人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は 1 人のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けています。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で市民の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底したうえで、自助・共助の取り組みを進めていくことが重要です。

(課題と対策の方向性)

災害フェーズ	課題	対策の方向性
予防期	発災後、救助・救出・初期消火を行っている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。	<ul style="list-style-type: none"> 市は、救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避行動について、事前の研修や訓練を進める。 市は、支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。 市は、支援者の必要な資器材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の備蓄を進める。
	現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。	<ul style="list-style-type: none"> 市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステムに集約できるよう努め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

③ 火災から命を守る

シビアな状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。

延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では100か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服^{ひふくしょうあと}廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言われています。

一方、首都直下地震(都心南部地震)に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になります。

(課題と対策の方向性)

災害フェーズ	課題	対策の方向性
予防期	消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。	・市は、自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
	火災から逃げ遅れる人をなくす。	・市は、安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。また、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画の整合が図られるよう努めるものとする。
応急期		・市は、被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、防災行政無線、インターネット、携帯電話、スマートフォン、ツイッター等のSNS、マスメディア等あらゆる手段を活用する。
	消防機関の現場到達を早める。	・市は、道路啓開や交通規制を行うため、県、警察、協定締結企業と連携し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇

シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要しました。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければなりません。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、市及び県の災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでます。

(課題と対策の方向性)

災害フェーズ	課題	対策の方向性
予防期	災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 市は、主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、市庁舎、災害拠点病院等にも同様の取組みを働きかける。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。 市は、重要施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理するとともに、燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。 市は、非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。

災害フェーズ	課題	対策の方向性
予防期	首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> 市は、長期避難を想定し、避難所の環境を向上させる。 県は、県外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。 市は、県による避難者の受入れ、広域訓練の実施、応急仮設住宅の適地調査等に協力する。 市は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることを鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。
応急期		<ul style="list-style-type: none"> 県は、県民及び他都県民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。 市は、県と調整し、市民及び他都県民の広域移送・集団疎開に協力する。 市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設及び輸送拠点について把握・点検するものとともに、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。
応急期 復旧期	電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。	<ul style="list-style-type: none"> 市は、ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。

⑤ そのとき、道路は通れない

シビアな状況

国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。

走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄への浸水が発生する恐れもあります。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一のときに冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。

(課題と対策の方向性)

災害フェーズ	課題	対策の方向性
予防期	道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> 市及び県は、都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスの拡大に努める。
	緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。	<ul style="list-style-type: none"> 市は、災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。 市及び県は、既存の災害応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

⑥ デマや不安を煽るメッセージは新たな災害

シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。

その中で、ツイッター等の SNS など、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマや不安を煽るメッセージによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになります。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。

不正確な情報が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平常時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれません。

(課題と対策の方向性)

災害フェーズ	課題	対策の方向性
予防期	情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。	・市は、電気事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
	政府、行政による正確な情報発信が不足する。	・市は、正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
応急期	不安や恐怖心から、不正確な情報が拡散する。	・市は、発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、不正確な情報の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

⑦ 都心からの一斉帰宅は危険

シビアな状況

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行いました。まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計しました。そのうち88万人は東京23区内で被災します。交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になります。

以下、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションしました。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となりました。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間あたり最大12万人という大混雑が予測されます。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられます。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になります。

(課題と対策の方向性)

災害フェーズ	課題	対策の方向性
予防期	余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。	・市は、市民を安全に帰宅させるための帰宅ルートの検討に努める。
	徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる。 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。	・市及び県は、近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組みを進める。 ・市及び県は、慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。 ・事業者は、公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる場合、実情に応じて企業内備蓄を推進する。
応急期		・市及び県は、都内にいる市民も含め、市内及び県内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。 ・市及び県は、主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス(水道水、情報、トイレ等)による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。

⑧ 危険・不便な首都圏からの避難

シビアな状況

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定されます。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難(疎開)を検討する必要があります。特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務です。

(課題と対策の方向性)

災害フェーズ	課題	対策の方向性
予防期	緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難(不便地からの脱出)に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 県は、都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。選定した受入先について、県は関係市町村に周知する。 市は受援に関する計画を作成し、受援に必要な対応を予め整理する。また、必要な対応をマニュアル化するとともに、平時から訓練や情報交換を実施し、体制整備に努める。
応急期	観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。	<ul style="list-style-type: none"> 市は、被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、様々な手段でこまめに発信する。
	他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。	<ul style="list-style-type: none"> 県は、九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入調整を行い、県内又は群馬県・新潟県(三県の応援協定に基づく広域避難の受入れ)と調整を行う。 市は、県の調整結果に基づき、避難者の受入れを行う。
	避難所における長期生活が困難な者の把握(配慮の種類や規模)。	<ul style="list-style-type: none"> 市及び県は、個別計画書の作成等により、発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握するとともに、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 県は、把握した避難者数に基づき、広域避難の調整を行う。

⑨ 助かった命は守り通す

シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがあります。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち 65 歳以上の高齢者の死亡率は約 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約 2 倍に上りました。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約 3 割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約 2 割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約 2 割でした。

例えば、1 都 3 県には約 7 万 8 千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組みが重要になります。

(課題と対策の方向性)

災害フェーズ	課題	対策の方向性
予防期	配慮事項ごとに必要とされる避難支援体制の確保。	<ul style="list-style-type: none"> 市は、円滑な支援に向け、重要施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理する 市及び県は、避難所、医療機関等における毛布や食料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。 県は、被災地外の都道府県において、受入れ可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。 市は、飼い主に対し、「人と家庭動物の災害対策ガイドライン」に基づき動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」に沿って、関係部局が連携し、対策をとる。
応急期	福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。	<ul style="list-style-type: none"> 市は、発災後は、移送できる体制（道路、医療等）を早期に整備する。
復旧期	在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）。 自宅への速やかな帰還。	<ul style="list-style-type: none"> 市は、被災者の見守り活動や孤立防止、メンタルケア対策を実施する。 市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している避難者に関する情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談等の保健医療サービスの提供、避難生活に必要な情報提供の支援を実施し、避難生活の質の向上を図る。 市は、発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。

⑩ 食料が届かない

シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後でした。

そのような中、避難所には十分な食料が行きわたっていませんでした。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。また国の物資調達も、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、一人一日約1食になります。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もあります。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料のほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

(課題と対策の方向性)

災害フェーズ	課題	対策の方向性
予防期	広域物資供給体制の整備。	<ul style="list-style-type: none"> 市は、複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。 市民は、原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
応急期		<ul style="list-style-type: none"> 県は、国や他都道府県からの応援を「埼玉県広域受援計画」に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資を広域物資拠点にて受領し、被災市町村へ展開する。 市は、被災者への支給を実施する。
	広域緊急輸送体制の整備。	<ul style="list-style-type: none"> 市及び県は、被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。

⑪ 災害の連鎖を防止せよ

シビアな状況

災害の連鎖を防止することが重要です。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。

- ・東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- ・港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- ・工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- ・日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能です。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。

(課題と対策の方向性)

災害フェーズ	課題	対策の方向性
予防期	災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び県は、各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップを行う。 ・市は、各主体による「事業継続計画」の策定と日常からの見直しを推進する。

第3編 風水害対策編

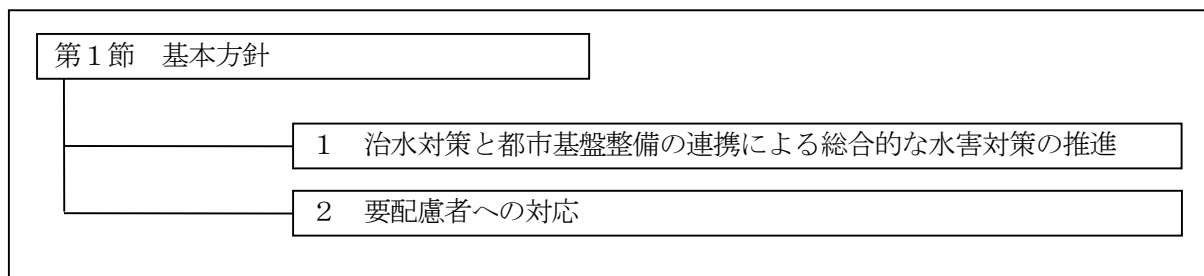
第1章 総則

第1節 基本方針

■趣旨■

風水害等による被害を最小限に食い止め、市民の生命、身体及び財産を風水害から守り、いち早く復旧復興を果たすことを目標とし、事前の備え、発災時の対応、速やかな生活再建に取り組むこととする。これらに向け、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧復興対策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定める。

■施策の体系■



■施策の内容■

1 治水対策と都市基盤整備の連携による総合的な水害対策の推進

近年、気候変動による異常気象が増加し、局地的大雨や集中豪雨による風水害の被害が全国各地で発生している。特に平成27年台風18号では、降り始めてからの総雨量が400mmを超えるなど、記録的な豪雨が観測された。

また、本市における近年の被害としては、令和元年度東日本台風の集中豪雨により、床上浸水36戸、床下浸水302戸の深刻な被害が発生した。以上のような大雨や集中豪雨は今後、ますます増加していくことが予想される。また、長時間にわたって降り続く大雨により利根川や荒川といった大河川が氾濫すれば、大規模水害が発生することとなる。

本市は、元荒川、綾瀬川、新方川、大落古利根川、中川が流下する後背湿地に位置する地形的条件から、これまでも深刻な浸水被害を受けており、今後もこれまでにない厳しい気象条件が起りうる状況下において、深刻な浸水被害を受ける危険性を有している。これらによる被害をできる限り少なくするために、河川施設や下水道施設等の改修整備とともに、貯水施設の整備や土地利用の適正化といった都市の保水機能の維持、水防体制の整備・充実等の総合的な水害対策を推進する。

2 要配慮者への対応

前述した風水害被害の特徴として、死者・行方不明者に占める高齢者の割合が高かった点があげられる。これは、浸水、氾濫による急激な水位の上昇の中、逃げ遅れてしまったことが原因と考えられるが、その一因として、避難情報の発令基準が不明確であったことや、通信設備の不備等が指摘されている。

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者は、災害情報や避難に必要な情報等の入手が困難であったり、身体機能の制限によって避難行動が困難であったりするために、災害時には特に被害を受けやすいことから、要配慮者本人のみならず、介助者や地域住民等に対しても、災害情報や避難に関する情報を一般市民よりも早い段階で提供し、対応を促すことが必要である。また、避難誘導や避難生活に対する支援についても実施していく必要がある。このため、災害時における要配慮者への情報伝達、避難誘導、避難生活への支援のための体制の整備を図る。要配慮者への対応については、風水害のみならず、地震災害、その他の災害においても、配慮すべき事項であり、要配慮者支援のための体制整備を防災対策全般において推進する。

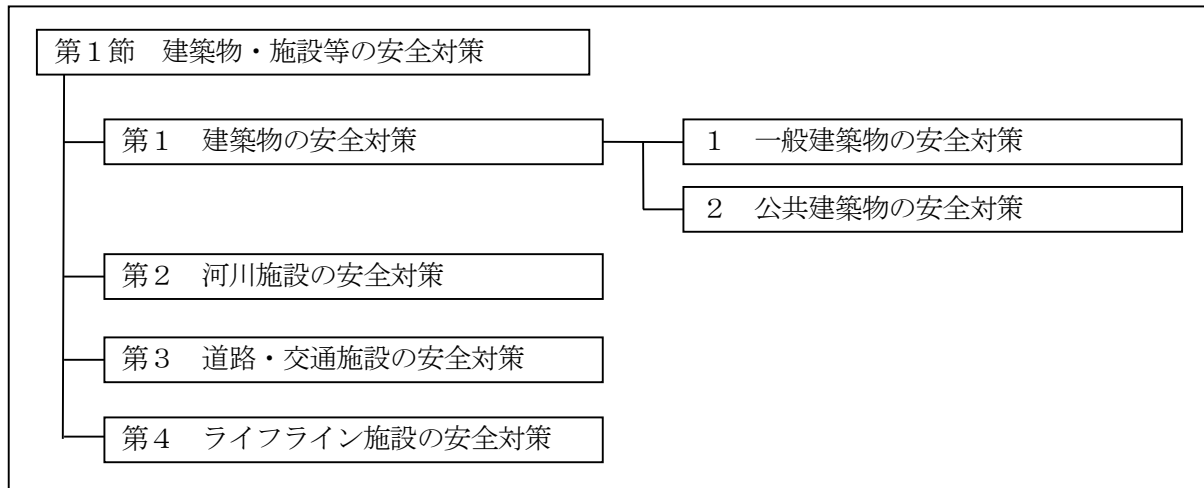
第2章 風水害等予防計画

第1節 建築物・施設等の安全対策

■趣旨■

風水害による人的被害や経済被害を最小限にとどめ、かつ、緊急輸送道路や避難路の確保等により発災後速やかな応急対策を実施できるよう、一般建築物の浸水及び強風対策を促進するとともに、防災上重要となる公共建築物やライフライン施設の浸水及び強風対策を計画的に実施する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 建築物の安全対策

1 一般建築物の安全対策

市は、一般建築物の浸水及び強風対策の促進を図るため、建築物の所有者・管理者等に対し、屋根、アンテナ等の屋外設置物の固定・補強、外壁や窓の補強等の必要性について、広報資料の作成・配布、市広報紙やホームページの活用など、あらゆる機会を通じ、普及・啓発に努める。

また、地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性について、事前の周知を図り、地下空間の施設管理者と連携し、避難誘導等安全体制の確保に十分配慮するとともに、洪水時には迅速かつ的確な情報等の伝達、利用者等の避難のための措置等を講じる。

市及び建築物の所有者は、強風による落下物の防止対策を図る。また、関連施設については、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、浸水被害の及ばない階層のある建物の利用を推奨し、一時避難が可能になるよう努める。

2 公共建築物の安全対策

市は、災害時の防災拠点となる公共施設や避難場所・避難所となる公共施設、不特定多数の人々が利用する公共施設などの市所有の建築物について、強風及び浸水対策を総合的かつ計画的に実施する。

第2 河川施設の安全対策

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第1節 建築物・施設等の安全対策 第2 河川施設の安全対策 を準用する。

第3 道路・交通施設の安全対策

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第1節 建築物・施設等の安全対策 第3 道路・交通施設の安全対策 を準用する。

第4 ライフライン施設の安全対策

倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全を実施する。

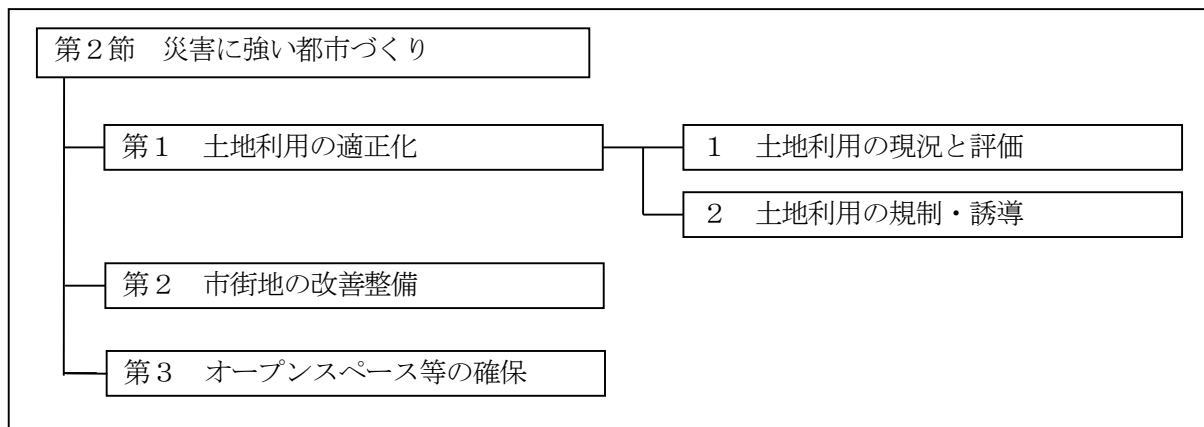
その他については、第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第1節 建築物・施設等の安全対策 第4 ライフライン施設の安全対策 を準用する。

第2節 災害に強い都市づくり

■趣旨■

風水害による被害を最小限にするため、土地利用の適正化や市街地整備、オープンスペースの確保等の災害に強い都市づくりを推進する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 土地利用の適正化

1 土地利用の現況と評価

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第2節 災害に強い都市づくり 第2 土地利用の適正化 1 土地利用の現況と評価 を準用する。

2 土地利用の規制・誘導

市は、河川の氾濫及び集中豪雨による都市型浸水被害を防止するため、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画及び都市計画法をはじめとする各種関係法令等、さらに市の土地利用に関する計画を含む「都市計画マスタープラン」等に沿って、適正かつ安全な土地利用への規制・誘導を図る。

規制・誘導にあたっては、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の情報を整備する。また、市は、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。

その他、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方である「流域治水」に係る施策の推進について検討する。検討にあたっては、グリーンインフラ等の自然環境が有する機能を防災対策に活用した取組（田んぼダム等）を含めて、今後検討し、取り組むこととする。

豪雨、洪水、危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行う。災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

第2 市街地の改善整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第2節 災害に強い都市づくり 第3 市街地の改善整備 を準用する。

第3 オープンスペース等の確保

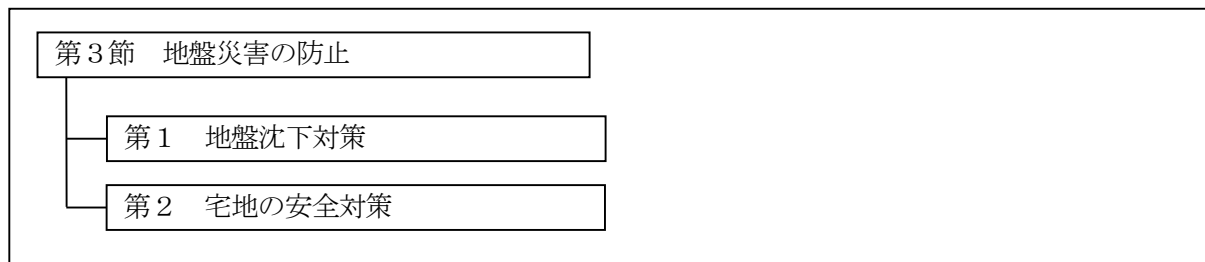
第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第2節 災害に強い都市づくり 第5 オープンスペース等の確保 を準用する。

第3節 地盤災害の防止

■趣旨■

本市は、地形、地質及び地盤の状況から、液状化危険及び地盤沈下による被害が大きくなるものと考えられることから、特にその被害の予防又は軽減に努める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 地盤沈下対策

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第3節 地盤災害の防止 第2 地盤沈下対策を準用する。

第2 宅地の安全対策

市は、造成地に発生する災害を防止するため、都市計画法において規定されている宅地造成開発許可、当該工事の施工に対する指導、監督を通じて、宅地造成地の安全対策の徹底を図る。特に、風水害対策としては、遊水池、雨水貯留浸透施設等の設置による雨水流出量の抑制、擁壁の設置、地盤の改良等の措置が必要であることから、指導を徹底する。また、造成後については、巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風時の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

第4節 災害に強い地域社会づくり

■趣旨■

市民、事業所、行政等多様な主体の協働による防災活動推進体制を構築するとともに、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第4節 災害に強い地域社会づくり を準用する。

■施策の内容■

第1 協働による防災まちづくりの推進

1 市民・事業者等の役割

災害が発生した場合に、本計画に基づき応急復旧対策を実施するが、広範囲な被災状況に対し、より迅速に対応するために市民や事業所の積極的な協力を必要とする。

このため、各地域において、地域住民は災害に備え、災害発生時には関係機関等と協力し、水防活動、避難誘導をはじめとする防災活動を実施する。

また、水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し、水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など、適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

(市民の役割)

平常時の役割	1 防災に関する学習 2 災害教訓の伝承 3 火災の予防 4 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置 5 防災用品、非常持出品の準備 6 最低3日（推奨1週間分）の飲料水及び食料の備蓄 7 生活必需品の備蓄 8 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 9 ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 10 風水害時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板Web171など） 11 市や県、自治会や自主防災組織等の実施する防災訓練への参加 12 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加 13 近隣の要配慮者への配慮 14 住宅の耐震化 15 地区防災計画の提案 16 マイ・タイムラインの作成
--------	---

災害時の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 初期消火 2 自主防災活動への参加、協力 3 避難所でのゆずりあい 4 市、県、防災関係機関が行う防災活動への協力 5 風評に乗らず、風評を広めない。
--------	---

また、事業所は、自主的に防災活動の充実に努め、災害発生時には、特にその立地する地域において、地域住民の自主防災組織及び関係機関等と協力を図り、防災活動を実施する。さらに、防災体制に関する事項・避難誘導に関する事項をまとめた避難確保計画の作成・公表を行うとともに、避難訓練の結果について、市長に報告する。加えて、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員が屋外を移動することがないように、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(事業所の役割)

平常時の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務継続計画の策定 2 防災体制の整備 3 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄 4 防災訓練の実施^{※1} 5 事業所の耐震化の推進 6 予想被害からの復旧計画策定 7 各計画の点検・見直し 8 地区防災計画の提案 9 避難確保計画又は浸水防止計画の策定^{※2} 10 自衛水防組織の設置^{※3} 11 避難計画の作成
災害時の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員や顧客の安全確保 2 二次災害の防止 3 重要事業の継続 4 地域貢献・地域との共生 5 テレワーク、時差出勤の実施、計画的休業

※1 要配慮者施設の管理者は、避難訓練の実施を責務とする。

※2 要配慮者施設の管理者は、避難確保計画を作成することを責務とする。

※3 要配慮者施設の管理者は、自衛水防組織の設置に努める。

【マイ・タイムライン作成のポイント】

県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より

○マイ・タイムラインとは

大雨や台風等が接近し風水害の危険性が高まっているときに、自分自身（住民自身）がとる行動を時間の流れに沿って整理したもの

○マイ・タイムライン作成の流れ

- ・正しい避難について学ぶ
- ・いつ、なにをすべきか家族で話し合う
- ・マイ・タイムラインに情報を記入する
- ・家族が見える場所に置く

1. 事前の確認

①住んでいる場所の特徴

住んでいる場所が浸水エリアに入っているか越谷市総合防災ガイドブックで確認。

②避難先の想定

住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。

■自宅で安全が確保できる場合…「在宅避難」

⇒ハザードマップで自宅が浸水警戒区域に入っていない方

⇒自宅が浸水想定区域に入っている場合も次の3つの条件すべてに当てはまっているとき

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
- ・浸水する深さより高いところに住んでいる
- ・備えが十分あり水が引くまで我慢できる など

■避難が必要な場合…指定緊急避難場所または安全な場所にある親戚・知人宅への「立退き避難」

⇒浸水する深さが50cm以上となる地域

⇒家屋倒壊等氾濫想定区域に自宅が入っている

⇒自宅で長期間の深い浸水が予想される時 など

■避難が必要だが困難な場合…近隣の安全な場所への「立退き避難」

⇒浸水が始まって長距離の移動が危険なとき

⇒流れがあり、膝上まで浸水しているとき（50cm以上） など

■外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「緊急安全確保」

⇒浸水が始まって移動が危険なとき

⇒夜間や激しい降雨で避難路上の危険箇所がわかりにくいとき

⇒流れがあり、膝上まで浸水しているとき（50cm以上）

⇒浸水20cm程度だが、水の流れる速度が速いとき など

2. 情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

3. 早めの避難

詳細は、県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」準じる。

その他については、第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第4節 災害に強い地域社会づくり を準用する。

第5節 防災教育計画

■趣旨■

防災業務に従事する職員の防災知識及び技術の向上を図るため、市をはじめとする防災関係機関の職員に対して防災教育を実施するとともに、市民に対して学校教育や社会教育を通じて防災知識及び技術の習熟を図る。

また、市は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性に配慮しつつ、防災週間や防災関連行事等において、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難の必要性、浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料・トイレの備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発を図る。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第5節 防災教育計画 を準用する。

■施策の内容■

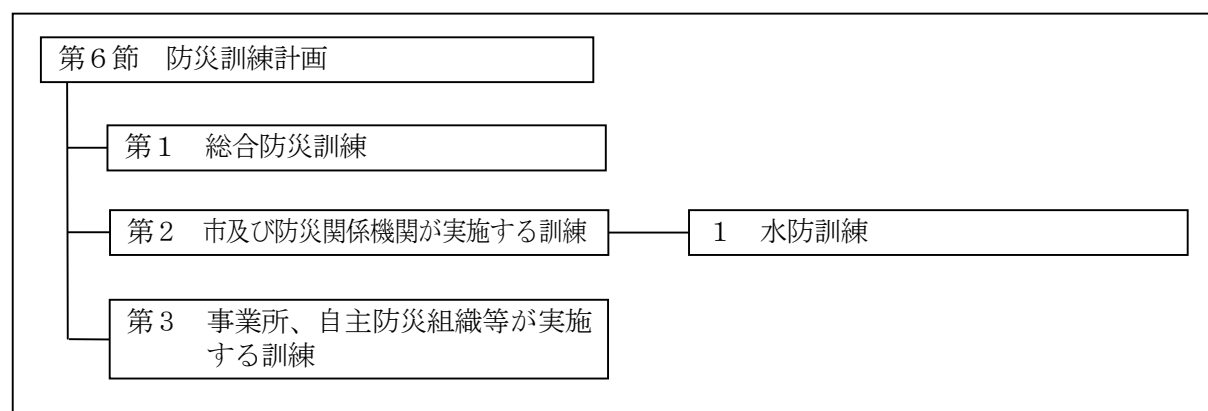
第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第5節 防災教育計画 を準用する。

第6節 防災訓練計画

■趣旨■

風水害等災害発生時に迅速かつ適切な行動をとるためには、平常時における訓練が重要であり、また、現実的な想定に基づく防災訓練は、防災関係機関相互及び防災関係機関と市民との連携協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発等の効果も高いことから、防災訓練を継続的に実施する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 総合防災訓練

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第6節 防災訓練計画 第1 総合防災訓練を準用する。

第2 市及び防災関係機関が実施する訓練

1 水防訓練

市及び消防機関は、以下に関する水防訓練を実施し、風水害時の応急対策活動に関する知識・技術の習熟と、市、防災関係機関、市民等との連携協力体制の確立・強化を図る。なお、市が行う水防訓練へは、河川管理者も参加することとする。

訓練にあたっては、消防団員の参加を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や近年の災害対応事例を取り入れた効果的な訓練内容を検討する。

- ・水防工法訓練
- ・水防資材輸送訓練
- ・非常参集訓練
- ・情報伝達訓練
- ・災害救助訓練
- ・避難誘導訓練
- ・その他水防上必要な訓練

その他の訓練については、

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第6節 防災訓練計画 第2 市及び防災関係
機関が実施する訓練 を準用する。

第3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

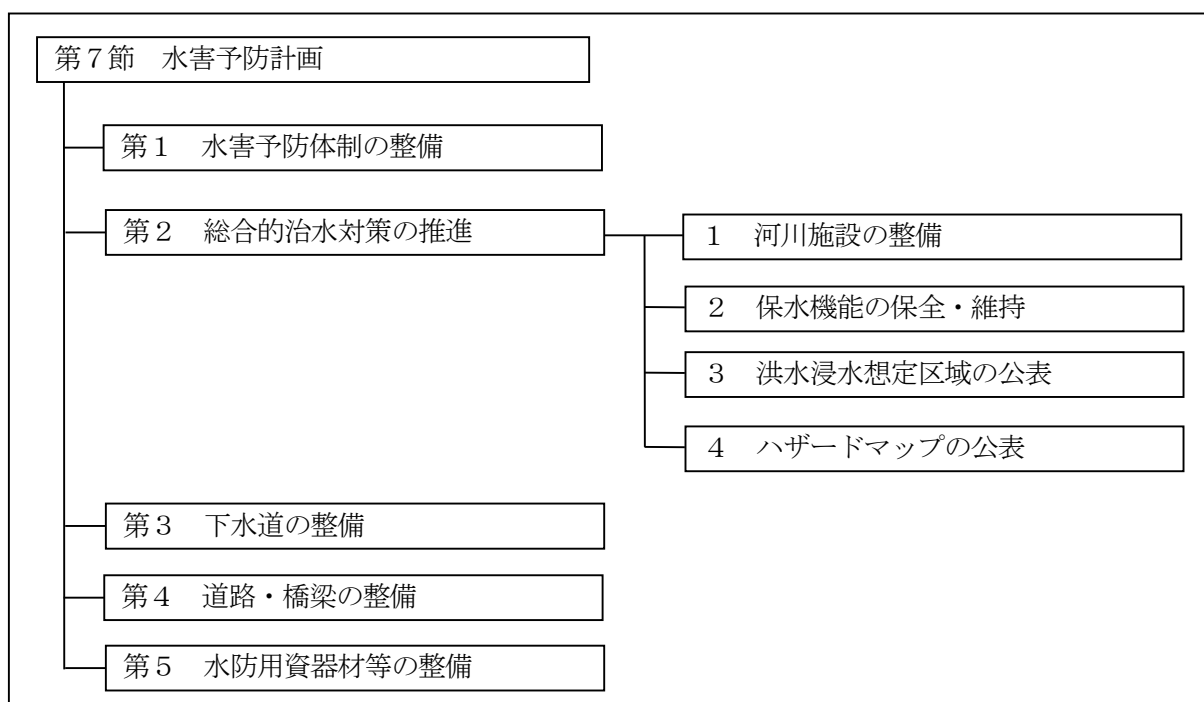
第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第6節 防災訓練計画 第3 事業所、自主防
災組織等が実施する訓練 を準用する。

第7節 水害予防計画

■趣旨■

本市は元荒川、新方川、大落古利根川、中川、綾瀬川の主要河川が流下し、これに流入する小河川が縦横に流れるとともに、遊水・保水機能を持っていた田畑の宅地化等により、内水の被害が発生していることから、水害に強いまちづくりのために、河川施設をはじめとする治水施設の整備を推進する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 水害予防体制の整備

市は、水害に対し迅速かつ的確に対応するため、「越谷市水防対策マニュアル」を策定しており、今後、継続的に体制の整備・充実を図る。また、総合的な情報収集体制を確立するとともに、国や県と情報提供についての協力体制をあらかじめ整備しておく。

第2 総合的治水対策の推進

近年の頻発・激甚化する水害に対応するため、気候変動による影響を踏まえ、本市を含む氾濫流域の関係自治体、企業など、あらゆる関係者が協働して浸水被害を軽減させる「流域治水」を

加速させる必要がある。

このため、雨水貯留浸透対策の強化やハザードマップの整備などの治水対策を総合的に推進する。

1 河川施設の整備

市は、本市管理河川について、時間雨量50mm程度の降雨に対する治水上の安全を確保するとともに、準用河川や普通河川といった市管理河川の整備を図る。また、排水路、排水機場、ポンプ場の整備・改修を計画的に推進する。さらに、国・県管理河川については、市域に係る河川施設の整備を促進する。

2 保水機能の保全・維持

市は、雨水の河川への流出量を抑制するため、建築行為、開発行為等に対し、雨水流出抑制施設の設置を促進する。また、市有施設における雨水貯留浸透施設などの整備を計画的に推進する。

3 洪水浸水想定区域の公表

洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、国・県は水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を公表した図面（洪水浸水想定区域図）を作成している。

現在、市域に関係し、指定・公表されている洪水浸水想定区域は次のとおりである。

○国管理河川：荒川、利根川、江戸川、中川、綾瀬川

○県管理河川：中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川、新方川

4 ハザードマップの公表

市は、指定・公表されている洪水浸水想定区域を使用し、越谷市洪水ハザードマップ（越谷市総合防災ガイドブック）を作成して、広く公表している。ハザードマップの配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要が無いこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の理解促進に努めるものとする。警戒レベルと警戒レベル相当の情報及びとるべき行動を以下に示す。

また、市は、被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、住民に情報提供を行う。

第3 下水道の整備

市は、浸水被害を軽減させるため、都市下水路の整備や公共下水道（雨水）の整備を計画的に推進する。

その他の内容については、

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第1節 建築物・施設等の安全対策 第4 ライフライン施設の安全対策 2 下水道施設の安全対策 を準用する。

第4 道路・橋梁の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第2節 災害に強い都市づくり 第5 オープンスペース等の確保 3 道路・橋梁の整備 を準用する。

第5 水防用資器材等の整備

市及び埼玉県越谷県土整備事務所は、水害時の水防活動に必要な水防資器材、器具等の備蓄に努める。なお、令和3年時点での水防倉庫における資器材の備蓄状況は以下のとおりである。

(水防倉庫における資器材備蓄状況)

所管河川：元荒川

管理者：埼玉県越谷県土整備事務所長 所在地：越谷市越ヶ谷4-2-82

シャベル	鍬又は ツルハシ	鎌	縄 (kg)	ロープ (巻)	シート (枚)	木材 (本)	麻袋 (枚)
6	10	5	50	5	5	50	2000

所管河川：元荒川、綾瀬川、新方川

管理者：越谷市長 所在地：越谷市越ヶ谷4-2-1

鋸	掛矢	シャベル	照明具	斧	麻袋(枚)
5	13	20	20	12	500

所管河川：新方川

管理者：越谷市長 所在地：越谷市大吉470-1

鋸	掛矢	シャベル	照明具	ゴム ボート	鍬又は ツルハシ	斧
10	30	60	17	1	5	15
鎌	竹 (本)	ロープ (巻)	木材 (本)	鉄線 (kg)	麻袋 (枚)	
25	36	20	80	200	22,000	

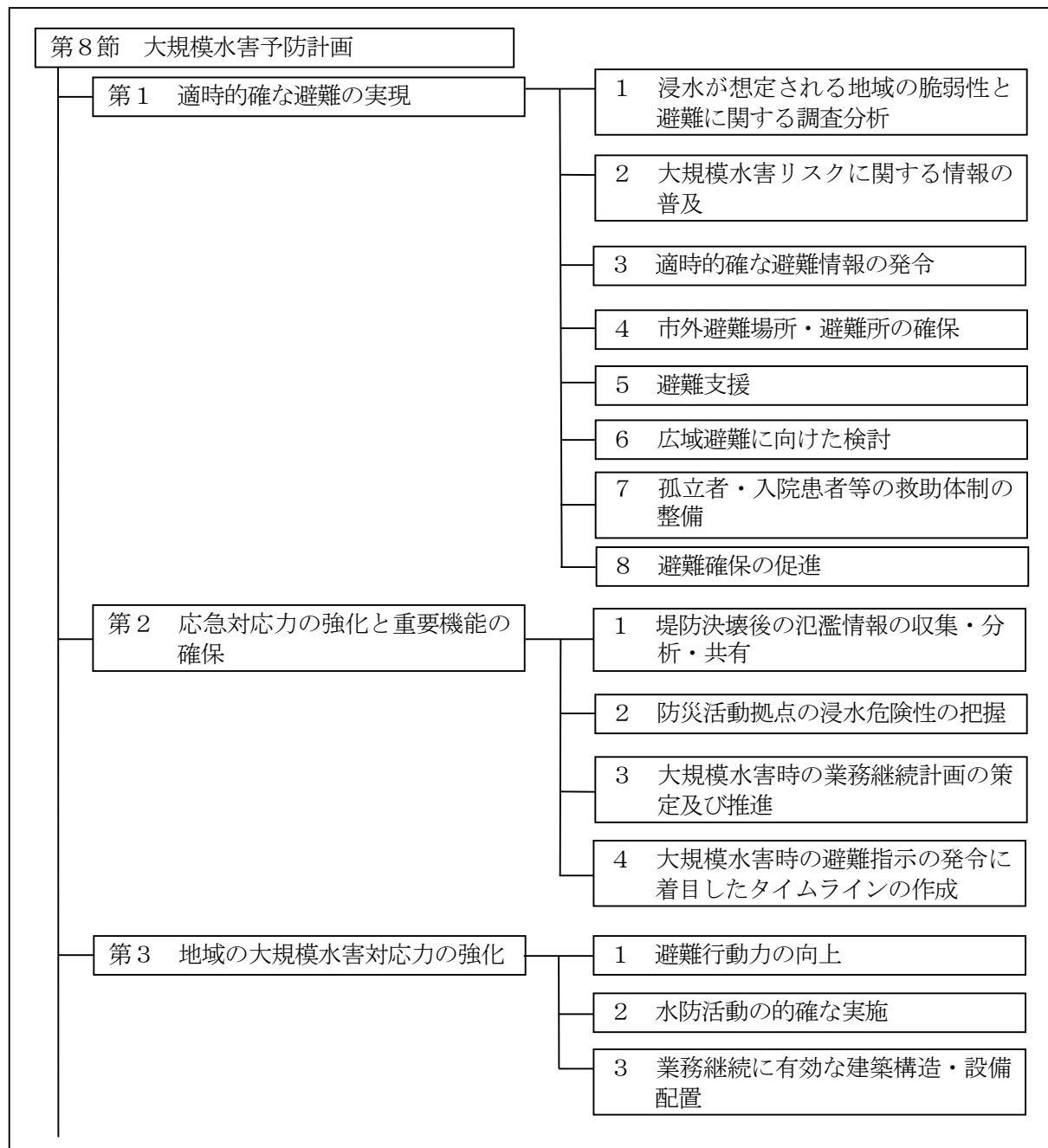
第8節 大規模水害予防計画

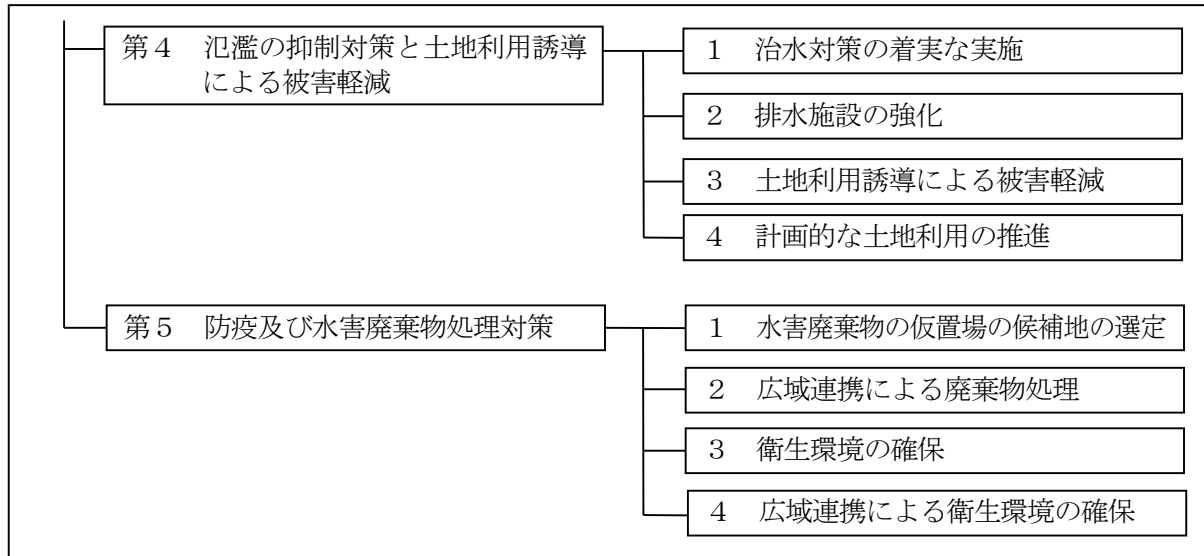
■趣旨■

首都圏広域氾濫（利根川）及び元荒川広域氾濫（荒川）のような大規模水害が発生した場合、浸水深は大きく、広域的かつ継続的に浸水することが想定される。

大規模水害の特徴を踏まえた、適時的確な避難の実現、応急対応力の強化と重要機能の確保、地域の大規模水害対応力の強化、氾濫の抑制対策と土地利用誘導により被害の低減を図る。

■施策の体系■





■ 施策の内容 ■

第1 適時的確な避難の実現

1 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査分析

市は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や要配慮者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況を把握し、地域の脆弱性を分析する。また、浸水しない地区にあたる避難所、避難場所の位置や収容可能人数を把握し、避難経路や避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

2 大規模水害リスクに関する情報の普及

市は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため洪水ハザードマップにより、想定される浸水の可能性のある区域や浸水深の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性などの具体的な被災イメージを市民にわかりやすく提供する。

3 適時的確な避難情報の発令

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要な避難時間の把握に努め、高齢者等避難・避難指示等の発令基準を設定する。

4 市外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により避難場所や避難所が使用できなくなる可能性が高いため、他の市町村域にある避難施設の利用を検討する。協定締結等について必要に応じて国・県を含めて協議し、事前に調整を図る。

5 避難支援

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に市民に理解されるよう方策を検討する。また、避難情報の伝達にあたっては、消防局、警察、消防団、自主防災組織、自治会等が連携し、市民に伝達できるように体制の整備に努める。その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

6 広域避難に向けた検討

市は、市外への広域避難を円滑に実施するため、県や近隣市と整合性がとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制の整備に努める。また、市町村間の避難者受入協定の締結や、受入対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。

7 孤立者・入院患者等の救助体制の整備

市及び県、防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

また、市は、浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等が、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するための支援を実施するなど、必要な体制の整備に努める。さらに、医師会等と連携しつつ、広域的な搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

その他の内容については、

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第12 医療救護体制の整備・第13 避難支援体制の整備 を準用する。

8 避難確保の促進

本計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施する。また、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

第2 応急対応力の強化と重要機能の確保

1 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

市は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告が出来なくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

2 防災活動拠点の浸水危険性の把握

市及び防災関係機関、病院等は、庁舎、消防署、越谷警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、水防対策の実施について検討する。

また、業務継続に著しく影響が生じる可能性の高い電源設備、情報通信機器、ポンプの停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

3 大規模水害時の業務継続計画の策定及び推進

市は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

4 大規模水害時の避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

市は、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく各流域の減災に係る取組方針【荒川水系（埼玉県域）、江戸川流域、利根川上流域】に基づき、大規模水害時の避難指示の発令に着目したタイムラインの作成・更新に努める。

第3 地域の大規模水害対応力の強化

1 避難行動力の向上

市は、自主防災組織の結成を促進し、自主防災組織に水防資器材の購入のための補助金を交付するなど、地域の防災体制の強化に努める。また、自治会等の地域コミュニティ向けの研修及び防災教育の充実を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

2 水防活動の的確な実施

市及び県は、水防活動従事者の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容を取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

3 業務継続に有効な建築構造・設備配置

市は、業務継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

1 治水対策の着実な実施

市は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修繕を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

2 排水施設の強化

市は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

3 土地利用誘導による被害軽減

市は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方についても、市民の理解を促進する。

また、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

4 計画的な土地利用の推進

国土利用計画法に基づく国土土地利用計画や土地利用基本計画等を踏まえ、市は、計画的な土地利用を推進して、土地利用の適正な誘導を図ることを目指す。

第5 防疫及び水害廃棄物処理対策

衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する廃棄物の分別区分を住民等の協力のもと徹底し、災害廃棄物及び生活ごみ、し尿の回収を発災直後から継続できる体制の整備に努める。

1 水害廃棄物の仮置場の候補地の選定

市は、仮置場として利用可能な空き地やその面積等をあらかじめ把握しておく。また、廃棄物発生量を予測したうえで、仮置場の必要量などの把握に努める。

2 広域連携による廃棄物処理

市は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、水害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する水害廃棄物処理について、計画の策定等に努める。

3 衛生環境の確保

市及び県は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

4 広域連携による衛生環境の確保

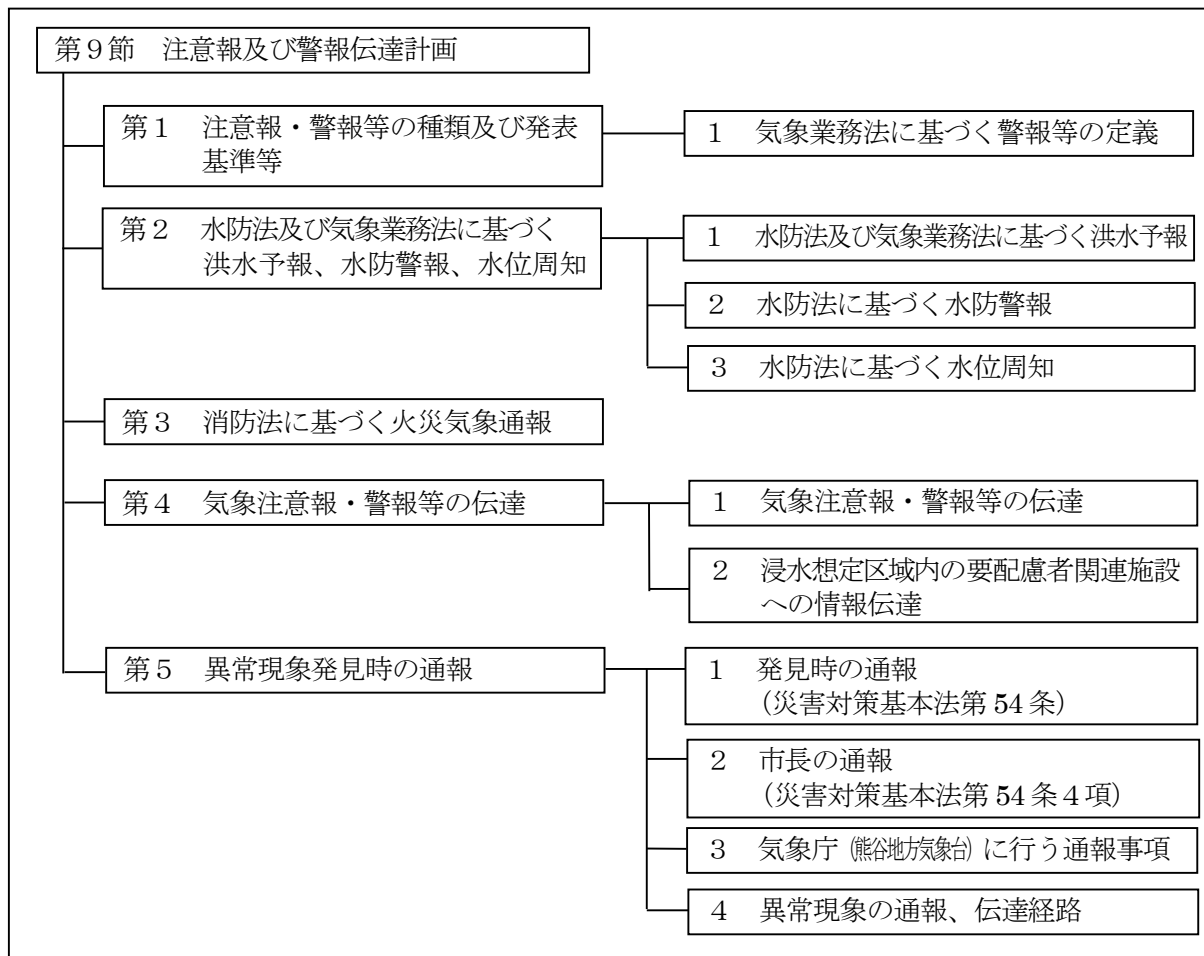
市及び県は、大規模水害時に必要な人員・資器材等が不足することを鑑み、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通の実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。

第9節 注意報及び警報伝達計画

■趣旨■

災害対策基本法及び気象業務法に基づく警報、注意報並びに水防法に基づく洪水予防、水防警報、水位情報周知及び消防法に基づく火災気象通報の伝達について、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法について定める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 注意報・警報等の種類及び発表基準等

1 気象業務法に基づく警報等の定義

熊谷地方気象台は、市町村を発表区域として、注意報・警報・特別警報を発表している。

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市

町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

本市は、南東部に位置付けられる。気象台の発表する警報等の定義は、以下のとおりである。

●一般の利用に適合するもの

【特別警報・警報・注意報の種類の概要】

警報・注意報の種類		警報・注意報の概要と越谷市における発表基準
特別警報	大雨特別警報 (警戒レベル5に相当)	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況、少しでも命が助かる可能性の高い最善の行動「緊急安全確保」を行う必要がある。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報 (大雨警報(土砂災害)は警戒レベル3に相当)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる。 発表基準：(浸水害) 表面雨量指数基準：21
	洪水警報 (警戒レベル3に相当)	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる。 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 発表基準： 流域雨量指数基準：元荒川流域=24.4、新方川流域=11.6、大落古利根川流域=19.4、古綾瀬川流域=7 指定河川洪水予報による基準：中川[吉川]、綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇]、綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋]
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 発表基準：降雪の深さ：12時間降雪の深さ10cm
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		発表基準：平均風速：20m/s

	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 発表基準：平均風速：20m/s、雪を伴う
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
記録的短時間大雨情報		1時間雨量：100mm
注意報	大雨注意報（警戒レベル2に相当）	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる。 発表基準：表面雨量指数基準：13 土壌雨量指数基準：117
	洪水注意報（警戒レベル2に相当）	川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる。 発表基準： 流域雨量指数基準：元荒川流域=19.5、新方川流域=9.2、大落古利根川流域=15.5、古綾瀬川流域=5.6 複合基準 ^{*1} ：元荒川流域=（10, 13.7）、綾瀬川流域=（10, 9.3）、新方川流域=（10, 7.4）、中川流域=（8, 19.2） 指定河川洪水予報による基準：中川〔吉川〕、綾瀬川（谷古宇区間）〔谷古宇〕、綾瀬川中流部（一の橋区間）〔一の橋〕
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 発表基準：降雪の深さ：12時間降雪の深さ5cm
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 発表基準：平均風速：11m/s
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 発表基準：平均風速：11m/s 雪を伴う
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 発表基準：視程：100m
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 落雷等で被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 発表基準：最小湿度25%、実効湿度55%
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 著しい着氷で被害が予想される場合

着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 著しい着雪で被害が予想される場合
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 発表基準：早霜・晩霜期に最低気温4℃以下
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。 発表基準：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合（夏期） 最低気温-6℃以下 ^{※2} （冬期）

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

注）発表基準は熊谷地方気象台令和3年6月8日現在

●水防活動の利用に適合する警報・注意報

【水防活動用】

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されるときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されるときに発表される。

●各種気象情報

- ・ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

【大雨警報・洪水警報の危険度分布等】

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新されており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる状況。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる状況。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる状況。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「極めて危険」（濃い紫）：重大な洪水災害が既に発生しているおそれが高い極めて危険な状況。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる状況。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる状況。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる状況。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

【早期注意情報（警報級の可能性）】（警戒レベル1に相当）

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す状況である。

・記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や浸水害、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような稀にしか観測しない雨量の雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報などがある。

自治体が発令する避難指示等		とるべき行動	防災気象情報	
警戒レベル	行動を促す情報（避難情報等）		防災気象情報	警戒レベル（相当）
警戒レベル5	・緊急安全確保（必ず発令されるものではない）	命の危険 直ちに安全確保	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報	警戒レベル5相当
警戒レベル4	・避難指示（令和3年の災害対策基本法改正以前の避難勧告のタイミングで発令）	危険な場所から 全員避難	・土砂災害警戒情報 ・危険度分布「非常に危険」（うす紫） ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報	警戒レベル4相当
警戒レベル3	・高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難	・大雨警報（土砂災害）※1 ・洪水警報 ・危険度分布「警戒」（赤） ・氾濫警戒情報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2）	警戒レベル3相当
警戒レベル2	・洪水注意報 ・大雨注意報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2）	自らの避難行動を確認する	・危険度分布「注意」（黄） ・氾濫注意情報	警戒レベル2相当
警戒レベル1	・早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める		

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

※2 警報に切り替える可能性については、市の警報・注意報のページで確認可能。

第2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

水防法及び気象業務法に基づき河川管理者や気象庁等の関係機関から洪水予報等の情報が発表、提供される。ただし、避難情報判断に資する洪水予報等の情報の場合は、河川管理者から市長へ直接伝達される。

1 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

【指定河川洪水予報】

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、少しでも命が助かる可能性の高い最善の行動「緊急安全確保」を行う必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

なお、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、市内では中川、綾瀬川（谷古宇区間）が該当する。

さらに、水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項により、県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、市内では、綾瀬川中流部（一の橋区間）が該当する。

2 水防法に基づく水防警報

水防警報は、河川、湖沼又は海岸について、洪水や高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行うもので、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体の水防活動に指針を与えるために発表する。

なお、水防法第16条第1項により、国土交通大臣が行う水防警報河川は、市内では中川、綾瀬川が該当する。

さらに、水防法第16条第1項により、県知事が行う水防警報河川は、市内では綾瀬川、元荒川、大落古利根川、新方川が該当する。

水防警報等については、「越谷市水防対策マニュアル」により対処する。

3 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、市民の避難及び準備に資する洪水情報を提供するもので、市長が行う避難情報の目安となるものである。

なお、水防法第13条第1項により、国土交通大臣が行う水位周知河川は、市内には該当がない。

また、水防法第13条第2項により、県知事が行う水位周知河川は、市内では元荒川、大落古利根川、新方川が該当し、市外でも洪水浸水想定区域に指定・公表されている中川、綾瀬川も該当する。

第3 消防法に基づく火災気象通報

火災気象通報については、熊谷地方気象台長が県知事に通報する。通報基準について以下に示す。

【通報基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

これとは別に、消防法第22条の規定により、市長は県知事から火災危険通報を受けたとき、あるいは気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、火災警報を発令する。火災警報発令中における火の使用については、越谷市火災予防条例第29条の定めるところにより処置する。

【資料編関連】「資料56 火災警報に関する協議書」

第4 気象注意報・警報等の伝達

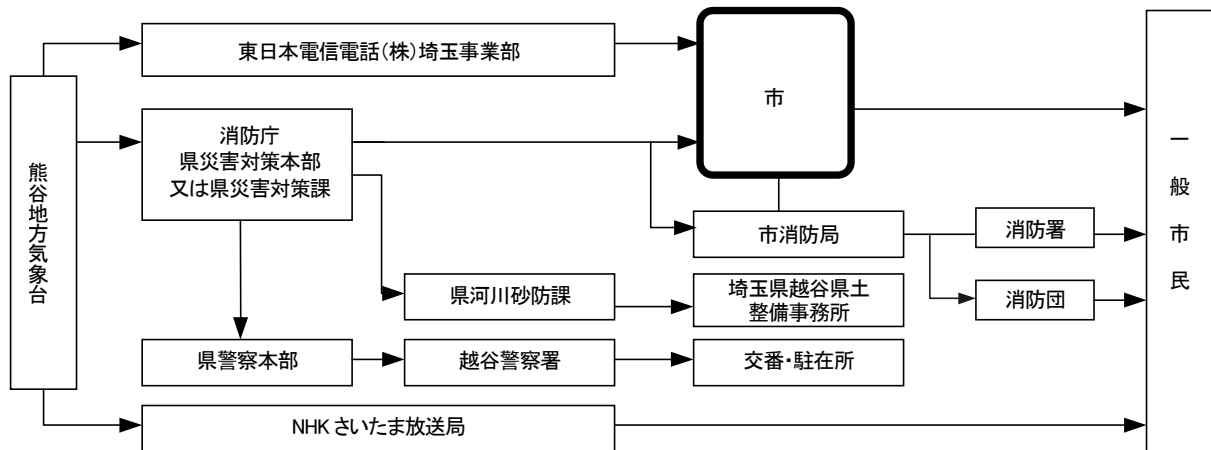
1 気象注意報・警報等の伝達

市は、県より各気象注意報・警報・特別警報を受領したときは、直ちに次の伝達システムにしたがって関係各機関等に伝達する。伝達内容は、本市が行う警報等並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置に関する通知等を含むものとする。

また、市は、注意報及び警報等の伝達の責任者、体制及び方法を定める。

さらに、勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるように体制を整備する。

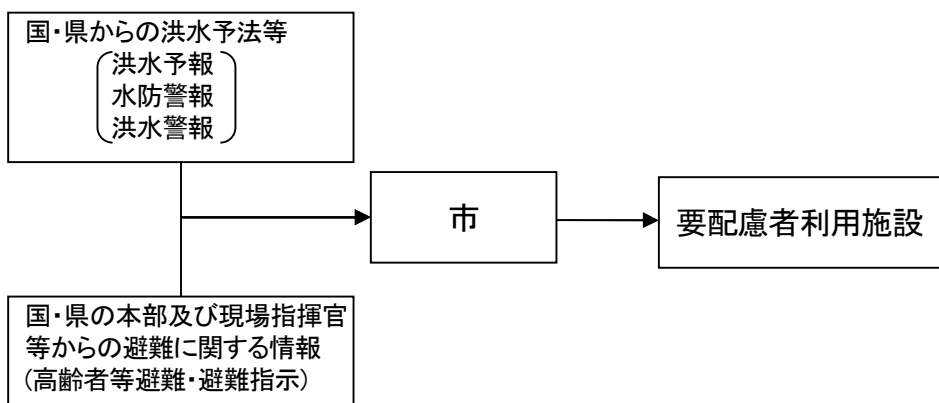
●予警報伝達系統図



2 浸水想定区域内の要配慮者関連施設への情報伝達

水防法第15条第1項の規定による、浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる施設への、洪水予報等の情報伝達方法は以下のとおりとする。

●要配慮者関連施設への洪水予報等の情報伝達系統図



【資料編関連】「資料57 要配慮者関連施設一覧」

第5 異常現象発見時の通報

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

1 発見時の通報（災害対策基本法第54条）

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。（同条第1項）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

また、通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報しなければならない。(同条第3項)

2 市長の通報（災害対策基本法第54条第4項）

前項の通報を受けた市長は、県計画の定めるところにより気象庁（熊谷地方気象台）その他の関係機関に通報しなければならない。

3 気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項

市長が前項で気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項は以下のとおりである。

(1) 気象に関する事項：著しく異常な気象現象（例えば、竜巻、強いひょう等）

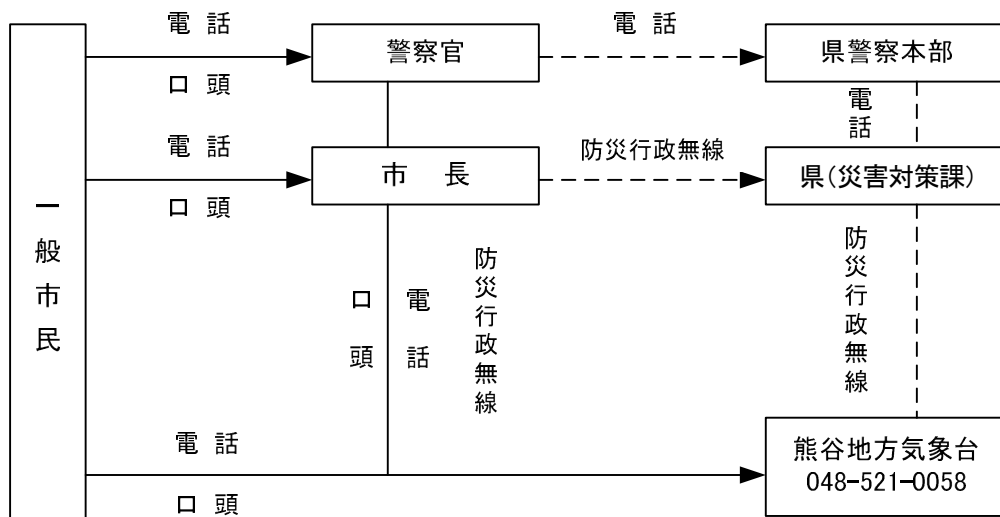
(2) 火山・地震に関する事項

- ① 火山関係：噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象
- ② 地震関係：数日間にわたり頻繁に感じるような地震

4 異常現象の通報、伝達経路

異常な現象を発見したときの通報の伝達経路は以下のとおりである。

●通報の伝達経路図



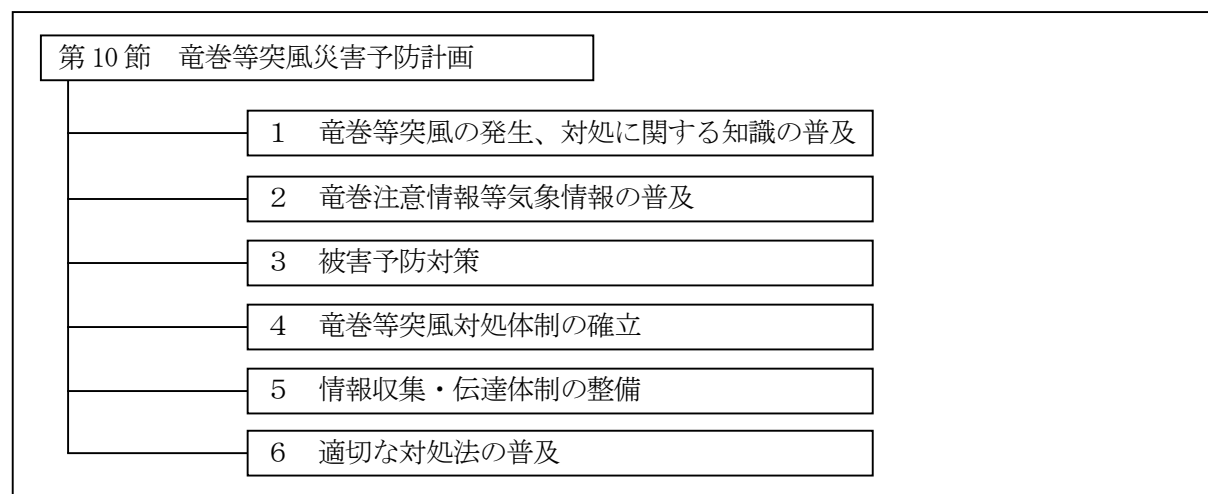
第10節 竜巻等突風災害予防計画

■趣旨■

本市は、平成25年9月2日に竜巻による大きな被害を受けた。

今後も発生する可能性がある竜巻等突風災害に備え、竜巻等突風に関する知識の普及、公共施設や農作物に係る予防対策、防災関係機関との連絡体制や市民に対する情報伝達体制の整備などの竜巻等突風に対処する体制の整備、市民に対する対処法の普及など、事前対策を推進する。

■施策の体系■



■施策の内容■

1 竜巻等突風の発生、対処に関する知識の普及

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等突風に関する正しい知識を持ち、竜巻等突風に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

市及び県は、広報資料を活用し、竜巻等突風の対処方法や発生メカニズムについて、職員や市民への普及啓発を行う。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、日本における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。市は、ホームページ上や防災関係イベントにおいて、内閣府のパンフレット等を紹介し、市民への普及啓発を行う。

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

市は、熊谷地方気象台及び県と協力し、竜巻注意情報や竜巻発生確度ナウキャスト等の気象情報の種類や利用方法について、市民に普及啓発を行う。竜巻等突風に係る気象情報は以下のとおりである。

○竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、都道府県単位を対象に発表される。竜巻注意情報発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻等突風の発生する可能性は平常時に比べ約200倍となっている。情報の有効期間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。ただし、適中率は4%程度、捕捉率は20～30%程度である。発表段階で竜巻等突風の規模は不明、発生後に発表されることもあり、予測精度は低い。

【参考：竜巻注意情報の概要】

- ・竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意情報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。
- ・竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

竜巻注意情報の発表例

埼玉県竜巻注意情報 第1号

令和□□年××月△△日○○時○○分 熊谷地方気象台発表

埼玉県県内陸は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、△△日◇◇時◇◇分まで有効です。

- ・適中率は5%程度、捕捉率は30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

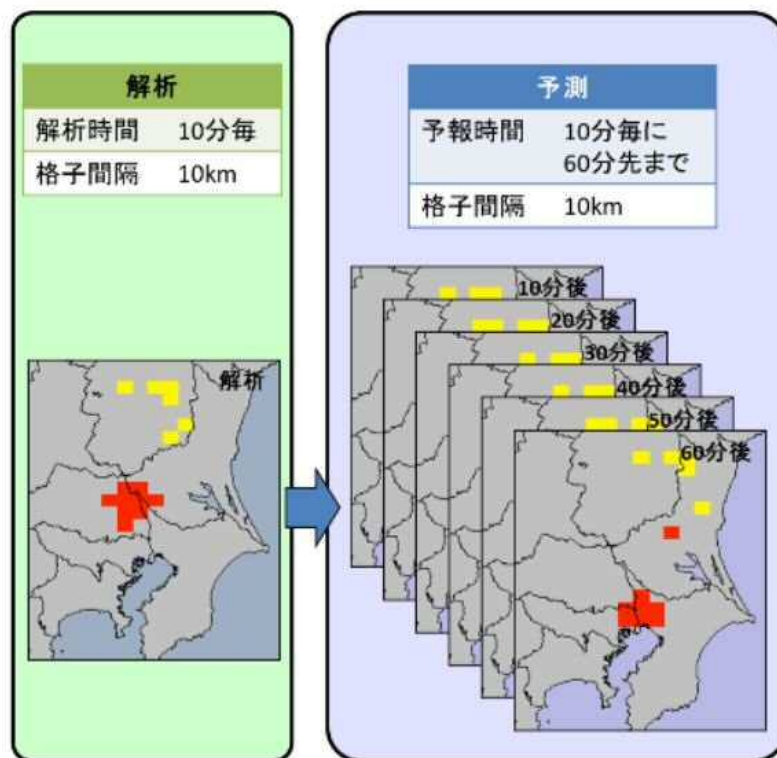
竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。

「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km格子単位で10分毎に60分先までの予測を行う。

- (i) 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。(適中率7～14%、捕捉率50～70%)
- (ii) 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。(適中率1～7%、捕捉率80%程度)

発生確度1以上の地域では、予測的中率は発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。

【竜巻発生確度ナウキャストについて】



発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※ 発生確度2の予測の適中率：発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※ 発生確度1以上の予測の適中率：発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

(出典：気象庁ホームページ)

3 被害予防対策

竜巻等突風は発生予想が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、市は、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。市及び施設管理者は、重要施設や学校、公共交通機関

等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、市は、竜巻等突風が発生した場合の対処方法について農家に対して普及啓発を進める。

また、市は、鉄道・道路等の運行に支障がでないように、施設管理者に対して以下のような対策を講じるよう要請する。

- 風速計の新設等による風の観測体制の整備
- 風観測の手引きの作成
- 防風設備の手引きの作成
- 運転規制、突風対策に関する調査・研究の継続

市民は、ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止、屋内における退避場所の確保を行う。

4 竜巻等突風対処体制の確立

市及び県は、竜巻等突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻等突風の特徴を踏まえ、竜巻注意情報等の発表時及び竜巻等突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

市は、防災行政無線、越谷Cityメールなど市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

また、市は、市職員及び県、防災関係機関から竜巻等突風の日撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に活かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処法の普及

市は、ホームページや広報紙等で竜巻等突風の対処法をわかりやすく掲載する。

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

また、市内の各学校は、竜巻対応マニュアルを作成し、関係者への普及促進に努める。

本市の竜巻被災を受けて、防災関係府省庁により開催された竜巻等突風対策局長級会議では、竜巻注意情報発表時、積乱雲の近づく兆しを察知したとき、竜巻等突風の接近を認知したときの市民の対処行動例を以下のようにまとめている。

(竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例)

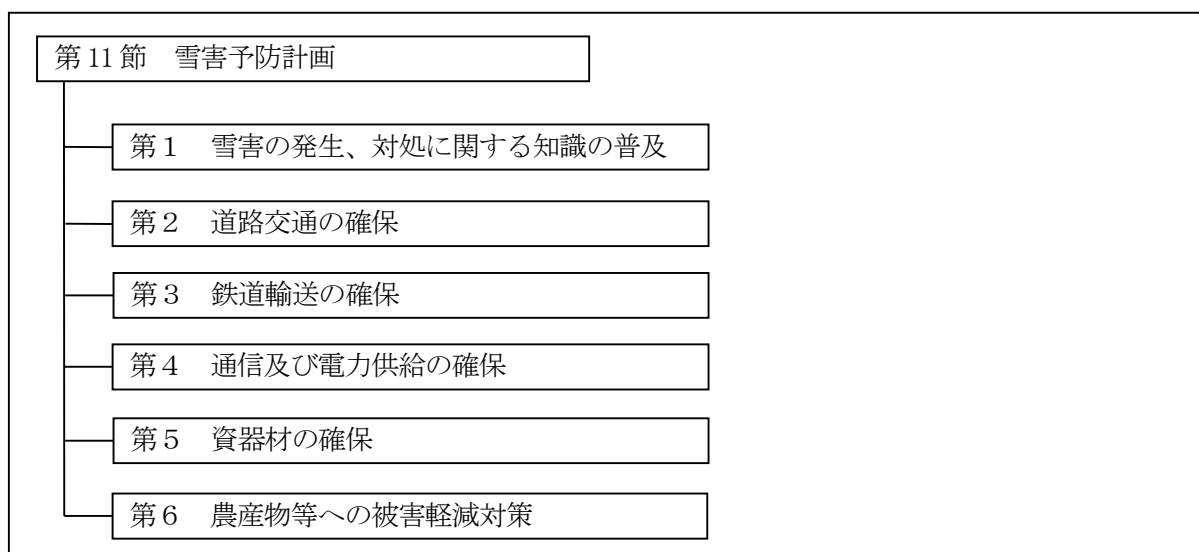
状況の時系列的变化	対処行動例
竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻等突風の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴 （ゴーというジェット機のようなごう音、耳に異常を感じるほどの気圧の変化）を認知したとき なお、夜間に雲の様子がわからないときは③の特徴により認知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻等突風を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 <p>（屋内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>（屋外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

第11節 雪害予防計画

■趣旨■

大雪による被害から交通、通信、電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図る。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 雪害の発生、対処に関する知識の普及

市民は、自分の身は自分で守るという自助の観点から、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転倒にも十分注意する。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施するうえでの留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

第2 道路交通の確保

降雪時における道路交通を確保するため、市及び道路管理者、関係機関は、あらかじめ除雪体制及び資器材等の整備を行うとともに、市民に対して降雪による交通規制の状況の周知を図るた

めの情報伝達手段を整備する。また、降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、市、県、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。

(道路交通の確保)

市は、凍結防止剤など必要な資器材を確保する。

(関係機関の連携強化)

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、市は、県、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。

第3 鉄道輸送の確保

降雪時における鉄道輸送を確保するため、鉄道機関は、除雪及び凍結防止のための融雪用機材の保守点検及び降雪状況に応じた列車の運転計画並びに要員の確保等の充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、市等と連携しながら広く市民に周知する。

第4 通信及び電力供給の確保

降雪時における通信及び電力供給を確保するため、関係機関は、降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る

第5 資器材の確保

市は、市有施設及び市道等の除雪、融雪、凍結防止対策等を速やかに実施するための資器材の整備を図るとともに、資器材の不足等により緊急調達が必要な場合の調達方法等についてあらかじめ検討しておく。

第6 農産物等への被害軽減対策

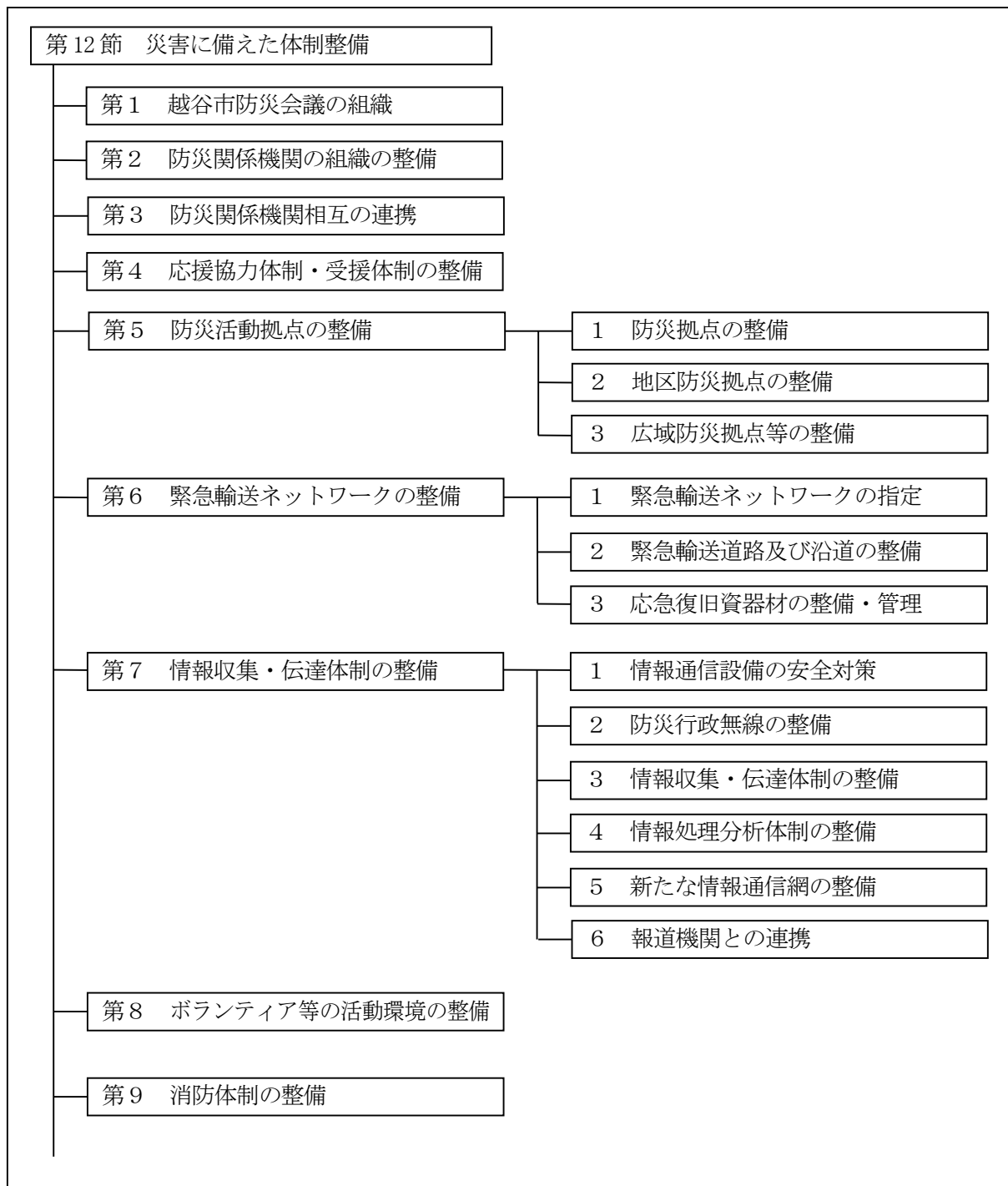
市及び県は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

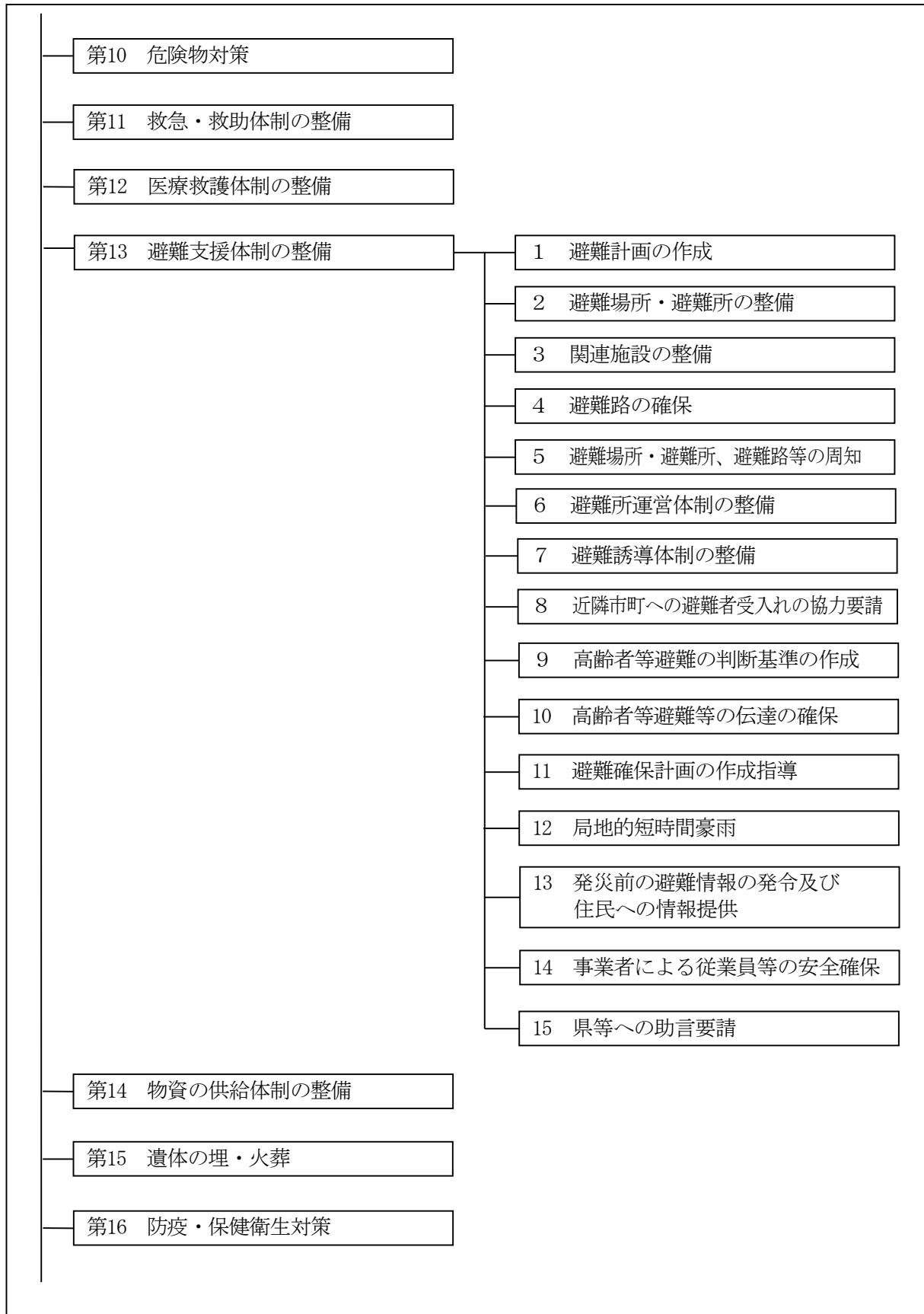
第12節 災害に備えた体制整備

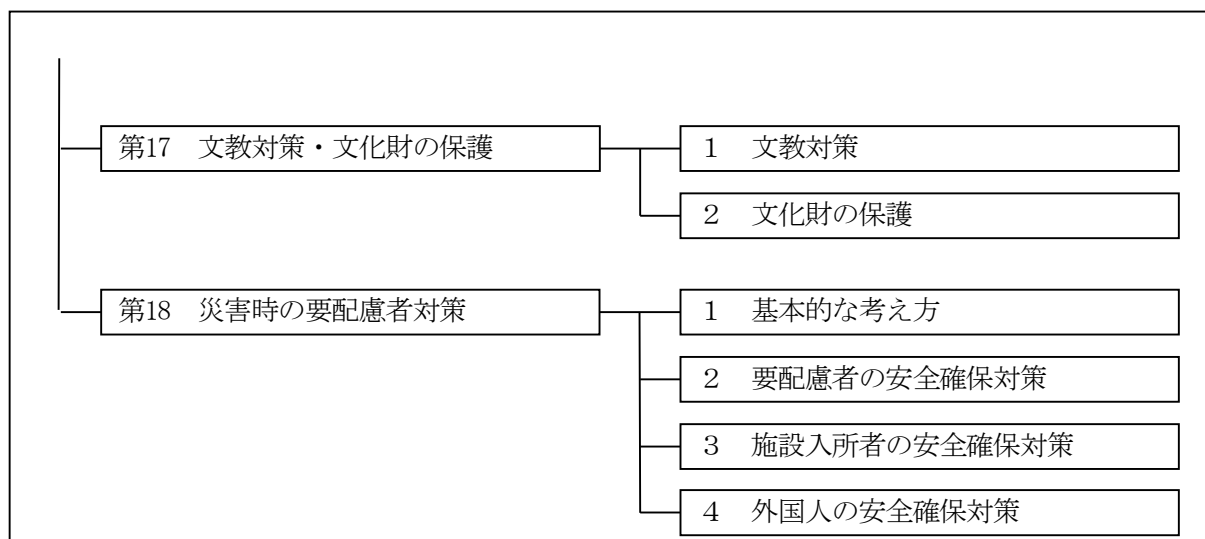
■趣旨■

風水害発生時の被害を最小限にとどめるため、市、県、防災関係機関、市民及び事業所等が風水害に対応できる体制を確立する。

■施策の体系■







■ 施策の内容 ■

第1 越谷市防災会議の組織

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第1 越谷市防災会議の組織 を準用する。

第2 防災関係機関の組織の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第2 防災関係機関の組織の整備 を準用する。

第3 防災関係機関相互の連携

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第3 防災関係機関相互の連携 を準用する。

第4 応援協力体制・受援体制の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第4 応援協力体制・受援体制の整備 を準用する。

第5 防災活動拠点の整備

1 防災拠点の整備

市は、水害時においても防災中枢拠点及び防災拠点が機能するよう、関係機関等と緊密な連携を図りつつ拠点施設の浸水防止対策を講じておく。また、拠点までの道路等周辺地域における危険箇所を把握し、必要な措置を講じておく。

2 地区防災拠点の整備

市は、関係機関等と緊密な連携を図りつつ地区拠点の浸水防止対策を講じておくとともに、浸水の危険がある区域については、代替措置を検討しておく。また、拠点までの道路等周辺地域における危険箇所を把握し、必要な措置を講じておく。

3 広域防災拠点等の整備

大規模災害による被害の最小化を図るため、予防対策、応急対策における広域防災拠点及び後方支援基地、中継基地の整備等を行うことが考えられる。これら広域防災拠点等の整備及び連携体制について、市は、県及び県内市町村と協議のうえ、検討することに努める。

第6 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送ネットワークの指定

市は、水害時においても効率的な緊急輸送を行うことができるよう、緊急輸送道路における浸水想定箇所を把握しておくとともに、浸水が予想され通行が困難となる場合を想定し代替措置を検討しておく。

2 緊急輸送道路及び沿道の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第6 緊急輸送ネットワークの整備 2 緊急輸送道路及び沿道の整備 を準用する。

3 応急復旧資器材の整備・管理

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第6 緊急輸送ネットワークの整備 3 応急復旧資器材の整備・管理 を準用する。

第7 情報収集・伝達体制の整備

1 情報通信設備の安全対策

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第7 情報収集・伝達体制の整備 1 情報通信設備の安全対策 を準用する。

2 防災行政無線の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第7 情報収集・伝達体制の整備 2 防災行政無線の整備 を準用する。

3 情報収集・伝達体制の整備

施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、水防法第15条に定める浸水想定区域内にある要配慮者関連施設については、各施設の所有者又は管理者と協議して、洪水予報等の情報の伝達方法についてあらかじめ定めておく。

【資料編関連】「資料57 要配慮者関連施設一覧」

その他の情報収集・伝達体制の整備については、
第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第7 情報収集・伝達体制の整備 3 情報収集・伝達体制の整備 を準用する。

4 情報処理分析体制の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第7 情報収集・伝達体制の整備 4 情報処理分析体制の整備 を準用する。

5 新たな情報通信網の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第7 情報収集・伝達体制の整備 5 情報通信網の整備 を準用する。

6 報道機関との連携

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第7 情報収集・伝達体制の整備 6 報道機関との連携 を準用する。

第8 ボランティア等の活動環境の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第8 ボランティア等の活動環境の整備 を準用する。

第9 消防体制の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第9 消防体制の整備 を準用する。

第10 危険物対策

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第10 危険物対策 を準用する。

第11 救急・救助体制の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第11 救急・救助体制の整備 を準用する。

第12 医療救護体制の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第12 医療救護体制の整備 を準用する。

第13 避難支援体制の整備

1 避難計画の作成

市は、風水害時であっても安全に避難できるよう、早期避難の方法についてあらかじめ検討することに努める。

その他の内容については、

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第13 避難支援体制の整備 1 避難計画の作成 を準用する。

2 避難場所・避難所の整備

市は、風水害時であっても安全に避難できる避難場所・避難所をあらかじめ選定し、必要な施設・設備の整備を図る。

その他の内容については、

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第13 避難支援体制の整備 3 避難場所の整備 ・ 5 避難所の整備 を準用する。

3 関連施設の整備

市は、避難場所・避難所における関連施設の整備にあたっては、浸水又は強風による被害を受けにくい場所への設置・整備を図る。

その他の内容については、

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第13 避難支援体制の整備 8 関連施設の整備 を準用する。

4 避難路の確保

市は、水害時における安全な避難路を確保するため、マンホール、側溝、排水路、浸水の危険性のある区域の道路など、浸水時における危険箇所を確認したうえで、避難路を確保するよう努める。

その他の内容については、

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第13 避難支援体制の整備 9 避難路の確保 を準用する。

5 避難場所・避難所、避難路等の周知

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第13 避難支援体制の整備 10 避難場所・避難所、避難路等の周知 を準用する。

6 避難所運営体制の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第13 避難支援体制の整備 11 避難所運営体制の整備 を準用する。

7 避難誘導体制の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第13 避難支援体制の整備 12 避難誘導体制の整備 を準用する。

8 近隣市町への避難者受入れの協力要請

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第13 避難支援体制の整備 13 近隣市町への避難者受入れの協力要請 を準用する。

9 高齢者等避難の判断基準の作成

市は、風水害時等における高齢者等避難等の判断基準をあらかじめ検討し、定めておく。また、市社会福祉協議会と連携し、要配慮者、要配慮者の家族、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、障がい者団体、福祉サービス関係者など、要配慮者本人及び避難支援等関係者に対し、高齢者等避難等の周知徹底を図る。

洪水予報河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。

また、避難情報の発令対象区域については、命を脅かす洪水等のおそれがあり、住民の理解しやすい一定の範囲で発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

10 高齢者等避難等の伝達の確保

市は、風水害時等における要配慮者や避難支援等関係者へ的高齢者等避難等の伝達や関係機関間の連携を図るため、確実に要配慮者及び避難支援等関係者に情報が伝達される手段の確保及び連絡系統の確認に努める。

11 避難確保計画の作成指導

水防法第15条の3により、要配慮者関連施設の所有者又は管理者は、以下の事項を記載した避難確保計画を作成する。作成後は、各施設の所有者又は管理者が市長に報告するとともに、これを公表する。

- (1) 洪水時の防災体制に関する事項
- (2) 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- (3) 利用者の洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- (4) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- (5) その他利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

市は、対象となる施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成指導を行うとともに、対象となる施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努める。

【資料編関連】「資料57 要配慮者関連施設一覧」

12 局地的短時間豪雨

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

13 発災前の避難情報の発令及び住民への情報提供

台風、豪雪、洪水等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高いことから、市は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難情報の発令や、住民への情報提供に努める。

また、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、早期避難の重要性についての周知を図る。

14 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

15 県等への助言要請

市長は、必要に応じて、県、熊谷地方気象台、関東地方整備局に対して、避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求める。

第14 物資の供給体制の整備

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第14 物資の供給体制の整備 を準用する。

第15 遺体の埋・火葬

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第16 遺体の埋・火葬 を準用する。

第16 防疫・保健衛生対策

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第17 防疫・保健衛生対策 を準用する。

第17 文教対策・文化財の保護

1 文教対策

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第19 文教対策・文化財の保護 を準用する。

2 文化財の保護

市は、浸水、強風による被害から文化財を保護するため、防水・防風措置等の対策を図り、所有者、管理者に対して、助言、指導を行う。

第18 災害時の要配慮者対策

1 基本的な考え方

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第20 災害時の要配慮者対策 1 基本的な考え方 を準用する。

2 要配慮者の安全確保対策

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第20 災害時の要配慮者対策 2 要配慮者の安全確保対策 を準用する。

3 施設入所者の安全確保対策

市は、県と連携を図り、福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

また、浸水被害のおそれのある区域内の要配慮者関連施設の立地条件の把握に努めるとともに、区域内の各施設に対して避難確保計画の作成を指導する。併せて、洪水予報等の適切な情報伝達体制の整備を行う。

その他の内容については、

第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第20 災害時の要配慮者対策 3 施設入所者の安全確保対策 を準用する。

4 外国人の安全確保対策

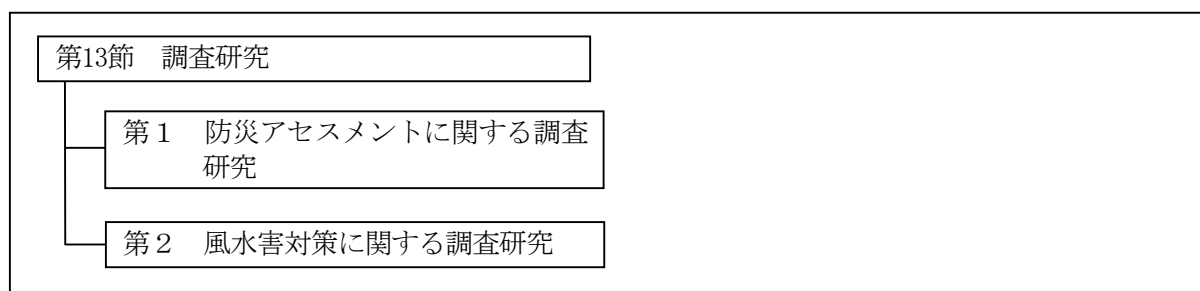
第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第20 災害時の要配慮者対策 4 外国人の安全確保対策 を準用する。

第13節 調査研究

■趣旨■

風水害等に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が極めて重要であることから、防災アセスメント調査及び風水害対策に関する調査を行う。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 防災アセスメントに関する調査研究

風水害による被害を最小限にするため、必要に応じて、防災アセスメント調査を実施する。

第2 風水害対策に関する調査研究

近年、全国各地で発生している集中豪雨などの対応において、市長が発令した避難情報の市民への迅速・確実な伝達が難しいという課題がある。これに対応し、これまでの防災行政無線や広報車などの伝達手段に加え、ホームページ、越谷Cityメール、ツイッター、携帯電話各社の協力による緊急速報メール（エリアメール）、埼玉県防災情報メール、応援協定における地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）、ケーブルテレビなどのさまざまな媒体を活用した広報体制となっている。

今後も、時代の変化に対応した風水害対策についての調査研究に努める。

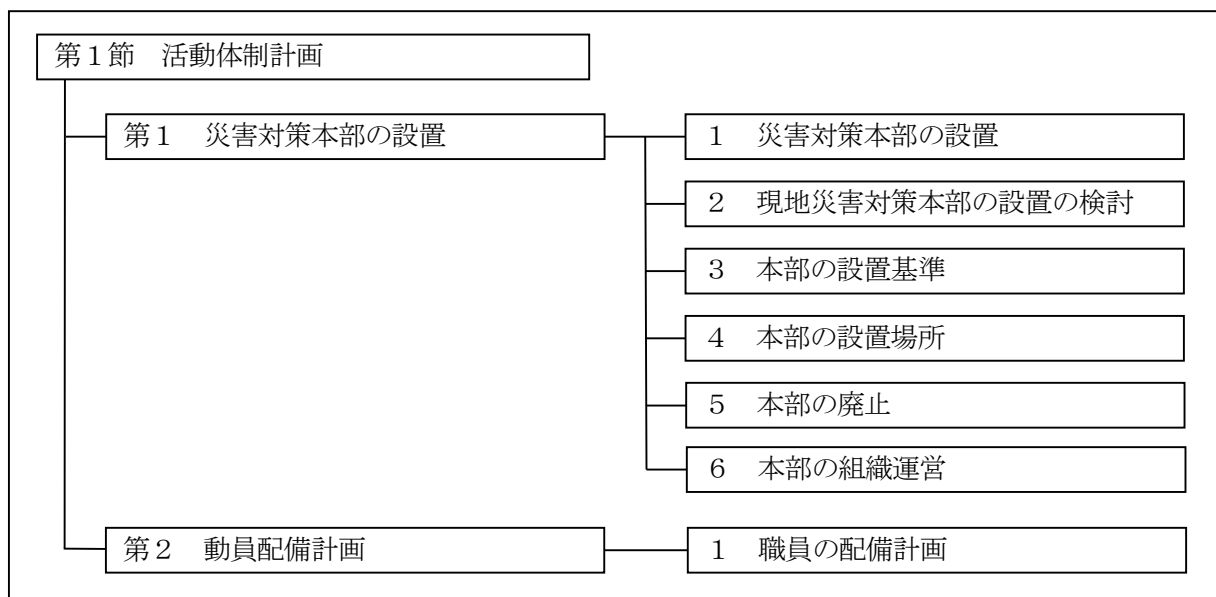
第3章 風水害等応急対策計画

第1節 活動体制計画

■趣旨■

市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに市内の公共団体及び市民等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第1節 活動体制計画 第1 災害対策本部の設置 1 災害対策本部の設置 を準用する。

2 現地災害対策本部の設置の検討

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第1節 活動体制計画 第1 災害対策本部の設置 2 現地災害対策本部の設置の検討 を準用する。

3 本部の設置基準

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第1節 活動体制計画 第1 災害対策本部の設置 3 本部の設置基準 を準用する。

4 本部の設置場所

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第1節 活動体制計画 第1 災害対策本部の設置 4 本部の設置場所 を準用する。

5 本部の廃止

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第1節 活動体制計画 第1 災害対策本部の設置 5 本部の廃止 を準用する。

6 本部の組織運営

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第1節 活動体制計画 第1 災害対策本部の設置 6 本部の組織運営 を準用する。

第2 動員配備計画

1 職員の配備計画

(1) 配備基準及び配備体制

災害発生時の配備基準及び職員の活動体制は、以下のとおりとする。

市は、被災地又は発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、消防機関（危険物災害においては自衛消防組織等を含む。）による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた対策を講じる。

区分	活動内容
待機体制（水防体制）	各種警報発令時、災害の発生又は発生のおそれがある場合に、関係各課職員が待機する体制
警戒体制	災害の発生または発生の恐れがある場合に、災害対策本部要綱で定められた各部各班の活動を行う体制
非常体制	相当規模の災害の発生が予測される場合又は相当規模の災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて活動する体制

その他の内容については、

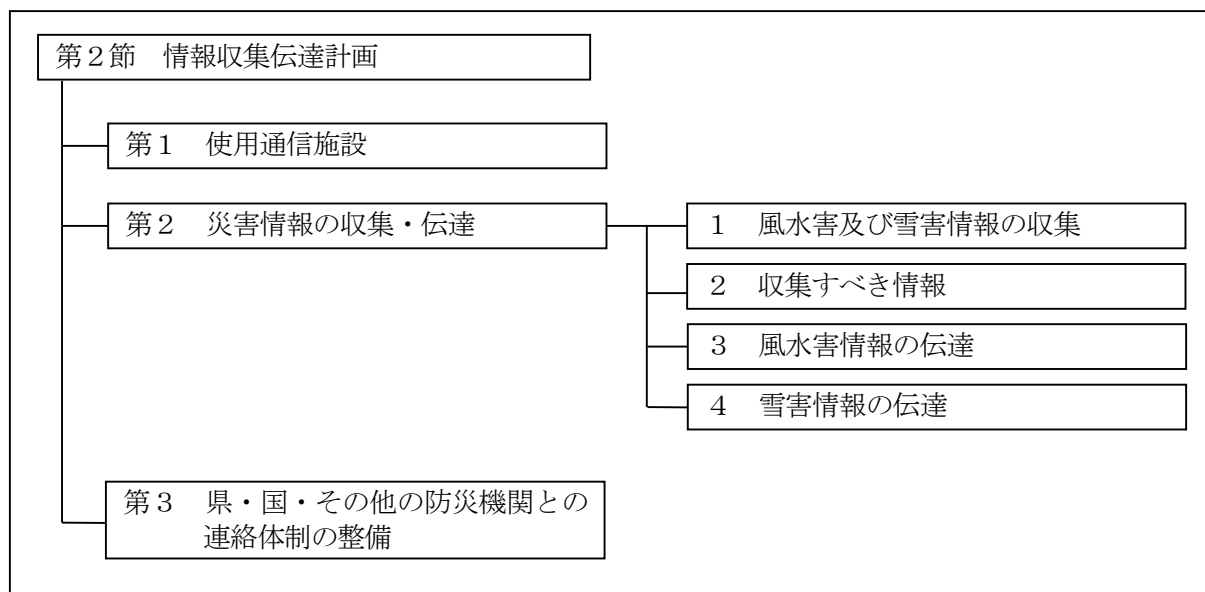
第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第1節 活動体制計画 第2 動員配備計画 を準用する。

第2節 情報収集伝達計画

■趣旨■

災害情報を迅速かつ正確に収集し、風水害発生時の応急対策を適切に実施するため、関係機関と密接な連携を図りながら、迅速かつ的確に災害情報の収集・伝達並びに関係機関等への連絡を行う。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 使用通信施設

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第2節 情報収集伝達計画 第1 使用通信施設 を準用する。

第2 災害情報の収集・伝達

1 風水害及び雪害情報の収集

風水害が発生した場合には、被害を最小限にとどめるために、河川の氾濫状況や浸水区域、浸水高等の発災情報を即時に収集し、被害の全貌を早期に明らかにするよう努める。なお、道路冠水などにより具体的な調査が困難になることが想定されることから、情報収集にあたっては当該地域の関係者の協力を求め情報収集に努める。

また、被害の拡大を未然に防ぐために、気象情報や河川情報等についても引き続き収集する。

雪害が発生した場合には、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集し県へ報告する。また、道路等の途絶により孤立した地域の有無、安否状況、ライフラインの途絶状況、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無を把握するほか、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

その他の内容については、

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第2節 情報収集伝達計画 第2 地震情報の収集・伝達 1 地震情報の収集 を準用する。

2 収集すべき情報

(1) 警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 警報・特別警報・注意報、気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ、ラジオ
(イ) 雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予想図 ・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・市、消防独自の雨量観測所	・埼玉県災害オペレーション支援システム ・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防機関の職員 ・自主防災組織	
(ウ) 危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期、箇所	異常の覚知後即時	・市、消防機関等の職員 ・自主防災組織、市民	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・電話（加入・携帯） ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(エ) 市民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・アマチュア無線

(2) 発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 発災情報	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）、浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・高潮による浸水状況 ・内水氾濫状況 ・発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報） 	発災状況の 覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> ・市、消防機関等の職員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、市民（被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に） 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県災害オペレーション支援システム ・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・電話（加入・携帯） ・アマチュア無線
	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋梁、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況 	被災後、被災状況が把握された後	<ul style="list-style-type: none"> ・各ライフライン関係機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
(イ) 市民の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） 	避難所の収容の後	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所管理者、勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・電話（加入・携帯） ・アマチュア無線

3 風水害情報の伝達

市が収集した風水害情報は、市防災行政無線等により市民等への周知伝達を図る。また、豪雨時には防災行政無線の情報が聞こえにくくなる可能性があること、浸水が発生した場合に広報車等による地上からの情報伝達が困難になると考えられることなどを考慮し、風水害の規模に応じて、県に対して、各報道機関に対する報道要請の依頼を行い、報道機関からの情報伝達経路の確保を図る。

なお、竜巻が来襲する場合で、特に情報入手が難しい夜間では、場合によっては防災行政無線運用細則に拠らず柔軟に情報提供を行うことも検討する。

4 雪害情報の伝達

雪害については、気象庁が市内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、降雪状況及び積雪の予報等について市民等への周知に努める。

併せて、異常な積雪等が発生又は発生する可能性が高まった場合は、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など多様な伝達手段を用いて、情報提供を行う。

その他の内容については、

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第2節 情報収集伝達計画 第2 地震情報の収集・伝達 3 地震情報の伝達 を準用する。

第3 県・国・その他の防災機関との連絡体制の整備

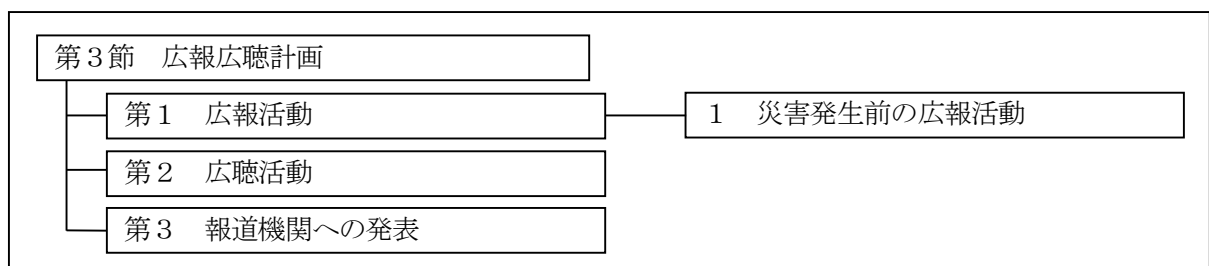
第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第2節 情報収集伝達計画 第3 県・
国・その他の防災機関との連絡体制の整備 を準用する。

第3節 広報広聴計画

■趣旨■

災害発生時に、パニックの発生を防止し、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、市民に対し、正確な有用情報の迅速な広報を実施するとともに、被災者や一般市民の要望や苦情などの広聴を実施する。

■施策の体系■



■施策の体系■

第1 広報活動

1 災害発生前の広報活動

市は、災害の発生が予測される時は、市民や河川敷等でレジャーやイベントを行う者等に対し、早期の避難準備など、災害への迅速かつ的確な行動を促すための情報提供を行う。

その他の内容については、

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第3節 広報広聴計画 第1 広報活動を準用する。

第2 広聴活動

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第3節 広報広聴計画 第2 広聴活動を準用する。

第3 報道機関への発表

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第3節 広報広聴計画 第3 報道機関への発表を準用する。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

■趣旨■

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に対する災害派遣要請の依頼を県知事に対して行い、迅速な応急活動の実施を図る。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第4節 自衛隊災害派遣要請計画 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第4節 自衛隊災害派遣要請計画 を準用する。

第5節 応援要請・要員確保計画

■趣旨■

大規模な風水害が発生し、応急対策や災害復旧又は応急措置の迅速な実施にあたって、市の独自の体制のみでは対応が困難な場合は、県や他市町村、関係機関等に応援の要請を行う。また、災害応急対策を遂行するうえで不足する労働力については、必要な要員を確保する。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第5節 応援要請・要員確保計画 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第5節 応援要請・要員確保計画 を準用する。

第6節 受援計画

■趣旨■

大規模な風水害が発生した場合、国や他の地方公共団体等からの応援を円滑に受け入れるとともに、NPOやボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第6節 受援計画 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第6節 受援計画 を準用する。

第7節 災害救助法の適用

■趣旨■

市域において災害救助法の適用基準を超える災害が生じた場合は、同法を適用し、県その他関係機関等と連携し、被災者の救助を実施する。

災害救助法に基づいて行う救助は、災害に際して、人命の保護及び食料その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病に悩む被災者に対して応急的、一時的な救助を行うことにより、被災者の基本的生活権の保護と、全体的な社会秩序の保全を図ることを目的とする。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第7節 災害救助法の適用 を準用する。

■施策の内容■

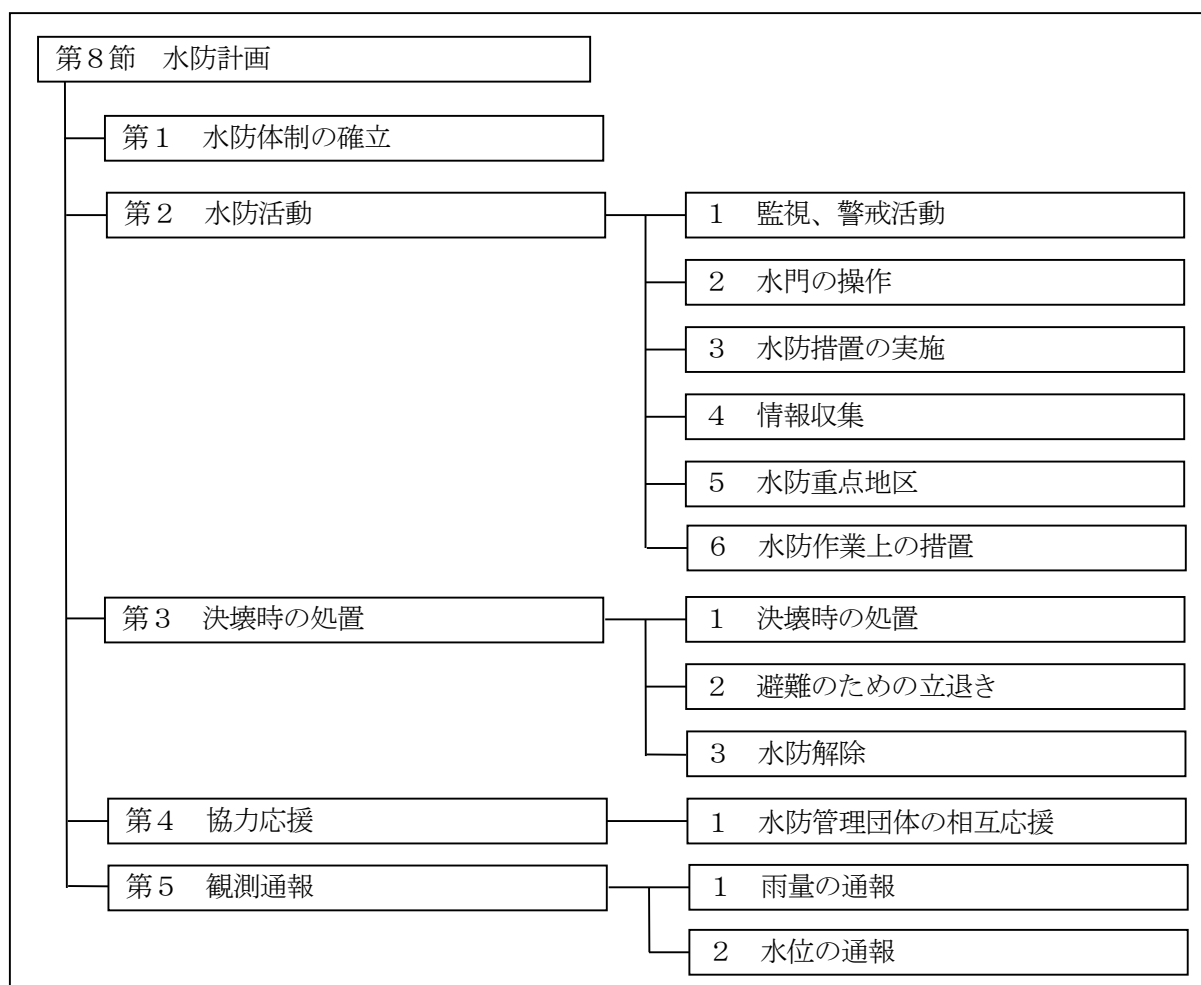
第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第7節 災害救助法の適用 を準用する。

第8節 水防計画

■趣旨■

本市は、中川・綾瀬川の下流部に位置し、県内でも有数の水害多発地帯となっている。水害発生時には、堤防をはじめとする河川施設への被害も考えられることから、水防活動を行うとともに、速やかな河川施設の復旧を行う。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 水防体制の確立

市は、職員の通常勤務から水防非常体制への切替えを迅速確実にいき、非常時の勤務活動を完遂できるようにする。なお、詳細については、「越谷市災害対策本部要綱」、「越谷市における災害対策活動の実施に関する要領」、「越谷市水防対策マニュアル」による。

【資料編関連】「資料17 越谷市における災害対策活動の実施に関する要領」

第2 水防活動

市災害対策本部及び各機関の防災組織は、水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ的確に水防活動を実施する。

1 監視、警戒活動

市及び消防局、消防団は、災害が発生するおそれがある場合、区域の監視及び警戒を行い、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端及び裏側を巡回し、異常を発見した場合には直ちに国土交通省江戸川河川事務所長、埼玉県越谷県土整備事務所長に報告するとともに水防作業を開始する。

また、必要に応じ、民間事業者への委任により水防活動を行うとともに、事業者が円滑に活動できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

2 水門の操作

水門の管理者は、災害を観測した場合、直ちに門扉を開閉できる体制を整え、必要に応じて適正な開閉を行う。

3 水防措置の実施

市は、監視及び警戒により水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

4 情報収集

情報収集担当の班は、以下の事項について情報収集を行い、情報収集担当の班の班長（危機管理室長）に報告する。

- (1) 浸水状況
- (2) 道路冠水状況
- (3) 河川等の漏水、溢水等の確認
- (4) 水路、ゲート、スクリーン等
- (5) 浸水写真
- (6) 水位表の確認

5 水防重点地区

「越谷市水防対策マニュアル」「越谷市水防重点地区」による。

6 水防作業上の措置

(1) 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、市長、消防長又は消防機関に属する者は警戒区域を設定し、一般市民の立ち入りを禁止、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(2) 身分証明書等の所持

調査及び指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

第3 決壊時の処置

1 決壊時の処置

(1) 通報

市長は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防法第25条の規定により直ちにその旨を国土交通省江戸川河川事務所長、埼玉県越谷県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理団体又は市町村長に通報する。

また、通報を受けた埼玉県越谷県土整備事務所長はこれを県知事、関係各警察署、その他必要な箇所に連絡する。

(2) 警察官の出動要請

堤防等の決壊又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、市長は越谷警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

(3) 居住者等の水防義務

市長は、水防のため、必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

2 避難のための立退き

(1) 立退き

市長は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、当該区域の居住者に、水防法第29条による立退き又はその準備を指示する。また、市長は立退き予定地、経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ市民に周知徹底しておく。

(2) 立退きの通知

市長は、立退きを指示した場合、直ちに県知事及び越谷警察署長に通知する。

3 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防解除を命ずるとともに、これを一般市民に周知し、県知事に対してその旨を報告しなければならない。

第4 協力応援

1 水防管理団体の相互応援

(1) 相互応援

市長は、水防に関する水防機関の相互協力応援に関して、あらかじめ協定を締結するよう努める。

水防法第23条第1項に基づき市長又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、市長は市域内に危険のない限り応援を行う。

(2) 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。ただし、協議が整わない場合は、県知事がこれを調整する。

第5 観測通報

1 雨量の通報

市は、県の水防本部及び埼玉県越谷県土整備事務所から、必要に応じて通報を受ける。

2 水位の通報

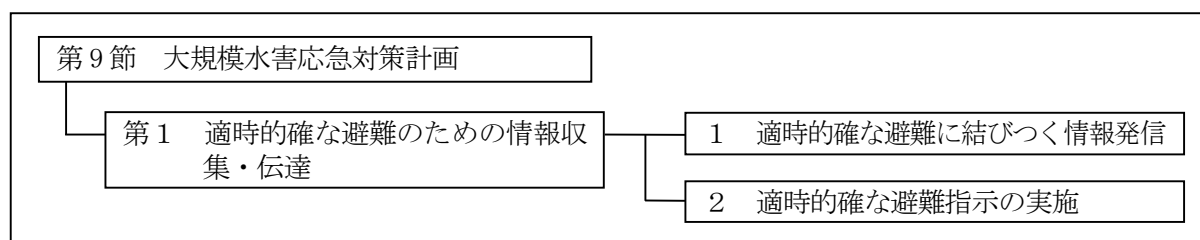
市は、埼玉県越谷県土整備事務所及び国土交通省河川事務所から、必要に応じて水位が通報水位（水防団待機水位）に達したときから通報を受ける。

第9節 大規模水害応急対策計画

■趣旨■

本市は利根川及び荒川の堤防決壊により大規模な浸水被害が想定されている。大規模水害による被害を低減するために、適時的確な避難のための情報収集・伝達の実施に努める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 適時的確な避難のための情報収集・伝達

1 適時的確な避難に結びつく情報発信

市民が自ら避難行動の適時的確な判断ができるよう、市及び県は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

2 適時的確な避難指示の実施

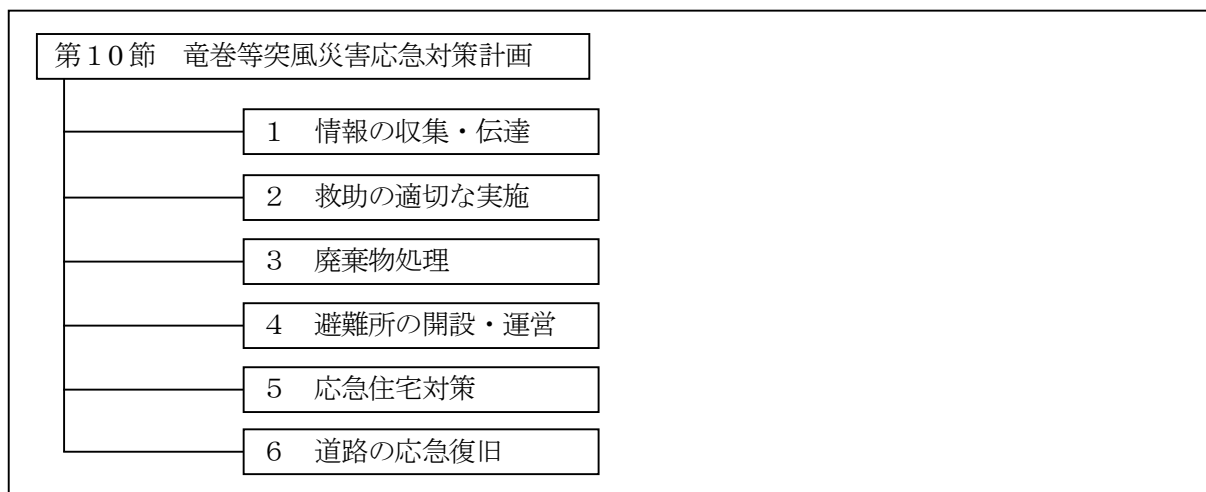
市は、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難情報の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

第10節 竜巻等突風災害応急対策計画

■趣旨■

竜巻等突風が発生または発生の可能性が高まった際、被害や市民生活への影響を最小限に抑えるため、情報の収集・伝達、救助の適切な実施、迅速な廃棄物処理、避難所及び応急住宅等の確保、道路の応急復旧等、竜巻被災の教訓も踏まえた対策を実施する。

■施策の体系■



■施策の内容■

1 情報の収集・伝達

市及び県は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に伝達する。

市民の適切な対処行動を支援するために、適切な情報伝達を行うことが重要である。市は、県を対象として発表される竜巻注意情報や気象状況等を踏まえ、状況に応じた情報伝達を行う。以下は、竜巻等突風対策局長級会議報告で整理された情報提供に係る市の対応である。

(状況に応じた情報提供に係る市の対応)

状況	情報提供に係る対応
竜巻の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時	(竜巻等突風に関する情報・状況の確認) ・「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

<p>竜巻注意情報発表時</p>	<p>(竜巻等突風に関する情報・状況の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻注意情報が県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。 ・ 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。 ・ 竜巻発生確度ナウキャストを用い、本市が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、本市が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。 <p>(情報伝達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や越谷 City メール、移動系防災行政無線等を用いて情報伝達を行う。
<p>市内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入った時</p>	<p>(情報伝達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで本市が発生確度2の範囲に入った場合に、必要に応じ住民に対して防災行政無線等を用いて情報伝達を行う。 ・ 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。
<p>市内において竜巻が発生した時</p>	<p>(情報伝達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内及び周辺において竜巻の発生したことを市が確認した場合は、防災行政無線等を用いて住民へ情報伝達を行う。 ・ 情報伝達の内容としては、竜巻等突風が発生した旨、及び住民の対処行動（「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。

2 救助の適切な実施

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第7節 災害救助法の適用 を準用する。

3 廃棄物処理

(1) 初期対応

① 初期体制

市は、災害廃棄物の発生量、形状等を把握して収集運搬及び処理・処分の概略を定め、関係機関・団体に協力を要請する。

② 緊急撤去

公道上等に飛散した災害廃棄物の処理について、市民生活の早期復旧に向け、緊急撤去を行う。特に、被害の甚大な被害地域の生活道路や輸送路等については、すみやかに撤去をする。

③ 仮置場の設置

必要に応じ仮置場を設置し、分別コンテナの設置や案内板の掲示、誘導員の配置などにより、円滑な災害廃棄物の収集と安全の確保を図る。

④ 収集運搬の支援

仮置場まで自ら運搬することが困難な被災者に対して、戸別収集を行うなどの支援策を講じる。

⑤ 被災地域等への周知

仮置場の設置や設置期間、災害廃棄物の排出方法など、被災地域等に対し、周知を行う。周知の方法については被災状況等を考慮し、ホームページや越谷Cityメール等のほか、広報車やチラシの配布、掲示等効果的な情報伝達に努める。

(2) 処理・処分の実施

災害廃棄物の処理・処分に当たっては、法令を遵守し、適正な処理・処分を行うことを基本とする。周辺環境の保全に十分配慮するとともに、作業の安全対策を徹底する。また、再利用可能なものは極力再使用、再生利用等を行う。

4 避難所の開設・運営

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第11節 避難計画 第4 避難所の設置・第5 避難所の管理・運営 を準用する。

5 応急住宅対策

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第19節 応急住宅対策 を準用する。

6 道路の応急復旧

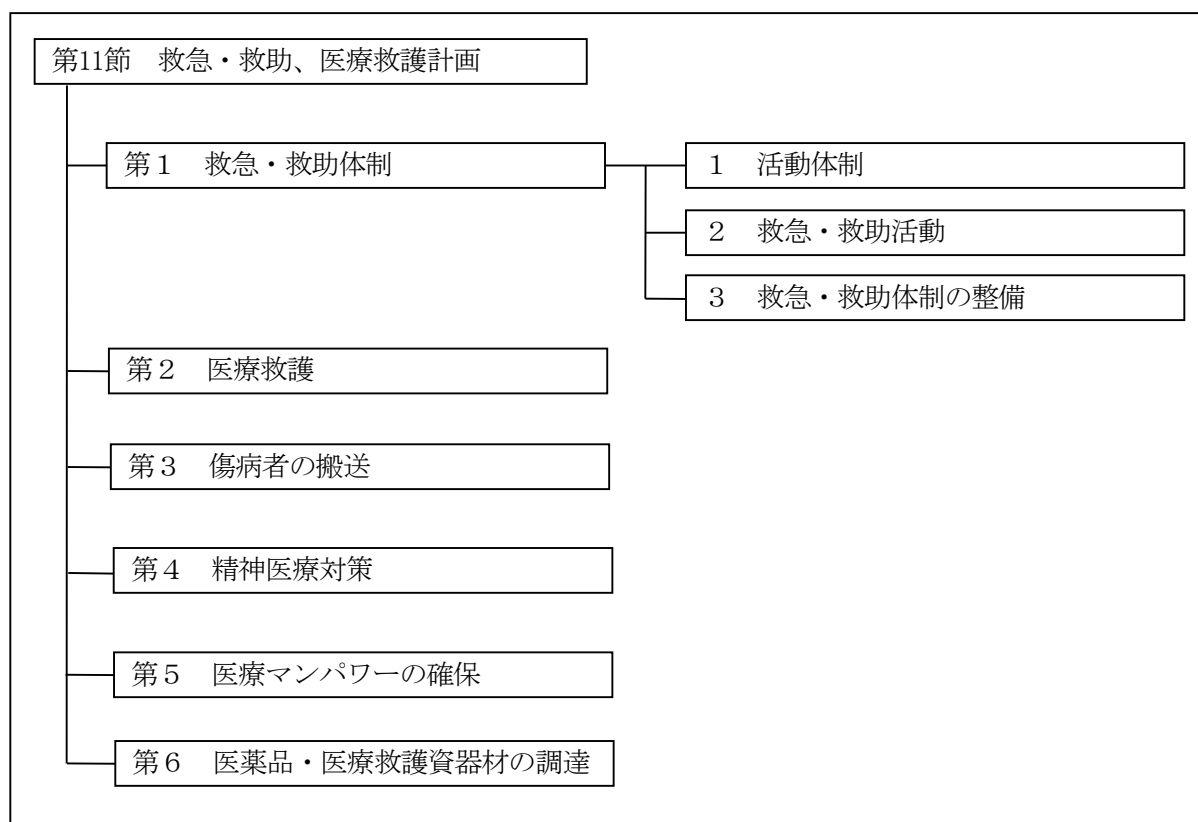
市は、リアルタイムの情報収集により、道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

第11節 救急・救助、医療救護計画

■趣旨■

災害発生時には、救急・救助、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、災害時における救急・救助、医療救護体制を確立し、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ適切な活動を実施する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 救急・救助体制

1 活動体制

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画 第1 救急・救助体制 1 消防機関の救急・救助体制 を準用する。

2 救急・救助活動

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画 第1 救急・救助体制 2 救急・救助活動 を準用する。

3 救急・救助体制の整備

救助活動にあたっては、浸水により車両の通行が困難になることも予想されることから、必要に応じ、船舶・ボートによる救助活動を実施する。

その他の内容については、
第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画 第1
救急・救助体制 3 応援隊の受入れ ・ 5 災害救助法が適用された場合の費用等 を準
用する。

第2 医療救護

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画 第2
医療救護 を準用する。

第3 傷病者の搬送

傷病者の搬送にあたっては、浸水により車両の通行が困難になることも予想されることから、必要に応じ、船舶・ボートによる傷病者の搬送を実施する。

また、大雨等により大規模な水害が発生し、広い範囲で道路冠水等の被害が発生した場合、地上での搬送が困難あるいは不可能になることが想定されるため、県等に依頼し、ヘリコプターによって傷病者発生現場から直接市外・県外の医療機関へ搬送するなどの対応を図る。

その他の内容については、
第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画 第3
傷病者の搬送 を準用する。

第4 精神医療対策

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画 第4
精神医療対策 を準用する。

第5 医療マンパワーの確保

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画 第5
医療マンパワーの確保 を準用する。

第6 医薬品・医療救護資器材の調達

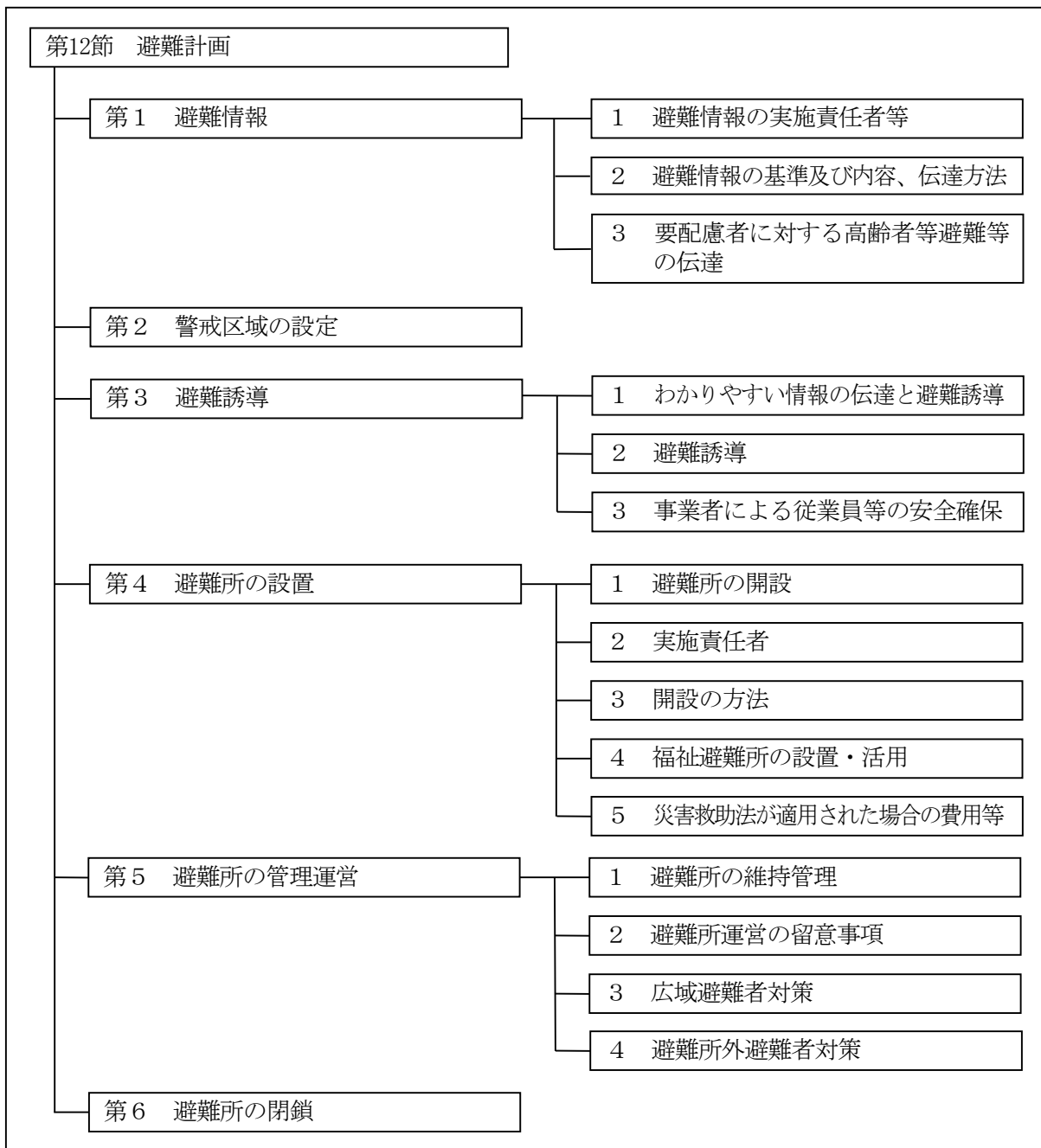
第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画 第6
医薬品・医療救護資器材の調達 を準用する。

第12節 避難計画

■趣旨■

災害時に危険区域にある市民を安全に避難させ、人的被害の軽減と避難者の援護を図るとともに、速やかに避難所を開設し、避難生活を適切に支援する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 避難情報

1 避難情報の実施責任者等

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第11節 避難計画 第1 避難情報 1
 避難情報の実施責任者等を準用する。

2 避難情報の基準及び内容、伝達方法

市は、市民に対して避難情報を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、夜間に避難が必要となる可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に避難情報を発令できるよう努める。

また、災害の状況に応じた避難情報を発令したうえで、「近隣の安全な場所への避難」や「緊急安全確保」などの避難行動を住民がとれるよう、様々な媒体を活用して情報配信に努める。

(1) 発災前の避難情報の発令及び住民への情報提供

台風、洪水、大雪等は、発災までに一定の時間があり、予見性が高いことから、市は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難情報の発令や、住民への情報提供に努める。

また、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、早期避難の重要性についての周知を図る。

(2) 市長による避難情報の発令

市長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令にあたっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行う。

種別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・避難指示は、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合などの災害が発生する可能性が極めて高い状況 	<p>【全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から避難する。 ・予想される災害に対応した避難場所へ速やかに安全な場所へ避難する。 ・避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」へ避難する。
<p>【警戒レベル5】 災害発生情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が実際に発生している状況 	<p>【災害発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少しでも命が助かる可能性の高い最善の行動「緊急安全確保」を行う。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

(3) 県等への助言要請

市長は、必要に応じて、県、熊谷地方气象台、関東地方整備局に対して、避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求める。

(4) 熊谷地方气象台と市とのホットラインの運用

市は、以下の場合において、気象実況及び今後の気象予報の情報を入手するため、熊谷地方气象台と電話連絡等を行う。

- ・既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
 - ・特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - (1) 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - (2) 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替をした場合
 - (3) 特別警報を警報に切り替えた場合
- ※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

その他については、第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第11節 避難計画 第1 避難情報 2 避難情報の基準及び内容、伝達方法を準用する。

3 要配慮者に対する高齢者等避難等の伝達

市は、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、消防等と連携を図り、要配慮者及び避難支援等関係者に対し、高齢者等避難等を伝達するとともに、避難の準備・行動の開始を呼びかける。

第2 警戒区域の設定

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第11節 避難計画 第2 警戒区域の設定を準用する。

第3 避難誘導

1 わかりやすい情報の伝達と避難誘導

市は、市民の積極的な避難行動を促すため、避難情報を発令する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、地域の状況などを住民に対して分かりやすく伝達することに努める。

<災害の発生状況に関する状況>

- ・河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
- ・災害の拡大についての今後の見通し

<災害への対応を指示する情報>

- ・対象者を明確にした危険地区住民への避難指示
- ・避難情報に対応する警戒レベルと警戒レベルに対応したとるべき避難行動
- ・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- ・周辺河川や斜面状況への注意・監視
- ・誤った情報に惑わされないこと
- ・冷静に行動すること

また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる人に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

2 避難誘導

避難にあたっては、避難行動要支援者等の確実な避難のため、避難誘導員の配置に努める。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、避難誘導員が安全に避難誘導を実施するため、地域の災害危険性等に関して、研修等の実施に努める。

3 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

その他については、第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第11節 避難計画 第3 避難誘導 を準用する。

第4 避難所の設置

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第11節 避難計画 第4 避難所の設置 を準用する。

第5 避難所の管理運営

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第11節 避難計画 第5 避難所の管理運営 を準用する。

第6 避難所の閉鎖

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第11節 避難計画 第6 避難所の閉鎖 を準用する。

第13節 防犯・交通対策

■趣旨■

大規模な風水害が発生した場合、社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測されることから、関係機関との連携のもと、犯罪の予防等市民の安全の確保、市民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地域の秩序の維持に努める。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第12節 防犯・交通対策 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第12節 防犯・交通対策 を準用する。

第14節 食料、飲料水及び生活必需品の供給

■趣旨■

風水害により日常生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに迅速な救援を実施する。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第14節 食料、飲料水及び生活必需品の供給 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第14節 食料、飲料水及び生活必需品の供給 を準用する。

第15節 緊急輸送計画

■趣旨■

災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

風水害発生後の道路は、落下物及びゴミ・土砂等が散在している可能性があり、これら障害物の除去、路面陥没等の破損箇所の修復等の道路機能回復のための応急復旧作業は、関係機関による被災後の応急対策を効果的に講じるための必要条件である。

道路の応急復旧を、制約された条件下で効果的に行うため、あらかじめ指定した道路について迅速に被害状況を把握し応急作業を行う。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第13節 緊急輸送計画 を準用する。

■施策の内容■

市は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、可能な限り早期に規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な情報伝達方法を活用し、日時、迂回経路等を示す。

その他については、第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第13節 緊急輸送計画 を準用する。

第16節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画

■趣旨■

大規模な風水害が発生した場合、死者、行方不明者が発生することが考えられることから、風水害によって死亡又は死亡していると推定される者については搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施し、市民の精神面での安定を図る。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第16節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第16節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画 を準用する。

第17節 防疫・保健衛生計画

■趣旨■

災害時における被災者の病原体への抵抗力や衛生環境の低下、並びに感染症の多発流行等を防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定するところにより迅速かつ的確な防疫活動を実施し、被災者の心身の健康維持を図る。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第17節 防疫・保健衛生計画 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第17節 防疫・保健衛生計画 を準用する。

第18節 施設等の応急対策

■趣旨■

応急対策活動を行ううえで重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設及び交通施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

対策の実施にあたっては、「埼玉県・市町村人的相互応援制度」に基づく県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

また、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣要請も活用して対策を進める。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第18節 施設等の応急対策 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第18節 施設等の応急対策 を準用する。

第19節 応急住宅対策

■趣旨■

風水害による家屋の流出、倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を提供するとともに、災害により半焼又は半壊した住宅については応急修理を実施し、災害後の被災者の応急住宅の確保を支援する。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第19節 応急住宅対策 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第19節 応急住宅対策 を準用する。

第20節 文教対策

■趣旨■

風水害によって文教施設が被災した場合、児童・生徒等の生命の安全確保はもちろん、教育の場を確保し、学校教育の早期再開を目指す必要があることから、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じる。また、市内の文化財の散逸・損壊を防ぐ措置を講じる。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第20節 文教対策 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第20節 文教対策 を準用する。

第21節 災害時の要配慮者対策

■趣旨■

要配慮者は、災害が起こったとき、自分の身体、生命を守る対応能力が不足していたり、情報の受発信に関係する障害から迅速かつ確かな判断や行動がとりにくいなど、災害時において被害を受ける場合が考えられることから、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、要配慮者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

また、浸水被害のおそれのある区域内の要配慮者関連施設の立地条件の把握に努めるとともに、区域内の各施設に対して洪水予報等の適切な情報伝達体制の整備を行う。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第21節 災害時の要配慮者対策 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第21節 災害時の要配慮者対策 を準用する。

第22節 防災関係機関の災害対策計画

■趣旨■

市民生活や産業を支える、鉄道、電気通信設備、電力施設、都市ガス施設といったライフライン機関は、災害によって被害を受けた場合、市民生活に大きな影響を及ぼすことが予想される。このため、各ライフライン施設機関の災害予防対策（防災知識の普及や訓練を含む）及び災害発

生後の応急・復旧対策を本計画に定める。ただし、施設の応急対策については、「第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第18節 施設等の応急対策」に準ずる。

■ 施策の体系 ■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第22節 防災関係機関の災害対策計画 を
準用する。

■ 施策の内容 ■

第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第22節 防災関係機関の災害対策計画 を
準用する。

第4章 災害復旧復興計画

第1節 災害復旧計画

■趣旨■

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原型復旧と併せ、再び災害が発生しないようにするため、応急復旧終了後の被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害にも備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第4章 震災復旧復興計画 第1節 災害復旧計画 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第4章 震災復旧復興計画 第1節 災害復旧計画 を準用する。

第2節 災害復興計画

■趣旨■

市は、発災後は速やかに市所管施設を復旧し、被災者に対して適切な支援を行い被災地の復興を図る。

なお、復興にあたっては災害復興計画を策定し、市が主体的に取り組むとともに、国・県がそれを支援する等適切な役割分担の下、市民の意向を尊重し、協同して被災地における生活の再建及び経済の復興を図り、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進する。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第4章 震災復旧復興計画 第2節 災害復興計画 を準用する。

■施策の内容■

第2編 震災対策編 第4章 震災復旧復興計画 第2節 災害復興計画 を準用する。

第3節 生活の確保・再建支援

■趣旨■

大規模な風水害等が発生した場合、多くの市民が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。社会秩序の維持を図り、速やかな災害復旧と市民生活の安定のために、関係機関と協力し、生活安定のための緊急措置を講じる。

■施策の体系■

第2編 震災対策編 第4章 震災復旧復興計画 第3節 生活の確保・再建支援 を準用する。

■施策の内容■

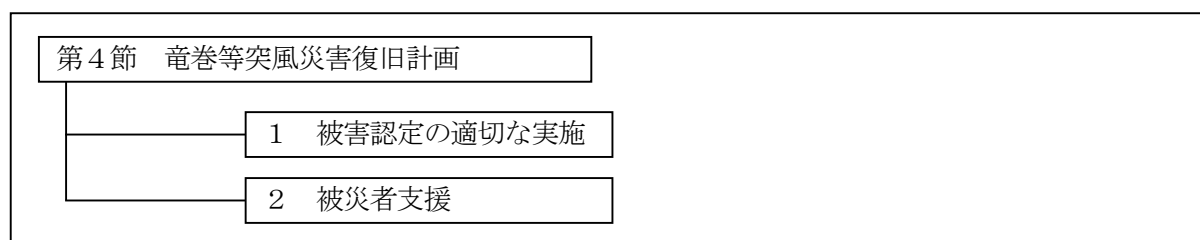
第2編 震災対策編 第4章 震災復旧復興計画 第3節 生活の確保・再建支援 を準用する。

第4節 竜巻等突風災害復旧計画

■趣旨■

竜巻等突風による被害認定、被災者支援メニューの整備等、市民の早期の生活再建に向けた取り組みを推進する。

■施策の体系■



■施策の内容■

1 被害認定の適切な実施

市は、竜巻等突風による被害認定を適切に行い、市民の早期の生活再建に向けた取り組みを進める。

その他の内容については、
第2編 震災対策編 第4章 災害復旧復興計画 第3節 生活の確保・再建支援 第1 罹
災証明書の発行 を準用する。

2 被災者支援

第2編 震災対策編 第4章 災害復旧復興計画 第3節 生活の確保・再建支援 第3 被
災者の生活確保 を準用する。

【参考】平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）

	県・関係機関	市町村
被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの支援（福祉部） ・被害認定調査に係る応援職員派遣（総務部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・罹災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除
生活再建資金	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法の適用、申請の取りまとめ、支援法人への送付 ・生活福祉資金の貸付（福祉部、県社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（危機管理防災部） ・災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉県信用金庫等） ・ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） ・義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（市町村社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（福祉担当課） ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） ・市町村義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給
住宅関連	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅等の提供 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税、不動産取得税、自動車税の減免等（県税事務所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税、固定資産税の減免等 ・市町村税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経営安定資金・知事指定等貸付（災害復旧関連）（産業労働部、商工会議所・商工会・埼玉県中小企業団体中央会） ・災害復旧貸付（日本政策金融公庫） ・災害復旧に要する資金の融資（各金融機関） 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の災害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた農作物の技術支援 ・収穫減や園芸施設等への被害補償（農業共済組合） ・農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種資金（農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報

	県・関係機関	市町村
育児・教育支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） 埼玉県高等学校等奨学金の貸与（教育局） 埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）（総務部） 	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所等の保育料の減免 児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） 特別支援教育就学奨励費 幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市町村立幼稚園減免
その他支援	<ul style="list-style-type: none"> がれき撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付 日本私立学校・共済事業団融資（日本私立学校・共済事業団） 	<ul style="list-style-type: none"> がれき一時保管場所の設置及び処理 ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力パワーグリッド（株）） 電話料等の支払い延長等（東日本電信電話（株））・NHK料金の免除（日本放送協会） 携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社） 	

第4編 複合災害対策編

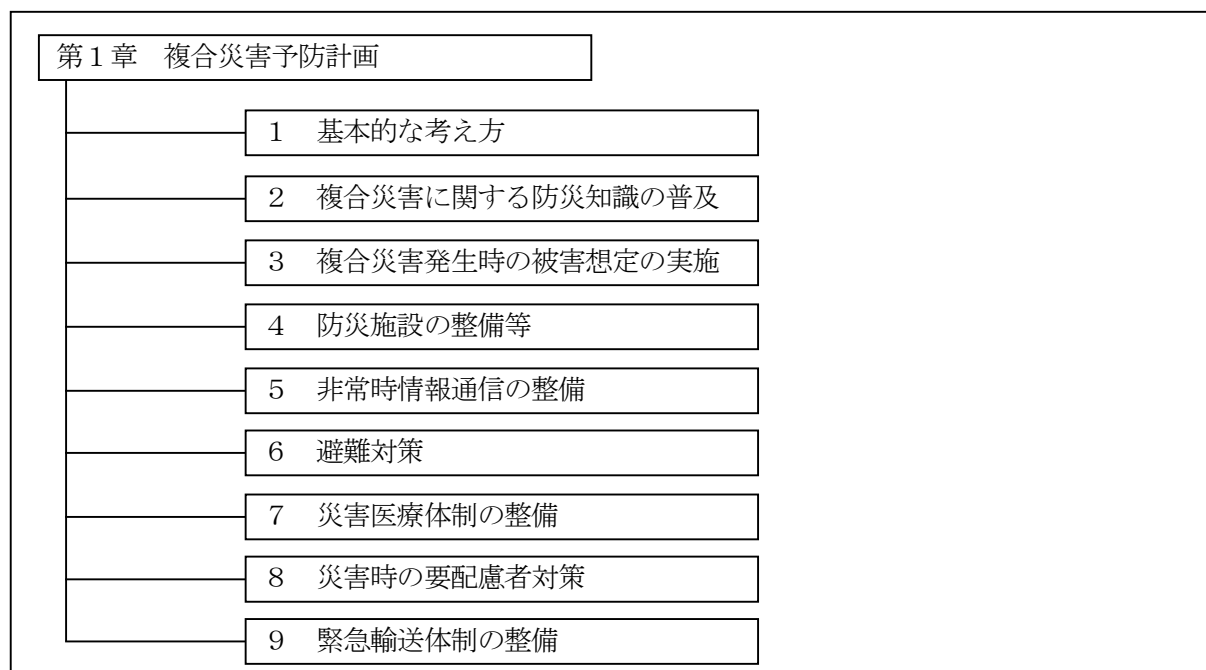
第1章 複合災害予防計画

■趣旨■

東日本大震災では東北地方太平洋沖での大地震、それに付随した大津波、さらには原子力発電所事故など複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害の場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。また、複合災害は単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく必要がある。

このため市は、地震や風水害等による複合災害を想定し、県及び防災関係機関との連携の下、複合災害に関する防災知識の普及、防災施設の整備、非常時情報通信の整備、避難対策、災害医療体制の整備、緊急輸送体制の整備等、複合災害の被害を軽減させる対策を推進する。

■施策の体系■



■施策の内容■

1 基本的な考え方

市及び県、防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な考え方は以下のとおりである。

(1) 人命救助を第一とした応急活動

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救急活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

(2) 二次災害の防止

各自の役割を果たすことにより、被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

(3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

2 複合災害に関する防災知識の普及

市は、自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関と共有するとともに、市民等に対して周知する。なお、複合する可能性のある災害は以下のとおりである。

- 地震災害
- 風水害（竜巻などの風害、土砂災害、雪害）
- 大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など

また、単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は大きく以下の3つのパターンに分けることができる。いずれの災害のパターンにしても、近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

(複合災害の対応困難性のパターン)

パターン	複合災害の対応が困難である理由	複合災害の例
パターン1	先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。	○先発災害 巨大地震の発生により堤防・水門の損傷、機能低下 ○後発災害 巨大台風が直撃 ○影響 河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊など）
パターン2	先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。	○先発災害 巨大地震の発生 ○後発災害 復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃 ○影響 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ

パターン3	県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはいけない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。	○地震 A ¹ 県内 A 地区で巨大地震発生 ○地震 B ¹ 県内 B 地区で巨大地震がさらに発生 ○影響 県内対応資源が不足し、対応が困難になる
-------	--	--

3 複合災害発生時の被害想定の実施

市は、考えられる複合災害のパターンごとに、発災時の被害想定に努める。

4 防災施設の整備等

市は、複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、市及び県、防災関係機関は、複合災害に備えて、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

5 非常時情報通信の整備

市及び県、防災関係機関の間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救急活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

6 避難対策

市は、避難所の選定にあたっては、複合災害に備えて、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損傷や浸水、交通障害などで一部の避難所を使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

その他の内容については、
第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第13 避難支援体制の整備 を準用する。

7 災害医療体制の整備

市は、複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等に努める。

その他の内容については、
第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第12 医療救護体制の整備 を準用する。

8 災害時の要配慮者対策

市は、複合災害に備えて、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所の確保に努める。

その他の内容については、
第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第20 災害時の要配慮者対策 を準用する。

9 緊急輸送体制の整備

市及び県、防災関係機関は複合災害に備えて、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

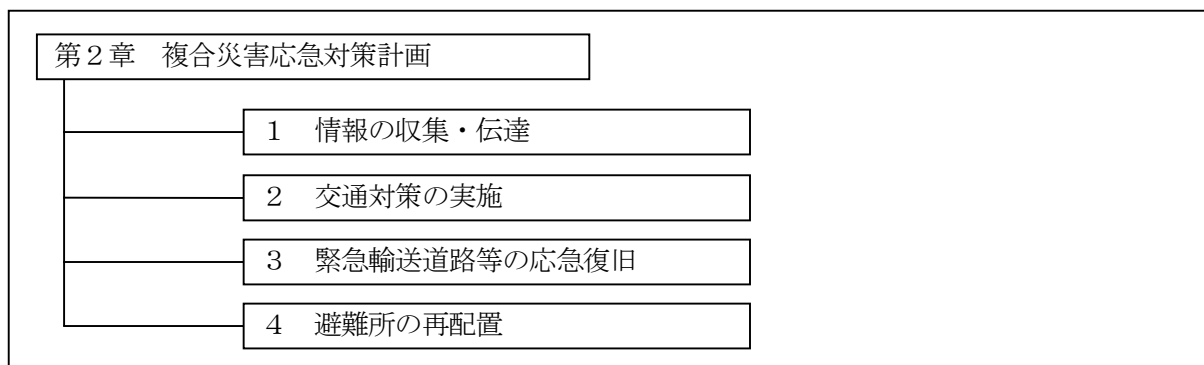
その他の内容については、
第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第6 緊急輸送ネットワークの整備 を準用する。

第2章 複合災害応急対策計画

■趣旨■

複合災害による被害を最小限に抑えるため、県及び防災関係機関との連携のもと、情報の収集・伝達、交通対策、緊急輸送道路等の応急復旧、避難所の再配置等の応急対策の実施に努める。

■施策の体系■



■施策の内容■

1 情報の収集・伝達

市及び県は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

その他の内容については、
第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第2節 情報収集伝達計画 を準用する。

2 交通対策の実施

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び越谷警察署は速やかに交通規制を実施する。

3 緊急輸送道路等の応急復旧

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震が発生した場合、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。このため、市は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、越谷市建設業協会等による道路の応急補修を実施する。

4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行う。

第5編 事故対策編

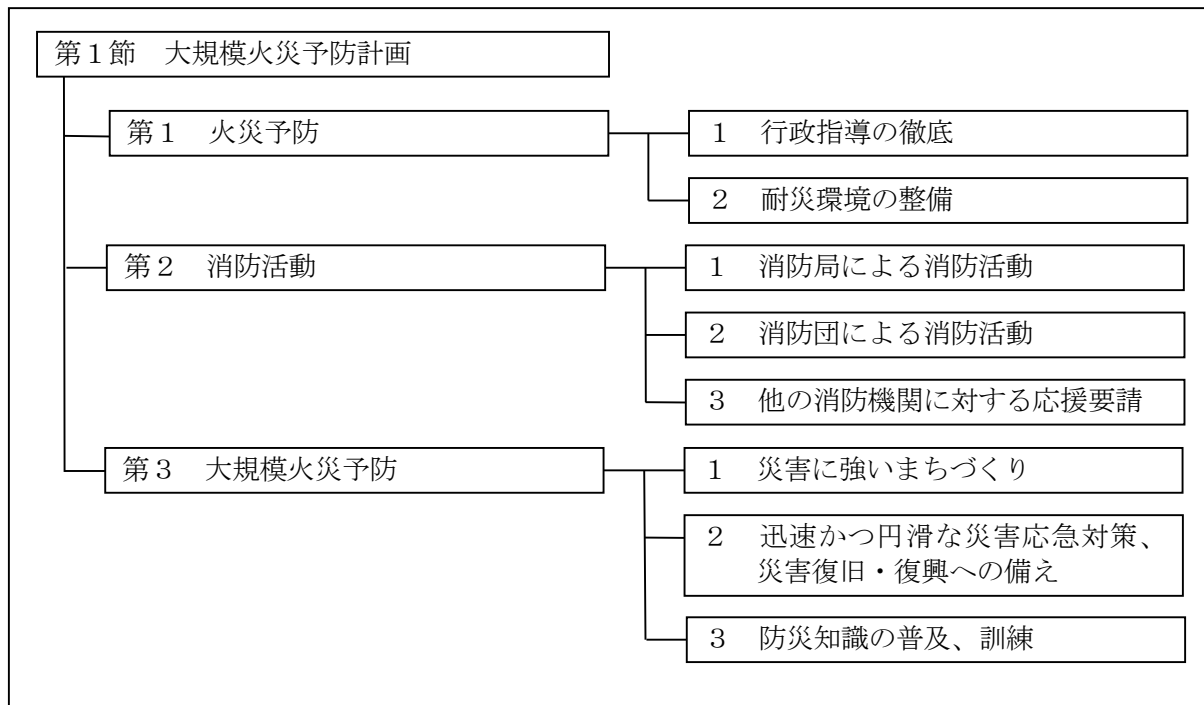
第1章 事故災害予防計画

第1節 大規模火災予防計画

■趣旨■

大規模な火災の予防を図るため、市消防局や消防団の組織、消防施設の強化等を推進する。
また、建築物の不燃化や災害に強い都市構造の形成などに努めるとともに、平常時からの情報通信体制の整備、関係機関の連携、資器材の整備、防災意識の普及啓発を進める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 火災予防

1 行政指導の徹底

(1) 市消防計画の作成

市は、以下の事項に留意した市消防計画を策定する。

① 組織計画

消防機関が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を事前に定める。

② 消防団の充実・強化

市は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の充実・強化に努める。

この計画は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき策定する。

③ 消防施設整備計画

消防力の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、「消防力の整備指針」に基づき社会構造の変化に対処できる増強計画を策定する。

計画は通常5か年次の整備計画とし、消防力等の更新についても併せて検討する。

④ 調査計画

消防機関が災害に対処して、適切な防御活動を行うことができるよう、消防地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するための実施計画を策定するとともに、実地調査の結果に基づき、大規模な災害の発生を予想した被害想定図を作成する。

⑤ 教育訓練計画

消防機関が、その任務を達成するためには、消防職員、団員の知識と技能の向上を図る必要があることから、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる。また、消防対象物に応じた防御戦術の習得と技能の向上を図るよう指導する。

⑥ 災害予防計画

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の向上によって災害の危険性が增大するとともに、複雑多様化しているため、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等の予防審査を行うとともに、一般市民の災害予防に対する協力体制を確立する。

⑦ 警報発令伝達計画

異常気象時における災害を未然に防止するため、火災警報の発令及び解除の基準を定め、その伝達及び周知方法等を計画する。

⑧ 情報計画

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要なものであるから、これらが的確に行われるための体制を確立する。

⑨ 火災警防計画

地形別、地域別、構造別、気象別等による火災の特性を把握し、消防力を効果的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、最大の防御効果をあげるように消防職員、団員に習熟させる。

⑩ 風水害等警防計画

風水害等を警戒、防御するための消防団員の招集、出動体制及び水防関係機関との協力体制等についての計画を定めておく。

⑪ 避難計画

避難の勧告、指示、避難経路、避難先等を具体的に定める。

⑫ 救急・救助計画

生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救急・救助が的確に行われるよう計画を定める。

⑬ 応援協力計画

大規模災害の発生に際して、市のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておく。応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結しておく。

2 耐災環境の整備

(1) 消防団の充実・強化対策

市及び消防機関は、消防団の充実・強化を図るため、次のことに取り組む。

- ① 消防団への加入促進
- ② 消防団協力事業所の加入促進
- ③ 消防団の装備・施設の改善及び更新
- ④ 消防団員の教育訓練の改善

(2) 民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性に鑑み、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、以下より自衛消防力の強化に努める。

① 民間防災組織の確立

発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、婦人防火クラブ、幼年消防クラブなどの民間防災組織の育成強化に努める。

② 自衛消防組織の育成

大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、事業所等の自衛消防組織の育成強化を図る。

③ 消防用設備等の整備充実

民間自衛防災組織等は、初期消火活動に必要な資器材を整備する。

第2 消防活動

大規模な火災やその他の災害が発生した場合は次のように消防活動を行う。

1 消防局による消防活動

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入れ準備

① 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等の被害情報を総合的に把握・分析する体制を整備する。

② 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないようはたらかかせる。

③ 応援隊の受入れ準備

応援隊の円滑な受入れを図るための準備を行う。

(2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則にのっとる。

① 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分を最優先とした消防活動を行う。

⑤ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

⑥ 火災現場活動の原則

○出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救急・救助活動の成算等を総合的に判断し、消防戦術を決定する。

○火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

○火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

⑦ 救急・救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

詳細については、第2編第2章第8節第11による。

2 消防団による消防活動

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、地域住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

単独あるいは消防局と協力を図りながら、地域における消火活動や主要避難路確保のための

消火活動を実施する。また、倒壊家屋、留守宅での漏電等による出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防局による活動を補佐するとともに、救急救助用資器材を活用し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防局に連絡する。

(6) 応援隊の受入れ準備

応援隊の受入れ準備及び活動地域への案内等を消防局と協力して行う。

3 他の消防機関に対する応援要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

市長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 県知事に対する応援要請の依頼

市長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、県知事に対して応援要請を求めることができる。

(3) 要請上の留意事項

① 要請の内容

市長は、応援を要請したいときは、以下の事項を明らかにして県知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

○火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由

○応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

○応援要請を行う消防隊の種別と人員

○市への進入経路

○応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

② 応援隊の受入れ体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入れ体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受入れ体制を整える。

- 応援隊の誘導方法
- 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- 応援隊の活動拠点の確保

第3 大規模火災予防

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など、関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

市は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の指定、防災性に配慮した地区計画の決定を行い、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

市は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

① 消防用設備等の維持管理

市は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、医療機関及びホテル等の消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮できるよう、事業者による定期的な点検や適正な維持管理を促進する。

② 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

- 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
- 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、都市防災総合推進事業等の実施及び延焼遮断帯道路の整備
- 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用
- 高層建築物等に係る防災計画指導

(3) 火災発生原因の制御

① 建築物の防火管理体制

学校、工場等収容人員50人（医療機関、劇場、百貨店等30人、認知症グループホーム等の福祉施設で10人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させる。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

また、消防機関は、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

② 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう関係者に対して指導する。

③ 高層建築物等の火災予防対策

消防機関は、高層建築物、福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

④ 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、市及び消防機関は、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

⑤ 火災防御検討会の開催

市は、大規模火災又は特殊な原因による火災について、県と連携して火災防御検討会を定期的に開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

① 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 情報の分析整理

市は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に生かす。

③ 通信手段の確保

市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

市の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画第8節 震災に備えた体制整備 第7 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

(2) 災害応急体制の整備

① 職員の体制

市は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資器材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

② 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を推進する等、事前から関係機関との連携を強化しておく。

(3) 消火活動体制の整備

市は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、プールや河川などの既存水利についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

市は、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市は、「第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第6 緊急輸送ネットワークの整備」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、市は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動への備え

① 避難誘導

市は、避難場所・避難所、避難路をあらかじめ確保し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、市は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難路の確保については、「第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第13 避難支援体制の整備」に準じるほか、防火地域・準防火地域の指定とあわせて検討する。

② 避難場所・避難所

市は、都市公園、地区センター・公民館、学校等公共的施設等を対象に避難場所・避難所

を指定し、市民への周知徹底に努めるものとする。また、避難場所・避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、市は、あらかじめ、避難場所・避難所の運営管理のために必要な知識等の市民への普及に努める。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、あらかじめ広域避難地を選定・確保する。

(6) 施設、設備の応急復旧活動への備え

市、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資器材を、あらかじめ整備する。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。具体的には、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、市は、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

市は、情報提供にあたって、ホームページやツイッター等のSNS、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

① 訓練の実施

市及び事業者は、大規模火災を想定し、市民参加によるより実践的な消火、救急・救助活動等の訓練を実施する。

② 実践的な訓練の実施と事後評価

市及び事業者が訓練を行うにあたっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

市は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難場所・避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図る。

市は、「越谷市総合防災ガイドブック」を活用し、研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

市は、市民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

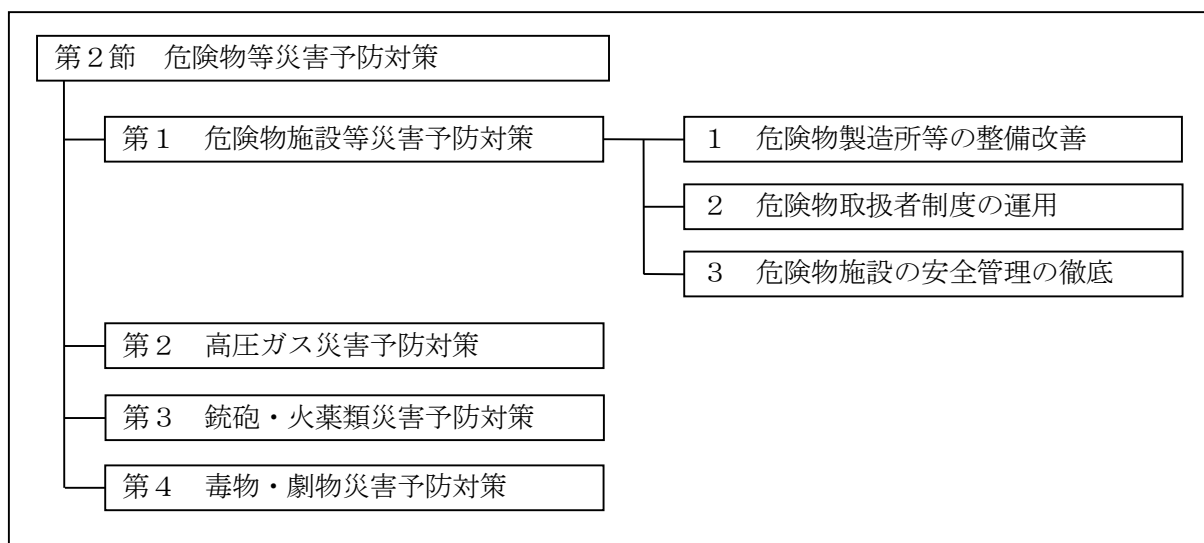
防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2節 危険物等災害予防対策

■趣旨■

市内には、令和3年4月1日現在で394施設の危険物施設がある。危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携し保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講じるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 危険物施設等災害予防対策

1 危険物製造所等の整備改善

市は、以下より危険物製造所等の整備改善を図る。

- ①危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- ②予防査察を励行して災害防止の指導をする。

2 危険物取扱者制度の運用

市は、以下による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

- ①危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- ②危険物の貯蔵・取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ③法定講習等の保安教育を徹底する。

3 危険物施設の安全管理の徹底

市は、以下により施設の貯蔵・取扱いの安全管理を図る。

- ①施設の管理に万全を期するため危険物保安監督者等の選任を指導する。
- ②貯蔵・取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

第2 高圧ガス災害予防対策

市は、県及び施設管理者と連携し、以下のような活動を行う。

- (1) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導を行う。
- (3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。
- (4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

第3 銃砲・火薬類災害予防対策

市は、警察や県と連携し、以下のような活動を行う。

- (1) 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い災害を防止し、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し公共の安全を確保する。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。
- (3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

第4 毒物・劇物災害予防対策

市は、県や各機関と連携し、以下のような活動を行う。

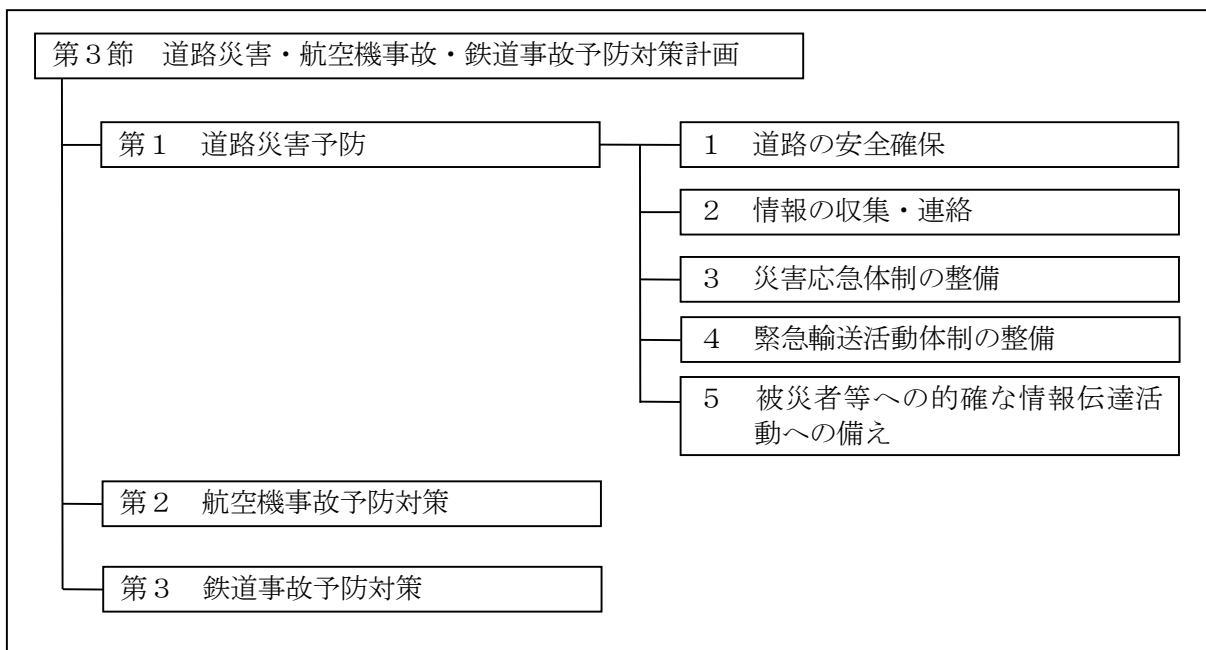
- (1) 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- (2) 警察及び消防と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- (3) 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

第3節 道路災害・航空機事故・鉄道事故予防対策計画

■趣旨■

大規模な道路災害や航空機事故、鉄道事故は、市民生活に重大な影響を及ぼすことから、これらの災害の未然防止と災害が発生した場合に備えて被害を最小限にする対策や体制整備を推進する。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 道路災害予防

地震や水害その他の理由により地下道の崩壊、橋梁の落下等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備する。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

① 危険箇所の把握

市及び道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報する。

② 予防対策の実施

市及び道路管理者は、以下の各予防対策に努める。

○道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

○道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

○道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

○バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。また、市及び道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために、必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

③ 資器材の整備

市及び道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資器材を保有しておく。

2 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第7 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制の整備

市は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のため

のマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資器材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前から関係機関との連携を強化しておく。

4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市は、「第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第6 緊急輸送ネットワークの整備」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

第2 航空機事故予防対策

市は、市域上空で航空機の墜落等の事故が発生した場合における連絡通報体制及び情報収集体制を整備するとともに、職員の非常参集体制、乗客及び現場周辺住民の避難誘導體制等を整備する。

第3 鉄道事故予防対策

市は、市域内で鉄道事故が発生した場合における連絡通報体制及び情報収集体制を整備するとともに、職員の非常参集体制、乗客及び現場周辺住民の避難誘導體制等を整備する。

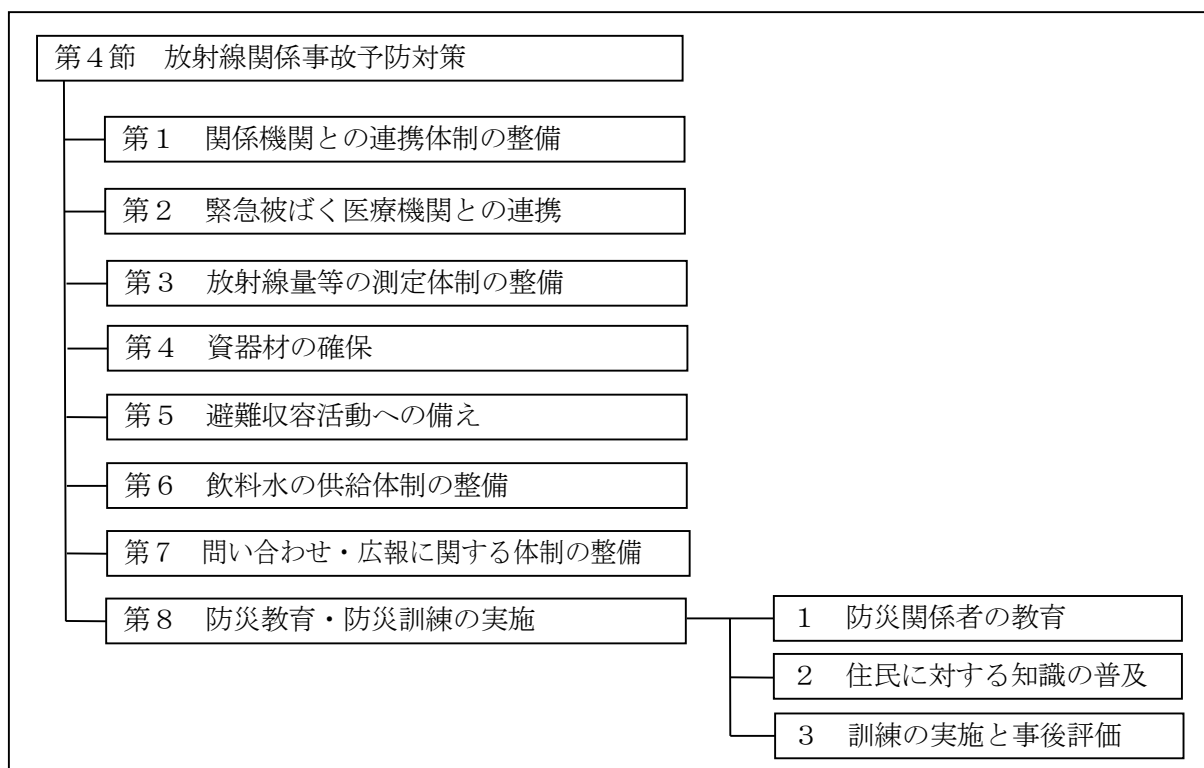
鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行ったうえで、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第4節 放射線関係事故予防対策

■趣旨■

放射性物質の取扱等を規制することは国の所掌事項であるが、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった発電所や施設において、放射性物質が一般環境中に飛散する等の事故が発生した場合の影響は、地域において甚大となることから、関係機関との連携、応急資器材の確保、避難等の事項について定める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 関係機関との連携体制の整備

市は、放射性物質の輸送車及び原子力発電所等の放射性物質取扱施設において万が一事故が発生した場合における、国、県、警察、消防、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。

また、市は、放射性同位元素使用施設の管理者と、何らかの要因により、放射線同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ通報連絡体制を整備する。

市は、県及び近隣市町と放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、通信手段等の整備・拡充によるネットワーク間の連携の確保を図る。

さらに、放射線関係事故が発生した場合の職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、活動手順や資器材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について、職員への周知を図る。

また、応急復旧活動において、放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、市は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県その他の関係機関との連携を図る。

第2 緊急被ばく医療機関との連携

市は、県があらかじめ把握する放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する医療機関等との連絡体制を整備するものとする。市は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他市からの避難住民等に対する健康調査等を実施できるよう、あらかじめ保健所における検査体制の整備や、医療機関における検査体制を把握しておく。

第3 放射線量等の測定体制の整備

市は、放射線関係事故が発生した場合に放射線量等を測定する体制を整備する。

第4 資器材の確保

市及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救急・救助活動に必要な放射線防護資器材の整備に努める。

第5 避難収容活動への備え

市は、放射線関係事故が発生した場合の避難者収容施設をあらかじめ検討・指定するとともに、市民に周知を図る。

第6 飲料水の供給体制の整備

市及び越谷・松伏水道企業団は、放射線関係事故の発生により飲料水が汚染された場合を想定し、「第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第14 物資の供給体制の整備」を準用した飲料水の供給体制の整備に努める。

第7 問い合わせ・広報に関する体制の整備

市は、平常時より、市民等からの問い合わせ等に対応する窓口の設置や人員配置等、体制の整備に努める。

また、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制の整備に努める。

第8 防災教育・防災訓練の実施

1 防災関係者の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施する。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に市がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ⑦ その他必要と認める事項に関すること。

2 住民に対する知識の普及

市は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。広報の主な内容については、以下のとおりとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に市がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ その他必要と認める事項に関すること。

3 訓練の実施と事後評価

市は、放射線関係事項も考慮して総合的な防災訓練を実施する。

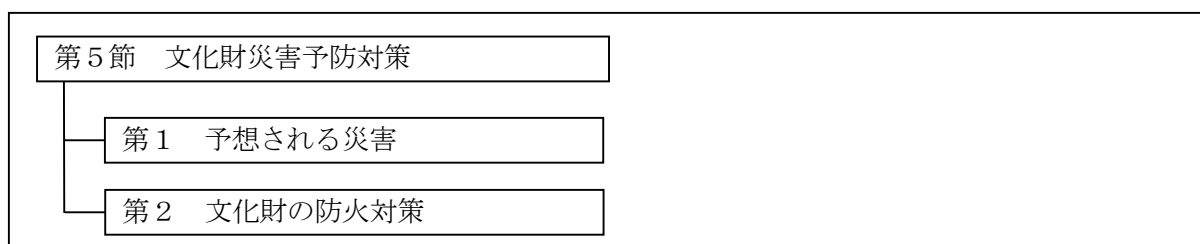
訓練を実施後には、専門家等による事後評価を行い、今後の課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善に努める。

第5節 文化財災害予防対策

■趣旨■

市内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、地震、風水害、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

第2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、以下の事項について徹底を期する。

(1) 火災予防体制

- ① 防火管理体制の整備
- ② 文化財に対する環境の整備
- ③ 火気使用の制限
- ④ 火気の厳重警戒と早期発見
- ⑤ 自衛消防と訓練の実施
- ⑥ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ① 自動火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- ② 消火器、放水銃設備、ドレンチャー設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備等の充実・強化
- ③ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ① 文化財の防火対策について普及徹底を図るための講習会等の啓発活動
- ② 所有者に対する啓発
- ③ 管理保護についての助言と指導

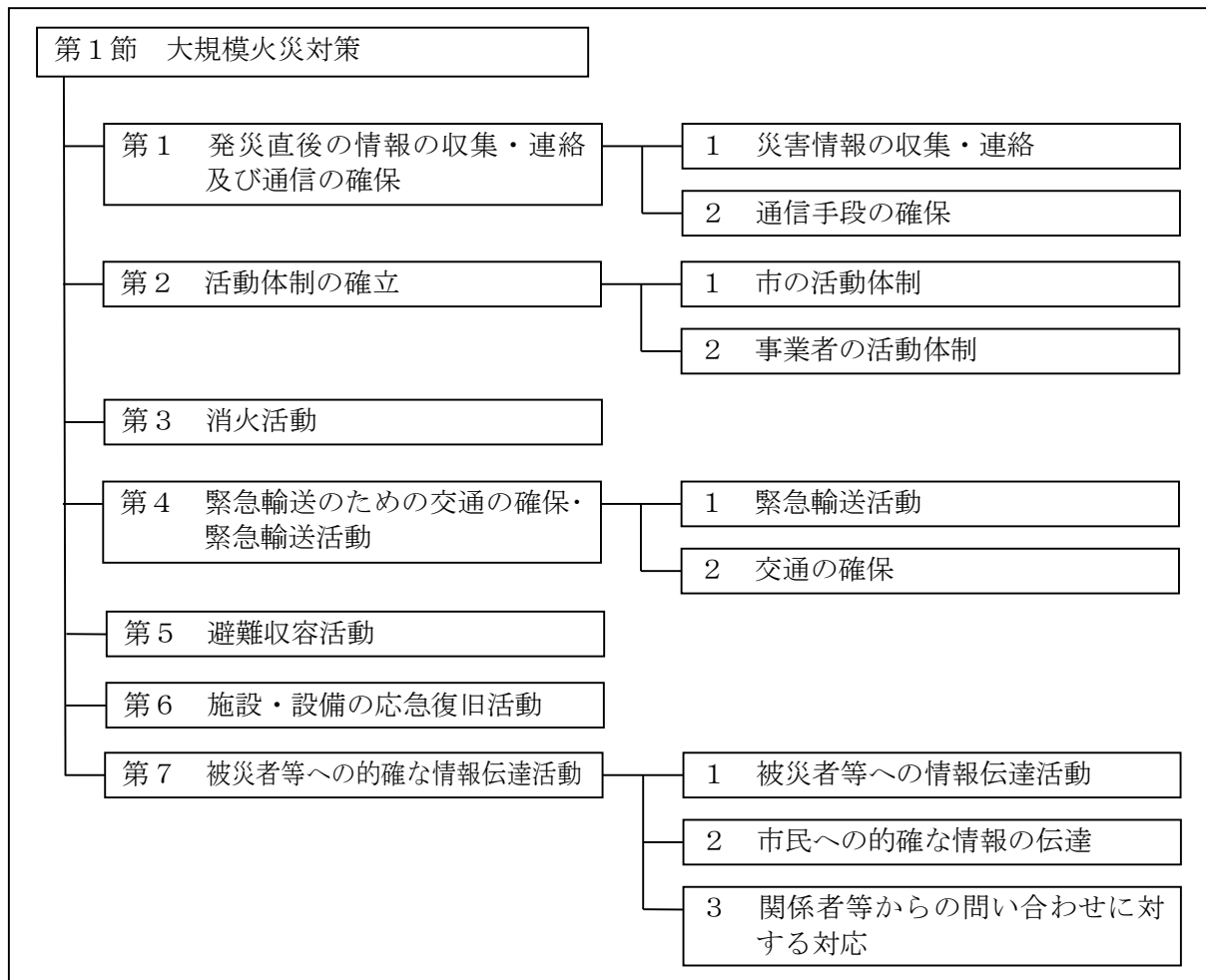
第2章 事故応急対策計画

第1節 大規模火災対策

■趣旨■

大規模火災が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、県等の関係機関との連携のもと、迅速な消火活動に努めるとともに、的確な緊急輸送、避難収容、情報提供などに努める。

■施策の体系■



■ 施策の内容 ■

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

① 市

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

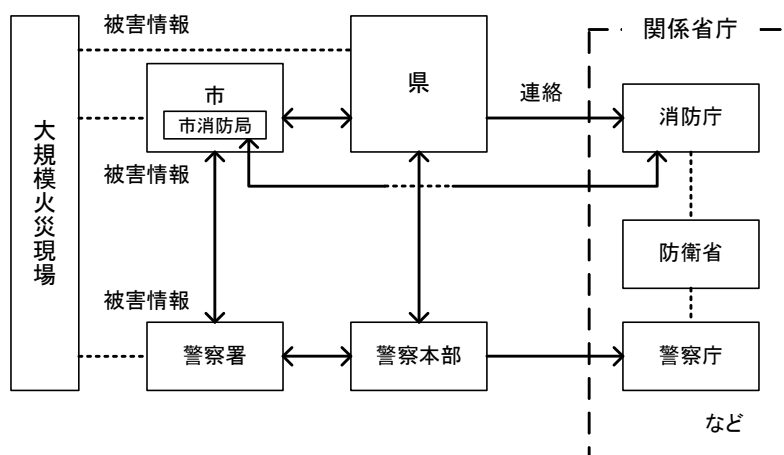
② 県、警察

県は、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行う。

また、市等から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、これらの情報を、警察、消防庁及び関係省庁に報告する。

(2) 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



① 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

2 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、市は、大規模な火災が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急活動を円滑に行う体制を整える。

2 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講じるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じる。

第3 消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

また、消火活動の調整を行う指揮本部を設置する。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

市及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

2 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、「第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第11節 避難計画」に準ずる。

第6 施設・設備の応急復旧活動

市、県及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者等への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

2 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

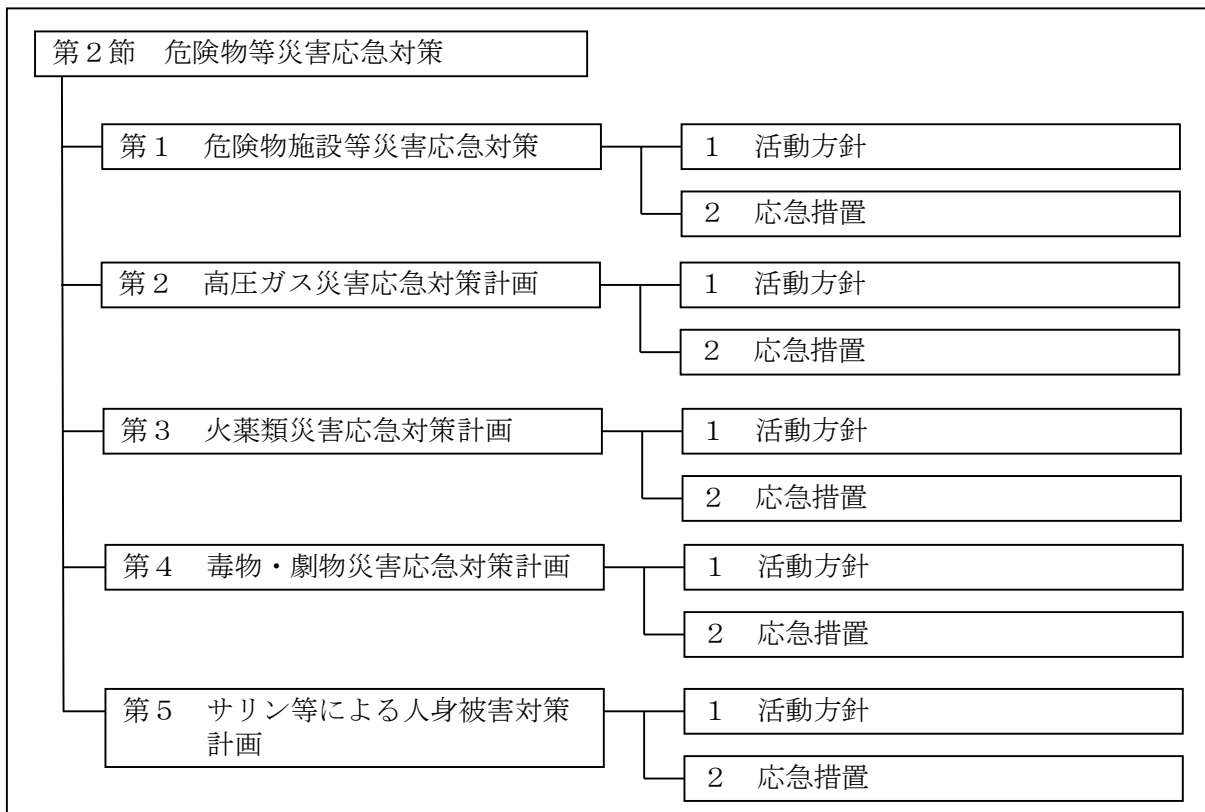
第2節 危険物等災害応急対策

■趣旨■

危険物施設や高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設の災害にあたっては、特に災害の特殊性に配慮し、当該施設管理者、消防、警察、関係機関などとの連絡を密にし、二次災害による被害の拡大防止などの緊急措置を講じる。

また、市内においてサリン等による人身被害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、関係機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び市計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

■施策の体系■



■施策の内容■

第1 危険物施設等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防又は警察等に通報する。通報を

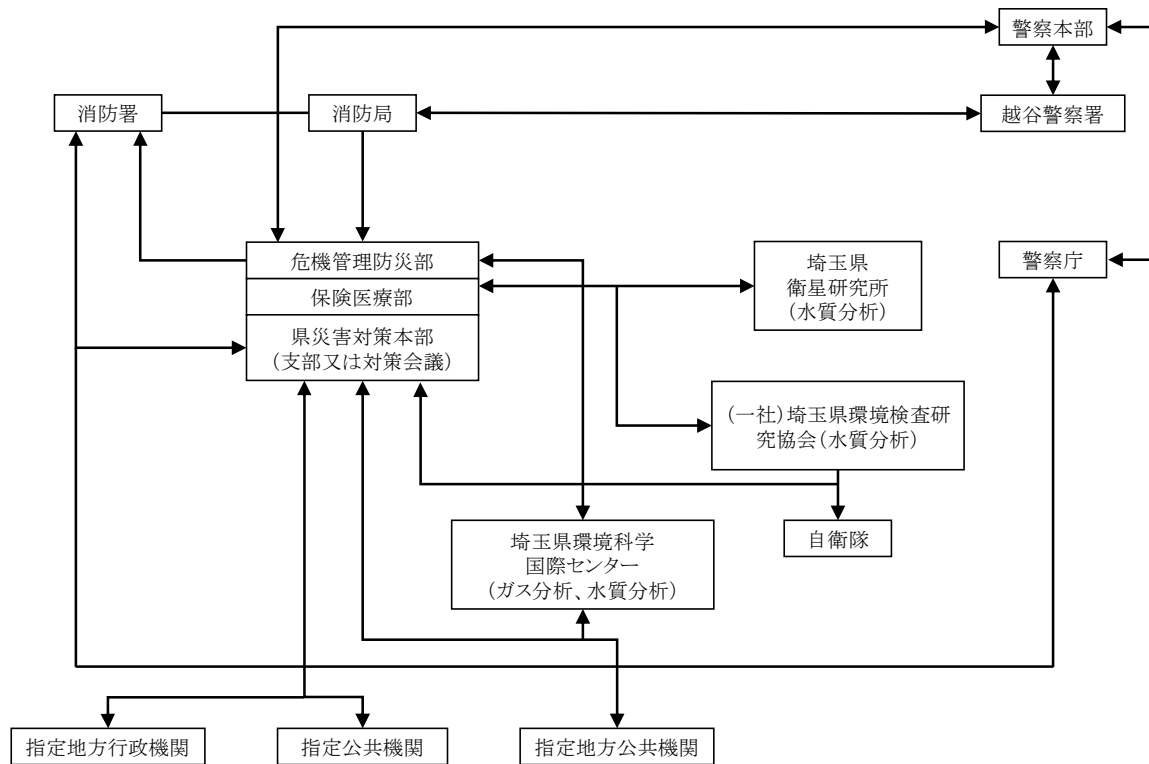
受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

また、原因解明として、人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は県の定める次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

さらに、情報収集として、市は、市内に人身被害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめる。また、取りまとめた内容を県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。



(埼玉県地域防災計画資料編を元に作成)

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2 高圧ガス災害応急対策計画

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに消防又は警察等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を講じるものとする。
- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。
 - ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - ② 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
 - ③ ①、②の措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
 - ④ 充填容器が外傷又は火災を受けた場合には、充填されている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充填容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。
- (3) 市長は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備について緊急措置命令を発する。

第3 火薬類災害応急対策計画

1 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関、越谷警察署等に通報する。また、直ちに関係機関と連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立ち入り禁止の措置を講じ、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。

第4 毒物・劇物災害応急対策計画

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察又は消防に届出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

また、届出を受けた者は、直ちに関係機関に通報すると同時に、災害防止の緊急措置を講じる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関への応援要請を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ①毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除害措置を講じる。
- ②災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
- ③毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第5 サリン等による人身被害対策計画

1 活動方針

市は、市内に人身被害が発生した場合においては、法令、県計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県、及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

2 応急措置

(1) 原因究明

人身被害発生直後は原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は迅速、確実な原因究明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

(2) 情報収集・報告

市は、市内に人身事故が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめる。また、取りまとめた内容を県に報告するとともに、事故災害応急対策として市が措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

(3) 救出、救助

消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

(4) 避難誘導

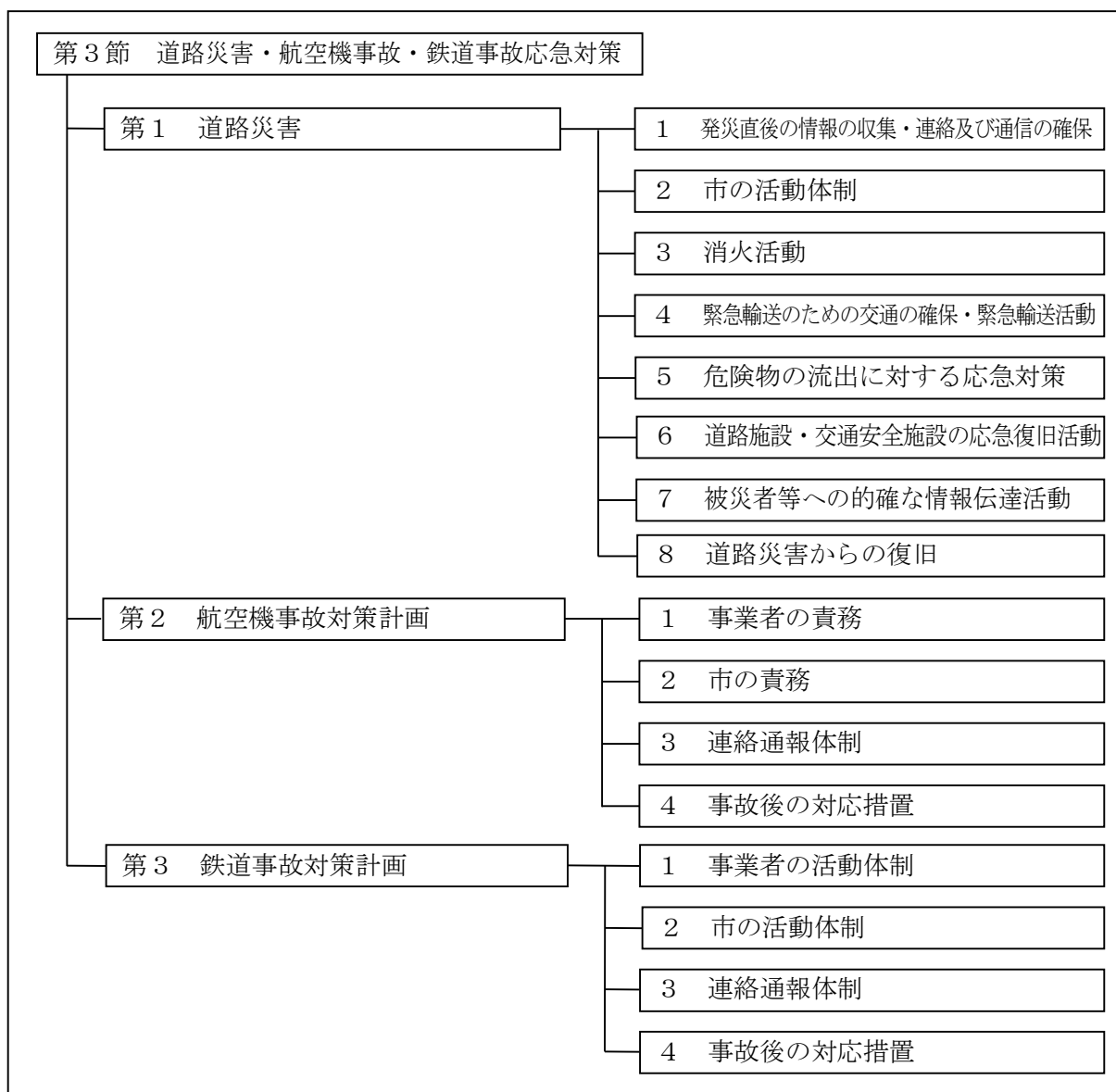
市長は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の指示等を行う。

第3節 道路災害・航空機事故・鉄道事故応急対策

■趣旨■

市内において大規模な道路災害や多数の死傷者を伴う航空機事故、鉄道事故が発生した場合に、関係機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び市計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

■施策の体系■



■ 施策の内容 ■

第1 道路災害

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

① 事故情報等の連絡

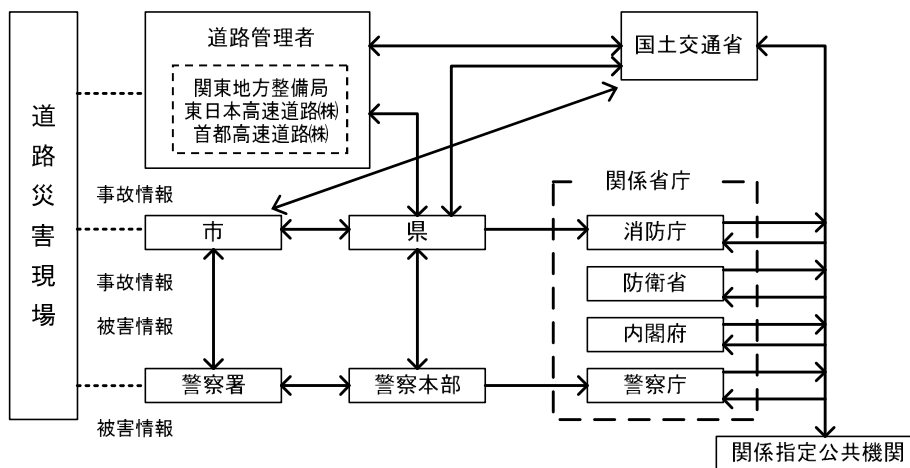
道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、市、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

② 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

道路管理者は、被害状況を県、市、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

③ 道路災害情報の収集・連絡系統



④ 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

(2) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

3 消火活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、県、警察及び市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

5 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防

止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

8 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 航空機事故対策計画

1 事業者の責務

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報する（航空法第76条）。

警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 市の責務

市は、市域に航空機事故が発生した場合、法令、県計画、市計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災

害応急対策の実施に努める。

3 連絡通報体制

市は、市域に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市で既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

【資料編関連】「資料58 民間航空機事故時の連絡通報体制」
「資料59 自衛隊・米軍航空機事故時の連絡通報体制」

4 事故後の対応措置

(1) 情報収集

市は、市内に人身被害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめる。また、取りまとめた内容を県に報告するとともに、事故災害応急対策として市が措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

(2) 避難誘導

① 乗客等の避難

航空機事故が発生した場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先して行う。

○事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

○消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

② 災害現場の周辺住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は避難の指示等を行う。

(3) 救出・救助

「第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画」に準じ、消防機関を主体とした救出・救助活動にあたり、協力者の動員を行う。

(4) 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、市は消防機関を主体として人命の安全確保を最優先に消火活動を実施する。

(5) 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。自衛隊への応援要請についての詳細は、「第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第4節 自衛隊災害派遣要請計画」に準じる。

(6) 医療救護

市は、市域に航空機事故が発生した場合、「第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県及び関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第3 鉄道事故対策計画

1 事業者の活動体制

事業者は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

また、事業者は、所要の手続きを行ったうえで、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

2 市の活動体制

市は、市域に鉄道事故が発生した場合、法令、県計画、市計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

3 連絡通報体制

市は、市域に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市で既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

4 事故後の対応措置

(1) 避難誘導

① 乗客等の避難

鉄道事故が発生した場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先して行う。

○事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導することとなっている。

○消防機関の対応

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

② 災害現場の周辺住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場の周辺住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は避難の指示等を行う。

(2) 救出・救助

「第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画」に準じ、消防機関を主体とした救出・救助活動にあたり協力者の動員を行う。

(3) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を市が行う。

(4) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。自衛隊への応援要請についての、詳細は、「第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第4節 自衛隊災害派遣要請計画」に準じる。

(5) 医療救護

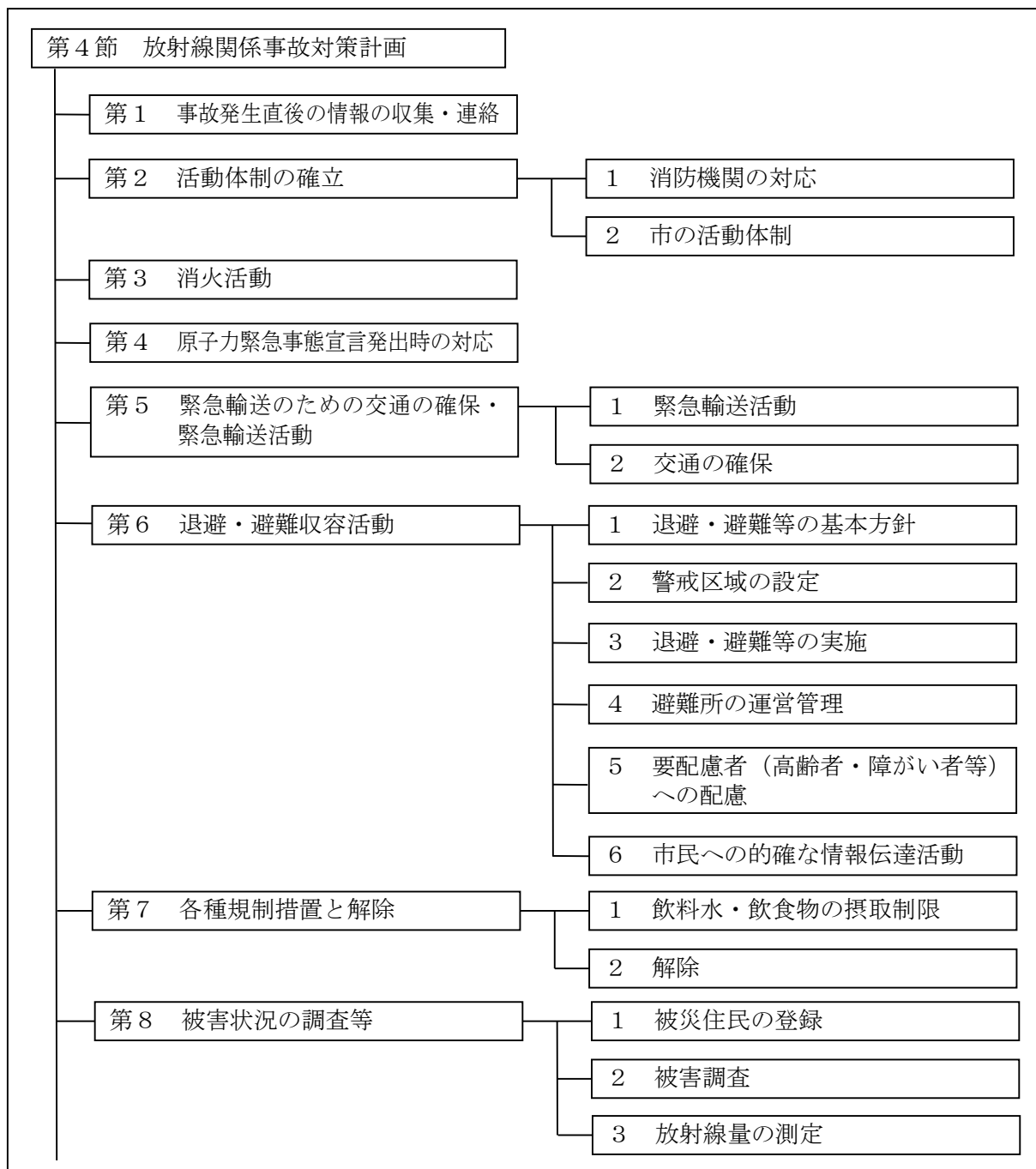
市は、市域に鉄道事故が発生した場合、「第2編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第10節 救急・救助、医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県及び関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

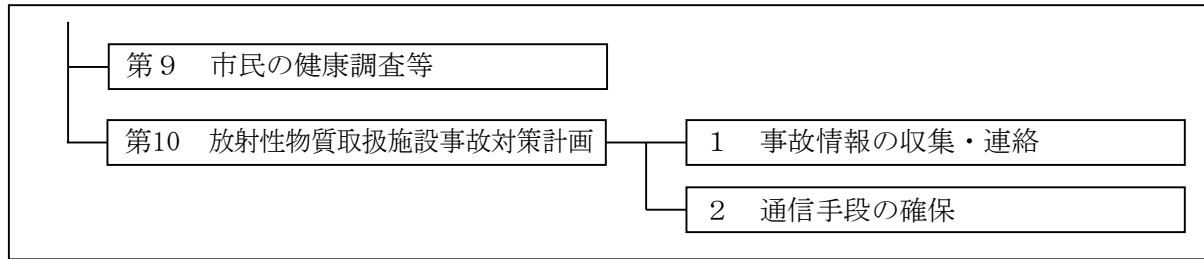
第4節 放射線関係事故対策計画

■趣旨■

核燃料物質等輸送車及び原子力発電所等の放射性物質取扱施設において放射線関係事故が発生した場合、市は迅速に、県に対して通報を行うとともに、事故の状況に応じて国や県と連携し、救急・救助や交通規制を実施する。また、国や県と連携を密にし、専門家等の指示に従い、国が実施する措置が迅速かつ適切に実施できるよう定める。

■施策の体系■





■ 施策の内容 ■

第1 事故発生直後の情報の収集・連絡

市は、核燃料物質等輸送車及び原子力発電所等の放射性物質取扱施設において事故が発生したときは、情報の収集に努めるとともに、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

【資料編関連】「資料60 緊急事態区分と措置」
「資料61 運用上の介入レベルと防護措置」

第2 活動体制の確立

1 消防機関の対応

核燃料物質等輸送車及び原子力発電所等の放射性物質取扱施設における事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救急・救助等の必要な措置を講じる。

○ 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

2 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。市長は、応急措置を講じるために必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

第3 消火活動

消防機関は、核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

第4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、次の第5以下に示す措置を講じる。

なお、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、もしくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

市は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

2 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第6 退避・避難収容活動

1 退避・避難等の基本方針

市は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示等の措置を講じる。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障

がい者、外国人、その他要配慮者にも十分に配慮する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(mSv : ミリシーベルト)

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量) (mSv)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は避難。

注：防護対策の内容は以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

(2) 関係市町への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等する。

(3) 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察、その他の関係機関に対し、協力を要請する。

3 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導にあたっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講じる。

4 避難所の運営管理

市は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、自治会等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

5 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

市は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

6 市民への的確な情報伝達活動

(1) 周辺住民への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市及び県は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 市民等からの問い合わせへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

第7 各種規制措置と解除

1 飲料水・飲食物の摂取制限

市及び県は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。

2 解除

市及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったとき、各種制限措置の解除を行う。

第8 被害状況の調査等

1 被災住民の登録

市は、原則として避難所に避難した住民の登録を行う。

2 被害調査

市は、以下の事項に起因して被災地の市民が受けた被害を調査する。

- (1) 退避・避難等の措置
- (2) 立ち入り禁止措置
- (3) 飲料水、飲食物の制限措置
- (4) その他必要と認める事項

3 放射線量の測定

市は、放射線関係事故が発生した場合に、県モニタリングポストから情報収集を行うとともに、市内各地点、特に市民の日常生活に密着する場所で、放射線量の状況を把握するものとする。このほか、市は放射線量の状況の把握に必要な資器材等を確保する。

第9 市民の健康調査等

市及び県は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ、避難所、保健所、医療機関等において健康調査等を実施し、保健所等に健康相談の窓口を開設し、市民の健康維持と心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、「第5編 事故対策編 第1章 事故災害予防計画 第4節 放射線関係事故予防対策」の被ばく治療可能施設の事前把握において、把握されている医療機関と連携を図り、受入れ等を行う。

なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

第10 放射性物質取扱施設事故対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

1 事故情報の収集・連絡

(1) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

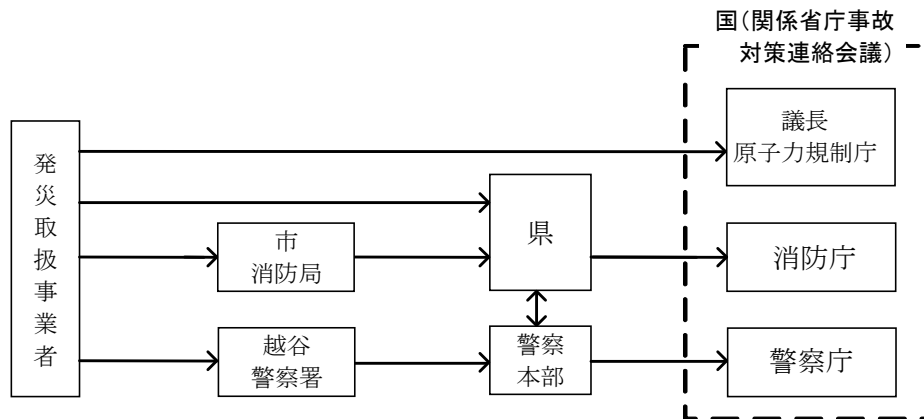
放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防及び国の関係機関に通報する。

- ① 事故発生の時刻
- ② 事故発生の場所及び施設
- ③ 事故の状況
- ④ 気象状況（風向・風速）
- ⑤ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑥ 予想される災害の範囲及び程度等
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



(3) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(4) 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備

市は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、「原子力災害対策指針」及び「国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針」等に基づき国と緊

密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供する。

2 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。また、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

越谷市地域防災計画

令和4年3月

越谷市防災会議

事務局 越谷市危機管理室

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話 048-964-2111（代表）

（この冊子は再生紙を使用しています）



越谷市